

平成 19 年 第 1 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 ( 2 月 2 6 日 )

1. 議事日程	1
1. 追加議事日程	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	4
1. 事務局出席職員	4
1. 説明員	4
1. 開会宣告・開議宣告	5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5
1. 日程第 2. 会期の決定 ( 1 8 日間 )	5
1. 日程第 3. 副議長の辞職許可報告	5
1. 日程第 4. 副議長選挙	5
○副議長あいさつ ( 林議員 )	5
1. 休憩宣告	6
1. 再開宣告	6
1. 日程第 5. 平成 19 年度市政執行方針 ( 島市長 )	6
○教育行政執行方針 ( 藤原教育長 )	15
1. 休憩宣告	20
1. 再開宣告	20
1. 追加日程第 1. 議会運営委員会委員の選任について	20
1. 日程第 6. 議案第 1 号 名寄市民憲章の制定について	20
○提案理由説明 ( 島市長 )	20
○質疑 ( 佐藤 勝議員 )	21
○原案可決	22
1. 日程第 7. 議案第 2 号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の制定について	22
○提案理由説明 ( 島市長 )	22
○質疑 ( 熊谷吉正議員 )	22
○原案可決	25
1. 日程第 8. 議案第 3 号 名寄市道の駅条例の制定について	26
○提案理由説明 ( 島市長 )	26
○経済常任委員会付託	26
1. 日程第 9. 議案第 4 号 名寄市住宅リフォーム促進助成条例の制定について	26

○提案理由説明（島市長）	26
○質疑（高橋伸典議員）	26
○質疑（斉藤 晃議員）	28
○質疑（佐藤 靖議員）	30
○質疑（熊谷吉正議員）	31
○質疑（武田利昭議員）	34
○原案可決	34
1. 日程第10. 議案第5号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	34
○提案理由説明（島市長）	34
○原案可決	35
1. 日程第11. 議案第6号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	35
○提案理由説明（島市長）	35
○質疑（岩木正文議員）	35
○原案可決	36
1. 日程第12. 議案第8号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について	36
○提案理由説明（島市長）	36
○原案可決	36
1. 日程第13. 議案第9号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	37
○提案理由説明（島市長）	37
○原案可決	37
1. 日程第14. 議案第10号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について	37
○提案理由説明（島市長）	37
○原案可決	38
1. 日程第15. 議案第11号 名寄市住宅環境改善等補助条例の廃止について	38
○提案理由説明（島市長）	38
○原案可決	38
1. 日程第16. 議案第12号 合併特例区規約の変更について	38
○提案理由説明（島市長）	38
○原案可決	39
1. 日程第17. 議案第13号 風連町の長の給与等に関する規則の一部改正について	39
○提案理由説明（島市長）	39
○原案可決	39
1. 日程第18. 議案第14号 上川教育研修センター組合格約の変更について	39
○提案理由説明（島市長）	39
○原案可決	40
1. 日程第19. 議案第15号 損害賠償の額を定めることについて	40

○提案理由説明（島市長）	4 0
○質疑（村端利克議員）	4 0
○原案可決	4 1
1. 日程第 2 0. 議案第 1 6 号 市道路線の認定について	4 1
○提案理由説明（島市長）	4 1
○原案可決	4 2
1. 休憩宣告	4 2
1. 再開宣告	4 2
1. 日程第 2 1. 議案第 1 7 号 平成 1 8 年度名寄市一般会計補正予算	4 2
○提案理由説明（島市長）	4 2
○補足説明（石王総務部長）	4 3
○原案可決	4 4
1. 日程第 2 2. 議案第 1 8 号 平成 1 8 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	4 4
○提案理由説明（島市長）	4 4
○原案可決	4 6
1. 日程第 2 3. 議案第 1 9 号 平成 1 8 年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算	4 6
○提案理由説明（島市長）	4 6
○原案可決	4 6
1. 日程第 2 4. 議案第 2 0 号 平成 1 8 年度名寄市介護保険特別会計補正予算	4 6
○提案理由説明（島市長）	4 6
○原案可決	4 7
1. 日程第 2 5. 議案第 2 1 号 平成 1 8 年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	4 7
○提案理由説明（島市長）	4 7
○原案可決	4 8
1. 日程第 2 6. 議案第 2 2 号 平成 1 8 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算	4 8
○提案理由説明（島市長）	4 8
○原案可決	4 8
1. 日程第 2 7. 議案第 2 3 号 平成 1 8 年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	4 9
○提案理由説明（島市長）	4 9
○原案可決	4 9
1. 日程第 2 8. 議案第 2 4 号 平成 1 8 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算	4 9
○提案理由説明（島市長）	4 9
○原案可決	4 9
1. 日程第 2 9. 議案第 2 5 号 平成 1 8 年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算	5 0
○提案理由説明（島市長）	5 0

○原案可決	5 0
1. 日程第 3 0. 議案第 2 6 号 平成 1 8 年度名寄市病院事業会計補正予算	5 0
○提案理由説明（島市長）	5 0
○原案可決	5 1
1. 日程第 3 1. 議案第 2 7 号 平成 1 8 年度名寄市水道事業会計補正予算	5 1
○提案理由説明（島市長）	5 1
○原案可決	5 2
1. 日程第 3 2. 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度名寄市一般会計予算ないし議案第 3 8 号 平成 1 9 年度名寄市水道事業会計予算	5 2
○提案理由説明（島市長）	5 2
○予算審査特別委員会設置・付託	5 3
1. 日程第 3 3. 議案第 7 号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	5 3
○提案理由説明（島市長）	5 3
○予算審査特別委員会付託	5 3
1. 日程第 3 4. 議案第 3 9 号 指定管理者の指定について	5 3
○提案理由説明（島市長）	5 3
○原案可決	5 4
1. 日程第 3 5. 議案第 4 0 号 指定管理者の指定について	5 4
○提案理由説明（島市長）	5 4
○原案可決	5 4
1. 日程第 3 6. 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について	5 4
○提案理由説明（島市長）	5 4
○報告済	5 5
1. 休会の決定	5 5
1. 散会宣告	5 5

## 第 2 号 ( 3 月 6 日 )

1. 議事日程	5 7
1. 本日の会議に付した事件	5 7
1. 出席議員	5 7
1. 欠席議員	5 7
1. 事務局出席職員	5 7
1. 説明員	5 7
1. 開議宣告	5 9
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	5 9
1. 日程第 2. 代表質問	5 9
○質問 (木戸口 真議員)	5 9
1. 休憩宣告	7 8
1. 再開宣告	7 8
○質問 (小野寺一知議員)	7 8
1. 休憩宣告	1 0 0
1. 再開宣告	1 0 0
○質問 (中野秀敏議員)	1 0 0
1. 散会宣告	1 1 3

### 第 3 号 ( 3 月 7 日 )

1. 議事日程	1 1 5
1. 本日の会議に付した事件	1 1 5
1. 出席議員	1 1 5
1. 欠席議員	1 1 5
1. 事務局出席職員	1 1 5
1. 説明員	1 1 5
1. 開議宣告	1 1 7
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 1 7
1. 日程第 2. 代表質問	1 1 7
○質問 (熊谷吉正議員)	1 1 7
1. 休憩宣告	1 3 8
1. 再開宣告	1 3 8
○質問 (猿谷繁明議員)	1 3 8
1. 休憩宣告	1 5 3
1. 再開宣告	1 5 3
○一般質問	1 5 3
○質問 (齊藤 晃議員)	1 5 3
○質問 (渡辺正尚議員)	1 6 3
1. 散会宣告	1 7 3

## 第 4 号 ( 3 月 8 日 )

1. 議事日程	175
1. 本日の会議に付した事件	175
1. 出席議員	175
1. 欠席議員	175
1. 事務局出席職員	175
1. 説明員	175
1. 開議宣告	177
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	177
1. 日程第2. 一般質問	177
○質問 (高橋伸典議員)	177
○質問 (村端利克議員)	188
1. 休憩宣告	198
1. 再開宣告	198
○質問 (佐藤 靖議員)	198
○質問 (田中好望議員)	210
1. 休憩宣告	218
1. 再開宣告	218
○質問 (武田利昭議員)	218
○質問 (駒津喜一議員)	226
1. 散会宣告	235

## 第 5 号 ( 3 月 9 日 )

1. 議事日程	2 3 7
1. 本日の会議に付した事件	2 3 7
1. 出席議員	2 3 7
1. 欠席議員	2 3 7
1. 事務局出席職員	2 3 7
1. 説明員	2 3 7
1. 開議宣告	2 3 9
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 3 9
1. 日程第 2. 一般質問	2 3 9
○質問 (谷内 司議員)	2 3 9
○質問 (竹中憲之議員)	2 5 0
1. 休憩宣告	2 6 0
1. 再開宣告	2 6 0
○質問 (山口祐司議員)	2 6 0
○質問 (宗片浩子議員)	2 6 9
1. 休憩宣告	2 7 8
1. 再開宣告	2 7 8
○質問 (岩木正文議員)	2 7 8
○質問 (黒井 徹議員)	2 9 0
1. 休会の決定	3 0 2
1. 散会宣告	3 0 2



## 第 6 号（3 月 1 5 日）

1. 議事日程	3 0 5
1. 本日の会議に付した事件	3 0 6
1. 出席議員	3 0 7
1. 欠席議員	3 0 7
1. 事務局出席職員	3 0 7
1. 説明員	3 0 7
1. 開議宣告	3 0 9
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3 0 9
1. 日程第 2. 平成 1 9 年第 1 定付託議案第 3 号 名寄市道の駅条例の制定について	3 0 9
○経済常任委員長報告（川村正彦委員長）	3 0 9
○原案可決	3 1 0
1. 休憩宣告	3 1 0
1. 再開宣告	3 1 0
1. 日程第 3. 平成 1 9 年第 1 定付託議案第 7 号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について及び平成 1 9 年第 1 定付託議案第 2 8 号 平成 1 9 年度名寄市一般会計予算ないし平成 1 9 年第 1 定付託議案第 3 8 号 平成 1 9 年度名寄市水道事業会計予算	3 1 0
○予算審査特別委員長報告（猿谷繁明委員長）	3 1 0
○原案可決	3 1 1
1. 日程第 4. 議案第 4 1 号 安全・安心都市宣言について 議案第 4 2 号 教育都市宣言について 議案第 4 3 号 健康都市宣言について 議案第 4 4 号 非核平和都市宣言について	3 1 1
○提案理由説明（島市長）	3 1 1
○原案可決	3 1 2
1. 日程第 5. 議案第 4 5 号 名寄市議会会議規則の一部改正について 議案第 4 6 号 名寄市議会委員会条例の一部改正について	3 1 2
○原案可決	3 1 2
1. 日程第 6. 意見書案第 1 号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書 意見書案第 2 号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書 意見書案第 3 号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書 意見書案第 4 号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書 意見書案第 5 号 耐震構造計算書偽装問題に関する被害者救済に関する意見書	

意見書案第6号	NHK受信料の支払い義務化に関する意見書	
意見書案第7号	少子化の克服へ対策強化を求める意見書	
意見書案第8号	特定健診・特定保健指導に関する意見書	
意見書案第9号	後期高齢者医療制度の充実を求める意見書	
意見書案第10号	生活保護の「母子加算」廃止に反対する意見書	3 1 2
○原案可決		3 1 2
1. 日程第7. 報告第2号	例月現金出納検査報告について	3 1 2
○報告済		3 1 2
1. 日程第8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について		3 1 2
○継続審査（調査）決定		3 1 2
1. 林 寿和副議長退任あいさつ		3 1 3
1. 渡辺宏治議員退任あいさつ		3 1 3
1. 堀江英一議員退任あいさつ		3 1 4
1. 野本征清議員退任あいさつ		3 1 4
1. 斉藤 晃議員退任あいさつ		3 1 4
1. 武田利昭議員退任あいさつ		3 1 5
1. 三宅幹夫議員退任あいさつ		3 1 5
1. 栗栖賢一議員退任メッセージ代読		3 1 6
1. 島市長あいさつ		3 1 6
1. 閉会宣告		3 1 7
1. 質問文書表		3 1 9
1. 議決結果表		3 2 9

平成19年第1回名寄市議会定例会会議録  
開会 平成19年2月26日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員指名	日程第19	議案第15号 損害賠償の額を定めることについて
日程第2	会期の決定	日程第20	議案第16号 市道路線の認定について
日程第3	副議長の辞職許可報告	日程第21	議案第17号 平成18年度名寄市一般会計補正予算
日程第4	副議長選挙	日程第22	議案第18号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
日程第5	平成19年度市政執行方針・教育行政執行方針	日程第23	議案第19号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算
日程第6	議案第1号 名寄市民憲章の制定について	日程第24	議案第20号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算
日程第7	議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の制定について	日程第25	議案第21号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算
日程第8	議案第3号 名寄市道の駅条例の制定について	日程第26	議案第22号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算
日程第9	議案第4号 名寄市住宅リフォーム促進助成条例の制定について	日程第27	議案第23号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算
日程第10	議案第5号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	日程第28	議案第24号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算
日程第11	議案第6号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	日程第29	議案第25号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算
日程第12	議案第8号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について	日程第30	議案第26号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算
日程第13	議案第9号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	日程第31	議案第27号 平成18年度名寄市水道事業会計補正予算
日程第14	議案第10号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について	日程第32	議案第28号 平成19年度名寄市一般会計予算
日程第15	議案第11号 名寄市住宅環境改善等補助条例の廃止について		議案第29号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計予算
日程第16	議案第12号 合併特例区規約の変更について		議案第30号 平成19年度名寄市老
日程第17	議案第13号 風連町の長の給与等に関する規則の一部改正について		
日程第18	議案第14号 上川教育研修センター		

人保健事業特別会計予算  
 議案第 31 号 平成 19 年度名寄市介護保険特別会計予算  
 議案第 32 号 平成 19 年度名寄市下水道事業特別会計予算  
 議案第 33 号 平成 19 年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算  
 議案第 34 号 平成 19 年度名寄市簡易水道事業特別会計予算  
 議案第 35 号 平成 19 年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算  
 議案第 36 号 平成 19 年度名寄市食肉センター事業特別会計予算  
 議案第 37 号 平成 19 年度名寄市病院事業会計予算  
 議案第 38 号 平成 19 年度名寄市水道事業会計予算  
 日程第 33 議案第 7 号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について  
 日程第 34 議案第 39 号 指定管理者の指定について  
 日程第 35 議案第 40 号 指定管理者の指定について  
 日程第 36 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について

#### 1. 追加議事日程

追加日程第 1 議会運営委員会委員の選任について

---

#### 1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名  
 日程第 2 会期の決定  
 日程第 3 副議長の辞職許可報告  
 日程第 4 副議長選挙  
 日程第 5 平成 19 年度市政執行方針・教育行政執行方針  
 追加日程第 1 議会運営委員会委員の選任について

日程第 6 議案第 1 号 名寄市民憲章の制定について  
 日程第 7 議案第 2 号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の制定について  
 日程第 8 議案第 3 号 名寄市道の駅条例の制定について  
 日程第 9 議案第 4 号 名寄市住宅リフォーム促進助成条例の制定について  
 日程第 10 議案第 5 号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について  
 日程第 11 議案第 6 号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
 日程第 12 議案第 8 号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について  
 日程第 13 議案第 9 号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について  
 日程第 14 議案第 10 号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について  
 日程第 15 議案第 11 号 名寄市住宅環境改善等補助条例の廃止について  
 日程第 16 議案第 12 号 合併特例区規約の変更について  
 日程第 17 議案第 13 号 風連町の長の給与等に関する規則の一部改正について  
 日程第 18 議案第 14 号 上川教育研修センター組合格約の変更について  
 日程第 19 議案第 15 号 損害賠償の額を定めることについて  
 日程第 20 議案第 16 号 市道路線の認定について  
 日程第 21 議案第 17 号 平成 18 年度名寄市一般会計補正予算  
 日程第 22 議案第 18 号 平成 18 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算  
 日程第 23 議案第 19 号 平成 18 年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算  
 日程第 24 議案第 20 号 平成 18 年度名寄市介

護保険特別会計補正予算

日程第25 議案第21号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算

日程第26 議案第22号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算

日程第27 議案第23号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算

日程第28 議案第24号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算

日程第29 議案第25号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算

日程第30 議案第26号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算

日程第31 議案第27号 平成18年度名寄市水道事業会計補正予算

日程第32 議案第28号 平成19年度名寄市一般会計予算

議案第29号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計予算

議案第30号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計予算

議案第31号 平成19年度名寄市介護保険特別会計予算

議案第32号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計予算

議案第33号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算

議案第34号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計予算

議案第35号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算

議案第36号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計予算

議案第37号 平成19年度名寄市病院事業会計予算

議案第38号 平成19年度名寄市水道事業会計予算

日程第33 議案第7号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第34 議案第39号 指定管理者の指定について

日程第35 議案第40号 指定管理者の指定について

日程第36 報告第1号 専決処分した事件の報告について

---

### 1. 出席議員（33名）

議長	33番	田	中	之	繁	議員	
副議長	8番	林		寿	和	議員	
	1番	宮	田		久	議員	
	2番	佐	藤		靖	議員	
	3番	竹	中	憲	之	議員	
	4番	岩	木	正	文	議員	
	5番	駒	津	喜	一	議員	
	6番	山	口	祐	司	議員	
	7番	日	根	野	正	敏	議員
	9番	木	戸	口		真	議員
	10番	植	松	正	一	議員	
	11番	高	橋	伸	典	議員	
	12番	猿	谷	繁	明	議員	
	13番	黒	井		徹	議員	
	14番	渡	辺	宏	治	議員	
	15番	田	中	好	望	議員	
	16番	野	本	征	清	議員	
	17番	佐	藤		勝	議員	
	18番	谷	内		司	議員	
	19番	堀	江	英	一	議員	
	20番	熊	谷	吉	正	議員	
	21番	渡	辺	正	尚	議員	
	23番	東		千	春	議員	
	24番	宗	片	浩	子	議員	
	26番	中	野	秀	敏	議員	
	28番	村	端	利	克	議員	
	29番	川	村	正	彦	議員	
	30番	福	光	哲	夫	議員	

31番	齊藤	晃	議員
32番	武田	利昭	議員
34番	三宅	幹夫	議員
35番	小野寺	一知	議員
36番	大久保	光義	議員

---

#### 1. 欠席議員（2名）

22番	栗栖賢一	議員
25番	野々村勝	議員

---

#### 1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤	矩康
書記	間所	勝
書記	久保	敏
書記	佐藤	葉子
書記	熊谷	あけみ

---

#### 1. 説明員

市長	島	多慶志	君
助役	今	尚文	君
助役	小室	勝治	君
総務部長	石王	和行	君
生活福祉部長	山内	豊	君
経済部長	手間本	剛	君
建設水道部長	松尾	薫	君
福祉事務所長	中西	薫	君
上下水道室長	関下	富士夫	君
教育長	藤原	忠	君
教育部長	今	裕	君
市立総合病院事務部長	佐藤	健一	君
市立大学事務局長	中尾	裕二	君
監査委員	森山	良悦	君

---

○議長（田中之繁議員） ただいまより平成19年第1回名寄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

2番 佐藤 靖 議員

7番 日根野 正 敏 議員

を指名いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月15日までの18日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より3月15日までの18日間と決定いたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第3 副議長の辞職許可を報告いたします。

去る2月23日に堀江英一議員から一身上の都合により副議長を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第108条の規定により同日これを許可いたしましたので、報告いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第4 これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に林寿和議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました林寿和議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました林寿和議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました林寿和議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました林寿和議員のごあいさつをいただきます。

林寿和議員。

○副議長（林 寿和議員） 就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議長より副議長に指名推選をいただき、この上ない光栄であります。また、全会一致で御決定をいただきましたことに心よりお礼を申し上げます。また、責任の重大さを痛感いたしているところでございます。

今日地方分権が進められ、地方自治体独自の自主性や主体性が強く求められており、議会が果たす役割と責任は極めて大きなものがあり、合併による課題も山積しておりますが、幸いにして人格、見識とも卓越した田中議長のもと先輩、同僚議員各位の絶大なる御支援をいただきまして、この重責を全うしたいと念願しております。市理事者各位におかれましても格別の御指導と御協力のほどをお願いいたします。

まことに簡単ではございますが、お礼とお願い

を申し上げまして、就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 暫時休憩いたします。  
休憩 午前10時09分

---

再開 午前10時23分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

民生常任委員会の林寿和副委員長の辞任許可に伴う副委員長互選の結果を報告いたします。

民生常任委員会副委員長に宮田久議員が選任されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第5 これより平成19年度市政執行方針・教育行政執行方針を行います。

初めに、平成19年度市政執行方針を行います。島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。平成19年第1回名寄市議会定例会の開会に当たり、市政執行の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

旧2市町の合併から、早くも1年を迎えようとしています。

昨年4月、新名寄市の初代市長として就任以来、市民本位のまちづくりを基本に、公約として掲げた行財政改革や新総合計画の策定を初め各種施策に取り組み、市民の融和と一体感の醸成に努め、「合併して良かった」と実感できるまちづくりに誠心誠意努力をしております。

合併2年目に向け、市民のまちづくりに寄せる期待をしっかりと受け止め、今後とも対話に努めながら、名寄市の限らない発展を目指し、全力で市政執行に当たっております。

さて、国の三位一体改革による影響、未だ回復の実感を持つことができない地域経済の状況などから、厳しい財政運営が続いていますが、合併に

よる行財政でのメリットを最大限に引き出すとともに、なお一層の行財政改革並びに財政の健全化に取り組んでいかなければなりません。

さらには、新総合計画に掲げる施策、事業を着実に実行していくことで、目標とする将来像の実現に向け全力を尽くしたいと考えております。

また、その施策の推進に当たっては、行政の不断の努力はもとより、「まちづくりの主役は市民であり、市民と行政の協働によるまちづくり」を基本理念として全力で取り組んでまいりますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

ここに、市政執行の基本的な考え方について申し上げます。

平成19年度は、多くの市民の参画により策定された、新しい総合計画のスタートの年であり、計画に掲げた具体的な目標を実現するため、実施計画を基本として各種施策を進めていきますが、直面する問題解決に向けて、次の三点の政策に重点をおいて市政運営に当たってまいります。

一点目は、「市民と行政との協働について」であります。

地域の課題に的確にこたえていくため、コミュニティ意識の醸成や地域のつながりを大切にし、市民や企業、NPO、市民活動団体などと行政とが、互いに連携してまちづくりを行う協働のまちづくりを進めてまいります。

また、市民憲章の制定につきましては、「市民憲章検討委員会」から答申を得ましたので、今定例会に提案させていただきました。この市民憲章ができるだけ早く、多くの市民の皆さんに理解され、親しんでいただけるよう推進運動に努めてまいります。

二点目は、「行財政改革の推進について」であります。

新総合計画を効率的・効果的に達成するためには、財源確保や組織機構の整備が求められています。



合併前の両市町で積み重ねてきた努力を引き継ぎ、数値目標を掲げた「新・名寄市行財政改革推進計画」を着実に進めてまいります。

また、職員の資質向上は重要な課題であり、職員研修等の充実に努めてまいります。

三点目は、「活力をもたらす産業の振興について」であります。

市民生活の安定を図り、市民の暮らしを守るためには、基幹産業の農業や製造業等が元気に展開することが重要であります。

また、観光振興による交流人口の確保や産学官をはじめとする連携を促進し、商店街の賑わいづくり、人材の育成や産業の付加価値化と農産物等のブランド化に取り組んでまいります。

以上、市政推進の基本的な考え方について申し上げます。

次に、平成19年度の予算編成について申し上げます。

国の予算は、平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、行政のスリム化・効率化を一層推進し、活力に満ちたオープン経済社会の構築及び健全で安心できる社会の実現を図るべく編成されました。

平成19年度の経済見通しについては、世界経済の着実な回復が続く中、企業部門、家計部門ともに改善が続き、改革の加速化により自律的・持続的な経済成長が期待され、国内総生産の実質成長率は2%と見込まれています。

地方財政対策では、新型交付税が導入され、あわせて地方財政の健全化を図るため、交付税特別会計の新規借入を廃止するとともに、計画的な償還が始まることになりました。

地方交付税は、15兆2,000億円と前年度比4.4%、7,000億円のマイナスとなりましたが、地方交付税の法定率分を堅持した上で、地方一般財源総額は確保されることになりました。

名寄市の平成19年度の各会計予算案は、市民及び職員の融和促進と均衡ある発展を基本に地域

経済・雇用にも配慮し、道の駅整備事業、戸籍電算化事業、市立総合病院整備事業、風連地区市街地再開発事業、農地・水・環境保全向上対策事業、住宅リフォーム促進助成事業などを盛り込み、総合計画に基づき編成いたしました。

一般会計予算案は186億8,596万9,000円で、合併特例振興基金造成債を当初予算に計上したことから、前年度比1.5%、2億8,075万3,000円の増となりました。

8つの特別会計予算案は、前年度比6.4%増の116億9,236万8,000円、企業会計予算案は、前年度比9.6%増の95億9,818万9,000円、全会計の総額では、前年度比4.8%増の399億7,652万6,000円となりました。

また、風連町特例区予算案は、前年度比9.2%減の7,040万6,000円となりました。

少子・高齢化が急速に進展し、地方分権が進む中では、合併を選択しただけでは増え続ける収支不足を簡単には解消できず、老朽化した公共施設の改修を含めた新たな財政負担が顕在化してきました。

このような中で、市民に提供するサービスの範囲と地域・住民の役割との調整を図り、過大な負の遺産を若い世代に残すことなく、年度間のバランスをとり、適切な事業選択と公債管理の上に、既成概念にとらわれず「挑戦者の志」を持って大胆な発想の転換を行い、新しい名寄市のまちづくりを市民と協働して進めてまいります。

次に、市民主体のまちづくりの推進についてであります。

市民の皆さんがまちづくりに参加できる機会を広げ、市民と一体となったまちづくりの推進体制の整備が必要です。そのため、市民自治を基本に市民参加や行政運営のルールを定める「自治基本条例」の制定に向け、市民の皆さんと一緒に作業を進めてまいります。

さらに、市民と行政が協働する仕組みとして、地域自治区の創設に向け、地域の方々と話し合い

を進めてまいります。

また、ボランティアやNPOなどの活動に対する支援に努めるほか、まちづくりの活性化を図るための市民の自主的な研修や活動を支援するまちづくり推進事業を引き続き実施し、市民の皆さんと協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、合併特例区について申し上げます。

風連地区の振興のために、「合併特例区協議会」との連携を深めるとともに、事務事業の円滑な推進に努めてまいります。

次に、広報広聴について申し上げます。

行政運営に対する市民の参画を促進するために、市民が市政を身近に感じることができるよう、広報なよろを初めホームページ、新聞広報、エフエムラジオ放送など、多様な手段で情報公開の充実を図ってまいります。

また、市民の声が反映する市政運営のために、各種懇談会などで市民と地域の意見をお聴きしていきます。

さらに、市民の皆さんと行政情報を共有するため、施設見学会や出前トークなどを充実してまいります。

次に、コミュニティー活動の推進についてであります。

コミュニティー活動につきましては、町内会などの住民組織の活動と拠点となる会館の機能充実を図るための支援を行ってまいります。

次に、情報化の推進についてであります。

平成20年度までに戸籍システムの導入を行い、平成21年度には電算処理による運用開始を目指してまいります。

戸籍事務の電算化により名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所に分散している戸籍簿などを一元管理し、簡素で効率的な戸籍事務に徹して窓口での戸籍証明書の交付時間や戸籍原本作成日数の短縮を図るなど、市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、統計について申し上げます。

少子高齢化、グローバル化、高度情報化、地方分権の進展などに対応するため、各分野において構造改革が進められ、社会経済システム全体が大きく変わろうとしています。こうした変革の中にあって、統計は各種施策の企画・立案に幅広く利用されており、その果たす役割はますます重要なものとなってきています。

平成19年度の指定統計調査は、学校基本調査、商業統計調査、就業構造基本調査、工業統計調査、住宅土地統計準備調査が予定されています。名寄市統計協議会の協力を得て調査が進められますので、市民の皆さんには御理解と御協力をお願いいたします。

次に、交流活動の推進についてであります。

国際交流につきましては、カナダ・カワーサレイクス市リンゼイ地区から交換学生とロシア・ドーリンスク市から市民訪問団を受け入れ、教育や文化の交流を通じて友好親善を深め、国際理解に努めてまいります。

国内交流については、東京都杉並区と山形県鶴岡市藤島地区との間で、子どもたちの交流を含めた人的交流や文化交流を推進するとともに、特産品などの販売活動を通じて両都市との交流が一層充実するよう積極的な取り組みをしてまいります。

東京なよろ会などのふるさと会については、名寄市の情報を発信しながら側面からの支援を行い、大都市との人的・経済的交流を図ってまいります。

次に、行財政改革の推進についてであります。

地方分権が進展している中、持続的に発展していける行財政基盤を確立し、「自己決定」「自己責任」の原則に基づき、自主・自立性を高めた行財政運営がこれまで以上に求められています。今回策定いたしました「新・名寄市行財政改革推進計画」の推進による着実な実行に努めてまいります。

次に、健康づくりの推進についてであります。

「自分の健康は、自分で守る」ことを基本とし、健康意識の啓発を図り、各種がん検診や基本健康

診査を35歳以上の市民を対象に実施しています。

その検診結果を基に、個々にあった健康づくりができるように保健指導の充実に努め、さらには国が提唱している内臓脂肪症候群の予防を柱とした生活習慣病予防対策を推進してまいります。

また、健康増進法に基づき、生活習慣病の予防を中心とした健康づくり運動を展開できるように「健康増進計画」の策定を進めてまいります。

次に、市立総合病院についてであります。

国の医療制度改革大綱に基づき、様々な施策が実施される中で、引き続き道北第3次医療圏の地方センター病院として、地域医療の向上を目指してまいります。

特に地域の病院・診療所との連携を深め、医師の派遣や研修会の開催、市民公開講座による生活習慣病の予防に対する意識の高揚を推進するとともに、高度・多様化している医療ニーズに対応するため、医療施設や機器の整備、診療と看護体制の充実に努めてまいります。

近年、大学からの医師の派遣が中止されるなど、地方においては医師の不足が深刻な問題になっています。

当院においても、精神科の医師確保が最重要課題でありますので、引き続き確保に向けて努力してまいります。

4月からは、小児科に新たな医師3名を迎え、7名体制となりますので、24時間の診療体制で臨んでまいります。これらの救急外来部門、ICU病床の新設、研修医の増加に対応する医局スペース拡充のため、病院の増改築を平成19年度から2カ年で実施いたします。

現在、わが国の診療報酬の体系は、各診療行為の点数を合算した出来高払い方式を基本としていますが、医療財政の悪化などの医療環境の変化に伴い、平成15年4月から「DPCによる包括評価制度」が導入されています。

今後は、慢性期や外来等もこの制度へ移行することが検討されていますので、当院においても平

成19年度からDPCへの取り組みを行ってまいります。

次に、児童福祉の推進についてであります。

昨年10月にスタートしました「認定こども園」制度への取り組みにつきましては、名寄市幼児教育振興会を通じて、市内の各幼稚園と検討を重ねているところです。少子化時代に対応した新しい形の保育のあり方が実現するよう進めてまいります。

また、安心して子育てができるよう、ひとり親家庭への支援や最近特に深刻化している児童虐待について、関係機関と連携し適切に対応してまいります。

次に、高齢者福祉の充実にについてであります。

平成19年1月末における高齢者人口は7,946人、高齢化率が25.3%と高齢化が進んでおります。新たに統合された名寄市第3期高齢者保健医療福祉計画に基づき、高齢者対策事業を推進してまいります。

比較的虚弱な高齢者の方々を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するため、4月に設置する「名寄市地域包括支援センター」を中心に、今日まで、先進的に取り組んできた元気会などをはじめとした介護予防事業を実施してまいります。

介護保険事業では、平成19年度から保険料を統一し、新たに介護予防給付を実施いたしますので、運営の充実に努めてまいります。

次に、障がい者福祉の推進についてであります。

名寄市の障害者福祉施策は、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本とする「名寄市障害者福祉計画」に基づいて推進していますが、この計画は平成19年度が最終年度となります。この間、支援費制度への移行や障害者自立支援法の施行など、福祉を取り巻く情勢が大きく変化したことに伴い、計画の内容を一新し、第2期名寄市障害者福祉計画として本年度中に策定する予定であります。

次に、廃棄物処理対策についてであります。

昨年4月から完全実施しました紙製容器包装廃棄物の資源収集は、予定していた収集量を下回る状況にあります。まだその多くが、炭化ごみや埋立ごみとなっていますし、資源として排出された中でも、紙以外のごみの混入が見受けられます。今後とも粘り強く、分別の徹底やごみの適正排出について、啓発・指導を行ってまいります。

ごみの減量化では、本年度も生ごみ堆肥化容器購入助成や段ボールコンポストの普及促進を実施してまいります。

また、環境美化活動の推進では、時節にあわせた清掃週間を設定し、環境衛生推進員の皆さんを中心に町内会と連携して、まちなかの環境美化に取り組んでまいります。

次に、消防事業についてであります。

風連地区のひとり暮らしの高齢者住宅に設置している緊急通報システム端末装置は、導入から13年が経過し、故障に対応できない状況にあることから更新を図り、高齢者の住宅不安解消及び人命の安全確保に努めてまいります。

住宅火災から「命」を守るために、平成18年度から「住宅用火災警報器」の普及に努めてきましたが、継続して住民周知を図ってまいります。

また、広報消防自動車の更新を図り、消防体制の充実に努めてまいります。

次に、交通安全対策についてであります。

市民の人命尊重を第一に交通事故防止に努めてまいりましたが、昨年は、残念ながら3人が交通事故で亡くなる結果となりました。

安全で快適な住みよい社会を実現するため、高齢者対策や冬期対策など、本市の地域特性に応じた幅広い交通安全運動を進めてまいります。

次に、生活安全対策についてであります。

犯罪のないまちづくりに向けた広報活動の充実と啓発運動を推進するため、平成18年度には公用車5台に青色回転灯を整備しました。本年度も「安全・安心円卓会議」を開催し、各地区の安心会議や関係機関、団体と情報交換を行い、市民生

活の安全確保に努めてまいります。

次に、消費生活の安定についてであります。

消費生活につきましては、国際化、情報化、高齢化や規制緩和などにより大きく変化しています。

消費者自らが正しい消費知識を得るために、消費者活動団体などと連携を図りながら、適切な情報提供、消費相談、啓発活動に努めてまいります。

次に、住宅の整備についてであります。

西町団地建替事業は、平成15年度から工事に着手し、これまでに13棟26戸が完成いたしました。平成19年度は3棟6戸が12月に完成の予定です。

北斗・新北斗団地建替事業は、平成18年度に策定した建替基本設計に基づいて、住み替え住宅建設の実施設計を行う予定です。

新規事業としては、白かば団地及び新北栄団地の屋根張替工事を年次計画で実施いたします。

また、新市における住宅マスタープランの見直し業務については、本年4月から実施してまいります。

次に、都市環境の整備についてであります。

定住人口の減少、急速な高齢化を踏まえ、将来を見据えたまちづくりを進めることが必要となっています。このため、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりや歩いて暮らせるコンパクトで住みやすいまちづくりを推進するため、名寄都市計画用途地域内の徳田地区工業地域について、土地利用の見直しを図り、工業地域に特別用途地区を設定する作業を進めているところであります。

次に、公園の整備について申し上げます。

風連地区の天塩川河川緑地パークゴルフ場は、本年から18ホールを供用し、残り18ホールの造成を実施してまいります。

次に、風連地区の市街地再開発について申し上げます。

事業を実施するに当たり、国土交通省令に基づき、認可の申請に必要な調査設計計画の委託事業を実施しなければなりません。これらに要する

費用の一部を補助し、事業の推進に向けて支援を  
してまいります。

次に、水道事業についてであります。

上水道の拡張事業では、区域拡張を踏まえ国道  
239号17から18線の配水管布設を計画して  
おります。

配水管網整備事業につきましては、道路改良な  
どに伴う配水管の布設替え及び漏水調査と配水管  
洗浄を実施するとともに、老朽管による更新工事  
と郊外地区における管網整備を積極的に実施して  
まいります。

また、上水道は、おいしく安全で最も安定した  
飲料水を市民に供給することを基本として事業運  
営を図っておりますが、ここ数年、水道使用量の  
減少傾向にありますので、水道事業会計の健全化  
を図るため、水道水利用拡大に取り組むとともに、  
平成19年度に使用料改定の条例改正を提案いた  
したく、準備を進めてまいります。

次に、下水道事業についてであります。

平成19年度は、汚水が河川へ流出する汚濁防  
止対策として、昨年から実施している合流改善事  
業の滞水池土木建築工事を債務負担行為で実施い  
たします。

下水処理場におきましては、昭和53年に設置  
した電気施設の老朽化に伴う、中央監視設備と運  
転操作設備の更新を計画しております。

農村部における個別合併浄化槽整備につしまし  
ては、これまで370基が完成し、本年度は16  
基の設置を予定しています。

また、下水道は快適な生活を営むために最も重  
要な施設であり、今後も施設整備を進めてまいり  
ますが、供用開始以来稼働している施設の老朽化  
に伴い、維持管理費及び機器更新費が年々増加し  
ているところであります。

下水道の経営健全化に向けて、平成19年度に  
使用料改定の条例改正を提案いたしたく、準備を  
進めてまいります。

次に、道路事業についてであります。

国土交通省関連事業は、継続事業で道路交付金  
事業による北7丁目道路改良事業のほか3路線、  
新規事業で19線道路改良事業と、まちづくり交  
付金による風連地区東3号歩道改修事業を実施し  
てまいります。

防衛施設局関連では、菊山線道路改良事業を継  
続して実施いたします。

次に、除排雪事業についてであります。

除雪につきましては、冬の快適な生活環境を確  
保し、安全な市民生活や産業活動を維持するため、  
車道464キロメートル、歩道60キロメートル  
の実施を予定しています。

排雪では、交通安全対策として、道路幅員確保  
のカット排雪と交差点の見通し確保のための角切  
排雪を実施いたします。

また、名寄市除排雪助成事業であります市道・  
私道除排雪助成及び排雪ダンプ助成につきまして  
は、従来どおり名寄地区で実施してまいります。

名寄市除排雪業務につきましては、名寄地区及  
び風連地区の一部で、それぞれの地区の事業協同  
組合に委託していますが、作業の効率化と整備水  
準の向上に努めてまいります。

なお、両地区における除排雪の実施基準が異な  
っているため、早い時期に統一を図ってまいりま  
す。

次に、農業・農村の振興についてであります。

本市の農業は、関連産業との連携を通じて地域  
の経済社会を支える基幹産業として重要な役割を  
果たしてきたところです。

しかし、農業従事者の高齢化や担い手の減少、  
農畜産物価格の低迷や農畜産物の輸入拡大、さら  
にはWTO、EPA交渉等国际規律の強化など、  
農業・農村を取り巻く情勢は大きく変化していま  
す。

これらの背景を受けて、国の「新たな食料・農  
業・農村基本計画」に基づき、経営所得安定対策  
が導入されます。

このような農政の大きな転換期における名寄市

農業・農村の新たな構築を図るため、「新名寄市農業・農村振興計画」を策定し、総合的・計画的に各種施策を推進してまいります。

次に、新たな米の需給調整システムについて申し上げます。

平成19年度からの品目横断的経営安定対策の導入とあわせて、19年産から新たな需給調整システムに移行することが決定されており、これらを受けて名寄市農業振興対策協議会において、旧市町の水田農業推進協議会を統合し、新産地づくり交付金の活用方法及び米の数量配分を一本化することとしました。

平成19年産米のもち米については、北海道では3年連続の豊作による供給過剰の状況から、需給と価格の安定を図るために平成19年からの2カ年を目途に10%の自主削減をすることとしました。うるち米につきましては、全国の作況指数が96で不作だったことや道産米の評価が向上したことを受け、名寄市は2ランクに向上し19トン増の配分がありました。

また、新産地づくり対策につきましては、本体部分の「産地づくり交付金」、もち米自主転作及び地域振興作物加算等の「新需給調整システム交付金」、担い手集積加算等の「稲作構造改革促進交付金」、耕畜連携水田活用対策を加え、入り口ベースで総額約11億円となり平成18年度の交付実績額と比較すると約6%増額の見込みです。

現行対策の実績と検証を踏まえ、新「水田農業ビジョン」においては、水田農業の持続的発展を図るため有効活用し、体質の強い担い手農家の育成と振興作物の安定確立を図ってまいります。

次に、品目横断的経営安定対策について申し上げます。

平成19年産からはじまる本対策の2月末での対象者は、米、麦、大豆、てん菜、澱原用馬鈴しょの5品目の作付け実績農家609戸のうち447戸、73%が対象となり、面積では4,493ヘクタールのうち4,022ヘクタール、90%が対

象の見込みです。4月以降に本格的な申請となりますが、農協をはじめ関係機関と協力しながら、新制度の周知徹底や認定農業者の確保と利用集積を促進し、新制度への円滑な移行を進めてまいります。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

本市の農業・農村振興計画に基づき、農業振興作物や農業形態に対応した営農指導に取り組んでまいります。振興センターの主な業務として、営農指導をはじめ土壌診断、試験・展示ほ場の設置、アスパラガス大苗の供給事業などを継続して実施してまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

食品の安全・安心への消費者意識が高まる中、牛乳生産においても衛生的生乳を重視した良質原料乳確保に対する要望が強まっています。引き続き生産抑制を強いられる厳しい環境下にありますが、自給飼料を基盤とした良質粗飼料の確保、飼養管理技術の向上、個体改良を推進し、家畜排せつ物の有効利用を図るべく資源循環型の畜産経営を推進してまいります。

公共牧野については、乳牛飼育農家の労働負担の軽減と粗飼料確保、コスト低減を図るため実施しており、平成19年度は、母子里地区共同牧場においても指定管理者制度を導入し、効率的で適正な管理運営をしてまいります。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

国の牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法や牛トレーサビリティ法に基づき、より安全・安心な食肉処理場として、衛生管理に配慮した施設整備に努めてまいりました。

また、厚生労働省からの指導もあり、平成20年までには中止しなければならないピッシング方式（失神させた牛の頭部にワイヤ状の器具を挿入して脳神経組織を破壊する作業）を、衛生上の問題や現場職員の安全性の面を考慮し、不動物化施設として整備してまいります。

このことにより、施設の安全な作業環境と適正な食肉処理業務を確立し、安全・安心な食肉の供給体制確立と畜産農家の経営安定のため、食肉センターの円滑な運営に努めてまいります。

次に、農業・農村整備事業について申し上げます。

継続中の道営事業につきましては、智恵文地区において「道営畑地帯総合整備事業」により、暗渠排水、土層改良などの再整備を行い、経営の安定化と生産性の向上に努めてまいります。

また、財団法人北海道農業開発公社が事業主体の「畜産担い手育成総合整備事業」では、平成15年度から飼料基盤整備及び家畜排せつ物処理施設の整備を行い、生産性の向上と経営の安定を図るため実施してまいりましたが、本年度の草地造成、草地整備、暗渠排水、畜舎などの整備で事業が完了する予定です。

「道営地域水田農業支援緊急整備事業」では、水田利活用の推進と多面的機能を発揮し、効率的・安定的な経営体の確立と地域水田ビジョンの実現のため、風連・名寄地区で区画整理、暗渠排水、用水路などの整備を実施してまいります。

また、「道営経営体育成基盤整備事業」では、経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するために共和地区、東豊地区、瑞生地区で暗渠排水、客土、用水路などの整備を実施します。

北海道では、基盤整備の推進による食糧自給率向上と環境と調和した農業を持続するため、「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」を平成18年度から平成22年度までの5カ年で実施することとしています。この事業の導入により、担い手を育成・支援するための生産基盤や公共性の高い基幹水利施設の整備において、農家負担の軽減を図ってまいります。

次に、平成19年度から導入される「農地・水・環境保全向上対策」について申し上げます。

本対策につきましては、年明け以降、総務省から同事業に対する制度の内容が徐々に示される中

で、関係団体からも強い要望があり、北海道としても、当初予算の4億円を7億円に増額するなど状況の変化が見られます。

本市においても、これらのことを踏まえて、平成19年度予算に1地区の事業費4,580万円を見込み、市負担分の25%、1,145万円を計上することといたしました。

ただし、北海道の当初予算については、全道要望額を満たす額ではなく、平成19年度補正での対応が予想されますので、今後も推移を見ながら対応してまいります。

次に、林業の振興についてであります。

近年、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水質源のかん養など「森林の公益的機能」に対する関心が高まっていますが、これまで森林を守り育ててきた林業は、依然として厳しいものがあり、組合員の減少に加え、木材価格の低迷や林産業コストの上昇、さらには森林所有者の林業経営に対する意欲の減退、後継者不足などから、森林の保育、森林整備を推進していくことが極めて困難な状況となっており、放置される森林が急増し、山づくりに対する意欲が減少傾向にあります。

こうした中、森林所有者の負担軽減と優良森林資源確保のため「森林整備地域活動支援交付金」や「21世紀北の森づくり推進事業」など、助成制度を活用した民有林造林事業を推進してまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

名寄地方における景気動向について、地元金融機関の第21回景況レポートによると、企業の景況感を示す業況判断指数(DI値)は、昨年10月から12月までの実績で前期(昨年7月から9月期)に比べ11.0ポイント悪化となり、マイナス基調で推移し厳しい状況が続いています。来期の見通しについても引き続き停滞感を強めていることが伺われます。

昨年暮れに出店説明のあった徳田地区の大型店については、1月30日に北海道のガイドライン

に沿った出店計画書の提出がなされ、2月11日には市内において出店説明会が開催されたところです。名寄地区における小売店売り場面積は平成16年度調査で41,436平方メートルであり、新たに22,301平方メートルが追加となると、既存の小売店を含め中心市街地は大きな打撃を受けることは明らかと考えているところです。このような状況にありますが、市内においては商工業が活性化するように中小企業振興条例について、商工会議所、商工会など関係団体と連携し有効活用を図るなど、大型店出店の動きにも対応してまいります。

中小企業の新たな支援策として、住宅改修の促進、快適な住環境の整備を目指し、3年間の時限を設けて住宅リフォーム促進助成事業に新たに組み込んでまいります。補助の申請は個人となりますが、市内の建設産業の振興と雇用の安定を図ることを目的に、100万円以上の改修工事に対し、定額で20万円を助成しようとするものです。

また、チャレンジ支援事業を創設し、新規創業、第二創業、店舗の新築・増改築についても支援を行ってまいります。

中心市街地活性化基本計画につきましては、「中心市街地活性化に関する法律」に基づき、市が中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、基本的な計画を作成することとなっています。作成にあたっては、商工会議所が中心となって組織する「中心市街地活性化協議会」の意見を聴くことになっていますので、これから組織される協議会とも十分連携を図りながら、基本計画の策定に努めてまいります。

公設市場においては、流通変革・人口減などによって、取扱量・取扱高は減少してきており厳しい状況にあります。丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社では、企業内努力を続けておりますので、今後とも販路拡大、生鮮食料品の安定供給に向けた努力を促すとともに、支援をしてまいります。

次に、雇用の確保についてであります。

雇用環境は、より一層深刻な状況にあります。昨年12月末の月間有効求人倍率は全道で0.53倍、名寄公共職業安定所管内では0.41倍となっており、引き続き厳しい状況に変わりはありません。ただし、高等学校の新学卒の動向については、昨年12月末で求人数では前年を66.1ポイント上回り、求人倍率は1.68倍になっており、職業別では技能工、販売に大きな伸びがみられます。

季節労働者対策としては、これまで30年間続いてきた冬期技能講習の制度は18年度で終了することとなります。最終となる技能講習会は2月1日から始まっており、近隣を含めて勤労者企業組合45人、名寄建設業協会50人、総体では前年度実績対比63.3%の受講状況となっています。さらに、風連建設業協会主催での講習会も3月に予定されています。季節労働に伴う19年度からの国の新しい制度内容が近々示されますので、地域実情を最優先した雇用拡大、冬場の雇用安定に軸足を置いた実効性のあるものになるよう、引き続き関係機関と協議を行い、環境を整えていきたいと考えております。

厳しい雇用環境にある中、労働環境も厳しく、労働相談員の役割も重要なものと考えています。現在、6人の相談員が配置されていますが、一層協議を行いながら連携し、相談活動を充実してまいります。

次に、観光の振興についてであります。

自然文化的な観光資源の豊かさを最大限に活かし、観光事業を法人の名寄・風連両観光協会と連携し実施してきています。近年は体験型観光、アウトドアへの志向が強まり、歴史や気候風土、産業に関する文化的側面のニーズの高まりから、参加型観光への需要が拡大されてきています。ひまわり畑、健康の森、道立サンピラーパーク、ピヤシリスキー場、望湖台自然公園など、そのステージは広がっていますので、観光協会や指定管理者などの民間活力と一緒に、交流人口の拡大に努めてまいります。



ピヤシリスキー場につきましては、第1リフト減速機のオーバーホール工事を行います。また、若者を中心として利用の多いスノーボードコース、家族連れで楽しめるキッズコーナーなどの整備を行い、安全で安心して楽しめるスキー場として整備してまいります。

道の駅事業につきましては、地域とともに作る個性豊かな賑わいの場として、平成20年2月の完成を目指し、本年7月に工事着手いたします。オープンは平成20年4月を予定しており、交流・集いの場となるよう整備していきます。これまで関係団体とも協議を重ねてきており、安全・快適・潤いを与える道の駅、情報発信など地域経済活性化の拠点施設として整備してまいります。

次に、名寄市立大学並びに市立名寄短期大学についてであります。

去る2月1日、平成19年度の短期大学児童学科の一般入試を行いました。

定員25名に対し、前年度と比べて3名減の96名の志願者があり、10日に37名の合格者を決定いたしました。募集停止をした生活科学科は、本年3月末をもって廃止手続きをとる予定であります。

次に、大学保健福祉学部の一般入試前期では、各学科の定員25名に対し、栄養学科で80名、看護学科で166名、社会福祉学科で103名の合計349名、4.65倍の志願者があつたところです。昨日、札幌市と名寄の2会場で入学試験を行い、3月6日に合格者の発表を予定しております。

大学入試センター試験に参加して初めての試験であり、志願者数の予測に苦慮しましたが、各学科とも目標数値を確保することができました。

今後も教育研究水準の向上に努めるとともに、グラウンドをはじめとする施設整備を計画的に進めてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と、基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆さん、並びに市民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げ、平成19年度の市政執行方針といたします。

○議長（田中之繁議員） 次に、平成19年度教育行政執行方針を行います。

藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） おはようございます。私からは、平成19年第1回名寄市議会定例会の開会にあたり、名寄市教育行政の基本的な方針と施策の概要を述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

まずはじめに、昨年3月27日に新しい名寄市が誕生して以来、合併に伴う当面する諸課題についてその解決に鋭意取り組んでまいりましたが、今年さらには一歩前進して「知性と感性をみがき、こころ豊かな人と薫り高い文化を育み、希望に輝くまちをつくります。」をキーワードに様々な教育活動の円滑な推進を図り、市民の期待と信頼にこたえる大切な年であります。

国では、昨年の12月に教育基本法が改定され公布されました。これまでの教育は、昭和22年に制定された旧教育基本法のもとで、国民の教育水準を向上させ、社会経済の発展を支えてまいりました。しかし、制定以来半世紀以上が経過したことから、社会の変化に対応した新しい時代の教育理念が明示されたものであります。更に、去る1月24日には、政府の教育再生会議が、ゆとり見直しやいじめ対策、教育委員会制度の改革などについて、その第1次報告を行ったところであります。これらに関連する法案の推移や世論構成などについて、今後ともしっかりと見極めてまいりたいと考えております。

また、北海道教育委員会では、昨年10月にこれからの北海道がめざす教育の理念や方向性を明確にし、本道教育を計画的、総合的に推進するため、北海道教育ビジョンを策定いたしました。

このビジョンは、平成20年度からおおむね10年間を想定した教育長期総合計画の基本理念を

示すもので、「社会で生きる実践的な力の育成」、「豊かな心とすこやかな体の育成」、「信頼される学校づくりの推進」など五つの基本目標からなっており、今後の具体的方策への取り組みについて、その動きを把握してまいりたいと考えております。

名寄市においては、平成19年度以降の新しい名寄市総合計画が策定されました。教育行政におきましても、その整合性を図り、「心の合併」を目指して市民と共に歩む教育の推進に努めながら、名寄市における教育の諸課題解決を図ってまいりたいと考えております。

以下、新年度の主要施策についてその概要を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

学校教育につきましては、今日までの教育成果を踏まえながら、諸施策の実現に力を注ぎ、「確かな学力」と「豊かな心」を培うよう教育内容の充実に努めるなど、保護者や市民の期待にこたえ信頼される学校づくりを進めてまいります。

学力の向上につきましては、児童生徒一人一人が、生涯にわたってたくましく生きる力を培うために、それぞれがもつ個性や能力を最大限に伸ばしていくことが重要であります。

そのため、適正な教育課程を編成・実施するとともに、少人数指導やティーム・ティーチングなど指導方法の工夫・改善に努めるなど、個に応じたきめ細かな学習指導の充実に努めてまいります。

特に、読解力を通して総合的な学力の向上を図るため、朝読書や読み聞かせなど読書活動を推進するとともに、家庭学習の励行と基礎・基本の定着に努めてまいります。

豊かな心を育む教育の推進につきましては、生命を大切にする心、思いやりの心などとあわせて倫理観や規範意識、社会性などを育成することが、極めて重要となっております。

日常的な道徳指導をはじめ、「総合的な学習の時間」における社会体験、名寄の恵まれた自然や

優れた人材など、豊かな教育資源を十分に活用した体験学習等を通して、教育効果を一層高めることができるよう努めてまいります。

小学校3・4年生で使用いたします社会科副読本につきましては、市内における統一した副読本の使用に向け、名寄市教育研究所の協力のもとに、平成20年度配布に向けて編集作業を進めております。

国際理解教育につきましては、諸外国の生活・文化の理解を深めるため、ALTの活用はもとより様々な分野において外国人との交流を深めるなど、地域に根ざした教育活動を推進してまいります。

本年4月からスタートする特別支援教育につきましては、名寄市教育委員会として、専門家チームや巡回相談員を単独で選任し、児童生徒の教育的ニーズに応じた支援が適切に行われるよう努めるとともに、各学校や保護者等への制度理解への促進を図るなど、国や道の動きとあわせてその円滑な推進に努めてまいります。

また、名寄市立大学との連携のもと特別支援教育推進実践学校を指定し、学生のティーチングアシスタントによる支援の取り組みを進めるなど、各学校における指導体制の一層の充実にに向けた研究を進めてまいります。

食育につきましては、食生活習慣の乱れが発達段階にある児童生徒に深刻な影響を及ぼしていることから、学校給食や生活科・家庭科の時間はもとより、学校教育全体の中で、望ましい食習慣の形成と自己管理能力の育成に努めてまいります。

また、教育相談活動につきましては、教育相談センターとの連携を深めるとともに、現在、名寄中学校など3校に週3回派遣している「心の教室相談員」を週5回の派遣に拡大し、生徒の悩みや不安を受け止めストレスを和らげるなど、心の安定と問題行動の未然防止に努めてまいります。

大きな社会問題となっているいじめにつきましては、北海道教育委員会が昨年12月全道一斉に

実態把握のアンケート調査を実施いたしました。

3月下旬には最終的な集計結果を通知、公表する運びとなっておりますが、名寄市教育委員会といたしましては、既に各学校に対して体制づくりを求め、いじめ撲滅に向けての取り組みを進めているところであります。

平成19年度におきましては、学校教育推進の重点にいじめ問題について盛り込むなど、生命に畏敬の念を持ち、他を思いやる心を育てる教育の一層の推進に努めるとともに、保護者や関係機関とのより緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

児童生徒の健康・安全確保につきましては、保健所や薬剤師会など関係機関との連携のもと予防対策や衛生管理の徹底を図り、学校における環境衛生の保持及び児童生徒の健康保持に努めてまいります。

また、校内外における事件・事故の未然防止に向けて、児童生徒や教職員が速やかに対処できる能力と知識を習得するため、各学校での危機管理マニュアルに基づく訓練の実施に努めるとともに、各小学校区に設置されている安心会議の機能強化を図り、「地域の子どもは地域全体で守る」ことを基本に、地域や保護者・関係機関との連携を一層深めるなど安全対策を充実してまいります。

教育施設・設備の整備につきましては、名寄西小学校のグラウンド散水栓設置工事、豊西小学校のボイラー設置工事など安全で快適な教育環境の充実に努めてまいります。

また、昨年の小学校に引き続き、新年度は全中学校の教育用コンピュータの更新を行ない、これからの高速ネットワーク社会に対応したコンピュータの基礎的操作の習得を図るとともに、児童生徒が適切な情報を主体的に選択し、活用できる情報活用能力や情報を利用する上でのモラルの育成に努めてまいります。

小中学校の適正配置につきましては、昨年8月に有識者等からなる名寄市小中学校適正配置等検

討委員会を設置いたしました。2月6日に、小学校では市街地区において1学級20人から30人で各学年2学級、学級数12学級、児童数360人程度、また、中学校では1学級20人から30人で各学年4学級、学級数12学級、生徒数360人程度が望ましいとする基本的な考え方と、今回は、教育委員会としての学校配置に関する具体的な提案を受けて、適正配置のあり方について、再度検討・協議するとの報告答申をいただいたところであります。

今後は、名寄市教育目標を基本にしながら、長期展望に立って、教育委員会としての方針・具体案をまとめ、再度適正配置等検討委員会に諮問し、平成19年度中には報告を受け、小中学校適正配置計画を策定してまいります。

また、校舎等の改築などにつきましては、先に実施いたしました耐震化優先度調査の結果が2月に出了したので、これを受け、対象校舎等それぞれについて危険改築・大規模改造・耐震補強等の対応策を検討し、適正配置計画の策定と併行しながら、平成19年度中に学校教育施設の整備計画を策定してまいります。

市内高等学校の再編につきましては、北海道教育委員会が平成20年度以降の高校教育に関する指針づくりを進めており、素案では思い切った再編整備による学校規模の適正化を提示しております。

市内4校の今年の出願状況は、400人の定員に対し311人の出願者となっており、特に、風連高校では出願者数が4人と大幅に定員割れの状態となりました。

教育委員会といたしましては、適切な時機に名寄市の考え方を的確に道教委に提示し、高校進学者の多様な選択肢を確保するとともに、良好な教育環境の維持に努めてまいります。

次に生涯学習について申し上げます。

近年、生活環境の変化や価値観の多様化が進展する中、人々が求める学習機会の確保と学習情報

の提供を通じて市民の自主的な活動を支援・促進するなど、心豊かな人づくりと希望にあふれたまちづくりに努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、学校教育とともに社会教育の責任が一層重要なものとなっており、自然とのふれあいや仲間との助け合いの心を育む機会の充実を図ってまいります。

家庭と地域の教育機能の向上につきましては、地域や家庭環境の変化、地域社会としての意識や連帯感の希薄化が進んでおり、家庭教育学級の学習内容を見直し、参加者の拡充に努めるなど家庭の教育力の一層の充実を図ってまいります。

高齢者の学習活動は、市内に3カ所の高齢者大学（学級）があり、それぞれが歴史と伝統を重んじた活動を継続しております。

自らが学びあえる学習機会を提供するとともに、地域の生活文化を伝承する異世代間交流や高齢者の豊かな経験や能力を生かす機会づくりをすすめてまいります。

公民館講座につきましては、市民ニーズを的確に把握しながら講座内容の充実を図ってまいります。また、風連地区では分館を主体とした自ら学びあえる自主的な学習組織を通して活動の活性化を目指してまいります。

成人式は、昨年度、名寄、風連それぞれの会場で開催いたしました。今年度からは合併後の市民の一体感を強める意味も含めて統一して実施してまいります。

社会教育施設の使用料（利用料）につきましては、名寄地区、風連地区で差異があるため社会教育施設全体の使用料（利用料）見直しと、指定管理者制度の導入を視野に検討をすすめてまいります。

また、社会教育施設は昭和40から50年代に建設した建物が多く、全体的に老朽化がすすんでいるため、計画的な改修に努めてまいります。

次に女性児童センターについて申し上げます。

女性児童センターは、館を利用する方々の支援

を得ながら、同好会活動や各種講座の開催など地域住民が気軽に利用できる交流の場としての役割を果たせるよう、創意工夫し運営してまいります。

また、児童の心身の健康を増進する場としての活用とあわせて、子を持つ親の子育て交流の場としての機能をさらに高めるなど、安心できる子育て支援をしてまいります。

南児童クラブでは、自然とのふれあいや親子のきずなを深める行事をより積極的に採り入れるなど、クラブ利用児童保護者との共通理解を大切にしたい運営に努めてまいります。

次に青少年センターについて申し上げます。

青少年センターは、学校・地域及び青少年健全育成関係団体等と連携して、街頭巡視・指導活動を行い、児童生徒の安心・安全確保と非行防止に努めるとともに、青少年非行の温床となるような有害な環境の浄化に積極的に取り組んでまいります。

また、青少年健全育成団体相互の情報交換を通して、青少年の健全育成に対する啓発活動を推進してまいります。

次に教育相談センターについて申し上げます。

教育相談センターは、教育委員会内のいじめ・不登校等に係わる相談窓口を一元化するために、昨年度新たに新設されたものであります。

まず、ハートダイヤルでは、いじめ、不登校、引きこもり、虐待等の多様な悩みを一刻も早く受け止め、早期対処に努めております。

近年の相談件数の増加に対応して、新年度は更に相談員の増員を図るとともに、電子メールによる相談受付についても検討してまいります。

また、開設3年目を迎える適応指導教室では、不登校及びその傾向にある児童生徒の学校復帰や個々の進路に向けた自立を支援しており、今後とも教育相談センターの職員が一体となり、小中学校や心の教室相談員との連携を強化し、通室児童生徒の学校復帰への環境づくりに、積極的に取り組んでまいります。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

地域を支える情報拠点及び市民の知的保障機関として、図書の充実と電算化による蔵書管理の効率化を図り、迅速で的確な利用者サービスに努めてまいります。

「子どもの読書活動推進計画」につきましては、3月の教育委員会に諮った後、新年度からその計画に基づき家庭・学校・地域等での子どもの読書活動の推進・普及に取り組んでまいります。

風連分館は昨年12月より改修工事を実施しておりますが、2月末日に完成予定であり、生涯学習の情報拠点施設として環境の整備を進め、4月からリニューアル開館いたします。

また、分館蔵書の電算化につきましては、平成20年度稼働に向けて努力してまいります。

次に、市立木原天文台について申し上げます。

新年度は、8月に皆既月食の観望会及びインターネットライブ中継を開催いたします。また、移動天文台車を利用した一般及び児童生徒の学習目的の観望会を実施し、天文普及の促進を図ってまいります。

また、新年度も引き続き名寄市と北大大学院理学研究科の相互協定に則り、最先端の観測・研究の実施、大学院生の観測実習の受入れとともに、精度の高い天文観測情報を発信してまいります。

天文台建設にあたっては、新名寄市総合計画の前期に位置づけられたことから、北大及び関係機関との協議を重ね、早期における具現化に向けて努力してまいります。

次に、北国博物館について申し上げます。

新年度の普及事業のうち展示会につきましては、「ヒグマ」「エンレイソウ」「松浦武四郎」などをテーマに引き続き地域理解を深める事業を行う予定であります。

合併に伴う情報検索と映像展示につきましては、平成19年度から3年計画で更新にむけての作業を進めてまいります。

文化財につきましては、北海道開発局からの委

託をうけ、一般国道40号名寄バイパス延伸に伴う埋蔵文化財の発掘調査を予定しております。

次に、学校給食センターについて申し上げます。

市民の皆様には、広報なよろ2月号で給食センター統合に関する経緯と経過などについてお知らせしたところでありますが、新年度からは、風連学校給食センターを名寄市学校給食センターと統合し、一層効果的な食育の推進を図るとともに、地場産品を積極的に活用し、安全・安心で栄養バランスに配慮した学校給食の実施に努めてまいります。

また、学校における食に関する指導を行うため学校教育法の一部が改正され、栄養教諭制度が平成17年4月1日に施行されました。

教育委員会としましては、新年度において名寄市学校給食センター運営委員会内に検討委員会を設置し、地域や学校の状況に応じた食に関する指導と学校給食の管理など学校栄養教諭の任用に関する具体的な取り組みを協議してまいりたいと考えております。

次に、体育・スポーツの振興について申しあげます。

名寄市営南プールが防衛施設局の補助を受けて、市内では初めての屋内プールとして完成しました。加温式、25m・6コース、幼児用プール、採暖室、多目的トイレを配置した施設で、5月中旬にオープンを予定しております。今後は子供たちの体力向上や少年団の育成、また、市民の体力増進や高齢者の健康維持に大きく寄与するものと考えております。

既存の体育施設の改修整備につきましては、体育センターピヤシリフォレスト事務室ドア及びピヤシリシャンツェ・リフト索受装置の修繕を行い、施設の指定管理者と連携しながら安全確保、維持管理運営に万全を期してまいります。

新年度は、国体軟式野球北海道大会青年の部など各種大会の開催、また、全国・全道規模のスキー大会の開催も予定されておりますので、それら

大会の成功に向けて努力してまいります。

スポーツ合宿につきましては、サッカー、スキーなど、夏・冬を通した円滑な受け入れを行い、更なる交流人口の拡大と地域の活性化を図るため積極的に取り組んでまいります。

今後とも、生涯スポーツの観点に立ち、財団法人名寄市体育協会や名寄市風連体育協会、体育施設の指定管理者など関係団体との連携を図りながら、各種スポーツ教室や講習会の開催、指導者の育成、ジュニア選手の育成強化、スポーツ競技力の向上を目指し、市民が健康で参加しやすい市民皆スポーツの振興に努めてまいります。

以上、平成19年度の教育行政執行方針について、その概要を申し上げましたが、市民の負託にこたえる教育の推進に誠心誠意努力してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様のご今後一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 以上で平成19年度市政執行方針・教育行政執行方針を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林寿和副議長の議会運営委員の辞任を許可いたしましたので、議会運営委員の選任を日程に追加し、選任いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任を日程に追加し、選任することに決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 追加日程第1 議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、木戸口真議員を指名い

たしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、指名いたしました木戸口真議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

○議長（田中之繁議員） 日程第6 議案第1号 名寄市民憲章の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市民憲章の制定について、提案の理由を申し上げます。

名寄市民憲章の制定に当たりましては、市民の皆さんからいただいた御意見を参考に、名寄市民憲章検討委員会におきまして必要な事項を検討していただきました。本件は、本年2月13日に同検討委員会から市民憲章について答申を受けましたので、本市における市民の生活や活動の最高規範である市民憲章を制定するため議会の議決を求めるものであります。

今回提案する市民憲章は、半永久的なまちの理想像や市民が共有するまちづくりのための行動目標を示しており、前文におきまして本市の歴史的、風土的な特性を表現し、本文におきまして文末をまちをつくりますとし、市民の一致した意思表示を強調しております。また、本文の構成を五つの条項とし、一つ目の条項では市民参加、協働のまちづくりを、二つ目の条項では保健医療福祉環境の整備を、三つ目の条項では自然環境の保全及び自然と調和した都市環境整備を、四つ目の条項では地域の特性に根差した産業振興を、五つ目の条項では教育、文化環境の整備を示しております。

なお、本市の行政施策の基本理念となるべきものであることを十分に考慮するとともに、歴史のある旧市町の憲章の表現をできる限り生かしております。今後は、市の広報等を通じ市民へ周知するなど、市民に愛され、名寄市の新しい目標とし

て広く普及するよう市民憲章の啓発等に努めてまいります。よろしく願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐藤勝議員。

○17番（佐藤 勝議員） この市民憲章につきましては、ただいま市長の方から御説明がありましたとおり、名寄市民憲章検討委員会の方から13日に市の方に答申があったということでお聞きをしておりますが、私の発言の趣旨を結論から先に申し上げますと、端的に言いますと詰め込み過ぎと。これは、検討委員会の皆さんが非常に慎重審議をされて、こういう形で文言整理をされて答申をされたことについて大いなる敬意を表しながらの発言であるということをご事前に申し上げた上で発言をさせていただきますが、そんな中でもやはり私も全道の各市の市民憲章を読ませていただいたり、いろいろ考えてきたのですが、先ほども申し上げましたとおり余にもいろんな文言を詰め込み過ぎだというふうにまず申し上げたいと思います。これは、先ほど市長の方からもお話ありましたとおり、今後未来永劫にわたってこの道北の中核都市、名寄市の一つの市民ごぞつての指針となるべき大事な部分でありますので、あえて申し上げさせていただきますが、先ほど申し上げましたとおり長過ぎるといのがまずあるのです。

それで、市民憲章というのは、先ほどのお話のとおり市民の決意、あるいはよき市民としての願い、あるいは市民生活の心構え、市民としての誇り、責任、それらがエキスとして記述されていることが理想であるというふうに思うのであります。言ってみればシンプル・イズ・ベストといいますが、努めてシンプルであるべきだということがまずあるのですけれども、前文から少しお話しさせていただきたいのですが、この前文の最後の名寄市の発展に努めますというところにまず私は一つ抵抗を感じました。これは、市民憲章でありますので、市民一人一人が幸せに、豊かに暮らすこと

をうたい上げる、その結果名寄市が豊かな市に至るということから考えても、ここはやはり市民一人一人が未来に向かって、明るい名寄市に向かって歩み続ける、あるいは歩み続けることを誓いますという意味で私は前文を考えていきたいなというふうに思いますし、それからあとの五つの項目については、総合計画の基本計画あるいは基本目標に基づいて記載がされているわけですが、この五つの項目がすべて、例えばまず住みよいまちをつくりますについて言えばダブってかかっていると。それから、2番目のからだところの健康をとるところについては、これは都市宣言の中では総務常任委員会の中で文言整理をされて、健康というのは、辞書を引いてもおわかりなのですが、肉体的、精神的に健全であるということをして健康というふうな言い方をしているわけですから、ここはダブって言っていることにもなりますし、それから3項目の豊かな自然を守り、さらにまた自然という言葉が出てきているということで、言葉のダブリがあるということで、あえて言えば少しくどいのではないかとことです。それから、4番目について、5番目についても同じなのですが、豊かな暮らし、あるいは5番目についても豊かな人と薫りというふうな言い方がされておまして、ここにも同じ言葉が4項目と5項目について出てきているということからいっても、私はいかにも詰め込み過ぎだというふうに思います。小学生児童からお年寄りまで幅広く市民に理解してもらえて、覚えていただければ大変うれしいという市長のコメントもあったとおり、これはなかなか長過ぎて覚えづらいのではないかとこのところもありまして、こういう考え方をいたすのですが、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 今市民憲章の内容について御意見をいただきました。もともと旧風連町、旧名寄市の町民憲章、市民憲章を持っていたわけでございますが、二つの自治体が合併をしたこと

によって一つの市民憲章に改めようということでも検討いただいた経過でございます。御指摘のように重ね言葉と申しましょうか、そのような受けとめ方もあるかもしれません。私も道内三十数カ所の市の市民憲章も参考に見させていただきました。その年代によってこの憲章の流れといたしますか、やはりあるのかなというふうにも受けとめておりました。旧名寄市、旧風連町とも30年以上前に制定をしているといたしますから、そのときの旧憲章をかなりベースに置いた、しかも中学生の年齢以上ぐらいから理解しやすいような表現にまとめていただいたと、このように思っております。御指摘の部分はどのように私も考えておりますけれども、時には強調するために同じような言葉が続いて出てくるということもこれはあり得るのではないかと、このように思っております。

検討していただきました委員の皆さんも大変熱心に数度にわたる検討委員会を開催をして、このようにまとめていただいたということで、私はこの検討委員会の皆さん方の検討の労を多として、今回お申すようにこのように提案をさせていただいているということでございますので、ぜひこの表現等については、今の新名寄市総合計画の5本の目標、柱と同一というのはそれ以前から総合計画というのはおおよそその自治体の憲章に基づいて構成されて、これは柱としてはいつの時代でも大きく変わるものではないと、そんなふうには思っているところでございまして、ぜひ御理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第7 議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、大正11年に建設され、長年職員会館として使用しておりました旧西田邸を国土交通省の補助を受けて改修整備を行い、山形県鶴岡市藤島や東京都杉並区など交流自治体とのふるさと交流事業等に活用するため、名寄市北国雪国ふるさと交流館条例を制定しようとするものであります。

旧西田邸は、現在では数少ない歴史的な建築物でありますので、建てかえることなく、外観等をできるだけ保存するよう努めました。今後は、事業の目的であります都市交流はもちろん公の施設として広く市民に利用していただきます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） 名寄市において名寄教会に次いで歴史建造物の保存ということで、外観もだんだん姿をあらわして、中に入るのが楽しみのような感じがしておりますけれども、二、三お聞きをいたします。



名寄市において歴史建造物を保存をしていく、あるいはできるだけ外観を残しながら、技術的に手を加えて残していくわけですけれども、めったにないことなものですから、今回の旧職員会館を保存する工事に当たって設計上あるいは技術上苦勞、特にこういうことを留意して最終的にでき上がる予定であったのかどうか、少し経験的な話も含めてお伝えをいただきたいというふうに思います。

それから、もう一点は、第7条、開館時間午前9時から午後10時ということで、常識的な利用しやすい時間帯になっておりますけれども、国内、国際交流、さまざまな多目的な利用につながっていけばいいのかなという考えしていますけれども、宿泊の規定は特にございませんけれども、市長の承認を得て利用時間を変更することができるというところにニーズによってはそういう運用も意識をされているのかどうかお答えをいただきたいと思います。

それから、三つ目には、附則で交流館利用料金の設定がされておりますが、利用料金設定の根拠についてお知らせをいただきたいのと、あわせてこの交流館の維持管理についての想定について、1年間主なものも含めて維持管理に当たる経費等についての見積もり等について考え方があればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

歴史的建造物の保存に向けての今回改築に当たっての考え方なり、建築が間もなく完成をする中での配慮というような部分でございますけれども、そのことはしっかりと受けとめながら改築工事に当たったところでありまして、図面が議員の方にお渡りになっていない部分がありますけれども、ちょっと旧職員会館を熊谷委員さんも御利用になっておられますから描いていただければ、大通側、西側に面している部分の大きな部分の建

物については、旧西田邸としては非常に歴史的建造物としての価値がある建物でございます。それと、東側に向いている方の言ってみれば旧トイレ、階段があって、階段下からトイレがありました。トイレからの東側の部分につきましては、そう大きく歴史的な建造物ということでの評価ではなかったわけでありまして、今回改築に当たりましては、国交省の補助を3分の1受けて、趣旨のとおりの内容でさせていただきましたけれども、トイレから東側の部分は撤去させていただきました。その部分について撤去させていただいて、残る西側の部分については中の柱とか、そういう部分についてはそのまま生かせるものは最大限全部生かすということを基本にさせていただきました。それと、外観ですとか勾配ですとかもそのままそっくり大正の建物ということでいじっておりません。しかし、外観の外壁につきましては、非常に断熱も悪いですし、そのまま保存はできないということで、旧西田邸に沿った形の色合いといいたまいますか、外観を残す形で建築の設計と、または施工に当たって協議をさせていただいた部分でございますので、完成が3月いっぱいというようなことを聞いておまして、まだ中がごらんになれないわけでありまして、中の部分については旧玄関部分は新しくなっておりますけれども、主に1階部分、2階部分の部屋についてもそのままの現状に残した形になってございます。利用料、使用料についてそれぞれ記載のある部分については、旧西田邸のレイアウトのままで中をきれいに化粧がえをしているというふうな部分でございます。

それと、開館時間で第7条の関係で、午前9時から午後10時までということで基本的には考えておりますけれども、特に市長の承認を得てということになりますけれども、基本的にこの部分につきましては旧藤島町、それと杉並の交流、それと国際的なリンゼイなり、ドーリンスクとの交流の場に使っていきたいということを考えておまして、宿泊の関係については、宿泊の施設の内容

にはなつてございませぬけれども、今は貸し布団ですとかそういう形の中ではそのことも可能ということで考えておりますけれども、この条例の中には宿泊の関係は記載がございませぬけれども、そういう青少年の交流の中でここを利用して、前庭も利用できるような形になっておりますから、そのことについては柔軟に対応ができるだろうというふうに思っておりますし、柔軟に対応していかなければならぬ、このように考えているところでございませぬ。

料金設定の根拠の部分でございませぬけれども、この部分につきましては4室の部分、午前、午後、夜間、全日ということで、これは基本的に職員以外に市民の皆さんにも広く開放していこうということでの会館になってございませぬから、これにつきましては一つには大橋地区のコミュニティセンターの利用料金を参考にさせていただきます。それと、もう一つは、市民文化センターの使用料を参考にさせていただいた部分と、もう一つは市民会館の貸し館の利用料の部分参考にさせていただきます。おおむね大橋コミュニティセンターの利用料金に合致した料金体系ということになってございませぬ。

維持管理の関係でございませぬけれども、これにつきましては19年度においては直営でということと考えておまして、今回条例の制定に当たっては指定管理者を想定した形での条例制定を考えておまして、19年度の維持管理費につきましてはおおむね240万円程度の規模で考えておまして、それには管理人の配置ですとか、これからの部分では前庭等の維持管理に要する経費等を予定をしているところでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 建設水道部長からの答弁かなと思いましたが、実際にこういう建築工事というのはそう多くない、名寄の業者さんにとつても。そういう意味合いで、実際にほと

んど外観はでき上がつて見えておりますから、技術的に本当に地元発注ということ前提ですから当然なのでしょうけれども、保存をする、あるいはできるだけ景観を残すというようなことでの対応で指示もされたと思うのですけれども、そういう意味合いではできばえとしては十分その技術が生かされているという御判断で、あるいは今後課題として保存物等を残す場合においてさらに研究、研さんをしなければならぬという状況があるのかどうか、地元業者のこの種関係の技術的な推移の問題について、苦労話も恐らく多々あるのでないかと思うのです。実際工事にかかつてみたら、なかなか保存しようと思つてもできない部分なんかもきっとあつたのではないかと思ひませぬし、当初から所管の委員会の中でも残せる部分と残せない部分というのは説明もございませぬから、前段の総務部長の話は理解をしているのですけれども、技術的な分野でもし言及されることがあれば建設水道部長にもお願いをしたいと思ひませぬ。

それから、先ほど利用時間については、利用者のニーズ等を踏まえながら、市長の承認を得てという、場合によっては宿泊も可能ということでありませぬけれども、それに加えて休館日の関係についても一般的な休館日を一応設けながらも、ニーズによってはまたこれも市長の承認を経て、変更ができるということになっておまして、極めて柔軟に対応できるという受けとめ方をしておひませぬけれども、それは直営であろうと、行く行く指定管理者になろうと、そういう認識で受けとめてよろしいのかどうか。ただ、その場合宿泊料金の関係についての設定はございませぬから、改めてそういうニーズが出た時点でつけ加えるような提案になるのかどうか。あるいは、現行の全日を生かしてということにはちょっと無理があるのかなという感じがしますが、改めて料金の設定についてお尋ねをしたいと思ひませぬ。

料金の積算根拠については、他の公共施設との見合いだとか、あるいは総体的に利用しやすい料

金になっているから結構なのですが、ただ維持管理の関係で、これらの収入をどのぐらいの率、維持管理費に対して収入見込みをどのぐらいを設定をされているのか改めてお聞きをしたいなど、こういうふうを考えております。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 先に収入の関係についてお答えをさせていただきますけれども、これにつきましては19年度スタートしてみなければ現実わからないというふうに思っておりますけれども、19年度の予算書の中では12万円の歳入を見込んでいるところでございます。なお、職員も時間外に利用するときには利用料金を徴収をしていこうと、もちろんでありますけれども、対応してまいりますけれども、1年経過する中でどのような形での収入が見込めるか検討しなければならない部分でしょうけれども、当初予算では12万円程度を見込んでいるところでございます。

宿泊料金の設定につきましては、今回基本的には宿泊をする施設、会館ということで考えておりませんでしたから、利用料金等については記載がございませんけれども、これについては多分に藤島なり、杉並なり、ドーリンスクなり、リンゼイなりから友好交流等に来る方が主に利用する部分でありまして、そのような形での利用制限、利用制限というのでしょうか、多分そうでしょうから、そのときには臨機に対応していきたいということで考えておりますので、御理解をいただければと思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○総務部長（石王和行君） 済みません、漏れておりました。休館日等の部分につきましては、これも柔軟に対応していけるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 技術的な面でございますけれども、名称にもございますように北

国雪国ふるさと交流館ということでございますので、北国の四季に映える建物の景観、これは建物周辺に木が相当あるわけでございますけれども、その木の一部伐採によります整備も含めて、全体のロケーションの創出ということも含めて、北国の四季に映える景観の創出ということにも配慮いたしました。そして、技術的には発注者と受注者という関係があるわけでございますけれども、発注者の仕様については受注者は常に研究、努力をするということでございますので、受注をされた企業におかれましては努力をしていただいたと、そんなふう感じております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 技術的なことについてはもう少し詳しく具体的にお聞きもしたかったですけれども、でき上がりで実際に見せていただきながらまた楽しみにしたいと思います。ぜひ完成後市民周知でしっかり施設を1カ月でも自由に見ていただいて、どういう利用方法がそれぞれあるのか、あるいはそれぞれ利用頻度、しっかり市民が利用できるような形になればと思いますので、広報や周知なども含めて一定の期間とって自由に見ていただくと。その中で、やっぱり利用度を高めていただくようなことの工夫を求めて終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第8 議案第3号  
名寄市道の駅条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第3号 名寄市道の駅条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

道の駅事業につきましては、これまで旭川開発建設部、公安委員会、生産者、製造業者など関係機関、団体と鋭意協議を進めてまいりました。本件は、交通網が発達した今、道路を利用する市民や来訪者に安全で快適にして潤いと交流の場である休憩機能や情報発信機能を提供するとともに、地域振興、観光振興など交流人口の拡大を図るため、名寄市道の駅条例を制定しようとするものであります。

施設整備につきましては、本年7月に着工、平成20年2月完成、同年4月のオープンを目指しており、隣接する施設と一体となった施設づくりを考えております。また、管理運営につきましては、施設のサービス向上や経費の縮減と効率性等を図るため、指定管理者制度を活用しようとするものであります。今後は、この施設がより多くの方々に利用され、憩いの場となるよう、指定管理者の募集、選定、議会の議決等といった手続を鋭意進めてまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条

の規定により経済常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、経済常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第9 議案第4号  
名寄市住宅リフォーム促進助成条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第4号 名寄市住宅リフォーム促進助成条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本地域での公共事業は依然として減少基調にあり、雇用情勢も深刻な状況であります。本件は、快適な住環境を整備改善する方々を支援するとともに、建設産業の振興及び雇用の安定を図るため、名寄市住宅リフォーム促進助成条例を制定しようとするものであります。

助成の内容につきましては、住宅の増改築工事のほか耐久性を高めるための工事、安全、防災上必要な工事、居住性を良好にするための工事、衛生上必要な工事におきまして地元業者が請負、費用が100万円以上の改修工事等に対し定額の20万円を助成しようとするものであります。

なお、助成の期間につきましては、平成19年度から21年度までの3カ年と考えておりますが、住環境改善、建設関係業界、雇用などにおきまして大きな効果が期待されるものと期待をしております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高橋伸典議員。

○11番(高橋伸典議員) ちょっと質問させて

いただきます。私は、この住宅リフォーム促進条例は大変素晴らしいものだというふうに賛成なのですけれども、若干教えていただきたい部分がありますので、よろしくをお願いします。

まず、市内建設業者ということであります。市内に本社を有して、また営業所に常時10人の社員がいるという業者なのですけれども、これは何社あって、ここにハウスメーカーも含まれているのかというのを教えていただきたいと思います。

また、工事において着手の届け出を出したときに、図面だとか、どういう部分をやるという工事のその着手の届け出が出ると思うのですけれども、通常名寄の建設にいらっしゃる方は1級建築士持っておられるので、どれまでの工事で、どれまでやれば大体100万円を超すというのがわかると思うのですけれども、こういう補助になると、名寄にはないと思うのですけれども、悪徳業者が個人との経営でここまでやって、こういうふうにしようという部分が出る可能性もなきにしもあらずというふうに考えますので、この着手のときにどれまでの検査をして許可を出すのかというのを教えていただきたいと思うのと、個人経営しているマンション等、住宅、自分がそのマンションに住んでいると。そういう場合、住んでいるところの部分というのはこの工事の住宅リフォーム促進助成条例に入るのかどうかというのを教えていただきたいのと、若干先ほどと関連するのですけれども、そういう工事で違法があった場合の返還にかかわる延滞金等の規定がありますけれども、この延滞金の中の部分で14.6%というのは若干少ないかなと。もうちょっと罰則を強化してもよろしいのではないかなというふうに思うのですけれども、この4点をお知らせいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） まず、1点目につきましては、市内の建設業者の10名にかかわることだと思いますけれども、この部分につきましては、御答弁と合致するかどうかは別にいたしま

して、市内に本社を有し、建設業を営む者、これは建設業を営む名寄市内の方々だったらどなたでも結構ですよという規定なのです。そのほか市外につきましては、支店あるいは営業所などを有して常時10名以上の社員を配置している建設業者を営む、市外のことを規定しているものでございます。したがって、つまり市内の中で営業している方につきましては、建設業を営む方につきましては市内建設業者として全員対象とするというふうに御理解をいただけますでしょうか。

それから、工事着手のことでございますが、規定にありますように規則で定めるところにより所定の着手届を提出をしてくださいということでございますから、その規則にのっとった形の中で着手したかどうか、それから当然私どもが行って着手をしているかどうかの確認もさせていただきますし、完了検査も同時にさせていただきますというふうなことで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、3点目、マンションの部分でお尋ねがありましたけれども、これはあくまでも市内に住所を有する者というふうな規定でございまして、権利者がだれであるのか、所有者がだれであるのかというようなことで判断をさせていただくことになるかと思っておりますので、前提はあくまでも市内に住所を有している方と、住宅持っている方ということでございます。マンションにつきましても権利を持っている方、マンション権利を持っている方というふうになるかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、延滞金の部分につきましては、これにつきましては安いのではないかということなのですけれども、私どもの方で返還を前提にするということでは決してございませんので、推進してもらおうと、建ててもらおうと、そしてそういった返還にかかわるようなものが出た場合になのですけれども、14.6%という一定の基準の中で定めさせていただいている、市税の部分で決めている率を

そのまま適用させていただいておりますものから、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

(何事か呼ぶ者あり)

○**経済部長(手間本 剛君)** 業者件数は、済みません、わかりません。業者件数につきましては、ちょっと押さえておりません。

○**議長(田中之繁議員)** 高橋議員。

○**11番(高橋伸典議員)** 先ほどのマンションの部分なのですが、もしも私が名寄に住んでいますと、マンションを運営していますと。そしたら、そのマンションの補修もそれにかかわっていいということなのでしょうか、もう一回お願いしたいのと、こういう補助金を出す場合、また国や何かで児童手当とか何かを出す場合、やっぱり収入に応じてその人が該当するだとか、きょうも住宅減税の出ていましたけれども、年収に応じてこういうものがあるのだよという規定がつけられると思うのですが、名寄の場合は年収が1,000万円を超えても、どんな人でも使えるというような部分なのでしょうか。それともこの条例には書かれていなく、規則で年収が何ぼの人までですよというふうになっているのでしょうか。この2点をもう一度お願いします。

○**議長(田中之繁議員)** 手間本経済部長。

○**経済部長(手間本 剛君)** 先ほど話しましたようにマンションの部分で、マンションのオーナーというのではなくして居住、その方が住んでいらっしゃる、居住しているということですから、名寄市民であって、かつ住宅に住まれていると、居住していると、権利を持って居住しているという方でございます。

それから、2点目の所得制限等につきましては特にしておりませんので、どなたでも100万円以上の投資であれば20万円を助成するというふうな考え方でございます。

○**議長(田中之繁議員)** 齊藤晃議員。

○**31番(齊藤 晃議員)** 市長の提案説明のよ

うに公共事業が減少する、あるいは雇用が深刻と。そういう中での地域経済活性化の一つとして提案されたわけでありまして、そういう点では私も何回かこの点については質問しておりまして、業者、あるいはそういうことを思っていた市民の方から喜びの声が上がっているところであります。

それで、若干お尋ねをしておきたいと思えますけれども、今回の申請手続は、4月1日から公布ということになりますと早速雪解けと同時に、こういうふうになろうかと思えますけれども、そこら辺もう少し、例えば業者にリフォームする場合には見積もりをして大体どのぐらいかかると、あるいは自分の予算はこれぐらいだからと、こういうふうなことは当然でありまして、そういう点で一定の書式の申請の手続の内容、これについてはそういうふうな一定の見積もり、あるいは図面などは必要としているのか。また、それに基づいてオーケーを出すことによって着工にかかっていると、そしてまたお話のように完了検査をすると、こういうふうな仕組みになるのか、その点もう少し詳しく手続などについてお知らせいただきたいと思えます。

それから、二つ目が100万円以上の工事ということでありまして。高齢世帯などで、やはり古くからということで年度当初にリフォームを行ったところ、障害なども起きたりして、再度リフォームが必要になったと。しかし、それも100万円を超えるという場合には、これ2回ということになってしまうわけなのですが、そういう場合にはどういうふうにご検討おられるのか。これが二つ目でありまして。

それから、三つ目がこの事業を市長が提案のように地域活性化への大きな支援と、こういうふうにご検討されているのを3年間の限定と、そういうふうにした理由は何なのか。既に前からの答弁で伺っておりますと、15年から20年たった住宅の軒数というのは相当数見込まれているというふうな答弁もあったわけでありまして、そういう点での

3カ年、しかも年間で1,000万円の予算と、こういうふうなことでありますから、その点はこういうふうな内容なのか伺いたいと思います。

さらに最後には、やはりそういう面では早速やりたいとなったときに、予算枠が1,000万円ですからおおむね50件と、こういうことになろうかと思うのですけれども、それがそういうふうな3カ年という枠があるとそういうことになることが予想されるものですから、件数が超えた場合、50件以上、そういう場合などはどういうふうを考えておられるのか、その辺についてお尋ねします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 業者の方々についての手続といたしましうか、それから一般市民の方々への周知、そういったものについてのお尋ねだったと思いますが、私どもの方で考えておりますのは規則の中で申請書提出、着工するに当たって一連の申請書から提出していただいて、そして交付決定して、中間検査して確認して、そして助成金を支払うというような、そういった一連の規則の中での手続を定めて進めていきたいというふうに考えております。

それから、1度受けた者が再びまた年数を追って受けることができるのかというお尋ねだったと思うのですけれども、これにつきましてはこの制度のリフォームはあくまでも1回限りと。1人が1回限りリフォームをするのに受けられるというふうな規定を定めさせていただいております。

それから、なぜ3年を限定したのかというようなことですが、こういったものは奨励事業と私ども呼ばさせていただいているのですが、これにつきましては3年ないし5年というような考え方がありのしょうけれども、一応3年をめぐりとしてリフォームの制度をつくったということですので、御理解を賜りたいと思っております。

それから、件数、1,000万円で20万円だと

50件ということに相なりますけれども、これらにつきましては、初めてなものですからまだわかりませんが、動向等も見ながら、50件以上の場合につきましては、限界もあるのしょうけれども、状況を見ながらの判断をさせていただきたいというふうなことで考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 詳しくは規則などで、こういうふうなことでありますから、そういう面で私もこの14%の制裁を加える点については、そういうふうな形で延滞金を取るということなのですけれども、普通余り考えられない内容だと思うのですけれども、あえてこれを設けたということはどういうふうな根拠があるのかなど。何か他市の例なども考えて、こういうふうなことが予想される、そういうふうな事例があったのか。普通は限られた予算、限られた額でやるわけですから、そういうふうな返還というのは余り考えられないものですから、どういうふうなことを想定されているのか伺いたいと思います。

さらに、1度だけというのは当然だなど、こういうふうに理解もしております。

それで、3年限定についてでありますけれども、こういう条例なので、3年を限定にしたと、こういう言い方でありまして、御案内のように部長は風連町出身で、風連での住宅建設支援への制度ありましたよね。それは3年限定だったのでしょうか。ではないはずなのです。そういうふうな面では、住民要望などの兼ね合いをしっかりと見ないで、ただ機械的に3年限定というふうにするのはいかがかと。住宅というのは、それぞれ耐用年数もありますけれども、そのときの状況などによっては傷む場合もありますし、あるいはまた年齢とともに、あるいは同居する人がふえるだとか、いろいろなケースでの需要が出てくるのではなからうかと、こういうふうに考えるわけでありまして

けれども、この点市長が提案説明でこの制度の根拠を言われた趣旨とはちょっといかがかと、こういうふうに考えますが、この点については市長、御答弁をいただきたいと思います。あわせて1,000万円を超えた場合についても、答弁では予算の範囲で可能性があるやに聞こえましたけれども、この点もあわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 住宅のリフォームに対する助成ということで今回提案をさせていただきました。木造の住宅の場合ですと、経験的にも15年ないし20年間住まいをしていますとどうしてもすき間があくとか、あるいは暖房効果が落ちるだとか、いろいろな手直しをしたいというのが出てくるわけでございまして、そういう面から申し上げますとずっと制度をつくって、長くということの御意見があるかと思いますが、今回の条例の提案のきっかけは、提案の説明にも申し上げましたように、やはりこういう助成制度を設けることによって市民の皆さん方が不自由をしている部分をこの機会に解消しようかと、きっかけづくりというふうに押さえていただければ結構と、こんなふうに思っております。年間50件程度というふうに想定をいたしましたけれども、こちら方は担当部長からもお答えをしていますように想定が実はついておりません。好評で50件以上の該当が出れば、翌年度回しという対応もありますけれども、できるだけ議会に御相談を申し上げて、補正対応等で市民の皆さんの期待にこたえていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 延滞金の取り扱い、14.6%の分、これをなぜ設けたのかということとございまして、こういったものは本意ではないのですけれども、返還の事態に立ち至った場合につきましてはこういった一定の違約金をさせていただいて、こういった定めを、決めを設けさせていただいたということとございまして、決して

これはこういう事態を予測してということではございませんので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） わかりました。今回提案された内容につきましては、他市の例とも比べて非常に補助の率が厚いというふうに私は考えております。特にそれぞれのまちによっては工事額の何%とか、もちろん限度決めて、限度額が10万円だとかいろいろな制度がある中でこういうふうな対応を提案されたということは、多くの住宅の補修を望んでいる方たちや、また提案にもありますようにこういう事業を通じて業者の方たちの還元というのは非常に大きいなど、こういうふうに考えるわけでありまして。特に住宅の場合は、御案内のように1業者だけでなく非常に関連をした多様な業者への波及効果もあるだけに、こういう制度がぜひ趣旨にのっとって地域経済活性化の一翼を担うことを願っております。それだけに1,000万円を超えるようなことがあった場合には、ただいま市長が答弁されましたように補正などの対応も含めて取り組まれることを求めて終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、1点だけ確認させていただきたいのですけれども、第5条、補助金の交付対象者の部分で、（1）、本市に住所を有する者及び（3）の市税を滞納していない者というのはそのとおりに理解できるのですけれども、（2）、改修工事などを行う住宅の所有者であって、かつ当該住宅に現に居住している者という表現がされています。これ国語表現上の話になるかと思うのですけれども、これを国語表現上に解釈すると住宅の所有者で、加えてその住宅に住んでいる人が対象だと。例えばこれから3年間の限られた期間ですけれども、団塊の世代の人たちがだんだん退職されてくる。例えば親が住んでいる名寄市に戻って住みたいと。その親の家は、も



う両親は亡くなって例えば空き家になっているとかいう場合もケースとしては考えられると思うのですが、そういうケースはこれには該当しないのですか。それともそういうことについても該当するというお考えでいらっしゃるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 親の家を改築をして、だれかに貸すという場合については、これはこのことに該当しないと。親の家を借りて自分が引っ越してきて、親の家に住んでいて、そして改築しましょうというときには、住民票も当然移しますでしょうから、それから着手をするということであれば該当になるということであります。住民票もなく、ただ親の家を改修するという内容については、補助金を交付する担保にはなり得ないというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 多分今の助役の答弁のとおりだと思いますが、それは条例の中に盛り込まなくても解釈としてよろしいのですか。どこかにつける必要はないのかどうか、その辺の確認だけしておきたい。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 例えば時間経過で、住民票を移しました、しかしまだ住んでいませんとか、そういうことは法的にあり得ないのです。転居してから14日以内に住民票は届けなければならないということでありますから、私どもの判断としては現に住宅に住んでいる者という住民票を移したということが住んでいる者というふうにみなしていくということになるというふうに解釈できるというふうに思っております。さらに拡大解釈して、例えば東京に住んでいて、3カ月先に引っ越してくると。確実にこちらに引っ越してきてから住みますと、だから3カ月前に改修をしたいと、こういうものについてはちょっとまだそれは担保し切れないというふうに思っていますので、まず

は住民票を移していただくことということがこの現に住宅に居住している者と、こういうふうに解釈してもいいのではないかとこのように思っています。

○議長（田中之繁議員） 熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） かねてから市民ニーズの高い施策でございまして、歓迎をする一人でございます。今までも各議員からそれぞれ取り上げられたことですので、全面的に賛成をしたいのですが、二、三お聞きをしたいと思いますが、先ほどどなたかも言っていたとおり、2条の（4）、常時10人以上の関係で、これはこれで一つの規制枠というか、地元配慮ということで、にわかに駆け込みで10人とりあえずそろえてということもあり得ないわけではないと思っております、やっぱり一定の市内における営業実績みたいのをあえて規制の中につけ加える必要がないのかどうか。そこまで考えておいた方がどうかという感じがしていますので、考え方聞いておきたいと思っております。

それから、もう一点は、今齊藤議員も言っておりましたが、3年間の問題で、私は将来的な施策で22年までということについては理解ができませんが、要は市民ニーズがその時点でどこまで、さらにこれは本当にニーズが高いという判断もまた事業の評価で出てくるのかなという感じがしておりますけれども、そのときの財政状況や一般財源の弾力性にもよりますけれども、基本的な考え方として、評価をして一たん終わりながらも、ニーズが高いとすれば新たな事業としてまたスタートをするということもあり得るのかもしれませんが、需要の見通しについて、とりあえず今年度は1,000万円、50件ということでございましてけれども、それも50件というよりも多少の増減はしっかり受けとめていく決意もあるようですけれども、3年間トータル的にどのぐらいの需要を現状の築状況を見て、どういう推移を見ているのかお尋ねをしておきたいと思っております。

あるいは、私も家27年ぐらいで建て売りを買

って大失敗した一人で、四、五年前におふくろと一緒に住むのに金がないので、下だけリフォームしたのですけれども、上が残っているので、まだこの対象かなと思うのですけれども、やっぱり関心が高いのです。1週間前にも私市役所に来ましたら、受付の市役所のロビーで、熊谷さん、熊谷さん、制度始まったそうで、どうやって手続するのだといてもう来た方がいたりして、そんな人が3人いるのです。ということは、結構ニーズはあるのかなということで、4月からなのですよという話をしたのですけれども、そういうことの需要見通しについて改めてお尋ねをしておきたいと思います。

それと、私どもは住宅に関しては素人ですから、リフォームに関して皆さん良識的な業者さんばかりだというふうに思いますけれども、住宅相談、リフォーム相談員制度みたいのが何か制度としてあるような気がいたしまして、制度の活用を積極的に進める意味でもそういう相談制度の充実が必要なのかなと。わかる人は来るけれども、あとは余り使ってもらわなくてもいいということではないでしょうから、金の心配は多少あるでしょうけれども、相談員制度の配置、現在も住宅の相談はやられているのでしょうかけれども、あるいは民間レベルでもやられているのでしょうかけれども、今回の施策のスタートを機に、そういう体制もとったらどうなのかというふうに考えております。

それとあと、事務手続のことで、排雪ダンプもそうでしたけれども、もちろん判こ押すのは自分で、書くのも自分なのでしょうけれども、実際には事業者の皆さんに代行していただくというケースがほとんど最近多くなってきておまして、そういう運用の幅はあって当然かなという感じがしておりますので、その代行手続についての考え方を、規則でいろいろ定めるのでしょうかけれども、お答えをいただきたいと思います。

最後になりますけれども、内部リフォームは直接資産税にかかわってはね返ってくるものはない

のかもしれませんが、増築等との絡みも含めると資産税効果も多少は出てくるのかなという感じがしておりますが、それらを見込みを立てておられるのかどうかお答えをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） まず、1点目ですけれども、10人の取り扱いの部分の中で、お話ありましたように建設業者につきましては私どもの方に前もって業者登録をさせてもらいたいということで、登録の届け出をしてほしいというふうなことで手続を進めてまいりたいというふうに思っています。

それから、3年の適用の部分でお話ありました。齊藤議員の方からもお話あったのですが、風連の中で進めておりました持ち家制度という制度がございました。これにつきましては、3年というふうな区切りの中で継続をしてきた経過がありました。しかし、先ほど言いましたようにやっぱり奨励事業というのは3年もしくは5年という一つの目安の中で制度を見直していくということも含めて、一つの区切りとして3年がいいのではないかなというふうな形の中で今回の制度は22年までの3年というふうなことで設けさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っています。

それから、先ほどありましたけれども、財源も含めての事業の見直しの部分につきましては、これは22年の結果を見ながら、踏まえていきたいというふうに思っています。それで、今現在市内の住宅の過去の建設された新築、増築、改築、共同住宅等々データを持っているのですが、ばらつきがありますものですから一概には申し上げられませんけれども、これらの推移を見比べながら、ことしの19年度につきましては50戸ほどを見させていただいたということでございますので、これもまた今後動向を見ながら注意していきたいというふうに思っています。

それから、相談員制度の部分の中につきまして

は、今後相談員の制度が必要とあらば、また検討させていただきたいと思っております。

それから、代行の部分につきましてお話ありましたけれども、これは私どもの方では一応申請の届け出、あるいは検査して交付するというふうな手続になるかと思いますが、中には代行される方もあろうかと思っておりますけれども、あくまでも本人の届け出によって進めていきたいというふうな考え方で基本的には押さえております。

資産税の部分につきましては、ちょっと私の方ではわかりませんので、以上申し上げました。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 資産税の税の関係に御質問がありましたけれども、その関係については見込みを押さえてございません。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 代行を公式に認めるかどうかということはあるのでしょうかけれども、実際に書いてあるものの確認をして判こ押すのは本人はもちろんなのですけれども、いわゆる実際に事務作業、専門的なことを書いたり、見積もり等の関係あって、該当業者さんとのやりとりは当然出てくると思いますし、それは代行的にお届けをいただくということについては当然本人申請の枠というふうに受けとめていいと思うのですが、お答えをいただきたいと思っております。

資産税は入ってくればいいという程度のことしか考えていないようではございますけれども、それ以上申し上げません。

あと、業者登録は当然なのですが、さっき言った営業実績の話あえて私も言いましたが、地元以外に入ってこれないという規制をこの条例ですっきりできればいいのですけれども、しかし登録して、仕事だけして、また帰るなんていうこともあり得ないわけございまして、営業実績何年かとか、それは地元業者との関係も出てくるでしょうけれども、十分差別はした方がよろしいのかなという考えしてございまして、改めてお答えをいた

だきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 後半お話がありました市内業者と市外業者をどうするかということで、条例では一応人数で区別しております。ただ、実際には、よく私どもも使っているのでありますけれども、雇用保険の名簿をつけてもらう、決してそれはきょう来て、やったぞということではだめだということで、ある程度実績を持った雇用保険の名簿をつけてもらう。あるいは、社会保険の加入実績をつけてもらうと、こういったことを手続的に必要かなと思っております、今お話ありました市内における事業の実績、これとあわせて規則の中で提出書類の中に必要だということで、できるだけ市内の業者を優先的にやれるような手続にしていきたいというふうに思っております。

それから、代行手続の話が出ました。もちろん本人が申請でありますから、この代行手続が悪用されないように、きちんと本人申請というふうにしてその代行であってもさせていただきたいというふうに思っておりますから、その辺は実態を見ながら、受け付けをしていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど来話がありました3年間の関係ですけれども、私どもこう考えています。1年間50件、3年間で150件ということで、3,000万円というふうになっています。したがって、それを一つのまず目安にしていると。それは、ことし50件をオーバーしたからということではなくて、3年の範囲内でまずは考えていきたいというふうに思っております。それで、その後のことについては、先ほどお話がありましたいろいろな財政事情や住民ニーズだということでありませぬ。手間本部長から話しましたとおり、名寄地区の住宅、風連地区の住宅、これちょっと性格が違うところありまして、名寄地区はかなりサラリーマンが多かったと。しかも、転勤族のサラリーマンがいたということで、住宅を建てて転勤してい

ったという人がかなりいらっしゃいます。特に国鉄関係の異動の関係なんかがあって、そういうふうに押さえておられて、したがって中古住宅のリフォームのニーズというのはあるというふうに押さえているところをございまして、そういう意味では3年間一応見させていただくということで設定をさせていただいております。よろしく願います。

○議長（田中之繁議員） 武田利昭議員。

○32番（武田利昭議員） さっきから黙って話を聞いていたのですが、そこで私はこの間市長が50年、60年後の名寄の高齢化の問題についていろいろと検討していると、そういうことは大事だということで、このリフォームの問題もそこら辺の対象として考えると、今のお年寄りでも、雪の問題出ました。屋根にいっぱい雪積もる。しかし、考えてみたらヒーターをつけて、雪がないようにすると、こういう仕事だってあるではないかと。あるいはまた、玄関の前雪でもっていっぱい、年寄りなかなかできないと。表もロードヒーティングといいますか、玄関の前、その程度のことはひとつこれとやらすことが必要ではないかなと、そういうぐあいに考えたのだけれども、これから高齢化がだんだん、だんだん進んでいく中で、こうした対応が行政として最も必要なことだと思うのです。どうですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） この条例案の最後のページでございます。別表がついておられて、このような工事が該当しますよということですから、当然このような工事の内容の中の確認できる書類をいただきます。これは、このような増築、改築、修繕、模様がえと、これが確認できる中であります。この中で今おっしゃった例えば安全上どうしても必要だということになれば2の（7）の安全上、あるいはまた防災上必要なことに該当すると、こういうふうに認めればそのような今おっしゃったような工事の対象になってくるということ

でありますから、この表の中で該当する工事をやっていただくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） 玄関の外のロードヒーティングについては該当にならないね、これ家の中だから。同じですか、これ。なるのですか。この辺ちょっと見解をお願いしたい。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 直接住居にかかわるところのリフォームということありますから、直接住居にかかわる部分で安全上ということであれば、それは対象になりますけれども、住宅外の工事というのは外構工事に属しまして、これは対象にしないということでございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第10 議案第5号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年度の人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正され、少子化対策として扶養手当に係る扶養親族の3人目以降も2人目までと支給月額を同額にすべく1,000円引き上げられたため、本市の職員も同様の措置を講じようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第11 議案第6号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、本年4月から大学運営の体制を踏まえ、学科長及び教養教育部長が教学に重点を置く学科等の代表として各学科内等の取りまとめを行うため、管理職の指定を外し、学科長等手当月額3万円を特殊勤務手当として支給しようとするもので

あります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

岩木正文議員。

○4番（岩木正文議員） 今の月額3万円の手当の額を否定するものではないのですが、特殊勤務手当という意義というか、今名寄市は一生懸命この特殊勤務手当をどんどん、どんどんなくして、今名寄市にあるのは危険を伴う行為に対する仕事についての場合に支給する手当と私はとっていたのですが、この特殊勤務手当で支払いをするという考え方についてちょっとお答えをお願いします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 岩木議員おっしゃるとおりに、特殊勤務手当の定義につきましてはお答えをさせていただいているように危険、汚い、不愉快、不健康というふうなのを一定程度一般の行政職についてはそのようになり整理をさせていただきました。今回今提案の趣旨を申し上げたように、短大から4大化に伴う管理職の関係での学内の運営の中での位置づけということで、学科長については管理職から外すという位置づけでございます。提案の趣旨は、それで、今名寄市の職員の給与に関する条例の中でそれぞれ特殊勤務手当なり、管理職手当なり、住宅手当なり、通勤手当なり等々を規定をしている部分がございます。その中で、これらの部分は今回初めての4年制になる部分での学内の中での変更ということもあって、現在の給与に関する条例の中の条項の部分には全くはまってくる条項がありませんでした。新設をして、新たに整理をすればよかったのでしょうか。考え方是一般の特殊勤務とは違いますが、学科主任といいたいまいしょうか、そのまとめの手当ということでございまして、一般の部分で今整理されている部分と、あと市立病院の医師に対する部分ですとか特殊な部分での整理をさせてい

ただいている手当がございませぬけれども、そのような位置づけの中で今回特殊勤務手当の方に学科長手当というふうなことを設けさせていただきました。確かに不自然な部分ということでの受けとめはあろうかと思ひますけれども、他大学の関係とも照らした中で、大学の担当の方とも協議をさせていただきますまして、このような形で手当ということで提案をさせていただきます。

なお、このことに伴って3万円の月額ということでございませぬ。それで、これまでは管理職手当ということで10%マイナス2ポイントで8%の手当を支給しておりました。おおむね給与月額8%といひますとこれまでは4万円程度の手当ですけれども、額的には1万円程度減額になる手当ということになってございませぬので、それらを含めてひとつ御理解いただければなというふうにおもひしているところでございませぬ。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 理解はさせていただきますけれども、今後いろいろなこういふことが起きた場合にすべて特殊勤務手当の中に該当がないからといって足すということは余りよろしくないことではないかと思ひますので、本来であればやはり新たな手当という言葉をつくって条例に出していただければよかつたと思ひますが、理解いたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よつて、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第12 議案第8号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成19年4月1日をもって名寄市学校給食センターと名寄市風連学校給食センターが統合し、また平成17年4月1日に施行された学校栄養教諭制度の創設に伴う学校教育法の一部改正により、共同調理場に勤務する学校栄養士を学校栄養教諭として発令する際は学校籍となるため、名寄市学校給食センター設置条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よつて、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第13 議案第9号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本年4月1日から学校教育法等の一部を改正する法律が施行され、児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲学校、聾学校、養護学校から障害種別を超えた特殊支援学校に一本化されますが、本件はこれに伴い北海道の事業である北海道医療給付事業補助要綱が改正されるため、名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（田中之繁議員） 日程第14 議案第10号 名寄市企業立地促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号 名寄市企業立地促進条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本市は、工業開発の促進及び企業の立地促進を図るため、市内に工場等を新設、移転、または増設する企業に対し助成を行っております。本件は、本市に立地する工場で、新設、移転、または増設のための投資額が2,700万円を超えるものについて工場等設置費及び用地取得費に対する補助限度額をそれぞれ3,000万円から2,000万円に、用地取得費の補助率について市内の地価等にかんがみ、これまでの50%から30%に改めようとするものであります。また、本市に立地する工場及びソフトウエアハウス、または試験研究施設であって、新設、または移転のための投資額が3,000万円以上、または増設のための投資額が2,700万円を超え、かつ5人以上の雇用増加があるものにつきましては、これまでどおり工場等設置費補助について限度額5,000万円、用地取得費補助について限度額4,000万円の補助を行いますが、用地取得費の補助率につきましては50%から30%に改めようとするものであります。

なお、本条例第2条第1項第5号、第4条第1項及び第5条第1項の改正につきましては、固定資産税の課税免除及び不均一課税についての文言整理等であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第15 議案第11号 名寄市住宅環境改善等補助条例の廃止についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第11号 名寄市住宅環境改善等補助条例の廃止について、提案の理由を申し上げます。

名寄市住宅環境改善等補助条例は、合併前の風連町の公共下水道処理区域内に家屋を所有する者で、自己資金により既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する者等に補助金を交付し、水洗化普及促進を図ることを目的としておりますが、旧風連町における下水道工事につきましては平成16年に完了し、現在休止の状況にあります。また、同条例では供用開始から最大で3年以内に改造工事を行った者に対し補助金を交付することになっておりますが、補助の期限が到来する平成18年度末で該当者がいない状況にあり、合併協議会の中でも平成19年3月31日に廃止する意向が示されていたことから、本件は同条例の廃止をしようとするものであります。

なお、今後は無利子の貸付制度を充実させて、対応することといたします。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第16 議案第12号 合併特例区規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第12号 合併特例区規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、平成18年第3回定例会におきまして名寄市副市長の定数を定める条例が議決されましたので、合併特例区規約の一部を改正しようとするものであります。市町村の合併の特例に関する法律第5条の14第2項の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。



お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第17 議案第13号 風連町の長の給与等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第13号 風連町の長の給与等に関する規則の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、平成18年第3回定例会におきまして名寄市副市長の定数を定める条例が議決されましたので、風連町の長の給与等に関する規則の一部を改正しようとするものであります。市町村の合併の特例に関する法律第5条の36の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第18 議案第14号 上川教育研修センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第14号 上川教育研修センター組合規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

上川教育研修センター組合は、上川支庁管内の市町村が共同して行う教職員等の研修及び研修に関する調査研究を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に基づく教育機関として設置され、本市も加入しております。助役制度及び収入役制度を廃止し、新たに副市長制度を設ける等の内容とする地方自治法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されるため、本件は地方自治法第286条第1項の規定により上川教育研修センター組合規約の一部を変更しようとするものであります。

以上、同法第290条の規定により議会の議決を求めますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第19 議案第15号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第15号 損害賠償の額を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

平成18年8月に名寄市立総合病院におきまして大腸ファイバーによる検査中、相手方の結腸をせん孔させ、同日緊急でせん孔部分の閉鎖手術を行いました。その後、専門家による医療相談を受けた結果当病院の有責と結論されたため、損害賠償について御本人と話し合いを進めたところ合意に至りましたので、本件は損害賠償の額を80万円に決定するため、地方公営企業法第40条第2項及び名寄市病院事業の設置等に関する条例第9条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

村端利克議員。

○28番(村端利克議員) この件についてちょっと質問させていただきます。

損害額の金額は私は特別申しておりません。賠償という、損害額ということについては、普通物

損事故、ぶつけたとか壊したとか、また相手に迷惑かけたということで損害というのは出てくると思います。聞いてみますと、私もこの方は暮れからも聞いておりますが、治療費はかからない、日当とかという損害額ではない。そうすると、相手に迷惑をかけた慰め料でないかという感じするのです。形のあるものを壊して確かに損害になるわけですけれども、肉体を傷つけて、相手に迷惑かけたということであれば慰め料、申しわけなかったと、そういう金額ではないかというふうに私は感じます。ですから、この金額は慰謝料、病院代もかからないということであれば本当に申しわけなかったと、ごめんなさいという慰謝料ではないかというふうに感じるのですが、この点についてどうしてお考え持っているのかお伺いいたします。

○議長(田中之繁議員) 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(佐藤健一君) お答えを申し上げます。

ただいま議員質問されたとおり、慰謝料ということの算定でございまして、保険会社とも相談しましたところ30万円ということでございましたけれども、大久保さんの方から受けた精神的、肉体的ダメージについても名寄市としての誠意を見せてほしいというお申し出がありまして、私ども院長の長引かせたくないという思いもありまして、意を酌み取らせていただいたという金額でございます。

○議長(田中之繁議員) 村端議員。

○28番(村端利克議員) その示談をしたことについてどうのこうではないのです。この文言が損害額って、損害額という言葉が私はどうしても気にかかるのです。やはりこの言葉は、賠償といいますか、それとまた慰め料です、家族に対しても、本人に対しても。申しわけなかったという慰め料、そこの慰謝料でないかという感じしている。だから、損害額、計算は何ぼ損したから、何ぼぶつけたからどうしたという枠というのは決まらないと思うのです。ですけれども、慰め料では金額

というのは定められる、志でという形になりますので。保険の出し方でいうと休業補償、病院代、慰謝料、そういうのを重ねて補償というのはすることになる。そうしたら、慰謝料というのはやっぱり慰め料なのです、家族に対する、本人に対する。ですから、この件は、損害というのは物損、壊したとか何かしたということではなくして、内容が違うのではないですかということをおっしゃっているのです。そうではないのですか。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 慰謝料と申しましても受けた損害はあります。それは、腸に穴をあけた、あるいは手術で苦痛を与えたという損害もあります。そういうことで算定させていただいて、算式がありまして、そういう算出根拠に基づいて算定させていただいたということでございます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） ちょっと同じようなことばかり質問しているのですが、損害を与えたという経過は、この金額に定める根拠というのは計算できるのですか。慰め料というのであれば、計算しなくても日にち、日程的に、それからどうということだから、こういうふうにできるということになっているので、保険業界で私も保険やっていますからわかっているのですが、これは慰め料しか考えられないのですが、今病院事務部長がおっしゃった損害額というのは何かぶつけたとかけがした人とか、物を壊したとかというのが損害であって、これは損害ではないのではないですか。その辺が、この文言が違うのではないですかということをおっしゃっているのです。どうですか。この辺は、私は相手に精神的に苦勞をかけた、また病院も長くかかった、家族にもそういったことで病院にかかってきたとかいろんな、結局これはバス代とか自動車賃とかなんとかという損害ではないでしょう。そうであれば慰め料しかないのではないですか。であれば慰謝料という言葉に何でできないのです

か、これ。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 村端議員の質問の内容でありまして、この中心的なものはやっぱり慰謝料、先ほど佐藤事務部長から答弁させていただきました。中には体に穴をあけたという損害、肉体的な損害も与えたという内容もありますけれども、お気持ちどおり主なものは慰謝料だというふうな受けとめていただきたいというふうな思っております。よろしくお祈りいたします。

○議長（田中之繁議員） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第20 議案第16号 市道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号 市道路線の認定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年12月、都市計画法第29条に基づく開発行為により造成され、その後道路法第40条第2項により帰属を受けた道路を整理番号4084、路線名、はなぞの団地5号通とし

て新たに市道の認定をしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

10分程度休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

---

再開 午後 2時53分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第17号 平成18年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 平成18年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各款にわたる事業の確定に伴う事業費の調整と人件費の調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれに3億2,880万8,000円を減額し、予算総額を190億1,200万8,000円にしようとするものであり

ます。

最初に、今回の補正は、国の補正予算により合併特例補助金の総額の7割相当額が予算化され、当市においても介護保険特別会計のサービス事業勘定・風連分を含めて事業規模で2億785万6,000円、補助金で1億8,420万円を計上し、平成18年度につきましては7,000万円余りを、残りにつきましては平成19年度に繰り越して執行しようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして備荒資金組合超過納付負担金5,000万円の追加は、平成18年度に交付される市町村合併補助金6,120万円の一部を積み立て、平成20年度以降の合併に寄与する事業に活用しようとするものであります。

3款民生費におきまして精神障害者デイケア事業運営施設整備補助金500万円の追加は、本年4月に開設準備を進めている医療法人社団あべクリニック設立代表者、阿部恵一郎氏に対し精神障害者デイケア事業に必要な施設整備に係る費用の一部として支援を行うものであります。

4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金3,777万円の追加は、12月の特別交付税で病院事業に対する交付税措置額の確定に伴い2,677万円、病院増改築基本設計分で1,100万円を繰り出しするものであります。

10款教育費におきまして大学費の国民健康保険支払準備金基金積立金2,000万円の追加は、介護病床から医療病床への移行が急速に進み、国保会計の安定的な財政運営に支障が出始めたため、大学設備に繰りかえ運用した額を前倒しして償還するものであります。このことにより本年度末の元金償還額は1億4,000万円で、未償還元金は6,000万円となります。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の確定に伴う特定財源の調整を行ったほか、12月末の収納状況から判断して、自動車重量譲与税で2,000万円、地方道路譲与税で650万円、自

自動車取得税交付金で1,090万円それぞれ減額を見込みました。普通交付税の2,462万8,000円の追加は、国の補正予算により調整戻しがあり、財政調整基金繰入金を1億2,800万4,000円減額して収支の調整を図ろうとするものであります。

次に、第2表、債務負担行為補正及び第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更あるいは追加しようとするものであります。

次に、第4表、繰越明許費につきましては、合併特例補助金対象事業14件のほか道営畑地帯総合整備事業費、畜産担い手育成総合整備事業費、経営体育成基盤整備事業費に繰越明許費の設定を行い、翌年度において事業実施しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（田中之繁議員）** 補足説明を石王総務部長。

**○総務部長（石王和行君）** それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第17号の33ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費の減債基金積立金3,000万円の追加は、今回の補正の歳入歳出差額2億2,800万4,000円のうちの一部を公債費償還財源として積み立てするものであります。4万6,000円につきましては利息でございます。

37ページをお開きください。8目企画振興費の合併特例振興基金積立金1,500万円の減額は、国へ追加要望しておりました額が認められなかったものによるものであります。なお、同基金の取り崩しにつきましては、10年間取り崩しができないことになっておりましたけれども、合併市町村等から要望が多く、合併特例基金債の償還が終

わった範囲内で取り崩しを認めることに国は方針を変更いたしました。借り入れ後5年後から可能となるものでございます。

39ページをお開きください。3項戸籍住民基本台帳費の戸籍電算化システムデータ作成委託料5,000万円の追加は、合併特例補助金対象事業でございまして、繰越明許で19年度に執行をいたします。データ作成事業は、実質19年度、20年度の2カ年の事業となるものでございます。

45ページをお開きください。3款民生費、1項7目老人福祉費の老人保健事業特別会計繰出金1,211万8,000円の追加は、給付費の増に伴う市負担分を繰り出しするものであります。

47ページをお開きください。3項生活保護費の生活保護扶助費3,000万円の追加は、医療扶助が大きく伸びたことによるものであります。

53ページをお開きください。4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費の補償金19万7,000円の追加は、名寄市内淵の最終処分場周辺農地におけるカラスによる農作物被害の損害賠償額を計上するものであります。

59ページをお開きください。6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費の元気な地域づくり交付金3,084万4,000円、アスパラガス自動選別施設整備事業補助金785万2,000円、それぞれの減額につきましては、道北なよろ農協において実施いたしましたアスパラガス自動選別施設整備事業費が入札減になったことによるものであります。

99ページをお開きください。14款職員費の6,280万円の減額は、職員給与費の4%独自削減を含めて年度末の人件費を調整したことによるものであります。

次に、歳入について説明させていただきます。11ページをお開きください。1款市税、1項2目法人、現年課税分の503万5,000円の減額は、合併に伴う均等割、月割り減額及び法人税割の見込額の確定によるものでございまして、均等割

で265万7,000円、法人税割で237万8,000円の減額で試算をしたところでございます。

2項固定資産税の現年課税分332万1,000円の追加は、主として償却資産において修正申告及び国税資料照合による増額を見込ませていただきました。各税目の滞納繰越分については272万7,000円の追加でございますが、これにつきましては例年減額補正になるところでございますが、12月末の徴収実績に基づき増額を見込んだところでございます。

17ページをお開きください。15款国庫支出金、2項1目総務費補助金の市町村合併補助金1億5,010万円の追加は、総額1億8,420万円のうち12月補正で予算化済み額が1,500万円、介護会計のしらかばハイツ分が1,910万円を除いた額を計上するものであります。

19ページをお開きください。5目土木費補助金の家賃低廉化事業交付金56万6,000円の追加は、平成17年度までの家賃対策補助金は一般財源化されましたけれども、平成18年度建設、入居になった公営住宅に係る民間家賃との差額の2分の1に対して交付される制度が創設されたことによるものでございます。該当地区は、風連地区西町団地でございます。

21ページをお開きください。16款道支出金、2項1目総務費補助金の地域政策総合補助金1,100万円の追加は、合併特例債の対象になった事業に対しまして5%相当額が北海道から支援されるものであります。

24ページをお開きください。18款寄附金141万1,000円の追加は、既に予算化したものを除きまして1月末日までに寄附採納した寄附金を計上するものであります。寄附金は、寄附者の意向に沿いまして、図書購入費及び交通安全運動推進委員会交付金として予算計上したもののほか、公共施設整備基金に100万8,546円、地域福祉基金に34万円を積み立てることとしたところでございます。

以上、追加の説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第22 議案第18号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第18号 平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして依然として増加傾向にある保険給付費と年度末における事業見込みによる各費目の増減調整を行うものであり、歳入歳出それぞれに1億8,196万8,000円を追加して予算総額を31億4,312万4,000円に、直診勘定におきまして主に診療報酬収入等の追加と執行残等による減額を行うものであり、歳入歳出それぞれ61万8,000円を減額して、予算総額を1億1,442万2,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の歳出について申し上げま

す。1款総務費では、人件費で30万8,000円を減額、北海道国民健康保険団体連合会の共同電算使用料で35万円を追加し、事務費の中の不用額を調整しようとするものであり、総額では176万円の減額であります。

2款保険給付費では、医療費の増加傾向を踏まえて一般被保険者療養給付費におきまして1億1,814万5,000円を追加、退職被保険者等療養給付費におきまして7,179万8,000円を追加、一般被保険者療養費、一般被保険者高額療養費、退職被保険者等高額療養費及び葬祭費等を調整し、総額で1億9,696万3,000円を追加しようとするものであります。

5款共同事業拠出金では、拠出額決定により高額療養費拠出金におきまして532万3,000円を減額、保険財政共同安定化事業拠出金におきまして967万円を減額しようとするものであります。

6款保健事業費では、インフルエンザ予防対策負担金におきまして174万円を追加、肺炎球菌ワクチン接種対策負担金におきまして77万円を追加、事務費の不用額を調整し、総額で149万7,000円を追加しようとするものであります。

7款積立金では、医療費支払準備金基金の積み立てによる利息分で1万1,000円を追加しようとするものです。

9款諸支出金では、一般被保険者保険税還付金におきまして25万円を追加しようとするものです。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。1款国民健康保険税では、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費現年課税分におきまして所得の伸びが期待されないため5,000万円を減額、退職被保険者等国民健康保険税におきまして加入者の増加により900万円を追加しようとするものであります。

2款国庫支出金では、療養給付費負担金の確定により療養給付費等負担金におきまして133万

8,000円、高額医療費共同事業負担金におきまして133万1,000円、財政調整交付金におきまして313万4,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

3款療養給付費等交付金では1億3,909万3,000円を追加しようとするものであります。

4款道支出金では、高額医療費共同事業負担金におきまして133万1,000円、北海道国民健康保険財政調整交付金におきまして1,800万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

5款共同事業交付金では、高額医療費の伸びにより高額医療費共同事業交付金におきまして3,808万5,000円を追加、保険財政共同安定化事業交付金におきまして1,494万1,000円を追加しようとするものであります。

7款繰入金では、その他一般会計繰入金におきまして779万7,000円を減額、基金繰入金におきまして6,040万8,000円を追加しようとするものであります。

9款諸収入では、北海道国民健康保険団体連合会高額医療費共同事業基金の廃止による還付金として336万1,000円を追加し、調整を図ろうとするものであります。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。1款総務費では、職員給与費関係及び執行残等の整理により61万8,000円を減額しようとするものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。1款診療収入では、外来患者の増により459万2,000円を追加、4款繰入金では予算調整のため546万9,000円を減額、5款諸収入では雑入関係の整備により25万9,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第23 議案第19号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第19号 平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、本年度の医療費の伸びにより歳入歳出それぞれに1億4,442万7,000円を追加し、予算総額を32億8,938万4,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。2款医療諸費では、医療給付費の負担増により1億4,442万7,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。歳出の医療給付費の伸びに伴い、1款支払基金交付金では医療費交付金におきまして8,619万5,000円、2款国庫支出金では医療費負担金におきまして3,399万1,000円、3款道支出金では医療費負担金におきまして1,212万3,000円、4款繰入金では1,211万8,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上

げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第24 議案第20号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第20号 平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、会計年度末における各費目の調整を行うものであり、保険事業勘定では歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ5,002万3,000円を減額して予算総額を18億9,665万4,000円に、サービス事業勘定・名寄では歳入歳出それぞれ9,54万6,000円を減額して予算総額を6億4,992万1,000円に、サービス事業勘定・風連では歳入歳出それぞれに1,908万9,000円を追加して予算総額を4億6,981万2,000円にしようとするものであります。

まず、保険事業勘定の主な歳出について申し上げます。2款保険給付費では、居宅介護給付費の



増及び施設介護給付費の減により4,963万円を減額しようとするものであります。

次に、保険事業勘定の主な歳入について申し上げます。3款国庫支出金、4款道支出金及び5款支払基金交付金では、歳出の保険給付費の減額に伴い、それぞれの負担割合に応じて減額しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・名寄の主な歳入歳出について申し上げます。歳出の1款事業費では、委託事業内容の充実により委託料954万6,000円を減額しようとするものであります。

歳入の2款繰入金では、一般会計繰入金1,564万7,000円を減額しようとするものであります。

次に、サービス事業勘定・風連の主な歳入歳出について申し上げます。歳出の1款総務費では、しらかばハイツ施設整備にかかわる一般浴室改修工事費、洗濯乾燥機等の備品購入費などに2,032万1,000円を追加しようとするものであります。

歳入の5款国庫支出金では、市町村合併推進体制設備費補助金1,910万円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第25 議案第21号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第21号 平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、会計年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ3,458万3,000円を減額し、予算総額を18億7,743万3,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款下水道事業費では、各費目におきまして計数整理を行うほか、本年度の補助事業費の確定により各費目の組みかえを行おうとするものであります。

2款公債費では、利子におきまして一時借入金の金利が当初を下回ることから、150万円を減額しようとするものであります。

3款諸支出金では、中間納付消費税額の減により526万3,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、受益者負担金等が当初より減少の見込みであることから113万8,000円を減額しようとするものであります。

2款使用料及び手数料では、下水道使用量が当初より減少の見込みであることから1,466万7,000円を減額しようとするものであります。

4款繰入金では、一般会計繰入金におきまして歳入歳出予算調整のため4,026万5,000円を減額しようとするものであります。

6款市債では、下水道事業債におきまして起債対象事業費の増により2,150万円を追加しよう

とするものであります。

7款財産収入では、立木売払収入の減により1万3,000円を減額しようとするものであります。

その他別表、債務負担行為補正は、地域経済の振興を図ることを目的とした国の景気浮揚政策の一環として、名寄下水終末処理場滞水池新設土木建築工事を新たに設定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第26 議案第22号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第22号 平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、会計年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ336万円を減額して、予算総額を8,224万3,000円

にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款個別排水事業費では、各費目におきまして計数整理を行うようとするものであります。

2款公債費では、利子におきまして一時借入金の金利が当初を下回ることから25万円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金では、分担金の額が当初を上回ることから74万2,000円を追加しようとするものであります。

2款使用料及び手数料では、使用料等の額が当初を上回ることから、30万9,000円を追加しようとするものであります。

3款繰入金では、一般会計繰入金におきまして歳入歳出予算調整のため281万1,000円を減額しようとするものであります。

5款市債では、下水道事業債におきまして起債対象事業費の減により160万円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第27 議案第23号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第23号 平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定に伴う歳入歳出予算の調整をするものであり、歳入歳出それぞれ10万6,000円を減額して、予算総額を4,802万円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では、10月の低気圧被害に伴う職員手当及び車両借上料の追加と委託料の精算に伴う減額が主なものであります。

3款諸支出金では、消費税及び地方消費税の精算に伴い、減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、給水工事の増加分を追加し、一般会計繰入金で調整しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第28 議案第24号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第24号 平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末における各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ18万7,000円を減額して、予算総額を3,686万9,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款商工費では、市場管理費におきまして人件費等の確定により18万7,000円を減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款使用料及び手数料では、取り扱い量の減少により取扱高使用料31万2,000円を減額、2款繰入金では12万5,000円を追加して収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第29 議案第25号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第25号 平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり各費目の調整を行うものであり、歳入歳出それぞれ14万1,000円を減額して、予算総額を2,986万5,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款衛生費におきまして同センター改修工事11万3,000円の減額は、年次計画を立てて改修事業を実施している浄化施設の本年度分の改修工事が完了し、事業費を精査したためであります。また、同センター管理費にかかわる2万8,000円の減額は、食肉センター管理費の需用費等においてそれぞれ精査したものであります。

なお、歳入につきましては一般会計から繰入金を14万1,000円減額して、収支の調整を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(田中之繁議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第30 議案第26号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第26号 平成18年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり病院事業会計の各収支見通しにより必要な関係部分を調整し、補正しようとするものであります。

補正の主なものについて申し上げます。1款病院事業収益では、医業収益におきまして市立病院にかかわる入院、1日当たりの診療単価の減少と東病院の入院及び外来にかかわる患者数の増などにより入院収益で4,332万3,000円を減額、外来収益では882万4,000円を追加、その他医業収益では東病院の診断書料等により5万円を追加、医業外収益におきまして他会計負担金で東病院の企業債償還利子に対する一般会計負担金より1万7,000円を追加、その他医業外収益で市立病院の患者用テレビ等管理手数料などにより367万5,000円を追加、負担金交付金で市立病院から近隣市町の病院の医師派遣に対する各病院の負担金により838万2,000円を追加、特別利益におきまして市立病院の損害賠償保険金等で68万5,000円を追加し、合計を71億2,286万6,000円にしようとするものであります。

次に、2款病院事業費用では、医業費用におき

まして給与費で市立病院臨時職員の補充等により1,460万円を追加、材料費で市立病院の薬品、診療材料費等により1億6,672万円を追加、経費で東病院指定管理料等により3,526万2,000円を追加、減価償却費で機器備品等により1,621万5,000円を追加、医業外費用におきまして支払利息及び企業債取扱諸費で短期資金借入利子等により205万円を減額、保育施設費で保育士賃金等により330万円を減額、特別損失におきまして市立病院の事故補償金等により86万3,000円を追加し、合計を73億7,286万6,000円にしようとするものであります。

次に、3款資本的収入では、企業債で市立病院の購入対象機器の減少等により医療機器整備事業債を3,010万円減額、寄附金で252万円を追加、負担金で一般会計負担金を1,100万円追加、国庫補助金で東病院の医療機器購入費確定により8万円を減額し、合計を4億6,401万5,000円にしようとするものであります。

次に、4款資本的支出では、資産購入費で医療機器等購入費用2,015万6,000円減額し、合計を6億4,119万7,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収支の不足額につきましては、当年度損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決をすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第31 議案第27号 平成18年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第27号 平成18年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、年度末に当たり予算の調整をしようとするものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。1款水道事業収益では、水道使用量の減少により給水収益におきまして237万5,000円の減額、新設・集合申請工事手数料の増額によりその他営業収益におきまして47万8,000円の追加が主なものであり、総額101万7,000円を減額し、合計を5億9,201万9,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。2款水道事業費用では、人事異動等に伴う給与関係及び事業費用の確定により経費減額が主なものであり、224万2,000円を減額し、合計を6億5,890万3,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出では、事業費確定に伴い配水管整備、量水器設備及び水源開発整備をそれぞれ減額した結果862万4,000円を減額し、合計を2億9,223万3,000円にしようとするものであります。

次に、資本的収入について申し上げます。3款

資本的収入では、資本的支出のそれぞれの事業費の確定に伴い、予定しておりました収入項目を調整した結果774万4,000円を減額し、合計を5,134万8,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第32 議案第28号 平成19年度名寄市一般会計予算、議案第29号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計予算、議案第31号 平成19年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第32号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第33号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第34号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第35号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第36号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第37号 平成19年度名寄市病院事業会計予算、議案第

38号 平成19年度名寄市水道事業会計予算、以上11件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第28号 平成19年度名寄市一般会計予算及び議案第29号から議案第38号までの各特別会計予算並びに各企業会計予算について、提案の理由を申し上げます。

各会計予算案は、市民及び職員の融和促進と均衡ある発展を基本に、地域経済や雇用にも配慮し、戸籍電算化事業、地域包括支援センター運営事業、市立総合病院整備事業、農地・水・環境保全向上対策事業、道の駅整備事業、住宅リフォーム促進事業、風連地区市街地再開発事業、心の教室相談員配置事業の拡大、大学グラウンド及び周辺環境整備事業、天文台整備事業など、名寄市総合計画の策定に当たり議論をしていただいた事業をできるだけ多く盛り込み、編成いたしました。

一般会計予算案は186億8,596万9,000円で、合併特例振興基金造成費を当初予算に計上したことから前年度比1.5%、2億8,075万3,000円の増になりました。この基金積立金の影響を除くと逆に2.2%マイナスで、180億436万9,000円になります。収支不足を補う基金の取り崩し額は、前年度比28.9%減の5億9,281万4,000円に圧縮したものの、合併効果が出るまで基金に大きく依存する状況が続くこととなります。

次に、特別会計について申し上げます。平成19年度国民健康保険特別会計外7特別会計の予算総額は116億9,236万8,000円で、前年度比6.4%増になっております。これは、下水道事業特別会計で整備事業費と公債費で減額になったものの、国民健康保険特別会計及び老人保健事業特別会計の給付費が伸びたことによるものであります。

次に、企業会計について申し上げます。病院事業会計及び水道事業会計の予算総額は95億9,8

18万9,000円で、前年度比9.6%の増となっております。これは、病院事業会計でICUの増設など市立総合病院施設整備事業費を5億7,614万円を見込んだことによるものであります。

以上によりまして、平成19年度全会計の予算総額は399億7,652万6,000円となり、前年度比4.8%の増となりました。

地方自治法第211条及び地方公営企業法第24条の規定に基づき提出いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号外10件については、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号外10件については、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

ただいまの決定に基づき、予算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第33 議案第7号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

新市における新たな国民健康保険税率及び賦課方式につきましては、平成17年2月28日に調印された合併協議書の中で新市において国民健康保険運営協議会を設置し、検討を行うことになっておりましたが、同協議会におきまして地方税法

に定められた低所得者に対する保険税の軽減措置が実施できる割合に是正すること、現行では不均一課税とされていた介護納付金課税分を統一課税とすること、ここ数年を視野に入れた安定的な事業運営を行うための需要額を想定した上で税率の設定及び法改正された課税限度額への変更の4項目について検討していただき、本年2月6日に答申を得ましたので、本件は医療給付に充てる基礎賦課分につきまして所得割を現行税率の9%から13%に変更、資産割額は据え置きとし、均等割額は被保険者1人当たり2万3,000円から2万4,000円に変更、平等割額は1世帯当たり2万8,000円から2万6,000円に変更しようとするものです。また、介護納付金におきまして所得割を現行税率の0.8%から1.8%に変更、均等割額は被保険者1人当たり旧名寄市分では5,500円、旧風連町分では4,800円からそれぞれ6,000円に変更、平等割額は1世帯当たり旧名寄市分では5,000円、旧風連町分では3,300円からそれぞれ4,000円に変更、賦課限度額は8万円から9万円に変更しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号については、本会議質疑を省略し、会議規則第37条の規定により予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、予算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第34 議案第39号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第39号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

南水泳プールは、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号による公募によらない施設であります。本件は、同プールの管理を法人、その他の団体に代行させるため、名寄市公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第35 議案第40号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第40号 指定管理者の指定について、提案の理由を申し上げます。

名寄市母子里地区共同牧場は、名寄市公の施設

に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号による公募によらない施設であります。本件は、同牧場の管理を法人、その他団体に代行させるため、名寄市公の施設に係る指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、指定管理者の候補の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第36 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 専決処分した事件の報告について、提案の理由を申し上げます。

事故の内容は、昨年6月に名寄市字砺波656番地8、名尾良一氏が所有する名寄市字内淵313番地1の圃場におきまして、名寄市内淵一般廃



棄物最終処分場に起因するカラスが6月8日に播種し、発芽したエビスカボチャの苗を3,885平方メートルにわたり引き抜き被害が発生したものであります。これに伴う実損額19万7,000円を本市が負担するものであります。

署名議員 佐藤 靖

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

署名議員 日根野 正 敏

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

---

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より3月5日までの7日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より3月5日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会いたします。

---

散会 午後 3時52分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

平成19年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成19年3月6日(火曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 代表質問

26番 中野秀敏 議員  
28番 村端利克 議員  
29番 川村正彦 議員  
30番 福光哲夫 議員  
31番 斉藤晃 議員  
32番 武田利昭 議員  
34番 三宅幹夫 議員  
35番 小野寺一知 議員  
36番 大久保光義 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 代表質問

31番 斉藤晃 議員  
32番 武田利昭 議員  
34番 三宅幹夫 議員  
35番 小野寺一知 議員  
36番 大久保光義 議員

1. 出席議員(33名)

議長 33番 田中 之繁 議員  
副議長 8番 林 寿和 議員  
1番 宮田 久 議員  
2番 佐藤 靖 議員  
3番 竹中 憲之 議員  
4番 岩木 正文 議員  
5番 駒津 喜一 議員  
6番 山口 祐司 議員  
7番 日根野 正敏 議員  
9番 木戸口 真 議員  
10番 植松 正一 議員  
11番 高橋 伸典 議員  
12番 猿谷 繁明 議員  
13番 黒井 徹 議員  
14番 渡辺 宏治 議員  
15番 田中 好望 議員  
16番 野本 征清 議員  
17番 佐藤 勝 議員  
18番 谷内 司 議員  
20番 熊谷 吉正 議員  
21番 渡辺 正尚 議員  
23番 東 千春 議員  
24番 宗片 浩子 議員  
25番 野々村 勝 議員

1. 欠席議員(2名)

19番 堀江 英一 議員  
22番 栗栖 賢一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊藤 矩康  
書記 間所 勝  
書記 久保 敏子  
書記 佐藤 葉子

1. 説明員

市長 島 多慶志 君  
助役 今 尚文 君  
助役 小室 勝治 君  
総務部長 石王 和行 君  
生活福祉部長 山内 豊君  
経済部長 手間本 剛君  
建設水道部長 松尾 薫君  
福祉事務所長 中西 薫君  
上下水道室長 関下 富士夫 君  
教育長 藤原 忠君  
教育部長 今 裕君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長		
市立大学	中尾裕二	君
事務局長		
監査委員	森山良悦	君

---

○議長（田中之繁議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

5番 駒津喜一 議員

18番 谷内 司 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告に従い順次発言を許します。

平成19年度島市政執行に当たっての諸課題について外5件を、木戸口真議員。

○9番（木戸口 真議員） 議長の御指名をいただきましたので、これより代表質問をいたしたいと思っております。

まず、凜風会を代表いたしまして、島市長並びに藤原教育長に質問いたします。新名寄市がスタートして1年が経過しようとしております。市長に就任され、新たなまちづくりのかじ取り役として奮闘されていることに敬意を表すものであります。旧市町の互いの歴史を理解し合い、まず均衡ある発展を求めるものであります。平成18年度予算は、旧市町の持ち寄り予算でありましたが、19年度予算は本格的な名寄市としての市民の生活、地域振興策、福祉対策、少子高齢化対策、教育、環境整備等の新名寄市総合計画に沿った初年度の予算になっております。島市長の執行方針の基本的な考え方は、市民本位のまちづくりを基本に、市民の融和と一体感の醸成に努め、合併してよかったと実感できるまちづくりに努めるとの決意を示されております。また、施策の推進には行政の不断の努力はもとより、まちづくりの主役は市民であり、市民と行政の協働によるまちづくりを基本理念として取り組む姿勢を示しておられま

す。これらのことをどう市民に伝え、具体的にどう進めるのかをお聞きいたします。

また、国における平成19年度の予算編成においては、これまでの財政健全化の努力を今後も継続して取り組み、歳出全般にわたる徹底した見直しにより予算配分の重点化、効率化を実施し、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額を極力抑制するとしております。地方に対する財政支援も新型交付税措置、社会福祉などの切り下げなど、三位一体改革により地方経済、生活環境は崩壊し、危機的状況にあります。当名寄市においては、厳しい財政状況から市長、職員の給与の削減にも踏み切り、綱渡りの財政運営となっております。使える財政調整的な基金も2年間でほぼ底をつき、合併特例債の年度を超えた繰りかえ運用をして、平成19年から22年の4年間をしのいで、23年度の財政の健全化を目指しております。そこで、所信表明及び今回の理事者の執行方針の中から大きく5項目について質問いたします。

1点目に、平成19年度島市政執行に当たっての諸課題について。平成19年度一般会計予算案は186億8,596万円であります。特別会計予算案、企業会計予算案の全会計の総額では、前年度対比4.8%増の399億7,652万円となっております。そこで、新名寄市総合計画が作成され、初年度を迎え、平成19年度予算案にどれくらい反映されているのか、今後の総合計画進行状況の進行管理などをどのように進めるのか、19年度地方交付税の推移、見込みと厳しい財政の中での合併による特例債、有利債の運用をどう考え、中期財政計画に結びつけているのかをお聞きいたします。

次に、行財政改革の推進について。8月、庁舎内で新名寄市行財政改革推進計画策定に取り組み、一定の素案ができ、各職場での論議や総合計画策定審議会、総務部会の意見をもらい、1月に策定がなされ、予算編成に生かされ、事務事業の大胆な見直しが必要との考えを昨年第3回定例会で答

弁されておりますので、お考えをお聞きいたしません。

2点目に、基幹産業である農業の振興について。我が名寄市の基幹産業は農業であります。国の目まぐるしく変わる農業政策により将来像も描けず、地域農業の前途は厳しい状況にあります。名寄市においても合併により農業分野のすそ野が広がり、相乗効果も多くあったと思うところであります。しかし、3年続きの豊作にもかかわらず、価格の低迷による影響は地域農業にとって厳しい状況にあり、これらの産地として独自性を持ち、安心、安全な作物を消費者に提供していくことが重要であり、名寄市の農業施策での取り組みに期待されるものであります。そこで、新名寄市農業・農村振興計画が策定されました。特に名寄市として目指す農業施策があればお聞かせ願います。

また、新規事業についてお伺いいたします。農業青年チャレンジ事業について、農家の子弟の自立した取り組みに対する支援とのことですが、事業の内容、趣旨をお聞かせ願います。

次に、農地・水・環境保全向上対策について。昨年第3回定例会の中でも道の予算からも平成19年度の名寄地区での取り組みは見合わせるとの考えを示されました。しかし、国、道の一部財政措置がなされ、名寄地区でも事業費が計上され、1地区の事業費が4,580万円を見込んでおられます。近隣市町村でも一部の地域での対応となっておりますが、名寄市として1地区での事業となった経過と理由、今後の事業について、対象地区への対応と取り組みについてお聞かせ願います。

3点目に、社会福祉、医療について。平成19年度名寄市の社会福祉について。国、道における財政状況から障害者、高齢者、生活保護者、弱者等に対する措置費の低下による市民に対する影響はどのようなものか、国庫支出金、道支出金などの措置費などのかわりはないのか、国保税の改正、介護保険事業の保険料の統一などどのようになるのか。また、国民健康保険平成17年度決算収入

未済額は、風連地区では約2,000万円、名寄地区では約1億7,200万円ですが、約1,400万円の不納欠損額を出しておられます。平成18年度の推計は、また19年度の収入未済額、滞納対策の取り組みについてお聞かせ願います。

次に、道北のセンター病院としての機能を有し、市民に先端技術を整え、地域医療基地としての役割を果たしている名寄市総合病院の医療業務を4月、さらには10月にと2段階方式で民間委託しますが、今後まだ委託をする計画予定があるのか。さらに、市立病院整備事業の5億7,600万円の主な事業概要の説明と効果等についてお聞かせ願います。

また、精神科の医師確保について、昨年6月第1回定例会でも論議されましたが、いまだに医師確保にめどが立たないということはいかなるものかと思うものであります。固定医師は3月いっぱい任期と聞かるところですが、今までの経過をお知らせ願います。

次に、廃棄物処理対策について。昨年4月から完全実施となった紙製容器包装廃棄物の資源収集は、予定した収集量を下回る状況となりました。そこで、予定した収集量と現状の収集量を示していただきたいのと、結果として多くが炭化ごみや埋め立てとなっていることから、住民に対する徹底的な啓発、指導を行うとの考えを示されていますが、具体的な対策をお示し願います。

4点目に、商工業の振興について。風連地区に建設する道の駅名寄の整備基本方針が示され、センターハウスについては既存の民間施設との一体感を検討しているようですが、来春完成、オープンと聞きます。事業費約2億円の主なものは何か、特徴的なものがあるのか、運営方法はどうか、指定管理者によるものとするか、店舗はどのくらい入るのか、市内の業者なのか、農産物の取り扱い、冬場の対応はどのように考えているのかをお聞かせ願います。また、利用料金あるいは使用料の設定の算出根拠は、年間どのくらいを

見ているのかをお聞かせ願います。

次に、ポスフル対策について。今や徳田地区に大型店出店予定の話題が名寄市の市民の声として賛否両論に分かれるところであります。なぜ昨年国の改正まちづくり3法が成立した5月以降での対応ができなかったのか。6月の市長の執行方針の中でも駆け込みが予想され、対応したいと発言されておりましたが、市長としてどのような見解をお持ちなのかをお聞かせ願います。

また、賛否両論がある中、行政は市民に的確な情報発信と説明が必要と考えます。今後も予想される出店、または出店できなかったときなど、いろいろな展開を想定して、市民にもっと情報を示すべきと考えるものであります。

また、訴訟になった場合について、法律では訴訟できても民事上での責任を問われることがあると考えますが、御見解をお聞きいたします。

さらに、19年度予算で今後の中心市街のまちづくりを掲げ、コンパクトなまちづくり対策の取り組みで商工業支援としてチャレンジ支援事業と中心市街地活性化基本計画の策定の考え方を示されましたので、考えをお聞きいたします。

5点目に、建設事業について。風連地区市街地再開発事業の今後について。風連地区においては、十数年にわたり中心市街地活性化について論議がされました。合併しても寂れないを思いに関係者の努力と住民の理解で実現に向けて進んでいるところであります。島市長も公約として掲げ、推進していただいているところであります。総事業費24億円とも言われ、約2ヘクタールの中心地が整備され、まさにJA道北なよろを中心としたコンパクトなまちづくりが進められようとしております。ここで、現在の状況と19年度の中で再開発事業補助金1億8,684万円が計上されているが、どのような事業なのか、今後の再開発事業のスケジュールはどう展開するのか、問題、課題等をお聞かせ願います。

6点目に、教育行政の執行について。昨年度は、

いじめによる子供の相次ぐ悲しい事件が数多く発生して、子供たちの教育の難しさを痛感いたしました。我が名寄市でも一部ではいじめというものが残念ですが、存在しているものではないかと思っております。昨年12月に道教委が行ったいじめに関する実態等調査の速報値が出ていると聞かるところですが、お知らせ願います。これらのことを踏まえた対応をどうしているのかをお聞かせ願います。

次に、学校教育の充実について。確かな学力と豊かな心を培う教育内容の充実に努め、適正な教育課程を編成、実施するとともに指導方法の工夫、改善することですが、具体策をお聞かせ願います。また、本年4月からスタートする特別支援教育について対応策をお聞かせ願います。

次に、風連中学校改築について。昨年度実施した学校校舎耐震化優先度調査の結果が2月に示され、これを受けて対象校舎の危険性等も検討し、適正配置計画の策定と並行しながら、平成19年度中に学校教育施設の整備計画を策定していく方針が示されました。風連中学校の整備計画をお示し願います。

次に、学校給食センターの現状について。昨年度風連、名寄両学校給食センターの統合問題が持ち上がり、数多くの論議がされました。私ども凜風会は、学校給食会の運営方式等の違いから、諸問題等のめどがつかない中での統合を目指す改築工事に反対したところであります。そのとき課題となったのが名寄市学校給食会の未収金、余剰金問題でありました。特に議会でも未収金についての対応などで論議がされました。その後、前年と比べて回収率がよくなったとも一部で聞かるところではありますが、そういう効果が出たのかをお聞かせ願います。

以上、壇上からの凜風会の代表質問といたします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。

木戸口議員から大きな項目で6項目いただきました。6番目の教育行政執行については教育長から答弁をしていただきます。順次私からお答えを申し上げます。

初めに、新名寄市総合計画の推進、そして市民と行政との協働のまちづくりを具体的に進めるため今日まで行われてきた公共施設の維持や環境美化として町内会、行政区による公園清掃や市街地の用水路への安全さくの脱着、花壇の造成、パークゴルフ愛好者の維持協力、河川道路愛護団体での環境整備など、まちづくりは市民との協働で、このような基本理念を今までも具体的に進めているところであります。新名寄市の総合計画を昨年策定をさせていただきました、19年度からこれらの今までの具体的な市民にいただいております協力体制をしっかりとつないでいきたいと、このように考えているところであります。また、災害等の迅速な機材、機器の提供、協力体制を地元企業とともに確立をしてみたいと、このように考えております。楽しいまちづくりや観光の振興を図るため、商店街連合会やNPO、観光協会との連携も強化をしてみたいと、このように考えております。また、市民参加と行政運営のルールを定める自治基本条例の制定に向け準備を進めるとともに、市民と協働する仕組みであります地域自治区について検討を始めてまいります。また、市民全体に御理解をいただくために、広報、ホームページ、出前トークやまちづくり懇談会などあらゆる機会を利用して市民の周知に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、平成19年度予算案が新総合計画を受け、どのくらい反映しているかというお尋ねでございます。新総合計画の前期5カ年では、一般会計、特別会計、企業会計において実施計画の事業数196本、事業費概数で299億9,000万円と設定させていただきました。初年度の平成19年度予算案では、総合計画掲載事業117本、50億

1,200万円と新規主要事業としては15本、約4,100万円を計上しております。

総合計画振興に対するチェック等についてでございますが、総合計画の進行管理を行うため、新年度に部長次長会議メンバーと主管課長による庁内推進委員会を設置し、予算との整合性と推進状況をまとめてまいります。進行管理につきましては、実質的には平成20年度から行っていくこととなりますが、新年度は総合計画進行状況のチェック機関として市民委員会を設置をしてみたいと。

次に、合併による特例債、有利な起債の運用についてお尋ねがありました。平成19年度の地方交付税は、新型交付税の影響が当初の試算段階で1億1,600万円というように積算をしておりますけれども、その後単位費用等も出てまいりまして、3月3日の新聞報道では6,700万円と、このように報道をされております。その中で、普通交付税で71億4,000万円、特別交付税で7億4,500万円と18年度の交付実績などを勘案して多少強気の見込みで予算計上しておりますが、合併特例債、過疎債につきましては借り入れ実績により元利償還額の70%が普通交付税に措置されるいわゆる有利な起債と、このように呼んでいるわけでございます。合併特例債は、合併後10年間で76億4,000万円活用することができませんが、平成18年度は2億850万円、平成19年度では3億2,270万円、過疎債は平成18年度は6億2,390万円、平成19年度では3億5,890万円を見込んでおります。新名寄市総合計画の前期計画を含めた平成18年度から平成23年度までの6年間で、合併特例債については29億円、過疎債は12億円程度想定をしております。過疎債は償還期間が12年と短いことから、償還期間が長く、施設の耐用年数に合った合併特例債の活用を優先することを効果的というふうに考えております。公共施設を延命させる改修工事等に合併特例債の運用を検討しておりますが、特例債

もすべて万能ということにはなっておりません、合併に寄与する必要な事業かどうか北海道庁の審査もあります。事業ごとに過疎債との調整を図りながら、総合計画の進行管理と連動させ、活用してまいりたいと考えております。

なお、北海道単独の合併支援策として、合併特例債の対象事業費5%相当額が地域政策補助金で交付されることになっております。

次に、今後の行財政改革の考え方についてであります。今回策定いたしました計画では、簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、市民と協働の行政運営の三つの基本方針を定めております。その基本方針の簡素で効率的な行政運営の主な推進項目として、事務事業の見直し及び統廃合を決めております。平成19年度の予算編成に当たっては、原課における議論を踏まえて、合併の事務協議の中で方向づけをいたしました施設の統合に伴う給食センター管理運営や水稻試験地の運営業務などについて見直しを行い、管理の一元化による事務事業についても見直しを図ったところであり、今後は、行財政改革推進の中で事業の範囲、内容や効果を検証し、必要性を見直し、再編、整理、廃止、統合を進め、整理合理化に努めてまいります。

次に、大きな2点目、基幹産業である農業の振興について順次お答えを申し上げます。新名寄市農業・農村振興計画の策定に当たっては、上位計画であります総合計画及び道北なよろ農協が策定の名寄地域農業振興計画との整合性を図りながら策定をしたものであります。国は、平成11年7月に食料・農業・農村基本法を制定し、農業施策の展開を進めてきているところでありまして、WTO、FTA農業交渉が進む中、国内の情勢は大きく変化していることから、新たな食料・農業・農村基本計画を見直し、経営所得安定対策大綱に基づく重要施策として平成19年度から一つには品目横断的経営安定対策、二つには新産地づくり対策、三つには農地・水・環境保全向上対策が始

まり、これまで進めてきました価格政策から所得政策へと大きく転換が図られることになっております。また、4月から始まるオーストラリアとのEPA、経済連携協定による国境措置の交渉いかんによっては、本道の農業に及ぼす影響は甚大なものと考え、将来を見据えた農業経営を確立しなければなりません。特に農業者の高齢化、後継者不足など地域農業の行く末を考えると非常に厳しい状況にありますが、国の施策については生産者の合意形成を得ながら、効果的に活用してまいります。

作物においては、日本一のモチ米生産団地や北海道一のアスパラなど、これまでの取り組みを生かし、定時定量出荷や道北のクリーンイメージなどの販売戦略を構築して、産地間競争に打ち勝っていかねばなりません。また、土地利用型作物を中心に振興作物の推進を図り、施設園芸作物など農業振興センターによる調査研究を重ね、JA、農業者と連携強化を図ってまいります。

なお、将来を担う後継者や女性の意識高揚を図るための学習、研修する場の提供や青年の意欲を引き出すような施策を展開してまいります。あわせて北海道農業担い手育成センターとの連携で、新規参入の受け入れを農業者、地域の理解と協力を得て推進し、担い手の育成確保に努めてまいります。

計画の策定に当たっては、基本計画として第1に収益性の高い農業の確立、第2に多様でゆとりある農業経営の促進、第3に農業の担い手の育成と確保、第4に環境と調和した農業の促進、第5に豊かさと活力ある農業の促進を目標に実施計画を策定してまいりました。農業振興を目指す施策としては、新産地づくり対策、農地・水・環境保全向上対策事業、中山間事業、農業振興資金のほか、新しい施策として名寄産米振興事業、農村青年チャレンジ事業、グリーン・ツーリズム推進事業、農業振興システム定着促進事業、優良バレイショ採種事業を実施いたします。これらの施策は、



新名寄市農業・農村振興計画に基づき、総合的かつ計画的に推進をしております。

次に、農業青年チャレンジ事業についてお答えをいたします。農家子弟を対象に担い手の育成、確保対策として新規創設した事業であります。具体的には就農後3年を経過した40歳以下の農家子弟が所属する経営体から自立した新たな取り組みへのチャレンジを支援するもので、補助率3分の2以内、補助金上限額100万円としております。採択に当たっては、市、JA、農業改良普及センター等で構成する名寄市営農技術対策協議会の審査を得ることとし、採択された取り組みに対しては同協議会がサポート体制をとっております。また、商工業等の異業種を交えたグループも対象としており、新規作物等生産にかかわる取り組み、産直販売にかかわる取り組みなど、青年の豊かな発想とチャレンジ精神に期待をするとともに、近年毎年10名を超える農家子弟が就農している実態にあり、これら農家子弟の育成を図り、地域農業の担い手確保と農業の活性化を図っております。

次に、農地・水・環境保全向上対策におきましては、北海道の厳しい財政状況の中、方向づけに時間を要しておりました。名寄市の対応といたしましては、昨年9月よりこの対策について名寄市でしおがわ土地改良区、JA道北なよろと事務段階での協議を進めてまいりました。名寄市は、中山間地域等直接支払制度をほぼ全市的に行っていることもあり、本対策の地域での取り組みを行える体制があると判断し、全市的な取り組みとして7地区を設定し、平成19年度として約1万ヘクタール、交付総額2億2,000万円を北海道へ要望してまいりましたが、北海道の予算配分の中で全地域が採択という見通しがなかったために、全地区を平成20年度採択要望に変更してきております。ただ、本対策へ関係団体の強い要望等があり、また国の財政措置も方向が見えてまいりましたので、北海道は1月末に再度要望量

の取りまとめを行うと、このような情報が入り、急遽平成19年度はモデル的に1地区を申請することにいたしました。申請をする地区は、風連西地区として約1,400ヘクタール、交付総額4,580万円、うち4分の1の市負担、1,145万円を当初予算に計上したところでございます。風連西地区を優先とした理由といたしましては、本対策の制度上土地改良区が行っている維持管理業務への支援が地域活動指針の主なものとなりますので、土地改良区と協議し、中山間風連地区のサブ集落と土地改良区の水系がおおむね一致する点が大きな理由であります。

なお、畑及び草地が多い地区においては、地域が共同で管理すべき施設を特定することに時間がかかることもあります。一般的な国の補助事業ですと、地域へ十分な説明を行い、地域組織を立ち上げるところですが、北海道は3月末までに計画案を作成できる地区を優先することにしてあります。また、北海道の予算につきましてもまだ不確定なところがありますが、3月2日には名寄市農業振興対策協議会、去る5日には全市の中山間集落代表者会議に説明をさせていただいております。今後限られた時間となりますが、地域への説明と北海道への申請を並行して行ってまいります。

さらに、本対策への市の方針としては、平成20年度全地区採択を基本として努力をしております。

次に、3点目、生活福祉、医療についてお答えを申し上げます。各種福祉サービスと住民負担の今後についてお尋ねがありました。平成19年度北海道予算におきます保健福祉関係費は、前年比20.7%減の2,304億4,400万円が計上されております。縮減の主なものは、社会福祉施設整備事業費が36.1%減の15億1,888万円で、地域包括支援センター整備費や地域支援事業交付金、認知症対策総合支援事業費が盛り込まれるなど、市が直接受ける事業費では大きな影響はないものと考えております。

一方、国の予算の動向であります。平成19年度予算においてもこれまでの歳出改革路線を継承することになっており、一つには生活保護費については母子加算の見直し、所有不動産を担保とする生活資金の優先貸し付け、二つには介護医療サービスの供給コスト低減、三つには失業等給付に対する国庫負担の廃止など、雇用保険制度の見直しを行おうとしております。しかし、社会保障については、予算の重点配分分野として位置づけ、一つには被用者年金制度の一元化の推進、二つには社会保険庁の解体的出直し、三つには新健康フロンティア戦略の策定など健康寿命の延伸、四つには発達障害者に対する支援の推進を重点項目に掲げています。また、子育て支援では、一つには出産前後や乳幼児期における経済的負担の軽減を含めた総合的な対策を講ずる、二つには放課後子どもプランや保育サービスなど地域における子育て支援の推進、三つには仕事と子育ての両立が可能となる働き方の改革、四つには幼稚園、保育所の教育機能と幼児教育の将来無償化の検討、五つにはいじめ、不登校、児童虐待などへの対応を進めるとしております。社会保障関係費総額では、前年度比2.8%増の21兆1,409億円となっております。国の制度改正を含めた予算の動向は、直接市民生活に影響するものが多く、生活保護費の動向や介護保険制度や障害者自立支援法に共通する施設から在宅への動きが市民にとって窮迫した状況につながらないように、細心の注意を払ってまいります。

なお、障害者自立支援法の本格施行に伴い、平成18年度補正予算対応で事業主に対する安定運営のための激変緩和措置として、報酬の最低保障を変更前の80%から90%に引き上げ、通所サービス事業者の送迎助成や小規模作業所への補助、入所施設利用者への工賃控除などが週及適用され、19年度と20年度では通所、在宅サービス利用料の1割負担の上限額が現行の2分の1から4分の1に引き下げ、対象世帯の所得ベースについて

も600万円まで拡大する措置がとられております。介護保険料につきましては、名寄市第3期高齢者保健医療福祉計画、介護保険計画が統合されたことによりまして、風連地区に居住されている方の段階別第1号被保険者介護保険料の第4号から第6号に掲げる保険料がそれぞれ100円ずつ引き下げられ統一されたところであります。

次に、国民健康保険事業についてお答えをいたします。平成18年度の国民健康保険事業は、歳出では療養給付費関係支出を2カ月で約3億2,000万円程度の支出を残すところになっております。国保事業の傾向としては、昨年1月末の旧名寄市、旧風連町の主な数値を合算し、それぞれ本年1月末の数値と比較をしておりますが、世帯数で350世帯、率にして6.14%の増、被保険者数で283人、率にしますと2.59%増加となり、中でも退職被保険者は27.4%の増加が見られるなど、相変わらず国民健康保険への流入傾向が続いております。歳出の中でも療養給付費の総額では約1億3,605万円、率では14.8%の増になっております。特に退職被保険者にかかわる療養給付費の総体では1億5,523万円、率で38.3%と増加しており、被保険者の増加が療養給付費の総額を押し上げる状況になっております。歳入では既に国税の通常納期が終了し、随時に加入の被保険者及び納入が一部滞っている被保険者の徴収を進めておりまして、2月末では91.86%、ほぼ前年並みに推移をしております。国庫支出金及び道支出金の金額の一部を残し、ほぼ決定をしており、国税が5月末に前年度程度の収納率に達した場合は収支上は約3,000万円程度の黒字を予定をしておりますが、これはあくまでも見かけ上の黒字でありまして、本年度の歳入に基金繰入金1億4,283万5,000円及び前年度繰越金7,045万円を除く実質収支では1億8,300万円程度の赤字の決算になるものと見ております。

次に、19年度の関係について、特に自主財源

の取り組みについてお答えをいたします。国民健康保険事業は、事業を実施する財源を目的税である国民健康保険税に求めており、それ以外の特定財源として国民健康保険支払準備基金を準備しております。国民健康保険税条例に定めた税率により、被保険者の数や所得などで賦課額を決定しております。平成18年度については、まだ事業年度が残っておりますが、収納率は確定しておりませんが、2月末現在で一般、退職を合わせた現年度賦課分ではほぼ前年並みの数値で推移しております。平成17年度の北海道の各市の収納率については、最下位は札幌で84.10%、最上位は歌志内の96.64%ということで、名寄市は94.81%、全道5番目というところに位置しておりますが、これからはしっかりと収納対策については努力を続けてまいりたいと、このように考えているところであります。

また、1年以上の期間にわたり滞納をした方に対しては、滞納措置要綱により9月の保険証更新時期に短期証に切りかえるなどにより、短期証の更新を案内する中で滞納者と徴収部門の担当者の面談の機会をふやすよう努力しております。また、社会保険等他の保険から国保に入ってくる方に対する対応については、事業主に制度と加入手続を勧めるような連絡文書も差し上げているところでございます。今後とも自主財源確保に向け、収納率向上対策を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、生活福祉の中で市立病院の施設整備についてお答えを申し上げます。初めに、市立病院の医事課業務の民間委託について申し上げます。道内では多くの病院が既に民間委託として取り進めておまして、名寄市も新年度4月からこの医事課の業務について民間委託に切りかえようとしております。既に発注先が決まっておりますが、長年積み重ねた十分なノウハウを持っている企業でありまして、それらの事業については円滑に進むものと、このように考えております。これからの

病院経営にとり人件費の関係、あるいは効率化を図ることについては日常しっかりと取り進めていかねばならないと、このように考えておまして、今後も病棟クレークの配置、あるいは事務当直業務、滞納診療費の催告徴収など民間でできるものについて内部検討を進めているところでございます。

次に、市立総合病院の施設整備の関係についてお答えを申し上げます。少子高齢化と過疎化が急速に進み、また医療において地方における医師の不在が全国的な問題になっております。当市立総合病院の診療圏内でも医療機関の診療機能が縮小されてきておりますが、反面地方センター病院、当院としてはその果たすべき役割が増している状況にあります。このような背景と今後の病院の診療圏内の診療機能を見据えて、救急外来部門、ICU病棟及び医局の増改築を計画をしているものであります。計画では3月中に基本設計を終えて、6月までに実施計画を作成、その後確認申請などの手続を経て、8月ごろから工事に着工してまいりたいと、このように考えているところであります。外来救急とICU病棟の関連については、来年の夏ごろに完成を予定しているところであります。

次に、精神科の医師確保対策についてお答えをいたします。一昨年夏以降、北海道や道内の3医育大学に精力的に働きかけをしてまいりました精神科の固定医師確保につきましては、このほどようやく方向づけが見えてまいりました。現在の体制、固定医師1名、旭川医大の大学院生1名で診療を行うほか、旭川医大、旭川圭泉会からの出張医が外来及び土曜、日曜の入院を担当する体制が整いましたので、ここに御報告を申し上げます。

次に、廃棄物処理対策についてお答えをいたします。循環型社会の形成に向け、さまざまなりサイクル法ができておりますが、その中の一つに容器包装リサイクル法があり、この法律に基づき市民の皆様には資源ごみの分別排出をお願いしてい

るところであります。

御指摘の紙製容器包装廃棄物の収集処理については、平成18年度の収集量の目標数値につきましては、リサイクル協会に委託処理量239トンというふうに設定をしておりました。4月から1月までの収集量は75トンで、目標数量の約32%の達成でございまして、最終的には40%近くになるものと考えております。しかしながら、全体の排出ごみの中に含まれている紙製容器包装廃棄物の潜在量は、これらの目標数値の2倍に相当する量があるのではないかと推測をしているところでもあります。これまで以上に分別の徹底を図り、資源ごみの分別排出量の向上に努めるとともに、これまでも行っております町内会の総会あるいは各種会合等にごみ処理の内容等についての情報提供、あるいは広報、チラシ等を利用して市民周知に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、商工業の振興について、1番目の道の駅整備事業の運営方法と今後についてお答えをいたします。道の駅整備については、地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場として、かつ安全に利用できることを基本に本年7月に着工、平成20年2月に完成、4月オープンを予定しております。主な整備内容は、センターハウスを核として、その中には休憩、情報、特産品販売、レストラン、農産物直売所、24時間使用可能なトイレ及び国で整備をした駐車場の南側市有地を駐車場として拡張整備し、利用者の利便性を図りたいと考えております。隣接する企業のもち製造工場の見学通路整備などがこれからの事業として考えており、この道の駅の特質としてはもちにこだわった施設整備を目指しているところでもあります。

運営方法については、指定管理者制度による活用を予定をしておまして、個店による販売方式ではなく、ブース方式による地場産中心の買い取り及び受託販売を想定しており、品数などについては指定管理者との協議を行ってまいります。ま

た、道の駅検討会議で協議を進めております名寄の特産品、名産品、野菜などを前提とした安全、安心な地場産品の提供を予定しております。また、農産物の冬期間対応については、加工品、貯蔵品の提供も考えており、地場野菜等品薄が心配される時期は工夫を凝らすなどして施設運営管理を図ってまいりたいと考えております。

利用料金の設定については、近隣の道の駅の料金を参考に常設の特産品、農産物等については上限率を売上金額の100分の20、常設以外の物販などは上限率を100分の30及び1平方メートル1日につき100円にしております。年間の使用料収入見込み等については、今後十分精査をしてまいります。

次に、ポストフル対策の今後についてでございます。まちづくり3法の一つである改正都市計画法は、平成18年5月に成立し、1年半後のことし11月施行となります。大型店の郊外進出により中心市街地へもたらす影響が大きいことから、床面積1万平方メートル以上の店舗出店に規制をかける内容となっております。その後北海道は、昨年7月に大規模集客施設の立地に関するガイドラインを設定したことから、名寄進出は難しいのではないかとこの想定をしておりました。率直に判断の甘さをおわびを申し上げるところでございます。

12月下旬にポストフル側から進出の意向が出されました。名寄市は、新しい総合計画に基づきコンパクトなまちづくりを推進するために、建築制限条例の制定に向けた住民説明会等を開いて検討を進めてきております。動きについては、逐次情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

なお、訴訟になった場合というようなお話がございましたけれども、先日の地権者等の中では御意見として進出をしない場合の買い取りも含めた要望等を聞かされているところでございます。専門的な御意見等を弁護士等も通じながらしっかりと対応したいと考えているところでもあります。

商工業支援のチャレンジ支援事業については、中小企業振興条例の見直しを図る中で新たな投資による事業展開をする場合の新規創業支援事業、既存の事業者が他に異なる事業展開をする場合の第2創業支援事業、店舗の新築、増改築、改装事業を行う場合の店舗支援事業として、いずれも100分の20の補助率で限度100万円の助成を市内全区域対象に支援することとしております。また、中心市街地活性化基本計画の策定に当たっては、商工会議所が中心となって組織する中心市街地活性化協議会を立ち上げ、十分連携を図る中で活性化基本計画の策定に取り組んでまいります。

次に、建設事業について、風連地区市街地再開発事業についてお答えをいたします。風連地区の中心市街地活性化については、商工会及び商業関係者の長年の懸案であり、風連駅前の4街区を再開発整備区域として事業の実現に向け、地権者の合意形成を目的に風連地区再開発促進期成会を発足させ、協議を重ね、29名の地権者の同意を得て、事業参加者の確定により整備区域は当初計画2.1ヘクタールから1.9ヘクタールに変更しております。事業費では参加地権者等の取得する床の配置、面積について意向の聞き取り、また調剤薬局、コンビニエンスストアの参入など、あるいは共同住宅戸数の変更等による建築床面積がまだ若干未確定が残っております。当初総事業費24億円というふうに概算を申し上げますけれども、なお流動しているということでございます。平成19年度の予算については、事業を支援するに当たっての庁内事務費884万2,000円と事業を実施する施行団体に事業に要する費用の一部を支援する補助金1億7,800万円を計上しております。施行団体が実施する事業内容は、事業を実施するに当たり都市再開発法で定める事業計画及び権利変換計画を定め、知事の認可を受けるもので、認可の申請に必要な調査設計計画の委託事業で測量、土地、建物等権利の調査及び評価、施設建築物の基本設計、実施設計、資金計画、従前

資産及び新資産の評価、権利変換計画作成等を実施し、知事に認可申請をすることとしております。

今後のスケジュールについては、地権者でどのような権利変換計画が望ましいのか、どのような運営形態が考えられるのか、そのための資金調達の方法はどうか、これら具体的な計画を作成するため、本格的な討議の場の準備会を設立します。準備会は、権利者の共同討議の組織であり、権利者の意見を集約し、検討が進み、7月ごろに知事に対して事業の施行認可申請を予定しております。8月に認可を受け、再開発事業で最も困難とされる現在の土地や建物の諸権利を新たに整備される土地、建物の上にどのような形に置きかえるのかについて権利者の権利調査に入り、2月ごろ知事に権利変換の認可申請を行う予定をしております。平成20年度から権利変換の認可を受け、補償、解体除去、建設工事に着手し、平成22年度完成の予定をしております。

再開発事業の特有な高度利用により、新たに生み出すことができる保留床を購入してくれる新しい居住者や営業する人の掘り起こしが活性化を図る上で課題となっております。また、個別の課題として、共同住宅については高齢者の入居も想定し、シルバーハウジングの機能を有する住宅とし、その戸数、規模の決定、入居者の確保、誘導などの取り組み等が必要であると考えております。風連地区の事業は、地権者の再開発への必要性の理解、盛り上がり、そして事業への参加の意思が固まり、事業を実施するところまでこぎつけることができました。ぜひ成功させ、風連地区市街地が将来にわたり発展し、にぎわいのあるコンパクトなまちづくりとなるよう事業推進に向け支援をしてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） おはようございます。

私からは、大項目6、教育行政執行についてお答えを申し上げます。

(1)、子供の教育の充実についてであります  
が、まず初めに道教委が行ったいじめに関する実  
態調査とこれらを踏まえた対応についてお尋ねが  
ございました。昨年以來滝川市など全国各地でい  
じめやいじめを苦にした自殺等が多数発生し、大  
変心傷む思いをいたしました。北海道教育委員会  
ではこのような事態を受け、昨年12月に全道の  
小中高等学校全児童生徒を対象にいじめに関する  
実態調査を行いました。その内容は、いじめの押  
さえやいじめられた経験、あるいはいじめた経験、  
またいじめ解決のための手だてなど多岐にわたっ  
ておりまして、無記名によるアンケート方式で児  
童生徒本人の意思に基づいて提出するものとなっ  
ておりました。調査結果につきましては、北海道  
教育委員会でも最終集計を行っているところで  
あります。そのうち現在もいじめられていると  
した児童生徒においては、緊急性が高いとの判断  
から、特別に手作業による集計を行い、数値とし  
ては不確かではありますが、速報として1月に北  
海道教育委員会が全道の集計数値を中間報告した  
ところであります。それによりますと、札幌市を  
除く全道の小中高、特殊教育諸学校を合わせまし  
て2万303人となっております。割合でいきま  
すと4.8%ということがございます。幸いにして  
名寄市におきましては、緊急度の高い命にかかわ  
るような内容のものはなく、日常からの各学校に  
おける指導の成果であると考えております。

名寄市教育委員会では、これまでもいじめはど  
こにでもあるとの認識のもといじめを未然に防ぎ、  
深刻化させない取り組みに努めてまいりました。  
昨年11月の名寄市独自の調査、また今回の道教  
委の速報結果につきましてもそれぞれ臨時校長会  
を開催し、各学校に対し日ごろから教育相談活動  
の充実や学級指導を通して実態の把握に努めると  
ともに、教職員の危機意識を喚起し、早期発見、  
早期対応の充実を図ること、また保護者や関係機  
関との連携に努めるよう指導してまいりました。  
新年度におきましては、名寄市学校教育推進の重

点にいじめ解決について明記し、全教職員がいじ  
め防止にかかわるなど、組織的な対応に努めるこ  
としております。さらには、教育相談センター  
の機能充実など心のケアを通して子供たちの健全  
育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、指導方法の工夫改善、特にチームティー  
チングの具体的な成果等についてお答えいたしま  
す。各学校におきましては、教育課程の編成に当  
たり授業時数等の適切な配当や日課表の工夫、体  
験的な活動を取り入れた基礎、基本の定着を図る  
教育活動に努め、着実にその成果を上げています。  
また、国際理解教育、情報教育、環境教育など、  
今日的な教育課題の教育課程への適切な位置づけ  
や一人一人の能力適性等に応じた教育活動などの  
一層の充実を図るとともに、基礎、基本を重視し、  
個性を生かす教育課程の編成、実施にも積極的に  
取り組んでいるところであります。ただいまお話  
のありました確かな学力の定着には、指導方法の  
工夫改善、とりわけチームティーチングが大きな  
成果を上げることから、本年度は小中学校を合わ  
せて9名の教員の加配を受け、複数の教員による  
きめ細かな指導を行うことによって子供たちにわ  
かる喜びを味わわせるとともに、学ぶことの楽し  
さを体得させ、みずから学ぶ意欲の喚起に努めて  
まいりました。新年度におきましても、教科等の  
特性や指導内容に応じて指導のプロセスや指導方  
法の工夫に努めるとともに、子供たちの興味関心  
や理解度など多様な学習実態に即応し、意欲的、  
主体的な学習ができるよう国や道のあらゆる制度  
を活用して教員配置の充実を図りながら、教育内  
容のより一層の充実に向けてまいりたいと考えて  
おります。

次に、平成19年度からスタートする特別支援  
教育についてお尋ねがございました。特別支援教  
育の推進につきましては、平成17年度に旧名寄  
市が地域指定を受け実施したモデル事業の成果を  
踏まえつつ、平成18年度におきましては名寄市  
独自で全小中学校に校内委員会とコーディネータ

一を設置し、推進体制の整備を進めてまいりました。これまでに2回のコーディネーター連絡会議を開催し、制度のあり方について共通理解を深めるとともに、9月には各学校における実態調査を行いました。10月9日には保護者や一般市民120名の参加を得て、NPO法人ことばを育てる親の会北海道協議会主催の特別支援教育講座を後援するなど、校内外の研修会等の参加を促進して、特別支援教育への理解の深化に努めてまいりました。さらに、2月には児童生徒を対象とした専門家チーム会議及び巡回相談を開催し、より望ましい支援のあり方について検討をしてまいりました。このことにより推進体制の一定の整備が図られたことと校種間の接続や関係機関相互の連携強化など、地域の支援ネットワーク構築に向けた足がかりがつけられたことから、平成19年度におきましても新たにスタートする特別支援学級の充実を目指して、引き続き各学校における教職員や保護者に対して制度についてのより一層の理解の促進を図るよう啓蒙や研修の充実に努めてまいります。

また、保育所、幼稚園、小中高等学校などの校種間の接続を密にするとともに、名寄市立大学、市立名寄短期大学など関係機関との連携強化を通して地域支援ネットワークづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、(2)、風連中学校の改築についてお答え申し上げます。学校教育施設の整備計画につきましては、老朽危険校舎の改築、または大規模改造と昭和56年以前に建築された学校施設の改修、補強等による耐震化を図ることを目的に策定するものであります。国の安全・安心な学校づくり交付金制度による補助を受けるためには、この計画が必須の条件となっております。計画策定に当たりましては、20年、30年先を見据えた学校配置のあり方を基本に、市の財政状況等を勘案しながら、老朽施設の改築、改造事業と耐震化事業をどうバランスよく進めていくかという視点を持つことが大切であると考えております。

風連中学校の改築につきましては、新市総合計画前期5カ年の中で取り組む事業として、学校教育施設整備計画の中でも優先度の高い位置づけで検討してまいります。また、その具体化に向けて建設位置検討のための重要な要素でもあります風連地区における小中連携教育の取り組みについても可能な限り早い時期に小中連携教育から小中一貫教育への展望なども含めた今後のあり方を検討してまいります。

次に、(3)、学校給食センターの現状についてお尋ねがございました。学校給食センターの統合に関する経緯につきましては、市民の皆様には広報なよろ2月号でお知らせしたところでございます。また、統合に当たっての課題を協議する中で、現名寄市学校給食会における給食費の未納について多くの議論をいただきました。今年度現在までの給食費の納入状況は、例年同様98.1%の納付率となっております。現在各学校より未納世帯名簿の提出を求め、センター職員による戸別訪問を実施し、督促に努めておりますが、各保護者の皆様には議会議論、給食会等での話し合い、それらに係る報道等を通して学校給食の意義とその果たす役割についての御理解が深まっているもの、このように感じているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(田中之繁議員) 木戸口議員。

○9番(木戸口 真議員) ただいま市長さん、また教育長さんに御答弁いただきました。科目がかなりありますので、時間的なこともありますので、抜けるところもあるかもしれませんが、御理解をいただきたいと考えます。

まず最初に、協働の理念ということで、市民の協力、また協働によって今後まちづくりを進めていくということのかなと考えておりますし、今後予定されております自治基本条例の制定、またあるいは地域自治区のこういった取り組みを前提にしながら進めていくのかなと考えております。そういったこれからの流れ、自治基本条例と、ま

た地域自治区のこれから進む形、スケジュール、ちょっと簡単に教えていただければと考えております。

それと、19年度の関係の予算です。総合計画の中の19年度どのぐらい占めているのかという私の質問だったのですけれども、継続事業等が117本ですか、前期の5年間の中の196本の中の117本、継続事業が多いということなのですけれども、全体の数でいうと12.5から12.6ぐらいのパーセントで占めているのかなと考えております。それで、総合計画の進行状況、庁舎内で次長、部長ですか、そういった中で見ながら、また部外者においては市民委員会を構成してチェックしていくというお話だったかと思えます。20年からということですが、この構成委員と、あと市民にそういった進行状況をどう公開していくかということをお知らせ願いたいと思えます。

あと、地方交付税の推移と見込みということでお話ししたのですが、地方交付税、ことしの予算書見ると78億8,500万円、前年対比で6,400万円プラスということで承知していたわけですが、先ほど市長の考え方の中に意外と強気の交付税の見込みをしたと。大抵今どこの市町村もやはり交付税の見込みというのはかなり厳しくとらえていると思えます。昨年の名寄市も交付税かなり厳しく見て、1億6,000万円ぐらい基金に戻したかと思うのですが、なぜことしこういった交付税の見込みを、例えば新型交付税ですか、そういったものが若干見込みと違ったという部分でプラスしたのか、どうしてそういった強気の見込みをしなけりならなかったのか。そして、7月の時点で交付税の見込み割れはないのか、その辺ちょっともう一回お知らせ願いたいと考えております。

あと、こういった厳しい財政の中で特に特例債、有利債を使っていくということは、12月にも示されました中期財政計画の中でもそういった有利債を使って、普通建設債、延ばすときは30億円

ぐらい使うのだというお話しされていたかと思うのですが、前回に示された中期財政計画では28億円ぐらいと言っていたのですが、今回29億円ぐらいになるだろうと。それで、全体で29億円、そして過疎債も利用して12億円でしたか、12億円程度使っていくのだというお話だったかと思えます。これいろんな意見ありまして、何ぼ有利債でも借金だという市民の声もありますし、中期財政計画の年間償還ですか、償還計画も今たしか45億円ぐらい年間支払いあるのかと思えますけれども、最終的に5年後はちょっとあれだったのですが、300億円ぐらいの起債になるということだったと思うのですが、そういった財政計画にものっとった中の有利債を運用したという考えでよろしいのか、その辺を確認したいと思います。

あと、行財政の改革の推進ということで挙げたのですが、新名寄市行政改革推進計画策定ということで昨年から取り組んで、各職場内、または総合計画の策定審議会の総務部会の方にも提案されて、事務事業の大胆な見直しが必要だということで昨年の第3回の定例会の中でも答弁されているわけですが、先ほど聞きますと施設の統合だとかそういったものでまず事務調整するのだよ、一元化するのだよというお話で、ちょっと聞くと大胆だという発想の割には私にはちょっと、そしてこれからまだ調整するのだということが余りにも大き過ぎると思うのです。昨年これだけ、何回審議したかちょっと私も承知はしていませんけれども、その審議の回数と、やはり大胆な事務事業の見直しをするといった割には私はインパクトないと、そしてまたこれから協議すると。そういった意味では、どういう大きなところを越したら、そうしたらどういふ大きいところにこれから進むのだということを示していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

あと、職員の資質は重要な課題であると行政改革の中でもうたっているのです。執行方針の中に



も職員の資質向上は重要な課題で、職員研修等の充実に努めていくと。この真意は、私が思うところには、職員はもちろん研修や何か資質を高めるのはこれはもう常識なのですけれども、そういった中でここでうたっていることは今後どのような考え方があるのか。資質向上に努め、職員研修を充実させるということを執行方針の中にもうたっていますので、これは行政改革の中のまた一つだという考えだとは思いますが、これあたりも考え方をお知らせ願いたいと思います。

あと、農業関係についてちょっとお話ししたいと思います。基幹産業は、私は農業だと思っています。それで、新名寄市農業・農村振興計画が策定されて、担い手対策、いろんな大きな項目で、ちょっと私も資料ないもので、そういった部分で承知できなかった部分もあるのですけれども、やはりわかりやすくこれから名寄はどうやって取り組むのだというものが、全体像だけ光ってそこら辺がちょっと私見えなかった部分で、それでそういったものも含めて、市長とこれからの名寄の農業振興についてちょっとお話しできたらと思いますので、お話ししたいと思います。

私は、風連地区が入ったことによって本当に農業が基盤となる産業となったと思います。それで、やはり地産地消というのですか、風連と名寄で水田と畑といろんな要素のいろんないい作物が十分あるわけです。それで、昨年ウルチ米については、名寄になかったけれども、ウルチ米あって、こめごころですか、そういったネーミングつけて、地産地消ということで取り組んで、デパートや何かでも風連のウルチ米が販売されているわけですが、こういったことからアスパラだとかバレイショとかいろんな要素の農産物がありますので、こういったものを市として地産地消をやったり名寄市民に理解してもらえるような運動を強くこの振興計画の中に、振興計画でなくてもいいのですけれども、そういったもの取り組んでいただきたい。例えばですけれども、市立病院の食堂ありま

すよね。あと、民間もあります。民間の食堂もあります。自衛隊の食堂もあります。そういったところにこの地元には大変おいしい豊かな農産物がいっぱいあるのだということを、それを推進することによって、例えば大学もそうですけれども、大学は今度700人ぐらいの体制になると思うのですけれども、いろんな地域から本当に果ては沖縄から来るかと思えますけれども、そういった子供たちが4年間の間にいろんな食堂で食べたり、そういったことからまた広がっていく。土別は早くから地産地消を取り組んでいると私は考えています。そういった意味で、この19年の中でも、今からでも結構ですので、そういった地産地消、大きな島市政の取り組みとしていただきたいと思いますので、御答弁をいただきたいと思います。

また、農業関係では新規事業、農業青年のチャレンジ事業ということで、これは一つは新規就農で、新規というか、Uターンしてきて3年、また40歳以下ということで、大変いい取り組みかと私も考えておりますので、ぜひとも多くの方がそういったチャレンジできるような方向で取り組んでいただきたいと思います。

次に、農地・水・環境保全向上対策ということで、できればこれはもう19年度に全地区、7地区ですか、全部やっていただきたいのはこれは市民の声だとは思いますが、しかしながら道や何かの関係でこういった取り組みしかできなかったと。聞くところによると、共同支援事業ということで、土地改良区や何かにそういった業務を委託できる部分もあるし、用水路や何かの修理、農道の保全だとか、そういった意味では個人にお金が入るわけではなく、土地改良区に入ることによって全体の負担が減るということもあり得ますので、ぜひともこの事業をスムーズな流れで、今3月と言っていましたので、どこも大変だとは思いますが、今回西地区にその適用がされたということで、これは20年には全体でということですので、いいモデルとなるように取り組ん

でいただきたいと思います。

また、社会福祉と医療関係については、道の影響は余りないだろうと。しかしながら、国のいろんな制度が削減された中では大変厳しいものがあるというようなお話だったかと思います。その中で一つ私が思うところがありまして、これから介護保険だとか障害者自立支援だとかそういった削減によって施設から在宅へと、そういったことが、介護保険もそうなのですけれども、医療型が廃止された中ではそういった軽度の体の不自由な方がなかなかいる場所がない。これは、テレビなんかで老老介護とよくやっているのですけれども、本当にこれがこの地区でも現実になってきたのかなと。それで、ほかの方に会うと、本当に施設入れてほしいけれども、うちのばあちゃんどこにも入るところないというようないろんな声が聞かれるので、それで名寄市の中で総合計画の後期ですか、の中でケアハウスの建設も予定されていたと思うのですけれども、これも民間か公営でやるのかまだ決まっていませんけれども、こういったものもやはりこういった状況を踏まえた中では前期にでも取り入れながら進めていただければと思うものであります。これについても御見解をいただきたいと思います。

それで次に、ちょっといっぱいあるもので、病院の関係で、道北のセンター病院としての名寄市立病院、大変役割は重要ですが、しかしながらなかなか歳入ですか、赤字も出ています。しかしながら、道北の住民の皆さん方の健康を守るためには私もこれは仕方ないことだと思っておりますし、今度そういった意味で5億7,600万円ですか、かけた中でかなり整備される、こういうことで、もう十分市民にも理解を受けながら進めていただけるものだと思います。

それで、一番問題だったのかなと思うのですが、精神科医の医師確保です。先ほど市長のお話聞きますと確保したと。それで、入院の関係、今50床だと思うのですけれども、それも確保で

きたのか、その辺もお聞かせ願いたいと思うことと、また50床以上の入院も可能になるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、廃棄物処理対策について、これ昨年から名寄も紙製容器包装廃棄物の資源収集が始まったわけですが、風連は早くから、もう何年か前にやっていたと思うのですけれども、予定したより収集できなかったというお話も出ておりますし、執行方針の中でも住民に対する徹底的な啓発、指導を行うとの考えとあるのですけれども、これは私に言わせると住民にばかり求めて、住民に徹底したって、やっぱり自分たちの行政の進め方によって問題があるので、この住民に対して徹底という言葉は私はいかがなものかと。やはり行政の怠慢の部分もあるので、住民に協力を求めながら、先ほど言った協働という言葉もありますけれども、こういったことで考え方をそういった考え方に変えて進んでいただきたいと思います。

あと、商工業の振興ということで、道の駅ということで、名寄の玄関となることで大変規模も膨らんできたのかなと思います。そうして、特徴的なものはもちにこだわる施設整備を行うということで、私もそういった感じでいいかと思っております。しかしながら、運営は指定管理者制度を使うと。そんな中で、販売、施設運営、管理すべて任せると、その辺ちょっともう一回確認したいのと、道の駅の検討会議ありますよね。この役割はどういうふうな役割を今後するのか、その辺ちょっと確認したいと思っておりますし、また利用料金の設定についても、この間条例であったと思うのですけれども、これあたりもやはり十分検討して、最初ですからなかなか料金設定って難しいと思っておりますけれども、この辺も十分近隣や何かと調整しながら出して行っていただきたいと思っております。

あと、もう一点というか、もう少しあるのですけれども、ポスフルです。これは、大変大きく名寄市民が賛否両論に分かれるところです。それで、先ほど島市長はおくれた部分は判断の誤りも

あったかと思うというお話だったかと思えます。これは、私たちも執行方針の方でこういった書き込みをとということで申していますので、そこで対応できなかったということはやはり多少なりの判断の誤りがあったかと私は思っておりますし、今後私もここに質問したように住民に情報提供していただきたいと。住民はまだ悩むところがいっぱいあるのです。その中で、正直にやっぱり住民に周知していただきたいと私は考えております。それで、建築制限や何かについても住民説明会を行いたいというたしか執行方針の中に出ていたかと思うのですけれども、公聴会かなという部分はあったのですけれども、これからどのように情報提供して、説明会を行うというたしか執行方針の中にも書いてあったかと思うのですけれども、それらについて御見解をいただきたいと思えます。

あと、もう一点ポスフールの関係で、訴訟になった場合の、場合ですからこれはまだ、先ほど地権者の人と話し合っているということで、地権者側からもしそうなった場合土地の買い上げ云々という話も出たということなのですからけれども、この辺についてよく言われていることは、法的には勝っても民事的には意外と道義責任や何かがつくというお話があるのですけれども、その辺の見解を伺いたいと思えます。

教育問題はこの次にします。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何項目か再質問をいただきました。質問の中で、まちづくりの基本的な理念についてこれからどのような取り組み、市民に対する取り組みを進めるのかということかと存じます。現在自治基本条例をつくるべく職員の若手のグループでございしますが、二十数名、勉強会を立ち上げておりまして、もう既に7回ほど講師等呼びながら勉強会を進めております。私は、この自治基本条例の制定というのは、市民の皆さんに参加をいただいて、名寄市の憲法とも呼ばれておりますけれども、そうしたものをしっかりと

時間かけてつくっていきたいと。その前に職員が心構えとしてしっかりとしたものを取り組んでいきたいということでの考え方を持っております。

地域自治区に進んでいく過程の中で、既に町内会連合会、行政区長会議等の中でも提案をさせていただいておりますが、皆さん受けとめ方はいろいろ多様でございまして、現在の旧名寄市で申し上げますと町内会の上にそのような組織をつくって屋上屋にならないかと、こういうような御批判もいただいております。私は今まで説明させていただいている中では、近年特に子供あるいは高齢者を取り巻く犯罪等も含めて、あるいはそういう危険な状況というのが地域に潜在しているわけでございまして、こういう見守りですとか、あるいは助け合いだとかということについては、一町内会だけでは完結をしないと。やはり一定の地域連帯型でいろいろな仕組みをつくっていかねばならない、こんなふう考えているところでございまして、このことについては自治基本条例をつくる中で地域自治区の枠のとり方等も含めてしっかりと議論をさせていただこうと、こんなふうに思っているところでございます。

次の19年度の予算の関係などについてお話がありました。5年間の総合計画では約300億円ということでございます。できれば60億円程度を5年間で300億円というふうにならざるに盛り返すことが理想なのですが、現在の総合計画の中で緊急度の高いもの、あるいは合併のときの協議の経過、こういうことも含めてそれぞれあるわけでございまして、しかももう一つは自由に使える財源と、こういうことでございます。したがって、これらの中身についてはお答えを前段させていただきましたように19年度の予算では総合計画の登載事業の中では50億円程度を織り込んだということで御理解を賜りたいと、こんなふうに思うところであります。

それから、これらの総合計画の進行状況等について、実は旧名寄市の取り組みの中では総合計画

に携わった策定委員の方が非常に総合計画に対する関心も高いわけでございまして、こうした総合計画の策定等に携わった方の中からこれらの進行管理も含めて委員の委嘱をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。実質的には20年度ということになりますけれども、しっかりと事業の効果等についてもそうした中に公表して、市民の皆さんにもお知らせをしていきたいと、こんなふうに考えているところであります。

次に、地方交付税について、算入の概要についてお話がありました。確かに平成19年度から地方交付税の総枠向こう5年間程度の方向を国の方では示しながらも、新型交付税という面積と人口要件をベースにした算定に一定の割合を持っていくと、こういうようなことでございます。昨年の年末に一定の試算で算定をして、さらに修正を加えてということで、まだ確定というふうに思っておりませんが、3月3日の報道では当名寄市は減る方の高い方にランクをされていると、こういうことであります。その後の新聞報道等を見てみますと、全国の町村では一定の面積カウント等の比率の中で係数を調整した結果大きな減額にならないと、こういうような報道もありまして、私どももこれからもしっかりとこの地方交付税制度が財源保障と調整機能とをしっかりと兼ね備えた制度として残っていくように、これは私ども地域で実態を訴えながら、制度の修正をかけていくと、こういうふうに考えて、決意をしているところであります。

特に強気の読みというのは、単位費用というのは6月ぐらいまで出てきません。今大学の学生1人当たり幾らというような数値については、これは全国的に影響のする数値ではないのです。所在している公立大学は、県立の関係、市町村立の関係、わずかでございまして、これらは現在が高水準できているというふうに受けとめておりますが、場合によってはこれらの単位費用等については変わると、切り込まれるということも想定をされる

わけでございまして、現在の平成18年の数値等を参考に見ているということを含めてそのように表現をさせていただいております。

次に、合併特例債、過疎債の運用につきまして、お話がありましたように事業で有利な起債であっても借金であることに間違いはありません。ただ、償還をするときに交付税の算入等があって、総体の借金のボリュームはありますけれども、償還時にそういう有利性があるということで、これらの組み合わせをしっかりと行っていく中で、総合計画全体の普通建設事業等の中でこの起債の充当を取り組んでいくということで御理解をいただければと思っております。

行財政改革の中では大胆な見直しということで表現をさせていただいておりますが、非常に市民の皆さん今までのサービスの維持等について大変強い気持ちを持っておられる実態がございます。農政等の振興策につきましても、従来の支援策に対する変更について理解をいただくのに時間がかかるという実態があります。しかし、私は合併をして新市になって、まさにゼロからのスタートだと、こういうような気持ちで予算の査定をする際も担当者の皆さんとしっかりと議論をしながらしておりまして、指摘をされるように余り大きな成果ではないのではないかとということでは場合によっては時間をかけての改革と、こんなふうに修正せざるを得ないという実態もあることも御理解をいただければと思っております。

次に、これらを進めるについて、あるいはまちづくりについて共通いたしますが、職員の資質の向上ということでもあります。御案内のように平成12年から地方分権の時代になりました。自己決定、自己責任ということで、これはまず施策をつくる、あるいは練り上げる段階で職員がいかにそういう見識を持つかということが重要になっているわけでございます。従来は国の施策の中からこれをやろうと、あるいは北海道の施策の中でこれ

を取り組もうと、こういうような形で政策というものがつくられておりましたけれども、これからは名寄ではこれをやりたいのだという、そういう提案型になるわけでございまして、これらを含めて職員の能力を高める、こういう取り組みを日常ふだんに行っていかなばならぬと、こんなふうに思っております。

農業振興については、木戸口議員の御提案と申しましょうか、私も同感でございます。特に青年が新しいものに取り組んでいく、リスクを恐れずということにはもちろんなりませんけれども、これらの取り組みについては大きな成果だけを追求するのではなくて、その意欲を助長するというところで、予算的には限界がありますけれども、新年度で計上させていただきました。特に地元の農畜産物を市民の皆さんに愛用いただくという取り組みについては、これからはしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、農業・農村振興計画の中でもこのことについては織り込ませていただきました。

農地・水・環境の関連では、すべての地区を一気にというふうに時間的に対応し切れないという、こういう苦しいところがあります。現在共同で施設管理等をやっているこのウエートの高いところについては、既存の体系の中で取り組めるということもありまして、新規に畑あるいは草地等の地区については、どのような施設をどのような共同管理で事業化するのかと、こういうことも含めて構築が必要だと、こんなふうに考えているところでもあります。

福祉の関係では、特に高齢化が進行する中で介護病床等ベッドがこれから国の医療費全体の政策の中で廃止をすると。そして、これらの高齢者がそれではどこへ行けばいいのですかという実態があります。老健施設の整備をするといっても、まだ明確にどうするというような指針が出ておりません。かけ声だけはそういう施設から在宅へということを高らかに言っているわけでありまして、私

どもも社会福祉協議会で行っている在宅サービス等をしつかりと対応しながら、これらの施設整備のチャンスを逃さず整備計画を打ち立てていきたいと、こんなふうに考えております。

病院の関係は、ここ2年間内科の特に循環器呼吸器科の医師が充足されなくて苦しい思いをさせていただきまして、また精神科の後補充もできないという状況ができましたけれども、平成19年度は循環器が1名増という体制を図る見通しにあります。小児科につきましては7名体制ということで、1名は士別の日勤に差し向けるということで、士別の病院がサテライト病院のような形になるわけでございまして、こうしたセンター病院に対する北海道の医師のスタッフ等の重点化ということを受けて、救急医療の診察体制、あるいはICUの体制、医局の整備と、このことを苦しい状況ではありますけれども、整備を図ることによって今後医師が安定的に体制をつくれるのではないかと、このようなことを含めて整備を図ろうとしているものであります。

精神科の入院の関係については、昨年1月以降入院患者の調整等をして現在50程度の入院で体制をつくっておりますが、この体制で続けていくということでございます。

廃棄物の関連につきましては、御指摘のように現在の今の日本の文化と申しましょうか、紙製容器といいましてもマークがついているもの、素人判断をすればこれは紙製でないかだとか、いろいろな判断に迷うような容器がたくさんあるわけでございまして、市民の皆さんにこのことをしっかり理解をしていただかないと、出していただいた紙製容器をまた手をかけて仕分けをしているという実態があります。これらのことにつきましては、私はもっとシンプルなものに日本の包装というものが進化をしていかないと、末端の排出をする市民と、それからその自治体が本当に力を入れてこの廃棄物処理に多大な税金を、あるいは有料化等で負担をいただいている財源を使っていくこと

になると、こんなことを考えておまして、これらはあわせて取り組みをしていきたいと考えております。

道の駅の関係では、まだ未確定の部分がございます。指定管理者制度をとっていきたいということで、指定管理者からもこれらの運営方法について提案というのが当然出てくるわけでございまして、私どももこの国道40号で何力所か道の駅、先輩で事業展開しているところがありますし、近年オープンしているところもあるわけでございまして、そういうところとのバランスの問題も含めて内部協議をさせていただいております。指定管理者がしっかり決まっても、行政としては今回構築しております検討会議、こういう皆さん方の意見を協議を重ねる中で本当に名寄の道の駅が通過の客、あるいは名寄のこの地域の皆さんの元気の源になる拠点になるように、発展するように取り組みをしっかりとしていきたいと考えております。

ポスフールの関係では、現在非常に市民の皆さんの中では期待感と、それから具体的にまちづくりの将来を考えて心配をする両極に分かれている感があります。それぞれの立場の皆さんの考え方はかなり固定的な状況になっているのかなと。しかし、私はこれまでも市民説明会の中でも申し上げておりますけれども、3年、5年という余り近視眼的な物の見方ではなくて、やはりまちというのは中心市街地が中心になって発展をしなければ、その市街地という形態は意味をなさなくなると。幾ら車社会の時代であっても、中心街の果たす役割、あるいは広域的な商業ゾーンといいますか、そういうことをどう地域できちっとした構築をするのかということは、これはしっかりと考えていただいて、結論を出していかねばならぬと、こんなふうに思っております。

訴訟の関係は、今回は市が受けることに立場上なると、こういうことであります。そういう意味では、出店の予定者から恐らく準備をしたことに

対する損害を含めた訴訟というものが出てくるのではないかと、こういうことがありますし、またもう既に用地として地権者の皆さんが交渉に当たっては間違いなく買いますよと、こういうことでそれらの一部代金を受けているわけでございまして、居住を移転をするための手当て等をしているという実態も聞かされております。そういうことも含めて、非常に私ども過去に経験のしたことのない課題に今現在直面をしているわけでありまして、これらについてはしっかりと議会の皆さんの御指導もいただきながら、私どもも専門家の御意見等をしっかりと学習をしながら対応してまいりたいと、こんなふうに思っているところであります。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ただいま市長の方から答弁をいただいたわけですがけれども、特にポスフールの問題については、いろんな意見がありますし、また市の今進んでいる状況もわかりますけれども、しかしながら住民によりの確な情報を、また説明する場をやはりしっかりと設けて今後ともしていただきたいと考えます。

それで、教育関係について、もう時間ないのですけれども、いじめ等のいろんな問題ありますし、またチームティーチングですか、これは風連が早くから取り入れて、風連の子供たちの学習の成果が大変上がっているところだと思います。それで、合併によって名寄市でもこういうチームティーチングを取り入れた中で学習能力が上がっているかと私も思います。それで、全体的に通してことしの教育長が目指す教育を語っていただいて、私の代表質問といたします。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私の教育行政執行方針でも申し上げましたが、特に学力の向上にかかわりましての今の御質問かなと、こんなふうに考えました。

名寄市教育委員会では、まず基礎学力の向上ということで、一つには読書の励行を挙げてございます。これは、すべての子供たちにかかわる大変大切な学力を構築する土台になるものと、こんなことを考えておりました、読書の励行を新年度も挙げさせていただきます。

もう一つは、やはり学校での学習をしっかりと身につけるためには家庭での学習も大切であるということから、家庭における学習習慣の確立も引き続き挙げさせていただきます。この家庭学習の定着にかかわりましては、やはり保護者が学習に対する意識を高めるということも大切な営みでございます。学習イコール私はやはり子供たちの健全育成につながるもの、こういうふうにとらえていきたいと考えているのであります。そういう総合的な教育活動を学習を通して保護者がしっかりと見ていくことも大切ではないかということで、この2点は引き続き挙げさせていただきます。

さらには、基礎、基本の定着という観点から、ただいま木戸口議員のお話のとおり指導方法を創意工夫すること、特にチームティーチングなど今の子供たちの興味や関心、あるいは学力に応じた学習をしっかりと進めていく。かつては七五三という言葉がございました。小学校でもわかる子は7割とか、中学校では5割、高校ではもう3割しかわかる子がいないと、こういうのがございましたが、こういう七五三という言葉の払拭でございます。そういう意味ではチームティーチングで理解の遅い子はそこに先生が行って、個別指導を重ねながら一つの授業を構築していく、こういうことも大切であると。そういう意味では国や道のいろんな制度を利用しながら、現在名寄市は加配を15名いただいております、さまざまな形で。これは、管内でもナンバーワンかなと、こう自負しているところではありますが、こういう形でやはり子供たちの学習をしっかりと定着していきたい、こういうことを基本と考えております。

○議長（田中之繁議員） 以上で木戸口真議員の

質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

---

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成19年度市政執行方針について外9件を、小野寺一知議員。

○35番（小野寺一知議員） 御指名をいただきましたので、通告に従いまして、市政クラブを代表しての質問をしてみたいというように思います。

まず、平成19年度市政執行方針についてお伺いをいたします。日本経済は、昨年10月から12月期の国内総生産、GDPが年率4.8%と高い伸びであったことをベースにして、先日の日銀の政策委員会、金融政策決定会合で政策金利を0.25%引き上げて年0.5%にすることを決定いたしました。個人消費と物価動向とともに改善の見通しがついたとのことからであります。地方にとっては、とりわけ北海道においては経済状況の好転等全く感じられない状況の中での金利の上昇は、今後に対してさらなる不透明感が増したと考えるばかりであります。また、世界的な異常気象が続いている地球規模の気象の変動は、将来に向けての不安が大きく懸念されるのであります。

このような中で、風連町と合併してから早くも1年を迎えようとしております。名寄、風連の分庁方式も少しずつ市民への理解度が増してきたようでもあります。合併後の新名寄市は、市民の融和と一体感を早期に実感できるまちづくりに向けて努力しているところでありますが、行政課題の多い中であって今年度の行政運営のポイントをどこに置いて進めるのか、その考えについてお伺いをするところであります。

また、国や地方の財政は、依然として厳しい状況にあります。三位一体の改革、地域経済の低迷

等、財政状況の予測さえもできない環境の中での名寄市の財政運営は、非常に厳しいと言わざるを得ないのでありますが、19年度はどのような考え方で行財政運営を続けていくのかお伺いをするものであります。

合併後の10年間の総合計画が多くの市民の協力で策定され、先日の臨時議会で決定されました。今後はその計画の推進に向けて確実な対応が必要と考えるのでありますが、総合計画の初年度に当たり、どのような見解を持ち、実行していくのかお知らせをいただきたく思います。

平成19年度予算についてお伺いいたします。国の地方財政計画が前年度比で微減の83兆1,300億円と6年連続の減額となり、伴って地方交付税も前年度比4.4%減額の15兆2,000億円と、骨太の方針2006の初年度予算が編成されました。経済の回復のおくれる北海道、そして地方自治体にとっては新型交付税が導入されるなど、国税五税から地方交付税として配分する法定率分が堅持されたとはいえ、依然として厳しい財政状況になることは申し上げるまでもありません。このような中で名寄市の19年度予算は編成されましたが、今年度予算を編成するに当たってはどのような考え方及び方針のもとで進められたのかお伺いをいたします。

また、19年度予算は、厳しい地方経済や雇用に対してどのような面で配慮されたかお知らせをいただきたく思います。

本年度予算を組むに当たって5億9,000万円の基金取り崩しが行われましたが、19年度末残高では18年度末を上回る27億3,100万円の基金残高の予測となっておりますが、今年度の推移について、また今後の基金に対する考え方など財政の見込みを含めてお伺いをいたします。

市政執行方針では、今年度の予算は市民及び職員の融和促進と均衡ある発展を基本に編成したと述べられておりますが、商工費、土木費における道の駅整備事業や風連地区市街地再開発事業等は

そのウエートが高く、市民の目線で考えると突出していると見えますが、その考え方についてお伺いをするものであります。

次に、行財政改革についてお伺いをいたします。行財政改革については、旧市町とも早い時期から改革に取り組み、その成果は大きく、市町村の財政運営に大きく寄与してきたものと考えております。しかし、長引く経済の低迷や厳しい国の財政状況は三位一体の改革となって、地方にできることは地方に、民間にできることは民間にとの観点から、国は平成12年に行政改革大綱、17年には地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を策定し、新しい視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要であると示されているのであります。

名寄市の財政状況は、例を挙げて申し上げるまでもなく厳しい状況にあり、基金を取り崩しての予算編成等、綱渡り的な財政運営であると言わざるを得ないのであります。昨年3月27日に風連町と合併し、協定に基づく約束事、新総合計画の着実な推進、高齢化に伴う社会福祉ニーズの拡大等々、多くの懸案事項と課題について進めていかなければなりません。限られた財源の中で、これら課題の解決と推進は非常に厳しい状況にあります。さらに、今後の財政運営の展望は、平成19年度から導入される新型交付税を初めとする第2期三位一体改革はさらなる地方の自立化、交付税削減の方向で進展されることが予測されるのであります。このような状況の中では、新名寄市として早急な行財政改革に取り組み、将来市民が安心して暮らすことのできる基礎づくりを進めなければならないと考えるのであります。このようなことから、昨年の合併以降今日まで行財政改革についてどのような方針で進んできているのかお知らせいただきたく思います。

また、現在新名寄市行財政改革推進計画素案が各職場段階で検討され、進められているようですが、この計画はいつごろに決定されるのか。



また、計画の期間と成果についてどのように考えていられるのかお知らせいただきたく思います。

また、昨年の合併協議会の議論の中でも合併効果の重要な位置づけとして効率的な財政運営が大きな目的でもあったと思うのでありますが、効率的な財政運営に対する見解と今後の考え方についてお知らせいただきたく思います。

次に、市立総合病院についてお伺いいたします。名寄市立総合病院は、道北第3次医療圏の地方センター病院として上川北部医療圏を初め宗谷、網走、留萌の各管内からも患者が搬送され、入院、外来の合計は18年度見込みで35万5,000人を超える北北海道の中核病院であることは申し上げるまでもありません。2004年度から始まった新人医師に2年間の臨床研修制度が導入されたことにより、大学病院からの医師の派遣中止や引き揚げなどで道内107カ所の自治体病院等、地方の病院に大変な苦勞と財政負担が増している状況であります。市立総合病院も例外ではなく、循環器系内科医師の不足や精神科医師の問題等を抱え、患者の減少に苦慮していると考えられます。地域医療を崩壊させないためにも、研修制度を決定した国は地方の医師確保に対する対策を早急に進めるべきと考えられます。このような状況の中で、名寄市立病院の運営状況と18年度決算の見込み及び精神科医師の確保と他の診療科の状況についてお伺いするものであります。若干この件について先ほどの木戸口議員と重複する部分がありますので、そこら辺は重複を避けて答弁いただきたいというふうに思います。

また、小児科の医師増や救急外来部門、ICU病床の新設等、病院の増改築について執行方針で述べられておりますが、17年度決算で33億8,900万円の赤字を出している状況と名寄市の財政状況を総合的に考えると、後年度負担に対して危惧されるのでありますが、病棟増改築計画の必要性和その概要、増改築にかかわる事業費と国や道の補助、そして増改築後の運営状況の試算を

どのように見ているのかお知らせいただきたく思います。

次に、農業政策についてお伺いいたします。昨年は、全道的に天候不順や台風による水害、竜巻等、局地的に被害が多発いたしました。上川管内においては好天に恵まれ、水稲においては2年連続の豊作となりましたが、米価の低迷、野菜は輸入野菜の影響で価格不安定、酪農においては生産抑制に追い込まれるなど、農業経営は依然として厳しい状況に置かれております。今年度からは、戦後最大の農政改革と言われる品目横断的経営安定対策がスタートし、また日本や北海道農業にとって重要な課題である対豪州とのFTA、自由貿易協定やEPA、経済連携協定交渉が進められているのであります。本道の重要農産物である米、小麦、乳製品、牛肉、砂糖等の関税が撤廃されると、道農政部試算によると農業関連産業を含めて北海道経済に与える影響額は1兆4,000億円とも言われております。さらに、品目横断的経営安定対策は、関税差益を予定していることを考えると、国の政策に大きな影響が予測されるのであります。

このように厳しい環境の中で、名寄市は総合計画とともに農業・農村振興計画を策定いたしました。新名寄市は、合併によって名実ともに基幹産業は農業となったのであります。全道180市町村で見ると、農業戸数では840戸となり5位、作付面積では水稲で3,290ヘクタールで6位、うちモチ米においては2,840ヘクタールと日本一の団地であり、アスパラガスは206ヘクタールで第1位、カボチャは579ヘクタールで第2位にランクされ、その他にも智恵文のバレイショ、多様な野菜、SPF豚など安心、安全で他に誇れる農産物でありますことは申し上げるまでもなく、御理解をいただいていると考えられます。市政クラブとしては、この優位性を生かし、地域農業をしっかりと振興することが名寄市全体の振興につながるものと考えられます。このよ

うなことから農業振興政策について何点かお伺いをいたします。

日本一のモチ生産地として、PRの問題であります。現在は伊勢の赤福等品質のよさから厚い信頼を得ておりますが、さらなる販路拡大や知名度アップを進めることによって農家経済に反映できるものかと考えるのでありますが、見解についてお知らせいただきたく思います。

野菜の導入による経営の安定対策について。さきにも申し上げましたが、全道で1位、2位のアスパラ、カボチャのさらなる振興について課題と新たなる振興作物は考えられるのかについてお伺いをするものであります。

施設園芸の振興については、農家も高齢化、後継者不足で規模拡大が急激に進んでいる状況にありますけれども、農村地域の健全な姿を考えると集約的営農も一方では重要であると考えます。これは、初期投資が必要な経営でもあることから、これらに対する支援政策についての考え方についてお伺いをするものであります。

地産地商についてお伺いをいたします。地域で生産した産物を地域で消費しようというのが以前からの地産地消でありましたけれども、地消の字を消費の消から商に変えることは、ホテルや飲食店、製造業等を含めてできるだけ地元の生産物を使用していただくということからの言葉であることを理解いただきたく思います。これは、既に農村助成等々活発に行われておりますけれども、消費者との連携や製造業、ホテル等の連携などを含めて地産地商に向けての行政としての考え方についてお知らせをいただきたく思います。

次に、商工業の振興についてお伺いをいたします。昨年12月末からポスフル問題はまちを2分するほどの大きな話題となり、その対応には行政も議会もウエートが高かったものと考えます。私ども市政クラブは、国のまちづくり3法、北海道の大規模集客施設の立地に関するガイドライン等、コンパクトなまちづくりに向けて国や道がこ

れらの改正や策定が必要となった背景を含めて、道庁へ出向いて研修してまいりました。結論として、平成16年の商業統計調査では市内の小売店売り場面積4万5,121平米に対する大型店面積は2万2,440平米と大型店占有率が約50%にある現状の中で、さらに2万2,301平米が加わると66.4%の占有率となり、その影響は各面において予測のできない事態が出現すると思われるのであります。新名寄市として策定した総合計画の推進にも影響が懸念されるのであります。このようなことから、市政クラブとしては将来の名寄市のために、そして道北地域の振興のためには大型店の出店計画には反対を表明したのであります。

執行方針に述べられておりますように、コンパクトなまちづくりに推進するための施策や商工業の振興に対する取り組みなど報告されているのであります。私は、旧名寄市の中心市街地活性化計画については、数年前から話題となり、平成16年にはTMO推進委員会が設立され、協議が開始されたと認識しているものであります。その後の経過を見ると遅々として進んでいないのであります。この面だけで考えると、魅力ある商店街づくりや人を集める努力がなされていないとも言えるのではないかと思うのであります。現状を改革し、何としても中心街に人を呼び込む努力を商工会議所が中心となり、行政が手助けをする中心市街地活性化計画の現状についてどのような状況にあるのかお知らせいただきたく思います。

また、コンパクトで住みよいまちづくり推進のために、名寄市都市計画用途地域の徳田工業地域について土地利用の見直しを図り、工業地域特別用途地区を設定する方針であります。北海道のガイドラインに基づく特別用途地区の考え方は、きめ細かな用途規制により土地利用を誘導し、用途地域を補完する制度であると明記されております。このことは用途地域と重ね合わせて指定することによって、土地利用の増進や環境の保護を図るものとなっているのであります。特別用途地域を設

定することによって土地利用の増進が図られると考えているのでしょうか。また、建築制限条例を設定する予定であります。徳田地区の工業地域をできるだけ本来の工業施設立地区域の姿に戻す計画であります。今日までこの地区に設立された工業施設がどの程度であったかを見ると、今後の地域の開発は夢にも出てこないであります。私は、特別用途地域の指定をし、建築制限条例による網かけをする以上は、行政としてこの地域に対して何らかの施策を持って地域住民や地権者に対して理解を得るべきと考えるのでありますが、網かけをすることによって開発が進むと思っているのか、また将来にわたっての行政施策についてどのような見解を持つのかお知らせをいただきたく思います。

次に、冬期雇用研修制度についてお伺いいたします。さきにも述べましたように、北海道の経済環境は依然として好転しない状況の中、とりわけ道北地域においてはなおさらの感が強い労働雇用環境であります。昨年夏、季節労働者に対する制度の改正が明らかになり、緊急に上川北部市町村雇用問題対策協議会として季節労働者に対する制度の充実、特例一時金制度の現状維持について北海道知事、道議会、北海道労働局に要請活動を行ったのであります。名寄市雇用問題対策協議会も8月27日に大集会を開き、季節労働者、雇用主、そしてその影響を受ける商店街からも実情を訴えていただき、地域一丸となって取り組みをしてきたのであります。議会としても昨年9月定例会において季節労働者の特例一時金現状維持に関する意見書を提出し、地域における危機の回避に向けて積極的に対応いたしましたことは御承知のとおりであります。現在の名寄公共職業安定所管内の概況によりますと、受給者数は約3,000人弱と予測されるのであります。調査によりますと、特例一時金が現在60%支給の50日から30日になる予定ですが、19年度からは激変緩和で40日の支給となり、そして冬期講習の8万8,000

0円はなくなるようであります。国は、今後の問題として（仮称）地域協議会を立ち上げ、冬期労働の派遣を検討しているようでもあります。その費用は、市10%、道10%、国80%と仄聞するのでありますが、お知らせをいただきたく思います。

また、通年雇用をする場合は国の奨励金が企業に出されておりますが、全額でないために現実には非常に難しいと聞くところであります。行政としての市や道と協議の中で支援制度を制定すべきと考えるのでありますが、見解についてお伺いをいたします。

次に、継続懸案事項についてお伺いいたします。高速道路については、毎年度の代表質問でも取り上げ、その進捗状況についてお伺いをしているのであります。昨年の2月に国土交通省は士別剣淵、士別名寄付近までの12キロについて緊急に整備すべき区間として方針が出され、それに基づきまして調査測量等が予定されていたところであります。その後の状況と本年度の計画及び予算がどの程度見込めるのかお知らせいただきたく思います。

また、全線の完成が待たれるところであります。その取り組みと要望活動についてもお伺いするものであります。

サンルダムの早期本体着工についてお伺いをいたします。最近の異常気象は、地球温暖化によつての気象変動であることは申し上げるまでもなく、気象変動に関する政府間パネル、IPCCがまとめた報告書では今世紀末の地球の平均気温は1990年に比べて最大で6.4度も上昇するとされ、これまでの予測を超えたスピードで進展すると警告しております。我々の住む地域においても、昨年の10月8日の集中豪雨では名寄川の水位が上昇し、洪水注意報が出たことは申し上げるまでもありません。最近の傾向としては、大型台風は日本海を北上し、北海道に上陸する頻度が多くなってきていることは事実であります。このような状

況の中で、サンルダムは計画では2008年度に完成の予定でありましたが、環境調査等で時間を要し、いまだに本体着工に至っていないのであります。昨年12月25日、天塩川流域委員会は20回の会議の中からサンルダムの建設に賛成多数で終結いたしました。このことは流域住民にとっては安全で安心できるダムの建設に向けて一歩進んだと期待をしているのであります。先月の27日にはダムの早期着工に向けての公聴会が行われたことは御承知のとおりであります。早期着工に向けて現状と今後の対応についてお知らせをいただきたく思います。

次に、新天文台の早期建設に向けてお伺いをいたします。新天文台の早期建設については、市政クラブの要望事項として数年前から要望し、また市民からも多くの声が寄せられていることは御案内のとおりであります。このことから、新総合計画の前期計画に位置づけがされたものと期待しております。このようなことから、4点について質問してまいります。

まず、建設計画に対して新年度予算に1,300万円が計上されましたけれども、多くの市民が待ち望んでいた課題でもあり、完成が待たれるところでもあります。北大大学院との協定締結による連携等取り組みの状況と建設に当たっての想定される金額や財源について見解をお知らせいただきたく思います。

現在の施設は老朽化も進み、一年でも早い建設が求められると思います。また、一方では鏡を磨くのに一定程度の時間がかかると仄聞しているのですが、完成年度の目標をどの辺に考えられるのか。市長の任期中に完成を目指す考えについてお伺いをいたします。

在籍する技師の観測能力は、御承知のとおり全国的にも高く評価されております。また、世界の天体観測施設の多くは欧米にあり、半日の時間差がある日本での発見の確認作業等、海外からも期待が持たれていると聞いております。それらの成

果が情報発信源となり、多くの市民からも関心を持たれるようになったことは大変うれしく思うのであります。このようなことを考えるとき、観測と一般観望が両立することが望ましいと思っておりますけれども、施設の規模を含めどのような施設をイメージするのか、見解についてお知らせいただきたく思います。

予定地とされるサンピラーパークでは、カーリング施設を持つ交流館は予想以上の市民が訪れ、にぎわいを見せております。報道では大手旅行会社が旭山動物園などを含むツアーの一環として利用されたと言われておりますけれども、市民の利用とともに交流人口の増加にも積極的に取り組み、サンピラーパーク全体が経済効果としてつながっていくことが望ましいと思うのであります。新天文台の交流人口に対する見解をお知らせいただきたく思います。

次に、バイオエネルギーへの取り組みについてお伺いをいたします。バイオエネルギーについては、地球温暖化に対する環境問題への対応や石油資源の埋蔵量の減少からくる先行き不安、価格の高騰など、また現在の生活環境は石油資源なくしては考えられない時代であることもあって、各地においてバイオエネルギーへの取り組みが注目されているのであります。北海道では十勝地方においてこの研究がいち早く取り組まれております。上川北部においても昨年後半から道北型アグリエネルギー研究会がスタートし、この2月初旬には上川地域連携会議の中でバイオエタノールの共同研究について話し合いがなされていることは申し上げるまでもありません。札幌市がことしから廃油燃料化について具体的に行動を起こし、市内数カ所に廃油の回収拠点を設置し、バイオディーゼル燃料、BDFに再生し、公用車への利用を検討する方針であります。BDFは、ディーゼルエンジン車にそのまま使用でき、馬力もほとんど変わらない上に、排ガスから有害な硫黄酸化物がほとんど出ないのであります。名寄市としてバイオ

エネルギーに対する取り組みと将来に対しての見解についてお伺いをいたします。

また、私ども市政クラブは、昨年10月3日、山形県の村山市に視察研修をしてまいりました。村山市は、総合計画21世紀夢プランのもとでバイオマス資源を最大限に活用し、持続的に発展可能な環境と産業が両立したまちを目指して取り組んでいるものであります。バイオマスタウン構想として多くの取り組みをしております。廃食用油はBDF精製し公用車に、食品廃棄物は堆肥化して園芸に、下水汚泥は堆肥化して公園に、建設発生木材は熱供給プラントを経て温水としてエコロジー住宅団地へ、間伐材、製材所残材、河川支障木等は木質バイオマス発電として発電など、多岐にわたっての取り組みであり、昨年3月には内閣府ほか6省で構成されるバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議により10団体が認定され、その1団体に入っているとのことでもあります。

私ども市政クラブの研修での結論は、早急に取り組めるバイオエネルギーについては食用廃油のバイオディーゼル燃料化、BDFであると確信し、今回の発言となったのであります。食用廃油を回収し、BDFに再生するには再生機器が必要になりますが、価格は800万円程度と伺っているところであり、食用廃油はペットボトルにて回収しているとのことでもあります。人口2万7,000人の村山市で、BDF500リッターの生産で近郊からの回収を含めて年2,000リットル程度の生産をして、公用車の燃料として利用しているとのことでもあります。名寄市としても環境問題を初めとして各面における影響を考えると、具体的な取り組みと計画に対する目標を持って進むべきと考えられますが、見解についてお伺いをするものであります。

次に、駅前開発事業の取り組みについてお伺いをいたします。さきの大型店問題での議員協議会でも申し上げましたように、中心街に、そして駅前に市民やショッピングセンター等に集まる人々

を少しでも呼び込む努力をするべきであると述べさせていただきました。そのためには子供からお年寄りまで、学生や主婦も含めたすべての世代の多くの人々が集まり、町中ににぎわいを誘導する必要があります。市政クラブとしては、駅前にある市有地の有効活用を図るべきであると考えております。駅前市有地の活用については、バスターミナルを包含した物産館等の話題が出ておりましたが、現在どのような考え方でいるのかお伺いをいたします。

また、公営住宅マスタープランの見直しについては、ことし4月から実施すると執行方針で述べられておりますが、今までの都市計画や住宅マスタープランにこだわることなく、真にコンパクトなまちづくりを考えるのであれば、まちなか居住について積極的に対応すべきであると考えております。考え方についてお知らせをいただきたく思います。

私たち市政クラブは、駅前市有地に駅前から市立病院までの人の流れをつくりたいと考えているのであります。その施設として、(仮称)駅前総合ビルを建設し、市民すべての世代の交流拠点を提供することによって多くの人が集められると考えております。総合ビルの内容は、子育て支援センターや高齢者が集い、交流できる生き生きサロン、ミニ図書館としてのサテライトなど、市民の健康づくりや読書文化を創造できる場所、若者の活発な活動を促進する場所、そして市民の草の根文化の育成、支援できる小ホールも視野に入れて集め、あわせて上階にはまちなか居住を図っていくためにも公営住宅マスタープランの中にこの構想を入れていくべきと考えております。まちなか居住については、北洋跡地利用の議論もあることから、商店街の連携を密にしながら進める中で、総合的に多くの市民が集い、町中ににぎわいをつくり出すことができるような施設づくりが必要と思うのであります。建設費については、北海道のコンパクトなまちづくりに向けた基本方

針によると、中心市街地への都市機能を集積するための支援内容を見ると、幾つかの該当する部分があります。また、私は合併特例債や過疎債等の有利な起債の活用について積極的に考えるべきと思うのでありますが、御見解についてお知らせをいただきたく思います。

次に、教育行政執行方針についてお伺いをいたします。教育基本法が1947年、昭和22年の制定以来初めて昨年12月15日に改正されました。このことは、執行方針の中でも述べられているとおりであります。我が国と郷土を愛する態度を養うとの表現で愛国心を表現いたしましたことは、日本国民として当然であります。改正法は、前文と18条で構成され、前文では公共の精神をとうとびとうたわれて、2条で愛国心の態度について明記されたのであります。国を愛し、社会の変化に対応した新しい理念のもとで公共性や道徳心を重視し、養うといった面から考えると、改正は遅過ぎたとも言えるのではないかと考えるのであります。

また、年が明けて教育再生会議が総会を開き、第1次報告を決定し、安倍総理に提出いたしました。教育委員会制度の見直し、ゆとり教育の見直しや授業時間を10分増加させる等々であります。私は、昨年の質問でゆとり教育が学力の低下を来しているのではないかと質問した経緯からも、非常に関心を持ってこの会議の推移を見ております。また、再生会議では高校での社会奉仕活動必修化による規範意識の育成等を柱としているところも注目するところであります。私は、この規範意識の育成は、道徳に合わせて小中学校にも必要と考えるのでありますが、考え方についてお伺いをいたします。

また、ゆとり教育の見直しについては、週5日制の見直し論等ありますので、一概に申し上げることはできませんが、優秀な人間を育成するのか、立派な人間を育成するのかなどの考え方によって議論の統一が図られるものと思います。名寄市の

教育をつかさどる教育長は、これら教育基本法の改正や再生会議の考え方についてどのように考え、今後の名寄市教育行政をどのように進めていくのか、考え方についてお伺いをするものであります。

執行方針でも述べられておりますが、2月6日、名寄市小中学校適正配置検討委員会が教育長に答申されました。名寄、風連地区に16校の小中学校が配置されておりますが、10年前の生徒は3,429人で、現在は約1,000人減の2,350人とのことであり、20年後には1,700人に減少すると予測されております。小学校が集中する名寄地区市街地5校の再編が必要とされたのでありますが、校舎の老朽化による改築、改修、耐震化等について加味しながらの再編計画となることを考えると、今日までの議論経過から老朽化、耐震化診断等について既に結論が出されているのかどうか、またそれらを参考にしながら、校区や通学区域の再編整備についてどのように見解を持つのかお知らせをいただきたく思います。

次に、子どもの読書活動推進計画についてお伺いをいたします。子供の読書活動については、学校での朝読書など鋭意取り組んでおりまして、それなりに成果は上がっているものと確信していたところでありまして。読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、また人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないと言われております。平成13年12月、子どもの読書活動の推進に関する法律が公布、施行され、基づいて平成15年11月には北海道子どもの読書活動推進計画が策定されました。これら国や道の基本的な考えを踏まえ、名寄市子どもの読書活動推進計画を策定しようとしているところでありまして。家庭や地域、図書館や学校など多くの場所でいつでもどこでも自主的に読書ができるような環境整備を図ることを目的としているのであります。計画は、平成19年から23年度までの5年間とし、必要に応じて見直すとなっております。体制の整備については、民間団体や

関係機関との連携協力、子どもの読書活動推進連絡会議の設置等々考えておられるようであります。読書活動の推進に当たって、家庭での読み聞かせや親子で読書を楽しむ環境づくりへの取り組み、地域における読書活動の推進等々、読書活動の推進に向けた取り組みを考えていられますようではありますが、家庭における取り組みへの協力が絶対的な条件となることから考えまして、この計画を推進し、子供たちが真に読書に親しむようにするために具体的にどのような取り組みを計画し、進めようとしているのかお伺いをいたします。

また、今日まで行ってきた朝読書等の活動については、どのような成果があり、今後どうするか等を含めてお知らせをいただきたく思います。

読書を通して親子が地域との触れ合いを持ちながら、社会体験を積み、多くの人とコミュニケーションを図っていくことは、子供たちの人格形成の過程の上では今日的な社会環境から考えると大変重要なことと考えるのであります。そのためにも子供たちがこのような機会に触れる読書スペースの整備を進め、みずから読書に親しみ、親子で楽しむことのできる環境整備が必要であると強く感じるのであります。見解についてお伺いをするものであります。

以上、この場からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ただいま小野寺議員から大きな項目で10項目御質問をいただきました。この中で、7項目めの継続懸案事項の中で新天文台の早期建設に向けて、さらに10項目めの教育行政執行方針については、藤原教育長からの答弁とさせていただきます。

平成19年度市政執行方針について以下順次お答えを申し上げます。新市のスタートとなりましたこの1年間は、旧名寄市、旧風連町から引き継いだ事業や施策が主なもので、新市に必要な事業として、また新市建設計画の位置づけを確認しな

がら実施をし、着実な歩みを進めることができたものと考えております。また、地域懇談会や合併記念式典など各種イベントの実施により、徐々にではありますが、市民の融和と一体感の醸成が図られたものと認識をしております。今後もお互いの歴史を尊重しながら、新たな一つのまとまりとして進んでいかなければならないと心しているところであります。

平成19年度の行政運営のポイントについて御質問がありました。一つは、市民との協働であります。市民や企業、NPO、市民活動団体などの協働のあり方、仕組みづくりを進めていかなければならないと考えております。二つ目は、行財政改革の推進であります。歳入の確保や歳出の見直しを行うなどの行財政改革を徹底することで、より一層効率的な行政運営を図り、多くの行政需要に対応できるよう総合計画で予定した事業を実行していきたいと考えているところであります。三つ目は、産業の振興であります。建設産業の振興や農産物の付加価値向上などによる基幹産業の農業の振興、交流人口の増加による観光振興というふうと考えております。

次に、平成19年度の財政運営の考え方についてお答えを申し上げます。平成18年3月27日、旧名寄市、旧風連町の合併は、お互いに厳しい財政状況の中で生き残りをかけて合併を選択し、新市としては初の通年予算になります。これからの財政運営については、国などの動向を見ても大変厳しく、より慎重な財政運営が求められると考えますが、合併して間もなく1年がたとうとする中で、まずは心の合併が大切と考えております。過大に地域を意識し過ぎることなく、市民の交流をしっかりと広げていきたいと、このように考えております。合併してからこの1年のイベントの中で、老若男女を問わず多くの市民及び職員の交流が進んでおります。これからも旧名寄、旧風連といった地域感覚を持たない新名寄市の市民としての自覚が芽生えるような、さらなる交流が必要と

考えております。

合併しても財政状況がよくなるということではありません。合併支援策によって一時的には大変なゆとりを持てることになるわけですが、これらはまず長続きはいたしません。私は、合併によってさまざまな能力を持った多くの市民と職員が合体したことがこれからのまちづくりに貴重な財産と、こんなふうを考えているところであります。

国は、平成19年度から歳出歳入一体改革を推進し、国主導の大幅な歳出削減は地方財政の二極化が進み、地域間格差は拡大することになりました。今後も歳入が減り続ける状況の中では、組織のスリム化を含む行財政改革は重要で、市民への適切な情報を提供し、市民と協働でまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、新総合計画初年度の計画推進に向けてということであります。平成19年度本市の将来像として総合計画に掲げた自然の恵みが人と地域を育み市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄を目指して新しいまちづくりのスタートの年と考えております。向こう5年間の具体的な事業を示す前期実施計画においては、厳しい財政状況を踏まえ、選択と集中の基本方針のもと緊急度の高い事業を厳選し、約200本の事業を盛り込んだところであります。平成19年度は、117本の事業実施を予定しているところであります。なお、これまで同様3カ年の実施計画をローリングする中で財政計画との整合性を図り、事業の展開を図りたいと考えております。また、総合計画がどの程度進んでいるかという進捗状況の管理等も必要ですので、庁内推進委員会の設置とともに市民による委員会も設置し、市民参加によるまちづくりを進めてまいります。

また、このような総合計画の市民周知につきましては、先ほども申し上げましたが、総合計画のダイジェスト版を市の広報とともに全戸配布させていただくとともに、出前トーク、各種懇談会、ホームページなどで広く知るよう努力をしてまい

りたいと考えております。

次に、平成19年度の予算について、編成に当たっての考え方を申し上げます。地方分権が進む中で、市民へのサービスの範囲と地域住民の役割との調整を図り、過大な負の遺産を後世代に残すことなく、年度間のバランスをとり、適切な事業選択と公債費管理による住民福祉の増進に努めていかなければならないことと平成19年度予算は旧両市町の住民及び職員の融和促進と均衡ある発展をもとに、既得権や既成概念にとらわれず、挑戦者の志、ゼロからのスタートで合併特例債や過疎債を有効活用し、新名寄市の基礎を築くべく通年ベースで予算編成に当たるよう指示をいたしました。名寄市の各会計予算案は、前にも述べましたように市民及び職員の融和促進と均衡ある発展をもとに地域経済、雇用にも配慮し、道の駅整備事業、戸籍電算化事業、市立総合病院整備事業、風連地区市街地再開発事業、農地・水・環境保全向上対策事業、民間活力を利用した住宅リフォーム促進助成事業などを盛り込み、総合計画に基づき編成いたしました。また、合併特例補助金の国の追加補正予算が平成18年度可決されたことにより、合併特例補助金対象事業を1億3,700万円平成18年度補正予算に前倒し計上することといたしました。これは、実質平成19年度執行でありまして、両市町で懸案事業の多くを予算化できたものと考えております。

次に、地域経済に配慮した予算編成となったかというお尋ねでございます。平成19年度の一般会計の普通建設事業費は19億3,031万6,000円を計上いたしました。対前年度比15.5%の減となっておりますが、しかしこのほか市立総合病院整備事業で5億7,600万円、合併特例補助金対象事業で6,500万円予算化いたしましたので、一定規模の予算は確保できたと考えておりますし、具体的な事業につきましては道の駅整備事業、風連地区市街地再開発事業、市立病院の整備事業、戸籍電算化事業、大学グラウンド及び周辺



環境整備事業、文化センター整備事業、住宅リフォーム促進事業などを実施し、厳しい地域経済が少しでも活性化するように配慮いたしました。特に住宅リフォーム促進助成事業は、平成19年度から21年度までの3カ年を実施計画としており、住宅の改修工事費に対し助成することで既存住宅の改修を促進し、市民の快適な住環境の創出と市内中小建設業の振興、ひいては雇用につながるものと考えております。大きな企業に大きな補助金で集中的にすることでなく、多くの企業に補助金の効果が及ぶような仕組みに再構築をし、地域経済の活性化に結びつけたいと考えております。

新たな施設整備については、限られた財源の中で大変難しいことから、既存の公共施設の有効的な維持管理及び有効活用を図る観点からも、文化センターのほか名寄中学校、しらかばハイツなどの改修工事費も予算計上をいたしました。今後も公共施設の利用促進と延命を図るため、計画的な改修を継続してまいりたいと考えております。

次に、基金の考え方でございます。平成19年度末における一般会計の基金の残高は27億3,400万円と見込んでおります。平成18年度末の残高見込みの24億6,200万円と比べると、2億7,200万円増加することになります。この主な要因は、去る2月26日の補正予算で1億4,400万円ほど残高が増加し、これに平成19年度の積み立て及び取り崩しの影響を加味し、合併特例振興基金を6億8,160万円積み立てすることになります。なお、合併特例振興基金の残高は、平成18年度積み立て額5億5,000万円と合わせ、平成19年度末残高は12億3,160万円と見込んでおります。主な基金の平成19年度末現在高は、財政調整基金で3億5,500万円、公共施設整備基金で1億2,900万円、地域福祉基金で1億3,200万円、土地開発基金で5,000万円であります。

今後の推移につきましては、合併効果により収支不足の解消が見込める平成23年度までは基金

に大きく依存をする財政体質から脱却することは難しいと、このように考えております。また、少子高齢化で歳入の減少に歯どめがかからず、福祉及び農業に新たな大きな歳出も想定をされ、収支不足の拡大が懸念される中で行財政改革による歳出見直しは重要で、年度を超えた繰りかえ運用も視野に入れた財政運営になるものと考えております。

次に、均衡ある発展についてお尋ねがありました。私は、昨年の選挙で新名寄市の市長に就任して以来合併後の新しいまちづくりを着実に進めるため、過大に地域を意識しないで、新名寄市は一つ、本当に必要な事業かどうかを判断の中心にして進めてまいりました。平成19年度予算は、市民及び職員の融和促進と均衡ある発展を基本に編成するよう指示し、新名寄市総合計画に基づきできるだけ多くの事業を盛りつけて編成いたしました。道の駅整備事業で4億9,800万円、風連地区市街地再開発事業費では1億8,600万円と一般会計の普通建設事業費に占める割合は35%となっておりますが、将来を見据えて市立総合病院整備事業、市立名寄大学学年進行に合わせグラウンド及び周辺環境の整備、さらには天文台整備事業は北海道大学と連携をして平成21年度の完成を目指す調査費等も計上いたしました。公共施設の建設事業の実施については、国、道など関係機関との協議も含め一定の準備期間も必要で、結果的にそのように押さえられるかもしれませんが、総合計画全体の進行管理の中で具体的に御理解いただけるものと考えております。

次に、行財政改革についてでございます。地方分権下における行政運営は、自己決定、自己責任の原則のもと既存の制度、組織、仕組みそのものを変え、市民とともに効率よく行政運営を行う質的な改革に取り組んでいくことが今後の地方自治体に求められている使命であると考えております。行財政改革は、少子高齢社会や国の構造改革などにより財政が硬直化している現状の中で、いかに

複雑多様化する市民ニーズに対応していける仕組みを構築していくが大変重要であると認識しております。新名寄市行財政改革推進計画につきましては、総合計画策定審議会、総務部会の各委員からの意見、提言や職員アンケート調査、各職場会議における活発な議論を得て、庁内推進委員会や策定委員会で審議を重ね、策定を行い、2月28日に決定したところであります。

今回策定いたしました新行財政改革推進計画は、具体的な取り組みを集中的に実施するため国で示している集中改革プランの6項目、一つには事務事業の再編、整理、廃止、統合、二つには民間委託等の推進、三つ目には定員管理の適正化、四つ目には給与の適正化、五つ目には第三セクターの見直し、六つ目には経費節減等の財政効果などについて本推進計画に含めて策定しており、特に経費節減等の財政効果については、現時点で予測数値も含めて計上しております。平成18年度から平成23年度の計画期間で約22億円を想定をしています。この数値については、今後事業などの取り組み状況で毎年変化するものと考えておりますが、全庁一丸目標数値を達成できるよう取り組みを進めてまいります。

次に、合併効果についてのお尋ねでございました。合併では地域が持続的に発展し、市民が安心して暮らせるため、行政の円滑な運営や効率的な財政基盤の強化などが基本的な考えとして協議されてきたところであります。行財政改革は、旧両市町で取り組んでおりましたが、合併後の新市として今まで以上に行財政改革を推進していかなければならないと認識しております。今回策定いたしました推進計画では、行政の効率化や健全な財政運営などを柱としておまして、組織や職員制度の見直し、事務事業の改善を実施するとともに財政面では歳入の確保や効果的に歳出の実行を図り、早期に簡素で効率的な行政組織を構築してまいりたいと考えております。

次に、市立総合病院についてお答えをいたしま

す。病院の運営状況につきましては、12月までの稼働実績により御説明をいたします。まず、入院患者数は一般科で昨年に比べて3,741人の増加で、精神科では6,348人の減少と、一般科、精神科両科を合わせて2,607人の減少となっています。また、入院稼働額では一般科が昨年に比べて1億7,598万9,000円の増、精神科では9,043万5,000円の減、合計で昨年に比べて8,555万4,000円の増加となっております。次に、外来患者数ですが、一般科では昨年と比べますと4,342人増加、精神科で1,155人減少しており、トータルでは昨年比3,187人の増となっております。外来の稼働額では、一般科では昨年と比較して7,841万1,000円の増加、精神科では41万4,000円の減となっており、両科合わせて昨年に比べて7,799万7,000円の増になっています。この結果、平成18年度の決算見込みでは、入院、外来稼働額ともに昨年と比較をして増加しますが、これに要する医療費用も昨年に比べて薬品費、診療材料費などの増加が見込まれることから、差し引き2億5,200万円程度の収支不足が予想されるところでございます。

次に、精神科医師の確保ほか診療科の状況についてお尋ねがございました。精神科の医師につきましては、午前の答弁のとおりでございますが、他の診療科について、小児科につきましては市立士別総合病院の小児科医師3名が当院の方に加わり7名体制となります。平日に士別市へ医師1名を派遣し、休日、夜間については当院の小児科で24時間の診療体制で臨むことで目下診察室の準備などを進めております。また、循環器内科が1名増員され、3名体制となるものでございます。その他の診療科については、現在の体制が維持される予定でございます。

次に、病棟の増改築計画の概要についてお答えをいたします。少子高齢化と過疎化が急速に進み、また医療においては地方における医師の不在ということで全国的な問題になっております。当院の

診療圏内でも医療機関の診療機能が縮小されてきておりますが、反面当地方センター病院としての果たすべき役割が増している状況にあります。このような背景と今後の当院の診療圏内の診療機能を見据えて、救急外来部門、ICU病床及び医局の増改築等を行うものであります。

増改築にかかわる事業費、運営状況等の試算についてお答えをいたします。まず、事業費につきましては、現在内部協議をしておりますが、基本設計が今月中にできます。現段階では建設にかかわる事業費はおおよそ9億7,500万円、平成19年度、20年度、2カ年の計画でございます。この内訳としては、一つにICU病棟1,050平米、救急外来160平米、食堂140平米の増築費用として約6億8,775万円、救急外来、医局等の改修費用として2億8,717万5,000円を見込んでおります。また、財源については、合併特例債と病院事業債の併用ということで考えておまして、現在国、道の補助の確保ができるかどうかということで鋭意取り組みを進めておりますが、北海道の財政事情もありまして、この種の増築に対する期待というものが非常に少ないと、このように受けとめております。

これらの増築よっての一定の収支というシミュレーションをしております。収入の方は、ICUのベッドがふえることによる収入ということであり、支出の方につきましてはICUを抱えることによる看護職員、医師等の人件費でございます。これらを含めると、現在のシミュレーションでは年間5,000万円程度収支不足というふうに試算をしておりますけれども、このICU用のベッドを活用することで一般病床の回転の方にもつながると、このように予測をしておまして、全体での収支調整は図られるのではないかと期待をしております。

次に、農業振興政策についてお答えを申し上げます。モチ米につきましては、議員のお話のとおり、市町村別では日本一の作付面積、生産量を誇

っております。平成18年で申し上げますと2,840ヘクタール、1万5,200トンの収穫量ということであり、道内生産量の3分の1に当たります。これまでも生産者、JA、行政一体的に取り組み、生産性や品質の向上のため水稻の各種試験、米施設利用料補助や米施設整備の支援に取り組み、産地評価を高めながら、実需者ニーズに対応してまいりました。しかし、3年続いた豊作で価格が大きく下がり、平成18年産米1等米の価格は9,000円ということであります。さらに、19年産の実需要量に関する情報では10%の自主減反と厳しい情勢にあります。平成16年以降米政策改革に基づき、米づくりのあるべき姿を目指して取り組んでまいりました。平成19年度からは、予算に計上した名寄産米振興事業や新産地づくり対策、中でも販路拡大、消費拡大に向けた取り組みを関係者一丸となって取り組み、日本一のモチ米生産団地として産地の確立を図ってまいります。

次に、野菜の導入による経営安定対策についてお答えをいたします。道北の冷涼な気候と寒暖の差を生かした品質のよさから、アスパラ、カボチャは全国の市場で産地として高い評価を得ております。アスパラに関しては、平成14年以降低収量要因を探るべくアスパラ増収プロジェクトを立ち上げ、圃場実態、計画更新、コスト算出、販売戦略の各チームにおいて調査研究を重ね、今年度において一定の方向を示すべく「名寄アスパラ増収革命」と題したマニュアルを発行し、産地確立を目指すこととしております。また、市場や消費者ニーズにこたえるため平成18年度、JA道北なよろで実施をいたしましたアスパラ集出荷施設に対し、国の元気な地域づくり交付金及び市のアスパラ自動選別施設整備事業補助金で支援してきたところであります。カボチャについては、御質問のとおり道内第2位の作付を誇り、さらに面積の拡大が見込まれます。課題として収穫後の農家及びJAの保管スペースの問題があり、施設の整備について協議をしております。

新たな振興策のお尋ねでございますが、JA道北なよろの青果部では約30種に及ぶ青果を扱っており、品目を絞っての対応も考えております。アスパラ、カボチャ以外で食用バレイショ、ナガネギ、トマト、ピーマン、花卉、ユリネ、イチゴを振興作物として位置づけ、さらなる振興をしてまいります。

施設園芸についてお答えをいたします。当市においては、施設園芸は水稻との複合経営や規模の小さい農家及び新規参加者が取り組んでおり、品目ではアスパラの促成、軟白ナガネギ、ユリネ、トマト、ピーマン、花卉等で、平成18年の販売実績で約5億円、青果販売全体の25%に達しており、重要な位置を占めております。御質問のとおり、初期投資はハウスの施設設置や種苗、球根など投資が大きいのが実態であります。少ない面積で大きな所得を確保できることもあり、農業・農村振興計画の中において振興作物と位置づけしております。支援といたしましては、農業振興資金の低利融資、新産地づくり交付金での加算措置、また農村青年が新規作物を導入する場合は農業青年チャレンジ事業を創設し、支援をしていくことにしております。

次に、地産地商についてお答えをいたします。本年度策定をいたしました名寄市農業・農村振興計画とあわせて地産地消推進計画も策定しております。地域の畜産物の地域での消費拡大は農家経済の安定や農業の持続的発展と商業、工業、観光との連携による地域経済の活性化に寄与することも考えており、取り組みの指標を掲げ、市内商店、飲食店、ホテル、食品加工業等と連携協力し、名寄市地産地消推進協議会（仮称）を立ち上げ、取り組みの拡大を図ってまいります。

次に、商工業の振興についてお答えいたします。ポスフルの名寄郊外地区進出は、大型店の面積占有率からも大変脅威なものを受けとめております。昨年市民100人による策定をいたしました総合計画におきましても、これらのまちづくりの

根底から崩れるものと思っております。中心街に商業が集積したまちづくり3法の趣旨を生かしたまちづくりに取り組んでいるところであります。中心市街地活性化基本計画は、平成12年5月に策定され、これまでアーケードの大規模改修、歩道、街路灯、融雪槽、ポケットパーク、ポイントカード事業などを実施してまいりました。しかし、JR駅前周辺における拠点施設の整備計画、3条6丁目再開発事業などは、準長期的な事業として未実施となっております。この中心市街地活性化基本計画は、今年のまちづくり3法の改正によりまして国の補助事業を取り込んで行う場合は見直すことが必至となっております。今後の作業といたしましては、中心市街地活性化に関する法律に基づいて基本計画を作成することになりますが、作成に当たっては商工会議所が中心となって進める中心市街地活性化協議会の意見を聞くことなど、これから組織される協議会とも十分連携を図りながら、作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、特別用途地区の設定についてお尋ねがございました。今回の特別用途地区の設定は、名寄市全体の土地利用によるまちづくりを考えており、これから人口減少、少子高齢化を迎えるに当たり、将来的にも道北の中核都市として持続可能な都市を構築するために土地利用制度の規制によりコンパクトなまちづくりを進めるものであります。徳田地区につきましては、現在の工業地域を大きく変更してしまうわけではなく、今回進出を計画しているような床面積が1万平方メートル以上の巨大な商業施設などを規制するもので、工業地域に現在ある施設のほとんどが規制外であります。今後も名寄市規模の都市では、計画している建築制限条例による影響は少ないと考えております。徳田地区の開発については、長年懸案でありました国道40号の陸橋もなくなりました。市道徳田2号線の新設工事も進めておりますが、これら環境の変化が引き金になり、工業施設立地の誘導、道路の新設、改良など、インフラ整備も検討しなけ

ればならないと考えております。

次に、冬期雇用研修制度についてお答えをいたします。今国会で議論されております雇用保険法の改正案では御指摘のとおりの内容であります。先月北海道労働局及び北海道から示された現段階の概要でも、複数市町村による協議会による取り組みに対し国が委託し、実施するというものであります。1協議会当たりの事業規模もおおむね1,000万円程度、国は800万円を委託費として見込む予定であります。これに北海道、市、それぞれ100万円ずつの事業規模ということのようでございます。具体的な要領等は法案成立後になりますが、4月周知、6月受け付け、9月選定、10月委託という手順が想定されております。広域での取り組みが求められますので、今後近隣市町村とも十分な協議が必要であります。道や名寄職安との連携も強化して対応してまいります。

次に、国の通年雇用奨励金制度につきまして、従前どおり存続される方向にありますが、新制度化においては新規もしくは拡充が予定されているものもあります。しかしながら、全額が支給されるものではなく、引き続き雇用主の費用負担が伴うこととなります。これらの内容等についてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

30年間継続されました国の季節労働者政策については、平成19年度より大きく方向展開をされるものでありまして、これらにかわる有効な制度の創設に向けて今後も検討してまいりたいと考えております。

次に、懸案事項について、1番目の高速道路の進捗状況についてお答えをいたします。北海道縦貫自動車道士別剣淵一名寄間24キロメートルのうち士別剣淵一多寄間についての12キロ、昨年2月の第2回国土開発幹線自動車道建設会議において決定をし、昨年8月に中心くい打ち式が行われ、いよいよ事業として動き始めました。ここに至るまでの期成会構成市町村と議会、高速道路を実現する住民の会による国や関係機関に対する要

望活動で、医療に関する救急搬送や観光振興、各種産業活動への必要性を地域の実情として訴えてきたことの成果とっております。昨年の調査測量に引き続いて、19年度は用地測量と士別剣淵インターチェンジ付近の一部本工事を行うべく検討中と聞き及んでおります。平成20年度には本格的な工事が開始されるよう期待をしております。高速道路の機能役割から、全線の完成がなくしてその効果は十分に発揮されません。決定区間の整備促進と名寄インターチェンジまでの整備区間決定による事業化実現の要望活動を続けてまいります。

次に、サンルダムの早期本体着工について、サンルダムを含む天塩川水系河川整備計画策定は、平成9年の河川法改正で広く住民の意見を聞き、計画に反映させるための機関として天塩川流域委員会が平成15年に設置され、昨年の12月までおよそ20回の議論を重ねて、方向が出たところでもあります。このことを受けて、平成19年1月には原案の縦覧、説明会、意見募集、そして去る2月27日、公聴会が開催されたものであります。名寄会場でも多くの参加者の皆さんから計画原案に沿った整備計画を早期に推進すべしというような意見が述べられているというふうに聞いてございます。天塩川流域の安全と安心のため、一刻も早くサンルダム建設をするよう私もこれからもしっかりと期成会等の要望行動を続けてまいりたいと考えております。

次に、バイオエネルギーの取り組みについてお答えを申し上げます。植物は、太陽光エネルギーを受け、水と炭酸ガスで有機資源を生成をいたします。この植物の有機資源がバイオマスと呼ばれ、これらを利用するエネルギーがバイオマスエネルギーということとなります。バイオマスは、てん菜、トウモロコシ、サトウキビなどの生産資源系と稲わら、家畜ふん尿、建築廃材、水産加工の残渣、家庭ごみなどの未利用資源系に分類されております。名寄市内においても生産資源系の農産物

を原料とするバイオエネルギーの生産拠点を目指すべきとの考え方から、昨年11月27日にアグリエネルギーE-10研究会が設立をされたところであります。都合3回の研究会を持っておりまして、私も会員として参加をし、学習をしているところであります。これらの資源をエネルギー活用することで、二酸化炭素の排出規制による地球温暖化防止や1次産業の基盤強化、地域エネルギーとしての新たな産業の創出、こういったことを研究課題としているところであります。これらの研究会の動向を注視しながら、既に国内、北海道内における地域のバイオマスが利活用されている事例をしっかりと研究をし、名寄市の特性を生かせる事業に結びつける方向性について研究が続けられるよう期待をしております。

次に、具体的な取り組みと目標を持つべきでないかという御提言でございました。未利用資源系である食用廃油を再生したバイオディーゼル燃料、二酸化炭素の排出量がカウントゼロであり、地球温暖化防止などの環境に優しい燃料であると、このように認識をしております。本年度からスタートする名寄市総合計画で基本目標の自然と環境に優しく快適で安全なまちづくりの中で、主要施策として1に環境との共生、2に循環型社会の形成を記載しております。食用廃油の利活用によるバイオディーゼル燃料化は、この基本目標、主要施策とも合致しており、実現、推進すべき事項であると思います。今後市内及び近郊において食用廃油の収集量や安定した収集が見込めるか、自動車燃料としての需要などについて調査しなければならない事項がございます。御提言あった札幌市での状況や道内自治体で導入している滝川市、旭川市、白老町、さらに他の民間事業者の状況を把握をし、課題や普及促進の方法について研究をしてまいります。

次に、駅前再開発事業の取り組みについてお答えをいたします。町中のにぎわいは、今年度の市政執行方針、活力をもたらす産業の振興の大きな

柱であります。また、名寄駅前、3条6丁目、市立総合病院の縦のラインは、本市のまちづくりの上からも欠かすことのできないラインの一つであります。駅前の市有地につきましては、平成12年度に策定された中心市街地活性化基本計画におきましても交流の核となる拠点機能の整備事業の予定地として考えており、バスターミナルを含んだ複合交流施設の交流のもとで考えられておりました。駅前付近のバス停留所は、現在道北バス、名士バス、JRバスなどの乗り入れ、名寄一札幌都市間バス、名寄線代替バスなどを含めた地方路線バスとして市内循環バスを含めて6カ所で1日109本の乗降となっております。これをまとめることによって、市内循環バス、地方路線バスとの接続も容易となり、便利にしていこうという考えを持っております。これまで幾度か関連バス会社とも協議をしてきておりますが、1カ所にまとめることについては好意的な考えを示していただいております。これからも庁内議論も含め、しっかりと取り組んでまいります。

次に、住宅マスタープランの見直し、まちなか居住についてお答えを申し上げます。住宅マスタープランの策定は、本年名寄地区に対する見直しと風連地区の新たな計画を策定するものであります。当初計画では平成19年度の交付金事業で実施のため、補助申請の関係上策定作業は7月ごろの開始予定でありましたが、平成18年度の合併補助金での事業が可能となりましたので、4月より作業を開始し、年内に終了させる予定であります。

まちなか居住の推進につきましては、多世代の人が町中に住み、町中に活気を見出していくため新住宅マスタープランにおいては重点施策として位置づけ、都市計画マスタープランと連携を図り、具体的な検討課題として策定委員会へ諮ってまいります。また、具体的なまちなか居住として現在計画中であります北斗、新北斗団地の建設建てかえに伴い、総合福祉センター西側に（仮称）南団

地34戸を本年度に実施設計し、平成20年度に工事着手をいたします。

次に、駅前に（仮称）総合ビル建設のお尋ねにお答えをいたします。中心市街地活性化基本計画では、これまで分散されてきた施設を中心市街地に積極的に誘導することが必要であると考え、多くの事業が計画として挙げられております。ただいま御提案の駅前の開発事業につきましては、中心市街地の商店街の動きとあわせての構想と伺いました。中心市街地機能の魅力、拠点性の強化などが言われており、新しい名寄市総合計画においても都市基盤整備と一体となった商店街の環境整備、交通体系と連動した複合的施設整備が言われておりますので、まさに計画そのものとの感じを受けたところであります。今後活性化協議会の意見を聞き、中心市街地活性化基本計画づくりを進めてまいります。御提案のありました市民が集う場、施設の必要性を十分に理解させていただきながら、共同の作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、国、道の支援等については、十分に研究、検討をしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目7、継続懸案事項のうち（3）、新天文台の早期建設に向けてと大項目10、教育行政執行方針について御答弁申し上げます。

まず初めに、新天文台の早期建設に向けての現在の取り組み経過と予算についてお尋ねがございました。名寄市は、地理的にも天体観測活動に最も大切な自然条件を満たした環境に恵まれており、木原天文台の大きな功績を残す活動は全国の天文同好会から注視されているところでもあります。今回新市の総合計画の中で前期事業として位置づけられたことから、その具現化に向けて、去る2月23日、市長と私が上川支庁、旭川土木現業所を訪れ、新天文台建設に係る指導、助言を含めて

協力要請をしたところ、地域性を生かした魅力ある計画であり、ぜひ建設が実現するよう協力したいとの見解をいただいたところでございます。

同日北海道大学にも協力要請をお願いしてまいりました。事務局長のお話によりますと、北大の現状では大学を維持する資金以外に新しいものを建てる予算の捻出は難しいとの見解を述べながらも、新しく開学された宇宙理学専攻には天文設備がなく、名寄市の施設や技術的な研究協力を感謝の意を表しておりました。また、理学研究科の教授陣からは、名寄市の観測条件や高度な技術によりいろいろな成果を上げていることから、平成20年度の文科省予算に対して天文設備に関する研究費等を要求していきたいとの話がされたところであります。北大との協定締結による取り組みの成果としましては、大学院生の実習及び共同研究から三つの太陽系外惑星の検出に成功、また金星紫外線撮影の成功に伴う論文を惑星学会に発表し、大きな実績となりました。その成果などにより、金星探査機のカメラテストも名寄市にて行うことが決定しております。

名寄市としての新天文台建設の財源等につきましては、合併特例債の枠の中から5億円を想定しているところでございます。

次に、完成年度の時期について御質問をいただきました。新天文台建設の現段階の計画としては、施設設備や平面プランの調査等を平成19年度中に行い、平成20年度着工、平成21年度完成予定と考えております。天文台建設で一番時間がかかるのは、望遠鏡の鏡作製でございまして、直径1メートル以上の鏡では最低でも2年間の製作期間が必要となります。それらのことを踏まえ、新天文台建設計画が順調に進めば、平成21年度末に完成を見込んでいるところでございます。

次に、施設のイメージについてお尋ねがありました。日本国内で最大の望遠鏡を有する兵庫県立西はりま天文台は、2メートルの望遠鏡を導入しておりますが、周辺の都市化により夜空は名寄と

比べると格段に悪いことなどを考え、当市の天文台建設は望遠鏡の大きさではなく、国内最高の星空条件を生かした日本一星がよく見える天文台、これを目指してまいりたいと考えております。現在北海道大学と相互協定が結ばれており、研究協力による大きな成果を上げているところですが、新しい天文台が建設されることで現在の機器では手の届かなかった世界的発見が可能となり、その成果を直接市民や学校教育等に生かすことが可能となり、研究者による天文学習の実施や名寄大学と北大との交流、連携にもつながるものと考えられます。

施設設備では望遠鏡の大きさは1メートル50センチ程度を目標として、展示資料室、レクチャールーム、プラネタリウム館等を備えたものとし、特にプラネタリウム館は従来の番組投影だけではなく、望遠鏡からの映像をリアルタイムで投影し、多くの来館者が待ち時間を有効に活用できる空間として生かせる設備を想定しております。さらに、大きな特色の一つとして、光ファイバーの高速回線を生かした遠隔事業や天文現象を瞬時に情報発信など国内外から注目される天文台となるよう、施設規模、機器設備、平面配置等についても北大と十分に協議してまいりたいと考えております。

次に、完成後の交流人口や経済効果等の見解についてお尋ねがありました。新天文台建設による交流人口といたしましては、年間1万5,000人から2万人を想定しておりますが、毎年起きる天文現象は世界的にも年々人気上昇し、宇宙への関心が高まっていることから、このような天文現象が見られる場合、さらに多くの交流人口が予想されます。ただいま小野寺議員からもお話がございましたように、旭山動物園の爆発的な交流人口の流れを日本一星空がよく見える新天文台につながるよう努力していきたいと考えております。さらに、新天文台が建設されることにより道立公園サンピラーパーク、健康の森等の相乗効果が期待されることから、名寄市全体の経済効果にも好影

響を与えるものと期待しているところであります。

次に、大項目10、教育行政執行方針についてお答えを申し上げます。まず初めに、教育基本法の改正と名寄市の教育行政の考え方についてお尋ねがございました。教育基本法の改正につきましては、御案内のとおり昨年12月15日に国会で可決、成立し、同月22日に公布、施行されたところであります。見直しを図られた主なものは、一つには個性の伸長、豊かな心の育成、グローバル化や男女共同参画など社会の変化に対応した学校教育の確立であり、二つには公共心や伝統文化を尊重し、それらをはぐくんできた国や郷土を愛する態度の育成であり、三つには生涯学習社会の実現などであります。

特にただいまは規範意識の育成についてお話がございました。昨年来いじめ、またいじめによる自殺、高校生による親の殺害事件、また出会い系サイトやインターネット等による青少年の痛ましい事故が後を絶たない状況にあります。名寄市教育委員会といたしましては、毎年9月、10月を命の強調月間として定めるなど、生命に畏敬の念を持ち、他を思いやる心の育成にこれまでも努めてきたところであります。しかし、近年の規範意識が著しく低下した社会的風潮から、子供を守るためにもモラルの高揚、さらには人としてのあり方、生き方指導について今後小中学校における道徳教育の充実、望ましい集団活動、またボランティア活動などの体験学習を通して、他を思いやる心を育てるとともに自分をしっかり律することのできる倫理観の育成に努めてまいりたいと考えております。

また、教育再生会議の第1次報告では、ただいまお話のございましたゆとり教育の見直しについても提言がございました。具体的には基礎学力強化プログラムとして、授業時数10%増、基礎教科の充実、発展的学習や補完的学習の充実など、学力の向上に向けた学校活動への取り組みや制度の改革について提言されております。これらの中



には既に取り組みられているもの、さらに充実しなければならぬもの、また新たに取り組むものなど多岐にわたっておりますが、今後新しい学習指導要領の策定に当たってどのような教育活動の指針が示されるのか議論の推移を見守ってまいりたいと考えております。

名寄市教育委員会といたしましては、教育基本法で新たに示されたことから、また教育再生会議でのさまざまな提言を当面する課題として率直に受けとめ、改訂の学習指導要領の中でできるだけの努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、小中学校の適正配置につきましては、その計画策定検討の第1段階として、小中学校の適正規模、適正配置の基本的な考え方について名寄市小中学校適正配置等検討委員会に諮問しておりましたが、2月6日に適正規模に関する基本的な考え方について及び適正配置に関する今後の検討方法についての提言報告がありました。その内容は、市街地区における学校規模については小中学校ともに1学級20人から30人で12学級、児童生徒数360人程度が望ましい規模とする基本的な考え方と、学校配置のあり方については教育委員会としての方針及び具体的な提案を受けて、再度協議検討するというものであります。今後は、現在策定検討中であります名寄市教育目標を基本にして、20年、30年先を見据えた長期的な展望に立った適正配置について教育委員会としての基本的な方針、方向性を示す中で、検討協議の素材となる複数の具体的な配置案を作成して、再度適正配置等検討委員会に諮問し、検討委員会を核にして幅広い市民議論をいただきながら、適正配置計画を策定してまいりたいと考えております。現在は耐震化事業優先度調査が終わり、まず耐震診断を実施すべき優先順位についての目安ができた段階であります。今後は市の財政状況等を勘案しながら、将来を見据えた学校配置のあり方と老朽施設の改築、改造事業や耐震化事業をどうバ

ランスよく計画的に進めていくか検討を重ねながら、学校教育施設整備計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、(3)、子どもの読書活動推進計画についてお答え申し上げます。子どもの読書活動推進計画につきましては、今年度子育てや教育機関、図書館に係る22名の方でワーキンググループを設置し、意見交換を重ねて素案を作成し、図書館協議会において審議をした後、今年2月1日から21日の3週間市民の意見を募集いたしました。特に意見、提言もないことから、今月開催予定の教育委員会に諮り、4月以降具体的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最初に、家庭における具体的な取り組みについて御質問をいただきましたが、このことにつきましてはワーキンググループの意見交換でも大きな課題となったところであります。家庭での読み聞かせや親子で読書を楽しむ環境づくりへの取り組みとしては、一つには保護者を対象にさまざまな機会をとらえて子供の読書の大切さを伝え、親子での読書を勧めるなどの啓発活動を行っていくこと、2点目は保護者を対象に子供の本についての知識を深めるための講演会や講座、地域活動への参加を呼びかけていくこと、3点目は子供の本についての情報提供に取り組んでいくことなどの意見集約がなされ、子供や保護者が集う施設において積極的に家庭への啓発行動に取り組んでまいりたく考えているところであります。

次に、朝読書についてでございますが、朝読書は全校で実施しており、その内訳は五つの中学校すべてが毎日、小学校は週1回が3校、週2・3回が6校、週4回が1校となっております。朝読書の成果につきましては、子どもの読書活動推進計画策定時に行った各学校図書担当者へのアンケートによりますと、本を読むようになるが4校、本が好きになるが3校、落ちつきが出てきたが5校、本を読むことへの抵抗がなくなったが2校、遅刻の減少が1校、感情が豊かになるが1校など

など、いろいろな面でその効果があらわれてきているとの評価がされておりますので、各学校がそれぞれ工夫を凝らしながら、朝読書を継続して取り組むよう指導していきたいと考えているところであります。

最後に、読書環境の整備について御質問いただきました。子どもの読書活動推進に関する法律の基本理念は、すべての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう積極的にそのための環境整備が推進されなければならないと、このようにされております。そういう中で、地域社会全体で環境整備を図っていくことが大切であり、子供や保護者が集う施設での読書環境の整備に御理解がいただけるよう啓蒙啓発に努めることとあわせて、図書館といたしましても昨年は電算化システムが完成し、12月1日にはオープニングセレモニーが実施されました。これらを機に個人はもとより施設及び団体への貸し出し配本への強化、移動図書館等の巡回など、本に接する機会の強化に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 小野寺議員。

○35番（小野寺一知識員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、時間も余りございませんので、要望を含めながら何点かについてお伺いしておきたいと思えます。19年度の市政執行方針のことしの行政運営のポイントについては、先ほど市長の方から三つのポイントを言われましたけれども、私もそのとおりだというように考えております。市民との協働であるとか、あるいは行財政改革の推進、あるいは産業の振興について、この3点についてしっかりとした足取りでもって進まれることがこの地域に対する一つの活力といいですか、振興に結びついていくのだろうというように考えておりますので、ぜひそれはお願いをしておきたいというふうに思います。

ただ、19年度の予算の関係なのですが、これも要望ですが、財政が厳しい状況には変わりがないのは先ほども市長からお話があったとおりでございます。そういった意味から私は今旧風連町も旧名寄市も一つの新しい名寄のまちだと言いながら、道の駅であるとか中心市街地の開発の問題だとかと大きな事業が風連地区の事業としてことしの予算に組まれているわけですし、それが決して均衡ある形には市民の目線で見たとときに見えないという、そういう話が出てくるものですから、私はできるだけこれらについては、合併特例債にしても過疎債にしても、いずれにしても起債であることには間違いのないわけですし、そういった意味からできるだけコンパクトに抑えていくことが必要だろうというように考えているところでございます。

たまたま先日19年度の予算が発表されましたけれども、そのときには風連地区の市街地再開事業1億8,684万2,000円が予算計上されたわけですが、それに総事業費として24億6,000万円が予定されているわけです。それが発表になって、つい先日もう既に26億6,000万円と2億円の増額になっているという、そういうことがあるわけですし、これは何かと聞きますと床面積がふえたことによることだという、いろいろあるのですが、そういうようなことでもって長期計画の中でもやはり2億円というとかかなり大きな金額にもなるものですから、何カ月もたたないうちにこういう計画が変わるというような、そういうことは私はやっぱり理解はできないというように思いますので、ぜひコンパクトな事業計画の中で進めていただければありがたいというようにお願いをしておきたいというように思います。

（何事か呼ぶ者あり）

○35番（小野寺一知識員） それでは、要望が多いようですので、ぜひこの点についてお答えをいただきたいというように思います。

それで次に、特別用途地域の設定の件なのです

が、先ほども木戸口議員の質問の答弁なんかでもお伺いしておったのですが、出店計画を阻止した段階では4件ある地権者の中、あるいは他の方からの訴訟というのが考えられるというようなお話もあって、それらについては云々いろいろ話ありましたけれども、私はその4件の地権者であろうともその地域に住む人たちは名寄の市民なわけです。今までもこの名寄市の基盤づくり、地域振興のために約106年間ぐらいの努力をしながら、名寄のまちに協力をいただきながら住んでいたという経緯も含めて考えたときには、安易に訴訟であるとかそういうことはやはり考えるべきではないというように私は思うのです。ですから、私はこの出店計画が阻止された段階では、それらの地域の面積は名寄市が買い上げて、そして名寄市の将来の地域振興に結びつく施策というものをつくっていくべきだというように私は思います。そこから辺を含めてお願いをしておきたいというように思います。

(何事か呼ぶ者あり)

○35番(小野寺一知議員) それから、季節労働者の関係なのですが、先ほどお話で今努力をしているという、連携を進めていくという話でございました。ぜひ通年雇用制度の確立に向けて、道や国、そして名寄市の共同の立場でもって季節労働者が通年雇用できる、あるいは支援できる制度というものを前向きにとらえて進めていただきたいというように、これはお願いしておきたいというように思います。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 静かに。

○35番(小野寺一知議員) それから、天文台の関係なのですが、いろいろと具体的に御答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひ将来の夢として、旭山動物園に匹敵するような人の流れができるようにやっていきたいものだというようにこれは願っているところですが、今その天文台の応援団体といえますか、天斗夢視という天

文サークルがもう既にできてから20周年を迎えるわけです。そして、そのサークルが今まで木原天文台をサポートしてきたのですが、新しい天文台ができることによって、それらをさらにそのサークルをJCだとか、あるいはいろんな卒業生を含めて組織を大きくして行って、新しい天文台をサポートしていこうという、そういう協力体制が少しずつできてきているというように見るものですから、私はそういう人たちを、積極的なボランティア活動に参加する人たちを育成するという、そういう姿勢が大切だろうというように思いますので、ぜひこの点についても何か考えがあればお伺いしておきたいものだというように思います。

それから、食用廃油の活用については、ぜひ早急に具体的な取り組みをしていただきたいものだというように思います。市民の理解さえあれば、そんなに難しい問題ではないと思うのです。ペットボトルに使った油を入れておいて出していただければ、それを回収してきてBDFに転換するというそれだけのことで、そんなに難しい問題ではない。しかも、かなり有益な一つの資源になってくるのではないかとこのように考えますので、ぜひ対応を図っていただきたいというように思います。

それから、駅前の再開発の問題で、(仮称)総合ビルの関係なのですが、先ほど教育長のお話で朝読書だとか読書活動の推進のために親の教育も含めて本に親しんでいただくことが非常に大切だというようなことで、これから進めるようでありますけれども、子供たちあるいは親も含めて読書に親しむというのは、口で言うのは、言葉では簡単なのですが、実際にやることは非常に難しい部分ございまして、私はそれらはそういう環境に入ることによって自然にそういうのが身についていくという環境づくりをしていかないといかんと思うのです。そういった意味では、私は先ほど駅前の(仮称)総合ビルと言いましたけれども、その中にその図書館のサテライト的なミニ図書館という

ものをつくって、そして子育て支援センターを初めとする親子で楽しめる場所、そしてミニサロンとしてお年寄りが集まって楽しめる場所、それをフラットな空間の中でつくることが子供たちにも、そしてお母さん方も、そしてお年寄りも一緒に接することがこれからの子供たちの人格形成にはぜひ必要な課題だというように私思うものですから、ぜひあわせてそこら辺のことも御検討をいただきたいものだというように思います。

そしてまた、総合ビルについては、大学生が交流を図れる場にもなるのではないかというようにも考えております。といいますのは、これは看護学生が来て、お年寄りの血圧をはかってあげるだとか、あるいはまた栄養学科の生徒が来て、健康食品の試食会を開くだとか、あるいは考え方を述べるだとか、そういうことも考えられることでしょ、また社会福祉学科の生徒が来て、介護予防についての指導をするとか、いろいろそういう面で考えていける施設だというふうに私は考えておりますので、ぜひそういう具体的なものを頭に描きながら、この構想を進めていただければありがたいというふうに思います。それをするによって、駅前の景観がまた変わってくるということも言えると思いますので、ぜひその景観も含めてまちの活性化に向けての努力をしていただきたいものだというように思います。

それから最後に、教育行政に関して先ほど教育長からお話ありましたけれども、規範意識の高揚については非常に大切な問題だというふうに思いますので、ぜひ子供たちに規範意識が徹底されるといいますか、今ないとは言いませんけれども、今以上に規範意識というものが、要するに命は大切だ、人とのコミュニケーションも大切だという、いろんなそういう規範意識が持たれるような、そういう指導というものを強くお願いしておきたいというように思います。

何点かだけちょっと御答弁をいただいて、終わります。

○議長（田中之繁議員） 時間がないので、簡潔にお願いします。

（何事か呼ぶ者あり）

○市長（島 多慶志君） 何点かの再質問をいただきました。市街地再開発風連地区の事業については、木戸口議員にもお答えをしておりますが、まだ公共的に使う面積等については確定をしております。交流施設等、あるいは診療所施設等、健康づくりも含めての施設等の面積等がなお流動的であります。さらに、JAの使うストアの面積等も変動が想定をされます。これらの事業については、すべて市の事業ではありませんので、民間の皆さん方との協力の中で公共で幾ら面積を占有するかと、こういうことで事業費については変動があるということをお理解いただければと思います。

徳田地区の用途地区の設定に伴う出店等については、まだ想定がなかなかできませんけれども、出店が中止になった場合の地権者の要望としては、先日の説明会の中では何とか買い取ってほしいというようなお話がありました。しかし、現在の仕組みでは市町村が農地を購入するというのは研究施設等目的がなければ農地の移動は許可されないわけでありまして、工業団地としての開発計画をしっかりと持つことができるのかどうか、そういうことも含めて検討してまいりたいと、こんなふうに考えているところであります。

天文台の関係につきましては、当然こうした施設をつくって配置している職員というのは限られておりますから、いろいろなイベント通じて今までも支えていただいております同好会、あるいは青年会議所等の皆さんとの連携を図りながら、しっかりとバックアップを保てるように対応していきたいと考えておりますし、食用油につきましては、先ほどの答弁でも触れましたけれども、市民の協力がなければこれは事業化できないと、こういうことであります。しっかりと環境に優しいまちづくりということも含めて調査研究を進め

させていただきたいと思っております。

あと、最後の駅前ビルにつきましては、当然教育的なそういう利活用を高めることも意見としては理解をしております、これらの中でそういうスペースの配慮についても協議の場に意見として出させていただければと、こんなふうに思っております。

以上であります。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま読書に親しむ環境づくりについてもお話がございました。新たに作成されます名寄市子どもの読書活動推進計画の中でも、これは図書館だけではなく横断的な組織をつくって取り組むという計画が立てられておりますので、さらに実のあるものにしてまいりたいと、こう考えております。

あわせまして子供たちの規範意識の徹底につきましても、再度また校長会等を通しながら、しっかりとこの徹底を図るように進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 以上で小野寺一知議員の質問を終わります。

15時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

---

再開 午後 3時23分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新総合計画について外4件を、中野秀敏議員。

○26番（中野秀敏議員） 議長から御指名をいただきましたので、風連クラブを代表して島市長、藤原教育長に通告順に従い、質問させていただきたいと思っております。

昨年3月27日の2市町の合併後、はや1年が経過しようとしています。初代市長として、就任後今日まで市民の一体感づくり、また新市総合計画の策定等々、さまざまな諸課題に向け、住民福祉の向上に尽力いただいていることに感謝を申し

上げ、今後とも合併してよかったと思えるまちづくりを進めていただくよう島市長に大いに期待をするものでございます。先般の臨時議会において総合計画の基本構想が可決し、今後は五つの基本目標を柱に基本計画、実施計画に基づきそれぞれの事業が着実に展開されることを願うものであります。

初めに、新市総合計画についてお伺いをいたします。今定例会で可決を見ました市民憲章について伺います。市民憲章は、名寄市のまちづくりの基本であり、今後30年、50年と後世にしっかりと受け継いでいかなければなりません。この市民憲章を全市民に親んでもらうために、どのような推進運動を行うのかお伺いをいたします。

次に、前期5カ年における196事業、299億9,600万円のうち、特に投資的事業180億円については年度別の計画を定める必要があると考えるところでありますが、その手法についての考え方をお聞かせを願いたいと思っております。

また、年度別計画の策定に当たっては、過去に名寄、風連両地区において先送りされた事業等を考慮し、緊急度合いを考えるべきと思いますが、その考え方についてお伺いをいたします。

次に、地域を核としたまちづくりを推進するに当たり、特性ある地域づくりについての考え方をお伺いをいたします。

また、行政運営に対する市民の参画を促進する上で、住民自治、住民参加のまちづくりの具体的な手法についてをお伺いをいたします。

総合計画における投資的事業においては、名寄市における将来人口推計に基づき平成28年度においては2万7,463人というふうに見据えているところでございますけれども、人口に見合った施設をつくり、維持管理費の捻出の考え方について過大投資の配慮も含めてお知らせを願いたいと思っております。

次に、参画と協働による新しいまちづくりの理念や仕組みを定める自治基本条例については、平

成20年度をめどに制定とありますが、今後の具体的スケジュールについてお知らせを願います。

平成20年度までに戸籍システムの導入、平成21年度には電算処理による運用開始を目指しているところでございますけれども、今後における窓口ワンストップサービスの取り組み方についてお伺いをいたします。

次に、市民が主体のまちづくりのためにはボランティア団体、NPOとの連携が不可欠ですが、これらをどう市民に浸透させ、推進を図るのかお伺いをいたします。

2番目に、行財政改革についてお伺いをいたします。行財政改革において行財政改革推進計画策定委員会が策定した推進計画案の内容が推進検討委員会で確認されたところではありますが、初めに公債費管理における財政の健全化をどのように図るのかお伺いをいたします。

次に、中期財政計画では平成19年、20年度で10億9,040万円、平成21年、22年度では4億1,280万円の財源不足が生じ、基金を取り崩して対応する考えですが、調整財源を最小限にする方策の見通しについてお伺いをいたします。

次に、今年度より導入される新型交付税を含む歳入歳入一体改革についての考え方をお知らせ願います。

また、行財政改革推進計画の策定に当たり職場議論が行われたわけでございますけれども、職場議論がどのように推進計画の中に反映されているかをお聞かせを願います。

次に、健全財政の運営には歳出の削減はもとより歳入確保のための新たな方策の検討をどのように考えるかお伺いをいたしたいと思えます。

次に、総合計画の進行管理において市民の視点による評価の仕組みづくりをどのように行うのかお知らせを願いたいと思えます。

3番目に、大型店出店についてお伺いをいたします。大型店の出店については、今日まで2回の議員協議会において経過の報告を受けているとこ

ろでございますけれども、平成17年2月、地権者との売買契約締結、平成17年8月、上川支庁との協議、平成18年5月、商工会議所等の支援要望がなされた状況を踏まえ、行政としての対応のおくれがなかったのか改めてお伺いをいたしたいと思えます。

次に、総合計画にある市民協働のコンパクトなまちづくりの推進は当然のことであり、地域を守り、均衡のとれた振興策を推進するために、将来に禍根を残さないためにも行政としての指導力が求められると考えているところであります。特別用途地区を定めるに当たり、市民の合意形成に向け、どのような取り組みをするのかお知らせを願います。

次に、既存商店街においては、厳しい中にもそれぞれが経営努力をしているわけでございますが、行政としての商工業振興の見直しをどのように図るのかお伺いをいたします。

また、中心市街地の活性化の施策をさらに進めべきと考えますが、この点についてもあわせてお伺いをいたします。

4番目に、農業関係についてお伺いをいたしたいと思えます。新産地づくり交付金については、旧市町の水田農業推進会議が統合し、交付金の活用が一本化されたところでございますけれども、交付金配分の基本的な考え方についてお知らせを願います。

5番目に、教育行政執行方針について教育長に2点お伺いをいたします。初めに、風連高校についてであります。今日まで地区内唯一の高等学校として長きにわたり住民挙げて存続に向け支援を続けてきたところであります。議会においても一般質問等で数回議論されたところであります。今年度においては、出願者数4名、地元の出願者についてはゼロという残念な状況であります。今後の再編整備の中において、存続は非常に困難であると考えているところでございますが、今後の取り組み方について教育長の考え方をお伺いをいたし

ます。

次に、執行方針に述べておられる社会教育施設の使用料の見直しと指定管理者制度の導入の基本的な考え方についてお伺いをいたします。

以上、大項目5点についてこの場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ただいま中野議員から5項目にわたる質問をいただきました。最後の教育行政執行方針については教育長の答弁とさせていただきます、順次お答えを申し上げます。

新総合計画の策定を進める中で、市民憲章をどのようにするかという内部協議を進めておりました。去る2月26日開会の臨時市議会で承認可決をいただきました新名寄市市民憲章につきましては、12名の市民代表の検討委員会からの答申を受けて提案をさせていただいたものであります。御質問のこれからの普及活動につきましては、市が主催する各種行事で憲章を朗唱することを初めとして、市民憲章看板の設置、公共施設への掲示、市内全世帯への印刷物の配布等を考えております。また、旧名寄市においては市民憲章推進委員会規則を定め、17名の市民代表による委員会を設置し、啓発活動や実践活動の活動目標を定めて普及啓発活動に取り組んでいた経緯がございます。新年度においてこれらの規則や要綱を整備し、具体的な活動について御提言をいただきながら、一日も早く市民の皆さんに御理解をいただき、親しんでもらえるように努めてまいります。

次に、総合計画の前期5カ年にかかわる事務事業の年度別に定めた手法等についてお尋ねがございました。また、緊急度合いについてもお尋ねがございましたけれども、あわせて一括してお答えをさせていただきます。新総合計画の前期5カ年では、一般会計、特別会計、企業会計において実施計画の事業数は196本、事業費概数で299億9,600万円と設定をさせていただいております。今後事業別事務事業を定めてまいります。

中期財政計画との整合性を図るための微調整、総合計画策定審議会委員の意見、総合計画を考える懇談会等の市民要望を踏まえた上で、施設の老朽度や国、道の財源制度、これらの運用と他事業との関連など、緊急度合いを考慮して策定をしております。また、財源の見直しや時代の変遷による市民要望の変化等に対応するため、毎年3カ年分のローリングを行い、事務事業の調整を図っております。

次に、個性ある地域づくりについて、地域自治、住民参加のまちづくりの具体的な手法につきましても一括して答弁をさせていただきます。同じ地域に住むことで、そこには共通の思い、課題、そして地域固有の価値観の存在があることと思っております。多様な価値観は、決して個人ばかりでなくて地域にも当てはまるものと、このように押さえております。現在地域には町内会、行政区、あるいは公民館活動などさまざまな活動が行われておりますが、地域に暮らす多くの人が連携協力して、効率よい活動の環境を整えば今まで以上に地域の力が地域のために生かされてくるのではないかと思っております。地域が自分たちの特性を生かして、豊かに、そして暮らしやすくするために行動し、行政もその立場や特性を尊重し、地域づくりを協力のする、そうした地域と行政の取り組みが協働のまちづくりにつながるものと考えております。また、その仕組みの一つが地域自治区であると思っております。今後は、協働のまちづくりが実感できる仕組みとして、市民の皆さんに地域自治区の理解をいただきながら、構築を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、投資的事業の関連でお尋ねがございました。新総合計画には風連地区市街地再開発事業や名寄地区の複合交流施設など建設計画、大規模な改修計画が織り込まれております。これらの箱物計画に当たっては、将来人口の推計や利用ニーズ、維持管理費等を勘案して必要最小限の規模設定を行ってまいります。また、実施に当たりましては、

同種施設の統合や廃止を原則として取り組んでまいります。既存老朽施設の維持管理費は、大規模改修工事には合併特例債を検討しておりますが、通常の場合においては公共施設整備基金の計画的な運用と行財政改革推進計画の受益者負担の適正化による無料施設有料化や使用料、手数料の見直しなどに基づいて財源の確保に努めてまいります。

次に、自治基本条例の制定スケジュールについてでございます。自治体の憲法とも称されている自治基本条例は、市民自治を基本に市民参加や行政運営など自治体としての基本的なルールを定めるものでございます。自治基本条例を制定することによって、名寄市が市民参加による協働のまちづくりを進めるためにどのような原則でどういう制度、仕組みで行うかが明確になるわけでありませう。昨年11月、自治体の運営に関する基本的な事項についての理解を深め、市民と行政との協働のまちづくりのための考え方や仕組みについて調査研究のため中堅職員21名による庁内検討部会を設置いたしました。現在までに7回この部会を開催しておりまして、職員が考える自治のあり方について議論をしている状況であります。今後は部会から庁内に波及する効果を含めて、市の自治基本条例制定に臨む準備や環境整備を図りたいと考えております。

自治基本条例制定に当たっては、策定経過が重要と考えております。自治体の憲法との位置づけからも市民の皆さんにしっかりと策定過程も含めて参加をいただいて、多くの市民がかかわった条例だからこそ、この自治基本条例、実効性が高まるものと考えております。平成19年度には公募による市民や学識経験者で市民検討委員会を設置し、策定に向けた検討を開始いたします。多くの市民の皆さんの意見をいただくなどして、策定に向けてさらなる展開を図っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、窓口ワンストップサービスの取り組みについてお答えをいたします。市民の行政に対する

ニーズは複雑多様化し、事務事業も年々増加している現状にあります。このような中で、効率的で常に市民に満足度の高いサービスを提供し続けるにはどのような組織機構が求められ、適しているのか、行財政改革実施委員会等において検討を行ってきたところであります。市民にとって望ましい窓口サービスとは、迅速、正確、公平、公正な事務はもちろんのこと、利用する市民が便利でわかりやすい、各種の手続の申請を1カ所あるいは一回でできるようにするワンストップサービスについても行財政改革実施委員会の中で具体的な推進項目に掲げ、検討しております。基本的には住民基本台帳上の住所の異動関係届け出をシステム化し、その届け出によって市役所関係すべての届け出が完了することが望ましいと考えております。しかし、その適用範囲が法律に規定のない各種届け出もあるわけございまして、これらに適用させることが可能なのか、またそのことによって高い個人情報保護基準をクリアできるのかなど、運用面で課題も残っているところであります。現在新名寄市行財政改革推進計画の実施項目として職場協議をしておりまして、19年度には簡素で効率的な行政運営をするための手段としてワンストップサービスの具現化の取り組みを進めます。庁舎の構造上の問題もあるわけございまして、市民が多く足を運ぶ名寄庁舎市民課関係業務及びごみ等の生活環境業務については庁舎1階フロアに集合し、また職員が来庁者の健康状態に合わせた対応も可能とするなど、現状でできる範囲で対応をしてまいります。

次に、ボランティア制度についてのお尋ねがございました。ボランティアを市民にどう浸透いただき、推進を図るかについてお答えをいたします。ボランティアによる市民活動については、地域社会を支える大きな力としてこれからますます重要性が高まるものと考えております。私は、行政と市民の信頼関係によるお互いの役割を分担しながら、協働してまちづくりをしていくこと、これが



今後ますます重要になってくると認識をしております、これを基本にしながら、ボランティアに参加する市民の意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

現在福祉や教育、地域活動などさまざまな場面でボランティアが活躍をされております。今後団塊の世代等の高齢者の方々が地域社会の重要な担い手として多様な個人の能力をボランティア活動に奉仕をしていただけることを期待をしているところでございます。今後は、市民にボランティア活動を広げ、浸透させ、推進するために、ボランティア活動に対する情報提供、情報収集、相談の場づくりなど、制度の導入についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

次に、行財政改革について、公債費の管理による財政健全化についてのお尋ねがありました。国は、20年ほど前になりますが、昭和63年から平成元年にかけて、ふるさと創生基金1億円の全国自治体一律交付という政策を打ちました。その後地方でできることは地方でということも含めて、地域総合整備事業債を活用した地方単独の普通建設事業を積極的に支援、推進をしてきたわけであり、バブル経済の破綻後、平成12年度の地方分権一括法、平成13年度の骨太の方針からさまざまな国の構造改革が急速に進展し、地方交付税の大幅な削減も伴い、人口規模の小さな市町村ほど歳入が激減をしました。景気が回復しても地域間格差が拡大し、財政力の二極化が進み、過去に借りた公債費の償還財源が確保できない市町村も顕在化しております。

名寄市は、本年度に公債費負担適正化計画、平成18年から24年までの7カ年というところでありますが、これを立てて、実質公債費比率を18%以下にするべく取り組んでおります。国は、平成19年度地財対策の公債費負担の軽減対策について、平成19年度から3カ年で5兆円規模の公的資金の繰上償還を補償金なしで認めることになり、繰上償還財源は必要に応じ民間等資金による

借換債の発行ができることになりました。繰上償還の条件等は、合併、財政力、実質公債費比率等で対象団体が絞り込まれ、5%以上の金利の地方債が対象になります。今後につきましては、6月以降の補正予算で対応させていただくこととなります。財政健全化の推進には公共施設の建設をとめると公債費等指数は改善をいたしますが、現実的ではなく、住民ニーズが高く、必要かつ適切な事業の選択と公債費の管理が重要になります。過大な負の遺産を次の世代に残すことがないようにしっかりと心がけ、市民と協働でまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、収支不足による調整財源についてお尋ねがございました。平成19年度における収支不足の調整は、財政調整基金2億8,700万円、公共施設整備基金1億5,000万円、地域福祉基金1億3,000万円、大学振興基金1,000万円、合わせて5億7,700万円基金に依存することになりました。財政調整基金以外は特定目的基金ですので、それぞれの基金の目的に沿った事業に充当いたしました。基金全体の取り崩し額は5億9,281万4,000円であります。昨年12月18日開催の議員協議会に報告をいたしておりました中期財政計画の6億3,580万円に比べますと5,880万円ほど減額になっておりますが、依然高い数値になっております。

今後の基金を活用した行財政運営の展望につきましては、合併で顕在化したそれぞれのまちづくりの歩み、手法に開きがありまして、できるものから着実に見直しを進め、基金への依存度を下げたいと考えております。合併による組織のスリム化等の歳出削減効果、実際に大きく効果が出てまいりますのは平成23年度以降と試算をしております。少子高齢化の中で収入が減り続け、行政ニーズがふえ続けることに対応するためには、提供できるサービスの範囲と行政と地域住民との役割の調整を図り、さまざまな分野で大胆な発想の転換による歳出見直しが急務と考えております。

なお、収支不足が解消されない場合も基金の有効活用の一環として、当面の間年度を超えた繰りかえし運用も視野に入れた財政運営になるものと考えております。

次に、歳出歳入一体改革に対するお尋ねでございます。平成16年度から18年度までの3年間実施した国の三位一体改革、これは第1期というふうに押さえておりますが、国庫補助金負担金改革で4.7兆円、税源移譲は所得税から住民税へ3兆円、地方交付税改革は臨時財政対策債も含めて5.1兆円と国は言っております。三位一体改革については、地方交付税が予想以上に削減され、景気回復に伴い一部の大都市の税収が大きく伸び、地域間格差を拡大させ、財政力の二極化が進んでおります。平成19年度からスタートする歳出歳入一体改革で、三位一体改革は2期目に入ることになりました。歳出歳入一体改革をめぐる政府与党折衝において、地方交付税の総額5年間凍結の案が一時浮上いたしました。その後地方六団体、全国市長会も含めて猛反発があり、国側が撤回をしたわけでありまして。しかしながら、歳出歳入一体改革では基礎的財政収支の黒字化を2011年、平成23年度に達成すると、このようなことから財源不足は16.5兆円と見積もられ、そのうち最大14.3兆円を歳出見直しで対応することとなっております。地方分権に寄与する内容が希薄になり、新型交付税の導入、頑張る地方応援プログラムの導入など国の財政健全化、歳出削減、交付税の補助金化などが見え隠れしております。今後も国の関与を少なくする地方共有税により交付税の財源保障機能が充実され、地方分権が促進されるよう地方六団体と連携をしてまいりたいと考えております。

次に、新行財政改革推進計画の策定に当たって平成18年9月に職員756名を対象に行財政改革に関するアンケート調査を行っております。業務の改善、あるいは組織のあり方等、職場の課題全般にわたり502名の職員より回答をいただき

ました。その結果や合併前の両市町の行財政改革の未実施分、旧風連町行財政改革検討委員会の答申などを踏まえて、平成18年11月に庁内で組織しております行財政改革推進計画策定委員会において素案を策定いたしました。素案については、平成18年12月から平成19年1月にかけて全職場で職場会議を開催いたしました。7割に近い職員が参加し、行財政改革の個別推進課題などについて積極的な意見、提言をいただいております。この意見、提言につきましては、今後の進行管理の中で反映させていくと同時に、貴重な意見として各職場においても活用していくよう取り組みを進めてまいります。

次に、歳入確保についてお答えを申し上げます。今回策定をいたしました推進計画の基本方針として健全な財政運営を目指してありまして、歳入の確保は効果的な歳出の実行などを推進事項として取り上げております。歳入の確保については、遊休財産の有効活用や売却、収納率の向上、滞納整理や受益者負担の適正化などを明記しておりますが、特に公共物などへの有料広告の掲載、新税や適正な税負担のあり方など課題についても早急に検討を行い、一定の方向を示していきたいと考えております。

次に、市民の視点による評価の仕組みづくりについてであります。今回の新行財政改革推進計画は、平成18年度から平成23年度までの6カ年としております。推進体制につきましては、庁内に計画の進行管理を行う行財政改革推進委員会と調査研究を行う行財政改革実施委員会を設置しております。また、市民からの評価についても市民を代表する委員会などへ毎年報告をし、新たな提案や意見の具申を受けてまいりたいと考えております。

次に、大型店出店についてお尋ねがございました。平成18年5月にまちづくり3法の一つであります改正都市計画法が成立し、1年半後のことし11月に施行となります。これらの内容等につ

きましては、さきの議員の答弁にもお答えをしているものであります。北海道は、昨年7月に大規模集客施設の立地に関するガイドラインの策定等がありました。お尋ねのようにポスフルが徳田の農地を一定規模予約契約をしているというような情報については接しておりました。しかし、それらの以降の動きがしっかり情報収集ができなかったということもあり、また北海道の大規模集客施設の立地に関するガイドライン、あるいは改正都市計画法等の動きの中で立地が難しくなったのかと、このような判断をしております。このことが御指摘のように対応のおくれにつながっていると率直に反省をしているところであります。結果として、昨年12月下旬にポスフルから出店の意向が示されました。これらの対応については、さきの議員にもお答えをしておりますが、名寄市の新総合計画の中で市街地の形成についてはこれからの人口等も含めてコンパクトな市街地の形成、中心市街地のにぎわいをつくると、こういう方向でございます。商店街が中心になって市街地をつくり上げてきているわけございまして、これらが衰退、崩壊につながるということについては、当然私どもとしてはしっかりとした対応をしていかねばならないと、このように考えておまして、御理解を賜りたいと存じます。

市民合意の形成についてお尋ねがございました。昨年12月のポスフル出店意向が示された以降、経済圏を同じくする商工会長、市町村長を含めての会議を1月に開催をしております。この中で各種の意見交換をさせていただいたところであります。郊外大型店の出店の反対取り組みにつきましては、民間ベースで出店問題対策協議会が動いております。これらと連携を図りながら対応をまいりたいと、このように考えております。都市計画特別用途地域の決定の関連につきましては、3回の市民説明会を開催させていただき、さらには先月の23日に徳田地区の利害関係者の皆さんにも対応させていただきました。今月の23

日の日程につきましては、公聴会を予定しているところであります。これらを含めて、この市民の意見を反映をした取り組みをまいりたいと、このように考えております。都市計画の変更等につきましては、北海道との事前協議を今行っているところでありますが、これらの計画案については2週間市民縦覧の期間という日程配置を行い、そしてこれらを経過した中で名寄市の都市計画審議会、北海道の同意を求める取り組みが必要でございます。本条例制限条例の取り組み等につきましては、都市計画の決定をにらみながら日程を検討しており、議会、市民の皆さんの理解をいただけるよう、今後も公募等に鋭意努めてまいりたいと考えております。

次に、既存商工関係者の経営努力、あるいは商工業の振興策についてお尋ねがありました。今回出店計画のあるポスフル名寄店の延べ面積の関係では、まだ説明会等の数字、あるいは私どもが聞き及んでいる数字に若干の動きがあるようでございますが、このことによって市内の全店舗面積が徳田地区にまさに一極集中をすると、こういうことになるわけでございます。中心市街地活性化基本計画を平成12年5月に策定をしておりますが、TMOの設置、あるいはこれまでアーケードの大改修や、あるいは街路灯、カラー歩道、融雪槽、ポケットパーク、ポイントカード事業など取り組んでおります。このことが市民の協働によって進めることができたというふうにも考えております。平成19年度からの新名寄市総合計画において快適な住居環境のための都市機能の集積を行い、中心市街地のにぎわいづくりに向けて具体的には店舗事務所の近代化事業、コミュニティー事業、バスターミナル、コミュニティーホールなどを含めた複合交流施設など、魅力ある市街地の形成やコンパクトシティーの考え方を取り込んでおります。中小企業活性化基本計画の見直しを行うとともに、中小企業振興条例の周知を行い、商工会議所、商工会ともに活発な事業展開が行えるよ

う各種事業の推進に努めてまいります。

次に、中心市街地の活性化の施策をさらに進めるべきというお話をいただきました。中心市街地活性化の基本計画の見直し作業を進めてまいりましたが、本計画につきましては中心市街地活性化に関する法律に基づき作成されるものでありまして、作成に当たっては商工会議所が中心となって組織する中心市街地活性化協議会の意見を聞くことになっております。十分連携を図りながら、基本計画の策定に努めてまいります。また、これらの事業実施に当たっては、商店街振興組合や任意組合と一緒に動きをつくってまいります。

中心市街地活性化施策の推進につきましては、中小企業振興条例の周知をしっかりと行っていく必要があります。平成19年度において中小企業の新たな支援策として、チャレンジ支援事業を創設いたしました。内容は、新たな投資により事業展開をする場合の新規創業支援事業、既存の事業者がほかに異なる事業展開をする場合の第2創業支援事業、店舗の新築、増改築事業を行う場合の店舗支援事業を行うものでございます。また、建設産業の振興と雇用の安定という視点から、住宅リフォーム促進助成事業を創設したところでございます。各種支援事業について理解をいただくことが一層の活性化に結びつくものであります。商工会議所、商工会と十分な連携をとりながら、事業の推進を図ってまいります。

次に、農業関係についてお答えを申し上げます。新産地づくり交付金の配分の基本的な考え方です。現行の産地づくり対策は、旧名寄、旧風連の一市二制度で対応しておりますが、平成19年度からスタートする新産地づくり対策につきましては、一市一J Aの体制が整っていること、さらにはスケールメリットを生かした産地強化を図るため、両地区の一本化を図り、名寄市一制度の方針で対応してまいりました。検討協議につきましては、これまで地域懇談会や生産部会等の御意見を伺い、合意形成を図る中で進めてまいりまし

た。最終案は3月2日開催の名寄市農業振興対策協議会の会議で決定をいただき、早速3月5日に地区代表者に対し説明会を開催してまいりました。

新制度の構築に当たっては、両地区の制度の検証をもとに両地区の特徴を考慮しながら、是々非々の論議を重ね、廃止、継続、見直し及び新規対策の視点で作業を進めてまいりました。特に旧名寄における農地流動化対策や販売促進活動、旧風連における振興作物の生産振興対策については評価し、内容を見直し、継続をすることになりました。新対策については、現対策に対し98%程度の交付額を見込んでおり、重点対策として担い手育成対策としての担い手への加算措置と農地流動化への支援を、売れる米づくり対策として加工用米への支援を、生産振興対策として振興作物への支援を盛り込んだほか、食の安全、安心推進や販売促進の対策を講じることとし、麦、大豆に対しては作付ウエートが高く、畑作物振興策として支援を講じるほか、品質向上対策として数量助成の加算を講じることといたしました。新産地づくり対策は、平成22年度の米づくりのあるべき姿に向けてを旨とし、平成21年度までの対策で名寄地域の水田農業ビジョンの実現に向けて推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目5、教育行政執行方針についてお答え申し上げます。

まず初めに、風連高等学校の今後のあり方につきましては、昨年6月定例会以降議会におきましても多くの議員の皆様から御質問のあったところでございます。御案内のとおり、道教委では昨年8月に新たな高校教育に関する指針を策定し、平成20年度以降の望ましい高校配置について3間口以下の高校を原則統廃合の対象とする基本方針を示しました。このことを受け、名寄市教育委員会といたしましては、総合計画にかかわる地域懇談会や中間報告会、その他の機会を通して風連高

校に対する市民の意見を聞くとともに、風連高校の存続とその見通しについて道教委と懇談を重ねてまいりましたが、明るい材料が見当たらない状況で推移してまいりました。このような中、今春の高校入学者の出願状況では、ただいま中野議員からお話がありましたように風連高校への出願者数は4名となりました。この数は、議会における議論などを通し、風連高校の置かれた状況を受験生や保護者が冷静に受けとめた結果と思われるわけではあります、風連高校存続は極めて厳しい局面を迎えたものと判断しております。

教育委員会といたしましては、市民の皆様とともにこのような厳しい状況を改めて認識するとともに、誤りのない見通しを持ち、名寄市としてベターな方策を道教委に提言していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、社会教育施設の使用料見直しと指定管理者制度導入の基本的な考え方についてお答えいたします。社会教育施設の使用料もしくは利用料につきましては、名寄地区と風連地区に差異がございます。風連地区におきましては、旧風連町時代の平成15年10月1日からすべての公共施設の有料化を行っておりますが、合併後の利用者に対する急激な変化を避ける意味もあり、合併時に名寄市風連地区施設使用料徴収条例を制定して、風連地区のすべての公共施設の使用料金を規定し、現在に至っております。この間風連地区のスポーツ施設におきましては、名寄地区の市民の方々の利用も増加しており、同類の施設で使用料もしくは利用料に差があることは好ましくありませんので、両地区のそれぞれの施設の使用料等を精査し、全体の見直しを含めて検討してまいりたいと考えております。

また、旧名寄市の主なスポーツ施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしました。今回着手する使用料の見直し作業に合わせ、指定管理者が導入されていないスポーツ施設やその他の社会教育施設でも設置の目的を見失うことなく、

民間の能力を活用した市民サービスの向上を図るとともに、行政経費の削減を図ることができるかどうかについて今後検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） それぞれ答弁をいただきましたけれども、何点が再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、市民憲章の部分でございますけれども、それぞれ各種行事、あるいは印刷物というようなことで市民に浸透をさせるというような状況でございますけれども、こういった大きな市民憲章という部分は、家庭でのそういった理解といいますか、家庭で広めるというのが一番大事だというふうには私自身も考えるところでございまして、印刷物の配布というようなことを答弁にいただいているところでございますけれども、この部分についてはやっぱりただの紙ではなくて多少経費がかかってでも、余り大きくなくて、ちょっとしたところに家庭の中で張って、常にそういったものが毎日朝晩目につくというような形の中で親しみのある名寄の市民憲章を市民に浸透させていただきたいと思うところでございます。

また、事務事業の部分については、年度ベースという部分についてはなかなか難しいというふうには私自身今の答弁の中で受け取ったところでございますけれども、3カ年ローリングという中で、やはり総合計画が立ち上がって、前期5カ年の中でどんな事業が組まれて、行われるのかという、10年、20年というふうになりますとなかなか難しい部分ですけれども、せっかくできた総合計画の中で、やはりそこは3カ年部分はきちっと精査をして、市民に知らせ、そして3カ年の中ではこういった投資的事業が行われるのだというふうな部分は市民理解を得て、その中でローリングされた部分はまたさらにきちっと説明責任を果たしていくという、すべてがそのとおりにというのは

なかなか難しいというのは私自身も理解をします  
ので、その部分について改めて答弁をいただきたい  
と思います。

2番目の行財政改革の部分なのですけれども、  
堅実財政というふうな部分なのですけれども、本  
当に今日までの島市政というのは、旧名寄時代か  
ら堅実的な財政を進めているというふうに非常に  
高い評価を得ているというふうに私自身は感じて  
いるところですが、ただ今回の中期財政計画の  
部分については、なかなか歳入がないという  
か、歳入確保が難しいという中で基金をほとんど  
使い果たすという、先ほどの質問の中にもあつた  
のですけれども、それが本当に健全財政かという  
ふうな部分でして、3万市民の目から見たときに  
そこをどう理解してもらおうかという、当然シミュ  
レーションというか、中期財政計画の中では23  
年からは好転するというふうに出ているのですけ  
れども、ここをしのぐためにもう少し詰めたとい  
いますか、行財政改革に一步踏み込んだ、当然職  
員給与は既にやっているわけでございまして、そ  
の他の部分でさらに住民理解を得ながら財源確保  
を得るなり、経費的な部分を縮小するという部分  
を、やはりここは我慢するところはしなければなら  
ぬという部分だと思いますので、余りにもちょ  
っと楽観過ぎてと言ったら失礼な言い方かもしれ  
ないのですけれども、基金を使い果たしてしまう  
という部分については私自身ちょっと疑問という  
か、納得ができない部分でございますので、改めて  
この部分に市長の答弁をいただきたいと思いま  
す。

進行管理という部分については、市民委員会を  
立ち上げてというようなことでございますので、  
この部分は市民からの総合計画の進行管理を得る  
という部分では100人の委員会がそのまま全員  
に評価してもらおうというふうにならないと思いま  
すし、そこを絞り込んでということでございます  
ので、既にもう4月から新事業に入ること  
でございますので、11月や12月になって委員  
を選任して、評価をいただくというふうにはなら

ないと思いますので、やはりこれは早い時期に人  
選をしていただいて、4月の段階からそれぞれの  
評価する項目ですとか場面というようなものをし  
っかりとお願いする方々にやっぱり説明をしてい  
くべきだと思っております。

また、進行管理の部分については、外部評価と  
いうような考え方があるのですけれども、過去に  
旧名寄市においては外部評価システムを取り入れ  
たという経緯もあるようでございますけれども、  
その辺の部分について、外部評価という部分を今  
後の部分ではどういうふうな考えをされているか  
改めてお聞きをしたいと思います。

次に、大型店のポスフルの関係でございます  
けれども、答弁の中に行政としてのおくれがあつ  
たというふうな答弁をいただいたわけですが、  
やっぱりこの部分はしっかり市民にわびると  
ころはわびて、経過という部分の中でその説明は  
していただきたいというふうに思っているところ  
でございます。けさもチラシ等ではポスフル歓  
迎条件つきというようなチラシも入っているよう  
な状況でございますし、賛否両論は当然あるわけ  
でございますけれども、我々議会としては、やっ  
ぱり議員として私自身も20年、30年後のまち  
づくりというものを考えながら、しっかりした判  
断をして、住民の負託にこたえた結論を私自身も  
出していかねばならないというふうに考えて  
いるところでございます。

あわせてこういった機会に、さらに中心市街地  
の部分はどうするかという部分がまた既存商店街  
の方々が新たな気持ちというか、本当にこのまま  
ではだめなのだという気持ちを再度新たにしてい  
るところだと思うのですけれども、先ほど小野寺  
議員からもありましたけれども、町中という部分  
をどういうふうに、風連については中心市街地と  
いう部分で絵が大体でき上がってるところなの  
ですけれども、名寄の中心市街地の絵づくりとい  
うか、そういったもの、将来に向けたものをどう  
いう形につくり上げるのだというものをやっぱり

既存商店街と商工会議所等とも議論をしながら、しっかりとつくり、示していくということが必要だと思っているところでございます。はっきりした情報かどうかはわからないのですが、町中にも大型店といいますか、そういったほかの店が進出するというようなうわさも聞いておりますので、やっぱりそこはきちっと既存商店街と行政との話し合いの中で、どこにどういったものを将来的につくり上げていくのだというものをきちっとつくり上げて、市民に示していくという部分が非常に重要だというふうに考えるところでございます。

農業関係の部分は、旧名寄、風連あわせた部分の中で一本化されたという部分については、非常に私もよかったというふうに考えているところでございまして、また新産地づくりの中で振興作物、野菜に重きを置いた産地づくりの配分になっているところでございますけれども、今どうしても農地の流動化に伴って大面積を持つという農家が非常に20町、30町クラスもふえてきているというような状況でございまして、どうしても麦、大豆というか、土地利用型作物に大面積になると走るという、走るというか、そういう作付しか選択もできないというような状況が結構出てくるというふうに私自身思うところでございまして、そういった部分については土地利用型作物については旧風連町時代よりは差が出るというような関係でございまして、そういったものを面積条件等を考えた中で2段階的な配分というようなことも今後に向けては検討をいただきたいというふうに要望をしておきたいと思っております。

また、最後の高校の問題ですけれども、私自身も質問の中で申し上げたのですけれども、非常に難しいというふうなことは私も理解するわけでございまして、今日までの高校の実態の部分では地元からの進学率というのが非常に問われるというふうな部分の中で地元がゼロというような形で、非常に残念な状況なわけでございますけれども、

ここはもう私自身というか、風連クラブでも話している経過もあるのでございますけれども、やはり一定の方向をもう教育委員会として出すべきだというふうには私は考えるところでございまして、さらには一定の方向を出したときにはまたその跡地の利用といった部分でも当然道教委にお願いするなり、どうするなりという部分もまた出てくると思うわけでございまして、ここまできた中でまだキャンパス型、もしくは市立というふうな今日までの話があったような形に向けての努力というのは、存続というのはもう困難だというふうに私自身は理解をしているところでございまして、改めて教育長の見解を伺いたいと思っております。

また、社会教育施設については、有料化という部分で旧風連町においては非常に慎重な議論をした中で社会福祉施設とあわせた有料化というふうに現在行われているわけでございますけれども、5年間は特例期間をしいているわけでございまして、その中で使用料の変更というふうになりますと、どうしても住民というか、地区住民からの反発の声というような形も出てくるかと思っておりますので、どうかこの部分はまだ4年間、今年度含めて4年間あるわけでございますので、そういった中で慎重な議論をしながら、名寄との統一というふうな形をとっていただきたいというふうに改めて要望をしておきたいと思っております。

以上、再質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 市民憲章が各家庭でもしっかりと意識、認識をされるようにという御提言をいただきました。同感でございます。ぜひ家庭で、家族の皆さんにも理解を深めるような取り組みに検討させていただければと思っております。

総合計画の事業年次別の割りつけについては、どうしても国や北海道の補助金等の導入も含めて、事業計画をする際には名寄市だけの財政計画が調整を余儀なくされるということがございます。しかも、単年度でやれるものと分割できるものと、

このような事業も性格のものがあるわけでございまして、これらについては現在は普通会計規模でいいますと年度の財政規模180億円前後の内容の中で一定の対応をしていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

財政運営の中で、基金の運用についても御指摘がありました。平成19年度の予算もできることであれば基金に依存をしない予算にしたいということで、相当内部協議もさせていただき、予算の査定の中でも担当する職員とも議論をさせていただきました。しかし、合併協議の事業等もありまして、こうしたことについては一定の時間を使いながら、しっかりとした財政シミュレーションをする中で答えを出していきたいと、こういうふうに考えているところでございます。特に財源の捻出については、新税等を考えようとしても本市においては余りそうしたものに対する期待が難しいと。したがって、節減をする予算の執行の仕方ですとか、あるいは体制、サービスを行う体制の仕方等について特に市の行政機構も含めて、職員の配置等も含めて大きなウエートを占めているのではないかと、こんなふうに思っております。これからの団塊の世代の職員の定年を迎える年代層もあるわけですが、こういう退職時にしっかりと行政の仕組みを再構築していくと、こういうことで市の皆さんに理解を求めていこうと、こんなふうに思っております。これらについては、議会にも市民の皆さんにもしっかりとした説明をしながら、対応してまいりたいと、このように考えているところでございます。

また、この種の進行管理では、市民の皆さんのしっかりとした参画をいただく中での評価というお話もございました。これらについては、今まで申し上げておりますけれども、総合計画を策定をしていただいた審議委員会を中心にして、そのような市民委員会の設置等に取り組んでまいりたいと、こんなふうに考えております。

大型店の出店の関係では、一部未確定情報です

が、中心市街地に近いところで事業展開をしたいという、そういう情報もあるわけでございます。そうしますと、名寄市の商圈というのは名寄市民が見ているのと、そういう業界の皆さんが他の地点から見ているのでは違いがあるのかどうかと、こういうこともしっかりと検証しなければならないというふうに思っておりますが、この改正まちづくり3法でもすべてだめということにはなっていないわけでありまして、郊外地区における大規模の店舗についての規制等があるわけですが、そういう総合調整というのが求められるということでありまして、商店街連合会や商工会議所とこれらの情報収集をしっかりと進める中でそうしたものに対して基本的なスタンスというものをしっかりとつくっていききたいと、こんなふうに考えております。

ポスフルの関係については、さきの議員の御質問にもお答えをさせていただきましたけれども、率直におわびをするところはおわびをしながら、基本的な考え方等について市民の皆さんに理解をいただく広報活動をしっかりと進めてまいりたいと、こんなふうに考えているところであります。

また、これらに対して既存の商店街の再構築というものが、現在の名寄市の商店街の街区構成というものは、他の診断等もいただいているわけですが、人口七、八万まで対応できるような商店街の街区構成と。ですから、それは50年前、40年前に期待を込めてそういう発展をしてきた経過があるわけですが、このような少子高齢社会の進行というのが予測をされない、あるいは車社会の進行というものが予測されない状況での商店街の構成になっているわけでございまして、こちらについては相当大胆な発想の転換をしないと、現在シャッターがおりているところを上げようということだけでは対応し切れないと、こんなふうに考えているところであります。現在国から財政の支援というメニューも出てきているわけですが、これらにつきましては協議会の中でしっか



りとした年次目標を設定をしての事業ということになっております。それだけに既存の事業の方、あるいは名寄における事業展開を予想される人等も含めてのしっかりとした計画づくりが必要というふうに認識をしております。

農業の関連につきましては、非常に平成19年度が国の農業政策で大きく転換をしている中で農業・農村振興計画をつくっていただきました。策定に当たりましては、関係する部会の皆さんにも大変精力的に取り組んでいただいて、現在の制度の中でとり得るべく英知を結集した計画と、こんなふうには思っております。担い手から外れる農業者の農業振興計画はどうやればいいのかと、このようなことも含めて議論をしているところであります。また、一方では日豪のFTAの交渉等が非常に北海道農業への影響が大きいと。過日の音更、十勝の方では3,000人規模の大集会を開いたということでもあります。私どもも上川では1,500人規模の集会を開いて、関係機関に決議等の要請行動を行っているわけでございまして、先日もオール北海道でこれらの対応について国の機関に直接行動をしている情報にも接しております。そのような外からの外圧と申しませうか、あるわけでございますが、与えられている土地条件、あるいは気象条件を生かした名寄市の農業・農村振興計画をしっかりと実現性の高いものに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私の方からは、風連高校と、それから社会教育施設のことについてお答えを申し上げます。

まず初めに、風連高校のことについての再質問でございます。御案内のとおり今まで風連高校の存続の可能性につきましては、さまざまな角度から検討を進めさせていただいたところでございます。一つは、産業キャンパス型高校の可能性と。それから、一つには普通科同士の地域キャンパス型の可能性とか、それから三つには中高一貫教育

ではどうなのか、また四つ目には市立の高校としてはどうなのかと、こういうことについていろいろと議員の皆様とも御議論を重ねてきたところでありますが、これらについては大変難しい状況にあるということで皆様にもお話ししてきたところでございます。そういう中で、きょうは高校入試の日でございます。風連高校出願者4名、4名がきちっとそろって受験してくれていればいいなど、こう願いながらいるわけでございますが、こういう中で4名という出願者になってしまったということでございます。ただいま中野議員の提言にもございましたように、条件闘争と申しませうか、そういうことが誤解を招くのであれば、新たに選択肢として跡地利用なども含めた考え方をやはりしていく必要もあるのかなと、こんなことを私自身考えているところであります。風連高校は、御案内のとおり19年前に校舎改築がなされました。しかし、使い方がよろしかったのでしょうか、皆さんも御存じかと思いますが、中は大変きれいで、しっかりとした建物でございますし、作り方は1学年2クラス用にできております。それから、特別教室も数多く設置されているということでございまして、そういうことが校種がえ使用というのでしょうか、高校から例えばほかの校種で使用することが可能なかどうか、このことも含めてやはり早い時期に道教委にもその可能性をしっかりと確かめる必要があるのかなと、こんなふうには考えているところであります。私の予測では、6月には道教委で新しい指針が示されると、こんなことを予想しておりますので、やはりそれ以前に今のような選択肢も道教委にしっかりと確認して、場合によってははっきりと発信することが将来ベターな方向に向かうのではないかと、こんなことも考えているところであります。ある地区では存続にかかって道教委と地元とが最後まで折り合いがつかず、結局後校舎利用についても全く現在も進展がないままと、場合によって

はそのまま取り壊してしまうのではないかと、こんな情報も聞いているところでございまして、そんなことにはならないようにしっかりとした考えを持っていきたいものだと、こんなことを考えているところでございます。

次に、2点目でございますが、社会教育施設の使用料の見直しにつきましては、ただいま慎重に検討していただきたいというお話がございました。指定管理者制度のかかわり、指定管理者とのかかわりもございまして、早ければ新年度中に教育委員会としての考え方をまとめていきたいかと、こういうふうを考えているところでありますが、ただいまの御意見のようにこれにつきましては拙速に陥ることなく、慎重に検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 中野議員。

○26番（中野秀敏議員） それぞれ答弁をいただきまして、大変ありがとうございました。どうかことしの執行方針に沿って、あるいは新総合計画に沿いながら、19年度予算が住民負託にこたえて執行されますことを心から念願をするところでございます。

前段小野寺議員の質問が長かったようでございますので、私の質問はここで終わらせていただきたい。どうもありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 以上で中野秀敏議員の質問を終わります。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれもちまして散会いたします。

御苦労さまでございました。

---

散会 午後 4時38分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名す

る。

議長 田中之繁

署名議員 駒津喜一

署名議員 谷内 司

平成19年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成19年3月7日(水曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 代表質問  
一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員  
26番 中 野 秀 敏 議員  
28番 村 端 利 克 議員  
29番 川 村 正 彦 議員  
30番 福 光 哲 夫 議員  
31番 齊 藤 晃 議員  
32番 武 田 利 昭 議員  
34番 三 宅 幹 夫 議員  
35番 小 野 寺 一 知 議員  
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 代表質問  
一般質問

31番 齊 藤 晃 議員  
32番 武 田 利 昭 議員  
34番 三 宅 幹 夫 議員  
35番 小 野 寺 一 知 議員  
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 出席議員(32名)

議長 33番 田 中 之 繁 議員  
副議長 8番 林 寿 和 議員  
1番 宮 田 久 議員  
2番 佐 藤 靖 議員  
3番 竹 中 憲 之 議員  
4番 岩 木 正 文 議員  
5番 駒 津 喜 一 議員  
6番 山 口 祐 司 議員  
7番 日 根 野 正 敏 議員  
9番 木 戸 口 真 議員  
10番 植 松 正 一 議員  
11番 高 橋 伸 典 議員  
12番 猿 谷 繁 明 議員  
13番 黒 井 徹 議員  
14番 渡 辺 宏 治 議員  
15番 田 中 好 望 議員  
16番 野 本 征 清 議員  
17番 佐 藤 勝 議員  
18番 谷 内 司 議員  
20番 熊 谷 吉 正 議員  
21番 渡 辺 正 尚 議員  
23番 東 千 春 議員

1. 欠席議員(3名)

19番 堀 江 英 一 議員  
22番 栗 栖 賢 一 議員  
25番 野 々 村 勝 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康  
書 記 間 所 勝  
書 記 久 保 敏  
書 記 佐 藤 葉 子  
書 記 熊 谷 あ け み

1. 説明員

市長 島 多 慶 志 君  
助 役 今 尚 文 君  
助 役 小 室 勝 治 君  
総務部長 石 王 和 行 君  
生活福祉部長 山 内 豊 君  
経 済 部 長 手 間 本 剛 君  
建設水道部長 松 尾 薫 君  
福祉事務所長 中 西 薫 君  
上下水道室長 関 下 富 士 夫 君

教 育 長	藤 原	忠 君
教 育 部 長	今	裕 君
市立総合病院 長	佐 藤 健	一 君
市立大 学 長	中 尾 裕	二 君
監 査 委 員	森 山 良	悦 君

---

○議長（田中之繁議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

9番 木戸口 真 議員

10番 植松 正一 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより代表質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

平成19年度執行方針と予算編成について外5件を、熊谷吉正議員。

○20番（熊谷吉正議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、市民連合を代表して質問を申し上げたいと思います。

昨日も既に代表質問3人やられておまして、重複する部分もあるかと思いますが、答弁の方では同じような答弁であれば昨日答弁をしておりますということでお答えいただいても結構でございますので、再質問以降にまた生かしていきたいと思っております。

まず、島市長にはこの1年間名寄、風連との合併、そしてその後の市長選挙、政策予算の編成、そして既に決定をしております新総合計画の策定に向けた市政懇談会初め多種多様な取り組み、予算編成、市長自身もこの10年ちょっとの在任中にも特にハードな1年ではなかったかと思いますが、改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。しかし、私ども議員や議会の役割として、執行者に対して常にイエスマンというわけにはいきません。常に執行者に対する対応として市民の目線に沿って厳しくチェックをし、さらにはまた建設的な提言も含めてという本来の役割に徹しなければならないというふうに考えております。そういう

意味合いで質問を申し上げていきますが、今まさに朝日新聞の川柳ではございませんけれども、国民、市民というか、雰囲気としては、税上げて年金下げて国を愛せと、そういう印象が物語っているような感じがしております。国や道の財政悪化に伴って重税感が漂う中、あるいは医療制度改革による負担増、そして格差拡大、東京や大都市圏、愛知県などでは1人に対して2社から雇用が来ると。しかし、北海道は1人に対して0.5と約4倍の格差が雇用の面でもあるわけでありまして。昨年から施行された障害者自立支援法、まさに阻害法と言っていいのか、既に国も新たな3年の見直しを待たずして障害者に対する支援を見直しているという状況の中で、大変厳しい時代に直面をしているのではないかと思います。私の立場としてはあくまでも平和と暮らしをしっかりと守っていく、そういう姿勢を目指す意味合いで、大きな項目で6点ほど御質問を申し上げたいと思います。

昨日中野議員が極めて簡潔明瞭に質問をこの場でしておまして、それをまねるようには努力をいたしますが、若干横道にそれるかもしれません。平成19年度の執行方針と予算編成について、憲法を暮らしに生かす市政についてであります。島市長、常々平和憲法に沿ったまちづくりを表明をされておりますけれども、今日的に昨年の教育基本法の強行改正などを含めて憲法を取り巻く諸情勢が大変きな臭くなっている関係上もございまして、改めてことしについても新執行方針や予算編成に対してどのように具現化をされていたのかお伺いしたいと思います。

市政運営の基本的姿勢とまちづくりのあり方について。市長は、既に昨年私どもが提出をした要望書の回答に一党一派に属さず公平、公正、公明さの確保に努めることに加えて、市民参加、市民との協働を強調されております。改めて市政運営の基本的姿勢と市民と向き合うまちづくりのあり方についてお伺いをしたいと思います。

予算編成について。一般会計187億円、特別

会計、企業会計合わせて全会計約400億円の名寄市の財政の予算編成となりました。財源不足の対応としては、各種基金や市債の依存傾向は変わらず、さらに市の職員にも痛みを求め、市民にも一部負担が出てくるような状況の予算編成となったわけであります。事務事業や施策選択判断の予算編成過程における経過や、あるいは特徴的な経過やら査定をされた上で主なもの、予算化されなかった主なものなどについての今後の扱いについて重ねてお伺いをしたいと思います。

今後の福祉行政等のあり方についてであります。行政全般の中でも福祉行政等、特に保健、福祉、医療の施策は最重要視されなければならないと思っております。社会的に弱い子供や高齢者、所得の低い階層に対する政治の責任は常にあると思っております。国、北海道の財政悪化に伴う保健、福祉、医療の低下の中での基本的考え方をお伺いをするところでございます。加えてこの間国の法律改正等々の関係で障害者自立支援法や医療制度改革、介護保険の改正、さらには来年から始まろうとする後期高齢者保険移行に伴う被保険者や国保会計の影響などについて、特徴的なことなどについてお知らせをいただきたいと思っております。

行財政改革計画の推進についてであります。近々新行革計画の方針が出されるようでありますが、既に全文でき上がって、配るのがおこなわれていることが非常に残念でございます。個別にまた取り上げていきたいと思っておりますが、前計画の新たな名寄市行財政改革の総括や反省、課題についてどのように整理をし、新計画につなごうとされているのかお伺いをしたいと思いますし、現場における意見集約というか、実施に向けた成熟度はやっぱり現場での経過が非常に重要だというふうに考えておりますから、特徴的なことなどについての取り組み経過についてお知らせをいただきたいと思っております。

中期財政計画と新総合計画についてであります。今後の地方財政の展望について。まさに全国

のどの自治体もそうでありますけれども、地方分権改革、地方財政の健全化という大きな二つの課題があると思っております。名寄市として国の地方財政にかかわる状況をどう認識をされているのか、見識を聞きたいと思っております。さらには、自治体の財政現状を踏まえた上で、安心、安全の持続的な行政運営を行っていくために国や道に対して具体的に情報発信をどのようにされていこうとされているのかお伺いをしたいと思います。

中期財政計画と新総合計画について。中期財政計画と新総合計画の整合性及び施策ごとの特に中長期の計画が数多く、保健医療福祉計画とか介護保険事業計画とか、農業で言えば農業・農村振興計画だとか、さまざまなジャンル別の計画がありますけれども、これらの計画とのリンクについてどのように図っているのかもお知らせをいただきたいと思っております。

名寄市の財政現状について。あえて夕張問題もありますので、現状における名寄市の財政、財政力、体力を市民にわかりやすくお知らせをこの機会にお願いをしたいと思います。あるいは、今後の見通しから財政上想定をされる市民的課題も重ねてお伺いをするところでございます。

広域行政の現状と今後の具体的方針について。簡潔に申し上げますが、一つには合併後の広域行政の拡充の現状についてお答えをいただきたいと思っております。さらに、今後の広域行政の展開と名寄市の中心的な役割が非常に求められると思っておりますが、それについての御見識と構えについてお伺いをするところでございます。

域内分権と住民自治について、地域自治区の具体化と職員の役割についてでございますが、昨日も話ありましたけれども、町内会連合会や市民の皆さんとの接点を行政が持って、地域自治区の具体化に向けて歩み始めているわけでありますが、いまだに提起が抽象的というか、そういう意味で何で今の町内会にさらに上塗りをするような形で新たな自治区なるものが必要なのかというところ

がぴんとこないという意見が非常に多いわけでございまして、本当は真っ白いものにしっかり絵をかくということ、市民と一緒にってということございますけれども、行政のプロの皆さんがもっともっと具体的な案の提示と、そして職員がそのときにどういう役割をするのか、考え方をお知らせをいただきたいと思います。やってみなければわからないということも多々あると思いますから、モデル地区の公募なども含めて、市民が住民自治に向けた新たなスタートの確立のために、前進の道を開くために具体的な提案もあってしかるべきではないかと考えております。

主要課題について。大型店問題の対応と都市計画についてであります。ここについてもきのうと同じようなことになりすけれども、これまでの市民説明会や議員協議会等の経過を踏まえて、今後の名寄市としての市民動向を踏まえた対応についてお伺いをするところをございます。さらには、この問題をきっかけに今後の都市計画の取り組みやまちづくりの影響についてお伺いをいたします。

入札、契約制度の改善に向けて。今後の改善に向けた現状と課題をまずお伺いをいたします。さらには、国を初め自治体でも一般競争入札導入の動きについてあるわけでありす、その見識をお伺いをいたします。

サンピラー温泉のリニューアル化についてであります。名寄振興公社からの提案があるそうございます。その内容、事業規模、時期、あるいはリニューアル化に向けた利用者の意見反映をどのように行っていくのかお答えをいただきたいと思ひます。

国民保護計画について。既に国民保護計画が策定をされて、議会に報告がございました。策定に当たって当然国民保護措置に関する基本方針8点に基づいて策定をされていると思ひますが、例えば市民の基本的な人権の尊重、国民の権利、利益の迅速な救済、国民に対する情報提供など8点ある

のですが、すべてとは申しませんが、どのような論議経過で具体的に名寄市としての独自の計画に反映をされたのかお知らせをいただきたいと思ひます。

今後の雇用対策について。地域の経済情勢、雇用状況を踏まえた上での雇用対策をお伺いをいたします。さらには、きのうも出ておりましたが、30年間続いた冬期援護制度、残念なことに廃止になります。それにかわって新たな支援センターなどの立ち上げなどが名前として出ておりますが、実際には予算をつけながらも地域で取り組み切れない、姿形がよく見えないと。通年雇用がもう既に過去に実現しているとすれば実現しているのではないかと。現行ある制度を廃止をして、新たな方針の形だけつくってどうなるかという大変な不安がございまして、特例一時金の問題もございますので、改めて市長の強い決意をお示しをいただければと思ひておひます。

最後になりますが、教育行政について。教育基本法の改悪と今後の動きについてであります。昨年の12月15日、参議院本会議で改悪をされました。憲法と表裏一体の関係にあります教育の根幹をなす基本法の経過がございます。現場を預かる教育長、市教育委員会としての認識を問ひたいと思ひますし、これから関連する教育関連法案の動向も非常に危惧されますが、これとの執行方針の影響についてお伺いをいたしたいと思ひます。

特別支援教育の本格実施に向けた現状についてであります。教育長自身も道のあり方検討委員会の委員として、あるいは名寄市のこの3年ぐらいのモデル試行の経験を踏まえた上での万全な体制が整っているのではないかとこのように考えておひますが、改めて本格実施に向けた現場における体制整備の現状や今後の課題についてお答えをいただきたいと思ひます。

いじめ、不登校、悩み等の現状と対応についてであります。これなども学校現場や、あるいは

昨年の全道的な調査なども含めて名寄市における現状と課題、教育相談センター初め学校との連携、有識者や市民ぐるみの支援体制の充実に向けた運営体制のあり方についてお伺いをするところでございます。

最後に、学校適正配置の基本的な考え方について通告をしておりますが、きのう済んでおりますので、割愛をさせていただきます。

ちょっと15分過ぎましたけれども、なかなか中野議員のようにうまくいきませんでしたけれども、この場における質問は終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。熊谷議員から大きく6項目についての質問をいただきました。教育行政執行方針については、藤原教育長からの答弁となります。

最初に、平成19年度執行方針と予算編成についてのお尋ねをいただきました。憲法を暮らしに生かす市政についてということで、具体的に執行方針並びに予算編成の中にどう生かされているかというお尋ねでございます。戦争のない平和な社会、これを実現することは私たち人類の共通の願いであり、毎日を平和に暮らすことは何物にもかえがたい貴重な財産であると考えております。悲惨な戦争の過ちを二度と繰り返すことのないよう、私たち一人一人が平和のとうとさを次の世代にしっかりと伝えていかなければならないと、このように考えております。従来から引き続いて実施をしております戦没者の追悼式あるいは平和音楽大行進については、市民の協力をいただきながら、これからも継続をしていきたいと、このように思っております。

なお、今議会に提案の予定されている名寄市の都市宣言の一つであります非核平和都市宣言は、唯一被爆国である日本に住む私たちがかけがえない生命と地球を守り、平和の大切さを忘れることのないよう子供たちに引き継いでいく、そ

う決意をあらわしたものでございます。これからも広報、啓発に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、市政運営の基本的姿勢についてお尋ねがありました。新しいまちづくりの指針となる新名寄市総合計画などの策定作業を通じ、多くの皆さんと対話をさせていただきました。このような市民の皆さんとの対話を通じ、市政に寄せる期待を感じるとともに新しいまちづくりの意欲などにも触れ、改めて協働のまちづくりの大切さを認識したところであります。今後も引き続き市民の皆さんが参加できる環境や協働を進めていくための必要な仕組みづくりを進め、市民と行政が情報を共有し、知恵を出し合い、公平、公正、透明性の高い市政運営に努めてまいります。

次に、予算編成について。平成19年度予算は、合併後初めて旧市町が一体となって編成する予算であることから、市民及び職員の融和と均衡ある発展を基本に、地域経済や雇用に配慮した予算編成を行いました。事務事業や政策判断の基準は、総合計画掲載事業を基本に事業の必要性、緊急性、優先性を考慮して総合的に判断をいたしました。また、平成19年度は新名寄市の総合計画がスタートする年度であることから、道の駅整備事業、風連地区市街地再開発事業、市立総合病院整備事業、名寄市立大学グラウンド整備事業などのハード事業とともに中学校パソコン更新、心の教室相談員の配置回数の増加、地域包括支援センターの設置などソフト面にも配慮をいたしました。さらに、国の合併特例補助金を活用して、平成18年度の補正予算に1億3,700万円を前倒して計上し、平成19年度に繰り越しして事業を実施する予定であります。

一方、予算化できなかった事業について風連福祉センター整備事業、事業費としては9,800万円ほどの事業費でございました。風連庁舎屋上防水工事800万円、名寄庁舎屋上防水工事1,390万円など、他の公共施設の改修工事と調整をし



て後年度実施することとし、また塵芥収集車については総合計画より1年おくれで備荒資金組合の譲渡事業を活用して、平成20年度に整備をする予定であります。また、季節労働者支援センター、仮称でございますが、これらにつきましては国や道の動向を踏まえて、補正で対応したいと考えております。

次に、今後の福祉行政等のあり方について。国も名寄市においても本格的な高齢社会と少子化時代に突入し、低成長の経済下においても長期的に安定し、継続性を持った施策が求められております。最低保障の生活水準から平均的な国民生活の保障へと期待が大きく変容してきた社会保障制度は、国としても全国民を対象とする中で時代、時代に合わせて制度設計や再構築することはやむを得ないことと考えております。国は、増大する社会保障費の見直しに迫られ、介護保険制度に見られる応能負担の考え方を障害者自立支援法の施行の中でも取り入れ、その変化が急激であったことから現場に大きな混乱が出たわけでございます。御承知のとおり今後もこの応能負担の考え方は、統一して多くの制度に取り入れられるものと考えております。

平成19年度政府予算の社会保障費全体では、前年比2.8%増の2兆1,409億円が計上されておりますが、内容を見ると生活保護費関連では母子加算の見直しなどにより420億円減の1兆9,525億円となっております。個々の施策においては、新たに組み込まれたもの、見直しされたもの等がありますが、これらにかかわる費用につきましては多くは国、北海道、そして市町村とで一定割合で負担しているものでありまして、平成19年度の負担割合については国や道の財政悪化による影響はないものと考えております。今後中長期的に見れば、例えば療養型病床の削減に見られますように施設から在宅への動きが進む中で、必要な施策を講じていかなければなりません。その負担については、一つ一つ積み重ねられ、増大

していくことはあっても減少は考えられないと思っております。市としては、今後も厳しい財政状況が続くと予想されていることから、新しい総合計画の最終年には30%を超えると予想されます高齢社会に対応するまちづくりに備えていかなければならないと、このように考えております。

次に、行財政計画の推進についてお答えをいたします。旧名寄市では、平成6年から行財政改革推進計画をつくって、毎年対応を続けてきております。平成15年度から平成19年度の5カ年の期間につきましては、地方分権社会に適切に対応するため職員研修、人材育成や施策体制の充実などを重視した検討と事務事業の改善や財政の健全化を具体的な実施項目として取り組みをいたしました。実施期間は、合併協議期間を除く実質3カ年でありましたが、具体的な取り組み内容の59項目中、平成15年度は36項目、平成16年度は35項目、平成17年度は33項目を実施をいたしました。一定の成果があったものと理解しておりますが、未実施分については今回策定をいたしました新行財政改革推進計画の中に盛り込み、推進を図ることとしております。また、今回策定をいたしました新行財政改革推進計画は、市民満足度の高いサービスを提供するための組織転換と自立的、主体的に施策を決定し、持続的に発展していける行財政基盤を持った自治体への変革を目指すことを基本理念として策定いたしました。この計画の策定に当たっては、職員アンケート調査や職場会議などを実施し、数多くの意見、提言をいただきました。職員からの意見、提言は、今後の進行管理に反映させるとともに、各職場で活用を図ってまいります。

次に、今後の地方財政の展望であります。平成19年度の地方財政対策は、一つには基本方針2006に沿って歳出を抑制する、二つには地方交付税の法定率分を堅持し、地方一般財源の総額を確保、三つには地方交付税特別会計借入金の計画的償還を開始する、四つには公債費負担の軽減、

以上4点が大きなポイントになっております。自治体の予算編成で大きなウエートを占めている地方交付税は、法定税率を堅持した上で総額を確保されましたが、交付税特別会計借入金の償還が平成18年度補正予算から開始をされたことにより、国の税収増で法定分が伸びても地方財政計画には盛り込まれず、借入金の返済に回される懸念があります。地方交付税は、税収の多寡により財政の二極化を是正する財政調整機能と零細な市町村であっても一定の住民サービスが実施できるよう財政保障機能の両面を持っている地方固有の財源です。国の三位一体改革などにより地方交付税が大きく減少し、道内の市町村の多くは厳しい財政運営を強いられております。平成19年度から導入の人口と面積を基本に積算する包括算定経費、新型交付税というふうに言われておりますこの算定には、過疎化、少子高齢化と多くの課題を抱えている小規模市町村が不利益をこうむらないような適切な財政需要の把握とともに、地方一般財源として交付税総額を確保するよう北海道市長会の中で全体の要望として取り組んでいきたいと考えております。

次に、中期財政計画と新総合計画との整合性についてお尋ねがございました。中期財政計画と新総合計画との整合性については、総合計画が実効性を持つために当然財政計画との整合性が基本となりますので、前期計画は財政計画と整合性を持たせ設定し、施策の優先度、緊急性などを検証し、計画を進行管理していく考えであります。

また、各個別計画との整合性についてお答えをいたします。議員御承知のとおり、総合計画というのはすべての行政計画の最上位計画ということであり、総合計画は、基本構想及び基本計画において大きくは五つの基本目標とそれに基づいた45本の主要施策により全体の施策が体系づけられ、これらに基づいて今後のまちづくりを進めてまいります。今後策定されます各個別計画は、総合計画の基本目標と主要施策において定めた方

向性をさらに具現化するための計画として位置づけられ、これらの計画を踏まえた上で具体的な事業を展開していくということです。したがって、今年度以降に策定を予定する各個別計画は、総合計画における45本の主要施策にリンクする形での計画となります。当然計画の検討段階から総合計画との整合性を図りながら、策定作業を進めていくということで御理解をいただきたいと思っております。

現在31本の個別計画を想定しておりますが、そのうちお尋ねのありました第3期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画、新名寄市農業・農村振興計画を含む4本の計画が策定作業を終えており、基本的に総合計画に準じた個別計画になっているところであります。

次に、名寄市の財政状況について。平成17年度の決算統計数値が正式に公表されていないので、詳細については述べられませんが、経常収支比率が92.3%と90%を超えたこと、17年度決算から導入された実質公債費比率が19%と地方債発行の許可団体となる18%を超えたことなどから考えて、名寄市の財政指数は道内35市の中では中の下と、このように押さえております。しかし、個々の市町村の財政指数を単純に比較して一喜一憂することは、余り意味がないのではないかと考えております。市民の皆さんへ財政状況の公表、説明では、予算の概要と執行状況、決算の状況などを広報で年3回程度お知らせしており、また名寄市ホームページにも適宜掲載をしております。

今後の財政運営は、昨年12月の市議会議員協議会に提出をした中期財政計画でもお示しをいたしましたけれども、平成19年度から22年度までの4年間は基金に依存した財政運営を余儀なくされています。合併後、ほぼ1年が経過をしましたが、合併効果を確実にするためには組織のスリム化が緊急の課題であると考えております。また、新名寄市行財政改革推進計画に基づき、これまで

の既成概念にとらわれず歳入歳出の両面から見直しを進める必要があります、具体的には上下水道の料金改定を含めた使用料、手数料の見直し、事務事業の一元化、補助金、負担金の全面的な見直しなどを実施して、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、広域行政の現状と今後の具体的方針についてお尋ねがありました。まず、現状についてありますが、上川北部圏域では従来から交通、医療、福祉、防災、救急、衛生、教育、文化などで効果的に広域ネットワークを形成してきております。さらに、広域的な振興を図るために新たな分野として国民健康保険と介護保険の共同事務処理について担当課長により研究会の検討を経て、平成17年12月に助役会に報告が出されたところであります。助役会では、首長の協議とすべき課題等整理をして確認をしておりますが、名寄市、風連町の合併等あり、本格的には平成19年度からの作業となっております。なお、北海道町村会では独自に連合を視野に入れたランドデザインをまとめる作業をしております、その動向も関係してまいります。また、富良野地区1市4町では広域連合を決め、具体的な作業に入っております。参考にしながら、研究してまいりたいと考えているところであります。

今後の展開と名寄市の役割については、複数市町村で施設整備運営や事務事業などの共同処理をするためには費用負担の問題、管理運営の問題、それから市民、住民のコンセンサスなどの問題も多くあり、中核都市としての役割を踏まえながら、可能性についても研究してまいりたいと考えております。

なお、今回市立総合病院で整備をする救急患者受け入れのための広域連携等については、5月以降協議の場を設定して取り組みをしたいと考えているところであります。

次に、地域自治区の具体化と職員の役割についてお答えをいたします。同じ地域に住む人が協力

をして、地域を一番知っている地域の人々が地域のことを考え、協力して行動し、自分たちの住む地域を豊かにするための活動ができるようにならないかとの考え方から、地域自治区の発想が生まれ、またその活動範囲は地域のまとまりを考え、小学校区単位を基本と考えているところであります。ことし1月、町内会長交流研修会で地域自治区は地域の人々が一体となって住みよい地域を目指し、その個性や特徴を生かした地域づくりを考え、実行する場との内容で説明をいたしました。地域がみずから語り合い、計画するとの意味合いを含めたこともあり、集まった町内会長から多くの意見をいただきました。正直なところ抽象的な部分が含まれた提示であったと認識しております。今後は地域に入り、地域自治区へ向けてのきっかけになるような具体性を持った説明をしていかなければならないと考えております。また、地域での話し合いの中で、初めの一步型になるような事業で一定の区域内で地域づくりを提案し、モデル地区として実践をいただくことも考えております。

また、地域自治区での職員の役割については、職員も地域の一員として積極的に地域づくりに関わることが重要なことと考えております。職員の研修などを通じて、地域のまちづくりに参加をこれまで以上に進めていきたいと考えております。

次に、主要課題について、大型店の問題についてお尋ねがございました。1月22日に記者発表して以来これまで3回、約180名の参加をいただいた市民説明会と2回の議員協議会において多くの貴重な御意見をいただいたところでございます。市民の皆さんには多様な意見があるところですが、特別用途地区の設定は3月23日に利害関係者を中心とした公聴会を行い、都市計画法にのっとり名寄市の都市計画審議会などに諮り、決定をしていきたいと考えております。

今回の都市計画は、基本的に2月2日に基本構想の議決をいただいた新総合計画と北海道で策定されていますコンパクトなまちづくりに向けた基

本方針に沿ったものであります。現在並行して策定中の都市計画マスタープランも新総合計画との整合を図り、風連地区と合わせた中で都市計画区域全体の土地利用計画を再調査してまいります。将来20年、30年先のまちづくりを想定した用途地域の指定などを検討してまいります。

次に、入札、契約制度の改善に向けて申し上げます。名寄市では、現在一般競争入札は1件の予定価格が10億円以上の工事を対象としており、10億円未満の工事は指名競争入札としております。入札に当たっては、予定価格を事前公表しておりますが、予定価格の事前公表には適正な価格競争が行われにくくなること、業者の積算努力が損なわれること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の弊害が生じることも考えているところであります。しかしながら、現在積算ソフトを導入する業者もふえており、積算価格に差がないこと、入札時に積算内訳書の提出を義務づけており、発注側と受注側の積算根拠が明確であること、談合が行われた事実が判明したときは速やかに指名停止等の措置を講じていることなど、指名業者には名寄市の姿勢を示しております。

最近では福島、和歌山、宮崎の3県などで官製談合が相次いだことを受け、国や全国知事会及び政令指定都市が予定価格1,000万円以上の工事を一般競争入札とする方針を決定し、総務省、国交省では地方自治法施行令や政省令を改正する予定であります。北海道でも深川市を初め岩見沢、旭川市が条件つき一般競争入札の導入を決定しております。名寄市としては、入札制度改正検討委員会で一般競争入札の導入について協議を重ねております。今後は、近隣市町村の動向を把握し、名寄市だけで導入を決定すると市外業者の参入により地元業者の発注の機会が減ること、現在近隣市町村では指名がない中で名寄市だけが先にオープンにするのではバランスがとれないこと、また従来よりも発注に要する日数がかかること、施工実績が書類でしか確認できない全国からの業者の

参入がふえることなど課題が考えられます。国交省ではマニュアルを作成する方針を打ち出しており、その資料を参考にしながら、地域条件付きの一般競争入札の導入について検討を図ってまいりたいと考えております。

次に、サンピラー温泉のリニューアルについてお答えをいたします。平成9年12月に改修オープン以来10年経過しようとしておりますが、職員の内部努力もあって、おかげさまで大変好評をいただいているところであります。温泉のリニューアルにつきましては、その必要性を感じております。振興公社内部の検討会議においても議論がなされておりますが、まだ構想ビジョンの段階でございます。いま少し時間をいただきたいと思います。

これまで利用者からの意見等につきましては、露天風呂、サウナ室のテレビ、洗い場の仕切りなどの声が聞かされております。今後のリニューアルに際し、振興公社の意見とともに協議の参考にさせていただきたいと考えております。

次に、国民保護計画についてお答えをいたします。名寄市国民保護計画の作成に当たっては、その素案が名寄市国民保護協議会において了承されており、今月中に最終案の答申を受けて確定することになっております。素案におきまして第2章、国民保護措置に関する基本方針として8項目にまとめておりますが、それらの基本方針が本計画全体においてどのように具体化されているかにつきましてお尋ねのあった3項目について説明をいたします。

1点目の基本的人権の尊重につきましては、その内容を具体化した項目は特にありませんが、憲法が保障する国民の自由と権利を尊重し、武力攻撃事態等において国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り公正かつ適正な手段のもとに行うという考え方は本計画全体を貫いております。

2点目の国民の権利、利益の迅速な救済につき

ましては、国民の権利、利益の救済にかかわる手続等という1項を設けまして、市民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口の開設や救済手続に関する行政文書の保存等について記載しています。

3点目の国民に対する情報提供等につきましては、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ適切な方法で提供するべく独立した1項を設け、その中で情報提供体制の整備、警報等の伝達、安否情報や被災情報の提供等について記載をしております。

次に、今後の雇用対策について。平成19年2月発表の旭川財務事務所道北経済月報によりますと、前年に比較をして住宅着工戸数など一部に伸びが見られますが、全体的には厳しい情勢が続いております。また、名寄公共安定所の2月末の雇用情勢によりますと、月間有効求人倍率は0.43倍で、前年度に比較して0.08%の増加となっております。全国、全道に比較しますと依然として低く厳しい状況にあります。新規高卒者の就職状況では、昨年に比べますと総体に65%の増加で、特に技能部門に大幅な伸びが見られます。全国的に大量定年退職がふえるいわゆる2007年問題の現象に伴うものと思われます。雇用の拡大と安定は、北海道全体の経済の活性化とともにあるものと認識しており、今後さらに地域の関係機関とともに中央への働きかけを継続してまいりたいと考えております。

冬期援護制度にかわる新しい制度につきましては、今国会の審議後に北海道を通じて具体的に示されてまいります。去る2月23日の上川支庁における説明会では、(仮称)通年雇用促進支援事業としての骨格が示されました。概要としては、地域協議会が策定する対策計画により提案、企画競争により雇用創出効果の高い協議会に国が委託をして、実施するというものであります。また、協議会は広域性が求められており、4月以降に示される要綱及び職安、近隣市町村とも十分協議し

ながら対応してまいります。

以上で私の答弁にさせていただきます。

○議長(田中之繁議員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) おはようございます。私からは、大項目6、教育行政執行方針について御答弁申し上げます。

まず初めに、(1)、教育基本法の改悪と今後の動きについてであります。御案内のとおり旧教育基本法は憲法と同じ年、昭和22年に施行されて以来60年近くにわたり一度も改正されていなかったことから、現代の社会に十分対応し切れていない面もあるのではないかとの懸念もあり、文部科学省は平成13年11月26日に新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について中央教育審議会に諮問し、平成15年3月20日にその答申がなされました。その後さまざまな議論を経ながら、文部科学省は改正案を策定して国会に提出し、去る12月15日に新しい教育基本法が可決、成立、同月22日の公布、施行されたところであります。

その中で見直しが図られた主なものは、一つには国民から信頼される学校教育の確立であり、特に個性の伸長、豊かな心の育成、グローバル化、男女共同参画など、社会の変化への対応についての観点の重視であります。また、二つには、家庭の教育力の回復、学校、家庭、地域社会の連携、協力、そして三つ目は公共心、伝統や文化を尊重し、それらをはぐくんできた国や郷土を愛する態度の育成、四つ目には生涯学習社会の実現などについてであります。教育基本法の見直しに当たりましては、現行憲法を前提として見直すこと、また今後の教育においても大切にすべき普遍的な理念を尊重することなどが確認されているところであります。私といたしましては、個人の尊厳、真理と平和、人格の完成などの理念は憲法の精神にのっとった普遍的なものであり、新しい時代の教育理念としても大切にしていける必要があることから、今後関連法案にかかわる議論の推移を見守っ

てまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、特別支援教育本格実施への現状についてお尋ねがございました。特別支援教育の推進につきましては、昨日の木戸口議員の御質問にもお答えしたところでありますが、平成17年度に地域指定を受け実施したモデル事業の成果を踏まえ、平成18年度におきましては名寄市独自で推進体制の整備を進めてまいりました。これまでに全小中学校に校内委員会とコーディネーターを設置するとともに、コーディネーター連絡会議や専門家チーム会議、巡回相談などを開催し、支援ネットワークの構築に努めてまいりました。また、特別支援教育にかかわる各種研修会等の後援などを通して、制度への理解の進化を図ってまいりました。平成19年度におきましても引き続き各学校における教職員や保護者に対して制度についてのより一層の理解の促進を図り、制度の充実に努めてまいります。

また、課題といたしましては、教育は人なりの言葉にもありますように、人材の育成や確保が急務となっております。幸いにも名寄市には大学や短期大学及び市立総合病院があり、専門的知識を有する人材がそろっていることから、他の市町村と比べても恵まれた環境にあります。これら専門的知識を有する方々の理解と協力を得て、特別支援教育の推進を図ってまいります。

さらに、名寄市教育委員会といたしましては、新たなる事業として、平成19年度における特別支援教育研究推進実践学校を指定いたしました。研究実践に当たっては、名寄市立大学との連携のもとに学生によるティーチングアシスタントとしての取り組みを進める中で、その課題と成果を検証しながら、全小中学校への取り組みに拡大することで一層の充実に努めてまいりたいと考えております。また、各学校に配置する支援員制度につきましては、現在文部科学省において実施に向けて検討が行われておりますが、その推移を見きわ

め、的確に対応してまいりたいと考えております。

次に、(3)、いじめ、不登校、悩み等の現状についてお答え申し上げます。いじめにかかわる問題につきましては、これまでもいじめはどこにでもあるとの認識のもと、いじめを未然に防ぎ、深刻化させない取り組みに努めてまいりました。特に昨年11月以降は、名寄市独自のいじめの実態調査、また北海道教育委員会によるアンケート調査の速報値などに基づき、校長会等を通して日常の教育相談や学級活動から具体的な実態を把握するとともに早期発見、早期対応に努め、保護者や関係機関との十分な連携を図りながら解決に当たるよう各学校に指導してきているところであります。特に校長会、研修会におきましては、教育相談センターの教育専門相談員を招き、連携のあり方について協議するなど、学校と関係機関のより緊密な連携に努めてまいりました。また、新年度の各学校における学校教育推進の重点にいじめ解決について学校ぐるみの組織的な対応に努めることを明記するとともに、いじめの芽を摘み取るためにも望ましい言語環境の保持に努める取り組みについても指導してきたところであります。さらには、子供たちの悩みの解決に向けて配置されております心の教室相談員の相談業務をいつでも悩み相談ができるよう新年度から名寄市単独の予算で週5回へと強化することにいたしております。さらには、教育相談センターにおけるハートダイヤル及び不登校児童生徒に対応する適応指導教室の機能強化を図るため、指導員の増員についても計画しております。

これからの教育は、学校ばかりでなく地域全体で子供たちの健全育成について見守っていく必要があります。新年度におきましては、青少年センターにおけるサポートチームを再構築し、より一層の活性化を図るとともに名寄市立大学など地域の関係機関の協力を得て、カウンセリング研修など子供の心と直接向き合う教職員の資質の向上を図る中で、いじめなど問題に積極的に対応する体

制を確立するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） それぞれ答弁いただきましたけれども、順に再質問を申し上げたいと思います。

憲法を暮らしに生かす市政について市長の答弁率直に受けとめて、一層平和や暮らしに生かす意識をより強めていただきたいと思います。ただ、国の状況、特に安倍政権は特徴的に教育基本法の改正に見られるように現職の総理大臣でありながら憲法改正を言っではばからない現実のきな臭い政治を意思表示されておりますから、首長の立場としても市民生活を守る上での憲法を生かす姿勢について引き続き御努力をお願いを申し上げておきたいと思います。

市政運営の基本的な姿勢やまちづくり、市民とのかかわり方についてですが、率直にお聞きをいたします。こういう質問をいたしますと、市長は常に現職の首長として名寄市民全体の平和や幸せを願う立場で、日本の財政構造が中央集権的な構造でしたからいたし方ないことでございますけれども、道や国を含めてやっぱり政権等、あるいは現職国会議員や道会議員との密接な連絡というのは欠かせないことについては私も十分わかりますし、これからもその必要性については当然かなというふうに考えております。あるいは、与党にかかわらず道や国に対する全野党的な立場での名寄市の要望、ニーズを生かす姿勢としては理解ができるところでございます。しかし、たまたま今統一地方選挙、知事選挙、道議選挙、市議選挙と続き、夏には日本の将来を左右する入り口にあるという参議院選挙もございますが、きのうたまたま公正な市長ということの立場からして前堀江副議長の事務所開きにも市長も議長も出席をされておりました。当然選挙ですから、常に相手があつての戦いになるわけでございますけれども、そうい

う時期については当然公平、公正の姿勢を、スタンスを維持をされていくことがベターな判断かなというふうに考えておりますが、そういう認識であるのかどうか、改めてお聞きをしたいと思います。

市政運営の基本的な姿勢の関係で、確かにこの1年間、冒頭演壇で私も聞いたとおり、市長にとっても非常に多忙な厳しい時代、1年間であったというふうに考えておりますが、これまでも総合計画の策定に当たっての十分な市民との対話、あるいは説明責任、情報公開、基本的な姿勢については伝わってくるものはございますけれども、現実的にやはり行政運営ではスケジュール的にならざるを得ない側面も否めないのかなという感じがしておりまして、これからもその基本的な姿勢を、市の職員全員がそうなのですが、実践的にも常にだれのために仕事をしているのかという問題意識を頭に置きながら、それぞれ事務屋さんであろうと技術屋さんであろうと市民の目線で物を考えていく、制度で足らなければその制度を改善をしていくという姿勢もまた特に必要ではないのかなというふうに考えておりまして、時間等の関係でどうしてもスケジュール的な、日程的なことに限界もあるかもしれませんが、これからはっきり市民との目線を大切にしながら、住民対話を一層深めていただくように求めておきたいと思いますが、このことに関しては先ほどの選挙にかかわる対応についてだけお答えをいただきたいと思います。

次に、行政改革の関係で、行政改革の新しい計画については近々出るという、8日でしたか、情報によりますと。議会が始まるのがわかっておりまして、当初行政改革の新しい推進計画について予算編成の査定の終わるごろ、1月下旬ぐらいというふうに聞いておりまして、あるいは公債費適正計画も5日の日にホームページで掲示をされていたのですが、いわゆる第1定が始まるということ的前提をしながら、市民や私ども議員にも情報公開のスピード感というか、非常におくれてい

るなという感じがしておりまして、そこら辺についての認識について、時間等の関係で大変忙しいことは重々知りながらも、私どもそれらを見ながら論戦に入るとというのが極めて市民にとっても幸せなことをございまして、対応に十分でないことがやっぱりあったようなことについては指摘をしておかなければならないなというように考えています。

それで、行財政改革計画の全般についてはまた論じる機会があると思いますから割愛をいたしますが、1点だけ、これも行政改革の絡みでは職員の資質、市民の目線で仕事をする、対応の問題などについて、永遠の課題というわけにはこれはいきませんから、1年たったらこれだけ改善をしたということが重要でありまして、これはもう既に市長や議長には別に先週郵送されているというふうに聞いておりますけれども、たまたま私議会終わってうちへ帰りますと、こういうはがき1枚、一市民からというふうに来ていまして、私の質問は別にそういうことを予定をしていたわけではありませんが、行革絡みの関係であえて触れさせていただくのですが、これは具体的な施設名も書いてありますけれども、ある施設を利用しに行ったら、個人に対する対応はしていないというようなつけんどんな対応で、けんもほろろの対応があったということで、余りにも腹が立つので、条例を後から調べて、そういう個人には貸さないということにもなっていないと、どうなっているのだということを取り上げてほしいということでありまして、このはがきのことだけではなくて、まさに職員の資質や労務管理のあり方、特に市役所は最近の行革や合理化の関係でたくさんの臨時職員や嘱託職員や非常勤職員も入っていると思います。そういう人たちへの、一体感の中で当然仕事をしなければならぬにもかかわらず、何かしら上に立つような感覚で指示をする、指導をするというようなことの印象も伝わってくるものですから、この行革の項では1点だけ、たびたび各議員も取

り上げるところなのですが、まさに今余り改善されていないのではないかとこの心配もございまして、個別にはまた議会終わってから指摘をさせていただきますが、御答弁をお願いをしたいと思います。

中期財政計画、新総合計画の関係についてであります。整合性については確かに私どもの情報と市長を初め市役所全体の情報というのは残念なことに情報格差がございます。あるいは、時間のずれもありますから、どうしても私ども食い込んだ検証、整合性があるというふうに言われてもわからぬ部分が多いのですが、例えばかねてからも言っておりましたが、実質公債費比率が夕張問題も含めていわゆる大事な指標になってきているのですが、一般会計新年度は187億円、特別会計、病院会計も入れて400ということなのですが、例えば企業会計でいくと風連と名寄の過去の手法の違いなんかもあって、前の公債費比率についてはだんだん改善をしてきていると、一般会計では。しかし、適正計画の内容を見ますと企業会計、企業債との関係なんかでそれを押し上げてきたという現実なんかがあって、そうするとその原因を私ども見る根拠になるのはやっぱり病院会計や水道会計の中長期の計画みたいのが、施策としての計画はそれぞれ水道で言えば2画があるとか、病院の展望なんかについての考え方出されますが、かねてから執行側も認識をしながら、なかなか具体化しないということがございまして、この機会に、実質公債費比率が非常に重要な比率になっているわけで、私どもも検証する上でそういう資料も含めてやっぱり提示をいただかなければ論議ができないという部分もございまして、改めて、繰り入れ等の関係もございまして、特別会計ももちろんそうですが、ぜひ基本的なところのまず考え方をお知らせをいただきたいと思っております。

それから、二つ目には、きのう中野議員もおっしゃってございましたけれども、総合計画5年のをまとめた事業計画の提示があり、後年度は別途と



いうことですが、公債費負担適正計画や中期財政計画を数字で置いているわけでありますから、当然単年度、単年度の事業の張りつけというのは恐らく頭に置いていると思うのです。それらがきのうの答弁ではこれから単年度ごとの張りつけをするということですが、仮にそれが本当だとすれば私どもに提示いただいているいろんな数字というのは、いわゆる公債費比率や経常収支比率を一定の上限を定めながらの数字上の提示になっているのか、やっぱり単年度、単年度の施策の張りつけについて調整をされているのかの判断がつかみませんので、改めてお伺いをしたいと思います。そして、まだ具体的に単年度ごとの張りつけができないとすれば、いつ提示をいただけるのか改めて求めておきたいと思います。

それから、もう一点、きのうも小野寺議員から出ておりました旧名寄、旧風連の特例債の活用、過疎債の活用の問題の市民のとらえ方、私も旧名寄の議員でございますから、印象としては旧風連の3大事業が非常に目につくということの印象はございます。あるいは、市民からも名寄何もたもたしているよというような言い方も、旧名寄です。しかし、答弁では市長がおっしゃっていることについても十分わかります。総合計画10年、建設計画の関係を引用しながら、トータルとして一つのまちとしてどう施策が張りつけていかれるのかという物の見方が正しいと思いますが、現実に例えば名寄の中心街の活性化の取り組みについても関係者の取り組みがしっかり見えないからそういうおくれになって、むしろ風連の再開発事業を評価をしなければならぬという気持ちについては私もございます。積極的にやっぱりやる方がしっかり具体的に先にいくのだということについて、道の駅についてももちろんそうだと思います、中学校の問題も。ただ、ここで5年、10年で私も見ようという気持ちはございますけれども、旧名寄の市民としては不満が残っているという、調整を求める声が根強くございまして、ぜひその辺に

ついでの改めての答えもいただきたいと思いません。

それで、具体的にきのうのやりとりを聞いていて思ったのですが、旧風連の事業が調整がついて効率的に行えることが非常に大切だと思う立場からなのですが、3大事業、中学校、再開発、道の駅と。どれもそれは名寄全体のものであるという認識を私どもも切りかえる努力をしなければならぬと思います。たまたま風連高校の関係で、かなりこれから存続をしていく状況厳しい状況の認識が教育長からも示され、あるいは少し前に一步踏み込み過ぎたかなという心配もしましたが、跡校舎、跡地の活用の問題も答弁がありました。まさに地区の住民や子供たちの環境を整えば、かなりその可能性は強い。もし仮にそうなった場合、中学校の改築これからで、新年度調査で再来年着工ぐらい、二、三年ということになるかもしれませんが、いわゆる小中一貫の関係で、風連中央小学校と風連中学校などの一貫教育の環境の場合によっては整うのかなと。あるいは、中学校は新築でなければそれはとんでもないという声もちろんあるでしょうが、しっかり既存の校舎の再リニューアルや備品の充実配備など、いろんな方法がやっぱりあるのではないかと思います。十分総合計画前期にかかわる問題ではあろうと思いますので、そういう可能性について、それは市長と教育長の立場から改めてまた具体的な問題としてお聞きをしておきたいと思えます。

それと、公債費負担適正化計画、結果としてこの数字を見れば心配される18%超えをどう抑えていくかという関係で、数字が出ていますが、18年度が19.6、これは単年度です、19.6。それから、18.1、17.1、19.5、ここはお認めになっているとおりで21年度、これは20%を超えるのかなという見解も出ています。単年度ではその後18%、16%、14%と適正化計画の7年度の最後、24年ではそのような数字で、3年平均ではかなり抑制感の数字が、トータル的に

は17.9%が平成24年に出ています。これらについては、先ほどの関連もありますけれども、いわゆる総合計画の具体的な事業想定をしたものをはめながら出てきている数字ではないのかなというふうに考えておりますが、そういうような押さえでよろしいのかお聞かせをいただきたい。新発債との関係です、既発債ははっきりしているわけですから。これから新たに起債を起こす関係についてお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、広域行政の関係については触れる時間がございませんが、若干歩みが、合併の関係もございましたが、文字どおり私どもは名寄にいて中核市だと、市長もおっしゃいましたけれども、まさに中川から和寒、土別も入りますけれども、他の市町村が文字どおり人口が多いから、財政規模が大きいということばかりではなくて、やっぱり首長同士の信頼関係、市民同士の信頼関係の醸成、そういうことをベースにしながら広域行政の展開みたいのは出てくるのかなという感じがしています。合併前の任意協議会の経験もございまして、広域的なネットワークを構築をしているということでございまして、歩みとしてはやっぱり姿が見えないと、形が見えないと何やっているのですかということになるかと思ひまして、全道の町村会の新たな自治の姿の問題についても触れられておりましたけれども、そういうことを頭に置きながらも名寄市の役割というのは非常に大きいのではないかと思います、今考えられる広域的な行政、あるいは連合行政みたいな形の提案がありましたら、ぜひお聞かせをいただきたいと思えます。

域内分権、住民自治について、市長の答弁でよろしいかなというふうに考えますが、私は確かに受けとめる町内会や市民の側にしても、町内会によっては毎年役員決めるのも大変だと。しかし、そうは言いながら本当に年々行事を拡大をしながら、町内の親睦を図るような取り組みが進んでいる町内もございまして、ですから、それは一様に言

えませんが、単に今ある町内を学校単位にまとめてイベントをやるということだけでは、スタートはそこから入るのかもしれませんが、具体的な予算措置も含めた、具体的に地域で何をやるのか、極端な話道路の穴あいたらみんなで埋めるのだと、あるいは樹木が倒れたら自分たちでやるのだと、街灯がどうしたこうしたという話も含めて、そういう小さなことの積み上げで、まさに自分たちが自分のまちをつくり、守っているのだなという気持ちが高まっていくような気がいたしまして、具体的な制度としての位置づけについての基本的な考え方をお知らせをいただきたいと思えます。私は、議会の附属機関的な要素も将来的には構想をしている一人なのですけれども、それに対する見識があればまたお知らせをいただきたいと思えます。

主要課題について、大変市長も苦悩されておられる大型店問題の対応と都市計画について、この間の不十分さについては市長もそれぞれきのお認めになって、新聞にも出ているところなのですが、改めてむちを打つようなことはしませんけれども、なぜこうなったかなということについて改めて私は考える必要があるのです。こうなったものをなかなかもとに戻すことは現状では非常に困難なのですが、もう市長も十分わかっているのですが、今社会保障でもすべての施策でも国による、あるいは道によるセーフティーネットを張らずして規制緩和を一気に小泉あるいは現政権の中でも引き継がれながらやられた結果が都市間の格差、あるいは道内における域内格差、さまざまな格差につながってきておりました、これはもう既にバス業界とかタクシー業界だとか、そういうの経験済みなわけでもございまして、そして、結果として何が残るかというのは、働いている人たちの労賃の引き下げで競争する、あるいはパートや時間給などの働く人たちですから、多少国全体が、都市部が景気がよくなっても都市部の人ですら実感がないというのは、やっぱり景気の6割を支える

といういわゆる懐のぐあいがてんでよくなっていないからということなのです。ですから、この問題もそうなのですが、74年から2000年までの間にあったいわゆる商業調整の可能だった法律が廃止をされて、この間もちょっとまちづくり3法一部改正されましたけれども、もとの法律が改正をされた法律以降の問題の事象なのです、全国的に。これは、当時の建設省ですら規制を外すことに抵抗があったのですが、自民党はやっぱりバブル以降の景気対策のために大手のそういう人たちの意向を聞きながら決めてしまった法律、これは明らかな事実でございます、これを今さら戻すというのはまた新たな歩みとしてまちづくり3法の改正があって、今の状況になっておりますけれども、その原因だけははっきりしておかなければならないのではないかというふうに考えておまして、私は今回の問題も党派ではまだ意識統一をしておりませんが、消費者の立場でいいのではないかという声もちろんあります。私は、だけれども基本的には、個人の意見になりますけれども、セーフティーネットを張らずした規制緩和については反対をする立場でございます、社会的な規制は必要だというふうに考えております、今回の問題についても。ただ、市長がお認めになっているとおり、手続、対応に瑕疵が明らかに残ったことも事実でございます、大店法の13条の中でも商業調整を求めることはできないということになっているのです、残念なことに、自治体であっても。そのために全国の、北海道も遅まきながら、対応が非常に遅かったのですけれども、昨年7月にガイドラインを設定をしていたり、先見の明な県や自治体ではもっと早くまちづくり条例なども含めて進出をする大手に対して一定の条件を付す、あるいは地域貢献なども含めた対応を求める、これが限界だというふうに言われているのです。

助役も私が一昨年12月の議会でこのことについて早く規制をかけるべきでないかという質問に

対して、法の限界性を問うて、さらに研究、検討をしなければならぬという程度の答弁でしたけれども、都市計画審議会の中ではもっと早くから、このことを想定をしたわけではありませんが、法の改正の動きに伴っていずれ用途地域の指定、特別指定地域などについて検討していかなければならぬということを経験した建設部長が言っているのです。だから、行政の中で本当にどういうコンタクトをとられて対応してきたかというのは極めて瑕疵が残るという感じがしておりますので、改めて今後の、きのう公になっていきましたが、公聴会を御案内をしていたようではありますが、状況は非常に厳しいと言わざるを得ません。私は、現実的にはしっかり地権者や大手なども含めて、商業者も含めてしっかりテーブルに着いた上で共同、共存の道を探るしかないのかなという率直な感じがしております、ただ基本的には社会的規制も私は必要だと思っていますから、一昨年的一般質問でもあえて取り上げている次第でございます、そういう状況について少しお答えをいただきたいと思っております。

サンピラーの関係について、ぜひ熱心に利用されている皆さんの声をもう少し具体化する前に公にしなごう、露天ぶろやサウナの改善やら、いろいろ課題はあるでしょうけれども、もっと大胆に楽しい企画として期待をしたいと思っておりますから、一層歯車を回していただくように求めておきたいと思っております。

ただ、私こうやって質問したのは、非公式の中に振興公社から具体的な提案があったというふう聞いておまして、その中身についてもっと具体的な膨らんだ中身なのかなと思ったのですけれども、ちょっとそれについて聞き漏らしたとすれば、別途でも結構ですけれども、あえて足しておきたいと思っております。

国民保護計画について、これは端的にお聞きしますけれども、政府の基本指針とか消防庁のモデル計画との違いというのは何かあるのかどうか

ということと、基本的な人権の尊重も市長は憲法で十分その辺については意識をされている部分なので、計画全体でそれが覆われているのだということでございますが、それはそれとして受けとめてはおきますが、非常に不思議なことが実際にあるのです。有事のタイプとして四つ、ミサイルが飛んでくるとかテロがどうしたとかという定義がございませけれども、例えば政府の基本指針で核攻撃で身を守る方法として風下を避けて、手袋、帽子、雨がっぱにより放射能降下物による外部被爆を抑制する、こういうのがまじめな顔をして書いてある。総務省は、そんなことできるのかと言ったらできませんというふうに、放射能降ってきたときにそういう対応で本当に、そういう国の指針があるということそのものが疑いを持たざるを得ないのですが、基本的に市長にお聞きしたいのは武力攻撃災害と自然災害の違いについて少しお答えをいただきたいと思います。

これは、次の雇用と入札関係と両方かわるのですが、私は正直言って今国全体が、宮崎県やら先ほど市長言ったように3県、あるいは深川なども含めて身近な例で話があって、本当にゆゆしき事態だなと思ってしまして、別にこれはその3県だけではなくて至るところにあるから、たまたまぼつぼつと現象が出るのだろうということで、これまで名寄市として、私も取り上げてきましたが、入札改善、契約についての改善については評価をいたしています。

ただ、ここにきて一般競争入札について指名競争入札の是非論の問題について、市長は全体的に国のマニュアルなんか出たり、あるいはこれから広域的な調整もしながら、一部一般競争入札の導入についての検討を言及をされたのですが、確かに最近、3月2日でしたか、道新で大学の学者は地元優先せず一般入札をやれと、それから町村会の南原常務理事は有識者を交えて、評価方式で指名方式についてもしっかり残すべきだとさまざまな意見出ております。これもやっぱりある面では、

基本的にはそれはもう競争社会ですからセーフティーネットも何も張る必要はないのですが、指名競争入札もセーフティーネットの一環ではないのかなと考えていまして、しっかり精査をした上で守るものは守るということも大切ではないかと。ひとたまりもないわけです。先ほどの大型店の問題ではないですけれども、一般競争入札、多少は地元の指名競争入札では落札率が高目になるのかもしれませんが、高過ぎるととんでもない話ですけれども。しかし、一般競争入札になると下がるかもしれないけれども、しかしその金はどこ行くのよということにも、地元に残らないということにもなるでしょう。私は、あしきという言葉は適当ではないかもしれませんが、指名競争入札をしっかりとっと透明性、改善に向けて当面はそこも大切にしながら、長期的には市長の答弁のとおりでよろしいのかなと思いますけれども、改めて談合やその他のことしか、ましてや役所内部も含めて官製談合たることはないでしょうけれども、そこは有識者などを交えた評価方式などについても改めて検討しながら、現行制度をつないでいくということも一つの方法ではないかというふうに考えています。

ただ、1点お願いをしたいのですが、最近働いている人たちもどんどん切られて、建設業界も身軽になろうとせざるを得ない状況でありますけれども、どうしても労務費を、ピンはねという言葉は悪いですが、下げながら対応をします。本当は積算をするのはいわゆる二省単価をもとに積算をして、業者に対して発注をするわけなのですが、しっかり業界には、大変でしょうけれども、こういう日商単価をもとに積算をしているのだという資料を渡したことがあるのかどうか改めてお聞きしたいと思うし、既に一部の自治体では業者に対してそういう資料も提示をして、しっかり努力してくださいということを求めているケースもございまして、名寄市の新たな取り組みとしてお伺いしておきたいと思います。

最後の方で教育行政について、教育長、教育基本法の改正で、これ端的にお伺いしますが、長いこと憲法と表裏一体の関係で、いわゆる国の義務を定めて、私何回読んでもあの教育基本法がどこが悪くて改正をされたのかというのは本当にわからない。まさに意図的に国の管理統制を強めるような方向につながる可能性が極めて大で危惧をしているわけでございまして、実際に教育現場に何十年も教育長おられまして、それが原因で子供たちの対応など、あるいは課題等について基本法がおかしくてという矛盾を感じたことがあるのかどうか。これは国の動きですから、新たにできたものに対する言及はなかなか難しいのかもしれませんが、今も重要な基本法だというふうに私は思っています、端的にお尋ねをいたします。率直に教員経験の中からお聞かせをいただきたいと思えます。

特別支援教育については、この後一般質問で竹中議員もやりますが、聞くところによると平成19年度に全国に2万1,000の支援アドバイザーでしたか、の予算化をして、1人当たり119万円ぐらいの交付税措置の見通しがあるというふうに聞いておりました、国の情報が悪いから当初予算に入っていかなかったのかもしれませんが、積極的に活用は当然していかなければならぬ、あるいは交付税だけではなくて単費も、大変苦しい状況は十分わかりますけれども、具体化していく基本的な考え方についてだけお聞かせをいただきたいと思えます。

本当の最後になりますが、いじめ、不登校、悩みの関係、予算書を見せていただきまして、中学校の心の教室相談員、適応指導教室、あるいは相談センターの充実に向けて大変配慮をされているかと思えます。問題は、そういうことを前提にしながら、いかにして冒頭お聞きしたとおり今後運営、ソフトの部分での充実が求められているというふうに思いますから、十分その辺については現場サイドの意向をしっかり受けとめながら、一体

となつての取り組みを求めておきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点か私の方からお答えをし、細部の係数的な答弁等については助役あるいは担当部長の方から答弁をさせていただきます。

まず最初に、基本的な姿勢ということで問われました。私は、市長としては市民の代表でありますから、国政あるいは道政等にいろいろな市民の願いを実現をさせるためには多様なルートといたしますか、そのようなことをしっかりと取り組んでいかねばならないと、このように心して今日まで活動しております。したがって、名寄市内に国政、道政で現職の皆さんが見えるときには必ず陳情会等を用意したり、あるいはその時間セットがとれなくもお会いをして、地域の実情等を要請すると、このような取り組みをしておりまして、ぜひこのことについての御理解はいただきたいと、このように思っております。

次に、行財政改革について指摘がありました。従来の私ども部内でいろいろな取り組みを進めているわけですが、これは一つには職員の理解、協力、市民の理解、協力がなければ実現しないものが多くあります。時にはそうした理解をこちらの方で強力にお願いすると、こういうことも出てくるわけでございまして、風連町との合併で行政組織等についてはどうしても一時期重複するような体制をとらねばならないと、こういう問題がありますけれども、これは3年、5年という時間的な中で工程表をしっかりとつくりながら進めていくということであります。ただ、平成17年、18年の2カ年については、合併協議等がかなり優先せざるを得なかったと、こういうことであります。そして、その後の一体感の醸成ということも含めて、この行財政改革を必ずしも手を休めたということではありませんが、指摘を受けるような内容があったのかと、このように思っております。

次に、中期財政計画の関係で、特に各種の指数についてお話がありました。実質公債費比率というのは、過去に指標として持っていたものを特に連結決算のような形で、企業会計あるいは一部事務組合等で行っている事業の償還、起債で事業をやっているものに対するそういうものも含めた統計の数字に置きかえるというふうに変わってきたわけでございます。私は、これは当然のことだというふうに考えておりますけれども、従来やっていなかったものを取り組むというのは係数的に当然変わってくるわけですし、もう一つは今後何年間かの傾向の中では分母となる数字が非常に、交付税が主なものでありますけれども、大きく切り込まれると。そうすると、自動的に、償還をする方は約定に基づいて年次計画がきちっと定まっているわけですから、ここで係数がアップをするわけであります。このことについては御理解のことだと思いますが、私はこういう事態であっても、そのことをしっかりと視野に入れた総合計画の年次の張りつけということを行っていかないと、一方の計画だけを忠実に実行しますと償還の方が財源としてショートすると、こういうことになるというふうに考えているところであります。当然こういう合併をしての向こう10年間の事業計画の中では、国が認めた合併特例債、そして現在指定を受けております過疎指定による過疎振興の事業と、こういうものを組み合わせて事業の財源にするわけですが、これも私どもが持つ事業すべてがこの特例債なり、あるいは過疎債の適用とならないことも当然あるわけでございまして、これらについては一般の起債の中での財源充当ということですから、償還時における一般財源の持ち出し、このことを心してやっていると、こういうことであります。

また、平成19年度の事業、予算の内容についても指摘ありました。旧風連、旧名寄の事業のボリュームについての評価であります。私はさきの議員にもお答えをしておりますが、どの地区で

どうだということを余り議論すべきではなくて、やはり名寄市全体としてどの事業を今まで準備してきている成熟度も含めて実行に早く移すかと、こういうことだというふうに今認識をしております。たまたま道の駅につきましては、旧風連町が開発建設部と協議をして事業化している内容のものでありまして、こちらの方が一方的に年次の割りつけを変更していくということにはなかなかならないと。1年間、平成18年度は内部協議で時間をとっていただき、そういう配慮はいただきましたけれども、しっかり進めていきたいと、こんなふうに考えておりますし、風連の市街地の再開発事業につきましてももう既に5年間の計画認定の中で今鋭意取り組んでいるわけであります。そういう意味では、今合併を前にして一定程度の計画の調整と、名寄地区についてはそういうようなことも指摘があるかもしれませんが。このことについては、しかし今まで進めてきている大学の整備の問題とか、あるいは緊急的に出ておりますけれども、病院の施設整備等については時間を決して失することのない対応をしていっている、このように受けとめていただければと思っております。

風連高校の関連については、きのう教育長答弁をしておりますけれども、私も現実に入学者が極めて少数の実態については、これは真剣に、合併協議のときには市立高校でどうかと、こういうような提言もあって、私も旧恵陵高校が市立で存続をしていた、そういう体験を持っているものですから、検討の要ありということでありましたが、しかし子供たちが実際に進学、進路を検討し、そういう実態がついてこないとなれば、これはもう改めて学校の跡利用ということを実際に考えねばならぬのではないかと、こんなふうにも思っているところであります。

広域行政の展開で、名寄市の立場ということについてのお話がありました。これは、今までもいろんなこととお話をさせていただいておりますが、例えば広域行政の実態が介護保険の認定の関係で

すとか、あるいは今の障害者の認定の関係ですとか、名寄市が人材も含めて一定の集積があるということで近隣の市町村の業務について御苦労いただいて対応していると、こういう実態がありますし、機能訓練等について、これは市立病院の理解があったからできたわけでありましたが、旧名寄保健所管内の風連から中川までのそうしたリハビリについて名寄市の職員を訓練士としてそれぞれ対応、スケジュールを組んでやってきたと、こういうことがあります。一方、一部事務組合で設立をして事業をやりました。炭化センター等については、合併をしていたときと合併をしないで一部事務組合でやったときの比較ということを私なりに分析をしているわけでありましたが、一部事務組合の場合は各首長さんがそれぞれの賛成をするときに決定権の数で持っているわけでありますから、調整というのは非常にリーダーシップを発揮したとしても自動的にそうしたものに直面をするということがあります。こういうことは、これからやはり広域行政の施設、あるいは連合としての事務事業と、こういうことが選別をされていくことが合併をしない自治体としての一層の地域の住民の皆さんのサービスに直結する手法ではないかと、こんなふうに思っております。

域内分権の話もありました。私は、全市一斉に地域自治区のこの形ができ上がるというのはなかなか難しいと、そのように思っております。既にもう先行的には東小学校の校区、これは小学校の改築を機にコミュニティーのいろんな取り組みの実績があるわけでした、この地区が先行するような形で今名寄市では、私どもは次の地区の皆さん方にどのような手法でいろんな地区の取り組みができないかということを進めていくことが地域自治区の導入について市民の皆さんに理解していただきやすいのではないかと、こんなふうにも考えております。今精力的に職員の担当する皆さんも含めて研究中でありまして、逐次市民の皆さん

とそうしたモデルを示しながら、御理解を深めていきたいと、こんなふうに思っております。

サンピラー温泉の関係も期待をいただく市民の要望というのがありますけれども、これは管理者である振興公社と十分協議をさせていただいてという取り組みにさせていただきたいと思っております。

規制緩和の関連も含めて大型店のお話がありました。私も平成11年に当時議会も含めて徳田地区の大型店の進出については名寄市民は望んでいないと、こういう決議書を携えて関係者と一緒に当時の通産の出先機関に要請行動を行った体験を持っております。そのときには国の方向が規制緩和ということでありまして、いかんせん実態でございました。このことが時によっては市民の皆さんに、関係者の皆さんに国の規制緩和策に抵抗するエネルギーをそがれてしまったといえますか、そういう面が実態としてあったのではないかと。しかし、商業関係者を中心にして国に法律改正を強力に働きかけて、ようやく18年5月に関連するまちづくり3法が改正になったということであります。私は、日本の商業の中で、今の大型店の経営そのものというのは非常に地域実態を参酌しない営業方針が出てきているのではないかと。市民の皆さんが確かに安いものを広い駐車場があって買い求めやすいというところに流れることはあるかもしれませんが、地元紙の投稿欄にもありましたけれども、今日本の農業を守るためにオーストラリアとの関税の関係でのいろんな取り組みをする中では、やはり日本の農業を守れと、安ければいいというものではないという、こういう国民の支持があるわけでありますから、私はこのことは名寄においても同様に市民の皆さんにも理解されるものだと、こういうことを信じて疑っておりません。しかし、現実なかなかそうでないという実態であります。

国民の保護計画について、これは私どもが一自治体の中でこの国民保護計画をつくってということではこの自然災害等とは異なって対応できるも

のではないという認識を持っています。しかし、そうしたものが何もなく本当にいいのかと、こういうことになると、当然国や北海道と連携をした形で一定の仕組みをつくって、市民の皆さんにこのようなときにはこのような仕組みの中で連絡体制をつくっている、そしてそのことをいろいろな訓練を通じて、例えば自然災害の避難訓練等を通じながら認識を深めていくことが重要ではないかと、こんなふうに思っております。

入札制度の関係もお話がありました。私は、日本の経済の中でこのような仕組みが一番の知恵として続いてきたのではないかと。しかし、近年のように各地でいろいろな入札をめぐる事案がありますと、この知恵の仕組みそのものにやはり欠陥があったのではないかと、こういう指摘を率直に受けとめて、改善策というものをしっかりとしていかなければならぬと、こんなふうに思っております。現在担当の方ではこれらの内部の検討もしていただいておりますし、私はしっかりとこれらについては市民の皆さんが公平、公正な事業実施をしているということの認識をいただけるような仕組みづくりに全力を挙げていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私の方からは、まず最初に風連中学校と中央小学校の一貫教育について少しお話がございました。このことにつきましては、平成19年度、新たに適正配置等検討委員会の中で小中一貫教育の成果などについても御議論をいただくということになっております。

それから、風連高校のリニューアル等につきまして市長の答弁のとおりでございます。

次に、教育基本法の改正にかかわりまして御質問がございました。昨今の青少年の問題行動とか、倫理観にかかわる問題、あるいは青少年が被害者になるような痛ましい事件とか学力の問題、あるいは学校にかかわるさまざまな課題、こういうものが国民的関心となったことから、教育基本法の

改正が進んできたのではないかなと。そういう観点でいきますと、学校教育、第6条の2項にある規範意識の高揚とか、あるいは第10条にあります家庭教育の充実だとか、またこれは第3条にございます生涯学習の理念にかかわる地域の教育力の向上だとか、こういうものが盛り込まれてきたのかなと、こんなことを考えているところでございます。

しかし、先ほどもお話し申し上げましたが、個人の尊厳とか真理と平和をしっかりと守る気持ちとか人権、人格の完成などについては、従来どおりこれは大切なものでございまして、今後何ら変わるものはないと、こんなふうに私自身も考えておりますし、何よりも大切なことはやはり教育振興基本計画、このことについてしっかり今後視点を当てていくべきだ、こういう中でいろんなねらいを実現させていく、そういう努力をしていくべきだと、こんなことを考えているところでございます。

次に、特別支援教育に当たりまして支援員制度のことについてお尋ねがございました。特別支援教育支援員の配置に必要な経費等に係る地方財政措置の予定についてのお話は1月にあったわけですが、この計画によりますと平成19年度、平成20年度、2年間かけまして全国の全公立小中学校に支援員を配置すると、こういう計画を立てる中で2年間で約250億円、5万1,000人という予算づけを計画しているということでもございました。これによりますと、ことしの5月ぐらいにはこのことについての決定がなされる、そういう中で交付税単価の正確な部分もわかるというふうになっておりますので、その結果を見て判断してまいりたいと、こう考えております。そういうことから、名寄市は15校でございますので、当初予算には盛り込んでいなかったことを御理解いただきたいと、こんなふうに考えております。

次に、ハートダイヤルとか、あるいは適応指導



教室等、教育相談センターのかかわりにつきましては、ただいま熊谷議員からお話ございましたように内部で一人一人の専門性が十分生かせるようにチームワークを確立してまいりたい。現在もそれぞれが分担して大変な仕事に当たっておりますが、しっかりとまたチームワークを確立してまいりたいと思いますし、あわせてサポーターの養成とか、そういう活用などにも今後取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 先ほど市長から答弁を申し上げます。細部について私の方から一、二お答えをしたいと思います。

一つは、行政改革の中で、市民の目線で仕事をするという職員の資質が欠けているのではないかと、このことで御指摘いただきました。具体的にはがきで議員のところへの訴えがあったということでもあります。日常的に私どもも市民課の窓口で投書箱を置いておりまして、その中でもやはりふだん何件か接遇等についていろいろとお話がございます。その都度こういうような内容についてはこういうふうにして解決しようと、具体的に現場の窓口の名前を挙げて、何番窓口でこういうことがありましたということがありますから、それはきちんと私ども対応していきたいというふうに思って、今までも実質対応をしてきているところであります。いつまでたってもこういうような状況が続くというようなことで、一方ではお褒めの言葉をいただいている内容もあるのでありますけれども、一方ではこういうはがき、投書をいただくと、またそれは本当にゼロどころかマイナスに戻ってしまうという点感じておりますので、さらに接遇のあり方について、マニュアルをつくって配付しておりますけれども、それだけでは十分というふうに感じておりません。事あるごとにきちんきちんと対応していきたいというふうに思っておりますので、今後の動きについてぜひ御理解

をいただきたいと思いますし、また御指摘もどしどしただけいたらというふうに思っているところでもあります。その窓口ばかりでなくて、日常の仕事、だれのために仕事をするのか、どんな態度で仕事をするのかという御指摘もいただければ、私どももまた日常心がけているつもりでありますけれども、さらに職員全体で考えていきたいというふうに思っております。

もう一つは、公債費適正化計画の中における新発債との関係が織り込まれているのかと、それと新総合計画の関係とはどうなのだということでもありますけれども、公債費適正化計画をつくるときにやはり新発債をこれから年間どのくらいのことが予想されるかと、総合計画の事業名を積み重ねていって、こういうふうということではなくて、今まで旧名寄市がとってきたように1年間に起債の額はこのくらいにしようという枠を実は決めていきたいと、こういうふうに思っております。これは、後々の償還のときに非常に計画的になるということでもあります。公債費適正化計画をつくったときに臨財債と合併基金債、これは特別でありますので、除きまして、年間16億円から17億円程度の枠を決めていきたいと、こういうふうに考えておりまして、その内訳は過疎債とか特例債とかいろいろとありますけれども、年間市が借金をして仕事をするのは16から17億円程度という計画を積み重ねていって、この公債費比率を割り出してきているということでもありますので、御理解をいただきたいと思いますというふうに思っております。

もう一つは、一般競争入札の方向でありまして、これも市長から答弁をされておりますけれども、単価が一体どうなっているかと。現状でありますけれども、これは単価が公開されておりますので、私どもも入札のたびに積算資料をいただくことにしております。中には積算がなかなかでき得ないという業者もありましたけれども、それは建設業協会とタイアップしまして、私どもの職員が講師になりまして積算の仕方をきちんと勉強していた

できました。これも含めて入札のたびに積算書を持ってきていただくと、こういうことをやっております。単価は公開をしておりますので、どの単価も同じ単価を使っているという状況であります。

また、透明性のことに関しましては、今までもたびたび改革をやっておりまして、発注者側の透明性は全部出しているというつもりであります。あと、指名入札の問題が今課題になっておりまして、問題提起がありましたようにどの方法が一番適切なのか、地域経済にとって大切なことなのかということを考えて、入札改善委員会の中で議論をしてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 熊谷議員。

○20番（熊谷吉正議員） 最後に1点だけ、公債費の繰上償還の新たな制度ができていまして、一定の要件きのうもやりとりあったのですが、それには新たな行革を求められる可能性もあるというふうに聞いておりますけれども、今回つくった新行革計画にさらに付加をする可能性があるのかどうかだけお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 繰上償還を認められる条件はこれから具体的に提示をされるということで、予想でありますけれども、総務省が全国の自治体に求めております改革プラン、これが一つの目安になってくるというふうに思っています。私どもは、今回つくったプランが、案がその総務省が求めております改革プランの中に基づいているということですので、ただ中身の精査はこれからと、総務省のチェックを受けるのはこれからだと思います。

以上であります。

○議長（田中之繁議員） 以上で熊谷吉正議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成19年度市政執行方針について外1件を、猿谷繁明議員。

○12番（猿谷繁明議員） 議長の御指名をいただきましたので、さきに通告の順に従い、質問をいたします。代表質問としては清風クラブが最後であります。これまで4名の各派の代表の質問がありました。理事者の御答弁がありまして、重複を避けるように努力をいたしますが、重なる御答弁をいただくこともあろうかと思えます。お許しをいただきます。

それでは、19年度の市政執行方針についてから申し上げます。市政推進の基本的な考え方が3点述べられたわけであります。一つは、市民と行政の協働、二つは行財政改革の推進、三つ目には活力をもたらす産業の振興とあります。1点目、2点目はそのとおりと私も思いますが、3点目にあります産業の振興では基幹産業の農業や製造業が元気に展開することが重要で、観光、そして産、学、官の連携、商店街のにぎわいづくり、人材育成や付加価値化とブランド化に取り組むと述べられてあります。昨日の小野寺市政クラブ代表の御意見にありましたように、地産地商のお考えには大賛成であります。地商の商はまさに商いということですので、私はぜひとも理事者におかれましては名寄を積極的に売り込んでいただきたい。そこにはまさに付加価値のある地元のブランド品が必要であります。九州のある県の新知事は、鳥インフルエンザの対応でそのマイナスをプラスに転換いたしました。さらには、マスコミを活用して地域を売り込んでおります。名寄土管製作所の松前社長は、沖縄名護市の日本ハムファイターズのキャンプ場にプロ野球の選手の手形を張りつけた記念碑を建てる注文を受けました。見事完成されました。この技術もある意味では名寄のブランドではないでしょうか。風連のアグリエイトク

ラブの斉藤さんのようにトマト栽培の専門家もいらっしゃいます。行政として、このブランド化への取り組みについて具体的なお考えをお聞かせいただきとう存じます。

19年度の名寄市の予算編成では、世界経済、国家予算、そして地方財政対策の動向を見ながらの編成でありました。市民及び職員の融和促進と均衡ある発展とさまざまな事業が挙げられております。既成概念にとらわれない挑戦者の志を持って大胆な発想の転換を行うと市長は述べられました。島市長の行政手腕は、だれしものが認めるところであります。御自身がおっしゃる挑戦者の志、その言葉にある真の意味を教えてくださいたいと思います。私は、その言葉といたしますか、フレーズが大好きであります。しかし、実際には何をどのようにされようとなさるのか、そのお考えを教えてくださいたいとう存じます。

さて、地域自治区の創設についてであります。地域自治区の考え方については、名寄市の現在の町内会組織に何か問題があるのかなと、そう思うわけであります。向こう3軒両隣、遠くの親戚より近くの他人、隣保班同士のおつき合いの中から自然発生的にできた小さなコミュニティーが長い間の歴史の中で町内会組織としてでき上がってまいりました。病気になったときや火事になって困ったとき、そしてお葬式では特にお世話になっております。民生活動を初め互いに助け合う行政になくってはならない組織と私は思います。市長がさきの答弁でモデルとして東小学校区域のコミュニティーをおっしゃいました。そのメリットは一体何なのか教えてくださいたいとう存じます。

次に、情報化の推進で戸籍システムの電算処理を目指しております。名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所に分散している戸籍簿などを一元化して、簡素で効率的な戸籍事務に徹し、窓口での戸籍証明の交付時間や原本の作成日数の短縮を図るなど市民サービスの向上に努めるとあります。コンパクトなまちづくりにおいて、車のないお年寄りの

方々のサービス、まちの真ん中に市役所の出先をつくることは、これこそ今すぐできる大型店対策ではないでしょうか。お考えをお聞きいたします。

五つ目に、地域医療の重要性は言うまでもありません。ぜひとも市立病院の機器の整備、診療と看護体制の充実を図っていただきたいと思っております。かつて私は、病院の衛生管理の視点から廃棄物処理の環境整備について申し上げました。手当てのいかにも残念ながら亡くなった方の御遺体を搬出する通路、その通路と同じように給食の食料材料を搬入するために地下スロープを通るのであります。余り目立たないエリアについてであります。一部は改善されました。廃棄物のストックヤードがパネルで仕切られたことあります。しかし、クリーニングに出すシート、カバー、それらはばたばたとたたかれます。そして、同じ空間で掃除機のフィルターのほこりを棒ではたかれております。一方、患者さんの給食材料はその中を通して納入するわけあります。そこには職員の出入り口もあるわけあります。現在はロードヒーティングされているために坂の通路はぬれております。これまで感染症の事故がないのが不思議なくらいです。葬儀屋さんに確かめましたら、今現在もその通路が利用されているということあります。まさに産業廃棄物と同じように扱われているわけあります。皆さん、どう思われますか。病院のエントランスホール、そこには平和なハトがオブジェとして迎えてくれています。しかし、亡くなったら最後かわいそうなものであります。この姿勢が果たして真の医療なのか私はお尋ねをしたいと思っております。病院の健全化、地域になくってはならない高度医療を唱えている名寄市立総合病院は、見えないところでは、つまり裏口では不衛生で、エアコンの室外機で空気をかきまぜている環境であります。理事者のお考えをお聞かせください。

都市環境の整備は必要です。中でも水道事業は、おいしく安全で安心した飲料水を供給することは基本であります。しかし、使用量は減少傾向で、

このままだとその収入は計画どおり見込めない、料金を改定しなくてはならないということのようでありすけれども、私は現在むだな経費はこれこれだけ切り詰め、漏水もないように、そして計画的に水道管の交換整備を行っている、将来の展望はこうなりますという説明を先にすることが大切であろうと思います。そのことは下水道事業にも言えますので、価格改定の時期が来たから、しばらく料金を改定していないからという理由では理解できないのであります。この点について納得できる説明を求めるところであります。

さて、大型店出店の対応についてであります。ある方は、イージス艦が来たと例えられましたが、私は最新鋭の原子力空母であるのではないかと申すのであります。名寄にははっきり申し上げて出てきてほしくありません。それは、これまでの議論で明白であるからであります。しかし、市民から疑義が出ていることに謙虚に耳を傾け、市長の方針だから、商工会議所の会頭が、道議の先生がおっしゃるからということだけでなく、なぜそうなのだろうか、なぜこんなに多くの人たちがかんかんがくがくと新聞紙上もさることながら騒いでいるのかをさまざまな角度から真剣に考えようではありませんかという将来のまちづくりの点からもよい機会であると思うのであります。しかし、どう考えてもやはり説明不足の感があります。若い人、大学生、消費者の皆さんは、選択肢がたくさんある方も望みますし、きょう現在、そしてあした、それらが楽しければよいという人もたくさんおります。しかし、私たちの役割は、将来のまちづくりに責任があるわけでありす。条例の提案に当たっては、少なくとも専門家の意見を聞いたりカーゲルチェックをする必要があると思ひます。子供や孫たちが自然豊かなふるさとをあなたたちが残してくれたのだ、あのとき名寄市議会で条例を可決してくれたから大型店があきらめて、そのかわりにまちの中の商店街が一致団結してバリアフリーの温かな会話の弾むコンパクトな商店

街ができたのだよ、ああ、よかったね、10年先、20年先、平成19年度の臨時議会でこの条例が改正、そして成立したから、このまちが存在してよかった、必ずや言ってくれるものと信じております。もちろん条例を提案する市長として、その理念、信念がぶれることのないように真剣に取り組まれますように強く要望をいたします。

19年度の教育行政について申し上げます。昨年の12月15日、教育基本法改正法が成立して、12月22日から施行されました。社会の変化に対応した新しい時代の教育理念が明示されたのであります。そして、ゆとり教育の見直しやいじめ対策について教育再生会議が審議を重ねているところでもあります。読解力の大切さについて、人の話をよく聞いたり、文章を読んで理解するという基本的な学習は、やはり本を読むこと、文章を書くことでもあります。尾道の小学校では、読み書き算数を15分ごとに集中して勉強しておりました。その結果知能指数ですとか偏差値等も大幅に上がり、県下でも有数な進学校になったと言われております。その校長先生からは、いじめだとか不登校の話は一切ありませんでした。名寄市内の小学校でも朝読書を進めているとお聞きいたしました。読書の大切さを考えたら、登校する児童のために朝早く教室をあけていただいていると思ひますが、例がありましたら御紹介をいただきとう存じます。

(2)と(6)については、思いやりの心、いじめの撲滅の質問で、関連がありますので、一緒に質問となります。いじめ、加害者も被害者も出してはいけないと思ひます。ましてや命の大切さ、とうとさは、家庭はもとより地域社会や学校も大きくかわることから、教育現場での指導についての考え方をお示しください。さらには、思いやりの心をはぐくむためには具体的にどうされるのでしょうか。

次に、(3)と(5)も一緒にいたします。特別支援教育と現状の分析は、そしてその解決のための対策は、専門チームや巡回相談員を単独で選

任するということで述べられております。どのようなお考えなのか。また、教育相談活動についてその現状と対策についてお示しをいただきとう存じます。

食育の大切さ、栄養士を学校に派遣して食育についての指導をするということで聞いておりますが、教育委員会としての具体的な取り組みについても教えていただきとう存じます。

風連高校について、昨日の風連クラブ、中野議員の代表質問、そして本日の午前中の熊谷議員の代表質問がありました。風連高校についての明らかな御答弁をお聞きいたしました。同じく（８）の天文台につきましては、市政クラブの小野寺議員の代表質問で詳しくお聞きいたしましたので、省略をいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 猿谷議員から大きく二つの項目に分けて御質問をいただきました。教育行政の執行方針にかかわる質問については、藤原教育長からの答弁となります。

最初に、平成19年度市政執行方針について何点かお尋ねがございました。市政執行方針の中で基本的な考え方の3点ということで、その一つに活力をもたらす産業の振興ということでのお尋ねでございます。当市の農業につきましては、商業や食品加工業、流通業など、他の産業と密接に結びついて、付加価値や雇用の場をつくるなど重要な役割を果たしております。経済の活性化を図っていくためには基幹産業、農業のしっかりとした発展ということが2次産業あるいは3次産業につながっていく、このように考えております。

高い付加価値を持つ農産物の地元商品を見出すには、一つには恵まれた自然条件、水、土壌、気候、そして二つには高い製造技術、種子、栽培方法、鮮度保持、加工、三つ目には経営者の熱意、開発熱意、消費者の共感を呼ぶ仕掛け、四つには差別化、商品、サービスの能力、優位性、五つに

は販売、情報、流通のパイプ、販売ルート、定温管理、搬送システムが重要と考えており、地域内に高い付加価値を持つ素材や地元産品を生み出す環境、消費者の高い支持が条件であります。名寄産農産物については、産地間競争が一層激化しておりますが、これまで培ってきた産地の信頼を生かし、米に関しては日本一のモチ米生産団地を前面に打ち出し、スケールメリットを生かした販売PRをしてまいります。また、アスパラ、カボチャ等の野菜等につきましても全国有数の産地となっております。地域特性を消費者や流通販売業者のニーズの的確な把握に基づき効果的な普及販売宣伝等によりブランド化を促進いたします。具体的事業につきましては、本年度策定をした農業・農村振興計画に基づき、名寄産米振興事業やアスパラルネサンス事業及び新産地づくり販売促進対策事業でブランド化を目指してまいります。また、商業においても中小企業振興条例の新製品開発事業等により支援をしてまいります。

次に、19年度予算編成に当たっての考え方についてお尋ねがありました。私たちが住む名寄市を初め多くの市町村は、地方分権の進展に伴い、より自立化が求められ、三位一体改革等国の構造改革は厳しい財政運営に一層拍車をかけ、税収の多寡による財政力の地域間格差は拡大し続けております。さらに、急速に進む少子高齢化はかつて経験したことがなく、辛うじて蓄えている基金の取り崩し、まさに綱渡りの財政運営を強いられているのが現状であります。住民の行政に対するニーズは多種多様化しており、誤った選択を行うと過大な負の遺産を若い世代に残すこととなります。右肩上がりの経済の終えんは、ふえ続ける歳出をカバーし切れず、収支不足を拡大し続けるまま放置し、基金で調整ができなくなったとき財政が破綻することになり、これが具体的になった一面でもありました。私は、平成8年に市長に就任以来名寄市の発展と健全な財政運営を心がけてまいりました。しかし、現在の財政状況では市民に提供

するサービスのすべてを支え続けることは不可能で、基金に依存し続ける財政運営には当然限界が近いと、このように考えております。旧名寄市と旧風連町は、生き残りをかけて合併を選択をしました。しかし、合併しただけで財政が好転するというのではなくて、立ちどまるままでは山積する課題は解決をしないと、このように認識しております。新しい名寄の誕生に伴い、初心に戻って市民に提供するサービスのあり方、受益と負担の適正化、歳出の見直しなど、既成概念にとらわれないいわゆる挑戦者の志で大胆な発想の転換を行い、新名寄市行財政改革推進計画の進行管理と並行して着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、地域自治区の創設についてのお尋ねがございました。名寄区域では町内会を中心にさまざまな活動が展開をされておりまして、それぞれの地域づくりに成果を上げているものと認識をして、それらの取り組みに対して敬意を表するところでございます。今後もこれからも町内会がまちづくりの中核的な役割を果たしていただけるようにと期待をしているところであります。

地域自治区という言葉では、行政が主導で地域づくりを進める印象を受けているのかもしれませんが、決してそのようなことを考えているわけではありません。現在も町内会、PTA、老人クラブなどさまざまな組織があり、それぞれが地域のために活動をしております。これらの活動を結びつけ、より大きな力として地域づくりをしていただくことから地域自治区の発想が生まれているわけでありまして。行政からは情報公開を原則に地域に役立つ情報を積極的にお知らせし、また地域から意見をいただくなどして行政と協働で地域の方々の視点でまちづくりを進めていきたいと考えております。

前段での財政の事情も申し上げましたけれども、多様な市民の皆さんの行政サービスにすべて税金で対応する時代は過ぎたわけでありまして、その中でどのような選択肢を住民とともにつくって合

意形成を図るかということでありまして。例えば現在各小学校区に安全安心会議がつくられております。町内会単位での組織になりますと、どうしても町内会のそれぞれの方針による活動ということになるわけでありまして、小学校区全体に束ねますと、それらの動きを一定の方向にまとめ、大きな効果が発揮できるのではないかと、このように考えているところでございます。先ほどの熊谷議員の質問にも東小学校の例を出しましたけれども、学校の登下校時における見守りや、あるいは地域における防犯活動、こうしたことは町内会個々の取り組みをさらに連携を強めることで地域全体の安全、安心な地域づくりをすることができると、このように考えているところでございます。

これからさまざまな計画作成やそれらの推進のために市民参加を願うことが多くなりますけれども、こうした地域全体で地域の活動をする仕組みをつくっていくと、このことが地域自治区というふうに御理解をいただければと思っているところであります。

次に、情報化の推進で、戸籍の電算化のお尋ねがございました。戸籍事務の電算化は、全国の戸籍事務市町村担当者が全国連戸籍事務協議会、このような組織があるわけでございますが、この組織を通じて法務省に働きかけをし、平成6年12月の法改正により導入が可能になりました。その後、平成18年12月31日までに全国市町村の約65.7%に当たる1,296自治体が供用開始をしております。道内においては、平成7年12月の上富良野町を最初に現在まで39市区町村、そのうち旭川管内6市町村が既に実施しており、新聞報道では士別市が平成20年度というふうに報道されております。名寄市も現在の取り組みで平成21年度に運用開始できると、このように考えているところであります。

戸籍事務の電算化は、戸籍事務処理の効率化を図るとともに個人情報保護に十分配慮しながら、戸籍専用コンピューターにより現在の戸籍、除か

れた戸籍、付票及び人口動態調査票等の戸籍関連事務をシステム化してまいります。しかし、戸籍事務は他の行政事務とは異なり、極めて特殊業務であることや、また市民のプライバシー確保を最大限に市民が必要としている記載事項等の証明を的確に対応する能力も要求されることから、担当職員の対応が求められているものです。

議員御指摘の町中に出先ということにつきましては、近い将来個人の認証等の仕組みも含めて公共施設やコンビニ等での自動交付機を活用しての証明書の交付ができるようになるというふうに考えておりますが、現在出先での戸籍事務処理には本人確認することなど個人情報の取り扱いに慎重を期す必要があり、職員配置の問題も出てくるわけでありまして、今名寄市において厳しい財政状況や社会情勢の変化を踏まえて事務事業の見直しや業務のアウトソーシングを行い、職員数についても組織の縮小に努めているという取り組みでありまして、現在の名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所以外の新たな戸籍事務の交付等については難しいのではないかと判断しております。

次に、病院の施設整備等についてのお尋ねがございました。現在の病院施設は、御承知のとおり平成4年に全面改築をし、既に15年を経過をいたしました。御指摘の西側の病院の出入り口の関連につきましては、平成13年にも御質問をいただいているところであります。現在車両による給食材料、あるいは寝具、医療用具、廃棄物収集等乗り入れがあるわけでございまして、これらとあわせ亡くなった方の出口と申しましょうか、こちらにつきましても現在の施設の中でなかなか構想はあっても取り組めない実態にありました。現在救急の施設等も含めて病院の増改築計画を計画中でございます。これらの中で、救急専用玄関等の設置を見ているわけでございまして、これらの運用を病院の内部でもしっかり検討、協議を進めていきたいと考えております。

次に、上下水道の使用量等についてお尋ねがあ

りました。水道事業の運営は、地方公営企業法の適用を受けての独立採算制が原則でありまして、利用者の負担、いかに効率的な運営をするかということ等を常に追求をしなければならないと感じております。さらに、最も安全で安定した飲料水を市民に供給することが基本理念であります。安全対策としては、配水管の年数経過等で漏水防止対策、あるいは老朽管の更新の整備を計画的に実施し、あわせて未普及地域の整備を図っているものであります。近年のライフスタイルの変化等により使用量が減少しております。健全な財政運営を進めるために中期経営計画を策定し、職員の定数管理等をしっかりと進める中で経費の節減に努めてまいります。

上下水道料金の改定につきましては、合併協議に基づき統一することを前提とし、現在作業を進めており、ことし9月の定例会に提案をし、平成20年4月実施を目指しているところであります。

次に、大型店の出店についてお尋ねがございました。もう既に4名の代表質問にお答えをしております。大型店の問題につきましては、これからの子供の代、孫の代までを考えた議論をさせていただいているところであります。こうした時代に悔いが残らない、誤りない対応をしっかりと議論をさせていただいていると認識をしております。御指摘の大型店の出店に対する市民に対する説明等について不十分でないかという御指摘がありました。私どもも率直にこの点については反省をしております。昨年の一連のまちづくり3法の改正以降の動きの中で、商工会議所から名寄市としての新たな規制についての提言等をいただいております。それらの中で、7月の北海道が示したガイドライン、あるいはその後の動き等も含めてポスフルが昨年の12月に出店の表明をされて、私どもは周辺の市町村も含めてこれらの出店の表明にどのような対応をすることが望ましいのかと、こういうことを含めての協議を続けて、議会にも、あるいは市民にもいろいろな意見をいただい

るところであります。将来のまちづくりに十分これらの議論を参酌をして対処していきたいと、こんなふうに考えているところであります。

なお、建設にかかわる条例制定の提案につきましては、都市計画の今決定の調整を含めた公聴会等の日程を設定しております。それらを含めてしっかりとした内部協議を含めた上での議会に対する協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、私からの答弁にさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私からは、大項目2、平成19年度教育行政執行方針についてお答え申し上げます。

まず初めに、(1)、朝読書についてであります。読書は子供たちの創造力、表現力を豊かにし、人間性を高めるなど生きる力をはぐくむための重要な要素であるとともに、ただいまお話がございましたように学力の向上とかコミュニケーション能力の向上にもつながるものであることから、これまでも教育推進の重要な柱として位置づけ、各学校に家庭学習の定着化と読書の励行について周知を図ってまいりました。各学校では特に朝の読書活動に重点を置き、通常の始業前の10分から15分程度、子供たちの自主的な読書活動を進めております。例えば智恵文小学校では自分たちの読んだ本を紹介し、感想を述べ合うブックトーク集会の開催、名寄東小学校ではコミュニティーカレッジ図書部の皆様の協力のもと昼休みに低学年を対象とした読み聞かせ会を実施しておりますし、風連中央小学校では朝読書強化月間を設け、学校を挙げて読書を行うなど、それぞれの学校で特色ある活動を進めております。これらの取り組みの成果としましては、休み時間に読書をする子供たちがふえるなど子供たちの読書意欲の高まりが感じられますし、子供たちとの読書を話題にする機会がふえたこと、そして何よりも始業時に静かで落ちついた時間が生まれたことで、ホームル

ームや1時間目への移行がスムーズに行われるようになったことなどが挙げられます。

ただいまお話のありました朝の対応につきましては、各学校とも登校時間の30分前までには教室をあけておりますが、御提言の趣旨を踏まえ、今後とも遺漏のないように継続してまいります。あわせて子供たちの自主的な取り組みを積極的に支援するとともに、読書活動を通じて基礎、基本の充実に一層努めてまいりたいと考えております。

次に、命を大切にする心、思いやりの心を育成するためには具体的に何をされているのか。また、いじめへの取り組みについてのお尋ねがございました。命を大切にし、他を思いやる心や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな心をはぐくむことは学校、家庭を問わず教育の営みにおいて最も大切なことでもあります。特に昨今の社会環境の急激な変化は、子供たちの生活のあり方にも大きな変容をもたらし、幼児期からの心の成長にさまざまな影響を与えております。また、これまでの過度の受験勉強などのために多感な時期に自己を見詰め、人間としてのあり方、生き方を考える機会を見失いがちになったその反省から、子供たちにゆとりを与え、豊かな人間性など生きる力をはぐくむことが今強く求められております。このことから、各学校におきましては日常的な道徳指導はもとより発達段階に応じて均衡のとれた心の成長を遂げることができるよう、総合的な学習の時間などにおいて自然体験や生活体験、社会体験の機会の拡充を図り、豊かな心を培うことに努めております。一例を申し上げますと、名寄東中学校における全校生徒が学ぶ命の授業への取り組み、また各学校の農業体験活動を通じての生産者の苦労や収穫の喜びを体得すること、ボランティア活動を通じて今日の社会を築き上げてきたお年寄りへの感謝の気持ちや思いやりの心を育てることなどなどであります。

今後とも名寄の恵まれた自然やすぐれた人材を活用し、教育効果をより一層高めるとともに家庭、



地域社会と十分に連携を図り、相互に補完しつつ不易なるもの、いわば社会生活を営む上で必要な基礎、基本など、時代を超えても変わらない大切な事柄を身につけさせるとともに、急激な社会の変化に対応できる資質や能力の育成を図ることなどに努めてまいりたいと考えております。

また、いじめにつきましては、昨年以來滝川市など全国各地でいじめやいじめを苦にした自殺等が多数発生し、大変心痛む思いをいたしているところでございます。名寄市教育委員会といたしましては、これまでもいじめはあるとの認識のもと未然に防ぎ、深刻化させない取り組みとして、各学校に対し日ごろから教育相談活動の充実や学級指導を通して実態の把握に努めること、また教職員の危機意識を喚起し、早期発見、早期対応の充実を図ること、保護者や関係機関との連携に努めるよう指導してきたところであります。新年度におきましても名寄市学校教育推進の重点にいじめ解決について明記し、教職員全員がいじめにかかわるなど組織的な対応に努めることとしております。

次に、特別支援教育の推進と教育相談活動についてお答え申し上げます。特別支援教育の現状と課題などにつきましては、さきの木戸口議員、熊谷議員の御質問にお答えしたところでありますが、ただいまお尋ねのありました専門家チーム及び巡回相談員の単独で選任の件についてお答え申し上げます。御案内のとおり特別支援教育における専門家チームや巡回相談員の役割は、一つにはLD、ADHD、高機能自閉症等であるか否かの判断、二つには児童生徒の発達状況や教育的な対応についての意見を示し、学校が児童生徒への適切な対応が可能となるよう支援することです。したがって、教育、医療、保健、福祉等の関係機関における高度な知識を有する専門家によって構成されますので、上川管内では教育局が設置する広域の管内特別支援専門家チームがありますが、名寄市と旭川市を除く他の市町村につきまし

ては人材の確保が難しく、単独で設置をしている市町村はありません。当市では教育機関や保健医療機関に恵まれており、市立大学や短期大学、市立総合病院、さらには名寄保健所や近接する美深高等養護学校などの専門的知識を有する人材により名寄市独自で専門家チーム等を設置し、その任に当たっていただいているところであります。今後ともこれらの方々や関係機関の御理解と御協力のもと、本事業の一層の推進に当たってまいりたいと考えております。

また、教育相談活動につきましては、名寄市教育委員会では子供の悩みをいち早く見つけ、いち早く対応できるよう子供電話相談ハートダイヤルを開設しておりますが、近年は予想を上回る相談件数があることから、新年度に向けて相談員1名の増員経費を計上し、子供が抱える問題に素早く対応できるよう相談体制を強化してまいります。また、御案内のとおり市内三つの中学校に配置しております心の教室相談員につきましても新年度からは毎日派遣という形で、いつでも心の悩みを相談できる体制を構築してまいりたいと、このように考えております。

次に、食育の大切さについてお尋ねがございました。御案内のとおり食育基本法が施行され、学校における食に関する指導、推進の役割を担う栄養教諭制度が学校教育法の一部改正で平成17年4月1日に施行されました。道教委では栄養教諭の導入に当たっては、単独調理方式の学校や共同調理場に配置している道費負担の栄養職員の任用を基本とし、市町村教育委員会や学校の意向など条件整備が整い次第順次配置していく方針で、平成19年4月1日には栄養教諭として100名近くの発令を予定しているとのこととあります。

栄養教諭の職務内容では、地域や学校の状況に応じた食に関する指導と学校給食の管理を行うことなどが求められております。また、移行の際は近隣の受配校へ配置され、学校籍として発令を受けることとなっており、学校給食センターは兼務

発令となります。現在名寄市及び風連学校給食センター合わせて2名の正規の栄養職員が配置されておりますが、昨年栄養教諭免許状取得のための免許法認定講習を終え、栄養教諭としての資格を得ております。

名寄市教育委員会といたしましては、新年度において名寄市学校給食センター運営委員会の中に検討委員会を設置し、任用に関する具体的な取り組みを協議してまいりたいと、このように考えております。

私からは以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） ただいまは島市長、そして藤原教育長、2人から御答弁をいただきました。再質問の時間はたっぷりありますので、させていただきますと思います。

まず、ブランド化についてであります。私は、このブランド化というのは、辞書でちょっと調べてみましたら、ブランドというのはもともとは焼き印ということで、商標、銘柄をいうと書いてありました。ある特定の商標を売り込んで、他の競合商品との差別化を図って、より有利な地位を築こうとする戦略であるということでもあります。このことから、地場産品の商標、つまりネーミングをして差別化を図る、このことは商標登録という一つの制度がありまして、これらは不可欠であろうと思いますし、まさにこれらは知的所有権とも言われているわけであります。

明日晴れると漢字で書きまして、ある人はこれをアスパラと読んだらいいのではないかという案がありました。なるほど名寄産のアスパラを漢字で書くのは、明日晴、何と希望のあるネーミングでないかなと私は思ったわけであります。一方、あるテレビを見ていますと、あした照らす、あす照らす、片仮名で書いてアステラス製薬という会社が、薬屋さんがありまして、これも一つの商標登録といいますか、会社のネーミングでありますから、なるほどな、いろんなアイデアでもってネ

ーミングの価値といいますか、商品の価値がそれぞれ問われるのだなと思いました。また、あるときのある男の話でありますけれども、こんな名前を考えたのだよという話でありました。どんな名前と聞きますと、福の神というネーミングでありました。商標登録を彼はとったわけでありまして、皆さんは一体福の神というのはどんな商品につく名前かちょっとお考えをいただきたいと思います。その人は、その名前を王子製紙に持っていったわけでありまして、おのずとわかると思いますが、トイレットペーパーの名前にぜひ勧めたいということで、そのネーミングの商標をとったわけでありまして、さてその後王子製紙がそのネーミングを買ったか買わないかはわかりませんが、そんなことでありまして、商標、ネーミング、そしてブランド化というのは何と大事なことなのだろうかと私は常々そう思っております。

例えば1年間汗水流して働いて、農家の方がアスパラですとかカボチャですとかジャガイモですとか生産いたします。でも、それを箱詰めして地方発送しますと1日で道内着きます。中1日で本州には着きますけれども、運賃の方が高いわけがあります。半年手塩にかけて育てたその農業生産物、それらは1日だけの流通の方が値段が高いということは私は何と矛盾しているのではないかなと。中身がそれだけの価値のあるもの、それこそ付加価値をつけると、運賃よりもその中身の方が価値を持っていければなど、私はそう思っている一人であります。ブランド化、そして差別化、そのものの付加価値をどうしてつけたらいいのか、これは今市長もおっしゃったようにそれぞれの条例ですとか制度ですとかいろんなことを活用して、その支援対策を市は持っているわけでありまして、生産者、そしてそれを加工する者、それらが英知を絞って研究する価値があらうかと思えます。名寄もいろんな産物で特産品をつくりました。でも、やっぱり最初自然条件、そして1から五つまで、最後の情熱、そしてそれをルートまで先ほど

市長が述べられました。ましてや消費者の支持というか、それは大事なことだと思いますけれども、いま一度皆さんの英知を本当に絞っていただいて、新たな付加価値のある地場産品を開発する必要、そしてそれをもって名寄をいっぱい売り込んでいただきたい、そう強く念願するし、携わる人たちもそれぞれの立場で、異業種交流という新しい考えもあるかと思しますので、ぜひとも進めていただきたいと思えます。

さて、平成8年市長に就任以来、今回の合併をもって新しい名寄市が創造されたわけでありました。そのときに島市長の挑戦者の志というのを感じました。だれしもが初心を忘れかけるときでありましたから、さすが島市長だなと思ったわけでありました。先ほど申し上げましたように行政のプロフェッショナルである島市長だからこそ、この合併によって新市長になって初心に戻って挑戦者の志と、これを掲げて、大胆な発想の転換をとということであります。昨日も述べられましたように負の遺産を後世に残さないという大きな決意であります。私も身の震える思いをいたしているところであります。

さて、地域自治区の創設については、町内会はこれまでも長い歴史の中でそれぞれの役割を担ってきているのは確かでありますし、市長も申し述べられたように敬意を表するというであります。私も今説明を聞きまして、なるほど、この自治区の創設については新たなお考えだということで、今までも行政主導かなと思っていただけでありますけれども、これはひょっとしたら違うのではないかなと。多様な住民の要望といいますか、それらをまさに自分たちでできることは自分たちでしようという、そういう一つの意識づけ、自発的な意識づけ、これがモデル地区と言われている東小学校の学区に見られる今までのさまざまな文化活動、それから地域の安全、安心活動等々の事例を今私も思い起こすと、まさにそのとおりなのだと思っております。今後ともこれらの自治区の

考え方、これらについては継続しながら、市民と、そしてそれらのコンセンサスをぜひとも大事にしていって構築をすべきだなと、そう支持をするところでもあります。ひとつこの辺についてはお進めをいただきたいと思えます。

さて、難しかったわけでありまして戸籍の電算化で大変便利になると私は思いました。今まさに大事なのは個人情報、これを大切にすることなのだなど。中でも戸籍ということは専門の知識を持った職員の方々が懇切丁寧に、何のためにこの戸籍が必要なのか、パスポートとるためですか、御夫婦で海外旅行されるときにパスポートとるといのは戸籍は1通でいいのですよ、そういうことを現場で指導する、その専門家がやっぱり1通ずつとる必要はない、それは夫婦だったら1通でいいということもこの間お聞きしました。なるほど、こういう大事なことをやっぱり伝えるのも専門の知識を持った職員の方なのだと思えました。私は、印鑑証明ですとか住民票等々は、それぞれ便利になって出先でもとれると思えますけれども、戸籍については今市長のおっしゃったとおりだと思いますけれども、ぜひとも住民サービスということから、先ほど大型店対策の一つの働きでないだろうかとお聞きしましたけれども、専門の職員をやっぱりどこかに配置するなり、はなから人件費を削減するために職員を今減らすためにそういうのできないよというのでなくて、なるほどそういうことも新たなまちづくりの中でも考えてみるというような御答弁を賜りたかったわけでありまして、再度これについてお願いを申し上げたいと思えます。

さて、市立病院のことについて再度質問させていただきます。平成4年に新しく病院が建って、地域の医療としての救急救命のための位置づけがきちりされている。特に最新の医療機器、そして最新の研究者、先生方の御努力によって高い評価を受けているわけでありまして、でも素人の私は思うのでありますけれども、裏口といいますか、

あそこは決してきれいではないと素人の私は思います。それは、きょうも確認のために市立病院の西側の8号道路を通ってきたわけでありすけれども、せっかくの公園をつぶして今駐車場にされています。私の車もあそこに駐車をしていました。しかし、西側の歩道の上に今でも職員の車が、1台ではないのです。6台ぐらい、ナンバーを控えようと思ったのですけれども、そういうこともしたくなかったのでありますけれども、歩道の上に乗っかって、通行には支障はないと思いますけれども、私は歩道は駐車場ではないという認識をしておりますので、それらが見受けられます。そこで、表はきれいだ、だけれども裏は何やってもいいということではないと私は思うのであります。実際にあそこの職員等々を監督指導しているのはだれなのですか。お伺いをしたいと思います。本当はあそこの公園は、私は駐車場にしたくなかったわけでありすけれども、冬の雪、そして周りに込む迷惑駐車をやめようとして、今たまたま冬の間だけ駐車場にしてあります。そこにはなぜとめないのか。非番だから、自分の仕事忙しいから後ろにとめて、そんなことで本当にいいのかな、ちょっと疑問に思いました。御回答をお願いを申し上げます。

水道水ですが、下水道料金に関する改定は1年かけてということで、9月の議会、そして平成20年4月には新しい料金改定でということで御説明を賜りました。そのときにはやっぱりデータをきっちりそろえて、みんなが納得できる、そのようにぜひともしていただければなど。下水道料金についてもまさに同じであります。私は、風連と合併したから、どちらか安い方に統一した方がいいなど、そう素人的には思うのでありますけれども、納得できる説明を今後とも市民に対してしていく必要があるのではないかなと思いますので、お願いを申し上げます。

さて、大型店対策であります。新聞紙上では連日この問題で市民からの御意見が掲載されていま

した。青年会議所の理事長だけが堂々と自分の名前を挙げての発表がありました。あとは一市民だとか、匿名だとかというお手紙や意見の開陳であろうかと思えます。私は、たとえ立派な意見でも、手紙もいただきますけれども、残念ながら匿名の方には反論しないことにしています。言いつ放しで、責任の所在がはっきり、だれにそれでは答えていかかわからないわけでありまして、みずから名前を告げない、言えない相手は信用しないことにしております。これは、マスコミにもある意味ではその責任があるのかなと思えますが、市長のお考えがもしありましたらお聞かせをいただきたく思えます。

さて、教育執行方針についてそれぞれ痛いほど御説明をいただきました。本当に現場では御苦労されているのだなど。実例を挙げての朝読書をしている学校も数々紹介をいただきました。習慣づけというのは大事でありまして、これはもう一生身につくと言われております。ぜひともこれについては継続して取り組まれますように教育委員会としても励ましていただきたいなと思えます。

さて、いじめについての問題でありますけれども、この2月に文科省、それから生徒指導研究センターが発行しましたいじめ問題に関する取り組み事例集というのがあるかと思えます。インターネットで見ましたら、百数十ページの相当中身の濃い事例集でありまして、その中ではいじめにより児童生徒がみずからその命を絶つという痛ましい事件、これが相次いで発生しているよ、極めて遺憾なことでもあります。生徒みずからが自分の命を絶つということは、理由のいかに問わずあってはいけないことでもあります。大変深刻なことである。いじめは絶対に許されないという観点からの指導を行うことが必要とあります。これは、2月に発行されておりますから、目を通されたこともあろうかと思えます。表紙はこのような本であると思えますけれども、中身見ますと本当にいい事例というか、解決の方法、これはきめ細かく

載っておりますので、このことをかんがみましても教育委員会として早速早急に取り組みたいと思っています。

あるお母さんが見えられまして、ぜひともお話を聞いてくださいということでありました。自分の子供がちょっといじめに遭っているということでありました。学校にも相談し、教育委員会にもこの問題で御相談に行ったわけでありすけれども、担当の方から半年たてばもう卒業なのだから、我慢なさいというお話だったそうであります。これは事実かどうか、まず確認をしたいと思いません。

そういうことで、根本的な解決をするためには教育委員会はもちろん家庭と地域社会含めてでありますけれども、全市民総力を挙げていじめは許さないよ、かたい意思を表示するというか、決意するのだという必要があると私は考えますが、いじめの早期発見、早期対応ということが加害者や被害者を出さないで済むことになると思います。再度この取り組みについて本当にかげがえのない命を守るためにもその決意をお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 何点か再質問をいただきました。特に名寄が生産をする地域の農畜産物のブランド化についていろいろな観点でのお話をいただきました。私どものまちの歴史を振り返っても、みそであるとかしょうゆであるとか、あるいはお酒、地場産で商品化をして、道内にマーケットを広げる、そのような取り組みがありますし、現在なおれんが等も含めてそのような地域の特性を生かした商品の流通が見られるわけでございます。行政的には三十数年前に生薬を生かしたまちづくりということで取り組みをいたしました。これは、公社をつくって取り組んだわけですが、残念ながらうまくいかなかったという反省を持っております。

現在いろいろな取り組みをしておりまして、近

年ではしょうちゅうの商標登録をいただとか、あるいは去年はウルチ米、風連産のウルチ米のネーミング募集を市内の皆さんに問いかけをいたしまして、小学生の女性の方だったのですが、こめごろという商品名をつけていただいたと。これからこの商品名を使って、販路を広げていこうということで、関係者も努力をしている最中でございます。また、アスパラの根の部分と申しましうか、商品に出荷をしても切り落とす部分があるわけでございまして、これをパウダーにして商品化しようということで、関係者の皆さんにいろいろと知恵を絞っていただいて、ことしはそれらの材料を使った試食会等もありました。とりあえずアスパラパウダーの商標登録はやっておこうと、こういう取り組みもしているところでございます。

お話がありましたようにいろいろな取り組みの中で、特にこれからの消費生活の中で消費者が求めるものに対してしっかりと安全、安心のこの地域の食べ物、食材を情報を発信をしていくということに一層の心がけをしていかなければならぬなと。

先日テレビを見ておりましたら、ヨーロッパのスーパーでの例でございましたけれども、この商品は生産地から、何キロ離れたところから運んでいますと、こういうような表示をしているのをちょっと見かけました。これは、搬送にそれだけエネルギーを使っていると。こういうことがこれからの地球、限られた資源をこの市民の消費者レベルでもどこからの商品であっても安ければいいのだと、そういう発想の消費生活ではだめなのだということを教えているのだと思います。そういうことも含めて、これからの賢いと申しましうか、消費者の皆さんに地産地消も含めてしっかりと取り組みをしてまいりたいと、こんなふう考えているところであります。

去年の合併を機に選挙があった際の私の基本的な考え方等についての評価をいただきました。これらの考えを消えないようにしっかりとやってい

きたいと、こんなふうを考えているところがございます。

地域の自治区につきましては、風連では合併特例区ということで今それぞれの取り組んできている歴史と申しましょうか、そのことを大事にしながら新しい制度に5年間で移行しようという取り組みがあります。地域の公民館のくくりと申しましょうか、地域の伝統文化も含めて、あるいはイベントも含めてしっかりとやっておられるわけでございます、こういうことも大事にしていかなければならないと思っております。また、智恵文地区、中名寄地区、例えば小学校のある農村地区では学校行事等を通じて地域全体が一体となったコミュニケーションの場というものを設けております。私は、このような地域を思う心、あるいは交流を深める心というのが高齢社会の中ではより一層チャンスづくりをしかけていかなばならぬと。住民みずからという部分もありますけれども、モデル的にそういうものを広めていくことで地域で安全、安心な生活ができる基盤を、ネットワークをつくっていくと、こういうふうはこの地域自治区では挑戦をしていきたいと考えているところであります。

戸籍の電算化等について、これから個人の認証に対するいろいろな仕組みというものが出てくるというふうに思っております。そういうことと並行して、市民の皆さんがどこでもいつでもというようなことも仕組みづくりとしては出てくるのではないかと、こんなふうを考えております。中心市街地の活性化の中では、そういうサービスコーナーを町中にと、こういうことを提言を受けて久しいわけでありましてけれども、改めて中心市街地の活性化の協議の中でそのような公共のサービスをどう配置するのがいいのかと。大学の学生と総合計画の策定をめぐって懇談をした経過がありました。名寄市以外の出身者の方ばかりでございましたけれども、やはり町中に学生の活動の拠点を設置できないかと、こういうような学生の意見も

ありました。これは、商店街の中で空き店舗等があるわけですが、そういう利活用も含めて積極的に商業者の面からも提案をいただければと、こんなふうにも思うところがございます。

市立総合病院の関係で、特に西側の歩道の指摘がありました。私も記憶を持っておりますけれども、歩道と病院敷地の中に1両ずつとめられる空地があるわけでございます。ここに車をとめていると。これは、病院の方では職員に車両の駐車指定をしていると思っております。歩道の通行に支障があるような形でもしとまってしまうとすれば、しっかり指導したいと、こんなふうに思っています。病院の管理につきましては、当然設置者は私でございます、管理は院長ということになりますが、実際に院長が全部をということになりませんから、事務局が率先をしてそうした周辺の管理も含めて徹底をするように指導していきたいと、こんなふうに思っております。

上下水道料金の改定につきましては、当然前段申し上げましたようにむだを省いて、しかも中長期的に一定のスパンの料金体系というものを考えていかなばならないと、こんなふうに思っております。今までの旧名寄市の経験では、4年程度一度料金を決めますとその料金については変更しないで市民の皆さんに理解を得る、そのような提案をしていきたいと、そんなふうを考えております。

次に、近年ホームページ等に対する書き込みですとか、あるいは今回の大型店については地元紙に対する市民の皆さん、あるいは名寄市民以外の周辺の商業者というような、あるいは消費者というような形での投稿等が報道されております。私は、いろんな考え方、多様な考え方があるなというふうに見させていただいております。私にも直接投書等が来る場合があります。匿名で来る場合には、議員御指摘のように返事の出しようがありません。ですから、これは、匿名でいただいた投書等については職員にしっかりと担当を通じて周知はいたしますけれども、返事の対応はしており

ません。氏名をしっかりと挙げて投書があったものについては回答を差し上げていると、こういうことでございまして、いろいろな事情があって氏名を出せないということもあるのかもしれませんが。しかし、無責任な表現がされるということも間々あるわけございまして、こういうことについては市民の良識といいますか、そういったことはしっかりとこれからも呼びかけていきたいものだと、こんなふうに思っているところでございます。

商工会議所のホームページ等を見ておりますと、今はホームページでインターネット上の架空の名前と申しましょうか、そういうのが出ておまして、年齢も性別も全くわかりません。せめてペン書きですとか、投書はボールペンで書いたりしますとおよその判定といいますか、これは男性なのか、女性なのか、子供なのか、高齢者なのかというのは字の書き方等で判定できることがありますが、インターネット上に書かせるのは全くそのところは味もそっけもないなというふうに受けとめております。

以上であります。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまいじめにかかわりまして名寄市の中でもいじめの対応にかかわって我慢しなさいというような、そういう事例があったのではないかというお話でございました。学校変更について申し出があった場合につきましては、教育委員会も学校並びに保護者ときちんとお話を聞く、そういう体制を整えております。また、あわせて学校での教育相談とか、あるいは心の教室相談員、このタイアップをしっかりと図って、小学校に配置されていませんので、教育相談が主体になります。それから、社会教育施設ではハートダイヤルとか、その他の相談機関もあるわけございまして、こういうところとも連携をこれまでもしっかりとやってまいりました。

そういう中で一つ数字を申し上げますと、区域外就学、言ってみれば転校です。転校というか、

本来の学校に入らないという区域外就学とか、それから特認校制度などで平成17年度申し出があったのは小学校で10件、中学校で3件ございました。しかし、小学校の10件はすべて認めております。それから、中学校は1件だけ学校と保護者が話し合いの結果取り下げたケースがございました。これは、本人の申し出を学校や保護者がいろいろ検討した結果、転校しない方がいいねということで取り下げた例は中学校で1件ございました。それから、平成18年度は区域外の就学については小学校で17件、これは2月末現在であります。小学校で17件、中学校で1件ございましたが、全部認めております。それから、特認校制度に申し出があった5名についてもすべて認めているということでございますので、そこでとどめたということはないかなと思います。ただ、その言葉のやりとりがどこかで半年だから我慢しなさいと言われたかどうかについては、私どもは確認はとれておりません。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） 御答弁をいただきました。今教育長がお話しになりましたことで確認をしたかったわけでありましてけれども、御担当された指導の立場からは半年たてば卒業するのだから、我慢しなさいとお母さんは言われて、でも中名寄小学校に転校したということでありました。転校して本当によかったわとおっしゃるわけでありまして。子供が生き生き伸び伸びと学校に楽しく通えるようになったということでありまして、本当によかったなと思ったわけでありましてけれども、卒業するとまた同じ中学校に来るわけでありまして。本当に悩んでおりました。根本的な解決でなく、転校させればいいという安易なことではなくて、いじめの原因をなくする、そして中名寄小学校に行って、半年間卒業するまで楽しく生活できたよと。でも、また中学行くときにはもとに子供たちと一緒にありますから、それは根本的な解

決ではないのではないかな、私はそう思いました。そのお母さんは、父親の勤務先が旭川に変わったらしく、子供も旭川に連れていくという話であります。何と残念なことかなと、そう思わざるを得ないのであります。一体そういう場合はどうしたらいいのかなと。勇気を持ってその親御さんは学校に相談に行き、親身になって相談してくれるかな、でも転校手続をとって、小さい小学校に行ったら本当に生き生きしていた。卒業した後また中学校ではという先を考えて、新たな名寄でない学校を再度選ばざるを得ない。その解決方法について教育長御自身もしこうしたらいいよというアドバイスありましたら教えていただきたいなと、そう思います。ここが解決さえできれば、この名寄の教育力といいますか、チームワークといいますか、地域も一緒になっていじめのない環境ができるのだということに私はつながって、文教都市名寄の位置づけというのできるのだなと、そう思います。この解決なくしていじめ問題を語る資格はないと私は思うのでありますけれども、御見解をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまいじめについてのお話がありました。いじめというのは、大変複雑な要因が絡み合っているわけでございます。きのうお話し申し上げましたが、道教委が調査いたしました今いじめられているという緊急度の高い概数の中間発表がございましたが、その中でもそういう訴えをした子供には小学校、しかも低学年が非常に多いのでございます。しかし、実際に今さまざまな事件が起きているのは高学年、中学、そして高校であります。こういうところにいじめをする側とされる側というのでしょうか、こういう言い方がいいかどうかわかりませんが、こういうのに非常に大きなまた違いもある。言ってみればいじめのとらえ方も随分さまざまな角度から考えられる。そして、保護者から得たアンケートについては、滝川の例をお話し申し上げましたが、

これでもやはり子供から聞いた段階でいじめた側といじめられたという経験とは随分大きな開きがある。こんなこともございまして、このいじめを撲滅するに当たってはやはり私たち教育委員会としても、これまでも努めてまいりましたが、今議員お話しのとおりには腰を据えてかかっているといかないと、こういう意識は持っているのをございます。ですから、そういう意味で新たに学校教育の推進の重点にいじめというのをしっかり入れたというのはそういう願いも込めてあります。あえて誤解を恐れずに言いますと、いじめの中にも本当に1回だけでよくある子供たちのいたずらもいっぱい含まれております。それから、命にかかわるような、そういう深刻な、特に中学校から高学年に至るそういういじめも含まれておりまして、これらを学校がどういうふう整理し、そしてどういう形で子供たちに接していくのか。大変な深刻な問題からちょっとしたいたずらまで同じには学校で指導することはできません。親にとってもそうであります。そういうことを少し名寄としても整理しながら考えていかなければならない、このことが1点でございます。

それから、もう一点は、そういう中で子供たちの生き方は実はさまざまでございます。先ほどちょっと中学校の1件の相談して取り下げた件を申し上げました。その内容を余り詳しく申し上げますとプライバシーにかかわるのでありますが、実は友達が隣の学校にたくさんいるので、転校したいということだったのであります。それも最初の申し入れは私はいじめられていると、こういう申し出でございました、だから転校したい。それで、親と学校とでよく話し合って、本人も交えて聞いてみたら、実はそういう嫌な思いもちょっとあったけれども、本当は友達が隣の学校に多くいるので、そっち行けばいいという思いで希望したということでございます。そういうケースで一つだけ転校しなかった例があったわけでございます。しかし、その根っこが深いものであればやはりそ



の学校の体質を変えることとあわせて子供たちの行く居場所をつくらなければなりません。そういう意味では、名寄では特認校制度の中で中学校もその制度を適用してございます。ですから、もし中学校でもそういう集団の中で不適応が起きた場合は特認校制度で、名前を挙げますと智恵文中学校でございまして、今智恵文中学校にも特認校制度で何名も子供たち行っておりますが、生き生きと学習しているということから、そういう制度もしっかりとこれからも確保していかなければならない、こう考えているところです。

○議長（田中之繁議員） 猿谷議員。

○12番（猿谷繁明議員） 一つは、救いの場と申しますか、あるよというお話も今聞かせていただいて、安心をしたところであります。

先ほどの市立病院の裏口の環境問題については理解をいたします。ただ、時間差をとる、納入業者が例えば給食の食材を運ぶあれは朝8時ぐらいまでですから、その時間をちゃんと守る。その後9時ごろからは掃除するとか、いろんな時間差であの環境は守れると思いますし、葬儀屋さんが…そういう場合は先ほど言った救急の入り口、それを活用するとか、そういうことで私はある意味で解決はできるのだなと思います。

駐車場の件は、歩道のスペースはそういう余裕を持ったあれだということで理解をいたしましたので、もし不愉快な思いをさせましたら申しわけございません、本当に。そういうことであります。

今いじめのこと等々で教育長の御答弁を賜りました。まさに子供は地域の宝でありまして、私は孫が3人いまして、目に入れたら痛いのでありますけれども、目に入れて痛くないのは写真とビデオ、それは痛くないわけでありまして、ぜひ子供のためにも、子供たちは宝物であります。その宝物を大事に育てるためにも教育という一つの大事なポジションを市民と一緒に守っていききたいなと思ひまして、清風クラブの代表質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 以上で猿谷繁明議員の質問を終わります。

14時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時45分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問に引き続き一般質問を行います。

市民の暮らし支援の取り組みについて外5件を、齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） 通告をしてあります第1点目の市民の暮らし支援についてからお尋ねをいたします。

既に私は12月議会で、国は景気回復が続き、いざなぎ景気を超えたと報道されているけれども、その実感は市民にはなく、逆に暮らしが厳しくなってきた、こういう声が多い、そういうふうには理解されるかお尋ねをしながら、だから市民の暮らし支援の施策を予算編成にぜひ反映されるようにと求めてきたところであります。このたび市長は、景気動向について地元金融機関の景況レポートによるとマイナス基調で推移し、厳しい状況が続いている、市政執行方針で述べられたわけでありまして、まず、そのレポートによる市民の暮らしをどのように判断されるのか伺いたいと思うわけでありまして。

新年度の施策において市民の暮らし政策、どのように取り組まれたか。また、逆に市民負担をどのように求めた施策を盛り込んだのか。12月議会でお尋ねをしました住宅リフォームは、1,000万円の事業でありまして、市民から、また業者の方からも喜びの声を寄せられているところであります。そのほかの市民に喜ばれる施策をこの際明らかにしていただきたいと思ひます。市民負担では国保税の引き上げ、加えて上下水道料金の値上げが示されたわけでありましてけれども、具体的にお知らせをいただきたいと思ひます。

次に、福祉の推進であります。名寄の高齢化率、65歳以上の市民が25%を超えまして、4人に1人が65歳以上と、こういうことになってきたわけでありまして、何よりも地元で苦勞してきた多くの人たちだけに、元気に住んでいてよかったと言えるまち、温かい福祉の心が求められていると思うわけでありまして、きめ細かな取り組みが大切であり、その一翼を担っております社協との協力、協働は言うまでもないわけでありまして、まず、今年の福祉推進施策について、またさきに可決いたしました総合計画における福祉のまちづくりが載っているわけでありまして、この間どのように取り組んでいかれるのかお示しをいただきたいと思うわけでありまして。

次に、子供の医療費助成についてであります。この件は、特に少子化の中での子育て支援の一つとしてもお尋ねをしていきたいと思っております。既に医療費助成については、道の施策として取り組まれております。今少子化の中で子育て支援が大切だ、安心して産み育てることは若い世代にとって大きな励みになると、多くの自治体で多様な子育て支援を行っているわけでありまして。そこで、私は名寄市でも独自の支援策として、まず医療費の1割負担を年齢を決めてでも無料にする、また該当児、就学前までとなっておりますけれども、学童にまで引き上げるなどの子育て支援が必要と考えるわけでありまして、見解を伺いたいと思っております。

あわせて保育所入所についてであります。若い夫婦が安心して子育てを進めるために働かなければ暮らしが大変、それだけに保育所は大切であります。まず、入所の状況をお知らせいただきたい。また、保育料についてであります。市は以前国の2年おくれで保育料を決定しておいたわけでありまして、一定の細区分という形で対応しているわけでありまして、現状の保育料どのようになっているかお知らせをいただきたいと思っております。また、保育料の決定は前年度所得で決まるわけ

ありますけれども、事情があって職場が移った、そういうときに給与が大幅に下がるなど、現状に合わないのにもかかわらず保育料が決められると、こういうこともあるわけでありまして、果たしてこのままでよいのかどうか、対応を伺いたいと思うわけでありまして。

次に、市立病院の医師確保、特に12月議会でも質問しましたが、精神科医の4月からの見通しがどのように立ったのか。さきに答弁がありましたけれども、私も改めて経過を含めてお知らせをいただきたいと思うわけでありまして。

次に、発達障害支援の取り組みについてであります。平成16年12月に発達障害者支援法が制定されたところであります。この制度は、本当に新しい制度であります。そういう中でも名寄市での取り組みは既にマザーズホームからの歴史があるわけでありまして、まず現状の取り組み状況、通園児数、また12月議会で父母たちから出された請願が全会一致で採択された一部負担の助成はどのようになったのかお答えをいただきたいと思っております。

次に、特別支援教育についてであります。今年の4月から始まりますが、名寄は2年間のモデル事業を行って、全道の先進であります。まず、その成果について、また新年度の予想児童と各校の教員数、また従来の特殊学級とのかかわりなど、療育センターの連携などもあわせてお答えをいただきたいと思っております。

次に、品目横断的経営対策についてであります。農家に五つの作物に限って国の補助金を交付する制度では日本の農業は守れない、私は考えております。まず、昨年秋の一つの申請でありました小麦の申請状況と新年度の申請見込みを全農家戸数のうち比率でひとつ示していただきたい。さらに、認定農家にならない小規模農家、高齢農家、加えて対象品目外の生産に励む農家の数などもこの際お知らせをいただき、それらについての対応をお示しをいただきたいと思うわけでありまして。

次に、ポスフル出店についてであります。既に私は、大型店の規制を緩めた国をしてまた規制をしなければならぬほど大型店の影響が市町村にあったということ、名寄市内の売り上げ360億円が16年あったそうですけれども、ここにポスフルは50億円の売り上げ目標を持って入ってくると。多くの人たちが名寄市に住み、そして住んでいてよかったと言えるまちづくりに向けて市民との協力が進んでいる中で、そういう願いに逆行するのではなかろうかと出店に反対を表明してきたところであります。このたび道庁に行きまして、大規模集客施設の立地に関するガイドラインについて、また出店を抑えるタイムリミットなどを協議させてもらってきたところであります。やはり担当者も早く建築制限条例をつくる必要だというふうな説明で私は強く痛感したところであります。そこで、スケジュールをどのように押さえて進めようとしているのかお知らせをいただきたいと思っております。また、制限を1万平米としておりますけれども、やはりこれでは大き過ぎるわけでございまして、地方自治体の立場からももっと面積を制限をして、例えば旧大店舗法のように3,000平米などというのもあってもいいのではないかというふうに考えますけれども、お答えいただきたいと思っております。

やはりこの問題については、市民合意が不可欠と思うわけであります。特に総合計画と対するものであるだけに、総合計画を市民に改めて理解され、まちづくりを考える市民との協力、協働の大きな理解を深めるチャンスというふうにとらえて、大きな住民理解を求める取り組みが必要であろうと考えますし、そのために北海道での例えば小樽での大型店進出による実態、また帯広だったでしょうか、大型店の出店をとめた住民運動などなど全国で多様な形態に学び、それらをいち早く市民に提示し、ともに考え、納得のいくまちづくりを進めていくということが大事ではなかろうかと考えるわけでありまして、そのような取り組みを市

長を先頭に進めるべき、このように考えるわけでありまして、見解を伺いたいと思っております。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま斉藤議員の方から大きな項目で5点にわたりましたの御質問をいただきました。大きい項目の1点目の（1）につきましては私の方から、（2）、（3）、（4）につきましては福祉事務所長から、大きな項目の2点目につきましては病院事務部長から、大きい項目の3点目につきましては福祉事務所長から、大きい項目の4点目につきましては教育部長から、5点目の大きい項目は経済部長から、6点目につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、新年度の施策についてお答えをさせていただきます。新年度予算案には高齢者の健康保持や生徒の心の相談体制充実、市立病院整備事業、地域包括支援センター運営事業、心の教室相談員配置事業など、また住宅リフォーム促進助成事業は住宅の改修工事にかかわる費用の一部を助成することにより、快適な住環境の創出と建設産業の振興、雇用の安定を図るべく主要事業として計上させていただきました。住宅リフォーム事業は、市民の潜在的な改修要望を掘り起こす起爆剤ととらえておりますので、3カ年の時限を原則と考えているところであります。

また、地方の景気が低迷する中、本市におきましても限られた財源を有効に使った行政運営を行わなければなりません。施策の中には、時代の経過により利用状況の変化で当初の目的を達成した事業はもとより他の施策に振りかえるなど、事務事業評価やローリングによって見直しを図ってきたところであります。また、新行財政改革推進計画の中にあります健全な財政運営を進めるために、受益者負担の適正化として上下水道の料金改定につきましても個別推進事項として取り上げているところでもあります。また、国保税の税率改正に

つきましては、開会日におきまして議案として提案をさせていただいております、この後の予算審査特別委員会に付託をされているところでございますので、そちらの委員会の中で議論をしていただければと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、（２）の福祉の推進から（４）、保育所の入所についてと大きな項目３番目、発達支援の取り組みについて申し上げます。

まず、福祉の推進について申し上げます。高齢化が進む中、高齢者への施策は一層重要さが増してきております。高齢者の方々を健康状態から見ますと、比較的元気で自立できる方、虚弱的な方や介護が必要となる方などに分けられ、その分野、分野に応じた施策が必要であると考えております。比較的元気な方々には健康づくりや生きがいくづくり活動などの施策を推進して、社会参加の促進を図ってまいりたいと考えております。また、虚弱な方々には地域包括支援センターが中心となって介護予防事業に取り組み、自立に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。いずれもこれらの具体的な施策や介護保険サービス事業につきましては、第３期高齢者保健医療福祉計画、介護保険計画に基づいて推進をしてまいります。

現在も名寄市社会福祉協議会では合併に伴ったさまざまな課題の解消に努めている状況で、これといって新たな取り組みをするまでには至っていないというのが現状でございます。まずはそれぞれ行ってきた事業をどう全市的なものにしていくのかを検証しながら、真の合併に取り組んでいるところでございます。いずれにいたしましても、障害者を含めた社会福祉は行政だけでできるものではなく、社会福祉協議会を初め民生委員の方々と地域のボランティアの方々とともに市民と行政が協働し、福祉事業を推進してまいります。

また、福祉のまちづくり条例の考え方について

でございますけれども、新しい総合計画の中の基本目標の２、安心して健やかに暮らせるまちづくり、保健医療福祉分野の障害福祉の推進の主な事業計画の中で、前期に取り組む事業として福祉のまちづくり要綱（仮称）を掲げております。これは、障害のある人や高齢の方が普通に生活する上で障害となっている一つには建物や交通機関などで段差や狭隘などにより車いすの通行が妨げられる物理的バリア、二つには障害があることによって資格が制限されたり、入学試験や就職試験が受けられなくなったりする制度的なバリア、三つ目に手話通訳や文字情報などにより十分な情報を得ることができない文化、情報面でのバリア、四つには障害のある人を偏見の目で見たり、逆に哀れんだりして、平等で対等な交流を妨げる意識上のバリア、この四つのバリアを取り除き、すべての人の参加によるすべての人のための平等な社会を市民の皆さんと事業者、そして行政が手をとり合って進めていくような理念を定めていこうとするものであります。

一方、同じ基本目標の４、地域福祉の推進の中の基本事業でも福祉のまちづくりの推進を挙げておりますが、これはだれもが安心して暮らせるまち、いわゆる人に優しいまちづくりを目指そうとするもので、建築、道路、公園といったハード面の計画的整備はもちろんのことではありますが、ソフト面であるノーマライゼーションの考え方、生活の拠点である地域に根差して人々がともに手を携えて助け合い、だれもがその人らしい安心して充実した生活が送れるようなまちづくりが求められているところでございます。このため日々の生活課題をきめ細やかに明らかにし、市民みずからその解決に向けて活動する気持ちを醸成することを何よりも重要視した地域福祉計画の策定を目指し、計画の策定に当たっては策定に向かうプロセスから市民の主体的参加が不可欠とし、そのための体制づくりをするものであります。まずは現在必要な情報の収集に努めている段階でございま

す。地域福祉計画では、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項、この三つを定めることが求められておりますが、さきにも述べました福祉のまちづくり要綱（仮称）とも共通する部分も数多くありますので、今後一つ一つ整理しながら、重複を避け、作成に取り組んでまいることになります。

しかし、もともとこの計画は策定のプロセスを重要視しながら、市民みずからが生活基盤である地域福祉での生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などをみずからの問題として認識し、みずからがサービスのあり方に主体的にかかわりながら、サービスの担い手としても参加する意識の醸成が最重要視されるものでありますので、条例化につきましてはこれとかけ離れ、過程からくる結果として市民の皆様の機運が高まれば制定していくものと考えているところでございます。

なお、この要綱の策定に当たりましては、シンクタンク及び福祉の実践として名寄市立大学のスタッフが大変重要な位置を占めるものと考えておりますので、4年制大学の形を整えるのに合わせながら取り組んでまいりる考えでございます。

次に、子供の医療費無料化の上乗せについてお答えをさせていただきます。現在名寄市が実施しております乳幼児医療給付事業につきましては北海道医療給付事業の一事業で、疾病にかかりやすく受診する機会が多い乳幼児を対象とし、その世帯の負担軽減と福祉の向上を図ろうとするものであります。北海道は、少子高齢化の進行や国の医療保険制度改正、福祉施策に対する応能負担の導入などを理由といたしまして、平成16年10月、対象年齢を入院、通院ともに就学前まで引き上げたところでございます。また、これと同時に原則1割負担の導入を実施し、現在に至っているところでございます。

議員御質問のとおり学童期につきましては、集団生活となることから風邪等にかかることも多く、その医療費負担は家計に影響することとなりますが、対象年齢の引き上げ等の拡大につきましては市の独自事業となり、現状の財政状況では極めて困難であると判断しているところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、保育所入所についてお答えをさせていただきます。2月末現在の市立の保育所の入所状況につきましては、市立4保育所の定員280人に対しまして入所児童は287人、充足率は101.79%となっており、おのおの保育所の状況では中央保育所、東保育所の60人定員に対しまして中央保育所は60人、東保育所は59人、西保育所の70人定員に対しましては75人、南保育所90人に対しましては93人となっております。

国と市の保育料の比較につきましては、国の基準では3歳未満児と3歳以上児の年齢別に分け、さらに世帯の階層区分を7段階に分け定めておりますけれども、市では国の基準をもとにしつつ保護者負担の一部を軽減するために、独自に階層をAからDの7までの10階層としているところでございます。平成18年度におきましては合併初年度ということもありまして、また風連地区との保育料の差が大きいこともありまして、従前の区分を使用したところであります。最終的には国の基準をまず基本にはと考えておりますけれども、平成19年度部分につきましても定率減税等がございまして、適用する階層区分に変化があることから、保育料の変更は見送ることとしております。いずれにいたしましても、据置期間を経て、段階的調整を図りながら保育料を統一することにしておりますので、早目に考え方をお示しできるよう努力してまいります。

入所児童の保育料につきましては、入所申し込み時に前年の世帯の収入証明書を提出いただきまして決定をしております。前年に比べまして世帯の収入に著しい変動があり、生活困窮となった場

合につきましては担当窓口で御相談をお受けし、対応をさせていただきたいと考えております。

次に、大きな項目3番目の発達障害支援の取り組みについてでございます。自閉症などの広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害は、早期発見、早期支援が重要であることから、平成16年12月、発達障害者支援法が制定され、平成17年4月から施行され、必要な措置を講じることが国及び地方公共団体の責務とされました。名寄市においては、平成15年4月、児童デイサービスセンターの指定を受けている名寄市総合療育センターにおいて子供発達支援センターの機能を持ち、発達障害児支援に取り組んでおります。障害や発達におくれのある子供と家族に対しまして日常的な療育相談、指導などを行うことを目的に、早期発見のための1歳6カ月健診及び3歳児健診、保育所、幼稚園への訪問相談など、保健センターとも連携を図りながら進めているところでございます。こうした中から名寄市総合療育センターのもう一つの機能である児童デイサービスにつなげ、早期療育を図ろうとするものであります。児童デイサービスは、昨年の障害者自立支援法の施行に伴い、実務経験を積んだサービス管理責任者を配置いたしまして、個別支援計画の作成などよりきめ細やかな対応と専門性が求められています。そのため指導員は、各種専門研修の受講による専門性の向上、療育関係研修会による情報収集など、よりよい児童デイサービスを提供できるよう努めているところでございます。

また、利用者負担金につきましては、政令で定める額の一律1割負担となりましたが、平成19年度からは利用者負担の軽減を図るため一部助成をする予定でございます。

現在の通園児の内容別内訳を申し上げますと、肢体不自由1名、知的遅延9名、自閉的傾向14名、言語発達遅延4名、精神遅延7名、発達遅延18名、言葉のおくれ9名の合計62名となっております。

おります。個別、または集団による療育訓練を総合的かつ体系的に行うことにより、早期に障害のある療育的効果を高めるよう努めてまいります。また、今後特別支援教育での学校とのつながりをより重要と考え、連携を図ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな項目の2、医師確保についてお答えを申し上げます。

精神科は、平成18年度は2名体制で診療をしてまいりました。1名は道の職員ということで、1年限りとなっております。この間院長や市長が精力的に道や3医育大学に出向いて地域の実情を訴え、医師の確保に取り組んできました。結果このほど関係各位の御努力によりまして、現在おられる先生が残っていただけるということになりまして、新年度も引き続いて固定医師1名と、それから長期の出張医1名で現在の体制で診療が行われることになりました。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私の方からは、大項目4の特別支援教育についてお答えいたします。

特別支援教育の成果につきましては、代表質問においてもお答えしておりますが、平成17年度に地域指定を受け、モデル事業として実施以来2年間にわたりまして市内全小中学校における校内委員会やコーディネーターの設置を初めとして、コーディネーター連絡会議や専門家チーム会議、巡回相談などを開催し、推進体制の整備に努めてまいりました。文部科学省の調査では、個別に支援が必要とされる児童生徒は6.3%に上るとされておりますが、名寄市におきましても相当数の子供たちが支援を必要としており、昨年9月に市教委が独自に行いました実態調査では、教育的見地からの判断も含めまして児童生徒の4.1%が支援が必要との数値となっております。さらに、特別

支援教育制度への保護者の理解が進むことにより、支援を必要とする数が増してくるものと考えております。

平成19年度からは、特殊教育から特別支援教育へと転換が図られ、小中学校における名称も特別支援学級に変更となりますが、現在の障害種別の教室については当分の間現状を維持するものと考えられます。特別支援教育においては、校種間の連携が大切になってまいります。現在においても保育所、幼稚園と小学校など学校間の引き継ぎが行われ、きめ細やかな指導体制の構築に努めております。また、保護者の了解のもと名寄市療育センターにおける記録なども名寄市就学指導委員会において活用され、より望ましい就学への資料としております。

今後の特別支援教育においては、さらに各関係機関の積極的な連携を図り、地域支援ネットワークの一層の充実を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（田中之繁議員）** 手間本経済部長。

**○経済部長（手間本 剛君）** 大きい項目の5番目、品目横断的経営安定対策についてお答えを申し上げます。

品目横断的経営安定対策につきましては、2月末現在本市における対象5品目の作付実績農家数につきましては609戸のうち447戸、割合にいたしますと73%が対象となり、面積では4,493ヘクタールのうち4,021ヘクタール、率にいたしますと90%が対象の見込みでございます。また、対象外農家の数はどのくらいかとお尋ねでございましたけれども、17年度のベースで申し上げますと農家戸数では840戸のうち5品目作付農家数につきましては先ほど申し上げました609戸でございます。したがって、対象外農家につきましては231戸というふうになるわけでございます。対象農家は、すべて認定農家の担い手でございまして、集落営農組織につきまし

ては認定農業者になれない農家が設立して集落営農組織を立ち上げる状況ではございませんで、本市においては難しいと判断をしているところでございます。

昨年秋の段階の加入申請の状況でございますが、19年産秋小麦の作付者につきましては160戸、面積にいたしますと390ヘクタールとなっております。18年産に比較いたしますと、戸数では36戸、面積では63ヘクタールの減少となっております。

制度の対象にならない、またはのらない農家につきましては、これまで市、JA、農業委員会などと制度の説明、指導し、農地集積作業の受委託の促進を図ってまいりました。平成18年1月から12月までのあっせん件数では60件で、田で202ヘクタール、畑では18ヘクタールの合計220ヘクタールとなります。賃貸借では田畑合計いたしますと257ヘクタールで、合わせて477ヘクタールに及び、担い手への農地集積が進行している状況にあります。4月からの本格申請に向けましては、一つ目には農地の流動化による面積要件のクリア、二つ目には作業受委託による経営面積の拡大、三つ目には農業所得による特認要件の活用などにつきまして指導してまいりたいと考えております。

また、小規模農家、高齢農家の対応ですけれども、新産地づくり対策では担い手と非担い手に差はつけておりませんし、集約型栽培の施設園芸、あるいは露地野菜につきましては加算措置を講じておりますので、野菜、花卉の栽培を促してまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

**○議長（田中之繁議員）** 松尾建設水道部長。

**○建設水道部長（松尾 薫君）** 大きな項目の6番目でございます。ポスフル出店対策についてお答えを申し上げます。

都市計画特別用途地区の決定につきましては、

都市計画法に基づき3回の市民説明会を終了させていただいております。3月23日には徳田地区の利害関係者、地権者を中心に公聴会を開催をいたしまして、市民意見を反映させていきたいと考えております。それらの意見を参考に原案を作成の後、北海道と事前協議を行いまして、都市計画案を2週間市民縦覧をさせていただき、再び意見をいただいた後に今までの意見をもとに名寄市の都市計画審議会の審議を経て、北海道の同意を得た後に決定をさせていただこうという予定をしているところでございます。

建築制限条例につきましては、都市計画の審議のめどが立ってから臨時議会を含め条例案を議会で議論していただきたいと考えております。

市民合意の取り組みにつきましては、都市計画法によるものとは別に広報など広く市民周知ができる方法を検討をしてみたいと考えております。

1万平方メートルという点につきましては、庁内議論や北海道の助言の中でも議論を重ねたところでございまして、旧大店法の3,000平方メートルという意見もございましたけれども、法的根拠が少ないということで、本年11月に施行の都市計画法等の一部を改正する法律に準じまして1万平方メートルを決定したところでございますので、御理解のほどをお願いいたします。

今回の土地利用計画は、総合計画に沿った都市計画案でございまして、多くの市民の皆さんの意見を聞くこともできたと考えておりますし、これからもまだまだ意見交換ができるものと考えております。その意味では協働のまちづくりでありますし、市職員にもこれまで2回の研修の場を設けており、これからは機会があるたびに職員にも周知を図っていききたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） それぞれ担当の皆さんの御答弁いただきました。それで、問題は今の

経済情勢をどう見るのか、それに基づいて市民の暮らしはどうなのかと、そういう立場からも市の施策、方針というのが積極的に反映していくことが必要ではないのかと、それが私が常々申しておりました地方自治法の趣旨であります住民の暮らしをしっかりと守っていく、そういう行政、市の責務でなかろうかと、こういう立場から私は一貫してこの視点からの質問を続けてきたところであります。市長も市政執行方針で述べられました非常に景況感がない、経済が停滞の状況だと。加えて昨年はお米が1俵当たり2,000円から3,000円安くなる。さらに、高齢者の年金控除が廃止になっていくと、こういうふうなことで、非常に昨年の6月の住民税の納付書が来たときの市民の驚き、そしてそれが今度は怒りへと、こういう反映があり、結果的には所得が抑えられたと、こういうふうなことがあるわけでありまして、そういう実態が私からも生活は厳しいというのは全くそのとおりだと、こういうふうな理解するわけでありますけれども、そういうスタンスに市長は立っておられるのか、この点をまず伺いたいわけであります。

特に住民に喜ばれましたリフォームの問題について、多くの喜びの声があるわけでありますけれども、昨年の12月に私この件でお尋ねをしたときに、最後に市長答弁されたことは忘れてはいないと思うのですけれども、改修についての事業は多くの市民の皆さんの中にあると、こういう認識をしております。何らかの提案を受けて政策できないか検討してみたいと、こういうふうな言っておられたわけですが、それを決定する上でそういう市民の暮らしの実態、景気の実態なども反映されたのか、まず冒頭にその点御答弁いただきたいと思いますが。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 地域経済の動き等については、お話がありましたように非常に低迷が続いているというのが実感であります。とりわけ1



次産業の農業、農協等の統計を見ておりましたも昭和40年代の販売実績の方にバックをしているという実態があります。これらは、コストも含めて努力をしても、その努力が再生産に意欲として結びつかないような状況と、こういうことであります。ことしが農業の大きな変革な年と、国の制度も大きく動こうとしておりますけれども、これに先駆けて農業者の皆さん方の農地の流動というものも表面に出てきているわけですが、残念ながら思ったとおりの双方の流動の成立が難しいような状況も出てきていると。それは、農業を基幹産業にしております当市にとりましては非常に全体の産業界、あるいは市民の消費行動にも関連をしているというふうには押さえております。加えて公共事業等の予算の抑制策もこの地域の建設業等に従事するウエートの高いことが大きな不況感につながっているのではないかと、このように認識をしております。それだけにこの限られた今の置かれている自治体財政の中で英知を尽くして元気を出していこうと、あるいは事業の創出をしていこうと、こういうような議員の御提言も含めて19年度の中で、3年間の時限ではありますけれども、景気の刺激策としてこのようなりフォームに対する支援策を提案をしているところであります。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） そういう市民の実態であるだけに、提案されました住宅リフォームは必ずや地域への経済効果の一翼を担うだろうと私も思うわけであります。

それで、それにつながって市民支援の施策がどうなのかということでもありますけれども、ただいま総務部長の答弁のようになかなか具体的なものが市民には見えづらい。確かに市立病院の整備ですとかあるのですけれども、やはり実際に協働のまちづくりをしていくとしたならば、きめ細かな施策というのは大事だなと、こういうふうには思うわけであります。そういう点での住民への支援、

住民とのかかわりというのが問われているのだなと、こういうふうには考えたところであります。それは、必ず出てくるのが今回も市政執行方針、あるいはきのうからの答弁を聞いておっても財政が大変だと、危機的状況だと繰り返し言われているわけであります。問題は、なぜそういうふうな実態になったのかということなのです。先ほども質問、答弁がありましたけれども、市長、あなたが市長になって10年、その前2年間は助役であります。さらにその前は総務部長も務めてきたわけであります。まさに名寄市市政の主要な行政施策にすべてかかわってきたと言っても言い過ぎではないのです。私はこの間必ず大きな課題になるのではないかと考えた大型事業の問題を何点かしてまいりました。しかし、住民要求もありますから、例えば北国博物館などいかがかという声はあったものの文化を養成していくという面ではあえて反対はしてまいりませんでした。しかし、あのジャンプ台を整備をする、あるいはピヤシリスキー場を整備する、約18億円からのお金がかかったわけでもありますけれども、あの当時は起債の中でも有利な起債が出まして、国も一生懸命になって応援をしておったわけでありまして、そういう面では単純に悪いというふうには言い切れないのですけれども、しかしそういうふうなのが今の起債の大きな影響になっているのではないのか。もちろん市立病院の改築ですとか学校の改築でありますから、そういうふうなことを考えたときにそういう大型のあるいは後年度に効果として問題があるなというのは見ながらも、国が進めるようなむだな大型事業を本当に進めたということを使う気はありません。しかし、そのときにはそれでもいけるという計算、試算をしておったのです。しかし、大きく変わったものがあるのです。それは、交付税の配分が変わってきたということなのです。一番名寄市で交付税が大きかったのが平成10年でしたか、70億円の交付税が来ております。さきの決算で見ますと、70億円ちょっとでしたか、

78億円でしたか。名寄市の従来での交付税は幾らかかという、これはよくわかるように55億円です。ですから、15億円減っているのです、10年と比べて。もちろんこれは突然きたのではなくて、ほぼ55億円になったのは平成14年からでしょうか。こういうふうなことは、従来の計画と大きく変わったのではないかと、そういう点での国の構造改革を進めたのがどれだけ地域住民にとって、あるいは行政担当者として狂いが生じたかと、このところをやっぱりはっきりさせる必要があるのではないのか。それをしないで、何かもう大変だから、先が見えないような話で、最初にまちづくりを協働しませんかと言われても戸惑う市民が多いのも事実なのです。こういう点、私はやはりそういうふうな多くの問題が率直にあったのだと。だから、そういうふうなのを繰り返さないように住民と協力、協働のそういう運動を進めていくのだというスタンスがまず大事でないかというふうに思うわけでありませう。そういう点でのスタンス、立場、私の指摘は間違いでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） この20年間ぐらいの間におけるいろいろな日本の経済に関連をした地方自治体の自主的な営みも含めて指摘がありました。30年以上前にオイルショックがありまして、日本経済は急激に縮小せざるを得ないという実態がある中で、日本のいろいろな英知を結集して景気の回復をして、しかも平成元年、2年に達してはその極というようなことでありました。これは、実態の伴っていない日本経済だったというふうに今は指摘ができるわけですが、このバブル経済の崩壊の後、どのように立て直しをするのかということでは多くの試行を続けたのではないかと、このように思っています。

国は、公共事業を大幅にふやすことで景気の回復をしよう、という取り組みがあったというふうに思っております。御指摘のように地域総合

整備債という有利な借金をメニューにのせて、地方自治体にも公共事業をやるべしと。私は、この20年間の中で公共事業等はやはり市民の要望の場合によってはその施策にのって前倒しをして実行したのも数多くあると、このように見ております。しかし、この公共事業を展開することで景気の回復については残念ながら達成できないという、このような反省のもとに収縮財政ということにハンドルを国は切ったわけでありませう。この借金は、実際に国民の皆さんがこれから返済計画を持って国も地方も償還をしていかねばならないと、こういう中で軌道修正をしてきたのが地方における交付税の削減と、こういうことでありました。現在地方交付税の配分の総枠というのは15兆円ぐらいでございますが、平成12年、13年は20兆円、借金を6兆円、7兆円積み上げて20兆円の交付税を配分すると、こういうようなことでありました。国は、20%は切り込むと。借金をしないで、国の一定の税制上の定率の枠で地方自治体に配分するというまさに原則にのっとった交付税の運用というふうに今軌道修正をして、18年度では初めて交付税の借入れについて償還を始めると、こういうところになったわけでございます。

前段の議員の質問にもこれからの交付税は税収が入っても、地方にその税収が伸びた分を全部配分しないという国が方向を出しているというふうに答弁をさせていただいておりますが、まさに交付税会計も40兆円に上る借金を持っているということでもありますから、この交付税会計の均衡化も道はかなり遠いと、そういう中での現実であります。過去の指摘については甘んじて受けまされども、やはり社会基盤の整備というものは借金をしてでも市民の皆さんに提供していくという責任もありますし、その度合いといいましませうか、場合によっては身の丈以上の事業展開がこの20年間の間であったのではないかと、このように今は反省をしているところであります。しかし、今

その償還のさなかであります。現在公債費比率が19%ということでは18以下に切り下げることでありまして、今回企業会計等については財政投融资資金の償還について5%以上の金利の高いものについては、条件がありますけれども、借りかえを認めると、こういうような国の方向が出てまいりました。私どもは、こうした国の制度をしっかりと見きわめながら、この財政の健全化に一層取り組んでいかねばならないと。それだけに今前倒しでサービスを受けている施設の整備の手法については、合併を機に従来風連町、名寄市が持っている施設の統廃合等を含めて合併効果をしっかりと出していききたいと、こんなふうを考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 財政の問題については、予算委員会もありますので、そこでまたということにして、とりあえず私は若い人たちの支援、子供、子育て支援について最後に訴えておきたいのですけれども、今新聞広告などでのパートの賃金見ますと、1時間650円、中には644円と、これは北海道最低賃金です。それをやってでも働いて頑張っている人たちへの子育て、保育料の問題、あるいは病気になったときの医療費の支援、こういうふうなことがどれだけ若い夫婦に安心感、そして子育てへの意欲、こういうふうなことを考えたときに、厳しいときではあっても次の時代を担う子供たちへの温かい施策というのはぜひ必要ではないのかと、このことを私は強く考えるわけでありまして。そういう点での子供の医療費、保育所の入所問題などなど強く求めたいわけでありまして。

また、発達障害ということで、ちょっと後でになりますけれども、この制度も16年12月なのです、法が決まったのは。まさにそれまでは子供たちは親のしつけが悪い、変わった子供だと、こういうふうなことで熱心に取り組んできた父母が非常に苦勞していたのがやっと光が当たってきた

と、そういうところへの支援が大事だということも訴え、連動した教育行政の必要性も訴え、時間内に終わらなかったことをおわびしながら、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 以上で齊藤晃議員の質問を終わります。

市民と協働のまちづくりの考え方について外3件を、渡辺正尚議員。

○21番（渡辺正尚議員） 議長から指名をいただきましたので、さきの通告順に従って、質問をしてまいります。議場内にいる皆さんは非常にお疲れとは思いますが、約1時間ほどおつき合ください。

初めに、新名寄市総合計画が策定され、御案内のように平成19年度から平成28年度までの10年間の計画であります。基本目標の1は、市民と行政との協働によるまちづくりとなっておりますし、主要施策の1番目に市民主体のまちづくりの推進となっております、基本事業として2項目書かれておりまして、一つ目に市民参画と協働の促進、二つ目に広報広聴活動の充実と情報公開となっております。二つ目の広報広聴活動は重要だと思っておりますが、基本的に市民と行政が情報の共有化を図らなければならないと考えます。今までのやり方で市民に十分に情報が行き渡っているとお思いでしょうか。具体的にお答えください。

次に、平成9年、当市でも情報公開条例が制定されましたが、年度ごとに何件請求があったのか、請求内容等もお答えください。

次に、公共工事発注について伺います。私から言うまでもありませんが、公共工事とは国及び地方公共団体が発注する建設工事のことであり、地域貢献や生活の利便性や安心、安全が保障されるよう配慮して行われるものであると考えます。また、適正時期に発注することによって雇用の安定や地元企業の育成と品質確保を促進することにつながると思います。そこで、伺いますが、昨年4

月からの土木建築、上下水道各部署の発注時期と件数並びに工事内容もあわせてお知らせください。

次に、入札以前に行われる指名の基準について伺います。指名委員会で工事内容によって技術面や実績などを考慮して適切に行われているとは思いますが、他の者にはどのように決定しているのかが見えませんので、もっとオープンにできないかと思えます。適正に示していれば、対象業者にお知らせできるのではないかと思えます。それが発注者側と受注者側の対等の関係になり、インフラ整備も一緒に考え、意見交換ができ、共同で品質のよいものができるようになると思っておりますが、お答えください。

次に、高齢者福祉について伺います。市長の市政執行方針でもおっしゃっていましたが、当市でも1月末で高齢者人口は7,946人、高齢者比率が25.3%であり、人口の約4分の1が高齢者であります。施策として高齢者の自立促進や介護予防事業の推進、介護保険サービスの充実等がありますが、今回は高齢者の自立促進について伺います。高齢者の自立に向けた生きがい対策や生活支援については、いろいろな手法はあると思えますが、私は一昨年から2度ほど質問しているデマンド交通システムを積極的に検討する時期であろうと思えます。1月末に福島県の保原町へ高橋議員と2人で視察してきました。昨年1月1日に5町が合併して伊達市となりましたが、保原町は人口が約2万5,000人ほどの名寄市と変わらない規模のまちです。実績だけお話ししますが、導入後775日で乗車実績10万人に達し、利用者年代は70代、80代の方が非常に多く、70代で44%、80代で33%であり、合わせると77%になり、約8割近くが利用しており、高齢者の自立に向けた生きがい対策や間接的な生活目的に当てはまると思えますが、御見解をいただきたいと思えます。

私の質問を踏まえ、高齢者は何を不安と思い、何を必要としているかなどの意識調査を行っては

いかがでしょうか。これについてもお答えください。

次、職員の評価システムについて伺います。平成16年12月に閣議決定された今後の行政改革の方針では、公務員制度改革の推進等として評価の試行が明示されています。総務省では平成18年1月1日から6カ月間試行しており、本格的な実地にはまだ少し時間がかかりそうですが、当市としても検討して、職員評価システムをいち早く取り組まなければならないと考えます。今後一定期間厳しい時期が継続することが予想される以上、職員個々の能力を高めるためのツールとして評価システムを位置づけ、検討を加えながらブラッシュアップしていくことが必要不可欠であると考えますが、御見解をお願いいたします。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま渡辺議員から大きな項目で4点にわたっての御質問をいただきました。大きな項目の2点目につきましては、建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1点目の情報の共有について、現状について申し上げたいと思えます。市民参加による協働のまちづくりを進めていく上で、情報の共有化は欠かすことのできないものであると私も認識しております。情報共有化のための具体的な手法でありますけれども、月1回発行の広報なよろを基本といたしまして、タイムリーな地域情報を伝えるため地元新聞に市広報欄を設け、さらに昨年開局いたしましたFMラジオ放送を活用し、1日3回の行政情報提供を行っているところであります。また、インターネットを活用した名寄市ポータルサイトでは、各担当者からの情報伝達を初め伝言掲示板や行政相談、施設予約など豊富なメニューが用意されているところでもあります。また、市民の皆さんと行政情報を共有するため、各種懇談会などで直接意見をお聞きするとともに施設見

学会や出前トークなどを充実するなど、市民の声  
が反映する市政運営を心がけることでの市政の理  
解と関心を深めているところでもあります。

次に、情報公開条例ができてからの情報公開請  
求の件数についてお答えをさせていただきます。  
旧名寄市では平成10年4月1日施行、旧風連町  
では平成11年4月1日施行となっております。  
平成10年度からの開示件数でございますけれど  
も、10年度は旧名寄市におきましては請求が5  
件、開示も同じく5件です。11年度は旧名寄市  
で6件、開示が6件、12年度は旧名寄市、旧風  
連町とも請求がございません。旧風連町は、10  
年度から12年度まで、また14年度まで旧風連  
町については開示がございません。13年度の旧  
名寄市であります、請求が1件で開示1件、1  
4年度は請求5件の開示が5件、15年度は旧名  
寄市で請求3件、開示が3件、旧風連町では請求  
が1件に対し開示は1件でございます。16年度  
は、請求が6件で開示は5件でございます。一部  
を開示しているのが1件ということで、旧風連町  
での請求はございません。17年度には旧名寄市  
で請求が3件、開示は2件でございます。非開示  
が1件であります。旧風連町では請求が1件に対  
して開示が1件でございます。平成18年度は、  
請求が4件、開示4件となっているところであり  
ます。旧名寄市の合計が29件、うち1件が非開  
示、旧風連町では計2件でございます。新市では  
4件となっております、旧名寄市で平成16年  
度に名寄市内高校検討委員会の会議録公開請求で  
発言者の氏名を一部非公開としたものが1件ござ  
います。平成17年に町内会長名簿の公開請求が  
ありましたが、全部非公開としたものが1件ござ  
います。

また、請求の内容につきましては食料費や政務  
調査費等の財務関係書類が7件、登録業者等の入  
札関係が6件、各会計予算決算書が4件、広域振  
興計画書4件、議事録、会議録3件、条例関係が  
3件、統計資料が2件、国有財産特定図面2件、

起債関係、各投票所選挙有権者数、建築計画概要  
書が各1件となっております。

次に、高齢者福祉の関連につきまして、試験的  
にデマンド交通システムを取り入れてはいかがか  
ということと2点目の高齢者の生活や意識調査を  
すべきではないのかということをもとめてお答え  
をさせていただきます。御質問にありましたけれ  
ども、福島県の保原町ではデマンド交通システ  
ムの導入によりまして775日で乗車実績が10万  
人に達し、高齢者がそのうちの8割を占めている  
数字から、高齢者が何か目的があってデマンドバ  
スの利用が多くなったものと考えられております。  
お年寄り、ついつい家に引きこもりがちになり  
ますが、デマンド交通システムの導入により利便  
性がよりよくなることによって高齢者が何かの趣  
味や買い物をすることを楽しみにバスを利用した  
のであれば、高齢者の自立を促し、間接的に生活  
支援対策にも当てはまると思います。

名寄市は、地域住民の公共交通機関の確保の観  
点から地域性や既存バス路線との整合性、経済性  
を踏まえる中で新たな交通手段として検討してい  
きたいと考えております。新しい交通システムは、  
高齢者が楽しくまちに出てこられることに一つの  
構築意義があると思っております。そのため老人  
クラブ連合会にお願いするなどいたしまして、高  
齢者に対してアンケート調査を行いたいと考えて  
おります。また、新交通システム導入の先進地視  
察や新たな交通システムについて講演会などにも  
参加するなどいたしまして、地域交通のあり方につ  
いて整理をしていきたいと考えております。そし  
て、アンケートや視察を踏まえ、庁内関係部局  
で検討委員会を立ち上げまして、新しいシステ  
ムの適合性の検証、新しい交通システムで実現する  
サービスの検討、システム運営方法の検討、そし  
て従来の交通システムとの比較などを行いながら、  
デマンド交通システムなど新しい交通システム導  
入の検討をしてまいりたいと考えておりますので、  
御理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目の職員の評価システムについて御質問がありました。このことにつきましては、平成17年度の人事院勧告の報告の中で人事評価制度を導入し、勤務実績を考慮し、給与、昇給等への反映、活用が示されたところであります。国におきましては、平成18年4月から一部管理職におきまして人事評価制度が施行されているところであります。この人事評価制度につきましては、現段階では評価の範囲、手続、基準等が整備確立されておられません。今後この制度について国等から実施の詳細が示されると思います。また、民間を含め、具体的な内容で説明、講習、研修が行われることと考えているところであります。

人事評価制度につきましては、公正性や公平性の確保、また処遇への適正な反映など評価システムを構築する上で解決すべき課題が多くあると思っております。今後研修を深める中から制度の整備を行いまして、導入実施を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○議長（田中之繁議員）** 松尾建設水道部長。

**○建設水道部長（松尾 薫君）** 大きな項目の2点目でございます。適正時期の工事の発注にかかわりましての1点目の御質問でございます。昨年の発注時期と件数についてお答えを申し上げます。

全体の発注経過につきましては、平成19年2月6日現在で工事契約が116件、委託契約は除雪の委託も含めまして47件になっております。工事では4月から6月の四半期で土木関係が9件、建築関係が12件、上下水道関係で7件、そして7月から9月までが土木関係が21件、建築関係が24件、上下水道関係で13件、それ以降の時期の発注といたしましては土木関係が8件、建築関係12件、上下水道関係が9件とそれぞれなっております。建設工事につきましては、基本的に上半期で80%の発注率を目標に行っておりまして、昨年も、件数ベースではございますけれども、発注率84%の実績でございました。また、それ

以降の下半期の発注になる場合につきましては、橋梁工事などでは水位の安定する時期であったり、あるいは地域との調整おくれ等が要因であります。上下水道を含めた土木工事では、工事の着手時期により変わりますけれども、北海道の積算基準を参考に、労務費で2ないし3%、現場管理費で1.8%程度の冬期の割り増し補正を行っているところでございます。しかし、工事は季候のよい時期に施工することにより良好な品質も確保できますし、経費も軽減できることから、早期で適正な時期に発注していくことに努力してまいりますので、御理解のほどをお願いいたします。

次の2点目でございます。指名基準についてのお尋ねでございます。指名委員会は、おおむね月1回から2回のペースで助役を委員長として総務部、経済部、建設水道部の部長、所長、課長、合わせて13名の横断的組織で開催をいたしております。基本的に年度末に行われます建設工事請負業者資格審査委員会、これは指名委員会と同じメンバーでございますけれども、において経営事項評価、技術評価点数によりそれぞれA、B、Cのランク分けをされたもの、業者の方を受注機会の均等性や技術力の評価を審議をさせていただきます。指名を行っているところでございます。委員会の透明性につきましては、公共工事の入札契約をめぐる最近の状況を踏まえ、一般競争入札の拡大など、入札制度とのかかわりなどもありますので、これらとあわせて検討をしてまいりたいと考えております。

なお、特に受注者との対等な意見交換につきましてはのお話もございました。公共工事の品質の確保につきましては、発注者、受注者ともに共通の課題でございます。工事の施工に当たりましては、各企業の技術力にもよりますけれども、積極的な技術提案をいただく場合もあります。特に検定するときなどに意見交換をさせていただいている状況でございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 1番目の市民と協働のまちづくりの考え方についてなのですけども、部長の答弁では広報ですとかホームページ並びに地元新聞やエフエムなよろで市民周知を図っているというふうにおっしゃいましたが、それだけでは十分でないと考えます。第4次総合計画の53ページに、町内会活動に市職員が積極的に参加し、ともにまちづくりを進めますと記載されていましたが、第4次総合計画というのはもう8年も9年もたっていますよね。他の町内会はわかりませんが、私のいる町内会の活動には市の職員がほとんど参加しません。言葉だけが市民と行政の協働のまちづくりですとか、市民が主役のまちづくりと言われており、市民と触れ合う場に職員みずから積極的に参加しないと市民が何を思っていて、市に対しての要望などがわからない状況であると考えます。このような状況では協働のまちづくりはできませんので、これからどのように進めようとしているのかをお答えください。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきます。

何度か渡辺議員の方からは市民の参加との部分で御質問いただいております。何度か私もお答えをさせていただいているところでありますけれども、私も渡辺議員と同じ気持ちであります。同じ気持ちです。というのは、参加が多いとか少ないではなくて、市の職員は地域を知らずして行政はできないという視点での同感という意味であります。まさしくそのとおりでありまして、町内会それぞれで温度差はあると思えますけれども、多くの職員は町内会活動ですとか、または子ども会育成会の活動ですとか、またはスポーツ体育団体等々文化活動の中でかなり多くの職員はかかわって私は日常地域の皆さん、または団体の皆さんとともにまちづくりといたしましうか、活動を通じる中で情報を得て、情報を提供しながら、ともにま

ちづくりの意見交換をしているのかなというふうには考えているところであります。渡辺議員の住んでおられる町内会の部分では渡辺議員が確認している内容かもしれませんが、全体の職員の中ではかなりの多くの職員が地域活動なり、サークル団体活動にかかわっているということで私は認識しているところであります。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） では、同じ町内会の者として言うのですけれども、石王部長も部下の人がいるわけですから、町内会活動に参加せよぐらいなことは言えないのですか。佐藤部長も同じ町内会なのですから。育成会では一生懸命やっていたのですけれども。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私自身が参加するしないでなくて、職員の中で上司として日ごろ日常の職場の仕事を通じるだとか、または課内会議の中で私はそのことを伝えているつもりであります。というのは、市民は職員に期待をしていますよという言い方をさせていただいておりますし、まさしくこれからの分権下における今話があります地域内分権ですとか自治区ですとか、自治基本条例を制定するに当たってもそのことをしっかりと職員が受けとめていないと、条例をつくるのは簡単だというふうに思っておりますし、そのことも私は直接担当の所管の中でありまして、会議等の中では話をさせていただいておりますし、議会の中での答弁でも答弁をさせていただいているところでありますから、これはそれぞれ個々職員のそれぞれの個性がありますから、その個性を生かした活動をしていただければいいのかなと、そのように思っております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） では、石王部長がそうやって言っているのに出てこないというのはなめられているということですか、同じ町内会の人間が。

質問を変えます。指名委員会での指名基準は、明確になっていて、公表されていると思いますが、正確にお答えください。受注業者が指名されない場合にどこがまずかったのかと考えていると考えますが、発注者側には言えません。なぜかという、請負業者は読んで字のごとく請け負けと言ったり、言ったら青くなって負けるからと。今はないと思いますが、二、三年前までは管理職の中でおれがおまえらに仕事をやっているのどのような態度の方がいたと聞いておりますし、全員ではありませんが、技術職員の意識改革が必要だと考えますが、建設水道部長はどのような考えか伺います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 先ほども御答弁で触れさせていただきましたけれども、建設業者の皆様には技術ごとにランクづけをさせていただいております。これは、先ほど述べさせていただきました内容でのA、B、Cのランクでございます。土木関係では27社、建築部門では20社とそれぞれランクづけをさせていただいております。したがって、先ほども触れましたけれども、工事の内容等も参考にいたしますけれども、極めて公平に公明にそれぞれ指名をさせていただいている、そういうことでございます。特に指名委員会において私意の入る余地はないようにお互いに議論を深めていると、そんなふうを考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） また質問を変えますが、松尾部長は名刺を年間何枚ぐらい使用しますか。お答えください。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 私は、余り使っていないと思います。数えたことはありません。2けた枚数で十分余るといふふうに思っております。

す。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 昨年私が会社の者と建設水道部に打ち合わせに行ったとき、私たちは担当職員と会うのが初めてだったので、名刺を差し出しましたが、若い職員が名刺を出さなかったので、名刺を下さいと言ったら、慌てて戻って名刺を持ってきました。その後松尾部長にもあいさつをしましたが、私とは面識があるので、要りませんけれども、初めてあいさつした者にその部署のトップである部長がみずから名刺を出さないのはいかがなものかと思いますが、どのようなお考えですか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） お答えいたします。

特別な忝意はございません。たまたま出す頻度が少ないということでございまして、特に特別な考えはございません。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 建設水道部の体質というのは、トップの姿勢で決まると思いますが、昨年の濁り水発生ときは委託業務であり、設計、管理監督は市側であると思います。請負であれば業者の責任になりますと思いますが、聞いた話によるとその後の協議では市側から業者責任にされたとお聞きしておりますし、協議の内容には今後の対策についての話などなかったと聞いておりますので、真実をお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） この内容は、管工事組合に委託をして発注をした事業でございます。お互いの責任の所在というのが非常に当初想定をしている内容を超えていたものですから、その都度協議をしながらの整理をさせていただいた、そういうことでございまして、多少の御指摘のような内容の意見の違い、あるいは結果的に少し反省すべき点等もあったかと思っております。



以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 部長おっしゃるように委託業務というのは間違いなく市に設計、管理監督というのがあるのです。請負の仕事であれば、請負業者の責任になるのですけれども、けれども委託業務である以上は市が全面的に指示が、管理監督が悪かったわけですから、市が悪いのだということにしないとだめだと思うです。やっぱり業者の方は仕事をもらっている関係で何も言えないと思うのです。

私が以前から言っている若い技術職員を対象にした一定期間の部署がえを行うべきであると考えます。松尾部長も他の部署へ行っていますし、一般市民と直接隣接する部署に行くといろいろなことが吸収できますので、職員の意識向上には役立つと思います。お考えをいただきたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 渡辺議員御指摘のとおりだと思います。ただ、技術職員の人数が一定程度限定されるということ等がありまして、一般的に3年あるいは4年、5年ということでのローテーションといいたいでしょうか、それがうまくいかない場合もございます。したがって、中には1カ所で少し長くいるという職員もいるわけでございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） 昨年12月に水道工事、配水管設工事が数本出されましたが、常識的に考えても条件の悪い時期に出すということは受注業者にとっても大変です。聞いたところによると地先の市民からは何でこの時期に工事をするのかと言われたようです。12月になった理由をお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 関下上下水道室長。

○上下水道室長（関下富士夫君） お答えを申し

上げたいと思います。

12月に発注した工事につきましては、先ほど御答弁したように上下水道関係では5件あるわけでございますけれども、そのうちの1件につきましては室内の工事ということでございます。あと4件につきましては、工事関係でございます。そのうち1件につきましては地権者の都合、これは開発行為の許可のおくれによるものでございます。それから、あと2件につきましては配水管網の整備事業でございます。これは工事時期の地域要望によるものというふうに聞いております。それから、もう一件につきましては、これも地域要望でございますけれども、地下水の利用区域の水質悪化に伴います配水管網の整備工事でございます。これも12月の発注ということでございましたけれども、原則は先ほども申し上げましたように早期発注に努めているところでございますけれども、中には担当の努力で、もう少し早い時期に発注できるものと思っているところでございまして、その辺は十分反省をし、今後に生かしていきたいというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） また質問を変えますけれども、五、六年前の話で大変恐縮ですけれども、旧名寄水道事業所で予算が余ったからカラーコピーを買ったと言った職員がいたそうです。このことは確認されているとは思いますが、市役所自体が予算は使い切らなければ来期の予算が減らされるというような旧態依然の状況を続けていると新しいまちづくりはできません。このことを市民が知ったら、平成19年度に上下水道使用料改定の議論をすることになっているようですが、上下水道使用料改定には反対が出るのではないのでしょうか。真実だとは思いますが、答弁を求めます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） お答えいたします。

最近の決算書を見ていただきましてもおわかりいただけると思いますけれども、不用額もたくさんある場合もございますし、決して渡辺議員御指摘のような内容での予算の使い方をしているということではございませんので、よろしく御理解をのほどをお願いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） その旧名寄水道事業所でカラーコピーは買っていないというのですか。五、六年前の話なのですか。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） カラーコピーは購入していないというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） カラーコピーを見たという人間がいるのですけれども。

質問を変えます。過去にピヤシリジャンプ台改修工事を札幌のゼネコンと地元企業の共同企業体でやったことがあり、地元の企業の方から聞きましたが、そのときに札幌の業者から札幌で打ち合わせすると言われ、名寄市発注の工事でしたが、札幌で打ち合わせを行ったそうです。これについても業者に地元で打ち合わせするよう指導できるのではないのでしょうか。

それと、共同体、いわゆるJVを組ませるときに、これだけ仕事がなくなってきている以上、地元業者が頭にくるような組み合わせの指導などもできると思いますが、お答えください。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） そのようなお話は今初めて聞きましたので、渡辺議員との質問内容のお話のときには伺いましたけれども、そのとき初めて伺った内容でございまして、本来そういうことでは対等なチームワークということではないと思いますので、改めなければいけないというふうに思います。

それから、JVの関係でございましてけれども、一定額の相当程度の事業費で工事を発注する場合

にはJVで受注をいただくような、そういうようなことでのお願いも一部しているところでございます。ただ、組み合わせの中におきまして筆頭になる、あるいは次の順位になる等につきましては、私どもの方ではお話をしていないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） さっき言ったカラーコピーのことは確認してください。私も確認しますけれども。

質問を変えます。高齢者福祉に関連してデマンド交通システムを試験的にでも実施するには、地元商店街のやる気が重要であります。商店街のやる気がなければ実施ができません。保原町には大型店もありますが、高齢者はほとんど行かないようであり、大部分が市立病院や個人病院に行ってから歩いて地元の商店街で買い物をしてから、空き店舗を利用したコミュニティセンターのようなものがあり、ボランティアでお茶も出してくれますので、そこで休息して帰るパターンようです。地元の商店街も毎月期間を決めて売り出しをしていますし、ポイント2倍や3倍セールもしています。また、買い物によっては、100円の割引券も出しているそうです。

この保原町でのデマンド交通システムの平成17年度の収支決算書では、乗車収入で944万4,000円ほど、乗車人数で3万5,460人で、先ほど言った775日というのは、土日休んでいるものですから、月に20日間ぐらいですから、年間としては240日ぐらいですから775日と言えば3年ちょっとぐらいになると思います。そして、このタクシー借上料は1,788万円ほどであり、地元のタクシー会社に5台ですから1台当たり357万7,000円ほど支払っており、9時から5時までの運行ですから、1日8時間あります。この時間帯は、タクシーも駅前ですとか、名寄の例を見ても市立病院、デパート前で駐車して

いることが多く、タクシー会社にしてもメリットがあります。デマンド交通システムは、高齢者にも効果があると思いますし、ポスフルのような大型店対策にも有効だと考えます。条例を出して賠償するお金があるなら、もっと前向きに対策を講じるべきだと思います。それには商店街がやる気を起こし、デマンド交通システムで中心街に人を呼び込む手法が最善だと思いますが、御見解をお願いします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） デマンド交通の関係につきまして、保原町に視察をしたということで資料も、同じ資料だと思いますけれども、いただいております。渡辺議員には何度か行政視察等々、今回も高橋議員と視察をしたということで、終わった後にこういうことだということで情報の提供がありました。まさしく情報の共有化だというふうに思っております、ありがたく思っております。

それで、今お話のありましたデマンド交通というのは、本当に高齢社会の中で有効な交通手段だということにははっきりしていると思います。今質問にありました地域のお年寄り、弱者の部分でどう交通体系を確立するかということは、市全体で考える交通体系にあるかと思えますし、お話にありました中心市街地の活性化のためにデマンドをというふうな御発言に今お聞きしましたけれども、そういう視点とはまた別に高齢者がどういう目的を持ってこのシステムを利用するかと。買い物だけでないと思います。病院の利用だとか、あとは趣味の施設に行くだとか、いろんな利用の仕方があると思います。保原町のを見ますと、買い物ですとか、病院が一番多いです。そんなことで20分間隔で5台のバスで運行しているということでもありますけれども、先ほどもお答えをさせていただきましたが、アンケートを実施をしたいということでもあります。アンケートを実施して、いいか悪いかというといいに決まっているわけで

ありますから、どういう目的でどういうことが必要としているのかとアンケートの項目をしっかりと整理をして、アンケート調査を分析をしていきたいというふうに思っておりますし、またこの利用実績見ますとバスの代金は300円と200円で、大型と小型で。市内循環バスは今150円で。料金の問題もあるというふうに思っておりますし、また収入は800万円ぐらいでしたか、言いましたけれども、町費の補助金というのも1,300万円あるのです。ですから、全体の中での交通体系をどうするかと。名寄市内、風連も含めまして地方交通の地域バス路線というものは結構しっかりとしておりますけれども、乗車密度等々で、この前の補正でも持ち出しがかなりあるわけでありまして。そういう部分との全体の地方交通バス路線と新しい交通システムをどう組み入れるかということだと思います。行政がやるのか、または商工会なり、バス会社なり、タクシー会社とどういうふうにするのか、そんなことも検討委員会を立ち上げて検討していきたいと、このように思っておりますので、デマンドにはかなり研究をしている渡辺議員の御意見等もお聞かせいただければなお幸いです、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 渡辺議員。

○21番（渡辺正尚議員） このデマンド交通システム、まねごとみたいですがけれども、お年寄りたちの需要に合って、お年寄りたちがどんどん出るようになれば、なおさら商店街がやる気を起こしてすれば絶対成功すると思うのです。保原町も大型店あるのですけれども、大型店にはほとんど行かないと。おばあちゃんというのは、本当に地元の商店街びいきだと思うのです。ですから、数字になってあらわれているわけですから、それが高齢者福祉施策にもつながると思いますし、町中の商店街の活性化にもつながると思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと。

職員の評価システムにつきましても国が決定してからではなくて前向きに協議して、早目に実施

していただくようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 人事管理に関する事で先ほど答弁をしようと思いましたが、次の質問に移りましたので、二、三私の方からつけ加えさせていただきたいと思っていますので、御了承いただきたいと思っています。

一つは、技術職員の資質がどうも指摘をされているというようなことで、前も技術職員の若いうちに他の職場を経験してみせてはどうかというお話がありました。松尾部長の方から悩みとして技術職員総体の総数が非常に限られているということでの難しさがあるということですが、やっぱり技術職員は例えば土木なら土木でも同じ土木でも農業の方や、あるいは一般土木、下水道と、こういうようなことで経験をそこに積んでもらうというところに重点を置かざるを得ないというふうに思っています。そのほかに職員としての資質をどういうふうにするかという点は、また別の角度で私ども取り組んでいかなければならないなというふうに思っています。非常に人員的に窮屈なところでのやりくりが大変だというふうに思っていますので、この辺は御理解をいただきたいというふうに思っています。

ただ、近年二、三例を持っていますけれども、管理職に近くになったら、これは一般職の仕事もきちんとやらせよう、こういうことで完全な職種がえではないのでありますけれども、かえて仕事をやるということを経験を生かしてやっていただくということで御理解をいただければなというふうに思っているところであります。

また、指名委員会の関係でございましたけれども、これは私ども指名基準、公正、公明にやっております、その会社が持っている技術力などもこれは経費の中ではっきり入ってきますから、それを見ながら指名をするということでありまして、また指名の回数などについても配慮をしながら指

名をしていくということになっておりますので、どこのどんな仕事が得意なのかということもこれはあると思いますけれども、それは指名の段階での私どもの日ごろの視点の中で見詰めていくということでありまして、御理解をいただきたいと思っています。

また、予算が余ったら云々という話は、もう既に昔の話だというふうに私たち思っております。実際そうであります。もうそんなことを言っている職員がいたら時代おくれであります。五、六年前の話でありますから、私も定かではありませんけれども、渡辺議員からも五、六年前の質問で、下水道処理場を中心にしてどうも不正経理の疑いがあるという指摘をいただきました。そのときも私どもは逐一全部調べまして、渡辺議員に説明をさせていただきました。中はそうではなくて、多少の誤解を招くようなことがあったかもしれませんが、しかし現実問題は監査からも指摘を受けるようなことではなく、また処理も適切だったというふうに説明をさせていただきました。今回のカラーコピーの問題も私の方できちっと調査をしまして、もし実態的にそうであれば私の方からもきつくその体質については改めるように努力をしてまいりたいなというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思っています。

また、最後に質問のありました人事評価でありますけれども、これはいや応なしやってくる時代であります。ただ、非常に難しいのはだれがだれを評価するのかということでありまして、国でも一定の標準を出すと、人事院勧告で出したからには標準を出しますと、こう言いながら、なかなか出し切れていないということでありまして、先ほど答弁もしました民間の手法などもぜひ参考にさせていただきながら、企業体系が違いますから少し無理なところがあるのでありますけれども、参考にしながら研究を進めていきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 以上で渡辺正尚議員の

質問を終わります。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

御苦労さまでございます。

---

散会 午後 4時38分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 木戸口 真

署名議員 植 松 正 一

平成19年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成19年3月8日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

28番 村 端 利 克 議員  
29番 川 村 正 彦 議員  
30番 福 光 哲 夫 議員  
31番 齊 藤 晃 議員  
32番 武 田 利 昭 議員  
34番 三 宅 幹 夫 議員  
35番 小 野 寺 一 知 議員  
36番 大 久 保 光 義 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 出席議員(32名)

議 長 33番 田 中 之 繁 議員  
副議長 8番 林 寿 和 議員  
1番 宮 田 久 議員  
2番 佐 藤 靖 議員  
3番 竹 中 憲 之 議員  
4番 岩 木 正 文 議員  
5番 駒 津 喜 一 議員  
6番 山 口 祐 司 議員  
7番 日 根 野 正 敏 議員  
9番 木 戸 口 真 議員  
10番 植 松 正 一 議員  
11番 高 橋 伸 典 議員  
12番 猿 谷 繁 明 議員  
13番 黒 井 徹 議員  
14番 渡 辺 宏 治 議員  
15番 田 中 好 望 議員  
16番 野 本 征 清 議員  
17番 佐 藤 勝 議員  
18番 谷 内 司 議員  
20番 熊 谷 吉 正 議員  
21番 渡 辺 正 尚 議員  
23番 東 千 春 議員  
24番 宗 片 浩 子 議員  
26番 中 野 秀 敏 議員

1. 欠席議員(3名)

19番 堀 江 英 一 議員  
22番 栗 栖 賢 一 議員  
25番 野々村 勝 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 矩 康  
書 記 間 所 勝  
書 記 久 保 敏  
書 記 佐 藤 葉 子  
書 記 熊 谷 あ け み

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君  
助 役 今 尚 文 君  
助 役 小 室 勝 治 君  
総 務 部 長 石 王 和 行 君  
生 活 福 祉 部 長 山 内 豊 君  
経 済 部 長 手 間 本 剛 君  
建 設 水 道 部 長 松 尾 薫 君  
福 祉 事 務 所 長 中 西 薫 君  
上 下 水 道 室 長 関 下 富 士 夫 君  
教 育 長 藤 原 忠 君  
教 育 部 長 今 裕 君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長		
市立大学	中尾裕二	君
事務局長		
監査委員	森山良悦	君

---

○議長（田中之繁議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

20番 熊谷吉正 議員

26番 中野秀敏 議員

を指名いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄の子供が悲惨な事態を招かないために外2件を、高橋伸典議員。

○11番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問してまいりたいと思います。

まず初めに、大きい項目の一つ目、名寄の子供が悲惨な事態を招かないためについてお尋ねいたします。毎日のようにテレビや新聞ではいじめ、自殺の報道が起きております。奈良県では、中学2年生の男子2人が今まで何もいじめていなかったのに突然女の子に700回といういじめメールを送付、警察に迷惑条例違反で補導され、山形県では高校2年生の女子にうざい、学校やめればなどと携帯をいじめの道具としております。東京都の6人の中学生は、1人の女子生徒を6人で裸にして暴行を加えた後、携帯電話で撮影するなど、私たちには考えられないことが起きております。北海道では滝川市でいじめに遭い、校長先生、担当の先生に相談したが、おさまらず自殺、その後遺書が発見されたが、教育委員会が紛失するというあってはならないことが起きました。道教委の中間調査では、いじめられた子5人のうち1人いじめの確認がある、対応をしなかった教員が1割にも上ったという報告をされております。札幌市

教育委員会小中高校のいじめ調査では、今いじめられていると思うが全体の10.3と道教委の報告の4.8を大きく上回っております。相次ぐ学校でのいじめ事件を受け、文部科学省、各教育委員会はいじめ対策の強化を打ち出しております。学校関係でなく、法務省がいじめ問題に積極的に対応していくことは、いじめの抑制力にもつながると期待の声があります。

抑制力と言えば、福岡県筑前町で中学校2年生の男子生徒が昨年11月にいじめを苦に自殺した事件は、福岡県警が学校のトイレで男子生徒のズボンに脱がそうとした同級生3人を暴力行為法違反の疑いで福岡県警に書類送検し、2人を久留米児童相談所に通告したことは大きな抑制効果をもたらしたに違いありません。いじめ行為、傷害や恐喝を迷わず送検することは異例ですし、立件された5人はいじめの中心者ではなくて、日常にうざい、死ねなどの言葉の暴力を男子生徒に浴びせ、死に至らしめた主犯格が別にいたことは警察も把握しておりましたが、立件できなかったそうです。

名寄市の学校でのいじめはあるが、その対応のためハートダイヤルや心の教室相談員がありますので、未然に防ごうと日夜活動されておりますが、平成18年ハートダイヤルの件数、相談内容、平成18年まで週3回の相談を本年より5回にふやした相談体制の充実を図る心のケアを行う心の教室相談員の各学校の相談件数と相談内容についての理事者の御見解をお願いいたします。

平成17年、名寄市適応指導教室が開設されて教室ができたことにより、また平成18年には教育相談センターが開設され、いろんな悩み、いじめを受けたことに対し、両親や子供がどれだけ救われたかはわかり知れないことは間違いありません。名寄市の適応指導教室、教育相談センターでの状況についての理事者の御見解をお願いいたします。

また、女性児童センターの来館団体数と来館者数の状況についてもお願いいたします。

平成15年、名寄市青少年問題協議会サポート



チームの結成に伴い、さまざまな問題が解決されてきましたが、名寄市が昨年3月27日に合併し、サポートチームの現在の活動状況についての理事者の御見解をお願いいたします。

最近中学生、高校生の大半が携帯電話を所持しており、悩みがあり、その対応は電話で話したくないという学生がふえております。また、メール社会とも言われております。携帯電話の相談は、北海道、上川支庁、士別でもメール相談を開始しましたが、本市のメール相談の相談体制の強化の理事者の御見解をお願いいたします。

先ほど言いましたが、札幌市の教育委員会、いじめが10.3と道教委の報告よりも大きく上回っております。名寄市にもいじめは必ずあるはずです。決算委員会では、総務文教常任委員会の方から専門員の人数が少ないとの御指摘もありました。専門員をふやせば解決するのではなく、子供のために何かをしてくれるサポーターをふやすことが重要と思われまます。教育委員会として、いじめや適応指導教室への名寄大学との連携の考え方について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目二つ目、安心して健やかに暮らせるまちづくりについて質問いたします。我が国の子供の人権は、日本国憲法及び児童福祉法において保障されております。民法が規定する親権は、子供を保護するための規定であります。親による養育が適切でない場合等を踏まえ、子供の人権との調和を図る必要があると考えております。また、子供の固有の生存権と快適な生活の保障を明確にしないといけないと私は思っております。児童福祉法にはすべての国民は児童が平等で健全に育成されるよう努めるべきであると定められ、児童憲章では児童はよい環境の中で育てられること、よい遊び場と文化財を用意され、劣悪な環境から守られることがうたわれております。地方自治体は、子供たちの健全育成に望ましい環境を整備をし、必要な各種サービスを提供する責任があります。また、ひとり親の母親や父親、ひとり親だけ

で子供を養育するのはさまざまな困難や障害を伴います。日常生活や住宅、経済的な支援など、その家庭の子供たちが健やかに育つよう支援しなくてはなりません。名寄市長も市政執行方針の中で、安心して子育てができるようひとり親家庭への支援と言われております。本市においての子育て支援の施策について、基本的な考え方についての理事者の御見解をお願いいたします。

名寄市は、ちゅうりっぷ、さくらんぼで子育て最中の親の方々の育児についての悩み相談、情報交換など、子育て最中の多くの保護者同士のコミュニケーションを通し、子育て親を支援しておりますが、子育て支援センターの活用状況についての考え方について理事者の御見解をお願いいたします。

名寄市は、転勤族の方が大変多い地域であります。近くに両親や知人、友人が少なく、本人が風邪や何か用事ができ、子供をすぐ預ける場所がないとよくお話を聞きます。本市としての子育て支援の一時預かり所と夜間保育の取り組みについての理事者の御見解をお願いいたします。

日本には軽作業労働としてベビーシッターが入っておりますが、国の厚生労働省は外国人労働者の入国人数の制限をしております。大都会では作業は多いのですが、北海道では大変少ない感じがいたします。他の地域では、地域の子供が大好きな高齢者や未就職者、婦人を中心とした方々を行政で登録し、地域で子育てに忙しい方々が買い物、通院、役場に行き、用事を済ませ、500円をベビーシッターに支払っております。本市としても行政が無理であれば、このようなボランティアでの一時預かりの考え方についての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目三つ目、心臓突然死をAEDで防げについて御質問させていただきます。さきに岩木議員も質問されましたが、心疾患による死亡は現在我が国における死因の第2位であります。しかも、増加傾向にあります。心疾患による死亡は突

然訪れることが多く、年間およそ5万人の方が心臓突然死のため亡くなっております。心臓突然死から救命は非常に難しく、大阪では人口880万で年間約3,000人の方が病院の外で心臓が原因で心停止が起こり、蘇生処置がなされても1年間生存される方は1.5%にすぎません。心臓突然死の多くは病院の外で発生するため、心臓突然死対策は病院だけではなく、地域ぐるみの取り組みが必要であると思われております。また、蘇生成功のかぎは早期に電氣的除細動をと言われていくらい1分おくれるごとに7%から10%生存率が低下されると言われております。名寄市でも救急車が現地に到達するまで6分から10分の間に救命率がゼロ%から38%までになっております。本市としてのAED、自動体外式除細動器の取り組みについての理事者の御見解をお願いいたします。

子供の心臓突然死というと意外な感じがしますが、小児における心細動の例で心臓震盪ということを言われております。心臓震盪というのは、胸部に衝撃が加わったことにより心臓が停止するという状態になります。多くはスポーツ中に本当に健康な子供が、若い人が胸部に比較的弱い衝撃が加わったときに誘発されます。心臓震盪に至ると心室細動が発生、数分間で死に至ります。国内では少年野球の練習中にボールが胸部に当たったとき、衝撃で心臓震盪が起き、死亡が相次いでおります。このように全国的にもAED普及、一人の子供も死に至らしめない行政の努力が必要と私は思われます。その意味で、名寄中学校、名寄東中学校、智恵文中学校、風連中学校にAEDの配置の推進の理事者の御見解をお願いいたします。

札幌市では市立高校全校にAEDが配置されております。道立高校でも17%の設置がされております。名寄市としても道立高校があります。市として、教育委員会として設置の要請を道に働きかける必要があると思われませんが、この件について理事者の御見解をお願いいたします。

以上、壇上での質問を終了させていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） おはようございます。ただいま大きく3点について御質問がありました。私からは、1点目の名寄の子供が悲惨な事態を招かないためにと3点目の心臓突然死をAEDで防げについてお答えし、2点目につきましては福祉事務所長がお答えいたします。

初めに、ハートダイヤルと心の教室相談員への相談状況についてお答えいたします。子供たちの問題解決のため平成8年に開設されました子供の電話相談ハートダイヤルの対応は、平日は9時から17時までとなっております、土日、祝祭日は留守番電話としております。なお、ハートダイヤルでは電話相談だけでなく、面接相談についても受け付けております。本年度4月から1月までの相談件数は、接触別では電話によるもの408件、来所面談288件、学校訪問34件、家庭訪問21件、移動相談10件で、合計761件となっております。相談内容別では、素行、暴力に関するもの185件、不登校168件、人間関係83件、学力、進路に関するもの75件、発達障害30件、いじめ24件、幼児、子育てに関するもの10件、家庭問題に関するもの32件となっております、その他市民相談的な対応も154件となっております。来信・面談者別では、父母からの相談が276件、教師からが76件、高校生からが129件、中学生からが77件、小学生からが17件、知人からが13件、また一般市民からが105件、他機関からの相談が68件となっております。

次に、子供電話相談、ハートダイヤルと並んで教育相談センターの主要な業務であります適応指導教室についてでございます。適応指導教室は、原則として土、日曜日、祝祭日、長期休業日を除き月曜日から金曜日までの9時30分から15時まで開設しており、おおむね学校の登校日が開室日となっております。本年度4月から1月までの利用状況についてでございますが、小学生男子3

名、中学生女子3名が在籍しておりまして、169日間開設し、延べ通室人数621人、1日平均にしますと3.7人の利用となっております。この対応のためセンター内に専用の部屋を確保し、教室としておりますが、小学生と中学生の利用者がいること、また初めのうちは個別の対応を必要とする子供もいることなどから、専用教室のみでの対応は難しいこともあり、センター内の利用予定のない部屋を使いながらの対応をする場合もございます。このようなときには専任指導員に加えまして、教育専門相談員や女性児童センターの指導員も協力しての対応をしてございます。

次に、児童センターの来館状況についてでございます。女性児童センターは、御承知のとおりほっと21という愛称で同好会、サークル、あるいは町内会などの団体の活動の場として、一般成人を中心とする団体利用と放課後等に児童が利用するいわゆる児童館、児童クラブ的な施設として利用する個人利用とに区別されます。本年度4月から1月までのサークル等の団体利用につきましては述べ2万2,180人で、前年度比130%の利用者となっております。これら団体利用の大半は、ほっと21同好会、自治会に所属する44のサークルであります。その他の利用といたしましては今年度から新たに放課後児童が来館する前の午前中、主に体育室を使っただけの子育て支援ちゅうりっぷの活動の場としての利用がございまして、こうしたいわゆる貸し館的な利用のほか、センターの自主事業として健康、教養、実用等の教室、講座の開設もございまして、今年度利用者数の増加の主な要因は、子育て支援ちゅうりっぷの利用開始でありまして、その他の利用につきましてはほぼ前年度並みとなっております。

また、放課後児童の利用状況であります。これにつきましては日曜、祭日を除く毎日、原則的に午後5時まで児童厚生員が自由来館児童の対応をしております。今年度1月までの利用状況は、述べ利用者数で4,095人、前年度比118%と

なっております。利用者がふえた要因といたしましては、日暮れが早い10月から翌年2月にかけて、小学生は午後4時までの利用となっており、この時期平日の小中学生の利用はほとんどなく、例年利用者数が減少しますが、今年度におきましてはこの時期に中学生の利用が増加したことにより、利用者数の減少が抑えられたものでございます。今年度のセンター運営の重点目標の一つとして、中学生、高校生の利用促進を挙げて努めてまいりましたが、その成果が出たものと判断しております。

ほっと21の運営につきましては、今後もセンター運営委員会並びにほっと21同好会、自治会などの利用者の助言、協力を得ながら、有効利用に努めてまいりたいと思っております。

次に、名寄市青少年問題協議会サポートチームの推進状況についてお答えいたします。名寄市青少年問題協議会サポートチームは、平成15年、旧名寄市におきまして不登校やいじめ、児童虐待など子供を取り巻く深刻な問題の解決のためには専門相談員等を支援する専門的な知識が必要であることなどのねらいをもって設置され、主にハートダイヤルや父母懇談会活動を支援してまいりました。風連町と名寄市が合併し、新名寄市となったのを機に、平成18年度は合併後のサポートチームのあり方について検討する期間をいただくためメンバーの委嘱は行っておりませんが、平成19年度には新名寄市として問題解決のために迅速な対応のできる機能的、効果的なサポートチームを立ち上げてまいりたいと考えております。

次に、メール相談の推進と相談体制の強化についてでございます。名寄市教育相談センターの教育相談業務におきましては、現在電話と面接による相談を受けておりますが、名寄市教育委員会といたしましては情報化社会が進む中、近年青少年を中心にインターネット、電子メールの利用がふえており、一人で悩んでいる青少年にとって、またそうした青少年の家族の方々にとっても電子メールは相談しやすい手段であり、また潜在的な相

談者の掘り起こしも期待できることなどから、電子メールによる相談対応について道内先進都市の実施状況などを参考にしながら、実施に向けて検討をしております。

しかしながら、メール相談については、その場での問い返しができずに真意がはかりにくいというようなこと、いわゆるクイックレスポンスの問題とかセキュリティーの問題など、体制的な問題でクリアしなければならない課題も多く、その実施に向けての体制づくりを模索しているところでございます。したがって、これら課題をクリアでき次第メール相談を試験的に開始したいと考えております。

また、近年の相談件数の増加に対応するため、新年度から教育相談センターの職員を増員し、相談体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、教育委員会としての名寄市立大学とボランティアグループとの連携の考え方についてでございます。名寄市教育委員会は、これまで短期大学のときも含めまして市立大学のボランティアグループや学生個人の方に夏季と冬季の宿泊体験学習や父母懇談会の活動の中でメンタルフレンドとして、またサポートチームのメンバーとして多くの事業を通じて御支援をいただけてきました。今回短期大学から4年制大学となり、学生数がふえたことなどから、従来にも増してより安定した継続的な支援活動が可能との大学関係者からのお話があり、現在大学地域交流センターを窓口として連携について具体的準備に入っております。

なお、大学に子供の悩みに関する専門スタッフの方が配置されたことにより、子供の悩みはもちろん父母の悩みにも答える体制の支援についても話し合ってまいりたいと考えております。

次に、大きな項目3の心臓突然死をAEDで防げについてお答えいたします。(1)のAEDの本市の取り組みについてでございますが、心筋梗塞や不整脈などの心疾患により突然に心臓がとま

った人の命を救うためには気道の確保、人工呼吸、心臓マッサージなどの心肺蘇生を行うとともに、心臓への除細動を速やかに行うことが重要とされ、心停止後1分除細動がおくれるごとに7%から10%救命率が減少すると言われております。AEDは、器械が自動的に除細動の適用か否かを判断して、医学的判断ができない一般の人でも使えるように設計されております。我が国では、これまで医療資格を持たない一般の人が除細動を行うことは認められていませんでしたが、平成15年4月に救急救命士に使用が認められ、平成16年7月から一般市民も使えるようになり、全国的に徐々に公共施設に設置されるようになりました。

名寄市におきましては、平成18年8月に名寄庁舎と風連庁舎に各1台を設置いたしました。その後平成19年1月に名寄市総合福祉センター、名寄振興公社に追加設置したところでございます。なお、名寄市体育協会と名寄市スキーパトロール赤十字奉仕団は、同じ時期に自費で配置し、また名寄市立大学でも後援会で購入したと聞いております。市では、スポーツ大会などの各種イベントで万が一に備えて御活用いただくため、福祉事務所にも1台配置し、無料で貸し出しを行っておりますので、広く御利用いただければと考えております。

次に、中学校へのAEDの配置の推進についてでございます。道内の小中学校におけるAEDの設置状況につきましては、昨年10月現在の北海道教育委員会の調査によりますと、小学校では3.2%、中学校では25.2%にとどまっております。しかしながら、ただいま御提言のありましたとおり、学校現場におけるAEDの必要性、有効性につきましては、名寄市教育委員会といたしましても認識しているところでございます。これまでも厳しい財政状況の中でその導入に向けて検討してまいりましたが、児童生徒に突然の心停止が発生した場合には学校においても救命処置を的確に行うことができるよう全小中学校へのAED設置に

向けた具体的な検討を進めてまいりたい、そのように考えております。

次に、高等学校に対しての配置でございますけれども、高等学校におけるAEDの設置状況につきましては、本年3月末までに32の都府県で配置が完了する見通しとなっており、北海道のおくれが目立っておりますが、北海道教育委員会では平成19年度中にすべての道立高等学校に配備する方針を固めたと伺っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目の2番目、安心して暮らせるまちづくりについてをお答えさせていただきたいと思っております。

1点目の子育て支援の施策の基本的な考え方につきましてでございますけれども、子育て家庭を取り巻く環境は、女性の社会進出、就業形態の多様化等で保育要望も多岐にわたっております。現在市内には認可保育所5カ所、へき地保育所、事業所内保育所、その他保育施設がございまして、保育要望に対応し、入所希望者は全員入所をしているところでございます。昨年10月には社会構造の著しい変化を背景といたしまして、就学前児童に教育と保育と一体化して提供する機能と地域の子育て支援を行う機能をあわせ持つ認定こども園制度が施行されております。市の子育て支援の施策の基本的な考え方としましては、子育て家庭の皆様が安心して子育てができるよう環境づくりを目指すことにありますので、新たに施行されました認定こども園制度を活用し、教育と保育を一体化した幼保一元化の促進、保育所の施設整備、子育て不安の相談、親同士の交流の場の確保などに努めてまいります。

次に、二つ目の子育て支援センターの活用状況と考え方でございますけれども、子育て支援センターは東保育所のさくらんぼ、中央保育所のちゅうりっぷと現在2カ所で開設をしております。ち

ゅうりっぷは、平成17年度までは大谷幼稚園の旧園舎をお借りして実施をしておりましたけれども、都合によりまして昨年6月からは中央保育所に場所を移しまして、ほっと21を補完会場として実施をしております。その活用状況でございますけれども、1月末までには育児相談118件、親子遊びの広場463組、1,118人、なかよしランド2,569組、6,185人、すくすく広場55件、115人、ぴよぴよランド509組、1,056件となっております。子育て支援センターについては、核家族化などで子育ての知恵が親から子供に伝わりにくくなっていること、子育て中の親同士の交流が少なく、子育てに対する情報が少ないことなどから、子育て支援には必要な施策と考え、今後とも実施をしております。

続きまして、三つ目の子育て支援の一時預かり所と夜間保育の取り組みの状況でございますが、一時預かりにつきましては保育の対象とならない満1歳から就学前の集団保育が可能な児童を対象にいたしまして、1日当たりの利用定員6人で、一時保育事業として中央保育所で実施をしております。一時保育の実施に当たりましては、一時保育に伴う環境変化で不安感を持つ子供の対応と子供の健康状態の把握、計画性を持った事業の運営などが必要となるため、対象となる児童の事前登録制としております。御不便とは思いますが、御理解の上、御利用をお願いしたいと思います。

また、どろんこはうすでは通常時間内で一時保育を実施しておりますし、同はうすでははうすの入所者を対象といたしまして夜間保育も実施をしております。市といたしましても施設運営費の一部を補助し、支援をしているところでございます。

4点目のボランティアでの一時預かりの考え方につきましてですが、現在ボランティアでの一時預かりにつきましては、名寄市社会福祉協議会に市民相互の助け合いを目的といたしまして、サービスの利用者と提供者の会員制でほのぼの倶楽部

が組織されており、提供サービスの内容に子育て支援も含まれております。短時間の一時預かりについてはほのぼの倶楽部を、それから長時間の一時預かりにつきましては保育所の一時保育とすみ分けができたというふうに考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問と要望を進めてまいりたいと思います。

まず、名寄の子供が悲惨な事態を招かないためについての部分をちょっと何点かお聞きしたいと思います。先ほどちょっと心の教室相談員の答弁がなかったみたいなのですが、ハートダイヤルの部分で761件、これは本当に相当多い数字だと思います。相談内容等が暴力だとかいじめだとか、また精神障害の方々だとか、いろんな部分あると思うのですが、この761件の方、そして来館されて相談される方が288名おります。きっとこの来館者の方々は事務所で相談できない、また適応指導教室2部屋ありますけれども、そこでもきっと相談体制は組めないと思いますから、どの部屋でやられているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

先ほど答弁にはなかった心の教室相談員、私もちょっと調べさせていただきましたので。名寄東中学校、生徒数が345名、そして相談件数が628件、いじめは2件ぐらいなのですけれども、これだけ倍ぐらいの相談件数があると思うのです。また、風連中学校の方々は116名おられて、117件の相談があるみたいなのですけれども、これは去年までは相談は3日間、そして休み時間の10分間なのです。その中で、この628件の551人の方の本当に心の相談ができる体制なのかというのをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。この心の教室相談員がただあいさつする相談だったらいいのですけれども、私はこの心の教室相談というのは違う部分の相談をし

ていただくのが心の教室相談員、いじめだとか自分の家庭の問題だとか勉強の問題だとか、それを相談されるのが心の教室相談員だと思うのです。それを相談される方が628件もいたら、休み時間の10分間は相談室は1人の心の教室相談員が10人ぐらいの相談を受けているのかどうかというのをお聞かせいただきたいというふうに思います。

先ほどハートダイヤルで来館者が288名おられるというふうに言われましたけれども、ほっと21、地域の町内会の方々、同好会の方々、いろんな方々が来館されて、あそこを利用されております。本当にそれは大変すばらしく、重要だなというふうに思いますし、来館人数も118%と前年度よりふえているということは本当にすばらしいことだというふうに思っております。しかし、私としては、ここのハートダイヤル、または適応指導教室、教育相談員の方々がいじめだとか不登校だとかいろんな部分で来られている、適応指導教室の方は中学生が女の子3名、男の子は3名ということで小学校の方ですか、来られております。また、教育相談にも数名の方が来られているのですけれども、この適応指導教室今2部屋しかないという状況の中で、中学生3名と小学校3名の方の対応をされております。2部屋で対応できるのか。先ほど答弁でありましたけれども、当初来られた方はやっぱり悩んで来られて、いろんな部分で私はいじめられて、不登校になって、学校に行きたくない、人に会いたくないという方々というのは、一人の部屋の状態で当初は接していかない限り、いきなり何名かの方のところに入れるというのは厳しいというふうに思います。小学生だったら何とかなるというふうに思うのですけれども、中学生の女の子というのは本当にやっぱり思春期を迎え、いろんな部分で悩んで来られているのですよね。その中で2部屋しかないというのは、大変に厳しいというふうに思っております。その点をお知らせいただきたいのと、この44団体、そ

して来館者が2万2,180名、この44団体には音楽をやる方、または町内会である部屋で相談される、またはいろんな陶芸だとかお裁縫だとかやって集まられる方おられると思うのですけれども、私はこのほっと21を適応指導教室だとか心の教室相談員、ハートダイヤル、そして教育相談、ここを主眼に置くほっと21にできないのかなというふうに思うのです。この44団体の方は、私は文化センターだとか市民会館でやられて可能な団体はたくさんおられるというふうに思います。その中で、ほっと21運営委員会だとか同好会、自治会の方々としっかりと相談して、やはり何を主眼に置くのか、子供の未来のために何をどう置いていけばいいのかというのを話し合っただけであれば、私は納得していただけるというふうに思うのです。そのためにも来館者で悩んで来られる方をどこの部屋で相談される、事務室ではできないと思いますし、丸テーブルのホールで人がごちゃごちゃいる中で相談されるのか、それともしっかりとした悩んでいる子供が来たら相談できる場所がやっぱり必要ではないかなというふうに私は思うわけなのです。

また、もう一つ、サポートチームの再度の立ち上げなのですけれども、私は15年にできたサポートチームが機能している部分は機能していた、機能していない部分は機能できなかったといういろんなジレンマの方がおられるというふうにお聞きしました。その中で、サポートチームをサポートしようという外部の方が相当適応指導教室だとかいろんな部分に入ってこられたとお聞きしております。私は、この方々が一番重要な働きをされてこられるのでないかなというふうに思います。ことし専門員を1人ふやしていただいたのは非常に歓迎いたします。そういう部分で、このサポートチームをまだまだふやせるのでないかなというふうに思っております。

また、メール相談に関しましてですけれども、北海道の対応は10日、市町村も1週間のおくれ、

士別も数日おくれます。私は、このメール相談というのは、余り大したことない相談でしたらいいのですけれども、本当に今死ぬという人がこの中にメールを入れてきた場合、10日後にメールを送信するという状況をつくるというのはいかがなものかというふうに思っております。先ほどクイックレスポンス、個人情報がないので、そういう対応になると言われましたけれども、北海道もそうだと思います。メールが来て、メールの内容を確認して、その原稿をつくって、そして上の上司何人かに判こをもらってから10日後にメールを返送する。その間にその子が死んでしまったらどうするのですかという。私は、名寄がこのメール対応ができたならば、そういう対応ではなく、的確にやはりその日にメールが来て、調べて、次の日にはもう教育委員会としてこれはすぐに送ってほしいというふうな体制をつくっていただきたいというふうに思っておりますが、その件お願いいたします。

名寄大学のサポートチームの件です。先ほど大学地域交流センターの窓口をつくって、適応指導教室だとかいじめ、ハートダイヤルの方にサポートをしていただけるということなので、この辺は本当にしっかりとした体制を組んでいただきたいというふうに思います。

以上の点、先ほどの4点ですか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） まことに申しわけございませんでした。心の教室相談関係の原稿を飛ばしてしまいまして、申しわけございませんでした。

心の教室相談の件数等なのですけれども、中学校に心の相談の教室を開室しております。相談件数なのですけれども、18年4月からことしの1月までの相談件数は、名寄中学校で262人、東中学校で630人、風連中学校で319人、合計で1,211人となっております。相談内容につき

ましては、友人関係を筆頭に進路問題、学習問題、さらには家庭問題などさまざまな悩みについて相談を受けております。

相談件数、東中学校が突出しているという御指摘がございましたけれども、相談内容は子供によってまちまちです。本当に非常に軽いような相談から悩み深いような問題、また何人かで一緒に来て雑談を交わしていくというような相談もありますので、単純に相談件数だけでは中身が判断できないというか、多いから大変だとかそういうことにもなかなか判断できないような状況でございませぬ。こういうような心の教室相談員のところに来て、簡単に相談することによって本人が持っているストレスなどが解消されると、そういうような大きな効果もあるというふうに思っております。

再質問でございましたまず適応指導教室の状況なのでございませぬけれども、いつもいつもあちこち場所を探しているというわけではございませぬ。たまたま6人在籍しているのですけれども、最近は大分なれてきたのではないかと思うのですけれども、来た当初はどうしてもほかの子供との同席ができないような子供もおります。そういうようなときには子供1人に対して相談員が1人で対応しないとだめだというような状況もございまして、そのときにはほかのあいている部屋などを探しまして、そこで対応するというようなこともしております。確かに相談の部屋が多く確保ができればいいのですけれども、ほっと21、初めは婦人センターというような役割もございまして、青少年センターというような役割もございまして、今それらの団体の方が利用しているという中で、団体の利用者の調整なども今これから行っていきたくて思っておりますけれども、今まで使っていた方にほかの場所に行けとなかなか言うわけにもいきませぬので、こちら辺は利用する自治会などに相談して、文化センターなどで開催できるようなものについてはそちらの方に移っていただく、それから文化センターとほっと21で同じような内

容の事業を行っているものについては調整して、そのような事業を文化センターの方で持っていくような形で適応指導教室の活動スペースの確保をこれから図っていきたくてというふうに思っております。

サポートチームの関係でございませぬ。合併を機に今回もう一度サポートチームの中身を洗い出して、どうやったら機能できるかというようなことで考えてみたいということで今回は委嘱を行っておりませぬ。サポートチームが機能していたときには、チームを組んでというよりは専門相談員等に対して、それから保護者会などの問題についてアドバイスをすることだったのですけれども、なかなかチームとしてうまく機能しなかったという面がございました。そういうようなことから、果たして前と同じようなサポートチームを組むのがいいのかということがございまして、今回考えているのは登録をしていただいて、それをうまく活用できないかというようなことで今検討を進めております。サポートチームも皆さんそれぞれ仕事を持っているような専門員の方が多いですので、時間等の関係もありまして、チームそのものでうまく機能していけばいいのですけれども、なかなか理想と現実は違うというようなことでございまして、十分サポーターとして活躍できるような方、そのような方を登録していただいて、何とかハートダイヤル等の悩みについてうまくその中で機能していけないか、それを今考えているところでございませぬ。前回の反省に基づいて、うまく機能するような形を考えていきたくて思っております。

それから、メール相談でございませぬ。メール相談は、これはやっぱり文字面だけではなかなか真意がわからないというふうに聞いております。実際会って話せば即真意は伝わるのですけれども、言葉だけではうまく真意が伝わらないようなことがございまして、ちょっとやっぱり時間的な問題があるというふうに聞いております。これは、ど



うしても時間的な問題というのはメール相談の場合はあるのかもわからないですけれども、個人的にはメール相談なども行っているようでございますけれども、教育相談センターの機能としてのメール相談、これはまだ取り入れておりません。相談員の方にも聞いているのですけれども、いろいろな問題がありますと。でも、これはやっぱり挑戦していかないとだめな問題かなというふうに考えておりますので、そういうことで今課題についていろいろ検討して、実施をしたいという方向で検討しているということで御理解願いたいと思いません。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私の方から若干追加説明させていただきます。

ハートダイヤルとか来館についての相談場所などもお尋ねございましたが、事務室やロビーではございません。ハートダイヤルと来館については、プライバシーを守るために別室を用意してやっております。それから、これは人数ではなくて件数でございます。したがって、同一人物が何回も訪れたり、電話で相談するというのもあるので、お含みおきいただきたいと、こう思います。

それから、ほっと21の利用については、歴史が働く婦人の家という縛りの中であの施設ができました。そういう中で、広く同好会とかそういう方たちを募集していた歴史がございますので、今お話しのとおり教育相談センター一本になれば素晴らしい施設になると思いますが、御理解をいただければと、こんなふうに考えております。もう一つは、ほっと21が無料だということもやはり利用者が多いという、こういう問題で、今後は社会教育施設の有料化、料金等についても今後検討を進めていきたいと、こんなことを考えているところであります。

それから、大学との連携につきましては、大学には地域交流センターが正式に立ち上がりました。今までは小どんぐりとかそういう学生の援助を得

て、不登校の父母懇談会などを行ってきたわけですが、今度は地域交流センターを窓口にしてしっかりと連携を図っていければと、こんなことを考えているところであります。

○議長（田中之繁議員） 高橋議員。

○11番（高橋伸典議員） ありがとうございます。もう時間がありませんので、若干の要望を言っていきたいと思いません。

今言われた部屋の件ですけれども、私が知っている限りでは面談来た方は託児室ですか、や何かを利用して面談されているというふうに思っていますし、託児室で面談というのはちょっといかなものかなと。ちゃんとしたところをやっぱりつくる必要性があるのではないかとこのように思っています。これは要望いたします。

先ほど言った部屋がないというのが、午前中ちゅうりっぷの方々が来られます。そして、適応指導教室の小学生とアコーディオンカーテンを引いて隣り合わせているというのはいかなものかというふうに思っていますので、その辺もやっぱり注意していただきたいというふうに思いません。

私は、先ほど一時保育の部分であれですけれども、ちゅうりっぷの方々、火曜日と金曜日ですか、月曜日と木曜日か、どっちかわかりませんが、ほっと21を使用されているのですけれども、やっぱりちゅうりっぷ、子育て支援の方々もあそこの場所は冬寒いというふうにお母さん方言われているのです。逆にだからああいうちゅうりっぷの方々は、中央保育所が狭いのであれば、文化センターの畳の部屋を、午前中だったらきつと使用余りされていないと思いませんから、あそこを使うだとか、そういうふうにしてあげた方が私は有効かなというふうに思っていますので、その辺も検討していただきたいというふうに思いません。

あと、先ほどのサポートチームなのですけれども、私は青少年の非行の部分といじめと教育相談の部分というのはやっぱり分けてサポートチームをつくった方が皆さん何をサポートしていいのか

というのがはっきり明確にわかるのではないかなというふうに思っているのです。青少年非行もいるよ、いじめの問題もいるよではなくて、その縦分けをしっかり持ってあげて、こういう部分のサポートがはまれば皆さん何をしてあげたらいいのかなというのが私はわかるのではないかなというふうに思っております。本当にこの辺よろしくお願いいたします。

また、先ほど市立大学のサポートチーム、大学には臨床心理士の方、心理学系の大学の教授だとか助教授だとか講師の方がきっとおられると思います。また、ほかの道立高校の方々、名寄光凌高校にも、そして名高の方々も臨床心理士というのを持っている先生もおられるのです。だから、私はそういう方でサポートチームになりたいという方、今現在光凌高校の方で入っている方々もおられると聞いています。私そういう方々を使うと言ったらおかしいですけども、入っていただいて、そういうサポートしている方々をやっぱりしっかりどういう形にしてもいいから子供のためにやっていただくというのが大事ではないかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、現場で今専門員の方々がいろんな努力をされておられると思います。私は、今どういう悩みがあるのか、どういうことをやっていかなければいけないかというのは、教育委員会の方々がしっかりと週に1回ほっと21に行って、専門員の方々に聞くというのが大事かなというふうに思っております。その点をよろしく申し上げます。

やはりこのいじめというのは、傍観者を含めていかなるいじめも絶対に許さないというふうに強い意思を持って今こそ教育委員会と学校の方々がしっかりとこのいじめの問題の方に向くというのが大事でありますし、私たち昔はいじめられる方もいじめる方も悪いのだよと言っていましたけれども、今は違うのです。いじめる方が悪いのだ、100%悪いという意味を明確に子供たちに伝え

ていかない限りこのいじめというのはなくならないのです。本当に今回スタートしたこのいじめ対策で、ぜひ相談できる人がこのいじめ、子供にとって身近な方々がつけるようにしていただきたいというふうに思います。

あと3分しかないので、要望でもう済ませたいと思います。ちゅうりっぶなのですけれども、先ほど言ったようにやっぱり寒いと。子育て支援であそこを使うのは寒いよと言われてます。また、月曜日と木曜日、金曜日と火曜日、なぜ中央保育所とほっと21に移動しなければいけないのだと、お母さん方は大変ですよということを言われているのです。バスもありません、あそこを通る。だから、お母さんが一人で行くのだったらいいのです。でも、子供を2人も抱えてほっと21まで行く、そして何曜日は中央保育所に行くという、それが本当に名寄市が福祉のまちと言われている子育ての施策かという部分を私は感じ取ることができないのです。福祉センターの畳の部屋もありますし、文化センターもあるので、中央保育所が手狭であればそちらを一本にするだとか、そうしてあげない限り、名寄に来たけれども、子育ては本当にひどかったよと言われるまちには私はなっていたきたくないのです。

あと、一時預かりは6名しかいない、登録しなければならぬ。本当にこの名寄に来て、大変なお母さん、お父さんが何かあったときに急に預けられないというのは一時保育でないのです。私はそう思っています。一時保育というのは、登録しなくても、その日自分が風邪引いて病院に行かなければならぬそのときに預かってもらえるのが一時保育だと私は思っています。その辺をやっぱり解消していくか、またはよその地域のようにボランティアをつくってやっていくかというふうに進めていただきたいというふうに思います。先ほど社会福祉のほのぼのの倶楽部言われておりましたけれども、まだ私は機能していないというふうに思っています、一時保育の部分は。そして、お母

さん、お父さんはそのほのぼのの倶楽部知りません。やはりそれを一時保育に活用するのであれば、広報等を通して親の方々に伝えるというのが私は必要ではないかと思えます。その辺よろしくお願ひします。

AEDの部分なのですけれども、役場に各1台、福祉センター、振興公社、スポーツセンター、スキーパトロール隊、大学にはある。でも、私の娘もそうでしたけれども、中学生、高校生になるといろんな部分で悩み、受験だとか何かでこの心臓病で倒れる方がふえるのです。スポーツをやっている方でもたくさんいるのです。この名寄市でそういうことを起こさないためにも、やはり小学校、中学校には必ずつけていただくようにしていただきたいと思えます。

時間がありませんので、残りは岩木議員にお任せして、終わりたいと思えます。

**○議長（田中之繁議員）** 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

名寄市過疎地域自立促進市町村計画の経過と推進について外1件を、村端利克議員。

**○28番（村端利克議員）** ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、質問をさせていただきます。先般の議会においても質問し、またこのたびも同僚議員も同じような質問をいたしておりますので、関連があると思えますが、できるだけ重複を避けた質問をさせていただきますと思えます。

まず最初に、名寄市過疎地域自立促進市町村計画の経過と今後の推進について、その概要をお伺ひいたします。この促進事業は、平成17年度から5カ年間の計画で始まり、ことしで3年目を迎えました。これは、今後の事業を有利な起債を受け、多くの事業を立案する自立促進事業だと思えます。これまでの経過と今後の自立促進事業の内容についてお伺ひいたします。この件につきましては、3点の項目に分けて質問いたします。最初に、建設土木関係について、2番目には生活環境

全般について、3番目には福祉関係、老人対策などについて項目別に分けて経過と促進状況などをお伺ひいたします。

次に、大きな項目2番目として、新名寄市総合計画の前期事業についての関係と現在までの経過についてお伺ひいたします。この件につきましても5項目に分けてお伺ひいたします。1番目に、近ごろ市長さんの話や助役さんの話、またマスコミなどの情報などでよく話題になっておりますコンパクトなまちづくりを計画中だとか、建設予定があるような話をよく聞きますが、この計画などがどこにあるのかどうか、またどのような計画で進められているのかお伺ひいたします。コンパクトなまちづくりの全体像が見えてこないために理解に苦しむところです。どうか市民にわかりやすい言葉で、現状を報道されることがよいのではないかと考えます。市長さんのお考えをお伺ひいたします。

次に、旧名寄市中心市街地活性化事業についてお伺ひいたします。この取り組みは、10年ほど前から計画されており、現在まで至っていると思えますが、これまでの進みぐあい、どうなっているのかよくわからないところです。駅前開発はできたようでございますが、その後の取り組みがどうなっているのかお考えがあればお伺ひいたします。駅前から4条通までの間、6丁目の多くの樹木が目につきます。これらについても活性化事業の一環なのかどうか、私は疑問を感じております。これが町中の美観だと考えた整備なのかどうか。名寄市中心市街地活性化の事業の今後の進め方などにつき具体案があればお示し願ひたいと思えます。

次に、風連市中心市街地再開発事業につきお伺ひいたします。この事業の大筋の案が示されましたが、この中の保健センターの概要がよくわかりません。保健センターの風連支所としての位置づけをされているのかどうか。この施設での利用はどのようにお考えなのか。高齢者たちのために集い

の場、憩いの場としての施設を含めた全体像をお示し願いたいと思います。この施設は、診療所、機能訓練などを含めた施設にするべきであり、高齢者向けの施設と考えます。これらについてもお伺いいたします。

次に、今後の取り組みとして市街近くに望んでいる施設、福祉住宅の建設予定と建設場所についても計画があればお伺いいたします。また、これらの施設の中に示されていない公衆浴場のことですが、私は何度かお話をさせていただいておりますが、このお考えが全くないのかどうかお伺いいたします。話し合いをして、検討し、施設と運営を別々に分けた経営を指定管理者制度などを利用した考えがあるのかどうかお伺いいたします。せっかくこれだけの施設で、道北の模範施設であり、道北のモデル市街開発事業として注目を浴びていることは私が申し上げるまでもございません。ここで少々予算を計上してでも取り組むべきであり、後日悔いの残らない施設に取り組むべきと考えますが、この辺についてもお伺いいたします。多くの高齢者の方々が希望を持っております。設計変更してでも取り組んでいただきたいと思いません。私は、まだ時間があるのでないかと思いません。お考えをお伺いいたします。

次に、合併するときの約束事の一つで、風連小中学校の新設建設の予定についてお伺いいたします。この件につきましては、先日から代表質問などで質問されておりますので、多くのことは申しませんが、そこで建設予定はいつごろまでに結論を出されるお考えか、また建設される時期と今後の予定などについてお考えをお伺いいたします。近ごろ学校建設の話は別として、大型店舗の話ばかりをよく耳にします。小中学校の生徒はもちろん父兄や住民の方々が不安を感じております。このためにも一日も早くこの建設予定を示すべきだと思います。考え方をお伺いいたします。

最後に、風連の東運動広場の整備事業についてお伺いいたします。前回のときも一般質問させて

いただきましたが、今年度の予算の中に明示されていないような気がいたします。どうしてそうなったのか、その後の経過についてお伺いいたします。ゲートボール場を使用しなくなってから何年も経過しております。トイレ、駐車場、あずまやなどの整備がなされ、パークゴルフ場も9ホールは整備されております。多くの住民の方が楽しんでいる現在、使用していないところのゲートボール場だけが目につきます。一日も早く9ホールの新設に取り組んでいただきたい。東運動広場の整備をしていただきたいと思いません。利用されている愛好者の方、高齢者の方々は、会員が110名以上いると聞いております。老人クラブの方、近くに住んでいる方や御婦人の方、また交通安全大会、多くの大会をこの場所で行っていることは私が言うまでもございません。高齢者の方々の心情を考えると、一日も早く整備をしてあげていただきたいと思いません。私は、それほどの費用はかけなくてもできるのではないかというふうに考えております。また、隣の砂利わらのグラウンドゴルフ場18ホールも含めて整備をしていただきたいとあわせてお願いするものでございます。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。どうかよろしくお伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま村端議員の方から大きな項目で2点の質問でございます。1点目につきましては私の方から、大きな項目の2点目の（1）と（2）につきましては経済部長より、（3）は建設水道部長より、（4）と（5）につきましては教育部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

大きな項目の過疎計画の経過と今後の見通し、さらには過疎債の充当状況及び今後の予定についてお答えをさせていただきます。過疎地域の指定は、過疎から脱却し、地域の自立を図ることを目的に策定する計画でございます。旧風連町におきましては昭和45年5月に、また旧名寄市には平

成14年4月に指定をされたところでございます。合併によりまして平成18年3月27日に新市としても過疎指定を受けまして、新たに過疎地域自立促進市町村計画の策定が必要となり、合併前の両市町が策定をしていたそれぞれの計画を、また市町村合併協議会が策定をいたしました新市建設計画を踏まえまして、名寄市過疎地域自立促進市町村計画を平成18年9月の第2回定例会におきまして議決をいただき、決定をしたものでございます。この計画期間につきましては、合併前と同様継続性があるため、平成17年度から21年度までの5カ年としております。この5カ年間の概算事業費合計におきましては約300億7,000万円、事業数にしまして165本を登載している計画になってございます。

具体的な部分でお答えをさせていただきますけれども、平成17年度の実績でございますが、これは旧風連町、旧名寄市合わせまして総事業費、登載事業でございますが、59億3,774万9,000円、事業数にしまして92本の事業を登載しているところでございます。そのうち実施の部分につきましては、建設土木関係で事業数7本、5億295万円、生活環境関係で事業本数8本、事業費で6億7,371万8,000円、福祉関係では事業数1本、事業費で298万2,000円、事業本数16本でございます。新市になりましてから18年度の見込みということでございます。これにつきましては、総事業費におきましては54億4,112万4,000円でございます。内訳といたしましては、建設土木関係で事業本数7本、3億8,517万2,000円、生活環境関係で事業本数6本、5億2,191万4,000円、福祉関係は事業がございませんでした。19年度の予定でございますけれども、登載事業総事業で48億4,692万4,000円、事業本数96事業でございます。そのうち建設土木関係では事業数3本、事業費で5億6,128万4,000円、生活環境関係では事業数2本、事業費で3,494万3,000円という

ことになってございます。

また、過疎債の充当でございますけれども、平成17年度は、合併前でございますけれども、両市町合わせまして5億8,960万円、内訳は旧名寄市が3億5,690万円、旧風連町におきましては2億3,270万円でございます。平成18年度は6億2,390万円、19年度は3億5,890万円を見込んでいるところでございます。

なお、過疎債につきましては、償還期間が12年ということでございますが、合併特例債と比較いたしまして短いわけでございます。今後合併特例債の活用を優先しながら、対象事業の内容に応じて過疎債との整合性を図りまして、総合計画の進行管理と連動をさせ、計画の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○議長（田中之繁議員）** 手間本経済部長。

**○経済部長（手間本 剛君）** 大きな項目の2の1点目と2点目についてお答えを申し上げたいと思います。

初めに、コンパクトなまちづくりの計画はということのお尋ねでございます。コンパクトなまちづくりとは、平成2年ごろヨーロッパで考えられてきた都市計画設計に関する理念や思想で、コンパクトシティと言われております。日本では平成12年の大規模小売店舗立地法や地方分権一括法が施行されたところから使われ始めていると思っております。高度経済成長期を契機といたしまして車社会となり、土地の権利関係の複雑さや地価の高騰などによってまちの形態が郊外へと拡大していき、そのことと相まって中心市街地の空洞化が進んでまいりました。一方、郊外におきましても無秩序な開発で、スプロール現象というふうには言っておりますけれども、これにつきましては虫食い歯抜け状態を指すものでございまして、そういった現象が発生し、環境や農地保護の観点からも大きな問題となってまいりました。また、道路、上下水道などの公共投資の効率を悪化させ、

膨大な維持管理費が財政に打撃を与えてまいりません。このような状況の中で、日本は少子高齢化と人口減少が始まりましたので、これ以上のまちの拡大を抑え、できるだけ都市基盤を縮小し、交通弱者が歩いて住めるコンパクトなまちづくりが必要とされてまいりました。名寄市総合計画の基本構想ではコンパクトなまちづくりを都市機能の集積、コンパクトな市街地の形成と表現していますが、その考えは同じであり、名寄都市計画で定めている市民が主に居住する区域、商業活動をする区域、工場や流通活動の区域などの用途地域に沿った本来の土地利用を図ろうとするものでございます。その整備計画手法の一つとして、商業では中心市街地活性化基本計画が挙げられているところでございます。

2点目につきましてお答えを申し上げますが、旧名寄市の中心市街地活性化事業の取り組みでございます。中心市街地活性化基本計画につきましては、平成12年5月に策定され、これまでハード、ソフト事業でアーケードの新設、街路灯、カラー歩道、融雪槽、ポケットパーク、ポイントカード事業などが実施され、多くのことに挑戦してまいりました。これからも市民との協働によって事業推進をしていくよう努力をしてまいりたいと考えております。

また、平成19年度からの新名寄市総合計画においても快適な居住環境のための都市機能集積を行い、中心市街地のにぎわいづくりに向けて具体的には店舗事務所の近代化事業、コミュニティー事業、バスターミナル、コミュニティーホールなどを含めた複合交流施設など魅力ある市街地の形成やコンパクトシティーの考え方が取り入れられ、駅前開発事業につきましては市民の意見を聞き、鋭意取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

中心市街地の樹木につきましては、商店街区におけるモール化事業で取り組んだものでございまして、潤いと憩い、緑の空間が心休まるものとし

て好評であります。育ち過ぎている箇所もありますので、剪定など街路関係にも目配りをしてまいります。

町中整備の新たな取り組みにつきましては、今若手民間の数団体が構想を持ち、いろいろところで研究、勉強がなされているというふう聞いておりますので、近い将来協議が調えばお披露目になるものというふうと考えているところでございます。

以上、2点についてお答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 大きな項目の2番目でございます。3点目の風連地区市街地再開発事業の一部見直しにつきましての保健センターの概要についてお答えを申し上げます。

保健センターにつきましては、担当部署による合併協議におきまして事業等を含め名寄の保健センターに集約することとしておりまして、風連地区市街地再開発事業での建設は計画をしております。しかしながら、風連地区におきましても65歳以上の方が1,700人ほどおられますし、介護予防特定高齢者は推計で80人ほどおられると見込まれております。これからも元気に自立をして生活ができますように生活機能の維持向上と自立支援に重点を置き、介護予防事業を中心としたリハビリ訓練等を行え得る施設を診療所に併設する計画でおりまして、現在内部の協議を重ねているところでございます。

お年寄りの集い、安らぎの場等につきましては、農協施設と一体的に整備をする地域交流センター内にショッピング等の合間に休めるようなロビーと、仮称ではございますけれども、ふれあいルームを設けまして、小さな子供からお年寄りがくつろげる空間を計画をいたしております。なお、昭和45年に建設の老朽化しておりますコミュニティー施設の母と子と老人の家の機能も将来にわたりますはこの地域交流センターに含め、統合してまいりたいと考えているところでございます。

次に、福祉住宅の建設予定につきましてお答えをいたします。市街地再開発事業では、共同住宅について協議検討を行っているところでありますけれども、福祉住宅につきましても平成19年度策定予定をいたしております住宅マスタープランにおきまして市街地再開発事業との整合性や市民の皆さんの意向調査などを行わせていただきまして、高齢者も含め総合的に検討をさせていただきたいと、そのように考えております。

次に、公衆浴場の新設についてのお尋ねでございます。本事業区域内に公衆浴場を設置してとのことでございますが、議員も御承知のとおり、名寄市におきましては名寄温泉サンピラーやふうれん望湖台センターハウスなど集客力の増加に向けて努力をしているところであります。これ以上行政が新たな浴場施設を抱えるのは非常に難しい状況にあるというふうに考えております。また、現在のところ民間によります公衆浴場の整備計画もない状況でございます。どうぞ御理解のほどをお願いいたします。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私からは、大きな項目2、総合計画の前期事業についての（4）と（5）についてお答えいたします。

初めに、（4）の風連中央小学校、風連中学校の校舎新設時期予定についてでございます。学校施設の整備につきましては、平成19年度中に学校教育施設整備計画を策定し、今後の施設整備の方針、目標等を明らかにしたいと考えております。この計画は、老朽危険校舎の改築、または大規模改造と昭和56年以前に建築された学校施設の改修、補強等による耐震化を図ることを目的に策定するものでございます。また、国の安全・安心な学校づくり交付金制度による補助を受けるためには、この計画が必須の条件となっております。計画策定に当たりましては、20年、30年先を見据えた学校配置のあり方を基本に市の財政状況な

どを勘案しながら、老朽施設の改築、改造事業と耐震化事業をどうバランスよく進めていくかという、そういう視点を持つことが大切であると考えております。そこで、同じく平成19年度に行います小中学校適正配置計画の検討、策定と並行しながら、策定作業を進めてまいります。風連中学校の改築につきましては、新市総合計画の前期5カ年の中で取り組む事業とし、学校教育施設整備計画の中でも優先度の高い位置づけで検討してまいります。また、その具体化に向けて建設位置検討のための重要な要素でもあります風連地区における小中連携教育の取り組みについても可能な限り早い時期に検討を行い、小中連携教育から小中一貫教育への展望なども含めた今後のあり方について検討を重ねる中で、風連中央小学校の整備についての方向性を見出してまいりたいと考えております。

次に、風連地区東地区運動広場の整備についてでございます。現在風連東地区運動広場には芝の本格的な9ホールのコースとグラウンドゴルフ場跡地を利用した18ホールの簡易コース、合わせて2コース27ホールのパークゴルフ場があり、風連地区の市民に多くの御利用をいただいているところでございます。このうち芝の9ホールのコースにさらに9ホールの増設をとの御提案であります。御承知のとおり風連地区天塩川河川敷でございます27ホールのパークゴルフ場に今年度新たに18ホールのコースが稼働いたします。また、その次年度にはさらに18ホールのコースを増設する計画もございまして、これらも含めまして風連地区のパークゴルフ場は大幅に施設整備が進むものと認識しているところでございます。このため東地区運動広場のパークゴルフ場の増設は、風連地区にある他のパークゴルフ場の整備、利用状況を見ながら、関係団体や利用者の御意見を参考に検討してまいりたいと考えております。

また、グラウンドゴルフ場跡地の簡易パークゴルフ場は、風連パークゴルフ愛好会の自主管理で

運営しているところでございますが、会員の方が御高齢になってきており、コース管理をすることが難しい状況にあるとも聞いております。御存じのようにこの簡易コースは、旧風連町時代に陸上競技場用地として確保していたところですが、風連体育協会から陸上競技場の要望を断念し、スポーツ施設用地として確保願いたい旨の申し出があり、現在に至っていると聞いております。この用地の整備計画につきましては、旧風連町の総合計画の最終年次である平成22年度に計上されており、新名寄市が引き継いでいるところでございます。この整備計画の素案では、芝の運動広場ということでありますが、新名寄市総合計画の後期計画にも位置づけられておりますので、今後どのように整備すべきかも含め、利用者、関係団体とも協議を進めてまいりたい、そのように考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） いろいろと項目別に答弁をいただきました。私が何度ここで連続して一般質問をしているかということは、合併前から風連の住民は合併したら名寄に吸収されるぞと、風連の言うことなんか聞いてくれないぞというような多くの住民の方々がやはり名寄と合併することに反対の方がいたことだけは事実です。その中の大きな声がやはり名寄に吸収されるようなことのないように頑張れよという多くの声も耳にしております。私は、名寄の議員さん、理事者の方は優しい方で、私がここで言っても理解をしていただける、自信を持ってこのように毎回質問をさせていただいて、先般から厳しい財政状況の中で私がおこがましく、心痛んでおりますけれども、風連の住民のことを考えてここで再質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に今教育部長の方から話しされましたパークゴルフ場の9ホール、これと天塩川のパークゴ

ルフ場とは全然質が違います。天塩川のパークゴルフ場は、健康な方、車で行く方が多く望んで行っているわけです。そして、あそこで腰を痛めたり、やれないお年寄りたちは多寄行っているのです。多寄行ってゴルフをやっている方が何十人もいるのです。せめて近くのところに皆が楽しんでやれる18ホールをつくっていただきたいというのがお年寄りたちの念願なのです。先ほども言いましたように、ここで楽しんでいる会員が110名以上もいるのです。その方が待ち望んでいる9ホールのゲートボール場をつくったところの9ホールを土盛りするのに幾らかかるのか見積もり立てて話をしたことがあるのかないとお伺ひいたします。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） パークゴルフ場見積もりなどはまだやったことはございません。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） ここで冗談で言っているのではないのです、質問しているのは、やってほしいと思うから、声をからして言っているのです。であれば、見積もりを立てて、これだけのお金がかかるからできないのだとかできるとかという決断を下すのが担当者の責任ではないのですか。私は、やはり100名以上のお年寄りたちがここをつくってほしいよねと、楽しくやりたいよねと切実なお願いを聞いているから、ここで代弁しているわけなのです。このことをわかっていただければ、6月の議会までにこの辺をやっていたら御返答願います。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 先ほども言いましたようにパークゴルフ場確かに市街地に近くて、お年寄りの方が利用しているというのは私どもも十分承知しております。私も現場に行ってきておりますし、状況はよく知っております。ただ、名寄市全体を考えましたときにパークゴルフ場18ホールとし完成いたします。また、その後で18



ホールもつくります。そうすると、風連地区だけで既存のものも入れますと90ホールになるということになります。ですから、確かに市街地区にあったら車のないような方については利用しやすいということで十分わかっておりますけれども、全体計画の中でいいますととりあえず天塩川河川敷の利用状況などを見てから判断したいということですので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 全然意味がわかっていないような気がします。名寄には緑丘もあり、天塩川河川敷もあり、4カ所も5カ所もあるので。名寄市全体を考えたパークゴルフ場ということは、風連にはまちの近くにあそこに駐車場からトイレからあずまやから全部設備ができています。新しくつくるのではないのです。そこに9ホールでゲートボールをやっていた、お年寄りが楽しんでた9ホールだけをつくっていただきたいと、こういうことなのです。18ホールのグラウンドゴルフ、あんなの砂利わらです。パークゴルフのあれを持って行って、傷むから使えないと行って、しかしせっかくあるのだからあそこで愛好会の方々が草刈りをしたり、手入れをして、少しでも楽しんでいただけるように無理してやっているのです。あの18ホールは、パークゴルフ場ではないのです。あそこに私も議会出てから土間つき体育館とか陸上競技場とか体育協会の方々といろいろ折衝して話したことは事実です。そこで、せめて18ホールつくりたいのだけれども、ゲートボールをやっているお年寄りたちがせめてゲートボールの大会ぐらいやりたいのだということでゲートボール場をつくったこと事実なのです。もうそこを年代やら時期が来たわけですから、そのゲートボール場の9ホールだけを芝植えてやっていただきたいと。そんなに何千万円もかかってやるような工事ではないのです。それを天塩川でやるから、これに質疑して、しないということ、そんなことは年寄りたちがああ、そうですかと、

そんな優しい年寄り余りいないのです。何でできないのと、これぐらいのことがやれないのと。1,000万円、2,000万円のことでこの工事ができないような名寄市なのかと我々に言われるのです。天塩川の36、27あるコースとこれと一緒にしていただきたいくないのです。私が先ほど言いましたように、どうしても早急にやっていただきたいというのが高齢者の皆さん方が、またあそこで大会やっている方々が、老人クラブの方々も望んでいるわけです。もう少し前向きな返答をいただきたいのですが、どうですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 合併協議等のことも関係いたしますので、私どももこのことにつきまして村端議員おっしゃるとおり二つのパークゴルフ場の性格、役割、それをどうするかということで合併協議でもお話をさせていただきました。しかし、既に旧風連町としてパークゴルフ場の位置はどうあるべきかということを検討して、現在に至っているというふうに思っております。これから増設をいたします天塩川の18ホール、このときもやはり一括の計画であったというふうに聞いておきまして、したがって旧風連町の中におけるパークゴルフ全体的に位置も含めまして2カ所に分かれて、2カ所でパークゴルフを実施をすると。風連町民だけでなく、多くの近隣の町村からも来ているというふうに聞いておりますけれども、それも含めてこの2カ所でパークゴルフをやるのが今やられれば最大だというふうに聞いておりましたので、先ほど今教育部長の方から話があったとおり、当面はこの形の中で推移していくべきでないかというふうに思っているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 村端橋議員。

○28番（村端利克議員） いつまでたっても平行線でございますので、余り言っても私も血圧が上がってしまうので、余りこのことはあれですけども、どうしても9ホールだけは早急にやって

いただきたい。これが線路東の住民、町中のお年寄りたちが望んでいるわけですから、この望みをかなえてあげていただきたい。このことを早急に、できることなら6月議会までに間に合うように予算を組んでいただきたい。せめて見積もりだけでも出して検討していただきたいと、このことを望んでおきます。

次に、小中学校については、先日からいろいろお話がございましたので、理解しておきます。

次に、中心市街地の公衆浴場についての取り組みについて、このことについては私は前回も申しました。やはりリハビリ教室、機能訓練、診療所に通った方々、昔のようにタオル1本持ってふろ行ってくるわというようなことは今はもう時代ではない、終わっています。やはりあそこ行くと楽しくられかと会えるよと、あの人と会って話もできる、対話のできる場所が欲しいわけです。そうすると、この施設に来て対話をする、おふろでも入って帰ろうかというような方々は私は多くいると思うのです。

ちなみに、これは全員が風連の人ではございませんけれども、望湖台でも17年度で6,480名、18年度で6,900名、多寄の日向温泉に3,900、約4,000人近く、18年度もそのぐらいの方が行っている。このほかに士別のまちの中の美し乃湯、あそこ等をそれぞれ日帰り、泊まりで行っている、入浴してくる方々多くいるわけです。我が家にふろがあるからということだけでなく、この中心市街地のモデル地区として、道北の名寄市の南玄関口として見本となる、手本となるようなこの場所にせめて浴場ぐらいはつくっていただきたいなど、欲しいなというのが住民の多くの方々の願いなのです。この点について詳しく、この浴場については廃止したときからの関連もございまして、小室助役はよく御存じだと思いますので、あこのころの浴場をなくしたときとは違うのですから、その辺をよく理解されて御答弁を願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） お答えいたします。

公衆浴場の新設のお話でございますけれども、現在では各戸に内ぶろが備わっておりまして、一般的な家庭の浴場は備わっているということでございますが、今お話しの内容は憩いの場としての浴場、あるいはお話のとおりコミュニティーの場としての浴場の設置をという、そういう御意見でございますけれども、御承知のとおりこの場合は一定の大きさや空間、あるいは設備等の確保が必要ということでございまして、市街地再開発事業の中での設置には、御答弁重複しますけれども、事業費、あるいはその後の維持費の関係もございまして、設置をするというのは大変難しい状況というふうに考えております。ぜひ御理解のほどをいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 先ほども言いましたように、家庭にはおふろどこでもついています。しかし、家庭でも年代が違います。お年寄りが先に入ったら、若い人は入りたがらない、そういう家庭が多いのです。そうすると、お年寄りたちはよそ行ってふろ入ってこようと、そしてまた楽しんでくるという方が今多く見られるのです。遅くなって、一寝入りしてからおふろに入るお年寄りたち、せめてこのまちの中にふろがあったらいいよねと、つくってほしいよねと。せっかくお金をかけるのだから、こういったことを考えてほしいよねという、私も年寄りの方ですから、そういう声は往々にして聞くわけです。どうしても先ほど建設水道部長がおっしゃったように時間的な余裕がない、そういった計画を出される時期も来ているということは十分百も承知しております。しかし、後日このことを設計変更してもできるのか。また、3階、4階の下を使わないで屋上の方にそういった施設ができる、設計変更してもやれる可能性があるのかないのか、この点も

含めて御答弁を願います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 本事業は、本格的には19年度、明年度ですけれども、事業に着手するというところでございます。いろいろと御議論いただいているところでございますけれども、幾らでも事業費をかけて推進をさせていただくということにはならないというふうに思っております。つまり一定の事業費の中で、本当に効果の上がる事業の推進をさせていただきたいと、そんなふうに思っております。議員おっしゃるようなふろもあれば、そしてまたこれもあれば、あれもあればということによって備わっているのが一番よいわけでございますけれども、今申し上げましたような状況下ではふろにつきましても、精査をさせていただいておりますけれども、公衆浴場につきましては設置は非常に難しいと。仮にどうしても公衆浴場の設置を優先をすべきであるという、そういう御意見で統一がされた場合には、他の施設の割愛ということも視野に入れて検討するということもあり得るのではないかとこのように思っております。

いずれにいたしましても、重複になりますけれども、できるだけ少ない事業費で将来の風連地区の基盤づくりをしっかりとしていくという、そういう効果の上がる事業をさせていただきたい、そんなふうに思っておりますので、公衆浴場のお話につきましては御理解いただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） そのことは理解しないで話しているわけではないのです。先日からこの合併債を有効に活用するには風連ばかり偏りしているのではないかとこのような御意見もありましたけれども、せっかくなので施設ですから、やはりつくってよかったなどだれが見ても、こういう施設で、来て感じもいいし、モデル地区として風連にできたと、新名寄市の南玄関口にこうい

ったことができたという施設がほかから来てでも入浴をして帰っていただけるような、そういう施設にすることが私は好ましいのではないかと、そういう感じもいたしますので、どうしてもここで返事をせいということではございません。とりあえず十分に検討していただいて、このコンパクトなまちづくりの見本として風連にこの施設をつくるわけですから、モデル地区としてほかの町村から視察に来られても恥ずかしくないような施設に立ち上げていただきたいというのが私の願いでございます。どうかこの辺ももう一度十分に検討されて、前向きにさせていただきたいと、このように感じております。

次に、福祉住宅についての建設予定でございます。町中に公営住宅の30戸予定はこの中心市街地にされておりますので、あえて今すぐどうのこうのではありませんが、診療所の跡地、それから旧役場の跡地、まちの中にはそれとなく跡地があります。そういったところに今後福祉住宅の建設に前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、この点についてももう一度お伺いいたします。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 先ほどもお答えをさせていただいておりますけれども、19年度に、明年度でございますけれども、住宅マスタープランの策定を行います。その中で、お話の福祉住宅につきましては検討させていただきたいというふうに考えております。

なお、マスタープランにおきましては、管理戸数をどのように決めていくのか、あるいは風連地区、名寄地区の管理戸数の配分、適正配分はどうするのか、それから関連でございますけれども、議員おっしゃった福祉住宅機能を持ったまちなか居住の推進と、こういうような課題があるというふうに考えております。シルバーハウジング、福祉的な建物につきましては、通常シルバーハウジングというふうに言っているのですけれども、これは高齢者の日常の生活に配慮した住宅ということ

です。例えば手すりがある、あるいは段差がない、それから緊急通報システムが備わっているという、そういうハードとしての住宅の設備、それからもう一つは生活援助者、これはL S Aというふうに言っているわけですが、の方による日常生活の支援ということでございます。生活指導や安否確認や緊急時の連絡という、そういうソフトとしての福祉施策が備わった住宅ということが一般的に言われています。少しつけ加えた説明になりましたけれども、この福祉住宅、シルバーハウジングも含めて住宅マスタープランの中でぜひ検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、福祉の關係に関連して、ケアハウスの建設がこの計画書には項目としては載っているのです。合併のときにも名寄市にケアハウス、風連にあるようなものを立ち上げたいという経緯がありました。この点について計画があるのかないのか、またいつごろ建てる建設予定があるのかどうかお伺ひいたします。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） ケアハウスの建設につきましては、新総合計画におきまして後期計画の中で取り組むことで位置づけがされてきております。実質的な動きにつきましては、それに合わせて検討してまいることになるというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 合併のときからの話で、ケアハウスは風連で50床のを今現在爽風会が運営してやっております。やはり同じような施設を建設されるのであれば、同じ名寄市の中ですから南の風連につけていただきたい。名寄に新たな施設をつくとそれだけの経費が余計かかるのではないかと、このように思いますので、この建

設についてはぜひとも今の風連にあるケアハウスに隣接してやっていただきたいと。これは、まだ後期ということですから、ことし、来年ということではなさそうでございますので、要望しておきます。

最後に、風連の中心市街地開発事業に取り組んでいる、先般申しましたが、駅前開発が残されません。中心市街開発はできても、駅前の農協の駅側の用地はそれほどございせんが、道路が1本、どうしてもあそこで南北線を通さなければならない道路がございせん。農協の倉庫も、それから一部個人の住宅、一部個人の倉庫なども影響してくることは間違ひございせん。この辺の中心市街地活性化と並行して駅前開発に取り組んでやられるのかやらないか、この辺についてお伺ひしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 初期のときは、本事業の中に取り込んで行え得るという、そういう想定をしておりました。しかし、地権者意向の調査、確認をさせていただく中で、どうしても道路用地に接する地権者の方が事業参加できないという結果になりましたので、地区として包含することが難しいということで、結果分離をするということになりました。しかし、風連地区の駅前にはこのような事案のこのような課題があるということをしっかり認識をさせていただきまして、駅前の事業とは並行ということにはなりませんけれども、課題を認識しながら、行うとすれば他の事業の他の補助制度等も調査をしながら行っていくということになるかと思っておりますので、しっかり認識をしながら、課題は残っているというのを認識しながら、並行にはなりませんけれども、事業を進めさせていただきたい、そんなふうに思っておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 村端議員。

○28番（村端利克議員） 並行してできないということは理解してわかります。また、別な角度

で検討しなければならぬことはわかりますけれども、駅を乗りおりする方々、余りもどのような多くはございませんけれども、やはり駅から向けてまちの中が変わったよと。しかし、駅前のこの通りが何なのと言われるようなことをやったら、歯抜けになって、せっかくやった事業が死んでしまうような気がするのです。やはり駅前のこの道路を完成させ、そして中心市街地の道路も完成させることがどこから来ても、見ても形のいいものではないか。奥の方でやっていないというのならわかりますけれども、目抜き通りの駅前のすぐ前は工事を後回しにして、こっちはできたけれども、ここはまた後だよというようなことには私は住民の方々は納得しないと思います。やはり引き続き並行してこういったことを取り組んでいただきたいと思いますが、最後にもう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 同じ内容になるわけでございますけれども、しっかりと整備をできるように準備をしながらということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 以上で村端利克議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

---

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

協働のまちづくりについて外2件を、佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次御質問をいたします。

1点目は、協働のまちづくりについてであります。市長は、市政執行方針の中で直面する課題解決に向けて次の3点の政策に重点を置いて市政運

営に当たりますと述べ、最初に市民と行政の協働を掲げました。協働の原理、原則については、新しい総合計画の基本構想を議決したさきの臨時議会で情報の公開と共有が基本という点で一定の見解が一致したものと解釈させていただきました。

この協働という言葉が声高に叫ばれるようになったのは、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災であることは御承知のとおりです。地震によって大きな犠牲者を出すなど被害に遭った神戸市では、平成16年10月1日に協働に対する具体行動を盛り込んだ神戸市民による地域活動の推進に関する条例を施行しました。市民と市との協働と参画によるまちづくりを推進し、市民の知恵と力が生きる個性豊かで活力にあふれた地域社会の実現を図ることを目的とした同条例では、市民、地域組織及びNPO、事業者、市、市職員の役割を明記しています。特にこの条例では市の役割、第6条3項で、市は市民みずから地域における課題について考え及び行動することができるよう市政に関する情報の公開及び提供を図り、市民と市の情報共有に努めなければなりませんと定めています。また、上川管内では富良野市で情報共有と市民参加のルール条例を定めております。市長は、執行方針の中でこれらの役割を担う自治基本条例の制定に意欲を示しておりますが、協働をより具現化、体系化するためにこの種条例の制定が必要と考えますが、御見解をお伺いします。

また、国連支援交流協会では近年協働の評価、評価のシステムの必要性を求めています。都道府県段階においても確立したものはなっていませんが、協働をかけ声に終わらせないためにもなぜ協働を行うのか、ふさわしい協働の形態を選択できるのか、協働事業の妥当性、協働の相手方の選択方法など、これまでにない評価項目であります。協働事業をさらに充実したものにするため不可欠と思いますが、行政情報の公開と共有の基本的なお考えを含め、お答えをいただきたいと思

さらに、新しい名寄市市民憲章においても自分のまちに誇りと責任を持ち、みんなで話し合いながら住みよいまちをつくりましますとうたわれていますが、みんなで話し合いながらをどのような手法で具現化させようとしているのかお伺いします。

私は、市民一人一人が協働の意義、目的、役割などをしっかりと確認し合い、市民と市がお互いの役割を尊重し、ともに課題解決に協力して取り組む関係を築き、ともに考え、ともに汗を流すまちづくりが今後の名寄市には不可欠と考えます。真の協働のまちを構築し、真に一つの名寄を創造するとともに、名寄市だけではなく近隣市町村を含めて厳しい諸情勢の中にあってもともに生きる共生のまちづくりが大切と思いますが、見解をお伺いいたします。

次に、用途地域指定と建築制限条例についてお伺いします。指定の経緯などについては、過去2回の議員協議会、3回にわたる市民説明会を実施しており、詳細は避けませんが、基本的な考え方についてお伺いします。まず、今回は従前の徳田地区工業地域に特別用途地域を設定することとしております。都市計画法において想定される用途地域は、全国一律の建築用途制限であります。特別用途地域は地域の実情に即してきめ細かく規制していくためのもので、用途地域に上乗しする形で特別の目的のために用途制限を加重あるいは緩和するというものです。つまりこれまで市長が説明してきた商業施設の分散を避け、徳田地区の工業地域をできるだけ本来の工業施設立地地域の姿に戻すということがこの特別の目的に当たるとお考えなのか。例えば埼玉県旧与野市では商業地域を与野カーディーラー通り特別用途地域に指定しているほか、山形県山形市では準工業地域を特別業務地区に、長野県岡谷市は第2種住居地域を水辺体育地区とするなど、従前の用途地域指定をまさに特別の目的のために活用しています。名寄市のように従来の制限の上にさらに同じような制限を鉄の網として実施しようとするのは全国でもま

れな取り組みとと思いますが、御見解をお伺いします。加えて本来の工業地域とした場合、ホテル、旅館、幼稚園、学校、病院などの建設は認められないこととなりますが、旧風連町と旧名寄市の中間地帯であることから、新たなまちづくりの可能性も否定するにはならないのかについてもお伺いします。一方、建築制限条例の目的についてもこの際明確にお知らせください。

いずれにしても、個人の財産にさらなる規制を加える用途地域の指定、住民合意の形成はこれまでの住民説明会、今後の公聴会開催でクリアされると判断されているのかもお伺いします。

道は、昨年8月、大規模集客施設の立地に関するガイドラインを策定しました。その中で今回のゾーニング手法は、第1章、策定の背景にある公平性、透明性の確保が図られていると判断されているのか。また、第2章にある策定の目的に盛り込まれた地域貢献について今回出店計画を持つ大型商業施設のこれまでの地域貢献についてどう評価されているのか。第3章、市町村におけるゾーニングの活用などでは、同活用については土地利用や将来の動向を見て、さらなる用途の規制をすべきと判断した場合としていますが、市としては徳田地区の土地利用及び将来動向をどう判断したのかそれぞれお伺いします。

最後に、医療の充実についてであります。市立総合病院については、精神科医師の確保という重大課題もありますが、4月から24時間診療体制となる小児科を初め、さらなる充実が期待される所です。その中であって、執行方針では診療と看護体制の充実に努めるとしてはいますが、具体的にどういう内容を検討されているのかをお知らせいただきたいと思います。

また、診断群分類別包括評価、いわゆるDPCは、現行の医療制度が初診から検査、治療などの医療行為を個々に評価し、診療報酬を決める出来高払いから患者1人に対する初診、入院から退院まで一連の医療行為を一括して評価し、必要な医

療費を原則事前に患者に提示する定額診療制度となるもので、道内では16病院が導入しています。しかし、クリニカルパス、治療計画書の作成、看護師も患者に治療内容を説明できる体制の構築と情報の共有化、言葉の統一などで一定の時間がかかると言われておりますが、実施に向けてのスケジュールをお知らせいただきたいと思っております。さらに、一方では定額ゆえに本来受けるべき診療が受けられないのではないかと懸念する声や同制度では入院中の患者が別の病気にかかった場合は病院側の負担となるためコストの安いジェネリック医薬品などで対応するケースもあるようですが、基本的な考え方をお伺いします。

厚生省は、2012年に全国の介護型療養病床13万床を全廃し、居住型に転換する方針を打ち出しました。介護型療養病床を取り入れている東病院についても現病床を転換するなどの対応が必要と考えますが、同病院の将来像についてお伺いし、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 佐藤議員から大きい項目で3点にわたっての御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては建設水道部長より、3点目につきましては病院事務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の協働のまちづくりについて、最初に条例制定についての御質問をいただきました。自分たちのまちには本当はどんな条例が必要なのかを考えてみますと、それぞれのまちがそれぞれの実情に合わせ条例を制定していると思っております。名寄市は、合併を機にして市民主体の新しいまちづくりを考えて、自治基本条例の制定を考えております。今後市民の皆さんと自治基本条例の制定に当たるわけでありましてけれども、市民主体のまちづくりの基本原則であります情報の共有、市民参画、協働などをキーワードに、まちづくりを実現するための役割、制度、仕組み、政策を定めた

条例の制定を目指しております。

次に、情報の公開と共有の基本的な考え方についてであります。市政の市民参画、協働のまちづくりを進めるためには、その前提としてまず市役所の持つ行財政やまちづくりの情報を市民の皆さん方と共有し、できれば共通する価値観を持てるようにすることが大切だと考えております。そのためには情報の受け手であります市民の立場に立って、市役所からの情報提供の手段であります広報紙やホームページなどをより一層充実をさせまして、適切な情報提供と情報公開を行っていかねばならないと考えております。

次に、市民憲章の件につきまして御質問いただきました。憲章の中のみinnで話し合いながらの具体化についてでありますけれども、この文言につきましては検討委員会の議論の中で旧風連町の町民憲章にありました何でも話し合いの文言を生かし、行政と市民、また市民同士が話し合いながら住みよいまちづくりを進めていこうとの思いを込めて策定されたものであります。これまででもできる限り市民の皆さんに直接的、間接的に行政に参加していただき、御意見を聞き、取り組みを進めてきております。この市民憲章の精神のもとに、さらに行政が積極的に出かけていって意見を聞く、話し合いを持つ姿勢が何より重要であると考えております。具体的には市民懇談会や出前トークの開催、また各種委員会委員に市内各層代表の方になっていただき、いろいろな意見を伺うなど、広聴活動の強化が重要であると考えております。

次に、協働で共生のまちづくりについてであります。地方分権の推進の中これからの名寄市のまちづくりは、名寄市を構成する市民、企業、市役所がそれぞれの役割と責任を分担し、力を合わせて行っていかなければならないと考えております。そのためにはお互いを対等の存在として尊重し、まちづくりのパートナーとして認め合うことが大切です。そのような市民参画の仕組みづくりを進めていかなければならないと考えているところで

あります。また、近隣市町村と共通する業務を効率的に行うため広域行政を組織し、消防、環境衛生施設などの運営が行われてきています。中核都市としての役割を踏まえながら、今後も広域的連携を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○議長（田中之繁議員）** 松尾建設水道部長。

**○建設水道部長（松尾 薫君）** 大きな項目の2点目でございます。用途地域の指定と建築制限条例につきまして3点にわたっての御質問をいただいております。まとめて御答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、特別の目的でございますけれども、現行の工業地域は土地利用の目的は何ら変更はなく、商業施設の拡散を防ぐために郊外への大型集客施設を規制しようとするものでありますから、特別な目的に当たるというふうに考えております。

徳田地区を本来の工業地区とした場合、風連との新しいまちづくりに支障とならないかということでございますが、現在も既に工業地域として王子板紙株式会社を初め、空き地はあるにしても多くの工業施設が立地されており、ほかの用途地域への変更は困難であると考えておりますので、風連地区とあわせた新しい都市計画マスタープラン策定の中で工業地域だけでなく用途地域全体で検討させていただきたいというふうに考えております。

住民合意につきましては、都市計画法上ではよいとされておりますけれども、規制を加えるということでもありますから、できるだけ多くの市民の理解が必要でありますので、今後も広報など市民周知の方法を検討していきたいと考えております。

ガイドラインとの整合についてであります。ゾーニングの手法につきましては最初に申し上げましたとおりあらかじめ指定された工業地域を土地利用の観点から大きく変更させたものではなく、公平性、公明性の確保は図られていると判断しております。

二つ目の地域貢献についてでございますが、今回出店計画を持つ大型商業施設におきましては、行政の窓口サービス、託児所、地元情報コーナー、イベントなどが実施されていると聞いておりますが、当市における貢献策は出店説明会の意見を踏まえ、発表になると聞いておりますので、地域によって異なることが考えられます。したがって、現段階では判断することができないものと考えております。

最後に、徳田地区の土地利用と将来動向につきましては、将来的にも徳田地区を工業地域としてまちづくりを行っていきますし、工業施設立地の動きなどがあればインフラ整備も検討していかねばならないと、そのように考えているものでございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

**○議長（田中之繁議員）** 佐藤病院事務部長。

**○市立総合病院事務部長（佐藤健一君）** 私からは、医療の充実についてお答えを申し上げます。

市立総合病院の将来展望についてですが、診療と看護の充実につきまして申し上げます。地方における医師の不足については、連日のように報道され、抜本的な対策が講じられないまま医師の集約化が進んでおります。小児科につきましては、市立土別総合病院の小児科医師の引き揚げに伴い、4月からは当院に3名の小児科医師が加わり7名体制となり、目下当院の小児科では24時間の診療体制に向けて診察室の準備などを進めているところであります。さらに、循環器内科医が1名増員され、3名体制となりますので、今後診療の充実が図られることとなります。また、新年度からは新たに看護師25名を加えての看護体制で臨むこととなりますが、このほか専門性の高い認定看護師を計画的に育成し、看護の質の向上を図ってまいります。さらに、ICU病棟を増築することで手術後の重篤な患者さんを集中的に治療することが可能となり、安全、安心な医療が図られます。

続きまして、DPCの導入スケジュールについて



てであります。平成19年度のDPCにかかわるスケジュールについては厚生労働省からまだ発表されておりませんが、昨年度のスケジュールを踏襲する形としますと、本年5月に厚生労働省へのDPC準備病院の立候補、説明会を経て、7月から半年間の診療データを厚生労働省へ提出、審査をパスした場合には最短で来年4月からDPC病院として包括点数での診療報酬計算が行われます。現在院内では職員への基礎的な勉強会を開催しているところです。近々医師への専門研修も予定しています。

懸念についての状況ですが、確かにDPCによる診療報酬になると入院した患者様に何もしなければ支出も少なくなります。差し引き収益増になりますが、実際の診療の現場では請求方法がどうあれ医師が患者を治療することにそれほどの変化が生じることはないと思われま。当院は、患者様本位の病院を掲げた医療機関でありますから、本来受けるべき治療を受けられないなどということはありません。

DPC導入による病院側の負担についてであります。例えば手術目的で入院された患者さんが入院中に他の病気を発病した場合などについては、DPCの算定方法では病院側の負担超過にある場合がないとは言えません。そういった場合の対策のためではありませんが、DPCで請求するようになった場合には薬剤のジェネリック化等の経費節減について考慮していかなければならないと考えております。

続きまして、東病院の将来展望ですが、厚生労働省は昨年の医療制度改革で平成23年度末までに介護型療養病床13万床を全廃し、医療型療養病床数25万床を15万床に削減する方針を打ち出しました。また、削減された病床分の患者の受け皿になる対応策として、老人保健施設等の整備を推進しております。厚生労働省は、療養型病床転換先を踏まえた必要施設や利用定員総数を地域的に設定していく内容とした地域ケア整備構想を

都道府県単位でことし秋に策定することにしております。策定に当たっては、地域におけるサービス必要量の推計と全国一律の対応よりも地域特性、事情を踏まえた対応策が示せるよう自治体や関係者の協力を得て検討を進めていく考えです。名寄東病院は、105床を有しておりますが、このうち介護型療養病床が60床、医療型療養病床45床となっております。昨年7月の診療報酬の改定で入院治療の必要が薄い患者の診療報酬が低く抑えられたことから、全廃されることになる介護型ベッドをいつごろどのように転換していくか、その判断が求められております。東病院については、高齢者が安心して療養できる施設として地域医療の一翼を担っているという使命がありますので、的確な情報の収集に努め、早目の対応と的確な判断をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思っておりますけれども、いずれにしても医療の充実についてはいろんな課題があると思っておりますけれども、とにかく地域住民の命を守る大切なものでありますので、今後も努力をお願いしておきたいですし、あしたまた竹中議員の方からあると思っておりますので、そちらにゆだねたいと思っております。

1、2、協働のまちづくり、用途地域指定の関係で再質問をしていきたいと思っておりますけれども、今任期最後の一般質問でありますので、一つわがままを言わせていただきたいと思います。この後の再質問については、ぜひ今助役と議論をしたいと思っておりますので、今助役の答弁をお願いを申し上げます。

まず、協働の部分、特になぜこれほど情報公開、共有でこだわるかということ、そこで何が生まれるかということ私はやっぱり相互信頼がその中で生まれていくのだなという思いを持っております。今回の一連のポスフルさん、大型店の問題につい

ては、市長自身手順のあれは訴えておりましたけれども、昨日市長も御来賓として出ておりましたけれども、鈴木宗男代議士が来たときに鈴木代議士の講演の中でも今回のこの問題がなぜこんなになっているのかというのは、行司役たる市が先に軍配を上げたことが混乱を招いたのではないかという話をしておりました。それはそのとおりだなというふうに感じておりますけれども、いずれにしてもどうも市民間の感情の対立も生んでおりますので、これをこのまんまいくわけにはいかないと思いますので、その意味を含めて助役と議論をさせていただきたいと思います。

まず、この情報公開のやり方というのは、いろんなやり方があると思うのです。皆さん一番御存じなのは、菅直人厚生大臣が薬害エイズのミドリ十字の血液製剤の関係のときに厚生省でずっとない、ないと言っていた資料を見つけて、それを囲み込まないでまず市民に投げかけると、国民に公開すると。そして、国民議論を得て、ある意味では厚生省としての判断を訴えると、そういうやり方をしておりましたけれども、そういう意味では今回の一連の問題というのは助役自身は正しい情報をしっかり市民の皆さんに提供しているという認識を持たれているのかをまずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 市政全般の情報のあり方というよりも、むしろ後段の今回の問題というものはポスフルの出店に関する問題というふうに受けとめさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

私ども知り得ている情報、確かに17年の国土法の届け出、これが一つ、16年の公拡法の届け出、これが一つございました。それは、まだ私どもとしては情報の内容からいえば確たる情報のものではないと。事実は事実でありますけれども、確たる情報のものではないと。正式に出店ということで意思表示がありましたのは18年12月

でございましたから、ここは皆さん御存じのとおり市にも、あるいは商工会議所にもそれぞれ出店をする意向を示したということで、情報の提供というよりもむしろ自然的に広がっていくと、新聞報道を通じて広がっていったと、こういうふうになっております。

情報の提供は、私は2通りあるのでないかと思っています。一つは、市に直接入ってくる情報で、それしか入らないもの、もう一つには今後段で申し上げましたように自然発生的に広がっていく情報と、こういうふうにあるのでないかというふうに思っています。市に直接的に入ってくる情報はかなり専門的なものでありまして、これは仕事を進める上で必要なもの、あるいは市民に対しても必要なものもまじっておったと思います。市民に対して必要なものについては、私どもは議会の場、あるいは広報その他手段を通じてお知らせをしているというふうに思っていますし、特に議会の場での議論を通じて広く報道される、近年ではインターネットでライブ中継もされる議会でありますから、それはきちんと従来よりも広い形で情報というのが伝わっていているというふうに思っております。自然現象に流れていく情報については、私どもについてはよりもっと幅広く流れているなと思っています。ただ、行政上必要な情報というのは、きちんとやはり議会、あるいは広報その他の手段を使ってきちんと流しているということでもありますから、今回の場合は非常に短い時間ではありましたが、それぞれの動きの情報というのは的確に市民の皆さんはつかんでいるというふうに判断をしております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 情報と言えないのかもしれないですけども、平成14年3月25日に第4回の名寄市都市計画審議会というのを開催されました、その議事録が手にあるのですけれども、その中で都市計画マスタープランの見直しについてという議題があります。そのときに当時の小栗

建設部長は、大型店舗出店などについて都市計画法で規制できるようになりました。用途地域や特別用途などで規制ができますと。商店街、消費者など幅広い分野で市民からの意見を聞きたいと考えていますというふうに既に都市計のときにそれに着手するのだという姿勢を打ち出しているわけですが、それがなぜこのまんま今の段階になっているのかということは助役はどういう認識をお持ちになっていますか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 平成14年、つまり大店法から変更がありまして、出店が自由になったというのとあわせて、都市計画法で用途で制限できますよというまちづくり3法の中の改正を受けての都市計画審議会であります。このときには法律的にはこうなりましたという説明をさせていただいているのだというふうに押さえております。具体的にではどのようにするかという点は、まだ都市計画審議会でも触れていないと。例えばこの地区、あの地区というふうに決めて、このところはこういう形で用途制限をしていくということについていない。ただ、情報として法律がこう改正になりましたから、方法としてはできますよというふうにこの都市計画審議会の中でお知らせをしているのではないかとというふうに推察をされますし、また私も当時直接の担当ではございませんでしたが、助役になっておりましたから、その辺の情報については触れております。ただ、議論といたしまして、特別用途地域を指定をしますけれども、その内容についての具体的な議論、非常に難しさがあるということで終始しておりました。今回も規制面積の話で、建築の規制面積の話でどの職種のどの建物のどんな面積を規制するかということがなかなか確立はされていない。したがって、都市計画用途の上での規制はできるけれども、それ以外のことの具体的な手法が確立されていないといいますか、明示されていないので、大変その辺では難しさがあるという判断をしてい

たことは事実であります。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） もう一点、相互信頼の部分でお聞きしておきたいのは、市長の報告にもありましたように3月2日、4件の地権者と話し合いが行われました。その地権者に手渡した文書なのですが、この中の文書を読むと例えば今回の特別用途地区の指定は新総合計画に沿ったもので、将来的に商業地域の拡散を防ぎコンパクトで秩序あるまちづくりを進めるためのものであることを御理解いただきたい。その前には総合計画で審議会で決めました、議会でも議決を受けましたと、とても話し合いをするような文書ではなくて、半ば強制、強制という言葉はそこまではいかなないのかもしれないですが、強いサジェスションを行うような文書でありますし、こういう文書が担当者は多分お手紙風に出したのだと思いますけれども、相手の方の地権者の名前が下に、その下に一番最後に島市長の名前、職印もない、そういう文書を手渡して、このときには3月2日10時からグランドホテル藤花というふうに書いてありますけれども、実際は8時から徳田会館で行ったようでありますけれども、こういう出てこいというやり方がやっぱりどこか相互信頼を失っているのではないかと思いますけれども、助役はこの手紙というか、文書をどういうふうに受けとめていらっしゃるんですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 地権者とお話しした際も職印がない文書であるということがありまして、手続上の私どもの瑕疵といいますか、そういうものについてはおわびをしたところであります。

ただ、個別に話し合うよりも一堂に会ってお話をしたいと、こういう気持ちでその設定をさせていただきました。できれば徳田地区のどこか個人の家をお借りしてと思ったのですが、それは迷惑がかかるということでありまして、決して出てこいといった意味ではなくて、皆さんと一緒に

に、個別に市長と直接話し合うよりも皆さんと一緒に話し合った方がいいという判断でありましたので、そのような措置をとらせていただきました。とり方によっては出てこいというふうにとられますけれども、気持ちとしてはどこか1カ所でお話をしたいと、こういう気持ちでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 次に、今回これをやるために、これをやるというか、去年の風連の都市計の用途地域もそうでありましたけれども、都市計画法とか建築基準法というのは何回か読みましたけれども、ほとんど理解ができないと、専門的な部分があるので。それで、ちょっとその件を含めてお伺いしておきたいのですけれども、コンパクトなまちづくりということが言われております。その中で、特に今回も市長の代表質問の答弁にも若干におわせましたけれども、駅南の市有地に大型店というか、店舗を出店するといううわさが流れております。具体的に名前も、それが合っているかどうかは私わかりませんが、聞いておりますけれども、その駅南というのは地権者は市であります。市としては、今どのような情報を得ているのかというのをお聞かせをいただきたいと。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 私もうわさの範囲ということでありまして、2点の大型店がそれぞれ各寄市の出店を、いずれも企画会社が動いているという情報であります。また、地権者は市だけでなく、JRも地権者に入っているということであります。私どもとしては、情報としてはまだまだ不十分な情報というふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） コンパクトなまちづくりという視点では、ある意味ではあそこに出てくるというのは合致しているのかもしれませんが、今助役はこれまでの説明会で市内の小売店の面積が4万5,121平米であると、その半数に

匹敵する進出は認められないという言い方をされております。その理由の一つに、今の売り場面積で市民の人たちは不足しているのですかという問いかけも再三なさっておりましたけれども、今聞くところによりますとそのうちの1店は5,000平米だというふうに言われておりますけれども、今の言われているうわさの域に正式に答えるのはあれですけれども、5,000平米とした場合今までの助役の発言との整合性はというふうにお感じになっておられますか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 大変大きな面積だなというふうに判断をしております、これまた影響があるなというふうに思っているところでありますけれども、今までの私の発言で今質問ありましたけれども、特に市が独自で規制できる方法があるかどうかと。もう一つは、どうしてもできないかとかということなのでありまして、前段説明会などでお話をさせていただいているのは、市が独自で規制できる範囲ということで前段に前提としてお話をさせていただいているということでありまして、例えば今予定されている5,000平米がまちの中に、あるいは東地区でもいいですし、出店する場合、これは新法の中でもその精神に沿っているというふうに判断せざるを得ないというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） そうすると、私はいいと思うのです。5,000平米例えば出てきたとき、駅南の5,000平米の店舗、あるいはもう一店出てくるのかもしれませんが。そこ今ある既成のデパートの動線が一つできると。片方では徳田の方に一つの動線ができると。それは、一つのまちづくりの意味では新たな可能性が出てくるのかなと思いますけれども、その辺は今後の動向を見守りたいと思いますけれども、次にポスフルが進出した場合、昨日、一昨日ですか、天文台ができたときの経済効果、大学をつくるときも教育機関に

もかわらず経済効果というのはよく言われておりましたけれども、ポスフルが進出したときの経済効果というのはどういうふうに押さえていらっしゃるのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） ポスフルさんの説明会に私は参加しなかったのですが、新聞報道でいきますとテナントも含めまして55億円の売り上げを予想しているということでありまして、したがって、その経済効果といたしましては、名寄市内からもし仕入れがあるのであれば、その仕入れに見合う分の経済効果はあると、一つはそれがあると思います。もう一つは、雇用の関係で、1,000人からスタートして600人、500人と、こうなったのでありますけれども、4時間パートも含めてどのくらいになるのかということこれから計算しなければなりませんけれども、それは一定の成果があるのではないかというふうに思っているところであります。反面成果以外では、やはり今あります名寄市内で年間の小売店の販売額が380億円でありますから、これプラス55億円ということには相ならないというふうに思っていますから、どちらかの売り上げが減少をしていくと、これの逆効果というのも出てくるというふうに思っていますから、まだ詳細、経済効果がどのくらいあるかということは計算しておりません。ただ、プラスもあるし、マイナスもあると、こういうふうに受けとめております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 基本的に私はちゃんとそういうところはしておくべきだと思いますし、例えば非常に変な言い方にとられると困るのですが、ポスフルに電話すると情報公開というのを意外にしてくれまして、例えば今道内では18店で各地の市場との取引をしているそうであります。農産物関係では総額でいうと41億5,000万円、水産関係では57億5,000万円、合わせて99億円を地元の市場から仕入れているそ

うであります。特に道北にある4店を見ますと、農産では5億2,000万円、水産では24億円を地元の市場から入れているそうであります。

また、これは建築基準法を少し読ませていただくと、投資というのは20億円で作ると言っておりますけれども、そのうち例えばコンクリート、これは建築基準法でミキサーに積み込んでから全部作業が終わるまで90分という一定の規制があるそうでありまして、中和剤とかいろんなあれを使うのかわからないですけれども、そうするとほとんど旭川から持ってくるのは無理だと。作業を見ると士別からも無理ではないかと。そうしたら、地元からやっぱりここは入るのだと。それが大体全部入れると4億円から5億円地元にあるのではないかとされているそうであります。

聞くところによると、例えば市立病院の建設のときにあれもやっぱり一定経済効果というのはあったと。それは、建物だけではなくて作業する方の宿泊ですとかホテル関係、旅館関係はほぼ埋まっていたり、飲食関係がよかったり、一部では市病効果、市病景気と言われるぐらいに一定のものがあつたそうでありますけれども、そういうことに期待感を持っている方もいらっしゃる部分はあると思います。そういう意味では、そういう情報もしつかり的確にとらえて私は情報として出してあげないと、なかなか正しい判断、正しい判断というよりも偏った見方だけしか出てこないのではないかという懸念がありますけれども、これらのことについて助役はどういうふうに感じておりますか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 特に今まで私たちが議論してきたことは、投資効果、つまり一時的な効果というのは、それは建築にしても建築に携わる人たちのものにしてもあるでしょうと。ただ、長い将来見た場合にはどうなのでしょう。これも予測の範囲内ではありますけれども、例えば他市における大型店の撤退の場合の状況などなど考えられ

るのではないかというようなことも含めて、非常に将来のまちづくりにとっては危険ではないかと。特に商業圏が分散することによる生活の不便さみたいなものが出てこないかと、こういうようなことで、まちづくりの観点から議論をしてきたという経過がございまして、今佐藤議員がおっしゃってありました地元の経済効果、それは先ほど言いましたようにプラスもあればマイナスもあると。ただ、前回議論になっておりました地元の公設市場の調査をさせていただきましたけれども、これは岩見沢の例をとって調査をいただきましたので、佐藤議員4億円から5億円の地元の公設市場との取引というふうに話を聞いておりましたけれども、市場担当者の方では地域によって、あるいは年によって違いますけれども、直近の例では1億円を切っているということですから、これはいろんな波があるなというふうに考えていまして、私どももこの間答弁でバイヤーさんの見方、こういったもので波が出てきますよということですから、いずれにしても取引をいただいているのだなということ認識をさせていただいています。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 岩見沢の公設市場からは農産物だけで、ちょっと私も数字があれだったかもしれない、正式にもらうと1億円だそうあります。岩見沢を含め道央では14億円、7億円ですから21億円ですか、ぐらいを水産関係で入れているそうでありますので、それは一つの。

それと、私がなぜそれを言うかという、ポスフルさんの説明会のときにでも岩内ですか、どこかの店舗が閉鎖するのでないかという話が出ている。実際にそんなことがどうなっているのだという話を聞いてみますと、あそこは営業してから28年経過していて、なぜ閉鎖するのだというところ駐車場がないそうあります。屋上に何台かしかとめることのできない駐車場しかないの、もう機能がある意味ではなくなっているということで、

別に撤退ということではなくて、機能が今の時代に合わないということでの閉鎖でありますので、その辺はきちっと認識をされ、情報として市民の皆さんにも提供した方がいいと思いますし、今回の一連のあれでもそうなのですけれども、例えば用途地域指定、建築制限条例にかかわって、まちづくり3法の方針で市長は難しくなったのではないかと市の判断ということをおっしゃいました。しかし、その際にこういうふうに来る相手方はもう動いていたわけでありましたので、どうなのですかという問い合わせをなぜポスフルさんにして正しい情報を的確に把握しなかったのか、その点についてもお伺いしておきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 17年の国土法の届け出以降のお話だというふうに思っています。これにつきましては、市長も当初の情報収集、あるいは手続等について判断の甘さがあったということで議会の場でおわびを申し上げていますので、それをつくったのは私どもの事務方のことでありまして、どうもなかなかそこまで、いろいろな中断をしたのではないかといううわさだとか、あるいは買ってからしばらくたって動きがないというのはなかったのではないかといううわさの範囲内での判断をしていたということですから、私の方からもその辺の手続の甘さについてはおわびを申し上げたいというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） それと、一つ聞くのを忘れました。うわさの上っている5,000平米の店舗というのは、私の聞く範囲です。地元の卸売市場を利用していないのではないかとこのころが来るのではないかと話はずっと出ておりますけれども、そういう企業であっても、進出であっても助役としてはやっぱり規制するものがなかったら認めるということにならざるを得ないという判断をされているのかどうかお聞きします。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 全くうわさの範囲内です。その辺については承知をしておりません。ただ、法的な措置で言えば規制する手だてはなくなるということでありまして、もし進出するのであれば、今までも私も担当として出店した後も地元の日配品や、あるいは野菜、そういったものをぜひ使ってほしいと。特に日配品は中小企業でありますから、ぜひ使ってほしいと。納豆、豆腐、もやし、てんぷらの関係でありますけれども、ぜひ使ってほしいと。また、市場もぜひ使っていただきたいということはやっておりますので、しかしなかなか実態として、品ぞろえもあるのですよと言われてまして実現はしておりませんが、ぜひこれからは進出する企業があれば、そのような形で要請活動をしたいというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） なぜそれをポストフルさんと話し合わないのですか。それが条件闘争ではないですか。やっぱりそういうことで例えば3分の1入れるのだ、例えば3分の1、3分の1、3分の1でやると言っていますけれども、3分の1入れるのなら必ずそれは入れてくれとか、例えば権利金が高いのなら、それこそきのうもそんな話出ていましたけれども、やはり権利金が高いのなら1年間ぐらい状況を見るように安くしてくれないか、地元の業者はそうやってしてくれとか、そういう闘争、闘争ではないですね、そういうチャンネルさえも埋めて、だめです、だめですということだけで本当に名寄の経済の発展というのは通じるのかどうなのか、助役はどういう判断をされますか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 残念ながら大店法がなくなってから地元との協議の場というのはございません。したがって、例えばポストフルさんとして、ポストフルさんと名前が出て悪いのであり

ますけれども、出店を計画していると。したがって、名寄の面積はこのぐらいだからどうだという相談があれば、またいろんな議論ができるのでありますけれども、2万2,000というものがどんと打ち上がってしまった。それは、それに対する危機感というのは非常に大きいものでありますから、いまだ佐藤議員の言う条件でお話し合いをするというのでしょうか、条件でお話し合いをするという土壌はできていないと。お互いにできていないというふうに思っておりまして、私どもについては今ある4万1,000のところさらに2万2,000の大型店進出ということについては、これはどうも地元の経済を壊すということで今反対の立場をとっているということでありまして。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） だから、そういう話をして、でき上がるのが地域貢献計画書でしょう。だから、例えば商工会議所、商店街、行政も入っているいろんな話をして、どんな店づくりをしていくのだ、どういうことをやっていくのだというので道が求めているのが地域貢献計画書でしょう。それをこれからの段階でそのチャンネルをきちっと、今ならそこさえも閉めてしまっている。そこをきちっとあけていくようにしていかないと、それが正しい情報をお互いにやりとりして、市民の判断を得るということにつながるのではないですか。私はそう考えますけれども、助役はどういうふうに考えますか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 12月の下旬が発表でありまして、私どもの態度を決めたのが11月20日過ぎでありますから、スタートして2カ月と言えは2カ月なのでありますけれども、しかしまだお互いに話し合う情勢と申しますか、それにはなっていないと現在では判断をしているところであります。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） いずれにしても、それ

はちゃんとチャンネルをあけておかないと、今の状況ではちょっと厳しいかもしれないですけども、そういう時期が来たらきちっと話し合いできる体制をとるべきだと思います。

もう一つ、国のまちづくり3法改正の目的にある都市機能の適正立地と中心市街地の振興と、これは理解できるのです。私わからないのが道が示すコンパクトなまちづくりの基本にあるまちの中心に人も施設も各種機能も集まったまちづくりをするのだと。極端に言えば、これは極端な例です。例えば名寄で言えば智恵文ですとか日進ですとか、風連日進ですとか、そういうところはどういうふうになっていくのか。変にとれば切り捨てになっていくのではないのという気がするのですけれども、その辺については助役はどういう認識をお持ちですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 北海道のガイドラインは、全市町村を対象にしてつくっているというふうに思っておりますので、そのような表現になっていると思いますけれども、今回の議会でもたびたび私どもが説明しているようにコンパクトなというのはそれぞれ用途に合った、商業集積は商業地域、農業はもちろん農村地域、さらにまた工業は工業地域、居住は居住地域と、この特性を生かした用途に合ったまちをつくっていかうと、これが中心で、しかもそれを有機的にどう結んでいくかということだというふうに思っております。したがいまして、今名寄市が中小企業振興条例などで例えば地域の昔でいうパママストア、風連日進にあるようなストア、それから西風連にもありますストア、こういったところの改築、改装などについてもそれは十分に支援をしていく措置をとっておりますから、私どもとしてはそれはできると。ただ、全体的に今北海道のガイドラインでも言うておりますのは、コンパクトなまちづくりというのはそれぞれ用途地域に合ったまちづくりをしていって、それをどう有機的には結びつけていくかと、

こういうことだというふうに私たちは理解しておりますして、何でもかんでも真真中に人をどんと集めるものを集めると、こういうようなことでは考えておりません。そういうような用途に合った機能的なまちをつくっていくというふうなことが一番いいなというふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） そういう意味では、まだまだ例えばこういうコンパクトなまちづくりですとか、今言われた用途地域の指定ですとか、建築制限ですとか、そういう情報が市民の中で言葉ではわかるのですけれども、内容がわからない。そういう意味では私はやっぱり今この時代だから、不幸中の幸いという言い方も変ですね、商店街にシャッターの閉まった空き店舗があるのだから、そこを利用して市の情報コーナーみたいのを適時そういうふうに出せるような、それは広報とかインターネットとか新聞のあれとかありますけれども、それはやっぱり私はお知らせだと思うのです。理解を深めるのでなくてお知らせだと。そうではなくて、やっぱり理解を深めるそういう施設をつくるべきだと思いますけれども、その点について助役はどういうふうに。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 私も確かに動く情報といひますか、そういったものは非常に有機的に活用していないなというふうに思っております。最初の質問にありました情報公開の関係、あるいは市民からのいろんな意見を聞き取る関係、これは旧風連町、旧名寄市においても十分でないにしても適宜やっているなど。いろんな行事、あるいはいろんな節目節目でやっているなというふうに思っています。ただ、それをどう仕組みとしてつくっていくかとか、恒常的に市民の皆さんとの、あるいは行政との役割をどういうふうにきちっと分けていくのかと、こういったものが体験的には皆さんそれぞれきちっと持っていて、仕組みとしてどうできているかということについてはまだまだ



不十分な点があると。そこで自治基本条例、名前は自治基本条例でありますけれども、いろいろなとり方があると思いますけれども、そちらの方で十分この議論をしていただいて、どうやったら双方情報ができるのだろうか、一方交通の情報も必要でありますけれども、双方の情報のやりとりができるのだろうかということになってくるなと思います。御指摘のとおり動く情報というのでしょうか、聞きたいところに答える情報というのでしょうか、そういったものこれからの研究課題になるなど。聞きたかったら役所へ来いと、こういうことではなくて、違う情報のあり方ってあるなというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） やっと最後に何か意見が近くなったみたいですがけれども、いずれにしてもそういう動く情報をやっていくということは、これから例えば地域自治組織をつくり上げたときに、それが各学校単位でできるわけですから、空き教室はないにしても各学校でそういう情報が提供できるようなシステムが出てくれば、またそれはいいでしょうし、そして例えば去年3月の予算の市長の査定が終わった後、なぜこういう市長査定をやったかという情報が流れましたよね、インターネットで。ことしはそれもやめました。だから、そういうふうに単発で、せっかくだいいことを始めてもぱっとやめると、そういうことではなくて継続的にきちっと正しい情報を市民の皆さんに伝えていくと、それがあつて意味では風連地区でも名寄地区でもやれば、本当に一日も早い一つの名寄ができ上がるのではないかと。そういう意味では、どうしても条例、そっちの自治基本条例や何かになるとやっぱり市長のお考えだと市民の皆さんからいろんな意見聞いていて時間がかかりますから、でも動いている、情報は動くわけですから、そういうやれることを的確にやっていて、最後そこに結びつけていくというやり方が私は今一番名寄に必要なと思うのですけれども、その

辺については助役はどういうふうにお考えですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 心がけといたしましては、頭でっかちにならないようにしようと。例えば自治基本条例だけが歩いてしまったというようなことにならない、私たち職員が言葉としてそれを歩いていかなないようにしようというふうに心がけていかなければならない。十分に体験的に旧名寄市、旧風連町ともやってきていることがありますから、その体験をもっと体現できるような、全員が体現できるような仕組みをつくっていかなければならないというふうに思っております。自治基本条例をつくるそのプロセスが非常に大事だと言っているのはそこなのであります。特に大事なプロセスは、市民の皆さんに参加してもらう前に職員がどれだけこれに携われるかということが非常に大切で、条例ができた後、市民もそれはきちんと活用していただきますでしょうけれども、一番活用しなければならないのは職員なのでありますから、職員というよりも市役所の組織なのでありますから、市役所の組織の人間がそれをどういうふうにきちんと理解できるかと。頭でっかちにならないで、実体験に基づいたこの条例をどうつくっていくかということになると思います。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 何か体格に近い人が相撲とっているみたいな感じはありますけれども、ちょうど中間点に市長がいらっしゃいます。議論の前に軍配を上げないように、最後に軍配を上げる市長であることを願って、終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

次に、農業振興センターの19年度の取り組み方について外1件を、田中好望議員。

○15番（田中好望議員） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

旧名寄市、旧風連町が合併し、早いもので1年がたとうとしております。新生名寄市の基幹産業は農業であります。農業の活性、向上が名寄市のさらなる発展に大きな要素を占めるものと思うところでございます。私は、今定例会において農業振興センターの19年度の取り組み方について、農地・水・環境保全向上対策について、この2点を質問をさせていただきたいと思っております。

まず、農業振興センターの19年度の取り組みについてでございます。昨年の6定にも農業振興センターの今後の運営等々につきまして質問させていただきまされたけれども、今回は多少ダブる点があるかと思っておりますけれども、私の思いもありますものですから、再度質問をさせていただきたいと思っております。まず、小項目1番のアスパラ大苗の供給事業についてでございます。御承知のように平成13年度から始まった大苗の供給事業、これは農家経済において物すごくプラスといえますか、経済安定、価格等も安定をしてきたということで、寄与したということを考えております。そういったことで、平成13年度から始まりました大苗供給事業の18年度までの実績をまずお知らせをしたいと思います。

また、大苗供給につきましては、昨年の決算委員会のときだったかと思っておりますけれども、農家に委託をする方向ということをお聞きをしたわけですが、どう考えているのか、その点もお聞きをしたいと、そのように思います。その後そういう農家に委託した場合、苗代といいますが、それは現在とどうなるのか、いわゆる苗代はどういうふうに移すのかをお知らせをしたいと思います。

また、今のアスパラの大苗は、大型ハウスを利用して行っているわけですが、必然と農家に委託をするということであればそのハウスがあくといったことだと思います。その後どのようにするのかをお知らせをしたいと思います。まず、この4点をお知らせをしたいと思います。

小項目2番目の後継者担い手対策についてでございます。後継者担い手対策は、最重要な課題の一つと考えております。近年の新規就農の実態をお知らせをしたいと思います。

続きまして、新名寄市農業・農村振興計画での後継者を含めた担い手対策をどのように計画に盛り込んでいるのかをお知らせをしたいと思います。

続きまして、新年度予算に盛り込んだ担い手対策をお知らせをしたいと思います。

それと、振興センターでの農家子弟を含め研修生を受け入れ、野菜、花卉等の研修をさせてはどうかという私からの提案でございますけれども、見解をお知らせをしていただきたいと思います。

続きまして、大項目2番目の農地・水・環境保全向上対策事業についてでございます。このことは、国が昨年より示しておりますけれども、全道で道が取りまとめました結果、総事業が56億円、その2分の1、50%が国で持つ、残りの4分の1は道が持つと、そして市負担が4分の1で、市政方針にもありましたように本年度は4,580万円の事業費予算で市負担分が1,145万円が計上されております。このことにつきましてまず1点目、市内で大きく分けて7地区に農産地が分散をされているわけですが、たまたまモデル的なことというふうに聞いておりますけれども、いわゆる風連地域の瑞生、西風連地区の風連西地区を19年度実施地区としたということでございますので、その経緯についてお知らせをしたいと思います、このように思います。

続きまして、小項目の2番目、事業計画についてでございますが、どのような事業内容を想定しているのか、また行われております中山間直接支払い方式との関連はどうなるか、そのことを質問させていただきたいと思っております。

これでこの場からの質問を終わりたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま田中議員から大きな項目で2点にわたり御質問がございました。順次御答弁を申し上げたいというふうに思っております。

農業振興センターの取り組みでございまして、その中でアスパラ大苗の供給事業についてのお尋ねでございました。振興センターの事業のアスパラガスの大苗供給事業は、名寄市の振興作物として育苗期間の縮小、収益性の改善向上を目的として取り組んでまいりました。これまでの苗の供給状況につきましては、平成13年度から18年度までの5カ年の累計で申し上げますと、大苗では63万4,429本、面積に置きかえますと35ヘクタール分でございます。延べでは364戸の農家の方々でございます。うち名寄地区につきましては2万2,138本。セル苗では27万4,560本、面積では15ヘクタール分でございます。延べの戸数につきましては67戸、うち名寄地区は4万5,980本を新規、または更新に供給し、作付誘導を図ってまいりました。平成19年度の2月末現在の申し込み状況を申し上げますと、大苗では6万4,575本、面積で3.5ヘクタール分、戸数では30戸、うち名寄地区では2万3,330本、セル苗で申し上げますと6万5,560本、面積で3.5ヘクタール分、戸数では17戸、うち名寄地区では5万380本が申し込みされております。今年度につきましては、個人で大苗を育苗する農家もあらわれ、大苗の申し込みは減少しておりますけれども、セル苗につきましては前年同様の申し込みがでございます。また、アスパラの増収対策に大苗定植は有効でございまして、昨年度より名寄地区の申し込みがふえている現状でございます。

今後3カ年を目途に大苗供給事業は生産者へ移行する方向でJAと協議を進めておりますが、大苗供給を農家委託の場合、苗代につきましては現在品種によって71円から85円で供給しておりますが、農家負担の増加にならないようJAなど

と協議検討をしてみたいと考えております。

農家委託後の大型ハウスの利用につきましてのお尋ねですが、振興センターなどで検討している新しい品目、作型がありますので、今後JAや農業振興センターの部会と協議し、実証展示圃として活用してみたいというふうに考えているところでございます。

次に、農業者の担い手の対策についてのお尋ねでございます。今年度名寄市農業・農村振興計画を策定したところでございます。計画期間は、平成19年から28年までの10カ年で、新名寄市農業農村施策の指針となるものでございます。担い手の育成確保につきましては、基本計画の5本の柱の一つと位置づけておりまして、担い手の高齢化、農業後継者不足の実態から、担い手の育成、確保を重要かつ緊急の課題として取り組み、農家子弟はもとよりUターン、新規参入者の受け入れを含め、多様な農業担い手の育成に取り組んでまいります。

近年の新規就農者の実態でございまして、16年度では新規学卒4名、Uターン5名、新規参入3名の計12名、17年度で申し上げますと新規学卒で5名、Uターン6名、新規参入2名の計12名、18年度では新規学卒7名、Uターン2名の計9名となっております。毎年11名程度が就農しておりますが、現在農家戸数を維持するための補充率では40%程度でございます。また、アンケートの結果において後継者が決まっている農家は126戸、率に置きかえますと17%で、決まっていない農家は211戸、29%、不在の農家にあつては331戸、45%に及んでおります。

農業・農村振興計画に盛り込んだ担い手対策でございまして、農業青年がチャレンジする新たな農業経営の支援といたしまして農業農村チャレンジ事業のほか地域農業担い手育成事業、新規就農支援事業、農村青年活動支援事業、配偶者の対策で申し上げますと農業後継者対策事業、農業担い手支援センター整備事業などを盛り込んでおりま

す。優秀な農業担い手の育成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

新年度予算につきましては、財政厳しい中農業担い手支援センター整備事業は後年度の取り組みとなりますが、それ以外は予算に計上させていただいておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

振興センターでの研修生の受け入れの関係でございまして、将来の農業振興センターに担い手研修センター機能と連動しますが、大変よい提案だと考えておりますので、受け入れ態勢につきましてはJAも含め協議検討し、受け入れる方向で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、農地・水・環境保全向上対策についてのお尋ねの中で、対象地域のまとめについてございました。農地・水・環境保全向上対策におきましては、昨年9月より本対策について市、てしおがわ土地改良区、JA道北なよろと事務段階で協議を進め、全市的な取り組みとして7地区を設定し、19年度として約1万ヘクタール、交付額2億2,000万円を道へ要望してきたところでございますが、道の予算配分が思うようにならず、全地区を平成20年度採択要望に変更してきたところでございます。その後1月末に本対策への関係団体の強い要望、また国の財政措置が決まったこともありまして、道は再度要望書の取りまとめを行うこととなり、名寄市としては平成20年度全地区採択を基本に、名寄市の本対策に対する道へのアピールも含め、急遽平成19年度ではモデル的に1地区を申請することとしたところでございます。

風連西地区を優先した理由といたしましては、本対策の制度上土地改良区が行っている維持管理業務への支援が地域活動指針の主なものとなりますので、土地改良区と協議し、中山間風連地区のサブ集落と土地改良区の水系がおおむね一致する点が大きな理由でございます。道は3月末までに計画を作成できる地区を優先しますとのことと

しているところでございます。3月2日に名寄市農業振興対策協議会、5日には全市の中山間集落代表者会議に説明をさせていただいており、今後限られた期間となりますけれども、地域への説明と道への申請を並行して行い、採択に向けて努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の事業計画についてのお尋ねでございまして。事業内容といたしましては、農地、農業用施設などの資源や環境の保全向上を地域が共同で行う効果の高い活動を支援するものでございます。支援水準は、反当で申し上げますと水田で3,400円、畑では1,200円、草地では200円で、名寄市全体では約1万ヘクタールの農地で先ほど申しあげました約2億2,000万円を想定しております。うち19年度の申請の風連西地区では農地約1,400ヘクタール、交付額では4,580万円で、4分の1が市の負担となりますものですから、1,145万円を当初予算で計上しており、今後申請段階で道とのやりとりの中で精査されることになるというふうに受けとめているところでございます。

地域活動組織につきましては、農業者以外の参加が必要とされておりまして、中山間制度の集落では地域住民、学校、PTAなどと連携した取り組みを行っており、そこが組織に参加していただくことと土地改良区、JAが参加する活動組織を考えてございます。市の役割は、基本方針を策定すること、活動組織への支援、指導をすること、実施状況の確認を道へ報告することということになってまいります。地域が行う活動は、活動指針が細かく示されており、水田を例にとりますと農用地、開水路、パイプライン、ため池、農道の五つの区分がございまして。区分ごとにすべて実施の基礎部分約60項目が設定されておりまして、50%以上実施されているということとなっておりますし、農地・水向上活動、これらの活動は土地改良区が行う維持管理業務が主に対象となつてま

います。さらに、地域住民との交流活動、学校教育との連携など、地域住民と連携した農村環境向上活動が義務づけられておりますが、この部分につきましては中山間制度でも行っており、活動項目は多く設定されていますが、一部を選択する形でそれほどハードルが高くはございません。なお、中山間制度と重複する取り組みについては調整が必要となっております。

畑地帯及び草地地帯につきましては、土地改良区のような施設を管理する団体がございませんので、平成20年度に向け地域と共同で管理すべき施設などの洗い出しから始める必要がございます。また、道の対応に不確定なところが多々ございますものですから、平成20年度全地区採択を市の方針として努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） それぞれ答弁をいただきました。何点が再質問をさせていただきたいと思えます。

アスパラの大苗供給事業でございますけれども、答弁の中に今後3年を目途に大苗事業は生産者へ移行する方向でJAと協議を進めると。3年を目途ということは、明年度以降ということになるのかどうか、その点を。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいまJAさんと協議しておりますのは、19年度から向こう3カ年で移行をしていくというふうなことで協議をさせていただいているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） ということは、すべてではなくて、順次という御理解でよろしいですか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） そのとおりでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） それでは、大苗供給事業13年度から始まりまして、大苗では63万4,000本余り、セル苗では27万4,000本とあったことで、これはセル苗の場合は自分のうちへ持って行って大苗に育てるというのも多少あるかと思えますけれども、それにしても35ヘクタールというこれだけの面積を供給事業だけでそれだけやったと。それ以前にアスパラ3年や5年でだめになるものでありませんから、そういうものを含めて振興作物でかなり普及していると思えます。それで、今後のアスパラの作付の動向といえますか、そこをどのように担当として踏んでおられるのか、その点ちょっとお聞きしたい。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありましたように、どのようにこれからアスパラの動向を見ているのかというようなお尋ねでございますが、これは農協とも話しさせていただいておりますし、それから振興計画の中にもアスパラは主要作物としての位置づけをさせていただいておりますから、そこら辺にもらみ合わせながら、今後もちろんJAさんの方を経由して取引をされるということに理解をしておりますものですから、十分協議いたしますけれども、そう大きく伸びてくるものではないのではないかと。ただ、植えかえといいまししょうか、その分は年次的に計画的に進められるものというふうを考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） それでは次に、先ほど大苗を農家に委託の場合、苗代については現在品種によって多少差はあるのでしょうか、71円から85円といったことですが、今度は逆に農家の方が引き受けてもいいですよ、うちで育苗しましょうといったときの苗代というのはこれはどのように設定をするのか、その点をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○**経済部長（手間本 剛君）** アスパラ苗の委託の分につきましては、JAが農家の希望をとって進めるということに相なろうかと思っておりますものですから、委託の場合の農家手数料につきましては初期の投資も大きいというふうに判断をさせていただいているものですから、秋の準備段階から冬の2月、6月の作業となる負担分も大きいことも考慮いたしまして、受託農家と十分採算が合うような形の中でJAも含めて一緒に協議をして、対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○**議長（田中之繁議員）** 田中議員。

○**15番（田中好望議員）** 今の部長の答弁にもありましたように、本当に自分がこれから作付をするというものであれば、これは目配りといいますが、そういうのも十分にいくのでしょうかけれども、これは私だけかもしれないけれども、いわゆる人のものを預かるのだという、技術的な面だとかそういうのもやはりきちっとして精査をしてやらないと、極端に言えば田中のところでやったものはぼろくそでどうもならなかったわ、手間さんのところでやったものは収量もよかったし、すごくいい苗だったわと。これは私だけのあれかもしれないけれども、そういうことのないように、JAももちろんそうですけれども、担当としても気をつけて、選ぶにもやはり精査をして選んでいただきたいと、そのように思います。これは要望です。

次に、委託をした後大型ハウス、つぶれたりもしまして大分お金のかかったハウスでございませうけれども、大型ハウスでやっておりますけれども、あきますよね、当然。それで、振興センターで検討している新しい品目、作型がありますので、今後もJAや振興センター部会と協議して云々とありますけれども、この新しい品目、作型、このことについてお考えがあればお示しを願いたい。

○**議長（田中之繁議員）** 手間本経済部長。

○**経済部長（手間本 剛君）** ハウスの利用につ

いてのお尋ねでございませうけれども、委託後のハウスの利用につきましては今振興センターの方のスタッフと話をさせていただいているわけですが、例えば冬に栽培の可能なコマツナとかホウレンソウとかチンゲンサイ等、そういったものがありますものですから、それらについて取り組めるかどうか、今後スタッフと十分協議する、あるいはJAとも一緒に運営させていただいているものですから十分協議しながら、そこら辺はしっかりと進めてまいりたいというふうに考えているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○**議長（田中之繁議員）** 田中議員。

○**15番（田中好望議員）** この委託後の大型ハウスの利用につきましては、多分関連があるのでしょうけれども、振興センターでの研修生の受け入れといいますが、それとの関連で、振興センターの研修生の受け入れ、このことについてちょっとお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、私が先ほど御提案申し上げたのは後継者不足、これは一農業者の問題なんでしょうけれども、やはり最重要課題とも言われて久しいわけでございますから、端的に申し上げまして今現在振興センターで夏の間ですか、パートの方が、女性の方だと思いますけれども、多いときで10人近くおったような記憶もありますし、今現在は5名ほどです。その中へ農家の子弟を含め、いわゆるUターン組、担い手を希望する者、それらを振興センターで実施を兼ねて実際自分で汗を流して作物を育て、研究をし、そして後継者なり、担い手として名寄市内に残っていただくというような制度ということで私は提案したわけですが、その辺のニュアンス的なこと多少あるのですけれども、お考えをお願いいたします。

○**議長（田中之繁議員）** 手間本経済部長。

○**経済部長（手間本 剛君）** 今農家の方と、それから振興センターの方と定期的に意見交換させていただいているのですが、その中で一つ出てまいりましたのは、19年度につきましてはそこま

でいかないのかと思いますけれども、今お話ありましたように農家の子弟、こういった方々が1年なり、2年なり、実際に農業振興センターで研修される期間というのは7カ月か8カ月ぐらいだと思いますけれども、その期間にひとつ勉強していただいてというようなことなのですが、ただ御案内のとおりあそこはそういった宿泊できるような施設もございませんから、今後の課題として受けとめさせていただいておりますけれども、通ってきていただいて、そこで勉強していただいてというようなことで、1年なり、2年なり研修後に農業後継者として実践するというようなことで取り組めないかというふうなことを考えておりますし、それからことしにつきましては農業青年のチャレンジ事業というものも創設させてもらいましたものですから、そんなこともらみ合わせながら、ぜひともそういった担い手についての芽が一つでも二つでも吹くような形の中での取り組みを振興センターでできないかというような考え方を今持ち合わせておまして、これにつきましてはまだちょっとここ1年ぐらい時間をいただいて、十分検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） ただ、心配といえますか、されることは、失礼な言い方かもしれぬけれども、パート的な女性の方がやはり全員ではなくて私の考えは2名程度というふうに思っているわけですが、その方々がいわゆる俗に言う職場を失うというか、そういう危惧も感じられますけれども、これはひとつこういった基幹産業の大事ないわゆる後継者対策の事業の中の一つ、担い手対策の中の一つということで御理解をいただけるように、また担当もそういう点での理解を深めていただきたいと、このように思っておりますけれども、そのことはできますよね。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） もちろんお話にあ

りましたので、十分私どもの方もそういったふうな考え方に立って進めていきたいというふうに思っておりますものですから、ぜひともそんなことで御理解をいただきたいと思いますのですが、今2名というふうなお話がございましたけれども、これらにつきましても柔軟に対応していきたいというふうに思っておりますし、既にパートとして勤めていただいている方々につきましてもことし1年どういうふうになりますか、検討結果次第によりましますけれども、そこらも踏まえてお話をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） 最初にお尋ねをすればよかったのですが、研修期間は先ほど2年程度といったことで、そこでは2年たちました、研修期間終わりました、よく考えたらやっぱりどうも合わないから、バイバイということのないように、そのことだけはやはりきちっと押さえて、来年からになるのか、再来年になるかわかりませんが、仮に5名なら5名、6名なら6名の応募があったと。その中でもきちっとした対応でやらなければ、この財政厳しい中それこそ本当にむだなことをしてしまったことになるかなと、そういうこともありますので、そのことだけの確認をしておきたいと、このように思います。

続きまして、当初40分ぐらいで終わらすつもりだったのですが、農地・水・環境保全向上対策についてでございますけれども、御案内のように7地区あるうちの1地区ということで、実は名寄は1地区が採用になったといったことである西地区の農業者の方とお話をする機会がありまして、田中さん、こちらは該当になると、旧風連町の人ですから、名寄西、東、智恵文のことは言わなかったのですが、線路東の人たち黙っていないのでないのかと。我々だけがこういうふう先に取ってやっても不公平感が生まれませんかといったことも、そういうことが一番危惧された

のですけれども、中山間風連地区のサブ集落と土地改良区の水系が一致しているということとモデル的なことで、リハーサル的なことですよね。これ来年から取り組むところは物すごくすんなりいくと思います。と思いますけれども、その辺選択したときに、本対策へ関係団体の強い要望というふうに答弁でおっしゃっていますけれども、そこから辺はなぜ西地区になったのかということだけをお知らせ願います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 西地区に指定した部分の理由につきましては、先ほど御答弁をさせていただきましておりののですけれども、本対策の趣旨という部分から申し上げますと、本来はじっくりと地域の中で話し合いをしながら、地域活動組織を立ち上げて、地域が主体的となる共同活動を盛り込むべき対策というふうなことで進めよということで御指示をいただいているところでございますけれども、風連西地区におきましても道の審査がこれからということもございまして、それから採択の確約がもらえているわけでもまだございません。ただ手を挙げさせていただいているということでございます。市といたしましても今後20年の全地区の採択に向けて一層努力をしていきたいと思っておりますし、なおまだ流動的にあるということで御理解を賜りたいと思っておりますのでございます。

○議長（田中之繁議員） 田中議員。

○15番（田中好望議員） モデル地区で、19年度の取り組みがいわゆる100%といかなくても80なり、90の評価を得れば、これは来年からの取り組みももちろんそれぞれこれは絶対やらなければだめなのだというお墨つきをもらうでしょうし、この事業についてはやはり少なくとも明年度は全地域が対象になるように全力を傾けて、今のうちから努力していただきたい、このように思います。

それで、最後になりますけれども、市長にひと

つお話をしたいと思いますけれども、現在の農業情勢、価格の低迷、後継者、担い手不足、そのことに連動いたしまして、12月の定例会でも申し上げましたけれども、農地の流動化がままならないということで、そういう状況下に置かれているわけなのですけれども、農政というのは市長も御承知のように国の方針によるのがかなりの部分で多くあるというふうに私は感じております。そういったことで、極論を申し上げれば国とけんかをしてまでもいわゆる名寄市の農業というのはこういうことだという、これは議会の同意も必要でしようけれども、担当のこともあるのでしようけれども、そういったことをやっていただけるかいただけないかを最後市長にお伺いをして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 大変難しい質問をいただきました。今までの日本の農業の歴史で、国が言っている逆のことをやっている方がいいのだというようなことを体験的にお話をする方もいらっしゃいます。しかし、今生産者にとりましては、つくる自由は与えられておりますけれども、売る自由というのがなかなかままならないと、こういう状態でありまして、生産したものがしっかりと消費者に売り切れる体系というものがなければ、経営のめどがつかないということでありまして、北海道農業は、まさに今の国境問題も含めて日豪の経済連携の中では工業製品と農業の農産物とはざまの中でしわ寄せが農業に来ているのではないかと、こういうことが叫ばれております。それだけに北海道は日本の食料基地としての生産者、あるいはオール北海道でこのことをしっかり取り組んでいきたいと。そのためには時によっては国の施策に注文をつけていくと、こういうスタンスでこれからも農政関係者の皆さんと協議をしていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で田中好望議員の質問を終わります。



15時まで休憩します。

休憩 午後 2時38分

---

再開 午後 3時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

魅力ある商店街と商業集積づくり外2件を、武田利昭議員。

○32番（武田利昭議員） 議長の指名により通告に従いまして、質問を申し上げます。

魅力ある商店街と商業集積づくりについては、市長の商業振興が市政執行方針になされ、内容は地元金融機関の景況判断指数ではマイナス基調で推移し、厳しい状態が続いているということで、引き続き停滞感を強めているという報告がなされました。そのように北海道の中でも特に道北地域の環境低迷している中で、このような地域に大型出店があれば地域の商店街には大きな影響があります。この件については、本会でも6人の議員が言い尽くしておりますので、私からはそれを変えて別な視点でもちょっと質問したいと思いますが、重複する点もあると思いますが、通告に従ってやりますので、よろしく願いいたします。

商店街の現状。今までは、大型店が地方郊外に進出して、大型店の販売により市街地の商店街との競争で衰退した商店街がこれは名寄のみならず全国では各地で起きております。また、名寄市中心市街地の商店街も歯抜けのような状態でありませぬ。現状のままでは売り上げのないもので、実態調査してみても商売繁盛の店はないと思います。だから、この商売の衰退、停滞が一層強まり、来客も年々減少していくと思われませぬ。こうした状況を修復し、新たなる魅力の商店街に進めることは並大抵なことではありませぬが、現実には商店街はどう対応したらよいのかわからなく、今や商店街の中には立て直す気力すら失っている面もあると思われませぬ。ですが、市、商工会議所では忍耐強く呼びかけ、商店街の皆さんとともに将来型の

発展した新たなる商店街の整備目標として、その実現を図るように進めるべきと思いますが、考え方を述べていただきたいと思いますのであります。

次に、大型店との共存。郊外に大型店が出店の場合、地域全体のエリアと他の大型店との競争を含めて十分に採算性もある商圏地域として調査した結果だと思われませぬが、中心市街地の商店街が大型店の出店で売り上げが落ちていくのは必然であります。そのために商店街が寂れた例が全国では多くありますが、またその逆に商店街地域で営業していた大型店が閉店したために商店街が寂れた例もあります。そう考えると、大型店の出店は場所により商店街のメリット、デメリットの影響が変わっていくと思われませぬ。郊外の大型出店により新しく人通りがふえ、にぎわいができたり、大型店の駐車場を利用したり、テナント出店、新しい雇用、共同宣伝などによって消費者にとっては利益があると思われませぬが、こうした視点で見ると徳田ショッピングセンター、中心市街地の大型店、商店街の今までの共存はどうお考えになっているかお伺いいたします。

中心市街地に主婦や子供たちが買い物に来て喜ばれ、魅力ある商店街にするのは単に安売りだけの品ぞろえではだめだと思われませぬ。新しい環境をつくり、公共的施設の配置、子供たちの遊具場があり、老人が安らぐ、また花壇があり、池があつて、いろいろとこうした点をとらえて考えるべきであります。こうしたことが大型店にない顧客の吸引力につながるのではないかと思われませぬ。私の具体的な商店街の活性化については、何度か議会で申し上げておられますが、信念はまだ変わっておりませぬ。大型店対策は、ただ困った、困ったと出店を阻止すればそれで助かるという、そういう問題ではないと思われませぬ。かかる機会をチャンスとして、名寄の商工会議所、中心市街地商店街が市と一体となって新しい商店街づくりの活性化に向かって全力を挙げ、具体的目標に向かって前進することが肝要と思われませぬが、この

点についてのお伺いをいたします。

観光産業の振興と対策。市長の市政方針の中には、近年は体験型観光、アウトドアの志向が強まり、歴史や気候風土、産業に関する文化的側面のニーズの高まりから、参加型観光への需要が拡大されていて、行き先が明るいという見通しが発表されました。しかし、過去の観光客の入り込みは、16年度には5,400名の減少、17年度には1,300人の減少、特にサマージャンプの利用客は前年度より900人も減少していると。この減少は、全国的にもスキー客が減少しているゆえんであり、名寄だけの問題とは思えませんが、どのような見解を持っているかお伺いいたします。

また、サンピラーパークは21年の全面開園を目標とし、50億円を投入し、サンピラー交流館、コテージ、オートキャンプ場などの施設に大きく活用され、将来ともに昼間人口がふえると考えますが、新聞ではカーリング場のにぎわいは多く、道外からの利用客も来ていると。そして、特に夜遅くまで練習をしているようだ、ということが新聞に書いてありましたが、これは冬期間だけの利用だと思いますが、特にことは地球温暖化で雪解けも早いようで、いつごろ中止になるのか、これについてもちょっとお伺いしたいと思います。

風連の道の駅を含め、サンピラーパークは、将来ともに活発に活用され、経済的メリットがあればよいのですが、将来的人口の激変、社会情勢の変化を踏まえたとき決して安閑としてはられません。市の観光施設が整備された後は積極的にPRをして、交流人口の確保に努めるべきだと思いますが、この点についての考え方を申し述べていただきたいと思うのであります。

次に、地方分権の行方。地方分権改革は、平成12年、中央各省の自治体行政への関与を緩和して、地方自治体が充実することを目的として実施されました。真の地方分権には地方自治体の歳入の確立こそ最大必要条件であると思います。しかし、歳入規模はどこの自治体行政も少なく、相変

わらず地方自治体は国からの各種補助金、負担金を受けているのが現実であります。国は、国庫補助負担金の削減、義務的経費の金額や相当額の地方への移譲などを実施しております。三位一体の改革では、地方分権の道筋としては自治体へそれに見合う額の税源移譲をすることであり、そのための国の施策誘導機能を圧縮し、地方自治体への財政的自立を支えることだと思うのでありますが、本当にこういう仕組みの方針で地方自治体が自立できているかどうか心配でございます。非常に疑わしい点もあるのです。

また、地方分権の改革のもとに地方都市には景気低迷の中で定率減税全廃や新型交付税により、むしろ過疎地の住民には増税感があり、さらに高齢者の負担や、それから児童手当の負担の拡大などがなされて、一層生活が厳しくなっております。市長の執行方針には、19年度関係見通しは世界の着実な回復により自律的、持続的成長が期待され、国内総生産の実質成長率は2%を見込んでいられると言われました。しかし、今までも財政運営には基金の取り崩しによる厳しい財政運営、19年度の一般会計も186億8,596万9,000円で、前年度比1.5%の21億8,075万3,000円の増となっておりますが、合併特例基金債6億4,750万円を差し引くと前年度対比マイナス2%の予算規模であり、財政運営は厳しいものであると考えます。

そこで、お伺いしますが、平成16年度から平成18年度までの三位一体の改革は、補助金削減といっても国の権限を残したまま補助金を引き下げたり、自治体の裁量範囲は全く広がらず、地方への押しつけであり、所得税が3兆円税源移譲されましたが、交付税率を変えなかったのも、交付税1兆円削減となっております。補助金削減4兆円と税源移譲3兆円との格差1兆円を合わせて、地方は2兆円損をしたという見解もあるのであります。実に国は歳出歳入一体改革のもとに地方に一層の自立を求めておりますが、今の状況は大都

市の税収が大きく伸び、地方と都市との地域格差を大きくするだけではないでしょうか。地方分権一括法によって第1段階の地方分権改革が行われましたわけですが、地方自治体の対応として求められるのは、地方独自にどんな取り組みができるかを考えていくことが必要ではないかと思うのであります。地方分権がもたらした結果を最大限に生かし、住民に軸足を置いた行政を進めることが重要だと考えるわけでありますが、国が進めている構造改革は私は地方分権に名をかりた地方いじめとしか思えません。真の地方分権の道とし、寒い冬の時期を考えていますが、この点について御見解を賜りたいと思うのであります。

以上、この場からの質問にかえさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま武田議員から大きな項目で3点にわたり御質問がございました。1点目と2点目につきましては私の方から、3点目につきましては総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたしたいと思いません。

初めに、商店街の現状についてのお尋ねでございます。中心街商店街区における状況につきましては、名よせ通、5丁目、名店街、大通会合わせて現在の会員数は121人でございます。12年の中心市街地活性化基本計画策定時と比べますと、12の減少となっております。魅力ある商店街につきましては、これらの商店街の中においてもインターネットでの販売で業績を伸ばしている方、地元の食材で情報発信をしている方々などがおられ、ウインドーショッピングなど楽しめるところもございます。

商店街の整備目標の指針につきましては、中心市街地活性化基本計画でございます。平成19年度において見直し作業に入るわけでございますが、その前段で商工会議所が中心となつての協議会づくりが行われることとなります。この計画は、こ

れまでと違ひまして内閣総理大臣の認定を受けることが必要な仕組みになっております。計画は、これまでの商業活性化事業と市街地整備改善事業に加え、都市福利施設整備、まちなか居住促進事業が追加されておりますし、明確な計画期間が要求されているところでございます。さらに、国の基本方針との適合性、二つ目には活性化効果に係る実効性、三つ目には実施の確実性が問われております。今商店街は動き始めています。振興組合の中に特別委員会を設けて、街区づくりの研究やイベントなどの検証をしている組合がでございます。商店街の役目は、物を売るだけではなく、出会い、情報発信の場づくりが必要でございます。商工会議所などとともに協議をしてみたいというふう考えているところでございます。

次に、大型店との共存についてでございます。大型店出店につきましては、その地域によっては場所や条件によって差異が生じるものと思っております。これまでの協議経過にもありますけれども、無秩序な出店は決してよいはずはございません。現在示されている条件では、名寄市内、周辺も含め地域崩壊の危機が大きく感じられるということでございます。一方では、出店によりにぎわいが増し、雇用が生じると言われますが、一時的、一過性のものと受けとめておりますし、雇用につきましてはパートの方々の企業から企業への移動が始まります。玉突き現象により、従来の企業において従業員不足が生じると思われます。中長期のまちづくりを考えたときに、一時的に郊外での輝きはございますけれども、反面中心市街地における衰退は明らかであろうと思うところでございます。大型店の掲げる市場原理主義により、地域における経済の循環がなくなることも意味され、特に計画されている面積と既存小売店面積との比較においても共存共栄はできないと言わざるを得ません。

中心市街地の活性化の目標は、現在見直そうとしている中心市街地活性化基本計画となります。

この計画には具体的事業の盛りつけ、事業実施年度の明記なども要件となっておりますので、今後予定されている中心市街地活性化協議会の意見を聞き、さらに十分連携を図りながら、見直し作業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、大きい項目の二つ目で、観光産業の振興と対策についてでございます。全国的な傾向として、スキー離れがとまらない状況と感じております。特にことしは暖冬、雪不足と言われておりましたが、少ない雪を最大限生かしながら営業を続けております。また、シーズン中ではありますが、前年度の輸送人員を確保できそうな見込みとなっております。名寄振興公社の集客努力が功を奏しています。例えばナイターシーズン券、親子券、家族向けのサービス、キッズパーク、モビルランドなどの相乗効果も考えられます。

サンピラーパークのカーリングホールにつきましては、カーリング協会の支援もありまして盛況に推移してきております。開設期間につきましては、北海道条例によりまして11月1日から3月31日までとなっております。閉鎖後の夏期間の活用につきましては、フロアを敷き詰め、多目的広場として、遊具、卓球台の設置、ミニバレーなどを楽しんでいただく予定となっております。また、屋外には4月下旬にふわふわドーム、インラインスケートが楽しめるストリートスポーツ広場、また7月には陶芸、織物、染色、木工、ガーデニングなどが楽しめる工房館がオープンする予定となっております。北海道の指定管理者と連携をとりながらPRに努め、一層の交流人口拡大を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方からは、大きな項目の3点目の地方分権の行方についてお答えをさせていただきます。

地方分権一括法が平成12年4月より施行されまして、7年が経過しようとしております。分権を進めるために根幹となります地方自治法が改正され、それに関する475本の法律をまとめて改正したものでございまして、明治維新、戦後改革に次ぐ第3の改革と言われていることは武田議員御承知のとおりであります。何が変わったかといいますと、改正では国と地方自治体の役割をはっきりとさせました。また、上下主従の関係から対等協力の関係へ、さらに自治体には法令に違反しない限り条例で物事を決めることができるようになりますが、そのことによって自治体には自主性と自立性が強く求められ、自己決定、自己責任で市政を運営することになったところであります。これからの行政運営に当たりましては、情報共有と市民参加、協力をベースに地方自治が成り立つ時代が来たとの認識のもと、政策立案に腕を磨き、地方分権を一層前進させる努力を職員も市民も改革の意識を持って取り組まなければならないと考えております。

三位一体の改革は、地方交付税が予想以上に削減をされ、税源移譲は大都市の税収が大きく伸び、地域間格差が拡大し、財政力の二極化が進んでおります。そのことに伴い、地方には厳しい状況でございます。これからの自治体にあっては、地方分権と同じ意味を持つ地域分権を進め、市民自治意識を高めることが大切と考えております。情報共有、市民参画、協働をキーワードに、行政としてやるべきことはしっかりやりながら、地域でできることは地域でしっかりやっただき、地域づくりを行政だけに任せるのではなく、市民みずからが主体となり、市民がまちづくりに参加していることを実感できる仕組み、地域自治区を構築していくことが大切であると考えております。また、市民が主役の参画と協働のまちづくりを目指すための基本的なルールとして自治基本条例を制定し、市民自治のあり方をしっかり作り上げていくことがこれからの行政には求められていると

思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） どうもありがとうございます。

中心市街地の機能を集めるということで、再生するコンパクトなまちづくりということも再三執行者から説明がありました。したがって、このことを考えると、かつて名寄市は都市計画は拡大発展の考え方のもとに公共施設、または市営住宅、いろいろと周囲に分散してしまったのだ。それを今さらいいとか悪いとか言ったって、私どもも当然責任あるけれども、こうした一つの結果があらわれたのだとひとつ反省をしております。そうして、中心市街地がさっぱり人が集まらなくなったということで、今度は何とかまちの中に人を引き戻そうということがコンパクトなまちづくりということにつながるのだと。このコンパクトなまちづくり、私ちょっと記憶あるのです。去年の6月に高橋知事がコンパクトなまちづくりをたしかそのとき道新に出たはずなのだ。そういうところは、私も鈍感だけれども、案外そういうところはきちっと押さえているわけ、実は、このことが全道に普及してこうなったのだと私は思いますが、ただそれだけでコンパクトなまちづくりってどうもこれイメージがわからないのだ、まちづくりの、残念ながら。そうではなしに、子供たちでも主婦でも商店街に出てきたら本当に楽しいと、そういうイメージというか、わくような、そのことがまず一番大事でなかるうかなと、私はそういうぐあいに考えるわけ。だから、例えばコンパクトなまちづくりということで、これわからないけれども、どこか向こうの方の住宅団地、どこかぶっ壊して名寄のまちにぶっ建てる、あるいはまたこれからの高齢化時代によってお年寄りの人たちをまちの高層ビルに入れる、その考え方も非常に斬新的でいいかもしれない。しかし、そういうお年寄りやお子様たち、家庭の主婦をあわせた中で、

本当にまちに出て生活が楽しめる、喜ばれる、そういうまちづくりをやはり目指すべきだと。この視点で考えると、コンパクトなまちづくりといささかちょっとイメージが違うのだ、私の。こういうことも私は非常に大事だと思うのです。

それで、これ名寄のショッピングセンターができる前から私は名寄の商店街はこうあるべきだと自分の持論を一生懸命言ったつもりがあります。何回もそれ言った。幾ら言っても絵にかいたもちで、いいか悪いか行政も食おうとしないし、とって食べようとしもないし、わかりません。ただ、やはりそういうまちづくりに対して、私が言ったまちづくりに対して、もっと熱意を持って一生懸命やる人が中心でなければ、これは名寄のまちは救えません、はっきり言って。

それから、もう一つ大事なことは、商店街の皆様が本当に無気力、退廃してしまって、もうにっちもさっちも、もうどうでもいいと半分放棄してしまっている、投げやりになっている、こういう方々もいるかもしれぬ。しかし、本当に商店街を立ち上げるつもりだったら、情熱、熱意を持って何回も何回もその人のところに行ってお願ひして集めて、意見を出すようにしむけるの。これが行政の仕事なのです。商工会議所の仕事だと、私はそう思います。1回や2回呼びかけても来ない、だからもうだめなのだ、こういうことではまちは救えません。まず、この考え方にしっかり立ってひとつやっていただきたいと、かように思うわけでございますが、この点についてどうですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 武田議員のおっしゃっておりました一つには前段のお話がありますが、ドーナツ化現象が非常に起きてきたと。この流れでありますけれども、そのとおりだというふうに思っております。答弁の中でも触れておりますけれども、やはり当時高度経済発展の中で住宅建設が盛んになる、それから公共施設もいろいろな制度ができましたから建設がしやすくなったというこ

とで建設をしていく、もちろん住民のニーズもありました。しかし、建てる場所については、非常に中心部にこだわっていますと地権者の関係であるとか、あるいは住宅が密集しているということで勢い郊外になっていったということで、これはどこの都市でも同じで、いわばドーナツ化現象というふうに言われました。あわせまして商店街の人たちも、かつては商店を営みながら、そこに住んでおりましたけれども、住宅を持つという、広さを求めるといいますか、そういうところから商店街の人も郊外に住むようになって、やっぱり商店街が空洞化していくという状況が生まれました。これは、大都市に特に顕著でありまして、中心部の学校が要らなくなると、こういうような状況になったわけでありまして、ドーナツ化現象についてのありようというのは、先ほど武田議員にありました世の中の動きも一つきちとありましたけれども、これは反省をしているという表現ありましたけれども、これは済んでしまったことありますから、本当にこれをもう少し取り戻す方法はないかということで現在議論をしているところであります。

また、まちの中を一言でコンパクトシティということで表現をしないで、もっとイメージを大事にした表現をした方がいいのではないかと。例えば子供や主婦や高齢者にもこのまちへ行ったら、こんなイメージなのだというイメージを大事にした表現をした方がいいのではないかと、これは本当にそのとおりでというふうに思っております。名よせ通の改装をしたのは平成2年でありますけれども、そのときのイメージは、先ほど村端議員の質問にもありましたけれども、あそこに緑をたくさん植えようというイメージで、人々が憩える商店街にしよう。つまりそのころは、商店街という買い物をするということではなく憩える商店街もつくろうということで、交差点の真ん中に木を植えたらどうかという案も出たぐらいでありますけれども、交通諸事情の関係でそれはやめて、

木をたくさん植えて、憩いのある、潤いのある商店街をつくろうと、こういうようなことをやって事業化したわけでありましてけれども、それと同じように商店街そのもののイメージが非常に大事だというふうに思っています、コンパクトシティという言葉がひとり歩きするよりも、むしろもっともっと膨らんだイメージの商店街を想像してもらえよう表現にする、これはもう本当に大賛成だというふうに思っておりますので、ぜひ今後商店街の中でこれからつくられる計画の中ではそういうイメージを大事にした商店街計画というものを私どもも一緒になってつくっていききたいというふうに思っています。

最後に、それらを進めていくときに行政と、あるいは会議所の役割は何なのだということで、情熱の一言、熱意の一言だというお話でございました。確かにそうございまして、行政と会議所だけではなくて、やはり商店街、そして消費者も含めたいろんな意味での熱意というのもそこに結集されなければ、なかなか再生は大変だろうというふうに思っています。ただ、現在ある商店街、名寄でいうと名よせ通、5丁目、3条、2条、大通、4条、そのほかにもかいわいあるわけありますけれども、そこでもきちんと立派に営業している商店街もたくさんございますから、必ずしも今商店街はシャッター通りだけになってしまったという状況ではありません。ぜひそういう状況を、かつてから見たら寂しくなっていますけれども、今一生懸命頑張っている商店街の皆さん方とともに武田議員がおっしゃる熱意だとか情熱だとかということについて一緒にそこに全部が集まってやれるような、議論できるような構築をこの協議会の中でつくっていききたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） どうもありがとうございます。私は、今助役の話聞いて、あははと自分なりにちょっと連想して思い出したのは、やはり商店街に、これ市長がきのうもちょっと短大

の若い生徒が商店街来て遊ぶ、そういう場所という、にぎわいの場所も必要だなと。これは、青少年に夢、希望を与える場所、そんな商店街づくりをやると、はっきり言って。老人には安らぎを与える場所、これは商店街だと。働く者に働く喜びを商店街で味わう、この三つです。これをしっかり踏まえて、これからやっていただきたいと。これは要望です。答えは要りません。

それから、観光問題、このサンピラーパークというのは、これが50億円というどえらい金を投資して、道北の拠点の名寄に観光ができました。これは道北随一です。それで、この名寄の観光をこれを中心として、足がかりとして、道北の粗削りの観光地をさらに観光開発のルートをつくらなければならない。これは、私は名寄の市長の使命ではないかなと思うのです。向こうの西の方に行ったら朱鞠内湖があると、北の方に行ったら松山湿原がある。こっちの向こう行ったら万里の長城があるし、風連の望湖台がある。これは、観光ルートで回れますよね。これが道北でまだまだ大都市で忘れられたところなのです。これから下川でも、それから美深でもどこでも、そんな自分のところでもってPRできますか。そうではなしに、道北の観光地としてやはりそれはまとめて、名寄市がイニシアチブをとってやるべきだと思います。こういうような新たな観光ルートづくりをこれから一生懸命やると。そういう中で、粗削りの道北の未開地を東京なり、大阪なり、強いて言うなら中国でも台湾でも朝鮮でもいいです。そういうところに一生懸命行って呼びかけてくると、これがこれからの課題だと思いますが、こういう問題に取り組む必要があると思うのですが、どうですか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） かねてから武田議員には観光のあり方について広域観光をもう少しきちっと確立せよ、ルートを確立せよと、こういうふうに議会の中でも主張をいただいております。道北観光連盟という組織がございます。これは、和

寒町から中川町プラス幌加内町を含んで組織をしております、今事務局はNPOのなよろ観光まちづくり協会にございます。各地区の観光協会、あるいは行政も全部入ってもらって組織をしております、ここ数年各地区の観光の目玉を集めてルート化しましてビデオをつくると。非常に新しい動きが出てきましたのは、カヌーの動きであるとか自然体験の動きであるとか、そういった動きを各地区でやり始めました。風連のカブトムシもしかりであります。いろいろな形でビデオをつくって売り出しているところでもあります。

ただ、弱点はやはり観光業者、観光業者が地元にはいないものですから、観光業者が名寄までの集客力がなかなか出てこないということが非常に残念であります。東京や札幌の観光業者を回って、デモのテープを置いて話をして、ぜひこのルートをつくってくれと、こういうお話をさせていただいているわけでありまして、単発的には来ていただいています。ひまわりの時期であるとか、あるいは旭川空港から稚内に行く寄り道でどこに寄るかという点で、こういうふうにつくっていただいております、それは一つの足がかりになるだろうというふうに思っております。お話がありましたサンピラーパークも、実はグリーンツーリズムという業者がその企業の一環で寄っていただいて、カーリングの体験をやっていただいております。1時間から1時間半でありますから、本当の少しの体験でありますけれども、それを10人ぐらいのグループになりますけれども、ほんの少しなのでありますけれども、しかしグリーンツーリズムの会社も非常に熱心に名寄のカーリング場については、一つはそれだけではなかなか大変だけれども、旭川の動物園と結ぶ、あるいは紋別の流水観光と結ぶという形で取り組んでいただいておりますので、今まで道北観光連盟が非常に悩みながら、しかも汗かいてやってきたことが少しずつ芽が出てきたのかなというふうに思っているところであります。幸い各地区で新しい目玉の施設だとか、

そういったものを掘り起こしておりますから、それも相まってこれからますます武田議員の提言が生きるような方向になってくるかなというふうに思ってきておまして、少しずつでも前進の兆しありと。今回のサンピラーパークにできたカーリング場がまた一つ大きなポイントになるなというふうに思っているところでございまして、ますますこれから力が入るなと思っておりますから、お力添えをお願いしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） どうもありがとうございます。この観光事業は、私が名寄市の送迎バスを旭川の空港まで来たら送り迎えは名寄がするぞと、連れてきて名寄の方に泊めるのもいいし、美深の温泉に泊めるのもいいし、下川へ泊めるのもいいのです。そういうことをやっぱりやるべきだと。そういう道筋でだんだん、だんだん観光のいろいろな専門家が入ってきて、観光バスを回すようになるわけだ。一挙にそこまで持っていくのはなかなか難しいけれども、これ本当に名寄がよし、やろうと例えばそれやって、送迎バス来たら、この客は美深へ泊めてやると、泊めてみなさい。美深は本当に喜ぶますよ。これは一緒にやろうと、やっぱりそういう気持ちを持ちます。そういうところから広げていけばいいなと。これは意見と要望ですが、終わります。

次に、地方分権の問題。真の地方分権の推進は、市民とともに協働のまちづくり、これは本当に大切だと思いますが、しかし市民の中には打算的なもの考える人がいて、行政に頼れば何でもやってくれるという意識を持った方々もおります。そういう人に自分たちのまちは自分たちの手でもってつくろうという、そういう意欲、これを進めるのも行政なのです。一番大事なところがあるのです。そこで、市長の市政執行方針は、市民と行政との協働のまちづくりについて市民各団体とも連携して協働のまちづくりを進めると言っておりますが、ここに掲げている協働のまちづくり、これ

も協働、非常にいい言葉、最近の言葉。ところが、具体的に市民は協働のまちづくりって一体何をすればいいのよ、おれたちは、さっぱり本当はわからないの。これが実態なの。だから、ここまでくるなら、例えばこれとこれとこれは市の職員と市民と協働でもってまちづくりを進めるのだと、そういう具体的な方針がなされるべきだと、私はそういうぐあいに思います。そうではなかったら、どうもこれも抽象的な文句にすぎないなと、そういうぐあいに考えます。

そこで、これは基本的な市長の姿勢の三つの方針が非常にこれは崇高でいいです。しかし、これは市長もことしの方針として公約しているのですから、絶対これ公約を守るという、そういう決意でもって臨んでもらわなかったら困るのです。こちら辺についてちょっとお伺いしたいのですが、どうですか。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきましても、最初の質問にもお答えをさせていただいているように、これからの自治体、住民と行政による協働のまちづくりは最も大切であります。ましてこれからは、地方分権の話もさせていただきました。かつては中央集権から地方分権ということで進んでおりますけれども、これまでは国土の均衡ある発展ということで国が主導的に各全国一律のいろいろなメニューづくりをして、均衡ある発展を目指してきた時代があります。しかし、地方分権になった現在、個性ある地域づくりを目指すということが地方分権だというふうに思っております。それを具体的に実現をしていくのが地域分権ということでお話をさせていただいたわけでありまして、そのことを市長は市政執行方針の中でしっかりと大きな柱として掲げているということでもあります。先ほどお話のあったように、住民がかかわる部分での方針が抽象的ではないのかと、このようなことを今御発言がありましたけれども、そのことも確かに住民の皆さんには



しっかりとそのありようについてこれから具体的な部分で提案をさせていただかなければならないと、このように思っております。

何でもやる行政はもう終わったということで、武田議員もお話があったとおりであります。市の行政の中でも、これまでは中央に向かって補助金をとってくるような行政の職員のあり方もあったかもしれません。ですから、職員の意識と市民の意識をしっかりと変えていくという住民自治をしっかりと芽生えさせていく、団体自治から住民自治にシフトがえをするということが最も大事だということでもあります。

変な例かもしれませんが、今盛んに夕張問題が報道されておりますけれども、大変な夕張問題ということで私たちも受けとめておりますけれども、かいま見ますと本当に大変な悲惨な中で住民の皆さんに市民自治がすごく芽生えてきているのかなという思いで報道を私ども見させていただいているところであります。協働というのは一方だけでなく、市民も意識を変えていく、先ほど来パークゴルフの話もありましたけれども、求めるのはたくさんあります。住民がここまでやるから行政はここまでやってもらえないかとか、やはり行政と住民の役割分担をはっきりさせるのがこれからの行政の執行には求められると、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 武田議員。

○32番（武田利昭議員） どうもありがとうございます。

これは最後なのですが、石王総務部長がこの4月で退職するというのを聞きました。それで、私はこの機会ですから、石王部長にお礼の言葉を申し上げたいと最後に思います。石王部長の任期は、私どもとしては予算委員会までのおつき合いであります。今まで名寄市立大学の創立、風連との合併、新市名寄市の誕生などで、社会情勢、そして名寄市の大きな変革の荒波の時代を乗り越えて市政に活躍された実績は、長く市民の中に残

ると思います。私も行財政などいろいろと教わり、本当に感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。どうか退職されても健康に留意されまして、第2の人生を心機一転して活躍されてください。そうして、私どものつき合いも今後ともよろしく願いいたしまして、以上をもって終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田中之繁議員） 以上で武田利昭議員の質問を終わります。

情報化推進電子自治体について外2件を、駒津喜一議員。

○5番（駒津喜一議員） 議長より御指名がございましたので、さきの通告どおりに質問いたしましたと思います。

初めに、昨年6月定例会にて提案いたしました情報化推進について、ITから総務省も提唱しているコミュニケーションを加えたICTの取り組みと考え方を御理解いただきまして、さきの新市総合計画に組み込まれましたことを高く評価したいと思います。総合計画の中に市民とともに協力して働く協働の意味の一つとして、行政情報が一方的なものではなく、市民と相互に共有して進めていくことがこれからは大切なことと再認識されて、推進していただきたいと思います。

では、1番目の電子自治体の推進状況について質問したいと思います。国の行政機関の抜く申請、届け出等手続のオンライン化の環境は、税務申告を初めとしてほぼ整ったわけですが、と同時に地域のオンライン化利用の促進を図ることを目的に地方公共団体がL G W A Nに参加することにより、地方公共団体間の情報共有や公的個人認証サービス等が可能になることから、地域の人たちにとってはよりスピーディーで便利な仕組みになります。北海道ではプラットフォーム、通称ハープ構想を推進し、地域間の距離が長い北海道の地理的不都合を解消することを初め地域の行政サービスの向上を目的に運営協議会が設置され、道内一斉に進めてきていると思いますが、小項目の1番目として、

電子自治体共同運営協議会の内容と町村合併が進んだ現在参加している市町村数と参加率をお聞かせいただきたいと思います。

あわせて次の小項目であるハープ構想の開発進捗状況と今後の展開もお聞きしたいと思います。

また、システムが完備されれば、市民の移転並びに電子入札などの行政サービスが可能になり、さらに今後急速な高齢化が進展する中、一般市民の中で年齢、身体等条件等によりICT利活用の機会の格差を防ぐとともに高齢者、障害者が自宅にしながら行政サービスが受けられ、就業の形態も自宅勤務が可能になることも期待されます。そのほか行政手続等のより身近な活用も可能になることから、電子自治体の推進は期待する部分が多く、これらに対応するためにも早目の対応が期待される場所です。最後の小項目として、名寄市の運用開始時期についてお聞きしたいと思います。

次に、市内商工業の振興施策の企業立地条例並びに中小企業振興条例についてお聞きしたいと思います。中心市街地、中心部から40ヘクタール以内に限られた店舗、事務所の新築、改築に対する従来の補助支援策に関係して、以前から定例議会において提案させていただきましたが、今回制度の見直しにより市内全域の事業者に対して今回新たに補助対象地区が拡大され、支援されることは、風連地区の小規模事業者を初め市内郊外の小規模事業者にとっても大変有意義な整備がされたことを高くこれも評価したいと思います。そこで、これらの制度が有効に活用されることが市内商工業者の活性化にも発展することだと思いますが、まず企業立地条例の実績と推移をお聞きしたいと思います。

次に、前段の中小企業振興条例の今回の一部の改正により、この制度が今後どの程度活用されるかは未知数ではありますが、この制度に対する期待感を含めたお考えをお聞かせいただきたいと思います。あわせて市融資制度の部分ですが、先日の補正予算審議にて支援している支出額はある程

度把握いたしました。近年の市内景気低迷により運転資金並びに設備資金の使用が年々低下している現在、市融資制度の果たす役割は大きなものがあると思います。市融資制度の相談件数の推移とその中でも新規開業資金について余り利用されていない現状をどのように理解されているのか、これらの対応についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、北海道が提唱しています産消協働ですが、最近では地産地消とか、消費の消の字を商業の商に変えるなど新しい言い方が誕生しています。いずれも地域の産業、商業を消費拡大しようとする地域の切なる思いと生産者と商業者が一体となって楽しみながら地域の活性化を目的とした運動です。特にこの産消協働は、地域に住む生産者と消費者が緊密な連携をとりながら、地元にある資源や生産物をできるだけ地元で消費、活用することにより人や物、お金の流れを地域内で循環させるためにも、食の安全、安心、環境保全、コミュニティーの再生、産業間の連携、地域ブランドづくりなど、地域経済の活性化を図っていこうという道民運動です。高橋北海道知事が地域と共同してテレビ、マスメディアを活用し、道産米を全国ブランドにしたことは記憶に新しい事例でもあります。この産消協働は地域だけの範囲ではなく、道の協力を得ながら販路拡大をねらう面で当名寄市においても期待される部分は多く含まれると思いますが、この取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、市内商業界についてお聞きしたいと思います。現在数多くの議員の方が質問されており、市内商業界においては危機的な状況下にあるわけですが、前段の産消協働は地域の循環消費を提唱するもので、このことが市内商業界の活性化につながるものと考えますが、今回話題になっている大型店の進出は地域循環消費経済の一端を担うかは疑問でもあり、逆に地域循環消費経済の効果を減速させる事態だと思いますけれども、こ

の点についてお考えをお聞かせいただきたいと思  
います。

最後の大項目として、名寄市立総合病院につい  
てお聞きします。道北地区の緊急医療センターと  
して、その果たす役割は大きなものがあります。  
今回の改修修復工事には理解するところでありま  
すが、利用する側にとって駐車場の苦情が多いこ  
とも現実です。一時的には路上駐車も多く、交通  
安全面、あるいは緊急車両等にも影響が予想され  
ます。しかし、ことしの冬期間は余裕のある利用  
状況で推移してきています。その原因が冬期間の  
み公園駐車場が設置されたためで余裕ができてい  
るわけですが、この公園の活用そのものについて  
はさきの定例会で同僚議員の岩木議員が質問され、  
論議されておりますので、お答えいただく必要は  
ありませんが、雪が解けて公園が利用できない環  
境になれば、また再び駐車場が足りないという現  
象が復活することになります。ほかに駐車場に対  
する対応策がありましたら、お聞かせいただきた  
いと思ます。

また、他の地区の病院では無人ゲートの設置と  
か民間駐車場の契約などで管理されているところ  
もありますけれども、病院駐車場の管理運営につ  
いてお考えがあればお聞かせいただきたいと思  
います。

次に、病院敷地内の禁煙について質問いたしま  
す。市民の健康を提唱していく病院としては、入  
院患者、外来患者とも禁煙を提唱していく必要が  
あると思ますが、病院職員あるいは作業業者の  
健康な方々にとっては大変御苦労されていること  
と思ます。周辺道路などの喫煙が多く見受けら  
れ、このことについて、苦情ではないのですけれ  
ども、かわいそうだという市民の意見も多く寄せ  
られます。こうした状況については、同僚議員の  
渡辺議員の方からも再三質問されていること  
ですので、これ以上のことは申しませんが、この質  
問の都度病院内でどのように協議されているのか、  
その経過をお知らせいただきたいと思ます。

また、さっぽろ雪まつり会場にはJT、日本た  
ばこ産業ですか、この提供により喫煙バスが設置  
されておりました。こうした喫煙バスの対応の可  
能性についてもお聞きしたいと思ます。

以上をもちましてこの場での質問を終わらせて  
いただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） ただいま駒津議員の  
方から大きな項目で3点の御質問をいただきました。  
1点目につきましては私の方から、2点目につ  
きましては経済部長より、3点目につきましては  
病院事務部長からの答弁となります。よろしく  
お願いいたします。

最初に、電子自治体共同運営協議会の参加数に  
ついてお答えをさせていただきます。北海道電子  
自治体共同運営協議会は、住民サービスの向上や  
行政運営の効率化、高度化を図るため、電子自治  
体の共通基盤となる機能を北海道と道内市町村が  
共同で構築、運営を行う北海道電子自治体プラッ  
トホーム、つまりこれはハープ構想でございます  
が、北海道より策定をされ、この構想のもとに北  
海道及び道内市町村が一体となって電子自治体化  
を推進するため、北海道及び道内市町村が電子申  
請など各種機能やその共通基盤を共同で構築、運  
営をするに当たり相互に協力し、円滑な実施を図  
ることを目的といたしまして、平成16年9月に  
組織がされました。各種システム構築内容、シ  
ステム運営などの検討、実施を行うため、北海道  
と道内市町村の参加により構成されている団体で  
ございます。道内の自治体数は、現在北海道と18  
0市町村がございしますが、この協議会に参加を  
している自治体は北海道と道内154市町村が参加  
をしております。参加率は85.6%となっております。  
名寄市におきましても設立時当初から参加を  
しているところでございます。

ハープ構想の開発推進状況についてお答えをさ  
せていただきます。北海道電子自治体プラットホ  
ーム構想の開発進捗状況につきましては、平成1

6年9月にシステム開発、運用の委託先である株式会社ハーブが設立され、開発が着手されました。開発費は、平成16年度から平成18年度までで7億9,000万円とし、平成16年度は基本設計、プロトタイプ開発、平成17年度は詳細設計、システム開発、平成18年度はシステム増強と進められております。

開発システムの具体的な内容につきましては、各システムに共通する機能、これは個人認証機能などを共通基盤化、これをプラットフォームと言っておりまして、共通基盤化をし、住民の引っ越し関連手続きにかかわる転出入届け出などのほか、事業者向けの入札参加資格審査申請など約80種類の申請、届け出、様式のダウンロードがインターネット上で可能になるシステムであります。今後の展開につきましては、電子調達システム、公共施設予約システムの開発が進められる予定となっております。

次に、名寄市の運用開始時期についてお答えをさせていただきます。このハーブ構想による電子申請、届け出などの運用開始につきましては、平成18年度より各参加自治体の利用が可能となっております。平成18年度は、深川市ほか19市町村が電子申請、届け出の運用を開始しているところであります。運用に当たりましては、市民の各種申請、届け出の際に必要な事項等を紙の書面によらずインターネットなどによる電子申請、届け出を可能とするための行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の整備が必要になります。本市におきましての運用でありますけれども、6月の第2回定例市議会で本条例の制定を提案をする予定になっておりまして、ことし10月からインターネットによる各種申請、届け出、各種申請様式のダウンロードについて市民の利用が可能になるように現在取り組んでいるところでございます。

また、開始いたします申請等の主な内容につきましてでございますけれども、戸籍住民票に関す

る戸籍謄抄本交付申請、住民票及び住民票除票交付申請、印鑑登録証明書交付申請、税に関する所得証明書交付申請、介護保険に関する受給資格証明書交付申請、医療給付に関する乳幼児医療費受給資格喪失届、福祉に関する児童手当認定請求、水道に関する使用開始中止届、事業者向け関連として建設工事競争入札参加資格審査申請、給与所得者異動届など23種類の予定をしているところでございます。また、書面による申請のための様式ダウンロードとして住民票の転出入届、国民健康保険関係の加入手続脱退届、税に関する軽自動車廃止申告書、公営住宅、保育所等の入居入所申請など17のダウンロード可能な様式を予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大きい項目2の3点についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、企業立地促進条例並びに中小企業振興条例についてのお尋ねでございます。本市におきましては、御案内のとおり工業開発の促進、企業立地促進を図るため企業立地促進条例によって企業に対して一定の助成を行ってきているところでございます。ここ5年間の利用状況につきまして申し上げますと、建設設備費に対する助成は11件、1億5,000万円、用地取得につきましては8件、4,200万円、雇用奨励は19件、900万円となっております。これからも製造業を中心とした企業立地の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、店舗支援事業の制度につきましては、中小企業振興条例の規則を見直しし、新たに創設しようとしているものでありまして、市内全域を対象に商業を営まれている方に対しまして300万円以上の投資による事業展開で店舗の新築、増改築、改装事業に対しまして100分の20の補助率で100万円を限度に助成していこうとするものでございまして、周知に努めてまいりたいとい

うふうに考えております。

市の融資制度の相談件数の推移でありますけれども、中小企業相談所、商工会での金融相談を受けた件数で申し上げさせていただきますと、16年度では581件、17年度では546件、18年度これまで480件でございます。また、市制度融資利用者は、経営、設備合わせまして平成16年度では103件、17年度では86件、18年度、1月末現在でございますが、66件となっております。さらに、新規開業資金につきましては、本年度設備で1件の利用となっております。企業の新規開業は大変難しい環境にあると理解しておりますけれども、今後新たに設けられます店舗支援事業とともに新規創業支援事業の制度につきましてもPRを行い、周知に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の北海道産消協働についてのお尋ねでございます。産消協働の原点は、つくり手に信頼と協力でこたえ、知恵や人材、技術の結集、ともにつくり上げる行動、次代を担う人材をばぐくみ、持続可能な地域社会にあります。生活者、ユーザー、生産者、行政、それぞれに役割がありますけれども、別々に分担するのではなくして消費者の視点、生産者の視点が相互に交わりながら高まっていくことが重要とされております。名寄市における地域ブランドづくりにおいてもこれまで培ってきた産地の信頼を生かし、お米に関しましては日本一のモチ米生産団地を前面に打ち出しながら、スケールメリットを生かした動きが大切であります。また、アスパラ、カボチャにつきましても全国有数の産地となっておりますので、地域の特性と消費者や流通販売業者のニーズの的確な把握に基づきまして、効果的な推進を考えていきたいというふうに思っているところでございます。生産する者は、消費者の信頼の高まりがブランド力で、高品質な製品づくり、責任の重さを自覚することにあります。と同時に地域のブランドは地域の消費者が育てる義務もあります。地域に

根づき、地域の誇りとして市民とのさまざまな交流、子供たちの食品など産消協働の重要性についてこれからも呼びかけてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次、3点目の商業活性化についてでございます。産消協働の動きは、生産者が良質なモノやサービスを提供することはもとより、さまざまな分野において消費者への正しい情報を提供するとともに消費者との接近を促し、新しいビジネスの創造などを促進していくことにあります。その進展は、その地域需要は変えずに、移輸入が地域の生産活動に振りかわっていくことにありまして、自給率をアップさせていく取り組みについて衣食住のあらゆる分野で積み重ねていくことが地域経済の活性化につながるというものでございます。各種量販店が掲げるこれまでの地域貢献策の内容といたしましては、一つ目には地元企業の誘致、つまりテナント、二つ目には雇用創造、三つ目には地産地消、地場野菜でございます。四つ目には、地域振興、物産イベントなど多くのことが言われておりますが、一番大きなことは経済の流通が地域の中で循環しなくなってしまうことではないかと思っております。見方はいろいろあると思っておりますけれども、今回の進出の量販店につきましては、構造自体は循環型の感じを与えておりますが、それがこの地域においてすべて循環型になっているかといえば決してそうではないと考えさせられているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、大きな項目の3、市立総合病院についてお答えを申し上げます。

1点目の駐車場の現状と管理についてでございますが、現在当院の駐車場は敷地内に一般用として約200台のスペースを確保しておりますが、特に利用の多い冬期間は毎年不足する状況にありますので、病院として患者さんに御不便が生じな

いように降雪時には専門業者による除雪のほかに冬期間に限って臨時職員を雇用して除雪、排雪作業を行っているところであります。今年度につきましては近隣町内会の協力が得られたことで、昨年12月18日から花園公園を仮設の駐車場として利用させていただいております。利用に当たっては、御近所の方の雪捨て場と南保育所の園児さんの遊び場所としてのスペースを確保しながら、最大45台分の駐車場として利用させていただいております。

仮設駐車場の利用状況ですが、12月は1日平均31台、1月が38台、そして2月が41台と少しずつ増加の状況にあります。このため例年ですと、病院南側の南7丁目通と南保育所前では路上駐車などで歩行者やバスの通行に御迷惑をおかけしていましたが、ことしに限っては大きな障害も起きていないことから、仮設駐車場の効果があったものと考えています。周辺に未利用地がないことから、病院敷地内での立体駐車場の建設が根本的な解決となりますが、相当な費用を要することになります。公園の駐車場としての利用については論議を呼ぶところですが、病院事業者としては当分の間患者さんの利便と路線バスの運行に障害をなくすためにも冬期間に限り利用させていただきたいと考えております。

2点目の病院敷地内の禁煙問題についてでございますが、平成16年4月から取り組んでいる敷地内全面禁煙につきましては3年を経過しようとしています。この間職員や一部の患者さんが敷地内で喫煙していることや患者さんが病衣を着ながら喫煙をしていることについてたびたび論議をいただいたところでございます。しかしながら、何よりも病院としては患者さんの健康の増進を図ることを第一に考えての取り組みであります。必ずしもすぐに浸透はしないと思いますが、長い目で見ていただきたくよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。ひたすらお願いをし、御理解をいただくことを考えております。したがって、

喫煙所の設置につきましては、現状の対応を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 駒津議員。

○5番（駒津喜一議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再質問と要望をさせていただきたいと思っております。

まず、冒頭の電子自治体でございますが、ただいまの御説明をいただきまして、名寄市が決しておかれている状況ではなく、逆に一步進んでいる形でほかの地区を引っ張っているような形で進んでいるというのをある程度理解いたしました。ただ、名寄市職員の中ですべてが熟知しているというわけではございませんので、このたびの戸籍システムの整備に至っても非常に個人情報保護法の面からの事故がないように、その点職員の皆さんの説明会あるいは講習会を随時開いていただいて、間違いのない操作をしていただきますよう強く求めて、この部分については答弁は要りません。

次に、企業立地条例と中小企業振興条例でございますけれども、これにつきましても今回の見直しによりまして、前回私が申しましたとおり東地区の商店がないという市民の苦情、あるいは北地区の住民たちの商業施設がないということで非常に困っていた部分がある程度創業者がそこで展開するということにこういった支援が受けられるということで、出店する可能性がふえたと思う点で非常にこの制度の見直しについては評価したいと思います。また、これから展望として、ますますこういう支援策は商工業者にとって使われていくと思っておりますので、この辺PRを含めて、知らないという業者がいないぐらいに周知していただきますよう職員の方の努力を求めたいと思っております。

次に、北海道の産消協働についてですけれども、道内の事例を見ましてもこの産消協働につきましては大抵の部分は食の部分が多くて、産業とかそういうものはあるにはありますけれども、数か

ら見たら少ない感じがします。名寄市におきましても特産品といいますと、まず1番目に考えられるのが農作物でございます、この点につきましては先日の議員の皆さんから質問要望された農産物の推薦により大体中身についてはわかると思うのですが、昨日猿谷議員の方からも食以外の市内の企業の特徴を出した企業の紹介もございましたので、それ以外の企業として誘致企業があると思います。ニチロ畜産を初め、王子板紙名寄工場とか、ほかにもありますけれども、特産品を出しているという面と長年地域に根づいて、誘致企業とは言えないぐらい長年地域に大きく貢献している特に王子板紙名寄工場について、この名寄工場につきましては王子製紙のグループの一環として位置づけられているということで、段ボールの製品を生産しているということではあるのですが、いろいろな紙製品の枠組みとか、そういった部品にも使われていますし、まして新聞や何かに報道されましたとおり炭殻によるリサイクル製品も産出しているということで、非常に企業としては貴重な企業ではないかと思うわけですが、この王子製紙のグループが出している製品を誘致企業を支援するという意味でも、この産消協働の運動も必要ではないかと私は思いますので、以前窓口で個別で職員の方に提案させていただきましたけれども、このような誘致企業の支援について王子グループの製品を積極的に消費しようという運動というのはいかがなものか提案したいと思いますので、この見解についてちょっとお聞きしたいかなと思いますので、よろしく願います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今駒津議員の方からお話ありましたように、食を中心とした地産地消の考え方に加えて、小野寺議員からお尋ねありました地産地消の消は商いの商ということもありましたし、それから今話題にありますような産消協働、これらにつきましては製造業やサービス業、

全企業に拡大する取り組みであるというふうに理解をさせていただいているところでございます。どれも一貫した考え方の中から生まれたものでございまして、地域に住む者が知恵や工夫、あるいは協働のもとで生産から加工製品されました安全で安心なものを地元で愛用し、消費するというこの考え方が大切であろうというふうに思っています。今お話ありましたように直接生産、加工される製品化もありましょうし、また一方では間接的に加工されて、工程を経て製品化されるものもあろうというふうに思っています。いずれにいたしましても、地元で生産されたものが製品化されたものにつきましては地元で消費するというのはこれは至極当然でしょうし、これからもやっぱり拡大に向けて、普及に向けて努めていかなければならないというふうに思っています。

今お尋ねの部分で感じたことであつたのですが、かつて愛町消費運動というのが運動としてございました。これらにつきましてもその土地でとれたものをその土地で愛用しよう、愛して食しよう、そして大切に守り育てようという考え方があつたやに記憶しているところでございます。地産地消の振興協議会も立ち上げて、地産地消を中心にはいたしますけれども、先ほど言いましたようにいろんな産消協働につながるようなものも一緒に運動として展開していくように今後も検討なり、運動を広めていきたいというふうに思っております。ぜひともこの機会に私も含めて皆さん方でその商品をできるだけ愛用、愛食するといましようか、そういった物の考え方に努めていきたいというふうに、PRも含めて努めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えしました。

○議長（田中之繁議員） 駒津議員。

○5番（駒津喜一議員） ありがとうございます。ぜひそのような姿勢で進めていただきたいと思います。名寄市は、誘致企業と余り対応がうまくないといいますが、過去にもサンミシェルさんとか

日本マイザーとか、誘致企業が進出したにもかかわらず出ていかれたという前例もございます。名寄での消費というのは、大都会の消費に比べればごくわずかな数字ではありますけれども、大手企業といたしましてもこういった地域の姿勢というのは非常に大事にしてくれるところもあります。ですから、消費の額にかかわらず愛用しているという態度を見せれば、これが産消協働、あるいは誘致企業の支援といったことにもつながると思いますので、ぜひこういった面を今後とも考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、市内商業の活性化でございますけれども、いろいろと論議を呼んでおりますコンパクトなまちづくりですけれども、商業の先進地である欧米諸国の事例を見ましても、これから名寄市が進めていこうとするコンパクトなまちづくりというのがぜひとも必要な部分だと思っております。中心商店街の活気がその商店街のみならず、そのまち全体の活気につながる源だと思っております。武田議員の方から力強い厳しい批判もございましたけれども、商業者自体は気力まではなくしておりませんので、まだ頑張るといふ気力は残っておりますので、その辺私の方からも弁解したいと思います。

しかし、今回の郊外に展開する大型店の進出については、こうした市内商業界の活性化には本当に大きな影響が出ると予想されます。商店街今まで何をしていたかといろいろと言われておりますけれども、先日の中野議員の代表質問にありましたように、商業者今回の大手大型店進出という状況を重く受けとめて、再出発しようという動きが見受けられます。その一例といたしまして、私が入手しました中で、これは投書とか私に届いた手紙とかということでなく、たまたま市内の中心商店にお邪魔したときに私の方で入手した資料なのですけれども、市内中心街の女性部の団体からなのですけれども、その中の抜粋したところでちょ

っと御紹介したいのですけれども、読みます。今回の大型店が出て出なくても消費者から大きく批判を受けている事態を今回重く受けとめ、店主一人一人がもっと魅力ある商店街づくりに頑張るよう皆さんで努力しましょうという、あとは省略します。それと、もう一つ、隣接する商店街の若手グループから企画書を入手しているのですけれども、これは10年先の名寄を見据えた自分たちの商店街ということで入手したのですけれども、この部分については残念ながら公開しないでくれという部分でございまして、そういった気持ちがあるということだけ御理解いただきたいと思うのですけれども、商店街の中では今こうした何とかしようという気持ちが何店かグループ単位で生まれてきているということで、私今回の大型店の問題については、いろいろと論議されておりますけれども、私なりに判断させていただければ、商店街の利益、そして建設関係の利益、そして消費者のエゴといひますか、利益、そういったもの三つが交差しているのではないかなと思うのですけれども、私はこの三つとも大事な部分だと思っております。これは大事にしなければいけない部分だとは思っておりますけれども、もっと大切に私は思うのはまちづくりに対する意欲なのです。このまちづくりに対する意欲が失われてしまえば、本当にこの三つの利益というのはともに歩んでいかないと思いません。ですから、今回の大型店の出店が規制によって出店できなくするという事態になれば、こういったまちづくりに対するきっかけのやる気の部分が薄れていくのではないかというふうに思います。そういった意味でもぜひこの大型店の規制については整備をされるように強く求めていきたいと思っております。

次に、病院敷地内の駐車場の問題ですけれども、管理上いろいろゲートとかそういうのをつくれれば莫大な費用がかかってしまうということで、またそれも市民の負担になってしまうということで、いろいろと苦労されているということなので、冬



だけの余裕のある駐車場ではちょっと市民も不満も多いと思いますので、用地の取得とかそういう問題もありますけれども、余裕のある駐車場を将来的に考えていただきたいと思います。

そして、禁煙の問題なのですけれども、先ほど長い目で見て対応していきたいというふうにお答えいただきましたので、長い目で見たいのですけれども、私が今回提案させていただきました喫煙バス、実際私見ていません。北海道新聞の広報のページで見たのですけれども、こういう結構立派な喫煙バスなのです。こんな立派な喫煙バスは購入する必要はないと思います。市のマイクロバス所有で、廃車寸前のマイクロバスをこれを職員の手で、申しわけないですけれども、換気扇をつけて暖房をつけて、ちょっと手を加えて、お金をかけないで、そして喫煙バスとして設置すると。

(何事か呼ぶ者あり)

**○5番(駒津喜一議員)** いや、冬は余裕があるのですね。

やはり病院としては、これは禁煙を奨励しなければいけない、これから喫煙者を少なくしなければいけないという意味で、毒をもって毒を制するではありませんけれども、喫煙バスの中身については喫煙するとどういう状況になるか生々しい写真などを乗せていただいて禁煙を奨励する、そういった広報活動を行って、そういった喫煙バスを設置するのも禁煙を進める一つの手だてだと思えるところなのですけれども、ここでちょっと確認したいのは、今使っている公園の駐車場はこれは建設の管理の管轄で、病院の敷地にある駐車場というのはこれは病院の敷地内という解釈でよろしいかと思うのですけれども、確認したいと思います。

**○議長(田中之繁議員)** 佐藤病院事務部長。

**○市立総合病院事務部長(佐藤健一君)** 議員おっしゃられるとおり、公園につきましては建設水道部の管理、それから病院の敷地内につきましては病院の管理者がおりますので、その管理者の管轄ということになっております。

御提言のありましたバスの件なのですけれども、確かに研究させていただきたいというふうには思いますけれども、そのバスをどこに置くかということありまして、ちょっと道路に置くということにはならないというふうに思っております。余り遠いところに設置しても、そこに喫煙に行くということもなかなか難しいというふうに思われます。敷地内禁煙なものですから、敷地内に置けないというふうを考えておりまして、どうぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

**○議長(田中之繁議員)** 駒津議員。

**○5番(駒津喜一議員)** マイクロバスといってもこれ乗用車2台分だと思います。そんなでかいバスを用意する必要はないと思いますし、そして今の敷地の所有の関係、管理の関係聞きましたのは、病院敷地内というのは車の中でも喫煙はだめだという意味だと思います。ですけれども、市の管理する駐車場であれば、これは車の中でも喫煙しても結構だという意味合いの確認のためにお聞きしたわけでして、ですからマイクロバスといえますと乗用車2台分ですから、置いたらほかの車とめられなくなるという、そういう状況にはなかなかならないと思いますので、とりあえず病院の管理の駐車場以外の駐車場でそれを設置されて、たまたま病院の敷地内にお邪魔したという、そういった不都合のないように、ナンバープレートがついた状況でそういった設備をやった方がいいのではないかと思うのですけれども、これも実は私のアイデアではないのです。一般市民からこういったことでどうだということ私の方に何回も来られたものですから、今回要望した次第なのですけれども、それだけ市民の方はいろいろと敷地内せつかく医療センターとしてきれいな、遠くから見るときれいな病院であるにもかかわらず、そういった喫煙状況を見ると見るにたえないという部分もございますので、そういったことも考えていただきたいのと、私にそのアイデアをいただいたその方はどこかの行政で、詳しくは教えてくれな

かったのですけれども、実際やっている市立病院があるそうなので、そういったことを研究しながら進めていただきたい、検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

時間もあと11分でございますけれども、皆さんお疲れなので、この辺で私の質問を以上でもって終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 以上で駒津喜一議員の質問を終わります。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれをもちまして散会いたします。

御苦労さまでございました。

---

散会 午後 4時42分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 熊 谷 吉 正

署名議員 中 野 秀 敏

平成19年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成19年3月9日(金曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

26番 中野秀敏 議員  
28番 村端利克 議員  
29番 川村正彦 議員  
30番 福光哲夫 議員  
31番 斉藤晃 議員  
32番 武田利昭 議員  
34番 三宅幹夫 議員  
35番 小野寺一知 議員  
36番 大久保光義 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

31番 斉藤晃 議員  
32番 武田利昭 議員  
34番 三宅幹夫 議員  
35番 小野寺一知 議員  
36番 大久保光義 議員

1. 出席議員(33名)

議長 33番 田中 之繁 議員  
副議長 8番 林 寿和 議員  
1番 宮田 久 議員  
2番 佐藤 靖 議員  
3番 竹中 憲之 議員  
4番 岩木 正文 議員  
5番 駒津 喜一 議員  
6番 山口 祐司 議員  
7番 日根野 正敏 議員  
9番 木戸口 真 議員  
10番 植松 正一 議員  
11番 高橋 伸典 議員  
12番 猿谷 繁明 議員  
13番 黒井 徹 議員  
14番 渡辺 宏治 議員  
15番 田中 好望 議員  
16番 野本 征清 議員  
17番 佐藤 勝 議員  
18番 谷内 司 議員  
20番 熊谷 吉正 議員  
21番 渡辺 正尚 議員  
23番 東 千春 議員  
24番 宗片 浩子 議員  
25番 野々村 勝 議員

1. 欠席議員(2名)

19番 堀江 英一 議員  
22番 栗栖 賢一 議員

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊藤 矩康  
書記 間所 勝  
書記 久保 敏子  
書記 佐藤 葉子  
書記 熊谷 あけみ

1. 説明員

市長 島 多慶志 君  
助役 今 尚文 君  
助役 小室 勝治 君  
総務部長 石王 和行 君  
生活福祉部長 山内 豊 君  
経済部長 手間本 剛 君  
建設水道部長 松尾 薫 君  
福祉事務所長 中西 薫 君  
上下水道室長 関下 富士夫 君  
教育長 藤原 忠 君  
教育部長 今 裕 君

市立総合病院	佐藤健一	君
事務部長	中尾裕二	君
市立大局学	森山良悦	君
事務局長		
監査委員		

---

○副議長（林 寿和議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○副議長（林 寿和議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

21番 渡 辺 正 尚 議員

23番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○副議長（林 寿和議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

今後の行財政改革の考えは外1件を、谷内司議員。

○18番（谷内 司議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

今後の行財政改革の考え方について。名寄市の財政運営につきましては、現在市長を初めとして特別職の報酬の削減や職員の給料の削減などにより運営を行っているところです。19年度予算では、綱渡り的な予算であると報告をいただいております。これ以上の財源確保の手段としては、税金などの確保しかないと考えております。平成19年1月末現在における市税などの収入状況と今後の収入見込額についての説明をお願いいたします。

また、市税などの未収金についての対応はどのようなになっているかも伺いたいと思っております。

2番目に、いじめと転校について伺います。2月18日のテレビにて、内閣府のアンケートによりいじめが理由では転校ができないと答えたのが北海道で4市の教育委員会がありました。その中に名寄市があります。大変なことだなと思っていたところ、その後教育長から誤解を招く報

道があったことは残念で、遺憾であるということが新聞で出ておりました。その内閣府の発表に対してどのような対応をしているのかお伺いいたします。

この場からの質問をこれで終わらせていただきます。

○副議長（林 寿和議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） おはようございます。ただいま谷内議員の方から大きな項目で2点の御質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目の平成18年度の市税等の収入見込額についてお答えをさせていただきます。平成19年1月末現在において平成18年度市税等の収入状況につきましては、現年課税分の主なもので申し上げさせていただきます。個人市民税の調定額9億9,089万1,000円に対しまして、収納率82.8%であります。収入額は8億2,078万円でございます。法人市民税の調定額は2億4,050万8,000円に対しまして収納率は93.1%、収入額は2億2,391万1,000円でございます。固定資産税の調定額は11億336万2,000円に対しまして収納率は96.7%、収入額は10億6,796万8,000円でございます。軽自動車税調定額4,130万円に対しまして収納率は98.1%、収入額は4,052万1,000円でございます。都市計画税の調定額1億5,618万3,000円に対しまして収納率は96.7%、収入額では1億5,117万3,000円でございます。次に、国民健康保険税の調定額6億9,843万6,000円に対しまして収納率は90.2%、収入額は6億3,021万円となっております。今後の収入見込額を加えますと、市税全体では調定額28億5,49万8,000円に対しまして収納率98.4%を見込んでおまして、収納額は27億5,975万5,000円となる見込みでございます。また、国民健康保険税は調定額6億9,843万6,000円に

対しまして収納率が94.3%でございまして、6億5,887万5,000円となる見込みでございませぬ。

平成17年度の決算額と対比しますと、現年課税分の市税全体の最終的な収納見込額は、調定額自体が3,697万8,000円の減額となっていることと個人市民税、法人市民税、固定資産税の収納率の落ち込みの影響で、5,103万2,000円の減となります。国民健康保険税においても調定額自体が1,404万7,000円の減となっていることから、1,666万2,000円の減となる見込みでございませぬ。出納閉鎖の5月末までの残された期間、鋭意収納に取り組んでまいりたいと思っております。

また、平成18年度の市営住宅料について申し上げます。19年1月末現在現年課税の調定額は、1億8,722万5,000円に対しまして収納率72.9%になってございませぬ。収納額は1億3,644万2,000円でございます。また、市立病院の医療費、医業収益の現年調定額につきましては60億5,690万2,000円に対しまして収納率99.57%でございませぬ。収納額は60億3,092万3,000円となっているところでございませぬ。

次に、市税の収入未済金への対応について申し上げます。市税の調定額につきましては、先ほど申し上げましたけれども、平成18年度1月末現在における収入未済額におきましては、現年課税分では個人市民税1億7,011万1,000円、法人市民税1,659万6,000円、固定資産税3,539万4,000円、軽自動車税77万8,000円、都市計画税501万円、国民健康保険税6,822万5,000円となっておりまして、市税調定額27億7,256万9,000円に対して8.9%の未収率となっております。国民健康保険税では、調定額6億9,843万6,000円に対しまして9.7%の未収率となっております。最終的な収入見込額は、市税全体では27億5,975万5,000円となり、収納率98.4%で、1.6%の未収率となる

見込みであります。国民健康保険税では6億5,887万5,000円となり、調定額6億9,843万6,000円に対し収納率94.3%で、5.7%の未収率となる見込みでございませぬ。滞納繰り越し分は、現年課税分を優先して徴収していることから、市税調定額1億3,217万8,000円に対して12.9%の収納率にとまり、国民健康保険税では調定額1億7,189万2,000円に対して10.8%の収納率となる見込みであります。現年課税分、滞納繰り越し分を合わせた収入未済額は、市税全体では1億6,085万円となり、国民健康保険税では1億9,284万8,000円となる見込みでございませぬ。

平成17年度の決算額と対比しますと、現年課税分の最終的な収入未済額は、市税全体では1,399万円の増となり、国民健康保険税では261万5,000円の増となる見込みでございませぬ。

収入未済の要因といたしましては、個人市民税では生活困窮、無財産、居所不明等、固定資産税ではサービス業数社の業績不振による未納でございませぬ。

滞納者に対する対応といたしましては、平成10年度に策定をいたしました徴収成績向上対策を基本にいたしまして、徴収対策会議を毎月実施をいたしております。さらに、戸別訪問徴収の強化、電話催告、口座振替加入の周知、夜間窓口の設置、分納相談等、現年課税分を一定程度優先し、滞納させない取り組みを実施してきているところであります。なお、納税に応じない滞納者につきましては、財産調査を行い、支払い能力がないと判断した場合は地方税法の規定による滞納処分を停止を行い、支払い能力があるにもかかわらず納税に応じない者に対しては差し押さえによる滞納処分を実施しているところでございませぬ。

不納欠損につきましては、現在までの未収金について分析を行い、やむを得ない場合には無財産、生活困窮、居所不明、即時消滅、民法上の消滅時効に分類して判断することとなります。

なお、平成17年度決算での収納率では、全道の市中個人市民税では第1位、固定資産税では第2位、軽自動車税では第5位という状況でおおむね良好でありますけれども、さらに平成19年度には税源移譲が始まることから、税制改正の周知に一層心がけをいたしまして徴収体制の強化を図ってまいりたいと考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○副議長（林 寿和議員）** 今教育部長。

**○教育部長（今 裕君）** 私の方からは、大きな項目2のいじめと転校についてお答えいたします。

内閣府規制改革民間推進室の調査につきましては、市区教育委員会の学校選択制等の実施状況に関する実態を把握することなどを目的として、全国すべての市及び特別区の教育委員会を対象に昨年10月24日から11月7日までの間に電子メールによる調査票の送付、回収という方法で実施され、その集計結果の抜粋が去る2月16日、内閣府ホームページで公表され、このうち法令が遵守されていない事項などについて推進を促す意味からも当該自治体名を公表いたしました。

この設問につきましては、一つにいじめへの対応、二つに通学の利便性、三つに部活動等学校独自の活動と就学変更の理由として相当と認められるもののいずれかで在学中の児童生徒の保護者から申し立てがあった場合拒否することがあり得るかとの設問でございます。名寄市教育委員会といたしましては、従前の事例から保護者と学校で話し合いを持ち、保護者、学校の両者が就学校変更が望ましくないと判断したときに認めないことがあり得ると回答したところでございます。このことが2月18日夜の一部テレビ報道で、いじめを理由とした転校を拒否する自治体、全国32市の一つとして名寄市が報道されたところでございます。名寄市教育委員会といたしましては、いじめ対応の拒否として回答したのではなく、調査結

果の分類方法とそれを受けての報道に対し非常に残念で遺憾に思うところでございます。

こうした状況を踏まえて、2月21日には記者発表を行い、地元紙などを通じて市民の皆様にご利用の経過と見解をお伝えしてまいりました。また、校長会や社会教育委員の会、ピヤシリ子ども育成指導者交流会などさまざまな機会において事情を説明し、御理解を得てまいりました。さらに、内閣府に対しましては、名寄市教育委員会として3月1日に訂正と最終公表においては誤解を招かないよう十分に配慮をしていただくよう申し入れたところでございます。

名寄市教育委員会といたしましては、これまでいじめへの対応などを理由とした就学校の変更につきましては認めており、これからもその取り扱いには変わりがございますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

**○副議長（林 寿和議員）** 谷内議員。

**○18番（谷内 司議員）** 説明いただきまして大変ありがとうございます。

まずお聞きしたいのは、ことしなのですけれども、特別職の報酬が市長20%以下5%までしましたけれども、それが1年間でどれぐらいの削減になるのかを教えてくださいたいのと1月から職員の給与も4%ですか、カットしましたけれども、これが1年間ですとどれぐらいの金額になるのかお願いいたします。

**○副議長（林 寿和議員）** 石王総務部長。

**○総務部長（石王和行君）** お答えをさせていただきますが、特別職の関係でありますけれども、今谷内議員の方から質問にあったように市長につきましては20%、助役、それと教育長ということで、それぞれ定率の削減をさせていただいている部分と、さらに期末、勤勉手当の部分一般職員に当たる勤勉手当相当分の1.4カ月を既に削減がされておりまして、それぞれ特別職の年間の削減額合計合わせまして520万円ということにな

ってございます。また、一般職の関係でありますけれども、これにつきましては19年1月から実施をさせていただいております、一律4%の削減と、あと期末、勤勉手当における役職加算等につきまして凍結をとということでありまして、4%の部分につきましては年間で2億4,000万円、役職の部分では年間3,000万円と、このように押さえているところでございます。

以上でございます。

○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） なぜこれを聞いたかということは、特別職は520万円、職員は2億4,000万円と3,000万円と2億6,000万円ぐらいなのですが、これを見ていきますと18年度末の決算見込みの中で市税全体で、調定額が先ほど言いましたように全体ですと大体未収金なるものが差し引くと4,574万3,000円ぐらいになると思うのです。それから、国民健康保険税については同じく3,956万1,000円ぐらいの未収が出るというような判断をするのです。それから、これ以外に病院の会計、それから住宅料というのですか、住宅家賃ですか、その他についてもそれなりの未収があると思うのです。それを踏まえると相当な金額、1億円以上の金額になるのですが、ここでこのような金額が未収があるにもかかわらず、特別職やら職員の給料をカットしても何にもならないのでないかと。ですから、前の議員協議会で申し上げましたけれども、職員の給料等に手をつける前に、このようなものもって見直すものは、財政改革するものあるのではないですかと私申し上げたことがあるのですが、これが行われていないのだらうと思います。ですから、市税の概要というところを見ていただければわかるのですが、13年度から17年度までの税金の未収金、あるいは不納欠損された金額が書いてあります。この中で、13年度から17年度までですと約3億5,000万円の未収金があります、税だけで。そのうちの不納欠損が2億7,200万円出さ

れている。ですから、5年間で2億円からの不納欠損をしておいて、ここでこういう給料をカットしてもどこにも及ばないだろうということなのです。

そこで、お願いしたいのですが、これは税金対象の不納欠損処分と未収なのですが、病院と家賃の方がわかりませんので、13年度から17年度までの間でどれぐらいの未収があったのか、また不納欠損されたのはどれぐらいの金額あるか教えていただきたいと思いますが。

○副議長（林 寿和議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 病院の部分でお答えを申し上げたいと思います。

現在平成9年度から17年度までの未収額なのですが、約3,000万円、1月末現在では2,500万円から600万円ということでございまして、この間不納欠損につきましては16年度と17年度に不納欠損処理を行っております、約850万円ということになっております。

○副議長（林 寿和議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 市営住宅の家賃の納入の状況でございます。平成17年度の決算でございますけれども、これは旧風連町と旧名寄市の合算という状況の決算でございますけれども、調定額が1億9,153万6,000円、収納額が1億8,587万1,000円でございまして、収納率が97.0%ということでございます。

17年度の状況についてのみでございますけれども、御報告させていただきます。

○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 13年度から出ないようですけれども、それはそれでいいと思いますけれども、ただ税金についてはこの中にもあるのですが、いろんな措置をしたということなのですが、それはどんなことをしたかと、この中にありますよね、強制執行したとかそれなりにしたと。お伺いして集金に行ったとかありますけれども、これを見ていたら、こういうことをしたの



だというのですが、この金額的に見ていったら何もしていないのではないですか。これだけの金額が未収金として出てきているのに、職員の方が夜でも昼でも訪ねて行って、収納に対しての努力をしたというような報告いただいたのですけれども、その努力はここにあらわれていないような気がするのです。

ですから、ただ単純にまず家賃の方なのですが、多分公営住宅というのは保証人がいると思うのです。そして、その保証人がついていて、間違いだったら勘弁していただきたいのですが、多分3カ月間の未収が出たらそれなりのものを講じて、保証人の方に連絡するなりなんかの措置をとると思うのです。それで、あったらやっぱり保証人の人が払ってくれるのだらうと思うのですが、毎年毎年これだけの金額の未収金が出てくるということは、まじめに払っている人はばかを見ていないのですか。ですから、こういうところ辺をやっぱりしっかりとやらなければいけないのですが、その保証人の方の関係がどのようになっているかお願いいたします。

○副議長（林 寿和議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） 未収に対しますその対策でございますけれども、未納が発生をいたしますと翌月には督促状を出させていただきます。そして、さらにお話ありましたように3カ月が経過いたしますと担当より催告を行います。この催告の内容につきましては、文書あるいは電話、訪問等によって催告の手続をさせていただくということでございます。催告の後なお未納の場合には保証人に通知をさせていただきまして、保証人から、あるいは本人からの納入を求めるといふことにいたしております。以上をもつてもなお納入がない場合には、さらに非常に悪質という場合には訴訟による法的な措置をも検討する場合もあるわけでございます。なお、保証人につきましては、連帯保証人としての設定をお願いいたしております。家賃ばかりでなく、何らかの緊急の

連絡先等も含めまして保証人の方にはいろいろとお願いをしているということでございます。

なお、保証人への強制徴収につきましては、民事裁判での確定がされないと実施できないということもございますので、通常は保証人へは任意での代理納付の請求を行っておりますけれども、ほとんどは近親者等が支払っている場合が多いと、そんな状況でございます。

未収につきましては、鋭意努めさせていただいております。なおそれでも一部残るといふのは事実でございます。

以上でございます。

○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） それはわかるのですけれども、この間からテレビを見ていましたら、やっぱりどこのまちも財源が厳しい、それから行政がなかなか進まないという形の中でいろんなことがテレビで報道されていまして。未収金はどうやったら取れるのだ、強制執行する、あるいは差し押さえする、いろいろやっていましたけれども、あれも大事なことだと思っております。ですから、なぜこういうこと言うかというところすごいと思っております。未収金はまだもらいに行けばもらえるという考えあるのですが、不納欠損してしまったらこれはもうもらえませんか。これは数字が消えてしまうのです。その数字が私のところにもらった資料の中で13年度で4,400万円、14年度で4,359万円、15年度で9,892万円、16年度で5,899万円、17年度で2,590万3,000円と、合計2億7,000万円のお金が5年間のうちに不納欠損されるのです。そんなことばかりしていたら、市の財源なんて当然なくなりますよね。これを何とかしなければならぬと思うのです。

ですから、単純な発想なのではございますけれども、私自身の単純な発想なのではございますけれども、この後市立病院の事務を一般に委託したいということの前に聞いたのですけれども、仮に一般の方に委託をしようとする、委託業者というものは未収金が出ても関

係ありませんよね。あくまでも市でなかったらだめだと思うのです。それも疑問があるでしょう。ですから、そういうことを含めて、やはりもう少ししっかりとやらなければならないと思うのです。委託業者にするということによって、職員が100人程度の方がそこで市立病院の方から別の方に配属されると思うのです。その中から何人かの人でもいいのです。そういう人たちの中で抜粋して、プロジェクトを組むなりして、この人は本当に支払い能力がないよといろんなことで判断しながら、そうしたらその人たちにはそういうような措置をする、払える人たちにはそういうような措置をする、そういうことをしっかりやって、プロセスを踏んで強制執行をするなり、何らかの形でこの未収金をなくすなり、あるいは不納欠損の金額を減らすことを考えなければならぬと思うのですが、その辺はどうですか。

○副議長（林 寿和議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 未収金の収納対策につきまして、先ほど申し上げた内容で具体的な部分でお答えをさせていただいたところでありますけれども、現実に執行停止をして3年間の中で居所不明なり、無財産なり、生活困窮ですか、市税概要の中にも入れてあるとおりの件数でございますけれども、それまでの間に執行停止をする中で、実際の実態の調査をする中で執行停止をして、法的にきちとした手続の中での不納欠損をしっかりとしていかなければならぬということで対応をしているところでございます。税法上では納期限から20日以内に督促状を差し出して、さらに10日経過した以降に催告を出して、その後は滞納処分というふうに税法上にはなっております。法に基づいた対応をする中で、または滞納する家庭に戸別訪問をさせていただいて、家庭の事情等々もしっかり話をさせていただく中で、分納誓約をとる中ですか分割納付ですとか、いろいろな形で収納率向上に努めているところでございます。

現在の収納率は全道1位といえども、ほとんど多くの市民の皆さんが納税をしていただいているわけですから、公平、公正、公明な立場で、悪質納税者ということで片づけられない納税者もおられます。現在不況の中で、雇用不安の中で大変厳しい状況の方もおられますから、そういうものもしっかり対応していく中での処分を考えていくことが必要になってくるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 努力しているということはわかるのです。今部長から言われましたように個人の市民税が全道で1番だよという報告だから、努力していますということはわかるのです。それでは、かえってお聞きいたしますけれども、法人の市民税は全道で何番目なのですか。都市計画税については収納率何番目なのですか。国民健康保険税については全道で何番目になるのですか。多分これは相当な悪い数字だから書かなかったのだと思うので、いいところだけ書いたのだと思うので、それ教えてください。

○副議長（林 寿和議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 国民健康保険税の収納率について申し上げます。平成17年度でありますけれども、94.81%ということで、全道の35市中5位ということでございます。

以上です。

○副議長（林 寿和議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 先ほどお答えさせていただいた部分は、いい部分の上位の部分だけを答弁をさせていただいたということではありませんけれども、法人市民税の関係につきましては現在資料持っております。大変申しわけございませんけれども、一定程度法人の関係につきましては上位にランクされているのかなと思っておりますけれども、後ほどでよろしいでしょうか。お願いいたします。

○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） その順位を聞いても仕方ないのですけれども、やはりこの金額というのは大変だと思うのです。

医療の病院関係のことを仮に申し上げますと、この間たまたま病院行ったときに出くわしたのですが、病院のお金の支払いをるところあるのですが、そこに来たときにその人が言った、あなた、前回のものも金をまだ払っていないで、また今回も受診を受けて、また金払わぬのかいという人がいました。私わかりませんから聞いてみたら、あの人1年に何回も病院来るのだけれども、一回も金払わないのだと。でも、ぐあいが悪くて来たら、お金を払っていないけれども、やはり来たら診なければならぬ。困るのですということ聞いたのです。本当だと思います。ですから、そういう人たちがいて、入院費用を払わない人がいっぱいいるのだと思います。ですから、2,500万円も、3,000万円近い2,900万円、17年度2,900万円ですか、このような未収が出ると思うのです。そういうところをやはりしなければならぬ。そうしたら、ほかの人たちもそれで払わないでまた行ったら認めてくれるのだったら、手帳はありますから、それでいいということになったらみんなやるのです。いいことというのはなかなか広がらないのですけれども、悪いことというのはすぐ広がるのです。私自身もそういう話を聞いたときはびっくりしました。それから、いい例なのですけれども、土別の市立病院に通院した年寄りがいまして、それがお金を払わないで帰ってきたと。そうしたら、その人のうちの家族の人が後で支払いしに行きますからと言ったら、わざわざ土別から来なくてもいいのだけれども、集金に来てくれたと、こういう例もあります。何かその辺からいって余りにも未収金が多い。

なぜ未収金ばかりこだわるかという、こんなことやっていたら、名寄市だっていずれは夕張になってしまうのです。毎年毎年何千万円、何億円

という未収金が出ていて、なおかつ不納欠損しておいたら。それだから、もっとしっかりやってほしいということなのだ。だから、部長が言いましたようにそういう努力しているのわかるのですけれども、この間テレビ見たときには3万円の未収があります、車を差し押さえしました、何月何日競売します、そういうことを発表したら、すぐその人はお金を持ってとりに来たというのです。そういうことすることによって相当の額の未収がなくなったということをテレビでやっていましたけれども、それぐらいまで踏み込んでやらなければ、今の国の財源からいっても道の予算からいっても、名寄市としてもそんな楽な財源でないと思います。合併したから楽でないのです。毎年毎年財政改革していかなければならぬ。そのためには一番先にこれを手をつけなければ何を手つけるのですか。市長の給料の500万円カットしたからといって、これは追いつくものではないのです。だから、もう少しそのような形の中で先ほど言ったようにその職員なりがプロジェクトを組んで、そのような判断をして、しっかりとした形の中でやる。法律にのっとっても差し押さえするでも何でもいいのですけれども、そのような形で未収金並びに不納欠損減らせるような考えは持ちませんか。

○副議長（林 寿和議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 収納率100%を目指すということは、確かに当然求めなければならない部分でありますけれども、今回新たに策定をいたしました行財政改革推進計画の中にもそのことは、今回だけではありませんけれども、実施項目として入れさせていただいている部分でありますから、なお一層法の部分とあわせて収納率の向上ということに鋭意努力をしていきたいと思っております。努力でなくて、いろいろな今やっている収納率の向上の対策のほかには考えられる対策もあるのかなというふうに思っております。他市の例を見ますと、滞納の部分の納入に対して市のOBを使ったプロジェクトというものをつくって納

税に当たるだとか、そういうふうなことも現実やっている自治体もございますので、いずれにしましても国民の3大義務の一つであります納税でございますから、そのことをしっかり納税の皆さんにも相談をする中できちっと理解をしていただくようなことでの対応をしていかなければならないと思っておりますし、しかし未納している納税者がすべてが悪質ということではなかなかない部分もございます。私も納税3年ほど経験をさせていただきました、現実肌身をもって感じた部分がありますけれども、そうはいつでも98%以上の方が納税をしているわけですから、公平の原則の中でしっかりと対応していかなければならないと、このように思っておりますし、さらにまた19年度から税源移譲に伴う住民税のフラット化に伴って、今回の予算でも上げております3億2,000万円程度が市民税の増ということになってございます。喜ばしい反面でありますけれども、私ども収納率を大変心配しているところでございまして、制度の部分とあわせて今後の19年度の収納対策強化についてはきちっとしたことで、月1度の収納会議をしておりますけれども、さらに全庁的にどのようなことが取り組めるのかということも含めて、しっかりと19年度収納率向上に向けての取り組みをしていきたいと、このように思っております。

○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 前回ですか、給食センターの問題を私2回ほど質問をさせていただきましたけれども、その中で給食センターの未収金についてはそれなりの措置をもって当たっていきたいという答弁いただいたのですが、給食センターの未収金ばかりがそのような強制執行なりもろもろなことをするのではなくて、それをするのでしたら当然税金も含めた中で、あらゆる会計の未収金についてはそれに対応するということがないかと思うのです。給食センターの未収金だけがそのような強制執行なりなんりのことをするの

なくてあらゆるもの、この間見せていただいたのですが、名寄市の各会計の中では全科目に未収金がありますよね。科目で未収金のないところ一つもありません。全科目にあります。ですから、これを踏まえて、しっかりそれをやっていただきたいと思うのです。

それから、税金ばかりでなくて機構改革の中に、私自身去年の3月27日に合併させていただいて、この議会でこの議場で座らせていただいております。その中で一番気になったことなのですが、職員に対しての目配りも足りないだろうと思うのです。それはなぜかといいますと、前にも申し上げたのですが、条例を4月に制定しなかった、6月に制定した、その間の18万何がしは一般財源で支払われています。そういうこともありました。そのときには私申し上げたのですが、当然賞罰委員会で懲罰すべきだろうと申し上げたけれども、それは懲罰したようには見受けられておりません。また、この間の中にもありましたガス、あれを3年間協議したけれども、どうしても協議が調わないから弁護士料50万円の補正がありました。あれが大変なことです。私に言わせれば、あのときは言わなかったのですけれども、あれは職員が3年前ではなくて契約するとき新しい住宅建てたときにそうなるという形で契約変更すればそういうことなかっただろうと思うのです。それを怠ったばかりにああいうことになって、当然その賠償金も含めて弁護士料の50万円のほかに何百万円かまだお金を支払いすると思うのです。ああいうことだってあってはならぬことなのです。そういうことの目配りを当然市長を初め上司の方が目配りをしながらそれをやっていかなければならない。そんなことが数々あっては大変なことなのです。それで、私自身合併前の風連町のときにそういうことがあったときは、当然賞罰委員会の中で担当の部署の課長から、もしくは助役、町長までが減俸なり、1カ月何ぼという減俸になったのであります。でも、名寄市の中ではその減俸

になったという私はまだ伺っていませんけれども、それはないのだらうと思うのですが、それぐらいの気持ちを持って対応しなければ、何をやっても嚴重注意だけで終わっているということになりませんから、そういうことを踏まえてしっかりとやってもらわなければならない。その辺私はどう思うのですけれども、どうですか。

○副議長（林 寿和議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 歳入の確保につきましては、谷内議員おっしゃるとおり滞りなく、しかも満遍なくきちっと対応しなければならないというふうに思っております。

税の関係につきましては、強制執行は当然やっ  
てございまして、これは財産の調査をし、動産、  
不動産、債権と、主にこの三つでありますけれども、  
動産は普通の動産でありますけれども、不動産  
は土地、家屋、債権は貯金、給料、報酬、その  
他の支払い債権、そういったものについては強制  
執行をやっているということです。ただ、強制執  
行に至るまでの期間がちょっと時間かかるのであ  
りまして、すぐ強制執行やるわけにいかぬ。やっ  
ぱり話し合いをしながら、できるだけ納税してい  
ただくということで、担当者おりますけれども、  
1日に幾ら面談をしても、話が長くなりますから、  
午前中3人とか午後から5人とかの範囲内であ  
れば、なかなか努力がすぐ数字になってあらわ  
れてこないという状況がございまして。しかし、  
これも例えば差し押さえをしなかったら、すぐ  
税金は差し押さえされないといううわさが  
広がります。谷内議員おっしゃるとおりで  
ございまして。したがって、それは手を  
抜かずに差し押さえ処分をきちっとやっ  
ていきたいと思います。こういうこと  
で現在納税係中心にしてやっ  
てございまして。しかし、な  
かなかこの数字が上がって  
こないというジレンマあり  
ますけれども、今石王部長  
が答弁したとおり、法に  
基づきまして処分をする、  
それから処分を停止する  
というのもこれも一つの  
法であります。もう一つ、  
グレーゾーンといたしま  
してどちらもで

きないというゾーンが  
ありますから、それに対  
する対応を手間暇かけ  
てやらなければならない  
ということでもあります  
から、おっしゃると  
おり財源を一円でも  
百円でも多く確保す  
るという観点で、こ  
れからも担当者中心  
にして頑張っ  
ていただくよう  
に私どもも督促を  
したいというふう  
に思っておりますし、  
また新たな方法と  
してプロジェクトチ  
ームを例えば管理  
職でつくるだとか、  
こういったことも  
ありますけれども、  
それはもう本当に  
一瞬に終わっ  
てしまうもの  
ですから、な  
かなか長  
期的な効果  
が出ない  
わけであり  
ますけれど  
も、対応を  
していきたい  
というふう  
に思っています。

なお、そのほか例えば  
今後段おっしゃって  
おります財源の確保  
ではなくて、不注  
意により支出を  
余儀なくされ  
ると、こうい  
った点が今事  
例としてあり  
ますけれど  
も、私どもも  
そのようなこ  
とのないよう  
に極力注意を  
払って対応  
していきたい  
というふう  
に思っています。

○副議長（林 寿和議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 済みません。先ほど  
後ほど収納率についてお知らせをいたしますと  
言いましたけれども、手元に資料が届きましたので、  
報告をさせていただきます。

17年度決算でございますが、法人市民税、9  
9.8%、全道第1位ということ  
であります。都市  
計画でございますが、  
これは98.2%、これも  
全道1位ということ  
でございます。

以上でございます。

○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） 本当に未収金につ  
いては大変なことだ  
と思うのですが、私  
にそれをやれとい  
っててもできない  
と思うのですけ  
れども、大変な  
仕事だと思  
うのですけれど  
も、要するに  
まじめな者は  
一生懸命支  
払いして、ふ  
まじめという  
言葉が当て  
はまるかど  
うかわかり  
ませんが、  
やはり払  
わない人が  
いるという  
のは不公平  
があるだ  
らうと。そ  
ういうこと  
は本当に  
いい流れ  
でない  
ので、そ  
ういう  
ものは  
当然ま  
ねのし  
やすい  
ことで

あって困ることですので、今後ともしっかりやっていただきたいというのと先ほど申し上げましたように職員の管理、そのこともしっかりあのようなことのないように、やはり今後あったら大変なことですから、ないように努力していただきたいと思います。

次に、いじめでは転校できないということなのですけれども、たまたま私自身もそのテレビを見させていただきました。そして、あのテレビ見たとき大変なことだな、うちの教育長さん何でこんなこと言ったのかな、どこかチェックする欄を間違えたのかな、いろいろ考えたのですが、その後で教育長のコメントが新聞に出ていましたけれども、内閣府の調査の項目等については教育委員会等の判断の仕方が誤ったのかな、違うことがあったのだらうということはあるのですが、ただ一番私自身気になっているのはあそこの中で、北都新聞、名寄新聞に出ていたのですが、中川から和寒の間でしか新聞はとられていないのですが、その中であんなコメントを出してもどうもならないでしょう。あのテレビはNHKだったのですが、NHKの方にも確認させていただきましたけれども、あれは間違いなくそのような報道になっていますということですから、多分内閣府の方が間違えたのか、うちの教育委員会が間違えたのか、その辺は定かでないのですが、それを全道版で放送されているのですから、やっぱり全道の方々に名寄市の教育委員会はそうでないよという形の中で当然理解してもらわなければならぬことだと思います。

それに一番の問題点になるのは、やはりこれから4年制の大学も開校して、ことし2年目を迎えている。また、各学校、高等学校にしても生徒がいなくて大変だ、風連高校4人しかいないとかいろいろありますけれども、そのようなことでこういうことが全道的に公表されたとき、これからやっぱりそんなところの名寄の学校には行かない、そういうおそれも出てくる可能性があるのです。

まだ大学あたりは始まったばかりにもかかわらず、生徒の欠員なんか起きたら大変なことなのです。そういうことも踏まえて、もう少ししっかりとした対応をしなければならぬと思うのですが、内閣府との間でも相談しなければならぬと思うのです。その中で、この間のテレビでは4市だったのですが、その後の道新の中であと二つの市がふえまして六つになりました。それは、前は釧路、芦別、赤平、名寄でした。その後から出たのは、これは道新ですが、3月5日の新聞なのですが、そのほかに帯広と岩見沢が加わって6市になりました。ですから、このような形の中で、これからこの六つの教育委員会とも話し合いをしながら、本当に違うものなら全道的にみんなに名寄市は違うのだよという形の中でそれを認めてもらうような手続というのですか、努力をしなければならぬと思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○副議長（林 寿和議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 先ほども説明いたしましたけれども、今回全国で32市、当初の報道では32市ということで報道されて、道内4市ということで報道されたのですけれども、この調査では拒否する場合もあり得るとした市の回答なのですけれども、全国では403の市区教育委員会が回答しております。全体の55.9%の教育委員会が拒否することもあり得るということで回答しております。ところが、それに対して付問で拒否する場合の理由はどういうようなことですかというところ、付問に書いた市だけがいじめに対して転校を拒否しているというふうに表示されました。全くこれは設問の内容と違うような発表の仕方、私どもも本当に当惑しております。私もそのテレビ報道があったときにたまたま聞いていたのですけれども、道内で4市があるということで、今ごろそんな市があるのかなと思って聞いたら、名寄市と、おかしいなというふうに感じたのですけれども、そのようなことで今回の内閣

府の集計の仕方そのものが何か私は恣意的なものを感じております。いじめ等、それで自殺者が全国で多発しているというようなことで、その責任の所在を教育委員会に持っていかせるためにこういうような集計の仕方をしたのかなというふうに、これは邪推かもわからないですけれども、そんなふうにも思っております。

ただ、議員がおっしゃられたようにこれによってイメージダウンということも確かにあったかなと思っております。地元新聞など、それから地元の会合などではそれなりにいろいろ事情を説明して、理解を得てきたわけなのですけれども、内閣府にも申し入れを行っておりますけれども、これからこういうようなアンケートに関しては十分慎重に回答したいなと、そういうふうに思っております。

○副議長（林 寿和議員） 谷内議員。

○18番（谷内 司議員） その辺については、私見たわけでないから何とも言えませんけれども、ただそれはまずそういう食い違いあったのだろうということだけは私もわかります。

それで、この新聞の中でいじめの問題が出ていたのですが、保護者1万3,500人を対象に実施したアンケートの中で、いじめへの対応を理由にして転校を認めてもよいということがあったのを父兄は8割以上が知らなかったと回答があったのです。7割以上が転校を申し立てて、そういう制度があったこと知らなかったよということなのです。こんな中でこれを行ったということは、親が知らないということの中で行われたら大変だと思うのですが、その中で一番最後に書いてあることが本当にそうだなと思ったのですが、学校の選択は保護者の権利でもあり、学校は選べてしかるべきであると。そして、教育委員会は子供、保護者の意向があればそれを優先し、特にいじめについては配慮をしていかなければならぬだろうということが書いてあります。私もそうだと思います。ですから、やはり名寄はそういう形の中でいじめ

があったときには、保護者などからそういう申し出があれば、当然転校を認めなければならぬだろうというぐあいに考えておりますので、そういうような形で思っております。

また、今部長が言いましたように、そのように説明されましたけれども、その説明については私自身が中身自体が理解できませんので、そのことはまずいいのですが、要するに先ほど言いましたように北海道版だけでもテレビ放送されたのですから、この後内閣府と協議をして、最終的報告の中で名寄市はそうではなかったよという形の中で全道の住民にわかるような形の努力していただきたい。そういうことを約束していただきたいのですが、どうですか。

○副議長（林 寿和議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまお話ございましたように、私も7時のテレビと、それから9時ちょっと前のテレビとたまたましっかりと見させていただきました。そういうことで、事の重大さを私自身も認識したところでございまして、翌日登庁して早速にこの事実関係を調べ、その日のうちに教育委員会を開催して、この善後策について協議させていただいたところでございます。ただいま谷内議員の方からこれについての名寄市のイメージダウンというのでしょうか、こういうものをどう図っていくかという、そういうお話だったかと思えます。また、私はそういうことも踏まえまして、2月21日には早速に道教委の方に、これは市町村教育委員会にストレートで来たものでありまして、道教委は全くタッチしておりません。そういうことから、道教委にも報告し、今後の名寄市のとり方についても助言をいただいたところでございます。そういう中でも道教委としては、やはりこの集計の仕方には無理があると、そういうことから、内閣府にきちっとお話をすべきだというそんなアドバイスもいただきました。そういうことを受けて、先ほど部長の答弁になったところでございます。3月1日に内閣府の方にも申し

入れをし、最終集計がまだ出ておりません。それで、内閣府のホームページの中で最終集計ではこういう誤解を招かないようにきちとした形で内閣府が発表していただきたいと、こういう申し入れもしっかりさせていただきました。それから、このことにつきましては内閣府の回答を私たち待ちまして、そして都市教育長会議も開催されます、全道の。全道の都市教育長会議の中で、あるいは道教委などにもその経過等についてしっかりと伝えて、そういう誤解を払拭してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○副議長（林 寿和議員） 以上で谷内司議員の質問を終わります。

次に、特別支援教育の支援体制について外1件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきに通告をいたしました順に沿って質問をさせていただきたいというふうに思いますが、既に特別支援教育につきましては3名の方から、病院関係では4名の議員の方から質問が出ておりますので、答弁につきましては時間の有効活用ということも含めて重複を避けてお願いをしたいというふうに思います。

第1点目は、本年4月より施行いたします特別支援教育についてであります。既に承知のように名寄におきましては、道のモデル地域指定として一昨年、17年度より1年間の試行をして、本年18年も名寄市が単独で推進をしてきたところがあります。19年度からは、本格的な施行ということになります。昨年3月の定例会で18年度の施策についてお尋ねをいたしました。本年19年度より本施行となる特別支援教育で、名寄市として2年間の試行がされてきたわけでありまして、課題も多くあったのではないかとこのように思っているところでございます。昨年3月の議会での答弁では、対象者のいる3校について専門家チーム委員の派遣をしながら、2回の巡回相談、授業の観察、保護者との面談、あるいは校内における

ニーズの把握を実施などの結果を踏まえ、指導計画策定を進めると答弁がございました。3月末で18年度を終了することになるわけですが、2年間の成果と課題についてお聞きをいたしたいというふうに思います。

一つには、軽度発達障害にかかわり、保護者等の認知もありますが、名寄市内における児童生徒数について教育委員会として押さえている特別支援教育が必要な人数についてお知らせを願いたいというふうに思います。

二つには、学校内における意思統一について、校内委員会を設置をしておりますから、そのような中でどのようにこの意思統一をされたのかについてお聞きをしたいというふうに思います。

三つには、幼稚園、保育所、小学校、中学校、そして高校との連携についてどのように進められたのか。課題等々についてお知らせを願いたいというふうに思います。

四つには、医療機関あるいは保健福祉等との連携はどのように進められたのか。

五つには、専門家チームによる授業の観察と保護者との面談等はスムーズに進められたのかなどについて、成果と結果についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

六つには、新年度の支援員の配置数をお知らせを願いたいというふうに思います。

2点目は、名寄市立総合病院の現状と地方センター病院の将来展望について何点かお聞きをしたいというふうに思います。名寄市立総合病院は、北北海道の医療のかなめとして、救急医療、高度先進医療、地域への医療支援など、センター病院としてその役目を担ってきました。医療制度の見直しなどの影響と総合病院における労働条件の悪化により、医師の確保がますます難しくなっている今日の医療の現状にあるというふうに思っております。マスコミによりますと、今年道内で8市町村で9医療機関が医師の引き揚げや診療科目の縮小を余儀なくされているというふうに報道がさ



れていました。今非常に地域医療が危機的な状態になっているのではないかというふうには私は考えているところでございます。

名寄においても循環器内科、あるいは精神科の医師不足により市民だけではなくて地域においても医療サービスの低下が余儀なくされたところがございます。一方で、国の指導などによって本年より小児科が名寄に集約をされ、24時間診療体制が整うということになりますが、名寄近郊における小さな子供を持つ親にとっては安心ができる体制になることは心強いというふうに思っている一人ではありますが、しかし一方で士別近郊における子供を持つ親にとっては緊急医療サービスが悪化する、そのことは必至だろうというふうに思っています。医療におけるサービスについては、病名が早くわかり、精神的なこともあわせてきめ細かな治療により早期治癒が最大のサービスであります、それ以外にスタッフによる患者さんへのサービスも重要と考えていますので、各科におけるスタッフの現状や配置数についてお知らせを願いたいというふうに思います。

二つには、全スタッフの勤務の実態、労働条件についてお知らせを下さい。

三つには、現在の診療は予約制が多くとられておりますが、予約制を持っていない診療科の平均待ち時間について、個々の疾病によって、あるいは診療科によって時間は異なると思いますが、どのくらいの待ち時間なのかについてお知らせを願います。

四つ目に、事務管理部門の委託が進められることが報道されましたが、メリットとして人件費の削減があるとの報道がなされました。しかし、この報道ではデメリットについて触れられていませんでした。もし中身的にデメリットがあるとしたら、その内容についてお知らせを願いたいというふうに思います。

五つに、今後の名寄市立総合病院における地方センター病院の将来展望についてお聞きをしたい

というふうに思います。今後名寄だけではありませんが、高齢社会がますます強まってきますし、高度医療が重要となってくるだろうと思います。福祉との連携も必要なのかもしれませんが、高齢者医療対策としての今後の考え方と医療不足により厳しい環境にあるかもしれませんが、救急救命医療センターの展望について考え方があればお聞かせをください。

最後に、直接市立総合病院にかかわらないのでありますが、政府の医療施策により診療報酬引き下げ等に伴って介護療養型病床が激減をいたしました。言葉は悪いのではありますが、介護難民が出ているという、そういうふうにも言われています。東病院に介護療養型病床がありますが、政府の方向は23年度までとなっていますが、いつまでに設置がされているのか、あるいは東病院の将来展望についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

以上でこの場からの質問を終わらせていただきます。

○副議長（林 寿和議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） ただいま大きく2点について御質問がございました。特別支援教育の支援体制については私から、名寄市立総合病院の現状と将来展望については市立病院事務部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

特別支援教育の支援体制につきましては、関連しますので、まとめてお答えさせていただきます。特別支援教育の成果につきましては、平成17年度に地域指定を受け、モデル事業として実施以来2年間にわたりまして市内全小中学校における校内委員会及びコーディネーターの配置を初めとして、コーディネーター連絡会議や専門家チーム会議、巡回相談などを開催し、推進体制の整備に努めてまいりました。特に巡回相談につきましては、特別な支援を必要とする子供たちの課題を把握するために、専門家チーム委員であります名寄市立大学などの教員や市立総合病院の医師など専門的

知識のある方々にお願ひし、授業の観察や担任、保護者との面談を通して、子供たちの望ましい支援のあり方について指導、助言をいただき、それをもとに各学校では校内体制の整備に努めております。例を挙げますと、昨年度の巡回相談の結果ある小学校では支援計画を作成し、担任以外の教諭が必要とされた特定教科にチームティーチングとして学級に入り、個別の指導体制をとることで成果を上げております。文部科学省の調査では特別な支援を必要とする児童生徒の数は6.3%となっておりますが、名寄市におきましては昨年9月に行いました実態調査の結果4.1%という数値になってございます。

学校と幼稚園、保育所などとの校種間における連携におきましては、児童生徒の入学、進学時に学校間の引き継ぎとして担当者間においてきめ細かく行われております。また、医療機関、保健福祉等々との連携につきましては、専門家チーム委員や幼稚園、療育センター、学校など関係機関の代表者から成る連携協議会の委員として参加いただく中で助言をいただきながら、連携を図っております。

巡回相談につきましては、今年度におきましても2月に2件の相談要望がございまして、専門家チーム委員による授業観察、担任、保護者との面談を行い、専門家チーム会議にて望ましい支援のあり方を学校及び保護者に助言してまいりました。

特別支援教育における課題といたしましては、特殊教育から特別支援教育への制度の転換に対する保護者などの理解が欠かせません。また、理解を進むことにより特別な支援を必要とする児童生徒の数もふえてくるものと考えられます。これに対応する教職員の資質の向上や特別な支援を支える人材の配置につきまして、今後とも国、道に働きかけていくとともに名寄市としても検討を重ねてまいりたいと考えております。19年度におきましても各学校すべてに校内委員会やコーディネーターを配置し、特別支援教育がスムーズにスタ

ートできますよう今後とも体制整備に努めてまいりたいと考えております。

支援員の配置につきましては、交付税による単価などまだ不明な点もございまして、正確な情報が入り次第それを判断していきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（林 寿和議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私からは、市立総合病院の現状と将来展望についてお答えいたします。

スタッフの配置数でございまして、病棟及び外来のスタッフ配置数について申し上げます。精神科病棟においては、15対1の入院基本料が算定できております。基準では21人で、21人を配置しておりますので、基準は満たしております。一般病棟におきましては、10対1に入院基本料が算定できております。基準は138人で、現在147人配置しておりますので、基準は満たしております。しかし、急性期の入院患者さんを受け入れる病棟としては、重症度、看護必要度等から考えると、また産休、育休者もいることから、決して十分な看護師の数とは言えません。今後とも人材の確保に努めてまいります。

続きまして、週休の消化についてでございますけれども、18年度3月末までに消化できない週休日数は3月1日現在で全体で275.5日となっております。消化できなかった理由は、勤務免除の扱いで研修を行っており、例えば認定看護師研修センターに1人180日、看護師養成2年課程の病院実習、面接授業に5名で150日、合計350日行っておりまして、その人員手当てのため週休が消化できない状況になったと思われまして、1人1.21未消化となっております。それから、有休消化についてでございますが、平成18年はまだデータが出ておりませんが、平成17年の消化率は看護師全体で22.97%となっております。取得できている部署とできていない部署はかなりば

らつきがあります。透析室、手術室、中央材料室、第1病棟は34%から68%の消化率、その他7部署は10%台の消化率となっています。続きまして、時間外勤務についてですが、平成18年度4月から1月までのデータですが、1人1カ月平均透析室、それから4階西病棟は24時間、手術室は36時間、3階東病棟は27時間となっております。その他の6部署は2から10時間となっております。

それから、外来における待ち時間でございますが、11月7日、8日に外来患者さんにアンケート調査を行っております。その中では、予約外の患者さんの65%が1時間未満、2時間未満が16.8%、それ以上が3%となっております。予約患者の80%が1時間未満、2時間未満が20.4%、2時間以上が14.6%となっております。このことを参考に、今後とも患者さんの待ち時間短縮の工夫をしていきたいと考えております。

それから、医事業務の関係でございますが、医事業務委託につきましては19年4月より受付及び外来料金計算等の窓口部門及び外来レセプト請求部門並びにカルテ部門を業務委託しまして、さらに10月より入院にかかわる料金計算、レセプト請求等を業務委託する予定です。メリットとしては、専門性が高まり、サービスの向上が図られることが挙げられます。また、人件費の節減については入院部門が途中からのため初年度についてはそれほど効果はありませんが、全部委託した次年度以降において節減効果が図られると推定しております。このほか医事課職員の恒常的な時間外業務からの解放やレセプトの査定減率の減少、診療報酬改定の際には最新情報が入手できることなどが挙げられます。次に、業務委託前の時点でのデメリットとして予想されることは、委託職員の個人能力の差と欠員が生じた場合即戦力となる地元での職員確保の困難さが予想されます。

地方センター病院としての将来展望でございますが、平成17年に行われました国勢調査の結果

では、当院が医療圏域とする上川北部圏域では平成12年の国勢調査の結果に比べて年少人口、生産人口はこの5年間でいずれも減少していますが、65歳以上の高齢人口は1,676人増加しており、圏域内の高齢化が一層顕著となっております。高齢人口はとりもなおさず病院への受診割合の増加をもたらすことが考えられますが、将来的には現在の10対1の基準看護から看護密度の高い7対1の看護体制への変化なども考えられます。また、診療機関だけでなく、予防、健診、診療、療養、リハビリなどの関係機関の連携を強化していく必要があると考えております。

平成17年度の救急車来院件数は1,382件となっており、1日平均では3.8件で、平成11年度の1日当たり3.5人に比べわずかながら増加の傾向にあります。救急では搬送と診療が非常に重要な要素となります。当院では年間を通して救急外来診療を行っていますが、新たに救急外来部門を増改築して緊急医療の体制を構築してまいります。また、救急救命士が搬送中に行える処置が拡大されていますが、当院の医師の指導のもとで就業前実習や年1回の生涯教育実習及び気管挿管実習を行い、救急救命士の資質の向上を図ってまいります。

続きまして、東病院についてでございますが、昨年7月の診療報酬改定で入院治療の必要が薄い患者の診療報酬が低く抑えられたことから、全廃される予定の介護型ベッドをいつごろどのように転換していくかを含め経営的な判断が求められています。東病院の運営につきましては、運営協議会の場で今後の転換を含めた将来像が検討されることとなります。東病院については、高齢者が安心して療養できる医療施設として地域医療の一翼を担っているという使命もありますので、さらに的確な情報の収集に努め、早目早目の対応と適切な判断に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 答弁をいただきましたから、再質問をさせていただきたいと思いますが、特別支援教育にかかわって、それぞれ各学校にコーディネーター全校に配置をしているということで、それはもう3年目に今度は入るわけでありますから、一定のコーディネーターの勉強などもやっているのだらうと思いますが、中身的に実は学校委員会、校内委員会ですか、の中での議論や全教職員による中身も含めてやっているということでもありますけれども、しかしコーディネーターに対しては大変大きな負担になるということはそれははっきりしているわけでありまして、それぞれこの軽度発達障害の関係でいきますといろんな方がいるわけでありますから、1人のコーディネーターでできるのかどうかというものも非常に疑問なところもありまして、そんなところコーディネーターに対する支援や研修はどのように今まで進めてきたのか、今後またどのように進めていくのかということについてお聞きをしたいというふうに思います。

また、障害種別ごとの専門性も実は必要だというふうに思っています、中身的には支援員の研修についてどのように考えているかについてお聞かせを願いたいと思います。

○副議長（林 寿和議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） コーディネーターの役割につきましては、ただいまの竹中議員のお話のとおりでございまして、これから本格的に特別支援教育が進められていくに当たって、一つには大変重要な役割を果たしていく、こういう役目を担うわけでございます。本当にその学校が特別支援教育にスムーズに移行でき、しかも教育の内容が充実されていくかどうかは、ある意味ではコーディネーターの力量にもかかってくるということでございまして、そういう中ではこれまでの2年間もコーディネーターの研修等は何回も開催して、そして特別支援教育の望ましいあり方について資質を高めてきたところでございます。それは、竹

中議員も御案内のとおりでございます。

ただ、今の話にありましたようにそのことによって負担が過重になるのではないかと、こういう懸念ももちろん私たちにもございまして、これは一つにコーディネーターはやはり校内委員会のイニシアチブをとる役割、言ってみれば仕事を全部引き受けてきて、そしてそれをさばくのではなくて、あくまでもイニシアチブをとると、こういう面で大きな役割を果たしていただきたいということがかねがね各学校に指導しているところでございます。そういう中で、学校がやはり全体でこれからの特別支援教育に当たっていかなければならない。そして、重要なキーパーソンになるのは、これまでも存在しておりました特殊学級の担当の先生方でございます。平成19年度から御案内のとおり今まで特殊学級と言っていたその名称が変わりまして、特別支援学級に変わります。そこに加えて、今お話のあった発達障害の子供たちも同じように救いの手を差し伸べているのをしっかりと見守っていかなければならないと、こういう営みになってまいりますので、今まで特殊学級で指導されてこられた先生方がコーディネーターのものでしっかりと特別支援教育を支えていく役割が必要である。それとあわせて発達障害の子供たちは現在普通学級にいるわけでございますので、普通の学級の先生、普通の先生と言ったらちょっと言葉悪いのですが、一般教員についてもこれらの理解を深めるということが大切であると。そういう中で、コーディネーターが負担過重にならないように学校を挙げて新年度取り組めるように私たちもしっかりと見てまいりたいと、こんなことを考えているところであります。

それから、障害種別につきましてもやはり今お話のように特殊学級はそのまま特別支援学級として生きていきますので、この種別は依然としてしっかりと分けられていくというふうに考えております。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番(竹中憲之議員) 中身的には理解をしているわけではありますが、しかしまだまだ整備不良というか、なところがあるのではないのかというふうに実は私思っています、軽度発達障害の児童や生徒に対する理解というのは、これは学校全体がそのことをきちっと体制をとらない限りかなり厳しい、普通教室に通っている子供たちにしてみればかなり厳しい状況にあるだろうと。今言われたように学校全体がと、教職員がということですから、それはそれで理解をしますが、やはり校内の中における集団指導体制ということ、そんなのも必要だというふうに思いますし、そんなところの整備の進め方等々も考え方があればお願いをしたいというふうに思います。

それから、特別支援教育で、支援員の配置がどのように考えられているかちょっとまだはつきりしないのでありますが、2年間試行してきて、人的な配置はそれぞれもう考えられているのだろうというふうに思いますけれども、支援員の配置はいつごろになるのか。あるいは、今後支援員あるいは専門家チーム等々との連携の中で大学との連携について、先ほど若干答弁の中でありましたけれども、大学との連携を強めるという意味では今後どのように考えているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

○副議長(林 寿和議員) 藤原教育長。

○教育長(藤原 忠君) まず初めに、支援員、特別教育支援員の配置でございますが、これはさきの熊谷議員のときにもお答え申し上げましたが、文科省では平成19年度、平成20年度と一応2カ年かけて、支援員を2年の間に何とか全国の公立小中学校に配置したいという、こういう予算づけを今しております。そのうち平成19年度はひとまず250億円ということですから、私たち市町村にはどれくらいになるのか、1人当たり100万円かちょっとぐらいかなというふうには推測しているわけではありますが、2万1,000人を平成19年度で一応配置したいと。ですから、19

年度では全校にはまだ当たらないわけでありまして、平成20年度さらに9,000人を加えて、結果的には3万人規模で支援員を配置したいと、こういう構想を持っている。交付税措置ですと、延べ5万1,000人分というのでしょうか、2年間で、それはさておきまして平成20年度で大体全小中学校に配置されるという大きな見通しがございまして、そういう中では今ちょっと名寄市教育委員会としても新年度すぐにと、この支援員制度を導入するというふうにはなりにくいかなということで当初予算には組み込んでまいりませんでした。しかし、大体5月下旬ぐらいになればこの見通しが立つのではないかという、そんな考えを持っておりまして、それ以降早急にそういう対策についても検討してまいりたいし、また議会にも御相談申し上げたいと、このように考えているところでございます。

それから、大学との連携につきましては、二つあるかと私は思うのであります。一つは、先ほどの部長の答弁のようにいわゆる専門的な教授、その他の人材の活用と。それから、もう一つは、学生の活用でございます。したがって、新年度研究学校を指定するわけでございますけれども、この中では学生をどう活用して、この特別支援教育にサポートしていただくか、こういうことを研究していきたいと。いきなり全校にという混乱を招きますので、そういう成果を踏まえて、一步一步進めてまいりたいと、こう思っているところであります。

それから、竹中議員からは、やはりコーディネーターにかかわる子供たちの理解を深めての懸念がございました。この懸念については、やはり教育委員会も同じように持っておりますので、この2年間の成果を踏まえると同時に19年度さらにしっかりと学校を挙げて取り組むという、そういう集団指導体制をしっかりとつくっていかねばならないと、こう思っているところでございます。名寄は、おかげさまで管内の市町村でも一番

進んでいるのではないかと私は自負しているの  
でございます。そういう意味では、何とか先達の市  
としての役割をこれからも一步一步であります  
が、果たすように努めてまいりたいと、こう思っ  
ているところです。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） そのように進めてもら  
いたいと思いますが、ちょっと方向を変えたいと  
思いますが、実は朝読書の関係で猿谷議員が質問  
をいたしました。教育長の答弁では、集中して静  
かに読書されているということでありますけれど  
も、この中で、朝の読書時間の中で軽度発達障  
害の子供たちの対応というか、どのようにされて  
きたのか。あるいは、されていないとしたら今後  
どのようにしていこうとするのか、ちょっとその  
点についてお聞かせを願いたいのと、6日の代  
表質問の答弁で教員加配15名と言いました  
つけ、というふうに答弁があったというふう  
に記憶をしているわけですが、中身的に私が  
勝手に判断をしているのであります。特殊学  
級だったり、4月からは特別支援教室になる  
わけですが、あるいはチームティーチングの  
ところでの加配の中身になるかもしれませんが、  
この加配の内訳というか、中身についてお  
知らせを願いたいというふうに思います。

○副議長（林 寿和議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 朝読書につきましては、  
特に私たち留意を要するのはADHD、多動性  
の子供たちでございます。そういう中では、実  
は朝読書のときには担任も教室に入ってお  
ります。そして、その中で朝読書をしており  
まして、担任は十分そういう子たちを把握し  
てございますので、今のところそういう発達  
障害によって朝読書が何か支障があったと  
か、あるいは成果がうまく上がらなかった  
という事例は聞いてございません。そういう  
意味では安心かなと。むしろそれよりも  
そういう発達障害の子供たちよりも問題は  
ほかにございまして、そういう点も朝読書  
が定着してきて

本当に幾つかの中学校などもしいいん  
とした中で、校内が一瞬静まるような  
状況が現在は起きているということ  
でございます。

それから、加配につきましては、  
せんだっての答弁でお答え申し上げ  
ましたが、いわゆるチームティーチ  
ングの加配につきましては9名で  
ございます。そのほかに中学校では  
新しく道教委が1学年3学級の  
数でかなりきつときにはそれを4  
学級にするという、こういう弾力  
的な対応をすることになりました。  
それで、その4学級維持という  
対応で1名加配をいただいている  
ところでございます。それから、  
初任者が名寄にも入ってまい  
ります。その初任者への対応とい  
うことでやはり加配を2名ほど  
いただいているところございま  
す。そのほかに言葉の通級教室  
などの加配も3名いただいで  
いると。生徒指導なんかも加配  
をいただいています。それやこれ  
やで18年度は総計15名にな  
っていると、こういうこと  
でございます。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それで、先ほど  
支援員の人的な配置どのように考  
えているかちょっとまだ答弁な  
かったのですが、5月の末です  
とあと3カ月もしないうちにこ  
れをきちっと配置をしていかな  
ければならぬ状況になるわけ  
ですが、この支援員の扱い、本  
来ですと全学校にということ  
ですけれども、しかしそうもい  
かないというのが事情なのかも  
しれません。

そこで、実は自校方式や拠点方式  
ということで、拠点方式の場合  
は新たに名称変わる支援教室  
になるのでしょうか、そんなと  
ころの扱いもあるというふう  
に思いますが、どのようにこの  
支援をしていくかによって変  
わるのではないのかと、支援員  
の扱いについても。そんなと  
ころについてもう少し詳しく、  
わかれば、考え方あればお聞  
かせを願いたいと思いますし、  
今支援員にかかわっての交付  
税算入ということで、これは  
色がついていないものですから、  
どこへどうやって使われても  
わからなくなるというのが現  
状なわけでありまして、

今回の名寄市の予算を見ますと、特別支援教育といっても推進事業の中で17万円ほど予算を組んでありますけれども、確認だけちょっとさせてもらいたいと思うのですが、これは5月末に決定をすれば6月から予算を組んで、支援員もそこに配置をするということによろしいのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

○副議長（林 寿和議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） まず最初に、人的配置についてどう考えているかということですが、御案内のとおり名寄には16の小中学校がございます、学校数で言えば15でございます。その中で、現時点では発達障害のいない学校もあるわけでございます。特殊学級はあるけれども、発達障害の該当者はいないと、そういうことも配置に当たっての参考になるかなと、こう思うのでありますが、いずれにしても文科省の計画がどういう形で最終的に落ちついてくるのか、この辺はやっぱりよく見きわめていかなければならないと思うのであります。そして、それが本当に名寄市にどれくらいの人員配置のような交付税措置がされるのかをやっぱりよく見ませんと、今推測ではなかなか言えないのかなと思っております。しかし、もし相当数のそういう配置があるとすれば今お話ししたような順番で、いわゆる学校のニーズに応じた順番で配置していくしかないのではないかと。そして、この交付税措置につきましては、これはやはりこのためにお使いいただくように市長部局にもしっかりとまたお願いしてまいりたいと思っておりますし、6月議会などではこれについても御審議いただくことがあろうかなと、こう思ったりしておりますが、今のところはちょっと見通しとしてはっきり申し上げることはできません。

なお、この特別支援教育に係る加配につきましては、平成19年度、名寄市も1名いただく予定に今なっております。これも管内では例のないことではないかなと、こう思ったりしているところ

でございます。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 確かに軽度発達障害の扱いについて、先生方もかなり苦勞をされているのだらうと思うのです。教育長の方も承知をしているのだらうと思いますが、小中学校における特殊学級の児童生徒数が18年と10年前の比較をすると約2.34倍ぐらいに、これは今回のこういった2年前からの扱いも含めてやってきて、ふえているのだらうと思いますけれども、一方で通級指導教室に通う児童生徒が2.5倍弱ぐらいですか、この10年間でふえているということでいきますと、支援員の数も含めてきちっと整理をしながら、私は基本的にはいるところについてというよりも全学校に支援員を配置をすべきだというふうに思っているものですから、金銭的に全学校に配置をすればしたらどのぐらいになるか、もしあればお聞きをしたいと思います。

○副議長（林 寿和議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 支援員については、先ほどからお答えしてはいますが、交付税に算入されるということで、総額幾らというように積算単価などもまだ全く不明の状況でございます。間もなくこれについては通知が来るのではないかと考えてはおりますけれども、そのあたりがわからないことには1人当たりどの程度で雇えるか、時間にもよるとは思いますが、そこら辺がわからないことには余りにもあいまい過ぎて具体的な金額はちょっと今の段階では言えない状況です。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 私が言っているのはそういうことではなくて、交付税が算入されるから云々ではないのです。それはどういう方をいわずに支援員をお願いをするかということにもつながるわけですね。学校の先生がやめて、そういう方を使うのか、あるいは若い方でもそれなりにやれる方を使うのかによって中身的には支払う額が変わる

というふうに私は思っています。必ずしも今部長言うようにそれでは支援費が来るから、そのプラスで市がどれだけ出すかという計算ではない、私はそういうふうに言ったつもりではなくて、総体でそれでは支援員をどういう方を使うかによって変わるので、その計算はどうなるかちょっと聞きたかったのですが、いいです、わかりました。6月のときにもしできれば、クリアされてできれば、そのときまたやらせていただきたいというふうに思います。

それで、病院の関係で、時間もありませんから、病院の関係で若干聞きたいと思いますが、なぜ私は有給休暇の消化問題や超勤問題含めて聞いたかという、さきに医療事故がありました。これは、そんな中身で医療事故になったのではないというふうに思っていますが、非常に危惧しているのは休暇もとれないまま、そして疲労が蓄積をして、精神的にも肉体的にもということで医療ミスにつながると大変なことになるなというふうに思っているのです。実は、私の知っている方で札幌で50代の方が総合病院にいまして、精神的にも肉体的にも休暇もとれないので、やめて、年収がっぱり下がりますけれども、異業種にいきますという話聞いて、それはやめた方がいいのではないですかと言ったのですけれども、結果的にやめました。もたないということなのです、精神的にも肉体的にも。ですから、聞いたわけで、中身的にももう少し改善されるところ、先ほど若干まだ数が少ないのかなというようなところもありましたけれども、医師もそうであります、看護師も若干ふやせるものなら10対1から7対1にするということでふやしなが、病院は病院の中としてそういう医療ミスが出ないようにいろんな工夫を凝らしなが、会議をしながらということをやっているのだらうと思いますが、しかしそういった中身については労働条件というか、そういう問題については少しずつ改善をするというよりもできれば一気にこれは改善をしていかないと、特に名寄大学、前

は短大ですけれども、大学から入った場合1年やそこらでやめられてしまったのではどうしようもならぬわけで、そういった意味ではそういう労働条件の改善も含めて今後きちっとやっていただきたいというふうに思いますし、そういうことで要請というよりもこれはやれということで、そんなこと言うと市長に怒られるのでありますけれども、そんなことでお願いをしておくところであります。(何事か呼ぶ者あり)

○3番(竹中憲之議員) 聞けよ、聞けよと言うから、その後で聞きますけれども、それとも一つ、小児科が集約されて24時間体制になって、先ほども話しましたけれども、士別周辺の体制が変わるわけです。そんなところの受け入れ態勢というのはどのように考えているのか。ただ単に24時間体制だから、その中で受け入れるということなのかどうなのかちょっとお聞かせ願います。

○副議長(林 寿和議員) 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(佐藤健一君) お答えいたします。

小児科は現在4名の医師がおりまして、3名増員されて、4月1日から7名ということで、24時間365日の救急体制をしくということでございまして、士別等の圏域の患者さんにつきましては、うちの方から平日、月曜日から金曜日までにつきましてはサテライト診療に参ります。5時以降の方々につきましては、うちの病院に来ていただくということになります。ただ、このことに対しましては、この圏域含めて地方センター病院ということもありますし、十分な対応をしていきたいと、そんなふうに考えています。

○副議長(林 寿和議員) 竹中議員。

○3番(竹中憲之議員) それでは、先ほど各外来における待ち時間の話がありました。非常に長いのではないのかというふうに思いますが、予約制診療科以外で、診療科によっても違うのだらうと思いますが、新患の扱い、基本的には予約で診療というのが予約されている診療科ではそうなの



ですが、緊急を要さなくても新患が来院したときの診察の取り扱いについてどのように対処しているかについてをお聞かせください。

○副議長（林 寿和議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） お答えいたします。

急患につきましては、状況にもよりますけれども、救急対応ということで救急室の室長がおりますので、そちらの方で診ているケースもあります。ただ、その状況に応じて臨機応変に、急ぎ診療しなければならないという患者さんにつきましては随時診ているということでございまして、ただ予約された方がそれだけ長く待つことにはなっているような状況がございます。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 最後にしたいというふうに思いますが、実はこういう話を聞きました。透析において、詳細はつきりしないのでありますが、何か問題があったというふうに若干聞いていまして、透析の時間が4時間から3時間にとかという話もちらっと聞いたのですが、その中身についてちょっとお知らせを下さい。

○副議長（林 寿和議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 実は、今までは従来は4時間透析ということで、全員の方4時間で透析をしていたということございまして、看護師さんの業務量が膨らんでいると、過重になっているということも含めて、4時間2クールでやっていますから、自然と時間外にならざるを得ないというような状況ございまして、そのことの解消ということで、1月から3時間透析ができる方については3時間で行いたいという申し入れが泌尿器科の医長の方からありまして、それで3時間透析を続けていたのですけれども、どうもやっぱり体の調子が患者さんによってぐあい悪いという方が多くて、現在はほとんどの方4時間透析に戻ったということになっていまして、看護師さんの業務量ふえていくということではあるの

すけれども、2月に1名増員させていただきました、臨時職員の方なのですけれども、少しずつ軽減を図っていこうということで考えております。それから、臨床工学技士もこのことにはかかわり持っていて、今5名体制をしいておりますけれども、非常に業務量、人工透析の今1日平均44人から45人ぐらいいらっしゃるということで、人工透析の業務量もふえてきているものですから、20年度で臨床工学技士1名増員をしたいと、そんなふうに考えています。医師の方はちょっと補充は未定でございます。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今部長の方から医師は未定というふうに言われて、ちょっと言おうかなと思ったら先に言われてしまいましたからあれですが、ただ看護師はそういう意味では少し補充をして、なぜかという学生も結構いるわけですし、朝早くか夜遅くということになるとどうしてもスタッフにそれは過重はかかるということでありますから、そういった意味では先ほども言いました労働条件の改善も含めてそんなところでスタッフの増員もきちっとやっていただくということで、それはよろしいですね。

○副議長（林 寿和議員） 佐藤病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐藤健一君） 私現場というのはスタッフがなければそれは診療ができないということで考えておりまして、今現在産休、育休の方が常に十数名いるというような状況もありまして、その方を除いて配置基準は満たしているのですけれども、研修も専門的研修が多くなってきているということも含めて、その分も足して体制しかなければならぬと、そんなふうに考えています。

○副議長（林 寿和議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 最後にしますが、若干さきの中で何人かの中で医師の確保の問題で話しされまして、中身的には循環器あるいは精神科も含めて補充ということではありますが、市長の執行

方針の中で医師確保について今後ともいうふうになっていましたけれども、今以上の増員について展望あるのかどうかについてお聞きをして、質問を終わらせていただきます。

○副議長（林 寿和議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） センター病院の機能を発揮するということが地域の医療資源と申しましょうか、医師の充足等を勘案しますとより以上責任が高まってきているというふうには実は認識をしております。その中で、道内の三つの医科大学の医局の研修医の確保状況、在籍状況等見ますと、どうしても一般の地域にあります病院の医師というのは、これからも十分に充足はできないのではないかと、そういう判断をせざるを得ない環境にあります。したがって、センター病院、そういう意味では非常に広域になりますけれども、患者の皆さんがセンター病院を信頼して来る、それだけにしっかりと医療体制のためにこれからも頑張っていかなければならないと、こんなふうに思っております。今回19年度、20年度で増築をする部分では、医局の医師の対策についてもスペースを広げていこうと、こういうことで頑張っております。今診療科で、個々の対応では循環器あるいは精神科等では十分ではありません。ありませんが、そうした施設整備等を進める中でしっかりと3医育大学等に対するセンター病院の受け皿を整備していることでの評価をいただいて、また医師の配置も期待できるのではないかと、このように考えての整備計画を持っているところであります。

○副議長（林 寿和議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

---

再開 午後 1時00分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民保養施設のあり方について外2件を、山口

祐司議員。

○6番（山口祐司議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1点目に、市民保養施設のあり方について質問をいたします。現在名寄市には名寄温泉サンプラー、そしてふうれん望湖台センターハウスと2カ所の市民保養施設があり、名寄市民はもとより近隣住民の憩いの場となっております。サンプラーについては、年次的に改修工事もされ、大変きれいに維持管理がされておりますが、望湖台センターハウスにつきましては建設後かなり年数も経過しておりまして、老朽化が進んでおります。確かに旧風連町の時代からなかなか手をつけられずにきた施設であります。自然公園も併設されており、大変に自然景観のよい素晴らしい環境に恵まれた保養施設だと私は考えております。そこで、今後この施設をどのようにされるおつもりなのかお伺いをいたします。

また、平成18年度の収支見込みについてもお伺いをいたします。

近年過当競争の中にある市町村の温泉施設の運営が厳しさを増していると言われておりますが、集客力を高めるための方策についてどのような努力をされているのかもお聞かせをいただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように施設自体が大変古く、老朽化している現在、今後の改修計画はどのようにあるのかについてもお伺いをいたします。

2点目に、市民への情報開示について質問をいたします。まず、市民向けの行政情報のあり方についてどのように考えておられるのかをお聞かせください。

また、今後の広報活動について、可能な限りわかりやすい言葉で情報伝達をし、市民と共有することが最良と考えるところでございしますが、どのような活動が考えられるのかお聞かせをください。

次に、総合計画の一つのキーワードとなる市民

と行政が協働するまちづくりの面からも市民ニーズを的確に把握しつつ理解度を深めることにさらに努めるべきだと考えますが、どう取り組んでいくのかお聞かせをください。

最後に、新型インフルエンザについて質問をいたします。最近新聞、テレビ等で高病原性鳥インフルエンザが新インフルエンザに変異し、大流行した場合、道内でも100万人以上が医療機関を受診し、7,000人以上が死亡すると推計されるなどの報道がされましたが、この大流行を想定した場合行政としての対応はどのようになるのかお聞かせをください。

また、大流行時、道内の1日当たりの入院患者数は最大で約4,500人と推計されていますが、道が確保しているのは30医療機関、143床のみとのことである。大流行すれば診療場所は医療機関だけでは足りず、公共施設などの使用が必要になるとのことですが、名寄市においては市立総合病院と市内医療機関との連携はどうなのかお聞かせをください。

次に、市民への広報、呼びかけについてですが、発症しても病院が満杯で自宅療養を強いられる可能性もあるとのことですが、流行を想定し、市民への周知や予防に向けた対策が具体的にどのように図られていくのかお聞かせをいただきたいと思っております。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

**○議長（田中之繁議員）** 手間本経済部長。

**○経済部長（手間本 剛君）** ただいま山口議員から大きな項目で3点にわたりお尋ねがございました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては総務部長から、3点目につきましては福祉事務所長からの答弁となりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

初めに、1点目ですが、望湖台センターハウスの今後でございまして、望湖台センターハウスは昭和57年に勤労者野外活動施設として建設され、同年9月にオープンをいたしました。24年が経

過をしております。その後宿泊施設を増設、浴室の拡張工事が行われ、現在の姿になっていることは御理解をいただいているところであります。以来今日までふうれん望湖台自然公園というその名にふさわしい魅力ある環境を整えたステージをバックに、センターハウスとして若い方から年配の方々まで幅広く皆さんに御利用いただいている施設でございます。施設の古くなってきておりますが、保健保養と住民福祉を兼ね備えた機能を持つつろぎの施設としての役割はまだ大切にしていかなければならないものというふうに思っております。必要箇所の整備を行いながら、多くの方々に親しまれる施設として活用していこうというふうに考えているところでございます。

2点目の平成18年度の収支見込みの状況でございますが、今年度のセンターハウスにつきましては、前期においての利用者は施設利用者で7%、入浴者で25%の増加となっておりますけれども、長期宿泊者の減少で総売り上げは7%の減となっております。今期末の決算見込みにつきましても、経営努力が続いておりますけれども、厳しい状況と受けとめております。昨年4月、指定管理者を受けて以来月1回常務会、役員会などの経営会議を行い、役職員知恵を絞りながら改善に向け努力をしてきており、昨年度と比較いたしましても一層の経営努力の跡が見えてきており、その兆しは見えるものの経営的にはまだ厳しいというふうに受けとめております。収入的にはイベントとして各種なべ祭りの実施、宴会の誘致などの売りに努力し、冬期間においてもスキー合宿の受け入れを行ってまいりました。支出では仕入れ方法の研究、燃料費等の経費節減など一般管理費の節減に経営努力をしてきたところでございます。残り1カ月を切ってしまいましたけれども、経営的には大変厳しいものと受けとめておまして、その努力はうかがえるものの、つらい状況にあるということに変わりはないものというふうに受けとめているところでございます。

3点目の集客力を高めるための方策についてお答えを申し上げます。自然公園という魅力的な環境を十二分に生かした集客、例えば花をテーマに桜、スズラン、ハナショウブ、ジャーマンアイリスなどのPRに努め、またカブトムシなど親子による昆虫採集、キャンプ場などをPRしてまいりました。センターハウスとあわせて自然公園内には昭和53年に生活環境保全林整備事業による施設が設置されており、また平成2年の公園整備構想によってトイレ、オートキャンプ場、バーベキューハウスなどが年次で整備されてきており、これらと一体となった集客にも努めてきているところでございます。年間を通した合宿の誘致に努めるとともに、ピヤシリスキー場や近郊でのスキー大会での合宿の誘致、下多寄獅子舞のルーツが御縁で富山県平中学校は定宿として定着しており、富山県の他校からの合宿にもつなげていることから、一層のそのつながりを大切にしたいというふうに考えております。また、今年度から冬場の健康づくりの場として雪中パークゴルフ場を新設、夏には自然豊かな緑の中でプレーすることのできる1年間を通してパークゴルフを楽しむことができる公園として今後もPRに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

4点目の施設の老朽化に伴う改修計画についてのお尋ねです。センターハウスを初め自然公園の施設についても老朽化が目立ち始めてきております。センターハウスにおきましては、宿泊棟・宴会場の整備、ボイラー配管など給排水設備についても修繕を要するものというふうになってきております。また、公園内のアスレチック施設やオートキャンプ場、バンガローの給排水の改善なども考えられますけれども、一度では改修は非常に厳しい状況であるというふうに受けとめております。これらのことから市民の憩いの場の望湖台自然公園として利用していただくよう、平成19年度において公園内のセンターハウス、野外施設全般にわたって再度点検を行い、年次計画をもって対

応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） 私の方からは、大きい項目の2点目の市民への情報開示について、3点にわたっての御質問いただきました。まとめて答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

最初に、行政情報のあり方についてであります。市民や地域が主体となったまちづくりを推進するためには、行政情報の提供は欠かせないものでございます。そのための行政情報の提供に当たっては、わかりやすくタイムリーに市民が市政を身近に感じることができるよう努めなければならないと考えております。昨日の佐藤議員の質問に今助役よりお答えをしておりますが、これから行政の動きがわかる情報の提供についての仕組みなどについてもしっかりと考えていきたいと思っております。

今後の広報活動についてでございますが、毎月発行いたしております広報なよろを中心にいたしまして、ホームページ、新聞広報、FMラジオなど、広報活動の充実に努めてまいりたいと考えております。また、広報活動につきましては、むしろ広聴があって広報があるのでないかと、このように考えておりますので、広聴を重要視して広報活動の充実に努めていきたいと思っております。

市民への理解度を深める取り組みといたしましては、各種懇談会などで直接意見をお聞きするとともに施設見学会や出前トークなどを充実するなど、市民の声が反映する市政運営を心がけることで市政への理解と関心を深めてまいりたいと思っております。また、職員が地域に入って直接市民の意見を肌で感じることができるよう一層啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目3番目の新型インフルエンザについてお答えをさせていただきます。

まず、流行を想定した行政の対応についてお尋ねがございました。厚生労働省は、過去十数年の間に人に感染したことの無いタイプのウイルスが人の間で感染し、インフルエンザの流行を起こしたときに、この原因となるインフルエンザウイルスが新型インフルエンザであると定義されております。現在その原因となる可能性が高いとされているのが鳥インフルエンザウイルスであり、そのウイルスが突然変異を起こし、人から人へ感染拡大していくのではないかと世界的にも危惧されております。国内においては、ここ数年鳥インフルエンザの発生が報告されており、平成17年10月、厚生労働省は新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、発症した際の具体的な対応について国の行動計画が示されました。このことに伴いまして北海道行動計画も作成され、新型インフルエンザが発生した場合には北海道レベルの対策本部を設置し、地方自治体に対しては地域の実情に応じた対策実施の協力を要請していくこととされております。今後上川北部地域で新型インフルエンザなどの重大な感染症が発生した場合は、名寄保健所が主体となり、感染症危機管理対策地方本部が立ち上げられ、病院、市町村、上川北部医師会、消防署、警察署等の関係機関がその具体的な指示の中で役割を確認し、予防対策を図ることとされております。また、国内外の感染症発症状況を踏まえ、危機的状況が予想される場合は事前に対策会議を開き、想定されるケースの具体的な対応や関係機関の役割等につき検討していくことなどを北海道より確認をされているところでございます。

次に、名寄市立総合病院と市内医療機関との連携についてでございますけれども、大規模流行時における医療体制といたしましては、市内医療機関の総力結集による体制が構築されることとなります。新型インフルエンザが発生して、初期の封

じ込めが困難となり、市内で大規模な発生とその可能性が推定された場合、名寄保健所が主体となりまして感染症危機管理対策本部が立ち上げられ、病院、市町村、上川北部医師会、消防署、警察署等の関係機関が具体的な指示の中で役割を確認して行動することとしていることにつきましては先ほど述べたところでございます。万が一名寄市立総合病院の診療体制における医師、看護師等だけでは対応が困難であると判断された場合につきましては、上川北部医師会に医師、看護師の派遣を要請して、応援による医療体制を確立する必要があります。さらに、医師、看護師等の医療従事者が不足する場合には国、北海道へ派遣の要請や市民のうち未就業者の看護師等の医療従事者に対しまして医療体制への参加支援について協力を求めることが必要となってまいります。第2種感染症指定医療機関となっております名寄市立総合病院や市内医療機関が満床などにより入院患者の収容が困難な場合、公共施設に臨時の治療及び収容施設を設置するなど、患者の治療に万全を期してまいります。

3点目の市民への広報、呼びかけでございますけれども、新型インフルエンザが流行した場合、短期間のうちに世界的に広がる可能性があり、現段階においては特効薬やワクチンの開発が確立されていないこと、さらに医療機関の受け入れ態勢などさまざまな危険性や課題が示唆されております。予測の立たない状況ではありますけれども、発症した際の混乱を避けるためにも流行を想定し、日ごろから新型インフルエンザ対策に対しての心構えをしておく必要があると考えます。新型インフルエンザの予防法は、通常の風邪やインフルエンザの予防と同様と言われておりますので、日常的には手洗い、うがいの励行、規則正しい生活、十分な栄養、休養、睡眠をとり、免疫力を高めておくこと、また国内外において流行が予測される場合については流行地への国外渡航や国内移動を避け、外出を控えたり、外出時のマスク着用など、

うつらない、うつさないことを基本とした予防対策につき新聞、広報等を活用しながら、啓発を図ってまいります。

さらに、流行した場合には北海道の指導指針に基づきまして、市民の方々が誤った情報に惑わされないよう正確な情報を伝えていくこと、さらに自覚症状があった場合の対応、受診行動や病院の受け入れ態勢、相談窓口等についても細部にわたり周知を図っていくことが必要と考えます。

今後新型インフルエンザ対策といたしましては、市民の方が混乱や不安なくさまざまなレベルで対応できるよう、流行を想定したり、状況を踏まえながら、情報の提供や予防対策など普及啓発を図ってまいりたいと思っております。

なお、市では新型インフルエンザを対象といたしました対策行動マニュアルを策定してはおりませんが、名寄市職員災害初動マニュアルにおきまして災害発生時における役割が定められておりますので、それらを準用し、行動することになると想定をしております。

以上、答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） それぞれ御答弁をいただきましたけれども、まず初めに市民保養施設、望湖台のことについて再質問をさせていただきたいと思えます。

御答弁の中に入浴者が25%増加したにもかかわらず宿泊者の減少のためにかなり厳しい経営状況がうかがえるわけでございますけれども、この25%増という、昨年度から見ての話だと思えますけれども、この要因というのは何なのかちょっとお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ちょっと申し上げさせていただきますと思えますけれども、18年度の前期の部分で申し上げております。施設の利用につきましては、全体では7%ほどふえているのですけれども、入浴客で申し上げますと25%

ほどふえている。それから、宴会につきましては61%ほどふえている。レストランにつきましては8%ほど減っている。それから、一般入浴客につきましては23%ほどふえている。それから、先ほど言いましたように特別宿泊客、これが22.31%ですから約78%ほど落ちているわけでございます。これが大きな要因というふうに受けとめさせていただいております。これはどうということかと申しますと、長期に滞在をされる方というようなことで、特別に宿泊をさせていただいて、1泊2日とか2泊3日というのでなしに、1週間なら1週間、10日なら10日というような長期の宿泊をされる方がぐっと17年度から比較すると落ちたということが押しなべて全体的にそういう数値になったということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 押しなべて減ったということなのですが、その入浴客で25%増という、その部分に関しては何か原因があったのでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 説明不足でした。25%というのは、データははっきりはつかないのですが、合併によりまして旧名寄のお客様が多く足を運んでいただいているのではないかとというような受けとめを望湖台の方の関係者の方で受けとめているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） これは、まさに合併効果といいますか、大変いいことだなというふうに思えますけれども、確かに名寄市内に2カ所の保養施設、サンピラーと望湖台ということで、一つの自治体に2カ所の保養施設があるというのはかなり珍しい部分ではないかなというふうに思えますし、サンピラーと望湖台を今後連携といいますか、させながら、お互いに売り上げを伸ばしてい

くという部分が今後必要になってくるのではないかなというふうに思いますし、その辺のところを2カ所の保養施設の関係について何かお考えがあれば聞かせていただきたいのですが。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今望湖台に限って経営会議というのをやらせていただいているのですが、そのお話の中では旧風連の望湖台自然公園、それから名寄のサンピラー、これをやっぱり連携をとってやっていくというようなことでの話はたびたび出ております。そんなことで、かつてあそこのジャンプ台のときにほかの施設にお客様が通られると、それは何とかならないかというような議員からのお尋ねもあったかに聞いておりますが、そういったものも視野に入れながら、ぜひサンピラーの方の施設で受け入れられない場合につきましては、望湖台の方にお泊まりをいただいたりとかというようなことで考えていきたいと思っておりますし、それから常に話として出ていますのは、仕入れの部分につきましてもできましたら両方が一つに買うということによってコストが下がるのではないかと、こんなような情報交換をさせていただきながら、19年度に向けては一つでも二つでもそうやってよいところを生かして経営に反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、申し上げました。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） それと、ことしは2月から雪中のパークゴルフ場を開設したという新聞の記事も載っていましたがけれども、実際2月からといいますとあと一月ほどしかないわけですし、これを恒例として早い時期からやっていくお考えがあるのか。それから、夏場はかなりインターネット等でもカブトムシのとれる確率が高い場所だよという、望湖台は確率高いですよという、そういう情報も流れているわけなのですけれども、そういうものを夏冬そういうイベントとは言いませ

んけれども、お客さんを集められるような、そういう形というのは今後本当に大事な部分ではないかなというふうに思うわけなのですけれども、そのパークゴルフ場の時期を今後どのようにお考えなのかちょっとお聞かせをいただきたいのですけれども。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 望湖台の社長としてお答え申し上げたいと思いますが、本当にことしは去年の4月、5月が非常にお客様が入らなかったということで、非常に苦慮をしながらやっておりますが、今前半の分で利用数や何か述べましたが、後半は若干伸びまして、暗渠の人夫さんとか労働者の方がお泊まりいただいたりというようなことを含めて伸びてきましたが、いかんせん二月分の穴がなかなか埋まらないという状況で今推移しているところでございます。

御承知のとおり何とか冬場望湖台ににぎわいをつくりたいということで考えておったわけですが、スキージャンプもないですし、スケートをする場所もないと。何かないかということから、ことしテスト的にパークゴルフをつくって、にぎわいをつくったらどうだと。そのうち半分の方がおふろに入ってくれてもいいのではないかとことから、ことし雪も少なかったせいもあってテスト的に始めたということでございます。

御承知のとおり夏場はそれぞれいいところあるわけですが、ことし春からまたシーズンを通したいろんな形で営業方針を立てながらいきたいなど。その一つには、春からずっと咲く花がどういうふうにどういうところで咲くのだと、それを見学するツアーなんてないのかというふうな、そういう小まめなことをやっていかなければいけないのかなと。そしてまた、秋ぐらいには虫の時期になってきますので、カブトムシとかそういった時期になってきますから、そういった呼びかけをしてまいりたいというふうに思っております。

また、サンピラーとの連携が考えられぬかとい

うお話があったわけですが、この話しする前からちょっと望湖台の方では考えておったのですが、相手がおりますから、相手の社長さんにこの間どうですかというお話をしておったのですが、保養所を十分に使っていただくために半年なら半年券みたいに券を販売して、双方共通券という形でおふるなり、おふろに来た場合には幾ら安くなりますよとか、食事をしたら何ほ安くなるよとか、そういったシーズン券みたいのを買っていて、それでやってはどうかというところで考えております。また、宿泊もございますから、そういったことも含めてあるわけですが、これはお互いに料金の配分をどうしようかというような問題がまだ残っておりますから、それぞれの役員会等でいろいろなやり方あると思いますから、お互いに協力しながら、協力をもらいながら頑張っていきたいなという考えしております。どうかそのようなことで、十分に施設が利用されていくことを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 大変意欲的に明るい話といたしますか、将来的にも本当に望湖台、それからサンピラーともお客さんが満員で埋まるように期待をしたいところでございます。

それと、きのうの同僚議員からも提言がありましたけれども、広域連携の枠の中で望湖台、それからサンピラーですか、効果的に活用していただくような手法というものをぜひ検討していただきたいというふうに思うわけですが、このことについてもっと大きな形という部分で再度御答弁をいただきたいと思うのですけれども。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 今もっと広域的な連帯をできないかと、こういうことであります。その前に、先ほど報告ありました望湖台さんは入浴客25%程度増になっていると。これは合併効果だということでもありますけれども、サンピラーでは実

は入浴客が減っておりません、前年比であります。したがって、全く望湖台さんの営業努力が功を奏しているということでありまして、望湖台さんと私どもサンピラーとは今営業合戦やっている最中でございますので、私どもも負けないで、お客さんをできればほかから引っ張ってきて、お互いに頑張っていきたいなと思っております。

今小室社長の方から提案がありました共同で何かできないかと、こういうことについては問題提起受けましたので、私どもも再来週の営業会議でしっかり協議していきたいと。新年度から即できるかどうかわかりませんが、いずれにいたしましてもサンピラーと望湖台のそれぞれ特徴が違いますので、いいところを出し合うような努力をしてまいりたいというふうに思いますので、サンピラーもぜひよろしくお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） お互いがライバルで、そしてまたお互いに相談しながらやっていこうという部分だろうというふうに思います。

それで、もう一つ、望湖台のことでちょっとまた聞きたいのですけれども、先ほども施設の老朽化に伴いまして改修について年次計画をもって対応していきたいということでございますけれども、財政状況の部分もあろうかとは思いますが、市民の憩いの場として早い時期に順次計画性を持って対応していただきたいというふうに思うわけですが、そのことについて再度御答弁いただければと思いますけれども。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 御案内のとおり、施設につきましてはセンターハウスを中心に施設化されております。それから、一方では望湖台自然公園の方にもそれなりの施設があるわけですが、御案内のとおり今経過年数を経ているのはセンターハウス、あるいは自然公園の中で早い段階での林業構造改善事業、この事業で取り組んだ施設が老朽化がしてきているということでご



ございます。したがって、望湖台自然公園内の部分に限って申し上げさせていただきますと、施設が子供たちもたくさん見られるものですから、けがのないようなことというように、アスレチックも含めて18年度に一部手直しをさせていただいたり、危険な箇所につきましては一部外したり、撤去したりなんかしてさせていただいております。

それで、先ほど申し上げましたように自然公園につきましては、こともしっかりとやっぱり点検をして、危なくないような安全な中で使っていただくようなことに心がけていきたいと思っておりますし、それからセンターハウスの部分につきましては、あそこは御案内だと思いますけれども、列車につきましても、それからトイレにつきましても撤去させていただきました。そんなことではコンパクトなといえましょうか、使わないものにつきましては維持費かかるものですから、そういった部分につきましては年次計画をもって整理をしていきたいというふうな考え方を持っておりますし、またそれぞれの御意見を賜りながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） ありがとうございます。

最後に社長の意見を聞こうと思っておりましたけれども、答弁いただいたわけなのですけれども、望湖台の今後のあり方について、本当に社長としてということでは一度お聞かせをいただければというふうに思うわけなのですけれども。

○議長（田中之繁議員） 小室助役。

○助役（小室勝治君） 望湖台の将来のあり方ということでございます。これは、風連のときからいろいろ論議をされてきたところでございますが、非常にあそこの地域の方はあれを拠点にして老人クラブなりを毎月あそこで開催してやっているとか、いろんな形で利用されている部分が多いわけでございます。しかしながら、建物も若干という

か、大分年数がたって、危険な箇所はそれぞれ直しながら今現在進んでおりますけれども、本当に大きな形でリニューアルができるのかどうかというのは、去年から私どもの方は指定管理者ということでやっておりまして、これが本当に採算的に合っていくのかどうかという部分も含めて、この存在をどうするのかということを考えなければいけないのかなという感じをしております。したがって、1年目については何とか厳しくても穴があいた分は2年で取り戻すという意気込みでやっておりますから、その状態を私たちが真剣になって努力して、その暁に存続はあるのだというふうな思いで今進んでおりますから、むだな経費は省いて、本当に一生懸命アイデアを持ちながら、あそこの場所の利用者の拡大に向けて運動というか、仕事をしているわけですので、それがままたらぬということであれば、方向を変えていかなければいけないのかなと、そういうふうにも思っております。ぜひそういう意味で、望湖台職員一同頑張っておりますから、皆様方にも御利用していただければありがたいなというふうに思っておりますし、また先ほど手間本経済部長よりお話あったとおり、たまたま私行ってみますと平村の方から中学生が合宿に来ていました。聞きますと前から来ていたという話なのですが、私ども存じていなかったわけですので、平村というのは下多寄地域の入植者の一番最初に入ってきたのが平村というふうなことから、獅子舞についてもこきりこについても平村の方の伝統を持ってきているわけでございます。そういったことで、地域の方にお話しして、こうやって合宿に来て頑張っているよと、交流か激励をしてやってくれということをお願いして、激励会をやっていただいたところでございます。やはり参加した人の話を聞きますと、非常に昔いた故郷はこきりこにしても踊りにしても何にしてもみんな伝統的にきちっと中学生ぐらいからやっているのだなという印象を受けながら、交流会というか、歓迎会を終わってきたというふうに聞いてお

りまして、そういったものを人脈的なものも含めてこれから営業に努力してまいりたいなというふうな考えをしております。どうぞよろしく願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） 今富山県のお話もあつたわけですが、ハード面ばかりでなく、やはりソフト面で、そういう部分で盛り上げていただくことが望湖台のまた一つの道ではないかなというふうに思いますので、ぜひとも頑張っていたきたいと思います。

続きまして、市民への情報開示について質問をさせていただきたいと思います。市民への理解を深めるためには、職員が積極的に地域に溶け込んで、市民の意見を肌で感じることができるよう努めたいというふうに答弁いただいたわけなのですが、確かにそのとおりだなというふうに思っております。旧風連町の場合、人口が約5,000人ほどの町だったわけですが、総合計画の絡みで、地域推進協議会という中で役場の職員がそれぞれの地域に張りついたような形で、地域の行事にもかかわって旧風連町の場合やってきたわけなのですが、合併しまして3万人という大きなまちになったことで、旧風連町の住民というのは何かやはり市役所の職員に対しまして距離感を感じているのではないかなというふうに思います。そんな中で、市役所の職員と住民との交流の中で情報がやはり行き交うという部分が非常に大切な部分だというふうに思うわけなのです。それで、今後そういうような形というものができるのであればつくってほしいわけですが、そういうような構想みたいなものがあるか聞かせいただきたいのですけれども、ちょっと漠然としているかもしれないですけれども。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） お答えをさせていただきますけれども、1点目の職員が地域に入って市民の皆さんと一緒に地域づくりを進める視点で

職員の意識を持った地域活動、これ昨日の渡辺議員の方からもお話がありまして、まさしくそのことは大事な部分でありますということでお答えをさせていただいております。その中で、自治意識を高めていく、職員も市民も意識を高めるやはりそういう場になっていくことが一番望ましいというふうに思っておりまして、住民の皆さんと一緒にこれから自治基本条例をつくる中で地域自治区をどのように構築していくかということが19年度の大きな行政執行の中での取り組みになるのかなというふうに思っております。

それと、自治区の中で、旧風連町でやっておりました組織ですが、私どもも聞いておりました、大変すばらしい活動であって、行政区と皆さんと職員が一体となってイベントを盛り上げるだとか、そんなような形で旧風連町では取り組んでいた実績を私も承知をしているところであります。さきの議会で佐藤勝議員からも質問いただいておりましたその自治区の中で職員をどういうふうにとということ、旧風連町のような形がとれないかというような御質問もいただいております、これから自治区を構築する中で職員の位置づけについては検討してまいりたいと、このように助役の方からも答弁をさせていただいておりますから、その仕組み等についてはことし今後風連の行政区が自治区に移行する過程の中でしっかりと考えていくことになるのかなというふうに思っておりますし、やはり職員と住民の目線と一緒に対等協力の中でまちづくりを進めていくという視点を持った形で協働のまちづくりを進めていくということが基本だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 山口議員。

○6番（山口祐司議員） ただいま答弁いただいたとおりだというふうに思います。やはり大きくなればなるほど職員の意識という部分を高めていかなければならないというふうに私は思うのです。小さいまちですと、すぐ隣に顔が見えますから、

それほど努力しなくてもお互いの人間関係というのは自然とできてくる部分だと思うのですけれども、それが大きくなるとやはりお互いが前に突っ込んでいくといいますか、お互いに意識しながらそういうものがないとうまくいかないのかなというふうに思っています。

情報開示の部分はこの辺にいたしまして、続きましてインフルエンザのことについて一つだけ再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、今回新型インフルエンザの質問をさせていただいたわけなのですが、市民の方々にあえて恐怖心をあおるような形に聞こえたかもしれないのですけれども、これやはりかなり新聞、それからテレビ等でも最近取り上げられているものですから、御答弁をいただいたわけなのですが、答弁をいただいた中で名寄市としてはかなりそういう部分では対応といたしますか、安心をしているわけなのですが、今の時代本当に何が突然起こるかわからないという部分もあるわけですので、特にこの新型インフルエンザにつきましては現在の交通網の発達から想像を絶する以上の速さで拡大するというふうに言われております。それぞれ関係機関となお一層の対策協議会といたしますか、部分が必要かなというふうに思うわけなのですが、再度それだけ質問いたしまして、終わりにさせていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 山口議員の方から御質問をいただきまして、私も実は改めて地域の課題としてこの新型インフルエンザの問題もとらえておかなければいけないのかなというふうに感じたところでございます。

現実的におきましては、東南アジア、それから隣の韓国等々で鳥インフルエンザ、それから国内におきましては最近では宮崎県におきまして鳥インフルエンザが発生したわけございまして、この新型インフルエンザにつきましては2種類の実はタイプがあると言われております。それが一つ

が鳥インフルエンザが鳥や人などの体内で変化する場合と、もう一つが豚や人の体内で鳥インフルエンザと人のインフルエンザがまじり合って変化する場合のこの2種類があるというふうに書かれております。それで、おっしゃられましたように国内外と交流というか、海外旅行をなされる方も多い、それからそれらの例えば宮崎県に旅行なさる方も多いというような状況のある中では、発生してから対応するのではこの場合遅過ぎる。それから、インフルエンザワクチン自体が流行してから6カ月程度を要するというような状況等もございまして、一端発生しますと大きな災害になるということが十分推測されますので、常日ごろからこういうこともシミュレーションをした中で対応について検討してまいりたいというふうに考えております。実態的には北海道が主体となってこれらの組織をしていく制度となっておりますので、御理解をいただければというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 以上で山口祐司議員の質問を終わります。

食育の推進についてを、宗片浩子議員。

○24番（宗片浩子議員） 議長の御指名により通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

食育の推進についてを質問させていただきます。私は、平成17年12月の定例会におきまして食育の取り組みについて質問してまいりました。新市になりまして改めて質問をしてまいります。食育推進計画の策定について伺います。国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむために、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とした食育基本法が平成17年に施行されたところであります。また、法の考え方を具体化するために、食育推進基本計画が18年4月からスタートいたしました。北海道でも17年12月に北海道食育推進行動計画を策定して、食育を道民運動として推進しているところであります。食育基本法では、市町村はこれらの計画を

参考として市町村食育推進計画を策定するよう努めるとされており、食育を推進していく上で住民に身近な市町村段階での取り組みが重要と考えます。そこで、今後具体的にどのように対応しようと考えているのかまず伺います。

次に、家庭における食育について伺います。食育は、あらゆる世代に必要であります。特に子供たちの食育を進める上で家庭での食育が大変重要であると考えます。朝食をとらない子供の割合が増加していることや家庭での食事バランスが崩れて、肥満や生活習慣病などの問題が指摘されております。こうした問題を防止するために、食育をどのように進めていくのか伺います。また、学校における対応についても伺います。

次に、体験型の食育について伺います。食育の推進に当たっては、農作物がどこでどのように栽培されているのか大人も子供も学び、知ることが重要と考えます。農畜産が盛んで、生産地が近く、消費者といわゆる安心、安全な食材を目指している生産者との顔の見えるつき合いができる本市においては、その特性を生かした体験型の食育を推進すべきと考えますが、どう認識されているのか伺います。

次に、地場産物を活用した学校給食について伺います。学校給食に地場産物を使用することは、子供たちに食材や農業への理解を深め、地域の生産活動についても学ぶことができるなどの教育的効果が期待できるなど、意義のあるものと考えます。市として学校給食における地産地消の取り組み状況及び効果についてどのように認識されているのか、また今後どのようにして地場産物の拡大を図っていこうとされているのかお伺いいたします。

最後に、食育に関する情報提供について伺います。食育を推進していく上で食に関するいろいろな取り組みや市の施策などを家庭や地域へ情報提供していくことも大変重要なことと考えます。市としてどのように家庭、地域へ食育情報を発信し

ていくつもりなのか伺います。

以上でこの場での質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま宗片議員から御質問がございました。私の方からの答弁となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、食育推進計画の策定についてのお尋ねでございます。食することは人間の生きることの源であり、食することで我々の健康は維持することができます。そのためにも市民が健やかな生活を送り、未来を担う子供たちが豊かな心と人間性をはぐくみ、生きる力をつけていくためにも食は重要と認識しております。食育基本法の制定や北海道食育推進行動計画の策定により食育の重要性が高まっており、本市の地域特性を生かし、生涯にわたり健康で豊かな生活を実現するため、市民一人一人のライフステージに合わせて地域、学校、農業、商業が連携し、食に関する知識と食を選択する能力を醸成するため、新名寄市総合計画の基本目標、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりの主要施策に食育の推進を盛り込んでいるところでございます。このことから、市では19年度に（仮称）名寄市食育推進計画を策定することとしており、庁内関係部署に横断的な計画策定のワーキンググループや市立大学の指導、助言をいただき検討し、市民レベルの（仮称）名寄市食育推進計画市民会議を立ち上げ、計画の策定に当たってまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の家庭における食育についてのお尋ねでございます。近年社会情勢の変化に伴い、食を取り巻く環境も大きく変わり、食事を通しての家庭のコミュニケーションの減少、さらに欠食や偏食など不規則な食生活や栄養バランスの偏り、またそのことに起因する生活習慣病の増加などが課題となってきました。望ましい食生活や健康的な食習慣を身につけることは、生涯にわたっての

健康づくりの基本であり、子供の人格形成や生活習慣病予防の観点からも特に家庭における食育は重要と考えております。

平成16年度の次世代支援子育て実態アンケート調査の結果、名寄地区では朝食を毎日食べないと回答された子供の割合は幼児で10.5%、小学低学年では8.6%との結果で、幼児期の早い時期から食習慣の乱れが懸念されておりました。また、風連地区では食に関しての悩みがあると回答されたお子さんの割合は就学前のお子さんの38.7%を占めておりました。現在保健センターでは健康的な食生活の実現を目指して、生活習慣病予防、さらには妊産婦や乳幼児を対象に母体の健康管理や子供の健全な食生活の観点からも栄養相談、栄養教室などを実施しております。その中で、乳幼児期の母親の不安や悩みといたしましては、食事時間の乱れ、小食、肥満、アレルギーの問題などが多く聞かれます。この点を踏まえ、離乳食準備期から安全な食材の選び方、自然な素材を生かした味の工夫や調理方法など、栄養面だけではなく安全、安心も含め家庭の中から具体的に食育に取り組んでいけるよう情報の提供や教室の開催を行ってきております。今後も離乳食から幼児期食に移行し、自我の芽生えとともに食欲不振や偏食などの出現しやすい乳幼児期の食生活を円滑に進めていけるよう正しい食生活習慣の土台づくりに向けた食育の推進を図ってまいります。

また、平成18年度は地域からの食生活改善普及啓発を目的として、食生活改善推進ボランティアの養成講座を開催し、新たに28名が受講され、現会員と合わせますと47名となり、19年度から新たな活動としてスタートしてまいります。具体的な活動としましては、子供から高齢者までを対象にした料理教室などを開催してきておりますが、さらに会員一人一人が食の大切さや食に関する正しい情報を家庭から地域に発信していくなど、地域に根差した活動を目指しております。今後も家庭、学校、地域との連携のもと社会全体で食育

を推進していけるよう努めてまいります。

学校における対応でございますけれども、小中学校においても肥満や過度な食事制限による体重の減少を引き起こしている児童生徒もおり、食育指導は重要になりつつあります。各小中学校において毎年4月に定期的健康診断を行い、児童生徒がみずからの体の状態を認識できるように体の記録をつけてきております。この中で、新年度におきましては、食育の認識をより一層高められるようローレル指数や標準体重がわかるようBMIあるいは成長曲線などの資料を市内小中学校で統一して体の記録に盛り込み、児童生徒の意識喚起を図ることとしております。また、定期的な体重や身長測定、あるいは養護教諭における個別の健康相談活動などを通して適切な食事や栄養摂取の大切さを指導するとともに、保健や家庭科などの教科、給食指導などにおいても栄養素やバランスのとれた食事について指導が行われております。さらには、食育は単に児童生徒の認識ばかりでなく、家庭における食生活が重要となります。各学校においてPTAと連携しながら、保健だよりや給食だよりなどで食に関する情報を提供し、より望ましい食生活が構築されるよう取り組んでおります。

次に、3点目、体験型の食育についてお尋ねでございます。名寄市は、自然に恵まれ、四季折々のしゅんを感じられ、豊かな農畜産物を生み出す生産現場が身近にあり、農家の顔が見えることから、食育を推進するのに適した地域と考えております。また、生涯にわたって健康で豊かな生活を実践するためにも家庭、学校、地域などでライフステージに合わせた農業体験など、さまざまな取り組みが可能です。特に学校教育や社会教育における農業農村体験学習は、児童生徒がグループなどの集団の活動形態をとり、豊かな自然環境の中で農作業を通じ農作物の種まき、発芽、育成栽培、収穫、試食などの現象やそれに伴う作業、機械器具の活用、気象や自然環境などさまざま

まな現象に触れ、発見したり、考えたり、調べたりなど、物の見方、考え方を深めると同時に、農作物を通じて思いやりや食べ物の大切さを学ぶことができます。現在も中山間事業の活用による各小学校と連携した農業体験や産業まつり、地産地消フェアのイベントを通して、また農産加工施設などを利用し、食育に関する体験型の取り組みを進めております。さらに、民間、農業者サイドみずから食育、地産地消の推進を目的に農業収穫体験などの取り組みがふえており、側面的に支援しているところもあり、体験を通じての食育は大きな効果があるというふうに考えているところでございます。

次、4点目、地場産品を生かした学校給食についてのお尋ねです。地場産を使つての学校給食につきましては、平成17年度実績から、名寄市学校給食センターでは主食のお米は平成16年度より風連産減農薬特別栽培米を2生産組合より年間契約にて約30トンを購入し、また月1回の誕生食としての赤飯を名寄産はくちょうモチ米を道北なよろ農協より約2トン年間契約で使つていただいております。地元野菜につきましてはジャガイモも約5.3トン自然農法名寄農場より直接購入し、そのほか大根、ニンジン、タマネギ、キャベツ、ナガネギなど計約7.3トン名寄魚菜市场経由で地元業者より購入しており、風連学校給食センターでも主食のお米は名寄と同じく風連産約5トンを購入し、大根、ニンジン、その他野菜は生産農家11戸より約1.5トン購入し、学校給食の食材として使用しております。

児童生徒には、名寄、風連学校給食センターでは毎月発行している献立表にその日の食材として使用した例えば名寄産のジャガイモを使った肉じゃが、名寄産の秋大根の煮物などと、また風連学校給食センターではつくりみそはめぐみ会より、また大根、ニンジンは生産者名を入れて、地元農産物に関心を持つようコメントとして紹介されております。保護者の方々にも毎日の献立に目を通

していただき、お子様と共通の話題で名寄の地場産など食に関する興味と関心を高めていただければと思っております。

また、今年度名寄地区児童生徒に対しまして名寄農業高校、名寄市立大学、学校給食センターと食育をテーマに連携授業を実施し、8月に3回名農生がつくったミニトマトを、この2月には2回と同じく酪農科生徒の皆さんがつくったチーズを学校給食として配ぜんいたしました。その際大学の学生と名農生による手書きのイラスト入りの給食だよりを学級に配布し、農畜産物の生産過程、栄養面から紹介をしていただき、身近に食に関する認識を深めていただく機会となったというふうに感じているところでございます。今後この事業の実施結果の報告会が予定されておりますので、次年度から風連地区児童生徒を含め、より充実した事業展開になるよう協議したいと考えております。

次に、地場産物の拡大を図るには例えばアスパラパウダー、根元の利用でございませうけれども、それを利用した新たな献立の開発でパン、めんなどに入れて年間利用が図れないものか、またカボチャ、トウモロコシなどを地元企業の協力で1年を通して乾燥製品として開発することによりまして、献立メニューの幅が広がり、地場産消費拡大につながればと関係機関とともに検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、5点目でございますが、食育に関する情報提供についてのお尋ねでございます。今後の取り組みや施策につきましては、食育推進計画策定の中でしっかりと議論してまいりますが、地域保健分野、学校分野、農業、商業分野の連携の中で、例えば食育月間の設定や食育の日設定など食育推進運動を展開し、市民に普及啓発するとともに食や体験学習などに関する情報を集約し、提供できるようホームページや広報などで情報発信をしてまいりたいというふうに考えております。

また、調理や栄養学の専門家、食育実践者、農

業者などに協力をいただきながら、イベントや研修会、講習会を開催するなど、効果的な食育を推進しながら、情報発信に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 食育に関して各項目で御丁寧なお答えをいただきまして、ありがとうございました。再質問をしてまいりたいと思います。

食育推進計画の策定でございますが、安心して食事が毎日できることは大切なことであります。消費者、生産者、経済団体など、関係者が協力、連携をしながら、計画の実施に向けて推進すべきと考えますが、市民レベルの（仮称）名寄市食育推進計画市民会議についておよその人数、構成はどのように考えられているのかお聞かせ願います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 食育の推進計画の策定に当たりましては、市民会議の構成につきましては具体的にまだ検討しておりませんが、食育は広く深い課題でございますので、地域、学校、農業者、それから消費者、大学、あるいは食育実践ボランティア、そういった幅広い方々で組織させていただきまして、協議検討してまいりたいというふうに考えております。人数につきましては、まだ決めてはおりません。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） ありがとうございます。各分野のそれぞれの識者の中から十分検討されまして、名寄の推進計画を進めていただきたいと思います。

次に、家庭における食育についてでございますが、望ましい食生活や健康的な食習慣を身につけることは生涯にわたっての健康づくりの基本で、家庭における食育が重要とお答えいただきました。私も同じ思いです。妊産婦、乳幼児、学齢期までは栄養相談、栄養教室や学校給食などで食育が行

き届いておりますが、16歳から二十四、五歳くらいの青年期と65歳以上の高齢期に対する食育がとても気になる場所です。食習慣の乱れで、朝食の欠食率は男女とも20代が最も多く、女性については15歳から29歳のカルシウム摂取量が特に少なく、骨の形成が10代後半におおよそ完成すると言われております。20代、30代をピークに減少し始めると言われております。この青年期の大切な時期に対する食育の考え方、お知らせください。

また、総務省によりますと、65歳以上高齢者の単独世帯が急激に増加されていると報告されております。単独の食事は、栄養的にも偏り、健康的にも心配される場所です。余り手をかけないで調理できる料理教室などの充実を願うところで、考え方があればお答え願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 議員の御意見のとおりだというふうに思っております。私どもの施策といたしましても、妊娠なさいます母子手帳をお受けになってから出産、それから小学校に入る前まで保健センター等でかわりがございまして、その中で一定程度の栄養指導は御相談に乗っていただけるかなと思っております。それから、私どもの管轄で言えば保育所等で目の届く範囲の中で御家庭等の状況等も把握しながら行っているところでございます。

一方、65歳以上の方々につきましては、これから先設置してあります包括支援センター等々の事業を通じまして、元気な老後を送っていただくために一生懸命お話にあったような簡単な料理教室等々を考えて、メニューの中に取り入れてまいりたいというふうに考えております。

一方、今お話がございました青年期の方々に対します栄養指導の部分でございますけれども、余りかわりを持っていないのが現実でございます。ここ数年若い方々につきましては、コンビニ食、それからファーストフードの普及が進んでおりま

して、栄養のバランスの偏り等々が心配されているところがございます。また、食事を抜かれる方も多いというふう聞いておまして、この食生活の乱れが課題となるかというふうに思っております。

若いうちから正しい食事をとっていただくことが元気な老後を迎えていただけることにもつながっていくというふうに考えておりますので、これからは国が推奨しております栄養バランスガイドの普及啓発、それから私どもが持っている広報紙ですとか地元情報誌などを活用しながら、正しい食生活を送っていただきますように情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） なぜお聞きしたかということなのですが、やはりこれから若い女性、子供からの栄養というのは大切なのですけれども、これから母親になる母体づくり、そのために、男性もそれにかかわるわけですけれども、やっぱりアレルギー、アトピーは添加物とか食物からくるということがたくさんありまして、それが体に入りまして、それが子供に影響する。子供の影響ということとても多くて、それが子供だけではなくて、ずっと代々つながっていくということも私も教えられておりますので、そういう一番母体をつくらなければならぬ若い時代、このことが一番私は気になる場所なのです。このことがやっぱりこれからの指導に当たっていかないと、体の元気な子供が産めるような状態にはならない、そういうふうに考えております。その点よろしく願いたいと思います。

それから、体験型の食育ですが、名寄は本当に恵まれた環境にありまして、各学校はそれぞれ特徴を持った体験学習をされております。東小学校は名農と一緒に体験学習やっております、東小学校、西小学校、南小学校、その他の学校それぞれで特色を持った体験学習の農作物にかかわった

り、それから調理をしたりということで、これは本当にほかにない名寄の自慢すべきものではないかなというふうに思います。学校、家庭、地域などライフステージに合った農業体験などの食育の充実、これからも進めていただきたいと思います。

それから、地場産物を利用した学校給食ですが、地場産のしゅんの食材が使用できることは、児童生徒にとってはそのものの本当の味を知ることであり、食育の基本であるとは私は考えております。季節、時期により多くの食材は望めませんが、地元産の食材は確保できるように望みたいと思います。

また、特産でもあるアスパラのそのパウダーのように地元野菜を加工開発で給食に活用できれば、児童生徒を通し、家庭への普及にもつながると考えます。食べ物の大切さを知り、自然の恵みに感謝する心をはぐくむことも大切なことだと考えております。栄養教諭が2名配置、新年度からということではありますが、私これ提案といいたまいますか、考え方もお聞きしたいと思いますが、北海道の食育行動計画、こういうのあるのですが、私もいろんな方にお話しするのですけれども、命を大切に、そういう教育をしてほしい、そういうことを伝えてほしいということをお願ひしているのですが、ここにもあります。この行動計画の中のコラムに、「いただきます・ごちそうさま」というのがありますが、これは毎日新聞北海道支社報道部が編集しております。いただくとはもらうの謙譲語で、ほかの命をいただくという意味です。私たちは、ほかの生き物の命をいただき、自分の命を養っています。食べ物を粗末にすることは、ほかの命を粗末にすることです。いつも感謝の気持ちを込めて、食事の前にいただきますとあいさつをしましょう。ごちそうさまは、御馳走様、走るです。この言葉は、食事をつくるために食材を育てたり、集めたり、料理をしたり、駆け回ってくださる、ありがとうございますという意味が込められています。食事の後には忘れ



ずにごちそうさまとあいさつしましょう。これは、「いただきますからはじめようみんなの食育講座」からの抜粋なのですが、私はやはり食べ物に対する敬意とか命の尊厳だとか、そういうものを栄養教諭を通して教えていただきたいというふうに考えております。

それから、これは北海道新聞の家庭欄にありました。食育かるたで遊ぼう、品種名などを織り込み製作、これは芦別の子供センターです。芦別名物ガタタンは具たくさんでおいしいよ、かるたで子供たちに食の大切さを学んでもらおうと市、子供センターの保育士らが食育かるたをつくった。かるたは、センターの職員全員で製作、いい歯をつくるカルシウムなど、食事のマナーや注意を喚起するものやななつぼしやママコーン、新城など地元の食材や地産名を織り込んだ読み札を考案し、絵の得意な保育士がカラーペンで原画をかくて、ボール紙に張りつけている。約3カ月かけて完成したかるたは45枚1組で、1枚が縦14センチ、横10センチ、4組をつくり、元気もりもりかるたと名をつけた。子供センターでこのほど行われたお披露目では、同センターに通う年長組の園児約30人が4組に分かれて札をとり合った。読み手には市長も駆けつけ、1枚読み上げられるたびにはいと園児たちの元気な声が飛び交った。同センターは、芦別らしいかるたができた、レクリエーションなどにかるたを取り入れ、子供たちに食の大切さを広めたいと話しているというふうに新聞に出ておりましたけれども、私はやはりこういう遊びながらの食育が大切だ、自然と身に入ることが一番いいのではないかと思います。名寄ではいろいろな食材が取りそろえられて、特色あるものたくさんありますので、これをまねせよとは言いませんけれども、ほかの方法で自然と身に入るような食育を進めてもらいたいと思います。

次ですが、食育に関する情報提供をお聞きいたします。今後の取り組みや施策について、例えばの話でお話ありました食育の日、これを制定し、

その日は家庭で食を考え、名寄の伝統文化を伝え、子供たちに郷土愛が生まれることを目標としてはいかがでしょうか。名寄市は、民間や意識ある団体が食育のさまざまな取り組みをされております。これらの団体を支援、推進していける受け皿となる窓口を設置してほしいという声が届いております。食育はさまざまな内容を包含しているため、所轄を総合した新たなセクションの設置が望まれますが、考え方をお知らせください。名寄市立大学には地域交流センターが設置されておりますけれども、大学、学生と市民が一体となって食育を推進していくことが重要と考えますが、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま食育にかかわりまして、特に学校教育での食育の大切さについて何点かお話がございました。一つには、学校における体験学習を東小学校を例に出してまさにお手本だというお話がございましたが、各学校ともに食育にかかわるといいますか、例えば農業体験とか、こういうものを通してながら実際に育て、収穫までということを手広くやっているところでございまして、そういう中で本当に食べることの大切さというか、ありがたさというか、こういうものを学んでいかなければならないものだと、こう考えているところであります。

実は、北海道教育委員会ではこういう冊子をつくりまして、小学生向きであります。全生徒に配布しております。これは道教委がつくったものであります。この中で例えば小学校1年生では今お話のございましたようにいただきますという項目がございまして、この中にはやはりありがたさという気持ち、それから本当にごちそうさまという気持ちを書き込まれております。こういう中で、本当に子供たちがそういう気持ちを持ちながら給食を食べるとか普通の食事をすると、こういうことが大切かなと、こう思っているところであります。

名寄市教育研究所でも実は子供たちの食事の実態を昨年の9月にアンケート調査しました。やはりこの中で朝食を食べているか、いないかということも質問しているのでございますが、その中には大変不幸なことに朝食がないという回答もあるのでございます。用意されていないと。こういうところをやはり学校としてもしっかり家庭に切り込みをかけて、少なくともそういうことが各家庭で起きないように、そんな取り組みをしていかなければならないかなと、こんなことを考えたところであります。

それから、学校給食等で地場産品を利用するというお話がございました。学校給食センターでは給食だよりを常に出してございまして、こういう中で例えば名寄のはくちょう米とか風連のお米などについてもきちっと表示されております。こういうものを食べ、そして地域の食材を知ることがイコールふるさとを愛する気持ちにもつながっていくのではないかと、こう思っておりますので、こういうことを大切にしていきたいと、こういうふうに考えているところであります。

また、食育かるたの例もございました。風連地区ではチャレンジカードというのをづくりまして、そして給食でこれが食べられたよというのを印をつけていく、そして1カ月でその印が多かったら何か御褒美があるという、そういう取り組みで残すものがなくなってきたという、そんな取り組みもございます。こういうのもできれば名寄全部の一つの取り組みにもしていければいいなと、こう思っているところであります。

私の方からは、最後に栄養教諭の役割についてもお話がございましたが、栄養教諭は原則平成19年度以降の制度で、学校籍を有するというものになってになりますが、名寄市は御案内のとおり風連と名寄の給食センターが19年4月から統合してスタートいたします。そういう中で、給食センター運営審議会の中に検討委員会をつくって、この栄養教諭を今お話のあったような観点からど

ういうふうに活用していくか、食育という面で効果を上げていくか、そのことを1年かけて検討していただくことになっております。その後20年からは学校籍、例えば名寄小学校とか風連中央小学校に栄養教諭を配置して、具体的な取り組みに入っていくと、こんなことを計画しておりますが、そういうことを通しながら、やはり命の大切さなどもしっかりと伝えてまいりたいと。今名寄市内には例えば名寄市民ネットワーク、食育ネットワークなども立ち上がりました。ソロプチミストさんも実際にいろんな体験活動をしながら、いろんな仕事をされております。それから、去年はオリエンテーリングINなよろという指導農業士さん方の取り組みで、子供たちと親を集めて実際にいろんな体験をしていただいたり、それから智恵文などでも取り組みがされているところであります。こういう輪もどんどん広がっていけば、子供たちがもっともっといろんな体験をしていくのに広がっていくのではないかなと、こんなことを期待しているところであります。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 今教育長の方から名寄市の取り組み方、本当にうれしく思います。風連の学校もそういうふうに取り組んでおります。その輪が、そういうことが各学校で、また子供支援センターでも小さな子もわかるような食育の推進をしていただければなというふうに思います。

団体、個人が生産時期に新鮮な地場産を曜日ですとか時間を決めて販売されておりますが、そのときその場所に行かないと買うことができない状況であります。また、スーパーなどに行っても地場産のものが少ないというか、ないというのでしょうか、売り切れてしまっているというのでしょうか、なかなか購入できないという市民の皆さん、買い物されている方から言われております。せめて地場産物が出回る時期だけでも高齢者ですとか徒歩で買い物、また自転車で買い物に行けるように、生産農家の理解と協力をいただきながら、町

中の空き店舗利用で常設の売り場を設けるなどはないでしょうか。といいますのは、信金の前にあるポケットパークですが、日曜日ですか、毎週出盛りのときに日曜日10時から、本当に1時間ちょっとぐらいの間しかしませんが、朝どりの野菜がすぐになくなってしまふような状況なのです。本当に朝どりの水の滴るようなものを求めて開店する前から並んでいるような状況になっております。ないときには次の来るときまでの予約を受けてやっているような状況が現実でございまして、私が行くときにはほとんど物がないうような状況なのです。せめて空き店舗を利用して、農家さんいろいろとお忙しくて大変だと思いますけれども、1戸ではなくて何軒か共同でその時間帯、せめて午前中のこの時間とこの時間まではあいていますよというような買い方ができるようなことであれば私は一番よろしいし、地産地消、初めのときに私ども会派の小野寺会長が地産地消の消は商うという字もいいではないかと言っておりましたが、これも少しはいいのではないかと考えておりましたが、これがつながっていけばいいなというふうに思います。

ほかに今世界じゅうで日本食が見直されております。なぜなのでしょう。やはり日本食はすべての栄養が無理なく自然に体に入られるというすばらしい栄養価値を昔から持っておりました。ここに食育の伝道に行きたいということで、北海道ではコーディネーター制度というのが1月にスタートしました。これは、専門家、農業者、栄養士、ホテルのシェフ、大学教授などが登録されております。本当にここには一流シェフの札幌グランドホテル総料理長がおりまして、私たちの体はその土地、その土地でとれた食べ物がもとになっているという思いであります。アイヌ民族の食にすぐれた加工文化がある。サケやジャガイモ、ナガネギなどを昆布のだしで煮るオハウというつゆ物があるそうです。すばらしい食文化の継続を呼びかけていきたいと言っております。また、臨床心理学が専門の大学教授なのですが、これは食と

心の関係を長年研究してきたメンタルヘルスカウンセラーなのですが、よくかんで食べると気持ちが落ちつく、楽しく食べれば免役も高まると食事に向かう姿勢の大切さを訴えていると。交通事故を起こした人の多くは早食いだったり、糖質を過剰摂取していたという研究を20年以上にまとめております。食が心に及ぼす影響を軽視すべきではない。そのために就学前から望ましい食習慣を身につけることを親たちに呼びかけていこうと考えているというふうに書かれておりますので、私はこのコーディネーターの派遣制度がありますが、向こうからそういう専門家の方が来ていただくのではなくて、名寄は名寄でそういう専門家がたくさん、名寄大学を持っている名寄でございまして、こういう専門家たちのそういう講習なりにそういうコーディネーター制度もいいのではないかと考えておりますが、もし考え方がありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 大変いい御提言をいただきまして、ありがとうございます。今経済部長の方から答弁をるるいたしましたけれども、やはり食育の問題は大変幅広い問題であります。教育にもまたがりますし、家庭教育にもまたがる。非常に幅広いのですが、行政としては当面経済部を一つの窓口にしていきたいというふうに考えております。教育に関するものは教育委員会に、それからほかの部署ということで、いろいろと幅を広げながら、だんだん、だんだん輪が広がるような努力をしていきたいなというふうに思っているところでありまして、その一環で今お話がありましたコーディネーター制度をどうしていくのか。それはわざわざ呼ばなくても名寄にはたくさんいらっしゃいますので、ぜひ御協力いただくような体制をつくっていきたいなというふうに思っているところでありますので、御理解いただきたいなと思っています。

私昔は、大先輩の話ですけれども、ごみと糖尿

病の心配は行政でしたことないのだというのです。恐らく戦前の話だと思いますけれども。しかし、今はこの二つが大きな課題になっています。食育の話も非常にむなしいといえますか、悪いのですけれども、何でという疑問が出てくるのでありますけれども、しかし将来ごみと糖尿病のように本当に大きな課題になるのではないかなというふうに思っております、ぜひ先ほど答弁しましたように計画をつくって、それを具体的に数字にしていく。かなり長い間をかかってやっていかなければならぬと思いますけれども、ぜひ皆さん方の御協力をいただきたいというふうに思っています。

○議長（田中之繁議員） 宗片議員。

○24番（宗片浩子議員） 今助役の方からそういう思いをお話聞きました。私も何で今ごろ、何で今さら食育なのだろうかというふうな思いがあります。私方の年代は子供のころからそういうこと、栄養失調ということはありまして食べ物で病気になるとか、過食でどうか、それから残滓がどうのなんて考えたこともありません。本当に物が豊富であるだけに、その分病気やら影響が大きいのだろうなというふうに思います。

しつこいようでありますけれども、最後に市長のもしお考えがあればお聞きしたいなと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 近年食育について非常に必要性が問われて、法律ができて、しかも都道府県、市町村で計画をつくると、こういう成り行きになっておまして、このことはただ単に家庭に原因があるですとか、あるいは責任を持ちなさいということだけでは国民の健康というものを守っていけないと、こういう時代になっていると、このように認識をしております。市内でも2年ほど前から食育ネットワーク推進協議の組織が立ち上がって、運動が広まっております。そういう面では大変たのもしい限りでありまして、特に教育長からの答弁の中で市内の子供たちにアンケートをとって、朝食事をしてこない子供がいるという

ようなこと等も含めて、学校給食センターの果たす役割もまた大きいことだなど、こんなふうに思っております。

私は、ある子供たちの大勢集まるイベントで、開会のあいさつで皆さん朝御飯食べてきたかいと、このようなことを問いかけたことを思い起こしておりますけれども、やはり子供も大人もきちっとした生活習慣が身についておらないと元気な活動ができないと、このように認識をしております。そのようなことをこの名寄は条件的にも恵まれた土地柄ということでもありますから、ことしからおくればせながら取り組みます食育の推進計画の樹立、そしてその啓発についてしっかり取り組んでいきたいと、このように思っております。

○議長（田中之繁議員） 以上で宗片浩子議員の質問を終わります。

14時55分まで休憩します。

休憩 午後 2時39分

---

再開 午後 2時55分

○議長（田中之繁議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民の安心、安全について外2件を、岩木正文議員。

○4番（岩木正文議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従い、質問してまいります。

市民の安心、安全について。昨日の高橋議員のAED、自動体外式除細動器の質問の後に引き続きまして、AEDの啓発、活用についてお尋ねいたします。2月に行われました東京マラソンは、3万人のランナーが東京都内を縦断するマラソンとして壮観であり、雨の中懸命に走る姿を見て感動を覚えたのは記憶に新しいところでございます。その3万人の中に、9万人の応募よりの抽せんを突破し、私の知るところではフルマラソンに1名、10キロメートルに1名、名寄の市民ランナーが参加し、見事時間内に完走したことはすばらしいことでもあり、驚きでもございました。

また、その3万人の中の2名が心肺停止となり、AEDの処置を受けました。自転車にAEDを担ぎ、必死に現場に向かう担当者の姿を見て、本当に頑張ってもらいたい、早く処置してほしいと思ったのは私だけではないことと思います。2名とも一時的にはAEDのおかげで復帰したのですが、残念ながら1名の方はお亡くなりになりました。元気だった人を突然失う悲しみは深いことでしょう。

名寄市内においても1年間に約30名の方が心肺停止で救急車で搬送が行われています。AEDが認められてきている今こそ、AEDの啓発をして、活用できるよう方策をとるべきと考えますが、見解を求めます。

さらに、活用ですが、昨日の今部長の高橋議員の質問に対する答弁で、このAEDを広く活用していただきたいと答弁がございましたが、名寄市は貸し出しは無料ですが、上川北部消防事務組合の講習を受けて、修了証を持っていることが必要としております。目の前に倒れている人がいても修了証を持っていないためにできないのでは、意味がないのではないかと思います。AEDは、パッドを張って、電源を入れることで自動的に処理をしてくれるのです。もちろん講習を受けることは大切なことではありますが、いざというとき使用方法を知ってもらう、このことがまず大事ではないでしょうか。このことに関して答弁を求めます。

名寄市においても憲法マラソン、名寄一下川間駅伝等の陸上競技、またいろいろな球技、中学、高校生、ジュニアと大会がございます。私は、大会にはAEDの設置を義務化することを求めたいと思います。AEDがあれば助かったのになどということのないように、この防災は災害と同じでいつどこで起こるかわかりません。ぜひこの義務化を求めるものであります。

さらに、今までAEDは8歳未満、体重25キロ以下の児童には使用できなかったのですか、小

児用の電極パッドを備えたAEDもできました。小学生の安心、安全のためにも導入を求めるものですが、小児用AEDに対する考え方をお伺いいたします。

次に、自転車事故から市民を守るためにについてお尋ねいたします。私は、交通指導員となり、3年間交通事故をなくすために各種大会、イベント、その他の啓蒙活動を行ってきました。今毎日新聞を見るときに一番最初に目を通すのが道新の1枚めくった下、昨日までの死亡事故人数です。本日は、きのう現在42名、昨年度に比べると35名と7名の方の犠牲者が多いという悲しい結果が出ております。北海道は、ここ数年全国死亡事故ワーストワンからの脱却をして、死者も300人を割っています。これは、地道な事故をなくす活動が実ってきた結果であると思います。しかし、ことしに入り、下川町において自転車と車の接触事故によりとうとう人命が亡くなりました。冬道で自転車に乗っていなければ防げた事故です。

雪解けが始まり、今子供に楽しみは何かと聞くと、自転車に乗ることだと答えました。雪解けが待ち遠しく、外で遊びたいという思いでしょう。しかし、自分の子供を含め、小学校低学年の子を見ていますと、自転車の運転マナーが身につけていない。それだけではなく、交通ルールに関する知識が不足している子供も多いと感じています。私が小学生のころ、自転車運転免許に合格しなければ自転車に乗れないという時代でした。私がちょうど小学3年生のときおたふく風邪にかかり、自転車運転免許を受けられないで、人より一月おくれで免許をもらったという記憶が残っております。やはり小学生に自転車運転免許証制度を導入して運転マナーを身につけさせるとともに、本当に安全を守っていくということに対して名寄市としての考えをお尋ねいたします。

さらに、冬に私が自転車を運転してひやっとしたこと、それどころか心臓がとまりそうになった出来事が数回あります。それは、年配者の自転車

との遭遇です。特にこれからは暖かくなったり、寒くなったりで、わだちが非常にでき、歩くよりも遅いスピードで運転しているのですが、スーパーの帰り道、買い物かごに荷物を入れると非常にハンドル操作が危ないなど、本当に危険と感じております。みずからの命を守るためには、冬には自転車には乗らないという啓蒙も必要ではないかと思えます。小学生、中学生は冬の自転車は認められておりません。ということで、その見解を求めたいと思えます。

2点目、教育行政について、いじめ問題の対応についてお尋ねいたします。道教委のいじめアンケートの中間報告や滝川市のアンケート結果を見ますと、同様な答えとなっております。いじめを受けたことがある、17.6%、まだそのうち続いている、4%、いじめをしたことがある、6%。この結果を見て問題と感じるのは、受ける側としている側の認識の違いであります。このことについて教育委員会はどのようにとらえているのかお知らせください。

西小学校では児童一人一人の学習や友達関係の把握を目的とし、全児童に担任が教育相談を1人約5分程度行いました。その結果、友達関係については、クラスの子にばか、でぶ、はげなどと悪口を言われること、何もしていないのにたたかれたり、けられたりすることを気にしている子が数名いた。実際に話を聞いてみると、している側は悪気のないものがほとんどです。でも、受け取る側には大きな苦痛を与えていることに気づき、今後言動を見直していかなければならない。また、放課後の遊びについても幾つかの話が出て、一緒に遊ぼうと声かけたのに断られた、遊ぶ場所を変えるときに置いていかれたなど、こういったことがあったそうです。名寄の他の学校も取り組んでいることと思えます。学校によって対応の違いはあってはならないと思っております。

次に、教職員についてですが、これもアンケートの結果1割の教員がいじめを認識していても対

応しなかったとの回答があったそうです。教員も子供が今でもいじめを受けていると答えたのに対し、8割の教職員がそれは解決したと答えております。この認識の違いは、いじめ対策がまだうまくいっていないことを示しているのではないのでしょうか。いじめが発生するのが悪い学校ではなくて、いじめを解決するのがいい学校であるという認識を徹底することが大事です。子供の心の悩みに対して職員の資質の向上の対策についてお知らせください。

すべての子供にとって学校は安心、安全で楽しい場所であり、保護者にとっても大切な子供を預ける学校で子供の心身が守られ、笑顔で子供が帰宅することが何より重要なことでもあります。

次に、教育再生会議の1次報告に関してについてお尋ねいたします。この報告によりますと、当面の取り組みで学習内容の改革ではゆとり教育の見直し、教員の質の向上で免許更新制度を導入、教育システムの改革で教育委員会の抜本的な見直し、社会総がかりでの全国的な参加で子育て支援の充実を、この四つの柱から成っていますが、この答申に対する所見をお尋ねいたします。

3点目、冬の施設の活用についてお尋ねいたします。まず、カーリング場について。昨年11月にオープンいたしまして、各種大会やいろんな競技会、非常に施設を今のところ有効利用していただいております。オープンしての今年度の利用の実績をお知らせ願います。また、今後これは名寄市の大切な財産となるわけですから、来年度の大会予定、そしてこれから夏場を迎えた利用の仕方についてお尋ね申し上げます。

さらに、名寄市内の一、二の小中学校では総合学習の中でカーリングの指導を行いました。しかし、この大切な施設を有効利用するためには市内の小中学校、小学校の高学年からですが、全員がこのカーリングを体験し、名寄での生活ではカーリングが重要な位置にあったよと子供たちに身をもって知らせることも必要ではないでしょうか。

やはり最初が肝心でございます。施設がいつまでも有効利用、市民に喜ばれるためにもぜひそれをなし遂げていただきたい。そして、カーリングというスポーツが名寄、地元が強くなるのがカーリングのまちとすることでございますので、今名寄市のカーリングの実力はどの程度なのかおわかりになればお知らせいただきたいと思っております。

続いて、ジャンプ台について。12月に私はジャンプの拠点ぜひ名寄にするよう頑張っていたきたいということを申し上げましたが、スキー連盟、市長、助役、何度か東京に上京していただいて頑張っていたきましたが、残念ながら予想どおり札幌市となってしまいました。しかし、名寄のジャンプ台は今回の世界ノルディックにおいても大会前の最終調整地として選ばれて、団体での銅メダルに貢献したことは間違いございません。今後ぜひこのことにめげることなく、新たな活動の場としての方向性がございましたら、お知らせ願いたいと思っております。

2年後の世界ノルディック選手権には女子のノーマルヒルが正式な大会と決定いたしました。女子には有名な山田いずみ選手を初め、これまた下川に小学生でもう大倉山を飛んでいるという有望な女子選手がいます。この70メートル級ノーマルヒル、日本では最新鋭のノーマルヒルのジャンプ台です。こういったことに先手をとって、女子の強化拠点にはならないのか方向性を探っていただきたいなども考えております。

皆さんもスポーツ新聞等でごらんのとおり、来年の国体がやっと2月に野沢温泉スキー場に決まったと。冬のスポーツ今非常にどこの地も経済的、財政的にも負担が大きいということでなかなか手を挙げていただけない状況です。私も国体を誘致せいと今言うわけにはいきませんが、本当にキャパさえあればこの名寄の恵まれた環境、コンパクトで1カ所ですべての大会が開ける、この地理的なものを持っているのは全国でも名寄市だけです。教育執行方針の中で、教育長は全国、全

道規模のスキー大会の開催も予定されていて、これらの大会の成功に向けて努力していくと述べていますが、こういった大会が来年行われるのかお知らせください。

最後に、クロスカントリーコース、このコースはFISの5キロメートルの公式コースとして認められておりまして、選手にも非常に起伏が激しく練習環境にはすばらしいと好評を得ております。ただ単に年末の大会だけではなく、練習場としての利用拡大をもっともっと訴えて、交流人口、また練習人口の増加に使っていただきたいと思っております。

それと、ジュニアの競技大会についてです。ジュニアは、下川、和寒、士別、朝日、当麻、そして音威子府、最後小樽とジュニアのクロカンの人たちにとってもこれだけの連戦があります。ことしは4月の初旬、道北ノルディック大会士別開催の伝統ある37回を迎えた大会が諸所の事情で中止になりました。私どももう20年来名寄スキー連盟、またその関係のものにぜひ名寄でのジュニアの大会を誘致してほしい、ジュニアもぜひ地元で大会をしたい、また地方の選手にとってもあのクロスカントリーのまち、あの健康の森のコースでぜひ大会に参加したいという思いもずっとうたわれております。この伝統ある道北ノルディックが中止になったからというわけではございませんが、ここ名寄市として持ってこられないかどうか所見をお尋ねいたしまして、この場からの質問を終わります。

○議長（田中之繁議員） 山内生活福祉部長。

○生活福祉部長（山内 豊君） 大きな項目で3点にわたり御質問いただきました。1点目は私から、2点目、3点目につきましては教育部長から答弁となります。

市民の安心、安全についてのAEDの啓発、活用についてお答えをいたします。心筋梗塞や不整脈などの心疾患により心臓が停止した場合、迅速な119番通報、そして一刻も早く心肺蘇生を行

うとともに除細動器によって心臓に電気ショックを与えることが重要とされております。日本においても平成16年7月からこの自動体外式除細動器、AEDの一般市民の使用が解禁されたことから、公共施設を含めてさまざまな場所に設置されるようになりました。名寄市におきましては、平成18年度から、まだ台数は多くありませんが、配備を進めてきております。

AEDの使用について特に資格は必要ありませんが、電極パッド貼付時に冷や汗等でぬれている場合はタオルでふき取ること、ネックレスは外すこと、張り薬や胸毛など、電極パッドの密着の妨げとなるものを取り除くこと、心臓ペースメーカーや埋め込み型除細動器への対応が必要なことなどの注意が必要となっております。また、あわせて心肺蘇生法を行う必要が極めて高く、さらには意識不明者の体位や保温処置などにも知識が必要であることから、一人でも多くの市民がAEDに関する知識を有することが最も重要であると考えており、今後も救急法の普及啓蒙に努めてまいります。

次に、各種スポーツ大会にAEDの設置を義務化してはとの御提言ございました。現在市の福祉事務所において各種スポーツ大会などのイベント用に1台を配置し、無料で貸し出しを行っております。まずはこの有効利用を広くPRしていきたいと考えております。設置の義務化につきましては、現在配備されているAEDの台数がまだ十分でないことや救命処置の流れの中でより救命率を高めるために活用する機器として位置づけられるべきと考えておきまして、救急法受講の普及拡大を図りながら、状況を判断してまいりたいというふうに考えております。

平成16年7月からAEDの取り扱いが一般市民に認められた際に、8歳未満及び体重25キログラム以下の小児にはその使用を推奨されておきませんでした。しかし、その後平成18年6月から日本版救急蘇生ガイドライン2005により電

圧の調整や小児用パッド使用が認められてきたところでございます。現在配備のAEDは、電極パッドを小児用に交換することで使用が可能となります。電圧そのものを直接調整するタイプは、今後登場するAEDに切りかえスイッチが装着されるものと考えておきますが、特にパッド交換によるものは心停止状態における救急救命処置として適切な選択ができる課題がありますので、専門家の意見を聞きながら、装備してまいります。

次に、自転車事故から市民を守ることについての御質問でございます。名寄市において、地形上比較的平たんで、幼児から高齢者と幅広い層で多くの方が自転車を利用しております。自転車の事故件数は、平成18年度全道で3,909件、名寄市内で10件という状況でございます。このようなことから、小学校では年1回自転車青空教室を開催し、正しい乗り方やルール等を指導してきております。また、一部の中学校でも実施をしてきたところでございます。自転車運転免許制度導入でございますけれども、以前においては各小学校で自転車通学生に対し学校独自で作成された認定書を交付していたことがあると聞いてございます。現在においては、一部の小学校で自転車通学を認めているもののその利用者は少なく、そうした認定書については発行していない状況にあります。交通ルールを一人一人が守ることのできるよう今後とも積極的に指導を行い、交通事故を未然に防ぐために啓蒙、啓発に努めてまいります。

冬期間の自転車利用は、中高齢者の利用もあって、交通安全上危険と認識しているところです。道路交通法では冬期間の自転車利用を禁止してはいたませんが、積雪、凍結による転倒の危険等からも老人クラブあるいは町内会で交通安全講話等を通し、特に冬期間は自転車に乗らないよう指導を行っているところであります。今後も関係機関や団体と連携しながら、意識啓発を行い、冬期間の事故防止に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。



○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） 私からは、大きな項目2の教育行政についてと3の冬の施設の活用についてお答えいたします。

初めに、教育行政についての（1）、いじめ問題への対応についてでございます。いじめにかかわる問題につきましては、これまでもお答えしてまいりましたが、名寄市教育委員会ではこれまでもいじめはどこにでもあるとの認識のもと、いじめを未然に防ぎ、深刻化させない取り組みに努めてまいりました。昨年12月に滝川市独自で行われましたいじめにかかわる保護者アンケートの結果報道につきまして、回答率71.4%のうちいじめを受けたことがあるとの回答が17.6%、いじめたことがあるとの回答は6%となっております。このようにいじめを受けた側といじめをした側では大きな認識の差があるわけですが、その大半が子供から聞いて回答したとなっております。このような点から考えますと、日常の子供たちの生活においていじめしていると認識することなく言動に及んでいるか、あるいは保護者が子供たちの日常の行動について十分に把握できていないかということが考えられます。名寄市教育委員会といたしましては、学校とPTAや保護者との連携を十分に図りながら、学校の全組織体制の中での解決を図るよう指導してきているところでございます。

また、日常子供たちを直接指導する教職員の資質の向上も重要であります。子供たち一人一人の心を受けとめ、指導に当たるためにもカウンセリング能力の向上は極めて大切であります。名寄市教育研究所と連携を図り、1月には名寄市立大学の協力のもと名寄市全小中学校教職員参加によるカウンセリング研修会を開催し、子供の心と向き合うためのあり方について研修を行いました。また、2月にはよりよい相談体制の構築を目指して心の教室相談員における研修会も行ってきたところであります。さらに、次年度におきましては、

名寄市教育研究所内にカウンセリング研修の講座を立ち上げ、子供たちの心に響く指導ができるよう準備を進めているところでございます。

教職員の認識の違いについてでございますけれども、いじめなど校内における指導上の諸問題については職員会議や校内研修において全職員に周知し、校内体制を組んでその解決に当たります。担任、学年、生徒指導部などの中でも体制をとり、解決に連携をとって当たります。全職員が理解していても直接問題に取り組む教員は限られます。ただ、経過や報告は随時行われますので、全職員の共通理解の上で解決が行われます。そのため知ってはいても直接担当しない職員がいることも事実であります。それをもって学校として問題をほうっておいているということにはならないと考えております。新年度におきましても教職員の資質の向上を図り、いじめなどの問題に積極的に対応する体制を確立するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、教育再生会議第1次報告に関してお答えいたします。御案内のとおり政府の教育再生会議は、去る1月24日に教育内容の改革、教員の資質向上、教育システムの改革など七つの提言、教育職員免許法の改正など四つの緊急対応から成る第1次報告を提出いたしました。その七つの提言のうち、教育内容の改革にゆとり教育の見直しが含まれております。具体的には授業時数の10%増加、基本的教科の充実、発展的学習と補充的学習の充実などを図る基礎学力強化プログラムの推進によって学力の向上を目指すとともに全国学力調査の実施、少人数指導や習熟度別指導の拡充、また学校選択制の導入などについて提言しております。現行の学習指導要領は、かつての学習の効率化や偏差値偏重によって生じた教育のひずみを是正するため、基礎、基本の定着を目指して、教科科目の指導内容の精選化を図るとともに総合的な学習の時間を新設して人間としてのあり方、生き方を学ぶなど、ゆとりと充実をセットにした内

容となっております。今後の学習指導要領の改訂に当たっては、これら過去の反省をどう生かし、現行の学習指導要領のよいところをどう継承していくか推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、教育委員会制度の改革であります。このことは、既に中央教育審議会において議論が重ねられてきているところでありますが、今回の提言では教育委員会の必置規則の撤廃なども検討することが盛り込まれております。今後レーマンコントロールの維持など教育の中立をどう図っていくか、中央教育審議会での議論や法改正案に伴う議論経過を見守ってまいりたいと考えております。また、教員の資質の向上を目指した免許更新制度につきましても中央教育審議会これまで審議され、法案化が進められているところでありますが、特に指導力不足教員の取り扱いなどについては今後の推移を見守りたいと考えております。

提言の七つ目が社会総がかりで子供の教育に当たることであります。申すまでもなく子供たちは地域の人と触れ合い、家族とともに生活する中で社会性が生まれ、学校では学べないことを身につけていきます。子供が学校以外の世界でも人とのつながりを持つことは大切なことであります。そのための家庭での対応、地域社会の対応、企業における子育て支援など社会全体で子供を育てることが望まれており、新しい教育基本法の理念にも通ずるものがあると考えております。

いずれにいたしましても、今回の教育再生会議が提案したさまざまな事柄は、当面する教育課題でもあると受けとめ、名寄市教育委員会といたしましては現行の学習指導要領の中でその解決に向け、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、大きな項目3の冬のスポーツ施設の活用についてでございます。初めに、カーリング場ですが、御案内のとおりカーリング場が昨年11月に道立サンピラーパーク内にオープンしましたが、

近隣唯一の屋内施設ということもあり、予想を上回る利用者でにぎわっております。オープンからの実績であります。オープン記念として行われた北海道知事杯カーリング大会を初め、日本シニアカーリング大会、ピヤシリカップカーリング大会、その他地元カーリング協会主催の大会が数多く開催されております。また、初心者向けの体験教室や小中学校の体験学習、市内の会社、団体などの利用のほか、士別市や美深町など名寄市以外からの利用もあり、大いにカーリングを楽しんでいただいております。市立大学もオリンピックで活躍した敦賀氏を招き、4回の集中講義を行いました。興味を示している学生もいると聞いておりますので、これからも多くのチームが結成されることを期待しております。

2月末までのカーリング場利用者数は、6,042人と本年度の目標数値を既に上回っていると聞いており、また人気の高いプレーガーデンも1万1,057人の利用者があるとのこととございました。来年度の大会につきましては、全道規模では北海道知事杯カーリング大会とピヤシリカップカーリング大会が現時点で予定されていますが、これ以外にも地元協会独自のローカルな各種大会、予選会なども予定しております。

夏場の利用といたしましては、カーリング場に床を設置して、卓球、バドミントン、ミニバレー等の軽スポーツやお子さんやお母さんに人気の高い室内用具をふやし、多目的運動広場として開放していく予定と聞いておりますので、利用者も多くなるものと期待しております。

小中学校におけるカーリング授業につきましては、今年度はカーリング場ができたばかりであり、一部の学校での取り組みとなっておりますが、せっかく地元で立派な施設ができたのですから、今後総合学習や特別活動などの時間などで取り組んでいくようにしてまいりたいと考えております。

地元のカーリングを行う人の実力ということなのですけれども、記憶ではつい最近シニア大会

で優勝したというような記事を目にいたしました。実力は相当高いのではないかというふうに考えております。

次に、ジャンプ台についてですが、ジャンプ台は昭和45年に完成後ミディアムヒルの造成、サマー仕様などの改修を行い、毎年シーズン最初の大会としてピヤシリジャンプ大会、吉田杯ジャンプ大会、また全日本コンバインド大会などが開催されております。例年12月にはこれら大会に出場する選手たちの強化合宿が行われており、相当数の選手、コーチ、監督が名寄市内に宿泊しております。名寄のジャンプ台の大きな特徴は、国内で一番早く雪の上でのトレーニングができることであり、そのことが評価され、今回のJOCの強化拠点施設の有力な候補に上がったと聞いております。拠点施設の指定にはならなかったことはまことに残念ですが、これからもスキー連盟や体育協会との連携を密にし、雪の上での練習が一日でも早くできるようにすることで日本ジャンプ界に貢献していきたいと考えております。また、そのようにすることで名寄のジャンプ台の評価がより高まるのではないかと、そのように考えております。

また、中体連、高体連などが主催する全道、全国規模のスキー競技大会の開催予定についてでございますけれども、現在のところは予定はございませんが、関係する機関、スポーツ団体等から情報収集や意見交換をする中で可能性を探ってまいりたいと考えております。ジャンプ少年団などのジュニア育成につきましては、近隣地域とも連携し、互いに協力し、育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、クロスカントリーコースですけれども、クロスカントリーコースは平成8年に健康の森の陸上競技場がオープンした年にFIS公認5キロコースとして認定を受け、全日本コンバインド大会やクロスカントリー名寄大会が開催されています。公認コースのほかの10キロ、5キロ、3キ

ロ、2キロの練習コースも整備されており、中学生、高校生、一般などの練習や歩くスキーにも利用され、特に高校生は土別、和寒、下川などからも練習に来ております。また、平日は浅江島公園で練習をしているクロカン少年団も土曜、日曜、祭日などは健康の森のコースで練習をしております。今後もスキー連盟や指定管理者と連携し、適切なコース整備を行い、利用しやすいコース設定に努め、利用者の拡大を図ってまいります。

ジュニアの競技大会の開催についてでございますが、ジュニア大会は近隣で毎週のように行われており、新たな大会を行うすき間がないような状況でありましたが、ことし伝統ある大会の一つが中止となり、来年以降の開催についても現在のところ不明とのことですので、この時期に名寄でのジュニア競技会ができないかスキー連盟など関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、市民の安心と安全のAEDでございますが、名寄市としてはもうこれで導入はやめたというのではないと思っておりますので、今後の将来的に何台ぐらい設置し、市民の安全を守っていかうとしているのか、まずお尋ねいたします。さらに、AEDは既にどれぐらいの方々が講習を受け、それに対応できるような形になっているのかお知らせください。さらに、今年度の予算書を見させていただきました。けれども、どこにもAEDと、本体の導入は別として、AEDというのは御存じのとおりパッドは1回使ったら使い捨てですので、それが3回使ったら3回分のパッドの予算というのがどこかに上がっているはずだと私は思っていたのですが、どこにも上がっていないというのは危機管理に欠けているのではないかなというような気がしますが、そこら辺の確認をさせていただき

ます。ちなみに、本当胸毛の厚い方は効き目が少ないそうなので、お気をつけください。

それと、もう一点、昨日高橋議員が中学校にぜひAEDを設置していただきたいと。このことに関しましては、私も本当にそう思っております。さらに一步踏み込んで、中学校の総合的な学習で全員にAEDの講習会をしていただきたい。そのことによってやっぱり人の命の大切さ、また人の命を救う自信だとか経験が芽生えてくると私は思いますので、まずAEDというものに中学校で親しむ、そういった場を十分可能性として持てるはずですので、中学校への設置はもとより中学生に講習を受ける場をつくっていただくことをお願いしますが、その見解についてまずお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） これから先のAEDの配置の計画につきましては、福祉事務所といたしましてはまずは学校の方に優先されるべきというふうに考えておりますので、そちらの計画につきましては教育委員会サイドの方でお答えがあるというふうに考えております。

現在までの受講者数のトータルでございますが、今実はここに数字を持ってきておりませんので、後で調べてお答えをさせていただきたいと思っております。

今お話がありました実はパッドは使い捨てでございます。1回使ったものはもう使えません。価格的には約1万円前後というふうに把握しております。私どもが貸し出し要綱をつくりましたときに、現実的にはこれは命を救うために使われるものとしてのものがございますけれども、実はパッドは消耗品という受けとめ方をしております。機器セットの中にかみそりですとかいろんな小物も実はそれに対応するために準備をさせていただきました。それらを含めまして消耗品については、使った場合については使用者というか、使った方の責任でお願いしたいというふうに考えております。

そこは柔軟に、もしも緊急やむを得ない場合、それからその人が使ったというか、その場に居合わせてほかの人に使用したとかと色々な場合が考えられると思いますけれども、現実的にはまずそこを基本に置きたいというふうに考えて、今回の要綱を作成をしております。

それから、小学生、中学生に対するAEDの使用法の講習の関係でございますけれども、私どもの情報では小学校高学年以上の者についてはAEDの使用について講習に十分耐え得るというふうな情報を持っておりますので、こちら辺についてももし取り組んでいただけるのであれば、AEDの講習自体は日本赤十字社と、それから上川北部消防事務組合と2通りの講習がありますので、私どもの方では日本赤十字社についてはぜひ支援をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 今教育部長。

○教育部長（今 裕君） AEDの学校導入でございますけれども、以前の答弁にもお答えしたとおり、順次中学校から導入に向けて積極的に検討を進めたいと。もしか導入されたときには当然学校の教職員対象に講習会を行うというふうになると考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） パッドの料金につきましては、基本的には使用者の責任であると。救急車の中でAEDを使った場合は、使用料はどうなるのですか。ちょっとお伺いします。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私の管轄ではないと思っておりますけれども、知り得た情報の中では救急車の中で使われたものにつきましては、料金をいただくというシステムになっていないというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） その認識に関しましてはちょっと私は異論があるわけですが、AEDの

一番活躍する、一番必要なのは救急車が来る前に処置するのがAEDの目的ですので、やむを得ず救急車が来てAEDを使うという場合はあっても、本来の目的とは違う。そこで市民の命を守るのにその使用者の責任だと。AEDを使って、その使用者が亡くなったら、遺族がそのAEDの分まで払うということですね。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） まず、消耗品については、それを準備いただく私どもとしてはイベントに対して貸し出しをするというふうな考え方をしておりましたので、その中で費用の手だても準備いただければというのがまず基本に成り立っております。それで、それを前提としながらも、いろんな実態があることでございますので、そこは柔軟に対応させていただきたいということで御答弁をさせていただきました。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） AEDの使用にお金絡むと私思っていますので、今後さらに検討をいただき、市民の安全を守るAEDをさらに有効利用していただきたいなと思います。

それと、札幌のまちなどを歩いていますと、もう今町中1丁区画歩いたらAEDのシールがべたべた張ってありますよね、まちの中のビジネス街は特に。それだけ札幌はAEDの先進地でありませぬ。名寄もこれから民間企業の中ではAEDを導入していこうというデパートであるとかホテルも出てくると思いますので、やっぱりそういったときには必ずAEDがあるよと、AEDのシールみたいのは今後ぜひ導入して、名寄市としても公共施設であってもAEDを置いてあるところにはそういったシールが市民に見えるようにぜひ検討をいただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、続きまして教育の問題なのですけれども、教育再生会議、これはいろいろなその時代、時代に合わせて考え方が変わっていくことは私は

やむを得ないと思っておりますが、やはり何に目を向けなくてはいけないのかというのは対子供です。基本だけは絶対ずらしていただきたい。私前にも教育長に質問しましたように今の学習、ゆとりある学習ではとても時間は少ないと私申し上げました。夏休み、冬休み、学校の開校記念日は要らないのではないかとこのことを御提案申し上げましたが、このゆとり教育の見直しでは結局やっぱり10%の授業の増加、今親は何でも学校に頼る。子育て支援で育った子供たちが小学校になれば、やはり学校というのは子育て支援の延長であって、そういった親はまたさらにいろんなことが学校がやるのが当たり前のような今世の中になってきていると私は考えております。しかし、子供たちにしっかりと教育を受けさせるということが原点であります。その中でもいじめについていろいろ出ております。教育長の見解をお尋ねしたいと思うのですが、一番私の問題なのはいじめをした側です。出席停止を含むこともあり得るといじめに対するこの考え方を教育長はどうとらえているかちょっとお知らせください。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今教育再生会議の中でゆとり教育の見直しについてもお話がございました。近年の学校教育といましようか、教育の流れそのものは学校に依存する体質が非常に多くなってきている。先ほどの宗片議員の食育の問題にしましても、多くのものが学校に依存している、そんな流れがあるわけですが、そういう中で学校はたくさんの課題を抱えながら、課題も年々肥大化してきているというのが現状でございます。しかし、そんなことを言っておられませんので、やはり大切な子供を預かる教育機関として最善を尽くしているということでございます。そういう中で、不幸にしていじめだとか、もしくは大きな非行事故だとか、こういうことが起きたときには従来から出席停止の制度は義務教育にもございました。しかし、これについてはこれまで

やはり出席停止というのは極めて異例なことだ  
という、そういう押さえがされていまして、高校  
における停学とは全く趣の異なったものでござい  
ました。しかし、今回教育再生会議ではこの出席  
停止をもっと前面に押し出して、そして義務教育  
でも行っていくべきではないかと、こういう御意  
見だというふうに受けとめております。

しかし、この出席停止というのは、やはり私は  
もろ刃の剣ではないかなと、こう思うのでありま  
す。本当に非行などを繰り返し行う子供、しかし  
それを出席停止にして学校から排除することで本  
当にいいのかなという。これは、ずっと停学など  
を行ってきた高校にも大きな流れがございませ  
う。当初は家庭謹慎という形で、本当に学校から排  
除しました。しかし、最近になってくるとだんだん  
登校謹慎という形が多くなってきたのであります。  
それは、学校へ出させて、そして子供の指導を根  
本的に考えていくと。家庭に預ければいいという  
問題ではなくなってきたと。そういうことから考  
えますと、出席停止そのものが義務教育に導入さ  
れても、その辺の原点はやっぱり見失うべきで  
はないのかなと、こんなふうを考えているところ  
です。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） 私もそれでいいのでは  
ないかなと思います。先ほども今定例会でいろい  
ろと特別支援教育についてのお話がありましたが、  
その特別支援教育、LD、ADHDの子たちのい  
じめということとは絶対あってはいけないことだ  
と思いますので、ぜひそこら辺は注意していただ  
きたい。そして、先ほどの教育長の質問に対する  
答弁で、特別支援教育のコーディネーターはイニ  
シアチブをとるべきだということ、これ私全然教  
育長と考えが違いますので、イニシアチブをとる  
のは学校の管理職、トップがしっかりとってやっ  
ていくのが私は特別支援教育だ、その中にいじめ  
はあってはいけないと思うのですが、コーディネ  
ーターがイニシアチブをとるべきだという教育長の

意図はどういうところなのかちょっとお知らせく  
ださい。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 特別支援教育をこれか  
ら行っていくに当たりましては、学校が一丸とな  
って取り組んでいくことでございます。もちろん  
その学校を動かすのは校長であり、教頭でありま  
す。ですから、それはそこに頂点に置いておくと  
しまして、校内委員会とか、それから現在ある特  
殊学級、19年度からの特別支援学級とか、こう  
いう動きについてきめ細かな目配りをする中で  
コーディネーターというのは大きな役割を果たし  
ていくべきだと、こういう意味でございませう、  
御理解いただきたい。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） この件につきましては、  
また改めて再度勉強し直し、議論してまいりたい  
と思います。やはり子供たちはどんなシステムに  
なろうとしっかりとした体制で同じ教育を受ける  
というのが私の考えでございませうので、ぜひそ  
うしていただきたい。

あと、この教育に対してもう一点私がどうして  
も納得できないのは絶対評価なのです。絶対評価  
というのは、小学生においては取り組みやすい、  
なれ親しむということは非常にいいと思うので  
すけれども、中学生、高校生、やはり一つ上の夢  
を求めるための受験をする子たちにとっては、絶  
対評価というのは非常にあいまいで、私はよくわ  
からないと思うのですが、その点、絶対評価に対  
する考えは教育長どうでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 新しい学習指導要領が  
できたその大きなねらいの一つには、やはり偏差  
値偏重からの脱却でございました。その偏差値偏  
重の一つの大きな要因に相対評価があったとい  
うふうには私は考えております。100人の集団が  
いて、そして5が7人つけば必ず1が7人つくとい  
うのが本当にいいのだろうか、こういうことで

ございました。そういう中から絶対評価が導入されて、5の力を持っている子が5の力を出せば個人内評価は5段階で5でいいのでないか。10の力持っている子が5を出せば、同じ5でありまして個人内評価ではそれは3でいいのでないかと、こういう基本的な考えから絶対評価が生まれてきたわけでございます。これはアメリカ、ヨーロッパなんかの基本的な考えになっていて、日本ではまだ少し未成熟な部分があるのかなと。したがって、具体的な高校入試のときとかこういうときにいろんなまだ問題が生じる可能性を持っていると。しかし、やはりその子供たち一人一人を原点として考えたときには絶対評価というのは私は相対評価よりは好ましい、課題は多いけれども、好ましいものと、こんなふうに判断しております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） あと、教育長にもう一点だけ、学力調査に関してです。これは、北教組や何かが反対を表明している方々もいるようですが、やはり自分の学力が今どこにあるのかと押さえる意味では私は非常に賛成的な物事の考え方でいるのですが、名寄市においてはどのような体制で行われるのかをお願いします。

○議長（田中之繁議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 学力といいましょうか、学習の定着度といいましょうか、学力というところとまた別な意味も響くわけではありますが、学習の定着度を図るといって、そういう意味で全国的に実施されるこの調査は私は好ましいものだと、こういうふうに考えております。ただ、この取り扱いについては、例えば学校個々を出して、そしてそれで比較するような、言ってみれば先ほどの相対評価みたいなことが起きては大変でございますので、取扱いはやはりしっかりしていかなければならない。ですから、名寄市は実施する市町村教育委員会の中に手を挙げさせていただいております。

○議長（田中之繁議員） 岩木議員。

○4番（岩木正文議員） ぜひ頑張ってくださいなと思っております。

もう時間もございませんので、最後ジャンプについてお尋ねいたします。今まで何回も言ってきましたが、このジャンプ台の施設というのは全国的に比べて本当に数が少なく、飛べる台は限られております。せっかく多大な投資をしてつくったジャンプ台において名寄をPRしていくということをお絶対続けていっていただきたいと思っている一人でございます。例を見ますと、旭川の嵐山ジャンプ台は旧ジャンプ台として手をかけなかったためにもう取り壊して、ジャンプはできないのです。もう改めて何十億円かけてやるということは今できませんので、名寄市としてはその時代に合った多少のお金はかかってもやっぱりジャンプのまちをぜひPRすることに利用いただければなと思っております。

今女子の世界ノルディック選手権の正式種目になったということもありまして、女子はラージヒルありませんので、ノーマルヒル、日本で一番すぐれたジャンプ台だと言われている名寄市、ぜひこれはまた再度、助役、新たな気持ちで取り組んで頑張ってくださいなと思っております。

さらにそこで、今雪が非常に全国的に少ないのです。大山にしても、高校選抜の高山のすずらん高原、ことしも雪をやっと集めて大会を開くというぐらい大変なのです。そして、選手というのはいかに多く冬場飛べるかというのが自信を持って大会に臨める第一歩でありますので、名寄市においては雪のことは雪の恵み、寒さの恵みで、よっぽどのがない限り何とかかなと思うのですが、大会当日風が吹いたり、ふぶいたりしたら大会が中止になってしまいますよね。だから、そのためにもやはり私はぜひナイターの施設をつくっていただきたい。交流人口をふやすためにもナイターがあることによって飛べる本数は違う、さらにこの地方に来たいと思う学生たち、企業もふえてくると思いますので、今後ナイターへ対する考えは

どうなのちょっと答弁いただきたいと思います。

**○議長（田中之繁議員）** 今助役。

**○助役（今 尚文君）** 前段御質問いただきました指定の関係の経過から含めてお話するとわかりやすいのでありますけれども、私の方で全日本スキー連盟やJOCと十分に対話をさせていただきました。若干経過を申し上げますと、先日新聞で発表になりました札幌大倉山がナショナルトレーニングセンターの競技別拠点ということで指定になると。そこを選別するまでの間、JOCからさらに全日本スキー連盟において、全日本スキー連盟が具体的に作業をすると、そして選別をしていく方法です。それを調整して、JOCが文科省に上げて、指定を受けると、こういうことありますから、今回の指定は文科省、国の指定ということあります。

それで、全日本スキー連盟としては、今までジャンプにかかわってきた名寄と白馬と札幌と、この三つが全日本にとって欠かせないジャンプ台です。そのほかにもジャンプ台たくさんあるのですけれども、欠かせないジャンプ台です。特に名寄は、ノーマルヒルでありますけれども、一番早く国内で飛べるジャンプ台、時期によっては世界で一番早く飛べるジャンプ台でありますから、これは非常に全日本としてもありがたい。笠谷さんなんかはジャンプ本部長でありますけれども、ぜひ名寄で、雪の上で飛ばない限り選手は弱くなると。したがって、サマージャンプは普及してはいますけれども、それは基礎体力つけるのにいいけれども、冬のジャンプを飛ばなければだめだから、名寄というふうに主張していただいていたのでありますけれども、国の関係で要件が11件あります。例えばあそこに出ていましたけれども、医科学、スポーツ科学、スポーツ医学、それから栄養管理、それから中央ナショナルトレーニングセンターとの情報のやりとり、こういった専門の先生たちをどういうふうに地元、あるいは東京から来てもらうかということもありますので、そういう

面からいってやはり地の利のある札幌だろうということでは札幌です。

しかし、前段言いましたように全日本スキー連盟では名寄、白馬がこれは絶対欠かせないスキー場であるから、全日本スキー連盟として働きかけて、JOC、オリンピック委員会の指定の台にしたいという全日本スキー連盟気持ち持っています。そのためには全日本スキー連盟として財政裏づけもしていきましょと、こういうふうに言っていただきました。これは、まだこれから具体化する内容であります。したがって、その財政裏づけが何かというとジャンプ選手が強化練習をしやすいように、それからジュニアも練習しやすいようにということで、例えば名寄はスノーガン、もっと早く飛べるスノーガンであるとか夜間照明であるとか、白馬は例えばスタート台で力の測定ができる機械であるとか、そういったことは全日本としての要望事項であります。そのために毎年予算をつけていく、交付すると。それも自治体に交付するという方向でありますから、これから全日本と十分に協議をいたしまして、ではどういう練習環境がいいのだろうか。それをやるためには少し早く例えばジャンプ飛べるようにするとスノーガンの氷のスノーガンいいのか、あるいは夜間がいいのか、あるいはもっとほかにあるのかということを協議しまして、名寄の台としてはやはり全日本としてもきちっと強化の一つだということに位置づけられますので、予算づけもされるということではあります。その内容についてはこれから全日本と十分に協議をして、どういう練習環境が一番いいか、それを整えていきたいというふうに思っています。照明ももちろん一つの候補に上がっています。

以上です。

**○議長（田中之繁議員）** 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

市政執行方針について外1件を、黒井徹議員。

**○13番（黒井 徹議員）** いよいよ本定例会の



質問の最終日の最後になりましたので、あと1時間よろしくおつき合いのほどを願いたいというふうに思います。今回最後ということをお初めから承知しておりましたので、かなり衣を着てスタンバイしていたのですが、ほとんど下着状態になってしまったかなというふうに思いますけれども、気を取り直してやりたいというふうに思います。

まず、市政執行方針についてですけれども、国の三位一体改革の影響下のもと市長は名寄大学の開学、合併、道立公園の誘致など開拓以来名寄の歴史に残る事業を手がけてきました。さらに、今後も道の駅、風連の市街地再開発など新総合計画の実施をしていかなければなりません。しかし、市財政は実質公債費比率19%と厳しい状況であり、行財政改革も推進する中で市民の負託にこたえていかなければなりません。首長として苦労は絶えないだろうと推察をいたします。改めて敬意を表するところでございます。また、最近の夕張市の例に見られるように、財政破綻が現実問題としてあり、結果責任が問われる市長としても行政執行に対し慎重に、かつ大胆、迅速に判断する必要があるというふうに思われます。

そこで、4項目について伺います。島市長は、市職員として4代の市長に仕え、みずからも市長として長い行政経験を積んでいますが、その時々判断がどのような結果をもたらしたか身をもって体験しているはずで、この厳しく難しい状況を踏まえて、名寄行政に対しどのような歴史観をお持ちか、この際お聞かせを願いたいというふうに思います。また、あわせて夕張市の現状についてどのような評価を持っているのかお伺いをしたいと思います。

次に、市民の融和と一体感の概念についてですけれども、100年以上の歴史を持って合併をして、1年を迎えようとしています。心の合併を一日も早く実現したいと私も願っております。市長は、市民の融和と一体感の醸成に努め、合併し

てよかったと実感のできるまちづくりに努力するとありますが、一体感とはどのような事柄をいうのか。それはまたいつごろ実現できるのかを伺いたいというふうに思います。

三つ目ですけれども、合併による行財政でのメリットとは、均衡ある発展と合併による行財政でのメリットを引き出すのと整合性は図れるのか。例えば全国でもまれな分庁方式は決して効率的というふうには私は思わないわけですが、人件費の削減、施設の統合、関係団体の統合など合併のメリットは考えられますが、どのような手法を想定しているのか伺いたいというふうに思います。

4番目ですけれども、活力をもたらす産業の振興。このことは言われて久しいフレーズですが、農業関係ではある一定程度評価をできますが、商工業を含め総合的な評価と問われますと疑問符がつくというふうに思います。コンパクトなまちづくりが求められている今日、だれから見てもわかる施策とプロセスが必要であり、早期の対策が求められています。その意気込みを伺いたいというふうに思います。

次に、農業政策について伺います。地方自治の農業政策は、昔から国の農政、つまり昔でいう農業基本法、食料管理法に基づき国の政策によって誘導されてきました。その政策は、国民が安心してだれでも最低限の食生活ができることが基本理念であり、決して農業者保護ばかりではなかったというふうに私は理解をしています。結果農業者は山の上まで水を引いて、水田をふやし、安定、確収に向けて品種改良を実施し、米の増産に励んでまいりました。しかし、昭和40年代に入り、生産量はオーバーフローとなり、ついに昭和45年には生産調整政策を実施する事態に至りました。そのころ農業学校を卒業して間もない私は、想定外の事態に大きなショックと農業の将来に不安を持ったことを今でも覚えています。そのとき生まれた言葉が猫の目農政であります。以来3年ごと

に政策は変わり、農業者は将来に明確な目標を定めることが困難になり、補助金農政のぬるま湯から出られなくなっているのが現状だというふうに思います。さらに、高度成長時代、自動車産業を中心に工業製品の輸出が伸びる中、国益を優先する政策の犠牲は国内エネルギー産業の石炭や生命、環境産業の農林業だったというふうに私は思います。その結果は、世界第2位の経済大国に成長し、食料自給率40%の日本が現在の日本の姿だと私は思っています。今はグローバル化が求められている時代であります。世界貿易機関、WTOでの例外のない自由化を迫られ、交渉は豪州との2国間の自由貿易協定、FTAでの他国を排除し、差別をして、経済連携協定、EPAを結び、日本農業の重要品目であるものを例外措置として交渉に臨んでいるところでございますけれども、オーストラリアの強硬姿勢に現在危機感を感じているのが現状です。

いろいろと述べていますが、つまり現状はその時々政策決定が将来に大きく影響を及ぼすということでございます。ですから、しっかりと現在を認識することが大切だということに感じます。美しい国と今言われていますけれども、日本は農業国だったはずです。農地を守り、山を育てることがきれいな空気と安心、安全な水を守ることになるのです。今こそ日本古来の農村社会を見直し、農業をしっかりと見詰めることが重要というふうに考えます。歴史があるのではなくて、歴史はつくられていくものだとは私は思っています。名寄市の農政も明るい将来を目指し、しっかりと議論をすべきだと思いますので、7点にわたって伺いたいというふうに思います。

まず、1番目、食育の基本理念です。以前は家庭、学校でごく自然に農業に接したり、食べ物のありがたさが身についたりしたものでありますが、野菜に季節感がなくなったり、安全性が危ぶまれたり、自然の恵みだということをおぼえたり、この事態は次世代に悪影響が心配されるので、改めて

食について見直すということだというふうに認識をしております。このことについては詳しく宗片議員からありましたけれども、今多くの事柄を論ずるのでなくて、端的に食育というものをとらえていった方がよいのではないかと私の考え方でございます。そういった意味では基本理念がどういうものか、そしていわゆるポイント的な政策がどういうものがあるのかということをお知らせを願いたいというふうに思います。

次に、担い手の育成についてでございますけれども、既に答弁を他議員の方からの答弁でいただいておりますので、このことについては省略をさせていただきます。

3番目、農業振興センターの今後についてでございますけれども、このことは私が議員になった当初から担い手の研修センターを設置することを訴えてまいりました。合併により振興センターの充実を図ることとあわせて実施したいとの回答でありました。市財政の厳しいとき、以前私が申し出ていたような大規模なことは望みません。必要性を認識し、小規模でも設置をして、成果を早期に上げることが肝要と考えますので、その考え方を伺いたいというふうに思っていましたけれども、これも既に回答をいただいておりますので、答弁は省略させていただきたいというふうに思います。

それから、4番目、新産地づくり対策の議論経過ということについてでございますけれども、このことについても既に答弁がありましたので、答弁は省略をさせていただきたいというふうに思います。

5番目、遊休農地の現状と対策。農業委員の立場で伺うのも失礼と思いましたが、議論経過が今までないので、この際お許しをいただきたいというふうに思います。御承知のように農政の変革のとき、昨年からことしにかけて農地の移動は大変なものがあります。若い経営者の規模は急激に頂点に達し、今後耕作不利農地のあっせんの申し出があっても価格交渉以前に買い受け希望者がいな

いという現象が起きる可能性が心配されます。今からこのことを視野に入れて考えるべきというふうに思いますが、考え方を伺いたいというふうに思います。

次に、6番目ですけれども、農村地区の特徴を生かした均衡ある開発。農村には地区別に特徴があります。曙、砺波、共和、中名寄のように川沿いの水田地帯には基盤整備を進め、若い経営者が規模拡大をしながら、生き残りをかけております。智恵文地区の畑作地帯においても同様です。しかし、同じ農村地区でも徳田のように市街中心部に近いところでは基盤整備もできず、後継者もいない状態で、高齢化だけが着実に進行しているのが現状であります。徳田にも農振地区はあり、工業地区指定とのあいまいな都市計画で地区振興は置き去りにされ、将来に不安と行政に不満があるのも事実でございます。特別な地区には特別なビジョンが必要と感じますが、見解を伺いたいというふうに思います。

最後になりますけれども、品目横断的経営安定政策の課題。このことについても既に質問がありましたけれども、私はこの政策はことしから本格的にスタートいたしますけれども、現在小麦の面積減少、非認定農業者の対応など、問題、課題が既に起きてきておりますので、そのことについて市の農業行政としてどのようにとらえているのかを改めて伺いたいというふうに思います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 黒井議員から大きく2点について質問をいただきました。1点目の（1）につきましては、担当部長ということになりませんので、私の方からお答えをさせていただきます、（2）、（3）につきましては総務部長、そして（4）と大きな項目の2番目、農業政策については経済部長から答弁をさせていただきます。

歴史観についてお尋ねがございました。私も職

員時代を含めますとちょうど50年ということになります。4代の市長に仕えた期間が40年間ということでもあります。地方自治法もこれらの過程の中で改正等が相当ありました。大きくは昭和43年に税制も含めて財政制度も大幅な改定がありました。平成12年には御案内のように長年続いてまいりました中央集権制度の大改正と言われる地方分権関連の法律改正があったわけですが、これらの一連の国の制度の仕組みの改正がありましたけれども、やはり自治体の能力というものは依然として3割自治と、このような表現に代表されるように自主財源、自分の自治体が行おうとしていることに対する財政の調達というものがうまくいかない、こういう事実が続いていると、このように思っております。昭和28年ぐらいから地方交付税制度、当時は地方財政平衡交付金制度というふうに言っておりましたけれども、収入の多い自治体を少ない方にバランスをとっていくという、このような地方交付税の制度の仕組み、これを国の税収の一定の税目について割合について地方に交付すると、この制度は続いております。

平成元年ぐらいまで私どもは有利な起債ということを実感をしたことがありませんでした。かつてから災害等の借り入れに対する起債に対しては地方交付税で面倒を見るという、こういう仕組みがありました。昭和45年に過疎過密の地方振興に対する法律ができて、過疎債という制度ができました。このときに初めて過疎振興のために過疎から脱却する事業を取り組むために適債事業をやった場合には70%を交付税で救済するという仕組みが出てまいりまして、それ以降高度成長に合わせて地方自治体が事業をする事業について交付税に織り込むという仕組みが出てまいりました。したがって、交付税制度が当初の財政調整機能から一つには補助金込みのような形の財政の分配制度に変わってきたと、こんなふうに認識をしているところであります。

名寄市も昭和40年代に全国的な景気のあるい

は高度成長に乗って、ごみの収集を税収で賄うというようなハンドルの切ったわけでありませう。昭和44年でありました。しかし、このことが未来永劫には続けられなかったということで、5年前になりますか、ごみの有料化を議論をいただいて、市民の皆さんに現在御負担をいただいているというような状況でございます。名寄市は、この50年間の間に、最初の昭和31年から36年までは再建団体でございました。今夕張市が大きく連日報道に情報提供している形になっているかもしれませんが。名寄市の場合には準用団体ということでありましたから、国から直接の指導というのはありませんでしたけれども、北海道から現在夕張市が体験している同じようなことを指導を受けていたわけでありませう。私は、職員のスタートが財政係でございまして、財政担当、再建係担当と言っても過言ではありません。しかし、私が32年に市に就職をしたときは11カ月間臨時の生活をしました。これは、再建計画の中に職員をふやす、北海道との協議で再建計画を担当する職員を増員したいと、このことが許可にならないと正式の採用ができないという、そういう現実を職員のスタートをするときに体験をいたしました。ですから、夕張市がこれから職員をふやすについても国と協議をして、一定の協議が調わないと職員を増員するようなことができないというのは半世紀前に名寄市は体験していると、こういうことでありませう。

名寄市の政策の中で、いろいろな取り組みをしておりますけれども、やはり昭和40年代に国がお米の生産調整をするこの時期に、名寄市の農業をどうするのかということで大きな挑戦をしております。一つには生葉公社の設立による生葉によるこの地域の農業振興を図っていきたいというときの政治判断でございます。さらには、昭和47、8年にかけて、これも米の生産調整に合わせた農業振興で肉牛の導入と、こういう大きな二つのプロジェクトを進めてまいりましたけれども、残念ながら時の経済情勢も味方してくれないというこ

ともあって、大きく撤退を余儀なくされました。

昭和45年以降、総合計画というのが国の仕組みの中で規定をされておりました、議会とともにこうした中長期計画を持ちながら、市の政策を進めているわけでございますが、近年になりましてからは非常に国の景気と地方自治体の財政も連動するような仕組みになっておりますから、地方自治体が大きな事業をするのにはどうしても国に対するそうした制度要求をしっかりとしながら進めなければ、地方分権の国が法律を改正したその趣旨が生きてこない、こういう状態が続いております。新名寄市の総合計画の中では、国の制度に組み込んだ政策、あるいは独自で展開する政策ということでありませうが、近年は特に借金をしながら、財源の捻出をして、償還をどうするかという調整能力が高く求められていると、このように認識をしております。

御指摘がありましたように夕張市の財政のああいふ結果を見ながら、元気よく仕事をやることだけが市民の幸せではないと、こういう認識を含めて、御答弁にかえさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） 石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方からは、大きい項目の1の（2）、市民融和と一体感を生み出す事柄について御質問をいただきました。

合併をいたしまして間もなく1年を迎えようとしております。できるだけ早く新しい名寄市になるようにということで、いろいろな事業や行事などを一緒にやってきました。名寄地域と風連地域がひとしく行政サービスが受けられるように両地域や公共施設を結ぶため行ったイントラネットの構築、また図書館本館と分館のネットワーク化、そのほか平成19年度事業として計画をしております戸籍電算化事業、19線道路整備事業などのハード事業は、両地域の均衡ある発展、市民サービスの提供につながる事業として実施するものでありませう。また、ソフト事業に関しましては、

一体感を出していくための重要なセレモニーといたしまして、昨年7月に実施をいたしました合併記念式典、さらに10月には両地域の小学生を主体とした合併記念植樹、また産業まつりや健康まつりを初めとする各種イベントを全域的に広げたり、一本化していくということも取り組んでおります。徐々にではありますが、両地域が積極的にイベントにかかわったり、参加するということが広まりつつあると感じております。また、総合計画におきましても両地域の市民に策定審議委員として垣根を超えた議論をしていただきました。今後10年のまちづくりについて両地域の均衡ある発展と協働による新総合計画を策定することができたところであります。こういうふうの一つ一つの取り組みや事業施策の展開から、両地域の市民が交流することによって一体感を醸成していけるものと考えております。さらに、1市1制度を基本としながら、1市2制度として残った事業などにつきましては、合併協議会で確認された調整方針に従って、関係する皆さんの協力をいただき、引き続き時間をかけて整理統合に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、まず行政が一つとなり、市民の一体感の醸成へとつなげていくことが大切であると認識しておりますので、そのことを念頭に置きながら、努力をしてまいりたいと思います。

次に、(3)の合併による行財政面でのメリットでございます。まず、合併関連で、国、道の補助金、合併特例債等々財政支援措置があるわけですが、これは合併する市町村の一体性を確保するため、あるいは均衡ある発展を図るため、そして合併の効果を総合的かつ積極的に推進するための公共施設の整備や統合的な機能整備というものに活用するものであります。この用途についてであります。新市全体の視点からどのような事業をどのような優先順位で行うかは、新総合計画に基づいて地域の皆さんに合併してよかったと

言っていただけるような使い方、利活用をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、風連庁舎に2部、名寄庁舎に3部とする分庁方式による行政サービスについては、間もなく1年を迎えようとしております。確かにどちらか一方の庁舎ですべての行政課題について解決しようとする場合には、内容によっては御不便をかける点もあるかもしれませんが、迅速な事務処理と的確な意思決定が図られるよう、一元的な対応に努めてきているところであります。また、打ち合わせのための職員の移動時間が非効率的との指摘もございますが、合併は譲り合いの姿勢による象徴が分庁方式でありますので、今後も市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構を基本といたしまして、サービスの低下を招かないように効率化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(田中之繁議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 大きい項目1の4点目、活力をもたらす産業の振興についてのお尋ねでございます。

平成19年度の市政執行に当たり、3点の重点施策を掲げております。1点目は、市民と行政との協働、2点目は行財政改革の推進、3点目に御質問いただいております活力をもたらす産業の振興であります。産業全般にわたって述べさせていただきます。商工、観光、労働につきましては製造業の支援、交流人口の拡大、産、学、官連携、商業振興、人材育成に思いをし、全体的な表記になっておりますことを御理解いただきたいと思います。個々には企業立地促進条例、中小企業振興条例に基づいて施策の展開を図ってまいりますけれども、商業では店舗改修、中心市街地の支援を行い、そのほかにおきましても本年度から建設産業の振興と雇用の安定を目的に住宅リフォーム促進助成条例を制定し、取り組むこと

としております。このことは、他業種にも関連するもので、相乗効果が期待されているところでございます。

名寄市が将来にわたり道北の中心都市として発展するためには用途指定の拡大、市街地の拡大ではなく、現在の用途地域の本来の秩序ある整然とした土地利用で十分都市機能を高めることができるというふうに考えております。現在の用途地域にふさわしい土地利用を政策的に誘導して、全体として有機的な土地利用をすることにより、コンパクトなまちづくりを実現されていくというふうに考えております。19年度におきまして中心市街地活性化基本計画の見直し作業を進めてまいりますけれども、商工会議所が中心となって中心市街地活性化協議会がつくられ、その協議会の意見を受けながらの作業となります。この計画にはこれまでの商業活性化事業と市街地整備改善事業に加え、都市福利施設整備、まちなか居住促進事業が追加されており、事業の厳選と明確な計画期間が要求されておりますので、商業の政策としては十分精査された内容のものになるというふうに考えております。

商業について申し上げましたけれども、商業ばかりではなく、工業、観光、労働におきましても新しく動き出す総合計画を柱にそれぞれにわかる行政の展開を推進してまいります。

次に、大項目2の1点目でございますけれども、食育の基本理念についてのお尋ねでございます。先ほど宗片議員の質問に答弁させていただいたところでございますけれども、近年健全な食生活が失われつつあり、食をめぐる現状は危機的な状況にあると言われております。そのため地域や学校、農業、商業など、社会を挙げて子供の食育を初め生活習慣病の予防、高齢者の健全な食生活や楽しく食卓を囲む機会の確保、食品の安全性の確保、食料自給率の向上などが必要でございます。

推進計画策定に当たりましては、食育基本法に基づき国、道の食育基本計画やこれまでの取り組

みを参考にしながら、一つ目には市民の心身の健康増進と豊かな人間形成、二つ目には食に関する感謝の気持ちと理解、三つ目には食育推進運動の展開、四つ目には子供の食育における家庭、学校、保育所などの役割、五つ目には食に関する体験学習と食育推進活動の実践、六つ目には伝統的な食文化、環境に配慮した生産及び農村の活性化、七つ目には地産地消の推進、八つ目には食品の安全性の確保における食育の役割、以上8点の基本的方針に基づき、名寄市の食育推進計画を策定してまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

2点目、3点目は答弁を省略させていただきたいというふうに思っているところでございます。

(何事か呼ぶ者あり)

○経済部長(手間本 剛君) 失礼いたしました。もう一度申し上げます。2点目、3点目、4点目は、答弁を省略をさせていただきます。失礼申し上げます。

5点目の遊休農地の現状と対策でございます。高齢化に伴う農家戸数の減少や後継者不足などが要因と考えられる耕作放棄地は、2005年農林業センサス公表の結果、名寄地区では39ヘクタール、風連地区では20ヘクタールとなっており、地目別では畑が94%を占めております。農業委員会では北海道農業会議の呼びかけにより、平成16年度から耕作放棄地を防ぐため全道農地パトロール月間を設定し、新たな遊休農地をつくり出さないよう取り組んでいるところでございます。生産性の低い農地や傾斜地など作業効率の悪い農地につきましては、新たな土地基盤整備も難しい条件にあり、中山間地域等直接支払い制度を活用し、農家集落の協力もいただきながら、農地の保全に対する共同取り組みを進めており、19年度からは農地・水・環境保全向上対策に取り組むことといたしております。

国におきましては、農業従事者の高齢化とそれに伴う耕作放棄地の拡大に歯どめがかからない現

状に対し、これまで農地の取得につきましては農業生産法人、農地の賃貸につきましては構造改革特区に基づく企業に限定していましたが、17年9月に農業経営基盤強化促進法を改正し、株式会社の農業参入が可能となりました。農業団体では企業は採算が合わないとすぐに撤退するなど反対もありますが、企業側からはリース方式では長期的視野に立った農業経営が困難との声もごございます。しかし、5年、10年の将来を見通したとき、企業の農業参入も有力な選択肢となると考えており、今後他市町村の状況も検証いたしまして、農業関係団体とも協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

6点目の農村地域の特徴を生かした均衡ある開発についてのお尋ねでございませう。名寄市の都市計画用途地域、特に徳田の工業地域は、昭和39年の用途指定当初、現在の王子板紙周辺が工業地域で、国道40号線以西8号道路までが準工業用地であり、昭和46年に工業地域に統一、昭和57年に国道40号線沿いを20線まで一部拡大し、現在の199ヘクタールになっております。

拡大した時期は、経済も右肩上がり、大きな工業の進出も考えられたことだと思いますけれども、近年はそのような動きもなく、現在の状況でございませう。しかし、市内には国道沿線も含め工業系の商業者が残っております。この方たちが工業の拡大などをするときや起業するときには、現在では用途制限があるため徳田地区に移設や新設が必要となります。このようなときに国道沿線だけではなくして、先行投資的ではありますけれども、中間部で現在農用地の工業的利用促進のために徳田2号線造成事業を平成19年度に完成させたいと考えております。

なお、平成19年度に名寄市全域の農業振興地域整備計画の見直しを予定しており、農振の農用地区域と都市計画用途区域との見直しを進めてまいりますので、御理解をいただきたいというふうに存じます。

7点目の品目横断的経営安定対策の課題についてのお尋ねでございませう。品目横断的経営安定対策の課題は、非認定農家を中心に平成18年は農地の流動化が進んでおります。平成18年1月から12月までのあっせん件数では60件で、田202ヘクタール、畑では18ヘクタールの計220ヘクタールとなり、賃貸借は田畑合計で257ヘクタールで、合わせて477ヘクタールに及び、19年1月以降も80ヘクタール以上のあっせんの予定となっており、あっせん件数、面積とも前年の2倍以上を超える見通しというふうになってございませう。このように農地流動化による規模拡大は、本事業の構造改革の意図するところでありますけれども、急激な規模拡大は農産物価格が低迷する中で経営的な負担が大ききことや一方農家戸数の減少により農村社会の環境保全やコミュニティ機能が維持できるかという懸念がございませう。

今回の対策は、諸外国との生産条件不利補正対策で、対象作物が麦、大豆、てん菜、でん原バレイショの4品目に限定されており、面積支払いに7割、数量支払いに3割となっておりますが、面積支払いや数量支払いの単価が低く、これまでの所得を確保できるかという問題がございませう。過去実績の小麦につきましては、地域の経営実態を反映するような単価ではなく、小麦以外の作物に転換の農家も多く、19年産秋まき小麦につきましては18年産と比較して戸数で36戸の減少、率にして18%減、面積では63ヘクタールの減少、率にして14%の減となっており、他作物への移動が考えられますが、輪作体系上も問題が残るところであります。さらに、過去の実績は農地の権利移動などに伴い規模拡大、または縮小した場合移動できる仕組みになっており、その際の移動面積については当事者間の合意で定めるとされておりますが、作物ごとの移動や受け手が複数にわたる場合など、当事者間では円滑な合意が整わないケースが考えられ、解決の一つと考えております。

これまで対象要件の6.8ヘクタールに満たない小規模農家のうち、農地流動化や作業受委託で経営面積を増加できない農家につきましては、対象品目4品目の作付が困難となり、市といたしましてはJAなど関係機関と連携し、品目横断の相談窓口を開設し、相談に応じてきたところでございます。小規模農家につきましては、産地づくり対策活用の中で野菜園芸の導入など営農の継続性を前提に指導、相談に当たっております。

以上、何点か問題点、課題を述べさせていただきましたけれども、いずれにいたしましても制度初年目であり、多くの課題も想定されますが、国も本対策の推進に向けて多くの担い手対策を打ち出しており、制度の有効な活用を図りながら、事業を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） それぞれ答弁をいただきました。大変ありがとうございます。特に島市長におかれましては、貴重な感想と考え方をお聞かせいただきまして、感謝申し上げたいというふうに思います。まず、再質問させていただきましても、2番目の農業問題からさせていただきたいというふうに思います。余り時間もございませんので、要望やら聞きたいことあわせて伺いますので、簡潔にお願いをしたいというふうに思います。

食育は、先ほど今助役も言っていましたようになぜ今さら食育をやらなければならぬのだという思いは私も同じです。昔ながらの社会環境であれば、こんなことをしなくてもいいのでないかなというふうに思うわけですが、時代が時代だということで、ただ基本法、あるいは基本計画がこれから出てくるということですが、余り幅広くやらないで、きちっとポイントを絞ってやる方が市民に見えたり、我々に見えたりということがありますので、あれも食育、これも食育では

何が食育だかわからなくなるので、そこら辺はきちっと整理をしてやっていただきたいというのが一つです。

それから、教育長も言っていましたように、昨年の9月でしたか、いわゆる指導農業士等のグループ、グリーンアドバイザー協議会というのがあるわけですが、あそこで食育のオリエンテーリングINなよろというのがありまして、非常に画期的な考え方といいますか、発想で、小学生の親子で参加をしていただいて、風連、名寄、智恵文も含めて何カ所かリレーをしながら収穫作業、あるいは体験の行事をするということで、半日ばかりぐらいでやったのですけれども、非常に好評だったと。帰りには地元の農産物を、点数か何かあったと思うのですけれども、お土産として渡したというふうなことを私も報告を受けたわけですが、非常にいい試みだったなというふうに思います。ただ、全く任意団体ということでやっていますので、いろいろと苦労もあるようなので、どうか経済部あたり、物心の両面の支援をお願いしておきたいというのが一つであります。

それから、食育なのですが、今サンピラー公園の中にはオートキャンプ場ですとかコテージなんかもあるわけですが、提案なのですが、あそこは食材を持って行って自分たちで料理をして食べるという場所なので、夏期間であれば日進地区ですとか近隣の農家と提携をしながら、ここに行ったらナスビの美味しいのがありますよとか、あそこ行けばトマトがありますよとか、行けばこの程度で分けていただけますと、いわゆる安心、安全の食材ですというようなことでマップをつくっていただいて、それは当然農家と提携をしながらですが、そして名寄市内の農業を体験して、車ですから歩けるように、私のところまで、曙まで来ても結構ですが、そういうようなマップをあそこに設置をしておいて、それはまちのスーパーから買うのもいいのですが、農家から直接触れ合いながら買うという



ことも大事でないかと思いますので、参考になれば協議をしていただきたいというふうに思います。

それから、担い手の関係、答弁はいただかなかったのですけれども、これも100万円以内というようなことで、異業種も含めてというようなことで非常にいい試み、商工会にもありましたけれども、いい試みだなと思えます。これも一つ提案なのですけれども、遊休農地の関係もありますけれども、商工会あるいは工業会、いわゆる異業種の人に現状の農業の姿、農地の姿というのを一回見せておいてほしいなど。何かアイデアが生まれたり、交流が生まれたりということがありますので、山地帯行ったら本当に先ほどの遊休農地の心配ではないのですけれども、いずれそうなるのではないかと心配なところもありますので、できれば風連の橋場さんみたいなああいう業者ができて、この農地全部おれが管理をしたいというような業者が出てくればいいかなと思うのですけれども、そういうところをちょっと見せて、情報として、あるいはアイデアもまた農家側にいただくというようなことも含めて、そういう催しも年に1回ぐらいやったらいいのではないかなというふうに思います。

それから、振興センターについては、田中議員からありましたように担い手の研修センターも併設を今後考えていただけるとのことなので、こちら辺については期待をして待っていきたいと思います。

それから、新産地づくりのことなのですけれども、風連と統合しながらやったということは、これは非常に評価ができるわけなのですけれども、目玉というか、メリハリが余りにもなさ過ぎて、ちょっと心もとないのかなというふうに思います。そういう中では名寄市のPRをきちっと、その中で結構だと思うのです。一般歳費もつけていただいているのですけれども、これはやっぱりトップセールスとしてやっていただかなければならぬなど

いうふうに思っています。一つは、企業訪問をして、企業内にこの地方のしゅんの作物、おいしい作物は何だという、さっきのパンフレットではないのですけれども、それは何千人いる企業にどっと置いてきて、振興会の会長さんもいらっしゃいますけれども、ここに注文したら取りまとめて、発送しますよというようなことでこれはどんどんやっていくと、やっぱり何か当たればたまにくるのでないかなという気がしますので、そういうものにどんどん金を使っていただいて、名寄はどこにあって、何がおいしいのだということをもまず全国に知らせるといことが大事でないかと思いますので、今新産地づくりはPRにメリハリをつけて、力を入れていただきたいというふうに思います。

一応何点か要望やら申し上げましたけれども、何かコメントありましたら、ごく短くお願いします。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） オリエンテーションについて私も去年参加させていただきました。それで、子供と一緒にお母さんもお父さんというようなことで、生産地の現場に行って、そして収穫をして、御褒美をもらってくると。そして、帰ってきたら、また講評をいただくというようなことで、大変意義あるオリエンテーションだなというふうに感じさせていただきました。ことしもまたやられるというふうに聞いておりますから、お話のとおり支援をしていきたいというふうに考えております。

それから、キャンプ場につきましては、実は指定管理のときに私どもの方でお話をさせていただいたこともありました。というのは、あそこの中で、今御提案ありましたのはその産地というか、庭先に行って買われるということが一つの方法でもありましようし、そうではなくてキャンプ場に振興公社を通して、そしてそこで名寄のそういう食材があるのですよと、ひとつこれをキャンプの

料理に使ってみてはいかがですかというような扱いもできるのではないだろうか、そんなことで御提案をさせていただいておりますし、振興公社の方も受けとめていただいておりますから、そんなことで連携をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、青少年のチャレンジ、これにつきましては昨年の12月に青年会議所で呼びかけていただきまして、ひまわりネットというものができているというふうに聞き及んでおりますから、これらの組織の協力を仰ぎながら、ぜひ異業種間の部分につきましてはそういう場を設けていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、産地づくりについてPRせよというようなことでございまして、おっしゃるとおりだと思いますけれども、その産地づくりの部会、あるいはそういった懇談会の中でも多くの意見をいただきました。そんなことではきのうのアスパラプロジェクトの中でも会合の中でもぜひもうちょっとアスパラもさることながら名寄を売れよと、こういうようなお話をいただきました。そんなことで、またアスパラの方でも動きがありますものですから、統一したパンフレットなり、マークなりをつくるというような考え方をしておりますし、今何かアスパラも規格サイズがちょっと大きくなって、箱や何かも今作りかえるみたいですから、それに合わせて名寄というものをその中にすり込んでいって、PRをするように努めていきたいというふうに考えているところです。

以上、感想を申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 黒井議員。

○13番（黒井 徹議員） ありがとうございます。

次に、執行方針等についてですけれども、その中でも活力をもたらす産業の振興ということで、いろいろとアイデアがあったり、隠れた計画があったりというようなことなのですけれども、やっぱりちょっとしたことで少しずつやっていかなければ

見えにくいというふうに思います。今こういうことやっていることは将来こういうことにつながるのですよということをきちっと示して、いわゆる施策のプロセスを市民に見せながらやらないと、単発的に後で振り返るとやっていたのだということではないようにしていかなければならぬというふうに思いますので、小さなことでも商店街の振興なのだとか、産業の振興なのだよということをきちっと市民に情報として提供できるような、そういうシステムをつくっていただきたいというふうに思います。

それから、今産業の振興ということになると徳田の問題は、徳田地区としての開発はきちっと私はやっていただかなければならぬというふうに思っていますので、これは改めてまた議論をしていきたいというふうに思いますけれども、今本店の方で、いわゆる出店のことについて問題あるというのは、だれだかは軍配を先に上げてしまったというような話もありますけれども、市長は行司ではないのです。やっぱりリーダーなのです。私はこうしたいのだというのがこれは市長の役目であって、軍配は持たないのだと思います。だれとだれが戦っているのか私はよくわかりませんが、いわゆる軍配を上げるのは私たちなのです。市民側なのか、市長をトップとする理事者側なのかということもきちっと我々議会が判断しなければならぬということです。その判断するときに必要なのが、いろんな問題点がありますけれども、中心街の空洞化は将来どうするのだとか、あるいは高齢化に向けてどうするのだと。人口推計でもあと10年たったら4,000人も減るわけです。4,000人減って、減るのはやっぱり15歳から65歳までの生産人口が減って、買い物する人、仕事をする人だけ減って、老人は逆に500人もふえていくのです。そういう社会が10年後に、もう目の前に見えているのです。そのことをどうするかということを私たちは考えなければならぬということです。それから、地元産業はどうする

のか、産業振興は今言ったようなことでどうするのかということをはきちつと考えていかなければならぬと。将来の名寄は市民にどう残していくかということ私たち議会側、議員が考えていかなければならない。先ほども申し上げましたように、歴史はつくられていくのではなくて、私たちがつくっていくのだという認識を持っていかなければならぬというふうに私は思っていますので、こちら辺をきちつと我々も判断をしなければならぬ、あるいは理事者も判断をしていかなければならぬというふうに思っております。ちょっとしゃべり過ぎてこわくなりました。

今の続きですけれども、今求められているのは自然だったり、スローフードだったり、やはりこの名寄は田舎なのです。都会ではないのです。田舎のよさというものをきちつと認識をしていかなければならぬと。それにはコンパクトなまちづくりも必要だし、隣と触れ合う心の豊かさというの必要なのです。こういうことがきちつとできないと、これから総合計画の中にもありますように協働の社会なんかできません。自治区の自治組織なんてできません。気持ちがきちつと通い合うような、親近感を持ってやらないとこれはできません。みんなが徳田にばらばら、ばらばらと買い物に行っているような状況では、これは自治区もできませんし、協働の社会もできないのではないかと。これは私の思い込みかもしれませんが、これが一つの根底にはあるということを私は理解しております。

市長は、政治観というのか、歴史観を述べていただきました。私が見ているところでは、長い間政治信条は変わっていないなというふうに思います。これは評価に値をいたしますし、敬意を表したいというふうに思います。私も先ほど猫の目農政と言いましたけれども、政治は猫の目だったり、くるくる変わってはだめなのです。やっぱり一貫してやっていくことが大事で、そこに評価は必ずついてくるのではないかなと。評価がある、あるい

は批判があるということで手のひらを返すような政治をやったのでは、これは信頼は得られないというふうに私は思いますので、一生懸命筋を通して、市民に理解していただくことをやっていただきたいなというふうに思います。

まだ若干時間ありますので、助役に一つ聞きたいというふうに思います。ちょっと違うことなので。いわゆる合併のメリットですとか、あるいは効率化を考えていく中で、1年経過した中なのですけれども、そういう中で今の分庁方式の中で不都合、私はそう思うのですけれども、それは合併協議の中で約束されたことですから。ただ、制度というのは不都合があれば変えていかなければならぬし、改善もしていかなければならぬというのがこれは当たり前の社会です。そういう中で、来年度、19年度に向けて何か反省をして、何か取り組むことがあるとすればちょっとお聞かせを願いたい。聞いて終わらせていただきたい。よろしくお願いいたします。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 分庁方式についてはいろいろ議論があるところでありますけれども、しかし1年間やってみまして、御不便をかけているなという点があるのと同時にお互いに風連行ったり、名寄へ来たりする、市民の皆さんも足を運んでいただく、もちろん職員は何倍も足運びますけれども、そのことが一つの効果を生んでいるのだなというふうに思っています、特別な非効率でどうも支障になっているという点が今のところ見当たらないというふうに思っています。

ただ、確かにそこだけで完結しないという点があるものですから、そういう意味ではちょっと今までと違うなという感じは持っていると思いますけれども、全道でも、また全国でも珍しいこの制度でありますので、何とかこれを名寄と風連だからできたというふうにきちつと押さえていかなければならないというふうに思っています、当分この制度を進めながら、おっしゃるとおり悪いと

ころ、支障があるところを直していかなければならぬというふうに思っています。

今合併をしまして、組織機構を去年とりあえずつくりました。ことしの4月に向けて、またそのいいところ、悪いところをだんだん整理していく作業をしております。その中で、例えば会計のあり方であります。会計のあり方今風連庁舎にも窓口持って、職員1人と派遣職員1人、指定金融機関からの派遣1人置いておりますけれども、しかし支払いのほとんどはもう口座払いになっていると。収納もほとんどが金融機関なり、郵便局なり、農協なりでやられているということなのであります。実にあそこに2人いるのがどうかと。組織機構としてはどうかという議論を今しております。ただ、市民の皆さんに迷惑をかけてはこれは大変でありますから、その方法をどういうふうに考えたらいかなとということで考えておまして、あそこに職員2人を配置するという、1人が職員、1人が指定金融ですけれども、それではいかにも少しもったいないなということであれば、どういう方法がいいかと。市民の皆さんがお金を納めに来たときにだれがきちんと収納して、だれがきちんと結果を持つのだということがわかりさえすれば、私は絶対迷惑かけないという自信がありますので、今その検討を進めています。

そのほかにもまだ組織が重複しているところあります。例えば風連庁舎の1階は全部福祉関係、住民関係でありますけれども、すべて名寄庁舎との連絡がどうしても必要と。そして、決裁がどうしてもその関係で必要になってくると。いっそのこと風連庁舎の1階の窓口を一つの課にしてしまったらどうかということもあるのですけれども、そのところは決裁ルートの問題をどうするかということでは少し検討を進めているということなどもありまして、そういうふうにして効率的にして住民に迷惑かけない方法、これを求めていきたいなというふうに思っておりますので、まだまだ1年しかたっておりません。これからもいろん

な意見が出てくると思いますけれども、その都度職員の知恵も出し合いながら、行革の方針にのっかって、スリムにするだけが能でないと思います。確かにスリムにしなければなりませんけれども、いかに迷惑をかけないか、住民の人が便利になるかということも視点の一つに入れておかなければならぬと思いますので、そういう視点でこれからまた検討していきたいと、こういうふうに思っています。

以上であります。

○議長（田中之繁議員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

---

○議長（田中之繁議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より14日までの5日間を休会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より14日までの5日間を休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれをもちまして散会いたします。

御苦労さまでした。

---

散会 午後 4時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

副議長 林 寿 和

署名議員 渡 辺 正 尚

署名議員 東 千 春

平成19年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成19年3月15日（木曜日）午後2時45分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 平成19年第1定付託議案第3号 名寄市道の駅条例の制定について（経済常任委員会報告）
- 日程第3 平成19年第1定付託議案第7号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について（予算審査特別委員会報告）  
平成19年第1定付託議案第28号 平成19年度名寄市一般会計予算（予算審査特別委員会報告）  
平成19年第1定付託議案第29号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員会報告）  
平成19年第1定付託議案第30号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）  
平成19年第1定付託議案第31号 平成19年度名寄市介護保険特別会計予算（予算審査特別委員会報告）  
平成19年第1定付託議案第32号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）  
平成19年第1定付託議案第33号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）  
平成19年第1定付託議案第34号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計予算（予算審査特別委員会報告）  
平成19年第1定付託議案第35号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算（予算審査特別委員会報告）
- 日程第4 議案第41号 安全・安心都市宣言について  
議案第42号 教育都市宣言について  
議案第43号 健康都市宣言について  
議案第44号 非核平和都市宣言について
- 日程第5 議案第45号 名寄市議会会議規則の一部改正について  
議案第46号 名寄市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第6 意見書案第1号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書  
意見書案第2号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書  
意見書案第3号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書  
意見書案第4号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書  
意見書案第5号 耐震構造計算書偽装問題に関する被害者救済に関する意見書

意見書案第6号 NHK受信料の支払い義務化に関する意見書

意見書案第7号 少子化の克服へ対策強化を求める意見書

意見書案第8号 特定健診・特定保健指導に関する意見書

意見書案第9号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書

意見書案第10号 生活保護の「母子加算」廃止に反対する意見書

日程第7 報告第2号 例月現金出納検査報告について

日程第8 閉会中継続審査(調査)の申し出について

平成19年第1定付託議案第33号  
平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成19年第1定付託議案第34号  
平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成19年第1定付託議案第35号  
平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成19年第1定付託議案第36号  
平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成19年第1定付託議案第37号  
平成19年度名寄市病院事業会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成19年第1定付託議案第38号  
平成19年度名寄市水道事業会計予算(予算審査特別委員会報告)

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 平成19年第1定付託議案第3号 名寄市道の駅条例の制定について(経済常任委員会報告)

日程第3 平成19年第1定付託議案第7号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について(予算審査特別委員会報告)

平成19年第1定付託議案第28号  
平成19年度名寄市一般会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成19年第1定付託議案第29号  
平成19年度名寄市国民健康保険特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成19年第1定付託議案第30号  
平成19年度名寄市老人保健事業特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成19年第1定付託議案第31号  
平成19年度名寄市介護保険特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

平成19年第1定付託議案第32号  
平成19年度名寄市下水道事業特別会計予算(予算審査特別委員会報告)

日程第4 議案第41号 安全・安心都市宣言について

議案第42号 教育都市宣言について  
議案第43号 健康都市宣言について  
議案第44号 非核平和都市宣言について

日程第5 議案第45号 名寄市議会会議規則の一部改正について

議案第46号 名寄市議会委員会条例の一部改正について

日程第6 意見書案第1号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書

意見書案第2号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書

意見書案第3号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書

意見書案第4号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書	17番	佐藤	勝	議員
	18番	谷内	司	議員
意見書案第5号 耐震構造計算書偽装問題に関する被害者救済に関する意見書	19番	堀江	英一	議員
	20番	熊谷	吉正	議員
	23番	東	千春	議員
意見書案第6号 NHK受信料の支払い義務化に関する意見書	24番	宗片	浩子	議員
	25番	野々村	勝	議員
意見書案第7号 少子化の克服へ対策強化を求める意見書	26番	中野	秀敏	議員
	28番	村端	利克	議員
意見書案第8号 特定健診・特定保健指導に関する意見書	29番	川村	正彦	議員
	30番	福光	哲夫	議員
意見書案第9号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書	31番	斉藤	晃	議員
	32番	武田	利昭	議員
意見書案第10号 生活保護の「母子加算」廃止に反対する意見書	34番	三宅	幹夫	議員
	35番	小野寺	一知	議員

日程第7 報告第2号 例月現金出納検査報告について

日程第8 閉会中継続審査(調査)の申し出について

#### 1. 欠席議員(3名)

21番	渡辺	正尚	議員
22番	栗栖	賢一	議員
36番	大久保	光義	議員

#### 1. 出席議員(32名)

議長	33番	田中	之繁	議員
副議長	8番	林	寿和	議員
	1番	宮田	久	議員
	2番	佐藤	靖	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	岩木	正文	議員
	5番	駒津	喜一	議員
	6番	山口	祐司	議員
	7番	日根野	正敏	議員
	9番	木戸口	真	議員
	10番	植松	正一	議員
	11番	高橋	伸典	議員
	12番	猿谷	繁明	議員
	13番	黒井	徹	議員
	14番	渡辺	宏治	議員
	15番	田中	好望	議員
	16番	野本	征清	議員

#### 1. 事務局出席職員

事務局長	伊藤	矩康
書記	間所	勝
書記	久保	敏
書記	佐藤	葉子
書記	熊谷	あけみ

#### 1. 説明員

市長	島	多慶志	君
助役	今	尚文	君
助役	小室	勝治	君
総務部長	石王	和行	君
生活福祉部長	山内	豊	君
経済部長	手間本	剛	君
建設水道部長	松尾	薫	君
福祉事務所長	中西	薫	君
上下水道室長	関下	富士夫	君



教 育 長	藤 原	忠 君
教 育 部 長	今	裕 君
市立総合病院 長	佐 藤 健	一 君
市立大 学 長	中 尾 裕	二 君
監 査 委 員	森 山 良	悦 君

---

○議長（田中之繁議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

17番 佐藤 勝 議員

24番 宗片 浩子 議員

を指名いたします。

○議長（田中之繁議員） 日程第2 平成19年第1定付託議案第3号 名寄市道の駅条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

経済常任委員会、川村正彦委員長。

○経済常任委員長（川村正彦議員） 議長から御指名をいただきましたので、今第1回定例会におきまして当委員会に付託されました付託議案第3号 名寄市道の駅条例の制定について委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会は、3月7日に開催し、経済部長を初め担当職員の出席を願い、慎重に審査を行ったところであります。

道の駅につきましては、さきに開催しました委員会において担当者より詳細に説明を受けておりましたので、早速審議に入りました。

各委員から出されました主な質疑は、条例第2条で名称を道の駅なよると規定しておりますが、名寄市はモチ米作付面積、収量ともに日本一であること、もちに一つの概念を持つ施設ということから、そのことに相応した名称でもよかったのではないかとの意見に対しましては、条例上の名称は一般的な道の駅なよるとしたが、本市の施設の女性児童センターをほっと21と愛称で呼ばれているように出店者や指定管理者、あるいは公募も含めた中で十分協議をし、皆さんに親しまれる愛

称で対応していきたいとの説明がありました。野菜等を大量に持ってきて売りたいというときには価格が安いときでありますから、利用料金が売り上げの20%あるいは30%となると高いとも思えるがとの質疑に対しましては、20%、30%はあくまでも上限で定めている。あとは指定管理者と出店される方が協議をいただいて、例えば10%にするとか7%にするとかということになってこよいかと思うという説明がございました。ただ、利用していただきやすい設定を指定管理者に求めていきたいとも説明がございました。開館時間が駐車場、公衆トイレについては24時間利用であります、そのほかは午前9時から午後6時までと規定しているがとの質疑に対しましては、6時で閉めることになるが、夏期間はまだ明るく、市長の承認を得て開館時間を変更することも可能なことから、指定管理者の運用の中で収益も上がるような形の営業時間で開館できるようにと考えているとの説明がございました。

さらに、別表第10条関係でございしますが、上記以外の物販及び興行の場合の利用料金が売上金額の100分の30と1平方メートル当たり1日につき100円と2段に区別されて表記されているわけでございますが、どのような取り扱いになるのかということについても審議をいたしまして、売上金額の100分の30と1平方メートル1日につき100円を合算した金額が利用料金となるとの説明がございました。委員からは、この表記ではどちらか一方の利用料金と誤解を招きやすい表現となっていると、このことから上記以外の物販及び興行の項、利用料金の欄中2段に区別してある実線を削り、100分の30の次に及びを加え、売上金額の100分の30及び1平方メートル1日につき100円に改めるとする原案の一部修正が出されました。議論の結果、全会一致で修正案を可決すべきものと決定し、修正部分を除く部分を原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

以上を申し上げまして、今第1回定例会で付託されました付託議案第3号 名寄市道の駅条例の制定についての委員会における審査の経過と結果の御報告といたします。

○議長（田中之繁議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。よって、平成19年第1定付託議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

---

再開 午後 2時54分

○議長（田中之繁議員） 再開いたします。

日程第3 平成19年第1定付託議案第7号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第28号 平成19年度名寄市一般会計予算、議案第29号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計予算、議案第31号 平成19年度名寄市介護保険特別会計予算、議案第32号 平成19年度名寄市下水道事業特別会計予算、議案第33号 平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算、議案第34号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計予算、議案第35号 平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会計予算、議案第36号 平成19年度名寄市食肉センター事業特別会計予算、議案第37号 平成19年度名寄市病院事業会計予算、議案第38号 平成19年度名寄市水道事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会、猿谷繁明委員長。

○予算審査特別委員長（猿谷繁明議員） 御指名をいただきましたので、今定例会におきまして予算審査特別委員会に付託されました議案第7号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第28号 平成19年度名寄市一般会計予算及び議案第29号から議案第36号までの平成19年度各特別会計予算並びに各企業会計予算11件について、委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

第1回の委員会は、2月26日に開会し、直ちに正副委員長の互選を行い、委員長には私猿谷が、副委員長には佐藤勝委員がそれぞれ選任されました。

続いて、第2回の委員会は3月12日に開会いたしましたして、審査日程を12日から15日までの4日間と定め、実質審査に入った次第であります。

審査期間中は、市長を初め関係する職員の方々の出席を求め、それぞれの説明並びに答弁をいただきまして、慎重に審査をしたところであります。

その経過につきましては、詳細に御報告を申し上げるところではございますが、当委員会は全議員をもって構成された委員会でございますので、これを省略させていただきますして、審査の結果についてのみ御報告を申し上げますので、御了承をお願い申し上げます。

議案第7号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号 平成19年度名寄市一般会計予算及び議案第29号 名寄市国民健康保険特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第30号から議案第38号までの平成19年度各特別会計予算並びに各企業会計予算9件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げまして、簡単ではありますが、

委員会の審査結果とさせていただきます。

○議長（田中之繁議員） ただいま予算審査特別委員会委員長より報告のありました平成19年第1定付託議案第7号外11件については、全議員をもって構成されました特別委員会の審査でありますので、この際質疑を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、平成19年第1定付託議案第7号 名寄市国民健康保険税条例の一部改正について採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田中之繁議員） 起立多数であります。

よって、平成19年第1定付託議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成19年第1定付託議案第28号 平成19年度名寄市一般会計予算についてを採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田中之繁議員） 起立多数であります。

よって、平成19年第1定付託議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成19年第1定付託議案第29号 平成19年度名寄市国民健康保険特別会計予算について採決を行います。

本件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（田中之繁議員） 起立多数であります。

よって、平成19年第1定付託議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、平成19年第1定付託議案第30号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計予算外8件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、平成19年第1定付託議案第30号外8件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第4 議案第41号 安全・安心都市宣言について、議案第42号 教育都市宣言について、議案第43号 健康都市宣言について、議案第44号 非核平和都市宣言について、以上4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第41号から議案第44号までの各都市宣言の制定について、一括して提案の理由を申し上げます。

合併前の旧風連町及び旧名寄市では、平和、安全、防犯、健康などの分野におきましてそれぞれ6本の都市宣言を制定しておりました。都市宣言は、その都市が目指す理念や目標、あるいはまちづくりへの期待や決意などを宣言の形で明らかにするもので、行政目標や行政課題という意味と同時に市民の意思を集約したものであります。合併後の新市におきましてもこの趣旨に沿って都市宣言を制定するため、今日的な情勢等を踏まえ、総務文教常任委員会におきまして精査、検討をしていただきました。

本件は、安全・安心都市宣言、教育都市宣言、健康都市宣言及び非核平和都市宣言の4本の宣言に市民の願いと決意を込めて制定するため、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、議案第41号外3件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第41号外3件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号外3件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第5 議案第45号 名寄市議会会議規則の一部改正について、議案第46号 名寄市議会委員会条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

本件は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会議規則及び委員会条例の一部を改正するものであります。

お諮りいたします。本件につきましては、全議員による提出でありますので、議案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号外1件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第6 意見書案第1号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書、意見書案第2号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書、意見書案第3号 公開制度見直しなど戸籍法の早

期改正を求める意見書、意見書案第4号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書、意見書案第5号 耐震構造計算書偽装問題に関する被害者救済に関する意見書、意見書案第6号 NHK受信料の支払い義務化に関する意見書、意見書案第7号 少子化の克服へ対策強化を求める意見書、意見書案第8号 特定健診・特定保健指導に関する意見書、意見書案第9号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書、意見書案第10号 生活保護の「母子加算」廃止に反対する意見書、以上10件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外9件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第7 報告第2号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

---

○議長(田中之繁議員) 日程第8 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。お手元に配付されました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中之繁議員) 異議なしと認めます。  
よって、申し出のとおり決定いたしました。

---

○議長(田中之繁議員) 以上で今期定例会に付託されました案件は全部議了いたしました。

---

○議長(田中之繁議員) それでは、ここで今期限りをもって勇退を予定されております8名の議員からそれぞれ発言を求められておりますので、これを許します。

林寿和副議長。

○副議長(林 寿和議員) このたび今期をもって勇退をいたしますため、皆様方に一言ごあいさつとお礼を申し上げます。

私は、平成9年9月から旧風連町の議会議員として務めてまいりました。また、昨年3月27日の合併によりまして、きょうまでほぼ1年という本当に短い期間ではありましたが、皆様方と一緒に新名寄市の市議会議員として議員活動を行ってきたことに対しまして非常に今うれしく思っておりますし、皆様方にもいろいろと御指導いただいたことを本当に感謝してございます。

旧風連町にはなかった会派制度というのが新名寄市議会にはありまして、やはり私がこの1年間振り返りますとこの会派というものの印象が非常に強く残ってございます。風連出身の9名で会派を組織いたしまして、その中で議論をしながら、その一員として6月には会派の代表質問、そして9月の定例会では学校給食センターの統合に伴い補正予算に対し、否決はされましたけれども、修正動議を出すという初めての体験もいたしました。12月には一般質問もさせていただきましたし、この新年度の第1回定例会におきましては2月26日の初日に本当に思ってもみなかった副議長という大役に指名をされまして、今本当にその重圧といえますか、重責をひしひしと感じているところでございます。任期につきましては4月いっ

いということで、あと1カ月半残しているわけがありますけれども、その間残された任期、田中議長に御迷惑をかけないよう何とか私なりにその重責を務めていきたいなど、このように考えてございます。

また、次期改選に立起される同僚の議員の皆様方につきましては、どうか全員の方が当選されまして、これからの新しい名寄市のために十分尽力していただきたいなど、このように心より願っている次第であります。また、今期退任されるこれまで非常に長く務めてこられました先輩議員の皆様方に関しましては、これまで培ってきました貴重な経験やら知識をまた新たな場所で、健康に十分留意をしながら発揮していただきたいと思えます。あわせてこの場におられる、そして市役所庁内におられる島市長を初め理事者の皆様方、そして職員の皆様方にもこれまで大変お世話になりましたことを改めてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

私も任期を終了した後は、5月1日からは一人の市民、そして一人の農業者としてこれまで以上に一生懸命頑張っていきたいと思っておりますし、また市政についてもできる限り関心を持って、皆様の新しい議会についても関心を持って新聞等を見て、皆様の活躍をまた目に耳に焼きつきたいなど、このように考えております。本当にこれまで皆様方には大変お世話になりました。それと、残された任期1カ月半どうぞよろしくお願いいたします。本日は本当にこのような場に立たせていただきまして大変ありがとうございました。

以上で、簡単ではございますが、退任のごあいさつとお礼にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(田中之繁議員) 渡辺宏治議員。

○14番(渡辺宏治議員) お許しをいただきましたので、一言退任のごあいさつを申し上げたいと思えます。

合併元年でありますこの1年、皆様とともに新

名寄市議会議員として務めさせていただきました。このことは、私の生涯を通じて非常に貴重な、大きな記念すべき人生の1ページでございました。私は、これをもちまして通算をして3期の議員活動を終えようというふうに思います。いろいろな体験、経験を積みながら、無事退任の日を迎えようとしておりますことは、ひとえに皆様方のおかげというふうに思ひまして、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。なおまた、いろいろと御指導、御支援、御協力をいただきました多くのそれぞれの皆さんに対しましても、本席からではございますが、厚くお礼と感謝を申し上げますところでございます。

最後になりますが、これからの名寄市議会、さらには新名寄市の限りない発展を御祈念申し上げまして、私からの退任のごあいさつにかえさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 堀江英一議員。

○19番（堀江英一議員） それでは、一言もってごあいさつを申し上げたいというふうに思いますが、新名寄市の初代の副議長として田中議長と最後まで任期務めようという覚悟でこの1年頑張ってきたつもりでございます。特に私は町の議員として3期務め、そして新市の市会議員としてのきょうまでの間、本当に田中議長には市の議会のあり方等々を教えていただきました。私も同僚の先ほどごあいさつがあった林議員、あるいは渡辺議員同様今期限りで市会議員の方はおりるということで決断をしていたやさき、このような形で皆さんも御承知のとおり道議会の方に今回初挑戦をさせていただく羽目になり、さらに同僚の議員皆さんにはまたお世話になるというような格好になりました。

私は、今回このような形で今自分の御紹介も含め市内一円歩いてみてつくづくわかったことは、やっぱり私が見ている以上に市民は大きく議会議員、そしてこの市の議会に期待しているということがひしひしと感じ取れました。私が3区の住民

の代表としての議員活動しか知らなかった自分がまことに情けなく今思っている次第でございませぬ。いろいろ私も皆さん方に御迷惑をおかけしたことを深々と謝り、そして今後私がやっていかなければならないことをしっかりと肝に銘じ、今後活躍したいというふうに思っておりますので、どうぞ御支援いただきますよう心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、退任のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 野本征清議員。

○16番（野本征清議員） 退任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

田中議長を初め議員の皆さん、島市長を初め職員の皆さん、大変お世話になり、まことにありがとうございました。今後におきましては、市が進める行政推進を側面からサポートするよう地域において微力ながら努力をしておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。言葉足りませんけれども、一言退任に当たってのごあいさつといたします。本当にありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） 一言ごあいさつを申し上げます。

市政に参画して長きにわたり活動できたこと、市民の皆様、そして市職員の皆様に心から感謝申し上げます。この間私は、憲法を暮らしに生かす、特に25条のすべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、また自治法の本旨であります住民の暮らしを守る、住民こそ主人公の立場を忘れず活動を続けてきたつもりでございませぬ。

思い起こしますと、昭和46年に議会に参画したときのことです。当時市内道路ひどいほこりを抑えるために、製紙工場の廃液を散布してほこりを抑えておりました。確かにひどいほこりを抑えたわけではありますが、強いにおい、衣服への付着と散布廃止を求める市民の声が高ま

ってまいりました。同時にそれではこのひどいほこりをどうするのかと、廃液散布にかわる対策が求められたところでありますが、私はその対案としてアスファルト乳剤散布の提案を行い、認められ、大変喜ばれたところでありました。また、東京に革新自治体が誕生したときのことで、70歳以上のお年寄りの医療費無料化が実施されまして、それが全国に広がりました。名寄市でも市民の願いにこたえて、当時の石川市長のもとで67歳からの医療費無料化が行われたわけでありました。このように人間を大切にする政治の前進を喜んでまいりました。

しかし、現在では構造改革のもとで格差が広がり、人間が大切にされない政治に対して憂う市民の声が多くあるわけでございます。今風連との合併、短大の4大化、基幹産業農業振興、そして総合計画実施と多くの課題がある中での市政推進に各位の一層の御活躍を祈念いたしまして、甚だ簡単ではございますけれども、ごあいさつといたします。大変ありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） 武田利昭議員。

○32番（武田利昭議員） 退任のごあいさつをしたいのですが、その前に12日から14日まで私は出席できませんでした。それは、北上の大おばが急遽亡くなったから来てくれと。それは、もう3年6カ月になる、私の細君死んだのが、そのときに向こうから4人も来てくれたわけ、香典持って。行かなければならぬわけ、実際のこと言っ。そんなわけで向こう行って、14日は間違いなしに来ようと思って、おんじが車で来たものだから乗って、走ろうと走ったわけ。ところが、大雪でもって高速道路通れないわけ。これ困った、困ったと、それで八戸の方へ連絡とったら、車から人からいっぱいでもうだめだというようなことで、そういうわけで来られなかったと。本当に申しわけありません。

それで、私も今まで16年4期、おかげさまで皆様方のお力添え、お世話いただきまして務めま

した。その間市の理事者の方々にもいろいろと御指導、御鞭撻をいただきまして、本当にありがとうございます。おかげさまで可もなし不可もなしかな、務めさせていただきまして。私は、まだまだこれからやらなければならぬこといっぱいあるわけ。やめてから私の本音の勝負が始まる。第2の人生、これは厳しいです。今までの議会でもってのほほんとしたようなわけにいかないと、私はそういうぐあいと思います。それだけずってもはってはいつくばって自分の考え方のもとで名寄市の発展のためといいますか、そのために全力を私は進めるつもりでございます。したがって、皆様方もこれからもまだまだ名寄市政に活躍していただかなければならない、残った方々は。しかし、今本当に御時世も非常に大きな変革なときである。名寄も新市となっても構造改革はどんどん、どんどん進めていくと。そういうようなことで、時世も時局も大きな変革のとき、これはなかなか難しいです。しかし、名寄の希望に燃えて皆様方も全身全霊頑張っていたいただかなければならないことになっておりますので、どうかよろしくお願ひします。

以上をもちまして、つたない私のごあいさつでございますが、以上をもって終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（田中之繁議員） 三宅幹夫議員。

○34番（三宅幹夫議員） 皆さん、きょうまでいろいろとありがとうございました。4期16年、長かったように思いますが、光陰矢のごとし、本当にあっという間に過ぎ去ったように私は今思っております。この間、喜怒哀楽という言葉がありますけれども、そここで味わい、あるときは悔し涙を流しながらやってきたことが本当に私の脳裏を今かすめております。今後は、議会経験者の一人として、議会に外野から大きなエールを送り、そして名寄の議会に籍はなくても一緒に仕事をやっているような気持ちで今後を過ごしていきたいと思ひます。



それから、市長以下の皆様には今後の新名寄市建設のために懸命な努力をいただくことを心からお願いをいたします。それから、残されたまた来期頑張っていたいただく議員の皆さん方には、十分に健康に留意されまして、なお一層の御検討をお願いをいたします。

言葉少なく、意を尽くしておりませんが、これをもって私の退任のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（田中之繁議員） ここで栗栖賢一議員よりメッセージが届いておりますので、事務局長より代読いたします。

○事務局長（伊藤矩康君） 本来ですと、平成19年第1回名寄市議会定例会に出席して、退任とお礼のごあいさつを申し上げるところであります。健康上どうしても出席できませんので、お許しをいただきたいと思います。3期12年間本当にありがとうございました。

平成19年3月15日、清風クラブ、栗栖賢一。以上でございます。

---

○議長（田中之繁議員） ここで島市長より発言を求められておりますので、これを許します。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議長からお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月26日に開会されました平成19年第1回定例会は、18日間の日程で本会議並びに予算審査特別委員会において多くの貴重な御意見、御示唆をいただき、衷心よりお礼を申し上げます。おかげをもちまして、平成19年度の予算並びに関係議案を一部修正をいただきながら御決定をいただきました。平成19年度は、新名寄市総合計画の初年度に当たりますが、長引く当地域の経済の低迷、新型地方交付税導入など財政を取り巻く環境は厳しい中で、合併効果の実現を追求する地域活性化や市民福祉の維持向上に財政調整基金の取り崩しを含めた財政運営を余儀なくされてお

ます。

さて、議員各位におかれましては、今期の在任特例の任期を終えようとしております。平成16年4月、風連町、名寄市の合併協議会設置以降旧風連町、旧名寄市の均衡ある新市建設計画の策定作業や風連町での住民投票の実施、平成17年2月28日、合併協定調印式、平成18年3月27日、新市誕生と名寄市立大学の開学など新市の誕生の苦しみと喜びに参画されました。それぞれの課題に対する議論と適切な御助言、御指導に重ねてお礼を申し上げます。

先ほど退任のごあいさつがございました今任期をもって御勇退をされます林寿和副議長、渡辺宏治議員、堀江英一前副議長、野本征清議員、斉藤晃議員、武田利昭議員、三宅幹夫議員、栗栖賢一議員、皆様に対しましてはこの席をおかりし、長年の議員活動の御労苦に敬意を表し、また御指導に対して心から感謝を申し上げます。これからも御壮健で、名寄市発展のためにさらなる御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、改選に当たられます議員各位におかれましては、今日までの議員活動や政策を市民、有権者に訴え、再びこの議場で御活躍、御指導いただきたく必勝を御祈念申し上げます。

なお、3月31日をもって定年退職となります伊藤議会事務局長、そして本日出席をしております説明員の石王総務部長、今教育部長、関下上下水道室長に対しまして、長年にわたり名寄市の発展に御尽力をいただきましたその御労苦に感謝を申し上げます。これからもますます御健勝で、地域であるいは後輩職員に対し御指導をいただきますようお願いを申し上げます。

地方分権時代で、財政的な制約があり、その力量が発揮できない状況が続いておりますが、議員の皆様、退任される皆様に改めてこれからの市政の推進に対し御指導、御鞭撻を重ねてお願いを申し上げ、お礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（田中之繁議員） これをもちまして、平成19年第1回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

---

閉会 午後 3時36分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 佐 藤 勝

署名議員 宗 片 浩 子

質 問 文 書 表 (代表質問)

平成19年第1回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	木戸口 真 (P 59)	1. 平成19年度島市政執行に当たっての諸課題について (1) 新名寄市総合計画での事業費はどのくらい (2) 合併による特例債・有利債の運用は (3) 今後の行財政改革の考えは 2. 基幹産業である農業の振興について (1) 「新名寄市農業・農村振興計画」推進について (2) 農業青年チャレンジ事業について (3) 農地・水・環境保全向上対策事業の展開について 3. 生活福祉・医療について (1) 各種福祉サービスと住民負担の今後は (2) 市立総合病院施設整備事業について (3) 精神科の医師確保対策について (4) 廃棄物処理対策について 4. 商工業の振興について (1) 道の駅整備事業の運営方法と今後について (2) ポスフル出店対策の今後について 5. 建設事業について (1) 風連地区市街地再開発事業の今後について 6. 教育行政執行について (1) 子ども達の教育の充実について (2) 風連中学校改築について (3) 学校給食センターの現状は
2	小野寺 一 知 (P 78)	1. 平成19年度市政執行方針について (1) 新名寄市として、19年度の行政運営のポイントは (2) 19年度の財政運営の考え方について (3) 新総合計画の初年度計画推進に向けての対応は 2. 平成19年度予算について (1) 19年度予算案の編成に当たっての考え方について

		<p>(2) 地域経済に配慮した予算編成となったか</p> <p>(3) 今後の基金の考え方と財政の見込みについて</p> <p>(4) 均衡ある発展とは何をもって言うのか</p> <p>3. 行財政改革について</p> <p>(1) 合併後の行財政改革は、どのような方針で進められているのか</p> <p>(2) 「新名寄市行財政改革推進計画」の期間と成果の見解は</p> <p>(3) 合併後の効率的な財政運営に対する見解と今後の予定について</p> <p>4. 市立総合病院について</p> <p>(1) 運営状況と平成18年度決算の見込みは</p> <p>(2) 精神科医師の確保及び、他の診療科の状況について</p> <p>(3) 病棟増改築計画の必要性とその概要</p> <p>(4) 増改築にかかわる事業費とその後の運営状況の試算は</p> <p>5. 農業の振興政策について</p> <p>(1) 日本一のもち米生産地、PR作戦の具体的政策について</p> <p>(2) 野菜の導入による経営安定対策について</p> <p>(3) 施設園芸の振興について</p> <p>(4) 地産、地商について</p> <p>6. 商工業の振興について</p> <p>(1) 中心市街地の開発について</p> <p>(2) 「特別用途地区」の設定について</p> <p>(3) 冬期雇用研修制度について</p> <p>7. 継続懸案事項について</p> <p>(1) 高速道路の進捗状況について</p> <p>(2) サンプルダムの早期本体着工について</p> <p>(3) 新天文台の早期建設に向けて</p> <p>ア 現在の取り組み経過と予算について</p> <p>イ 進め方と完成時期について</p> <p>ウ 新天文台はどのような施設としてイメージするのか</p> <p>エ 完成後の交流人口や、経済効果等への見解は</p> <p>8. バイオエネルギーへの取り組み</p> <p>(1) 現状の考え方と将来予測について</p> <p>(2) 具体的な取り組みと目標を持つべきではないか</p> <p>9. 駅前再開発事業の取り組みについて</p> <p>(1) 駅前市有地の有効活用を図るべき</p> <p>(2) 公営住宅マスタープランの見直しを早め、まちなか居住を推進するべき</p>
--	--	--

		<p>(3) 駅前に仮称「総合ビル」を建設し、市民の交流の拠点とするべき</p> <p>10. 教育行政執行方針について</p> <p>(1) 教育基本法が改定されたが、名寄市の教育行政の考え方について</p> <p>(2) 小中学校適正配置について答申があったが、今後の予定と具体的な実施年度についての見解は</p> <p>(3) 「子どもの読書活動推進計画」について</p>
3	中野秀敏 (P100)	<p>1. 新総合計画について</p> <p>(1) 市民憲章に親しんでもらう推進運動方策は</p> <p>(2) 前期計画5カ年に係る事務事業を年度別に定めるための手法について</p> <p>(3) 緊急度合についての考え方</p> <p>(4) 特性ある地域づくりに対する考え方</p> <p>(5) 地域自治、住民参画のまちづくりの具体的手法は</p> <p>(6) 投資的事業における、人口に見合った施設づくりと、維持管理費の捻出についての考え方は</p> <p>(7) 自治基本条例のスケジュールは</p> <p>(8) 窓口ワンストップサービスの取り組み方について</p> <p>(9) ボランティア制度をどう市民に浸透させ、推進を図るのか</p> <p>2. 行財政改革について</p> <p>(1) 公債費管理による財政の健全化をどのように図るのか</p> <p>(2) 収支不足に対する調整財源を最小限にする方策の見通しは</p> <p>(3) 歳出、歳入一体改革に対する考え方は</p> <p>(4) 新行財政改革推進計画に職場議論がどのように反映されたのか</p> <p>(5) 歳入確保のための新たな方策の検討は</p> <p>(6) 市民の視点による評価の仕組みづくりをどう行うのか</p> <p>3. 大型店出店について</p> <p>(1) 行政としての対応の遅れはなかったのか</p> <p>(2) 市民合意形成に向けての取り組みは</p> <p>(3) 既存商工関係者の経営努力と、行政としての商工業振興策の見直しをどう図るか</p> <p>(4) 中心市街地活性化の施策をさらに進めるべきと思うが考え方は</p> <p>4. 農業関係について</p> <p>(1) 新産地づくり交付金配分の基本的な考え方は</p> <p>5. 教育行政執行方針について</p> <p>(1) 風連高等学校の今後のあり方について</p>

		(2) 社会教育施設の使用料見直しと、指定管理者制度導入の基本的考え方について
4	熊谷吉正 (P117)	<p>1. 平成19年度執行方針と予算編成について</p> <p>(1) 憲法を暮らしに生かす市政について</p> <p>(2) 市政運営の基本的姿勢とまちづくりのあり方</p> <p>(3) 予算編成について</p> <p>(4) 今後の福祉行政等のあり方について</p> <p>(5) 行財政計画の推進について</p> <p>2. 中期財政計画と新総合計画について</p> <p>(1) 今後の地方財政の展望について</p> <p>(2) 中期財政計画と新総合計画等との整合性について</p> <p>(3) 名寄市の財政現状について</p> <p>3. 広域行政の現状と具体的方針について</p> <p>(1) 合併後の広域行政の現状について</p> <p>(2) 今後の広域行政等の展開と名寄市の役割について</p> <p>4. 域内分権と住民自治について</p> <p>(1) 地域自治区の具体化と職員の役割について</p> <p>5. 主要課題について</p> <p>(1) 大型店問題の対応と都市計画について</p> <p>(2) 入札、契約制度の改善に向けて</p> <p>(3) サンプラー温泉のリニューアルについて</p> <p>(4) 国民保護計画について</p> <p>(5) 今後の雇用対策について</p> <p>6. 教育行政執行方針について</p> <p>(1) 教育基本法の改悪と今後の動きについて</p> <p>(2) 特別支援教育本格実施への現状について</p> <p>(3) いじめ、不登校、悩み等の現状と対応について</p> <p>(4) 学校適正配置の基本的考え方について</p>
5	猿谷繁明 (P138)	<p>1. 平成19年度市政執行方針について</p> <p>(1) 市政推進の基本的な考えを三点掲げているが、「活力をもたらす産業の振興」にある農産物等のブランド化とは</p> <p>(2) 19年度予算編成にある、既成概念にとらわれず「挑戦者の志」を持って大胆な発想の転換とは</p> <p>(3) 地域自治区の創設について。どのような組織か。</p>

		<p>(4) 情報化の推進では戸籍事務の電算化が進められるが、まちなかで市民が利用できるのか</p> <p>(5) 医療の充実は大切だが、市立総合病院の他の部署の改善も必要と考えるが</p> <p>(6) 料金を改定しようとする水道使用料と下水道使用料について</p> <p>(7) 大型店出店の対応について</p> <p>2. 平成19年度教育行政執行方針について</p> <p>(1) 学校教育について。特に読解力が大切と考えるが、朝読書を勧める場合は、学校を朝早くに開放するのか</p> <p>(2) 命を大切にす心、思いやりの心を育成するためには、具体的に何をされるのか</p> <p>(3) 特別支援教育について。専門家チームや巡回相談員を単独で選任とあるが、その考えについて</p> <p>(4) 食育の大切さについて</p> <p>(5) 教育相談活動について</p> <p>(6) いじめ撲滅に向けての取り組みについて</p> <p>(7) 風連高校について</p> <p>(8) 天文台建設の展望について</p>
--	--	---

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成19年第1回定例会

発言 順序	氏 名	発 言 要 旨
1	齊 藤 晃 (P153)	1. 市民のくらし支援の取り組みについて (1) 新年度の施策について (2) 福祉の推進について (3) 子どもの医療費無料化の上乗せについて (4) 保育所の入所について 2. 市立総合病院の医師確保について 3. 発達障害支援の取り組みについて 4. 特別支援教育について 5. 品目横断的経営対策について 6. ポスフル出店対策について
2	渡 辺 正 尚 (P163)	1. 市民と協働のまちづくりの考え方について (1) 基本的に両者が情報の共有化をしなければならないと思うが。現状はどのような状態か (2) 情報公開条例ができてから、情報公開請求の件数は 2. 適正時期に工事発注ができているか (1) 昨年の発注時期と件数については (2) 指名の基準について 3. 高齢者福祉について (1) 試験的にデマンド交通システムを取り入れては (2) 高齢者の生活や意識調査を行っては 4. 職員の評価システムについて (1) 内部評価では、私情が入って甘いのでは (2) 職員の士気に影響が出ていないか
3	高 橋 伸 典 (P177)	1. 名寄の子どもが悲惨な事態を招かないために (1) ハートダイヤルと心の教室相談員への相談状況 (2) 適応指導教室、教育相談センターの状況について (3) 児童センターの来館状況(団体数と人数)



		<p>(4) 名寄市青少年問題協議会サポートチームの推進状況</p> <p>(5) メール相談の推進と相談体制の強化は</p> <p>(6) 教育委員会としての名寄市立大学とボランティアグループとの連携の考え方は</p> <p>2. 安心して健やかに暮らせるまちづくり</p> <p>(1) 子育て支援の施策の基本的な考え方</p> <p>(2) 子育て支援センターの活用状況と考え方</p> <p>(3) 子育て支援の一時預かり所と夜間保育の取り組み状況について</p> <p>(4) ボランティアでの一時預かりの考え方について</p> <p>3. 心臓突然死をAEDで防げ</p> <p>(1) AED（自動体外式除細動器）の本市の取り組み</p> <p>(2) 中学校への配置の推進を</p> <p>(3) 道立高校への設置への普及を</p>
4	村 端 利 克 (P 1 8 8)	<p>1. 名寄市過疎地域自立促進市町村計画の経過と推進について</p> <p>(1) 17年度からの5カ年計画の3年目を迎えた現在までの経過と今後の推進状況について</p> <p>ア 土木関係</p> <p>イ 生活環境関係</p> <p>ウ 福祉関係</p> <p>2. 総合計画の前期事業について</p> <p>(1) コンパクトなまちづくりの計画は</p> <p>(2) 旧名寄市の中心市街地活性化事業の取り組みは</p> <p>(3) 風連地区市街地再開発事業の一部見直しについて</p> <p>ア 保健センターの概要について</p> <p>イ 福祉住宅の建設予定は</p> <p>ウ 公衆浴場の新設について</p> <p>(4) 風連中央小学校、風連中学校の校舎新設時期予定は</p> <p>(5) 風連地区東地区運動広場の整備について</p> <p>ア パークゴルフ場の9ホール新設について</p> <p>イ グラウンドゴルフ場の整備について</p>
5	佐 藤 靖 (P 1 9 8)	<p>1. 協働のまちづくりについて</p> <p>(1) 情報の公開と共有とは</p> <p>(2) 市民憲章との整合性</p> <p>(3) 協働で共生のまちづくりを</p>

		<p>2. 用途地域指定と建築制限条例について</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 住民合意とは</p> <p>(3) 道が示すガイドラインとの整合性</p> <p>3. 医療の充実について</p> <p>(1) 市立総合病院の将来展望</p> <p>(2) 東病院の将来展望</p>
6	田中好望 (P210)	<p>1. 農業振興センターの19年度の取り組み方について</p> <p>(1) アスパラ大苗の供給事業について</p> <p>(2) 後継者担い手対策について</p> <p>2. 農地・水・環境保全向上対策事業について</p> <p>(1) 対象地域のまとめについて</p> <p>(2) 事業計画について</p>
7	武田利昭 (P218)	<p>1. 魅力ある商店街と商業集積づくり</p> <p>(1) 商店街の現状</p> <p>(2) 大型店との共存</p> <p>2. 観光産業の振興と対策</p> <p>3. 地方分権のゆくえ</p>
8	駒津喜一 (P226)	<p>1. 情報化（ICT）推進電子自治体について</p> <p>(1) 北海道電子自治体プラットフォーム構想</p> <p>ア 「電子自治体共同運営協議会」の参加数について</p> <p>イ ハープ構想の開発進捗状況について</p> <p>ウ 市の運用開始時期について</p> <p>2. 市内商工業の振興施策について</p> <p>(1) 企業立地促進条例並びに中小企業振興条例について</p> <p>(2) 北海道「産消協働」について</p> <p>(3) 商業活性化について</p> <p>3. 市立総合病院について</p> <p>(1) 駐車場の現状と管理について</p> <p>(2) 病院敷地内の禁煙問題について</p>
9	谷内司 (P239)	<p>1. 今後の行財政改革の考えは</p> <p>(1) 平成18年度の市税等の収入見込み額は</p>

		<p>(2) 未収金への対応は</p> <p>2. いじめと転校について</p> <p>(1) 内閣府の発表と対応について</p>
10	竹中憲之 (P250)	<p>1. 特別支援教育の支援体制について</p> <p>(1) 各学校における支援体制は</p> <p>(2) LD、ADHDの児童・生徒数は</p> <p>(3) 学校、幼稚園等との情報提供等の連携は</p> <p>(4) コーディネーターの配置数は</p> <p>2. 市立総合病院の現状と将来展望について</p> <p>(1) スタッフの配置数は</p> <p>(2) 各科、病棟におけるスタッフの勤務実態について</p> <p>(3) 外来における患者の待ち時間は</p> <p>(4) 一部業務の委託によるメリット・デメリットは</p> <p>(5) 地域医療センターとしての将来展望は</p>
11	山口祐司 (P260)	<p>1. 市民保養施設のあり方について</p> <p>(1) 望湖台センターハウスの今後について</p> <p>(2) 平成18年度の収支見込みの状況は</p> <p>(3) 集客力を高めるための方策について</p> <p>(4) 施設の老朽化に伴う改修計画について</p> <p>2. 市民への情報開示について</p> <p>(1) 市民向けの行政情報のあり方について</p> <p>(2) 今後の広報活動について</p> <p>(3) 市民の理解度を深めるには</p> <p>3. 新型インフルエンザについて</p> <p>(1) 流行を想定した行政の対応は</p> <p>(2) 市立総合病院と市内医療機関との連携は</p> <p>(3) 市民への広報呼びかけについて</p>
12	宗片浩子 (P269)	<p>1. 食育の推進について</p> <p>(1) 食育推進計画の策定について</p> <p>(2) 家庭における食育について</p> <p>(3) 体験型の食育について</p> <p>(4) 地場産物を活用した学校給食について</p> <p>(5) 食育に関する情報提供について</p>

13	岩 木 正 文 (P 2 7 8)	1. 市民の安心・安全について (1) AEDの啓発、活用 (2) 自転車事故から市民を守るために 2. 教育行政について (1) いじめ問題への対応 (2) 教育再生会議、第1次報告に関して 3. 冬のスポーツ施設の活用について (1) カーリング場 (2) ジャンプ台 (3) クロスカントリーコース
14	黒 井 徹 (P 2 9 0)	1. 市政執行方針について (1) 市長の歴史観について (2) 「市民の融和と一体感」の概念について (3) 合併による行財政面でのメリットとは (4) 「活力をもたらす産業の振興」について 2. 農業政策について (1) 食育の基本理念について (2) 担い手の育成について (3) 農業振興センターの今後 (4) 新産地づくり対策の議論経過と考え方 (5) 遊休農地の現状と対策 (6) 農村地区の特徴を生かした均衡ある開発 (7) 品目横断的経営安定政策の課題は

## 第 1 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 1 9 年 2 月 2 6 日～平成 1 9 年 3 月 1 5 日 1 8 日 間  
 本 会 議 時 間 数 2 6 時 間 3 0 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
	副議長の辞職許可報告	19. 2. 26	報 告 済
	副議長選挙 (林 寿和)	"	選 挙 完 了 ( 指 名 推 選 )
	議会運営委員会委員の選任について	"	選 任
議 案 第 1 号	名寄市民憲章の制定について	"	原 案 可 決
議 案 第 2 号	名寄市北国雪国ふるさと交流館条例の制定について	"	"
議 案 第 3 号	名寄市道の駅条例の制定について	19. 2. 26	経 済 常 任 委 員 会 付 託
		19. 3. 15	修 正 可 決
議 案 第 4 号	名寄市住宅リフォーム促進助成条例の制定について	19. 2. 26	原 案 可 決
議 案 第 5 号	名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について	"	"
議 案 第 6 号	名寄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	"	"
議 案 第 7 号	名寄市国民健康保険税条例の一部改正について	19. 2. 26	予 算 審 査 特 別 委 員 会 付 託
		19. 3. 15	原 案 可 決

議案第8号	名寄市学校給食センター設置条例の一部改正について	19. 2.26	原案可決
議案第9号	名寄市重度障害者、精神障害者及びひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について	〃	〃
議案第10号	名寄市企業立地促進条例の一部改正について	〃	〃
議案第11号	名寄市住宅環境改善等補助条例の廃止について	〃	〃
議案第12号	合併特例区規約の変更について	〃	〃
議案第13号	風連町の長の給与等に関する規則の一部改正について	〃	〃
議案第14号	上川教育研修センター組合規約の変更について	〃	〃
議案第15号	損害賠償の額を定めることについて	〃	〃
議案第16号	市道路線の認定について	〃	〃
議案第17号	平成18年度名寄市一般会計補正予算	〃	〃
議案第18号	平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第19号	平成18年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第20号	平成18年度名寄市介護保険特別会計補正予算	〃	〃

議案第21号	平成18年度名寄市下水道事業特別会計補正予算	19. 2.26	原案可決
議案第22号	平成18年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算	”	”
議案第23号	平成18年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	”	”
議案第24号	平成18年度名寄市公設地方卸売市場特別会計補正予算	”	”
議案第25号	平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算	”	”
議案第26号	平成18年度名寄市病院事業会計補正予算	”	”
議案第27号	平成18年度名寄市水道事業会計補正予算	”	”
議案第28号	平成19年度名寄市一般会計予算	19. 2.26	予算審査特別委員会設置・付託
		19. 3.15	原案可決
議案第29号	平成19年度名寄市国民健康保険特別会計予算	19. 2.26	予算審査特別委員会設置・付託
		19. 3.15	原案可決
議案第30号	平成19年度名寄市老人保健事業特別会計予算	19. 2.26	予算審査特別委員会設置・付託
		19. 3.15	原案可決

議案第31号	平成19年度名寄市介護保険特別会計予算	19. 2. 26	予算審査特別委員会 設置・付託
		19. 3. 15	原案可決
議案第32号	平成19年度名寄市下水道事業特別会計予算	19. 2. 26	予算審査特別委員会 設置・付託
		19. 3. 15	原案可決
議案第33号	平成19年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計予算	19. 2. 26	予算審査特別委員会 設置・付託
		19. 3. 15	原案可決
議案第34号	平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計 予算	19. 2. 26	予算審査特別委員会 設置・付託
		19. 3. 15	原案可決
議案第35号	平成19年度名寄市公設地方卸売市場特別会 計予算	19. 2. 26	予算審査特別委員会 設置・付託
		19. 3. 15	原案可決
議案第36号	平成19年度名寄市食肉センター事業特別会 計予算	19. 2. 26	予算審査特別委員会 設置・付託
		19. 3. 15	原案可決
議案第37号	平成19年度名寄市病院事業会計予算	19. 2. 26	予算審査特別委員会 設置・付託
		19. 3. 15	原案可決



議案第38号	平成19年度名寄市水道事業会計予算	19. 2.26	予算審査特別委員会 設置・付託
		19. 3.15	原案可決
議案第39号	指定管理者の指定について	19. 2.26	原案可決
議案第40号	指定管理者の指定について	”	”
議案第41号	安全・安心都市宣言について	19. 3.15	原案可決
議案第42号	教育都市宣言について	”	”
議案第43号	健康都市宣言について	”	”
議案第44号	非核平和都市宣言について	”	”
議案第45号	名寄市議会会議規則の一部改正について	”	”
議案第46号	名寄市議会委員会条例の一部改正について	”	”
意見書案第1号	医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書	”	”
意見書案第2号	「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書	”	”
意見書案第3号	公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書	”	”
意見書案第4号	障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書	”	”
意見書案第5号	耐震構造計算書偽装問題に関する被害者救済に関する意見書	”	”

意見書案第6号	NHK受信料の支払い義務化に関する意見書	19. 3.15	原 案 可 決
意見書案第7号	少子化の克服へ対策強化を求める意見書	”	”
意見書案第8号	特定健診・特定保健指導に関する意見書	”	”
意見書案第9号	後期高齢者医療制度の充実を求める意見書	”	”
意見書案第10号	生活保護の「母子加算」廃止に反対する意見書	”	”
報告第1号	専決処分した事件の報告について	19. 2.26	報 告 済
報告第2号	例月現金出納検査報告について	19. 3.15	”
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	”	継続審査（調査） 決 定